1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

< 目 次 >

- 1.9.1 対応手段と設備の選定
 - (1) 対応手段と設備の選定の考え方
 - (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手段及び 設備
 - (a) 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止
 - (b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止
 - (c) 水素濃度及び酸素濃度の監視
 - (d) 代替電源による必要な設備への給電
 - (e) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - b. 手順等
- 1.9.2 重大事故等時の手順
- 1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順
 - (1) 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止
 - a. 発電用原子炉運転中の原子炉格納容器内の不活性化
 - b. 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給
 - (2) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止
 - a. 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化
 - b. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出
 - c. 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御
 - (3) 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視
 - a. 格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) による 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視

- b. 格納容器雰囲気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃 度監視
- 1.9.2.2 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の電源を代替電源設備から給電する手順
- 1.9.2.3 その他の手順項目について考慮する手順
- 1.9.2.4 重大事故等時の対応手段の選択
- 添付資料1.9.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応表
- 添付資料1.9.2 自主対策設備仕様
- 添付資料1.9.3 対応手段として選定した設備の電源構成図
- 添付資料1.9.4 重大事故対策の成立性
 - 1. 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆 発防止
 - (1) 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素 供給
- 添付資料1.9.5 炉心損傷及び原子炉圧力容器破損後の注水及び除熱の考え方 について
- 添付資料1.9.6 解釈一覧
- 添付資料1.9.7 手順のリンク先について

1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

(1) BWR

- a)原子炉格納容器内の不活性化により、原子炉格納容器内における水 素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を 整備すること。
- (2) PWRのうち必要な原子炉
 - a) 水素濃度制御設備により、原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を整備すること。

(3) BWR及びPWR共通

- a)原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を 防止するために必要な設備が、交流又は直流電源が必要な場合は代替 電源設備からの給電を可能とすること。
- b) 炉心の著しい損傷後、水-ジルコニウム反応及び水の放射線分解に

よる水素及び酸素の水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する 手順等を整備すること。

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反応及び水の 放射線分解による水素及び酸素が、原子炉格納容器内に放出された場合におい ても、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、水素濃度制御を 行う対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について 説明する。

1.9.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解及び金属腐食(以下「ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等」という。)により発生する水素及び酸素の水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{*1}を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全ての プラント状況において使用することは困難である が、プラント状況によっては、事故対応に有効な設 備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第五十二条及び技術基準 規則第六十七条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備 が網羅されていることを確認するとともに, 自主対策設備との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応 に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する 手順についての関係を第1.9-1表に整理する。

- a. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手段及び 設備
- (a) 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止
 - i) 不活性ガス系による原子炉格納容器内の不活性化

原子炉格納容器内における水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉運転中の原子炉格納容器内は、不活性ガス(窒素)により原子炉格納容器内雰囲気を不活性化した状態としており、炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反応、水の放射線分解等にて発生する水素及び酸素により原子炉格納容器内で水素爆発が発生することを防止する。なお、格納容器ベントを開始するまでは、原子炉格納容器内は不活性ガス(窒素)が封入された状態となっている。

不活性ガス系による原子炉格納容器内の不活性化で使用する設備 は以下のとおり。

- ・不活性ガス系
- 原子炉格納容器
- ii) 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器水素爆発防止 炉心の著しい損傷が発生し、原子炉格納容器内の酸素濃度が上昇

した場合に原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を低減させるため, 可搬型窒素供給装置により原子炉格納容器へ窒素を供給する手段が ある。

この対応手段及び設備は、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」における「原子炉格納容器負圧破損の防止」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器水素爆発防止で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型窒素供給装置
- ・不活性ガス系配管・弁
- 原子炉格納容器
- (b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止
 - i) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出 炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反 応及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素及 び酸素を、格納容器圧力逃がし装置により原子炉格納容器外に排出 することにより、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する 手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」における「格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」及び「現場操作」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

なお、格納容器圧力逃がし装置内を可搬型窒素供給装置から供給 する不活性ガス(窒素)にて、発電用原子炉起動前に不活性化した 状態としておくことで、格納容器ベント実施時における水素爆発を 防止する。

(i) 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性 化

可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性 化で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型窒素供給装置
- ・格納容器圧力逃がし装置
- 燃料給油設備
- (ii) 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出で 使用する設備は以下のとおり。
 - ・格納容器圧力逃がし装置
 - ・フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)
 - ・フィルタ装置入口水素濃度
 - 常設代替交流電源設備
 - 可搬型代替交流電源設備
 - 常設代替直流電源設備
 - 可搬型代替直流電源設備
 - · 燃料給油設備
- (iii) 遠隔人力操作機構による現場操作

遠隔人力操作機構による現場操作で使用する設備は以下のとおり。

- 遠隔人力操作機構
- (iv) 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御 炉心の著しい損傷が発生した場合において, ジルコニウムー水

反応及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水 素及び酸素を可燃性ガス濃度制御系により低減し,水素爆発によ る原子炉格納容器の破損を防止する手段がある。

可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御で使用する設備は以下のとおり。

- ・可燃性ガス濃度制御系ブロワ
- ・ 可燃性ガス濃度制御系加熱器
- ・ 可燃性ガス濃度制御系再結合器
- ・ 可燃性ガス濃度制御系冷却器
- ・可燃性ガス濃度制御系配管・弁
- 残留熱除去系
- 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- 燃料給油設備
- (c) 水素濃度及び酸素濃度の監視

炉心の著しい損傷が発生した場合において,ジルコニウム-水反応 及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素及び酸 素の濃度を測定し,監視する手段がある。

- i) 格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視 原子炉格納容器内において変動する可能性のある範囲にわたり水素 濃度及び酸素濃度を測定する設備は以下のとおり。
 - ・格納容器内水素濃度(SA)
 - ·格納容器内酸素濃度(SA)
 - 常設代替交流電源設備

- 可搬型代替交流電源設備
- •燃料給油設備
- ii) 格納容器雰囲気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び 酸素濃度監視

原子炉格納容器内の水素燃焼の可能性を把握するのに十分な計測範囲で水素濃度及び酸素濃度を測定する設備は以下のとおり。

- 格納容器内水素濃度
- 格納容器内酸素濃度
- ・残留熱除去系海水系ポンプ
- ・残留熱除去系海水系ストレーナ
- ・緊急用海水ポンプ
- ・緊急用海水系ストレーナ
- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- ・ホース
- 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- · 燃料給油設備
- (d) 代替電源による必要な設備への給電

上記「(b) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水 素爆発防止」や「(c) 水素濃度及び酸素濃度の監視」で使用する設 備について、全交流動力電源喪失時に、代替電源設備から給電する手 段がある。

代替電源設備による必要な設備への給電で使用する設備は以下のと おり。

• 常設代替交流電源設備

- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料給油設備

(e) 重大事故等対処設備と自主対策設備

可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器水素爆発防止で使用する 設備のうち,可搬型窒素供給装置,不活性ガス系配管・弁及び原子炉 格納容器は重大事故等対処設備として位置付ける。

格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出で使用する設備のうち、格納容器圧力逃がし装置、フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)、フィルタ装置入口水素濃度、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設代替直流電源設備、可搬型代替直流電源設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

遠隔人力操作機構による現場操作で使用する設備のうち、遠隔人力 操作機構は重大事故等対処設備として位置付ける。

水素濃度及び酸素濃度の監視で使用する設備のうち、格納容器内水 素濃度(SA),格納容器内酸素濃度(SA),常設代替交流電源設 備,可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備 として位置付ける。

代替電源設備による必要な設備への給電で使用する設備のうち,常 設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備は重 大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備 が全て網羅されている。

(添付資料1.9.1)

以上の重大事故等対処設備により、水素爆発による原子炉格納容器

の破損を防止することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・可燃性ガス濃度制御系

炉心損傷による大量の水素が発生するような状況下では、可燃性ガス濃度制御系の処理能力を超える水素が発生することから、可燃性ガス濃度制御系による水素の処理には期待できず、また原子炉格納容器圧力の上昇に伴い可燃性ガス濃度制御系の使用に制限がかかるが、格納容器ベント又は格納容器スプレイにより原子炉格納容器内を可燃性ガス濃度制御系運転可能圧力及び温度まで低下し、かつ電源復旧等により設計基準事故対処設備である可燃性ガス濃度制御系を運転することが可能であれば、中長期的な原子炉格納容器内水素対策として有効である。

• 格納容器內水素濃度, 格納容器內酸素濃度

原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇に伴い格納容器内水素 濃度及び格納容器内酸素濃度は使用できない場合があるが、残留 熱除去系(格納容器スプレイ冷却系),代替循環冷却系,代替格 納容器スプレイ又は格納容器ベントにより原子炉格納容器内の圧 力及び温度が低下し、かつ電源等が復旧し、格納容器内水素濃度 及び格納容器内酸素濃度の使用が可能となれば、水素濃度及び酸 素濃度を監視する手段として有効である。

・可搬型代替注水大型ポンプ、ホース

敷地に遡上する津波が発生した場合のアクセスルートの復旧に は不確実さがあり、使用できない場合があるが、可搬型代替注水 大型ポンプによる冷却水供給により格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度が使用可能となれば、水素濃度及び酸素濃度を監視する手段として有効である。

なお、原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止として使用する設備である不活性ガス系は、発電用原子炉運転中に原子炉格納容器内を常時不活性化する手段として使用する設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備とは位置付けない。また、「1.9.1(2) a. (b) i) (i) 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化」として使用する設備である可搬型窒素供給装置は、発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内を不活性化する手段として使用する設備であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備とは位置付けない。

(添付資料1.9.2)

b. 手順等

上記「a. 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員等^{**2}及び重大事故等対応要員の対応として、「非常時運転手順書Ⅲ(徴候ベース)」、「非常時運転手順書Ⅲ(シビアアクシデント)」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める(第1.9-1表)。

また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する(第1.9-2表、第1.9-3表)。

※2 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運転 操作対応)をいう。

- 1.9.2 重大事故等時の手順
- 1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順
 - (1) 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止
 - a. 発電用原子炉運転中の原子炉格納容器内の不活性化

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反応及 び水の放射線分解等で発生する水素により、原子炉格納容器内における 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するため、発電用原子炉起 動時に原子炉格納容器内を不活性ガス(窒素)により置換し、発電用原 子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性化した状態を維持する。

これらの操作は、重大事故等時に対応するものではなく通常の運転操作により対応する。

概要図を第1.9-3図に示す。

b. 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内で発生する水素及び酸素の反応による水素爆発により原子炉格納容器が破損することを防止するため、可搬型窒素供給装置により原子炉格納容器へ窒素を供給する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において,可燃性ガス濃度制御系による水素濃度及び酸素濃度の制御ができず,原子炉格納容器内の酸素濃度が3.5vo1%に到達した場合。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガン

マ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

(b) 操作手順

可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給の手順は以下のとおり。手順の対応フローを第1.9-2 図に、概要図を第1.9-4 図に、タイムチャートを第1.9-5 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 原子炉格納容器への窒素供給の準備開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、発電長に可搬型窒素供給装置による原子 炉格納容器 (S/C側及びD/W側) への窒素供給をするための 接続口を報告する。なお、格納容器窒素供給ライン接続口は、接 続口蓋開放作業を必要としない格納容器窒素供給ライン東側接続 口を優先する。
- ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型窒素供給装置として使用する窒素供給装置をS/C側用に1台,D/W側用に1台を準備及び可搬型窒素供給装置として使用する窒素供給装置用電源車1台の準備を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、可搬型窒素供給装置として使用する窒素 供給装置及び窒素供給装置用電源車を原子炉建屋東側屋外に配備 した後、可搬型窒素供給装置として使用する窒素供給装置及び窒 素供給装置用電源車にケーブルを接続するとともに、窒素供給用 ホースを接続口に取り付ける。また、可搬型窒素供給装置を原子 炉建屋西側屋外に配備した場合は、接続口の蓋を開放した後、窒 素供給用ホースを接続口に取り付ける。

- ⑤重大事故等対応要員は,可搬型窒素供給装置を起動する。
- ⑥重大事故等対応要員は,可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)への窒素供給の準備が完了したことを災害対策本部長代理に報告する。また,災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑦発電長は、格納容器内酸素濃度(SA)又は格納容器内酸素濃度が、原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給基準である4.0vol%に到達したことを確認し、災害対策本部長代理に原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給を依頼する。
- ⑧災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給開始を指示する。
- ⑨重大事故等対応要員は,原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西側屋外にて,窒素ガス補給弁(S/C側)を全開とし,窒素を原子炉格納容器(S/C側)に供給を開始したことを,災害対策本部長代理に報告する。また,災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑩発電長は、運転員等に原子炉格納容器内の酸素濃度指示値を確認し、原子炉格納容器内の酸素濃度が上昇傾向の場合は、災害対策本部長代理に可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(D/W側)への窒素供給の追加を依頼する。
- ① * 原子炉格納容器内の酸素濃度上昇傾向の場合 災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器 (D/W側) への窒素供給開始を指示し、重大事故等対応要員は、原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋

西側屋外にて、可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(D/W側)への窒素供給を開始する。なお、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が310kPa [gage] (1Pd) に到達するまで可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)への窒素供給を継続する。その後、運転員等は中央制御室にて、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が310kPa [gage] (1Pd) に到達したことを確認し、発電長に報告する。

- ① 原子炉格納容器内の酸素濃度上昇傾向でない場合可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給をドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が310kPa [gage] (1Pd) に到達するまで継続し、運転員等は中央制御室にて、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が310kPa [gage] (1Pd) に到達したことを確認し、発電長に報告する。
- ②発電長は、災害対策本部長代理に原子炉格納容器内の圧力が 310kPa [gage] (1Pd) に到達したことを報告し、原子炉格納容 器への窒素供給停止を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に原子炉格納容器への窒素供給停止を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、原子炉格納容器への窒素供給を停止する ため、⑪°により原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)へ窒 素供給をしていた場合は、原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西 側屋外にて、窒素ガス補給弁(S/C側及びD/W側)を全閉と する。また、⑪°により原子炉格納容器(S/C側)への窒素供

給を継続した場合は、原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西側屋外にて、窒素ガス補給弁(S/C側)を全閉とする。なお、重大事故等対応要員は、原子炉格納容器(S/C側)又は原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)への窒素供給を停止した後、災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代理は発電長に報告する。

- ⑤発電長は,運転員等に原子炉格納容器内の酸素濃度の確認を指示する。
- ⑩ * 原子炉格納容器内の酸素濃度4.0vo1%到達時点で事故後7日経 過している場合

運転員等は中央制御室にて、格納容器内酸素濃度(SA)又は格納容器内酸素濃度指示値が4.0vo1%に到達したことを確認し、発電長に報告する。

® □原子炉格納容器内の酸素濃度4.0vo1%到達時点で事故後7日経過していない場合

運転員等は中央制御室にて、格納容器内酸素濃度(SA)又は格納容器内酸素濃度指示値が4.0vo1%に到達したことを確認し、発電長に報告する。また、災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給を指示し、重大事故等対応要員は、原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西側屋外にて、可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給を開始する。なお、原子炉格納容器内の酸素濃度指示値の傾向に応じて、以下の操作を実施する。

i) 原子炉格納容器内の酸素濃度上昇傾向の場合 災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型窒素 供給装置による原子炉格納容器 (D/W側) への窒素供給開始を指示し、重大事故等対応要員は、原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西側屋外にて、原子炉格納容器 (D/W側) への窒素供給を開始する。その後、運転員等は中央制御室にて、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が465kPa [gage] (1.5Pd) に到達したことを発電長に報告する。また、重大事故等対応要員は、窒素ガス補給弁 (S/C側及びD/W側)を全閉とし、原子炉格納容器への窒素供給を停止する。

- ii) 原子炉格納容器内の酸素濃度上昇傾向でない場合 運転員等は中央制御室にて、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が465kPa [gage] (1.5Pd) に到達したことを発電長に報告する。また、重大事故等対応要員は、窒素ガス補給弁(S/C側)を全閉とし、原子 炉格納容器への窒素供給を停止する。
- ①発電長は、運転員等に原子炉格納容器内の酸素濃度の確認を指示 する。
- ®運転員等は中央制御室にて、格納容器内酸素濃度(SA)又は格納容器内酸素濃度指示値が格納容器ベント判断基準である4.3vol%に到達したことを確認し、発電長に報告する。
- ⑨発電長は、運転員等にサプレッション・プール水温度の確認を指示する。
- ② *サプレッション・プール水温度指示値が100℃未満の場合 発電長は災害対策本部長代理に,原子炉格納容器(D/W側)へ の窒素供給を依頼する。なお,原子炉格納容器への窒素供給停止

前に原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)への窒素供給を実施していた場合は、原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)への窒素供給を依頼する。

- ② サプレッション・プール水温度指示値が100℃以上の場合 発電長は、運転員等に外部水源である代替格納容器スプレイ冷却 系(常設)の起動及び内部水源である残留熱除去系又は代替循環 冷却系の停止を指示し、災害対策本部長代理に原子炉格納容器 (D/W側)への窒素供給を依頼する。なお、原子炉格納容器へ の窒素供給停止前に原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)へ の窒素供給を実施していた場合は、原子炉格納容器(S/C側及 びD/W側)への窒素供給を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給開始を指示する。
- ②。原子炉格納容器への窒素供給停止前の操作が①。又は⑥。i)により可搬型窒素供給装置2台で実施した場合 重大事故等対応要員は,原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西側屋外にて,窒素ガス補給弁(S/C側及びD/W側)を全開とし,原子炉格納容器(S/C側及びD/W側)への窒素供給を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ②^b原子炉格納容器への窒素供給停止前の操作が①^b又は⑥^b ii)により可搬型窒素供給装置1台で実施した場合 重大事故等対応要員は,原子炉建屋東側屋外又は原子炉建屋西側屋外にて,窒素ガス補給弁(D/W側)を全開とし,原子炉格納容器(D/W側)への窒素供給を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。

- ②災害対策本部長代理は,発電長に可搬型窒素供給装置による原子 炉格納容器へ窒素供給を開始したことを報告する。
- ②発電長は、運転員等に格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントの準備を指示する。

(c) 操作の成立性

上記の操作において,作業開始を判断してから原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【格納容器窒素供給ライン西側接続口を使用した原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給の場合】

・現場対応を重大事故等対応要員6名にて実施した場合,135分以 内で可能である。

【格納容器窒素供給ライン東側接続口を使用した原子炉格納容器(S/C側)への窒素供給の場合】

・現場対応を重大事故等対応要員6名にて実施した場合,115分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。窒素供給用ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

(添付資料1.9.4)

- (2) 炉心の著しい損傷が発生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止
 - a. 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化 格納容器圧力逃がし装置は、可搬型窒素供給装置から供給する不活性

ガス(窒素)にて,発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内を 不活性化した状態としておくことで,格納容器ベント実施時における系 統内での水素爆発を防止する。この操作は,重大事故等時に対応するも のではなく通常の運転操作により対応する。

b. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出

炉心の著しい損傷が発生した場合,原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度を監視し,ジルコニウムー水反応及び水の放射線分解等により原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の上昇が確認された場合,格納容器圧力逃がし装置を使用した格納容器ベント操作により原子炉格納容器内の水素及び酸素を排出することで原子炉格納容器の水素爆発による破損を防止する。

格納容器圧力逃がし装置を使用する場合は、プルームの影響による被ばくを低減させるため、運転員等は中央制御室待避室へ待避し中央制御室待避室内のデータ表示装置(待避室)によりプラントパラメータを継続して監視する。

なお、中央制御室から格納容器圧力逃がし装置の遠隔操作ができない場合は、遠隔人力操作機構を使用した現場(二次格納施設外)での操作を実施する。格納容器圧力逃がし装置の遠隔人力操作機構を使用した現場操作による格納容器ベント手順については、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

格納容器ベント実施中において、残留熱除去系又は代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除熱機能が1系統回復し、可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素・酸素濃度制御機能及び可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器負圧破損防止機能が使用可能と判断した場合、並びに原子炉格納容器内の圧力310kPa [gage] (1Pd) 未満、原子

炉格納容器内の温度171℃未満及び原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限界未満であることを確認した場合は、第一弁を全閉とし、格納容器ベントを停止することを基本として、その他の要因を考慮した上で総合的に判断し、適切に対応する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において,可燃性ガス濃度制御系による水素濃度及び酸素濃度の制御ができず,原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3vo1%に到達した場合*2で,原子炉格納容器内へ不活性ガス(窒素)を注入している場合。

- ※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。
- ※2: 炉心の著しい損傷を防止するために原子炉圧力容器への注水を実施する必要がある場合,又は原子炉格納容器の破損を防止するために原子炉格納容器内へスプレイを実施する必要がある場合は,これらの操作を完了した後に格納容器ベントの準備を開始する。ただし,発電用原子炉の冷却ができない場合,又は原子炉格納容器内の冷却ができない場合は,速やかに格納容器ベントの準備を開始する。

(b) 操作手順

格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.9-2図に、概要図を第1.9-6図に、タイムチャートを第1.9-7図に示す。

なお,格納容器圧力逃がし装置補機類の操作手順は「1.7.2.1(1) b.格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」 にて整備する。

【S/C側ベントの場合(D/W側ベントの場合,手順⑦以外は同様。)】

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、格納容器圧力逃がし装置によるS/C側からの格納容器ベントの準備を開始するよう運転員等に指示する(S/C側からの格納容器ベントができない場合は、D/W側からの格納容器ベントの準備を開始するよう指示する)。
- ②発電長は,災害対策本部長代理に格納容器圧力逃がし装置による 格納容器ベントの準備開始を報告する。
- ③運転員等は、中央制御室にて、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントに必要な電動弁の電源切替え操作を実施する。
- ④運転員等は中央制御室にて、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントに必要な電動弁の電源が確保されたこと、及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑤運転員等は、格納容器ベント前の確認として、不活性ガス系の隔離信号が発生している場合は、中央制御室にて、不活性ガス系の隔離信号の除外操作を実施する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて、格納容器ベント前の系統構成として、耐圧強化ベント系一次隔離弁、原子炉建屋ガス処理系一次隔離弁、換気空調系一次隔離弁、耐圧強化ベント系二次隔離弁、原子炉建屋ガス処理系二次隔離弁及び換気空調系二次隔離弁の全閉を確認する。

- ⑦ S/C側ベントの場合 運転員等は中央制御室にて、第一弁 (S/C側)の全開操作を実施する。
- 第一弁(S/C側)の開操作ができない場合は、運転員等は中央 制御室にて、第一弁(D/W側)の全開操作を実施する。

⑦ b D / W側ベントの場合

- ⑧運転員等は、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント準備 完了を発電長に報告する。
- ⑨発電長は、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント準備完了を災害対策本部長代理に報告する。
- ⑩発電長は、運転員等に格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベント開始を指示する。
- ①運転員等は中央制御室にて、第二弁(優先)を全開とするが、第二弁が全開できない場合は、第二弁バイパス弁を全開とし、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントが開始されたことを格納容器内水素濃度(SA)、格納容器内酸素濃度(SA)、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度指示値の低下、並びにフィルタ装置入口水素濃度及びフィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)指示値の上昇により確認し、発電長に報告する。また、発電長は、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントが開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。
- ②運転員等は、格納容器ベント開始後、フィルタ装置水素濃度による水素濃度の監視及びフィルタ装置出口放射線モニタによる放射線量率の監視を行う。また、緊急時対策要員は、フィルタ装置出口放射線モニタから得た放射線量率及び事前にフィルタ装置出口配管表面

の放射線量率と配管内部の放射性物質濃度から算出した換算係数を 用いて放射性物質濃度を推定する。

③運転員等は、格納容器ベント開始後、残留熱除去系又は代替循環冷却系による原子炉格納容器内の除熱機能が1系統回復し、可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素・酸素濃度制御機能及び可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器負圧破損防止機能が使用可能な場合、並びに原子炉格納容器内の圧力が310kPa [gage] (1Pd) 未満、原子炉格納容器内の温度が171℃未満及び原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限界未満であることを確認することにより、第一弁(S/C側又はD/W側)の全閉操作を実施し、格納容器圧力逃がし装置による格納容器ベントを停止する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて 実施した場合、格納容器ベント準備については、作業開始を判断して から格納容器ベント準備完了までは5分以内で可能である。

格納容器ベント開始については、格納容器ベント判断基準到達から 格納容器ベント開始まで2分以内で可能である。

c. 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御 炉心の著しい損傷が発生した場合,原子炉格納容器内の可燃性ガス濃 度を監視し,原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の上昇が確認さ れた場合,可燃性ガス濃度制御系により原子炉格納容器内の水素濃度の 抑制を行う。

なお、可燃性ガス濃度制御系の運転に際しては、原子炉格納容器内の 圧力を可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力(147kPa [gage])未満 に維持する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において,原子炉格納容器内の水素濃度が4vo1%以下で,可燃性ガス濃度制御系が使用可能な場合*2。

- ※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。
- ※2:原子炉格納容器内の圧力が147kPa [gage] (可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力)未満であり、設備に異常がなく、電源及び残留熱除去系から供給される冷却水(サプレッション・プール水)が確保されている場合。

(b) 操作手順

可燃性ガス濃度制御系A系による原子炉格納容器内の水素濃度制御 手順の概要は以下のとおり(可燃性ガス濃度制御系B系による原子炉 格納容器内の水素濃度制御手順も同様。)。

手順の対応フローを第1.9-1図及び第1.9-2図に、概要図を第1.9-8図に、タイムチャートを第1.9-9図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可燃性ガス 濃度制御系A系による原子炉格納容器内の水素濃度制御の準備開 始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて,可燃性ガス濃度制御系A系による原子炉格納容器内の水素濃度制御に必要なブロワ,加熱器,電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認

する。

- ③運転員等は中央制御室にて、残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)A系が運転中であり、可燃性ガス濃度制御系A系冷却器への冷却水供給が可能であることを確認し、発電長に可燃性ガス濃度制御系A系の起動準備完了を報告する。
- ④発電長は、原子炉格納容器内の圧力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力(147kPa [gage])未満であることを確認し、運転員等に可燃性ガス濃度制御系A系の起動操作を指示する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて,可燃性ガス濃度制御系A系の起動操作を実施し,可燃性ガス濃度制御系再循環ガス流量指示値,可燃性ガス濃度制御系ブロワ吸込ガス流量指示値及び可燃性ガス濃度制御系ブロワ吸込ガス圧力指示値の上昇後,系統が安定に運転していることを確認する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて,可燃性ガス濃度制御系加熱器が正常に動作していることを可燃性ガス濃度制御系加熱器入口温度指示値,可燃性ガス濃度制御系加熱器表面温度指示値,可燃性ガス濃度制御系再結合器内ガス温度指示値,可燃性ガス濃度制御系再結合器出口ガス温度指示値及び可燃性ガス濃度制御系再結合器表面温度指示値の上昇により確認し,予熱運転が開始したことを確認する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて、可燃性ガス濃度制御系A系起動後、 約180分で可燃性ガス濃度制御系A系の予熱運転が完了すること を確認し、その後可燃性ガス濃度制御系再結合器内ガス温度指示 値が649℃で安定し温度制御されることを確認する。
- ⑧運転員等は中央制御室にて、原子炉格納容器内水素濃度及び酸素

濃度から可燃性ガス濃度制御系ブロワ吸込ガス流量と可燃性ガス 濃度制御系再循環ガス流量の調整を実施する。

⑨運転員等は中央制御室にて,可燃性ガス濃度制御系A系による水 素濃度制御が行われていることを原子炉格納容器内水素濃度及び 酸素濃度が低下することにより確認し,発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施し、作業開始判断から可燃性ガス濃度制御系起動まで8分以内で可能である。また、可燃性ガス濃度制御系起動後、再結合運転開始までの予熱時間は約180分で可能である。

- (3) 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視
 - a. 格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) による 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反応及 び水の放射線分解等で原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度 を格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)により 監視する。

なお、格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)を優先して使用する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以

上を確認した場合。

(b) 操作手順

格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視手順の概要は以下のとおり(格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(B)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視手順も同様。)。

手順の対応フローを第1.9-2図に、概要図を第1.9-10図に、タイム チャートを第1.9-11図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測準備開始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測に必要な圧縮機、電動弁及び監視計器の電源が確保されていること、並びに格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)の暖気が開始*2又は完了していることを状態表示等にて確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)の暖気完了を確認した後、格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)の起動操作を行い、格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)により原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素

濃度の測定*3が開始されたことを確認し、発電長に報告する。

※2:通常時から緊急用モータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)は外部電源系にて受電され暖気しており、全交流動力電源の喪失時は常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車により緊急用MCCを受電した後、暖気が自動的に開始される。

※3:格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)のサンプリング装置(A)によるD/W側,S/C側の雰囲気ガスのサンプリングは自動で切り替わる。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施し、作業開始を判断した後、交流電源を確保してから格納容器内水素濃度 (SA)及び格納容器内酸素濃度 (SA)のサンプリング装置 (A)による計測開始まで38分以内で可能である。なお、全交流動力電源の喪失時には常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車により緊急用MCCを受電した後、暖気が自動的に開始され、最長38分で計測が可能である。

b. 格納容器雰囲気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃 度監視

炉心の著しい損傷が発生した場合において、ジルコニウムー水反応及 び水の放射線分解等で原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素を格納 容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度により監視する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、格納容器雰囲気モニタが使用可能な場合*2。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

※2:設備に異常がなく、電源及び冷却水が確保されている場合。

(b) 操作手順

格納容器雰囲気モニタ (A) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視手順の概要は以下のとおり (格納容器雰囲気モニタ (B) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視手順も同様。)。手順の対応フローを第1.9-2図に、概要図を第1.9-12図に、タイムチャートを第1.9-13図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に格納容器雰囲気モニタ(A)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測準備開始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、格納容器雰囲気モニタ(A)による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度計測に必要なサンプリングポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていること、並びに冷却水が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、格納容器雰囲気モニタ (A) の起動操作を実施後、格納容器雰囲気モニタ (A) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の測定が開始されたことを確認し、

発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから格納容器雰囲気モニタの計測開始まで5分以内で可能である。

1.9.2.2 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の電源 を代替電源設備から給電する手順

炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、水素爆発による原子炉格納容器破損を防止するために使用する設備へ代替電源設備により給電する手順を整備する。

代替電源設備により給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1.9.2.3 その他の手順項目について考慮する手順

残留熱除去系海水系,緊急用海水系及び代替残留熱除去系海水系による冷却水確保手順については,「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

格納容器圧力逃がし装置補機類の操作手順及び格納容器圧力逃がし装置の 遠隔人力操作機構を使用した現場操作による格納容器ベント手順について は,「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備 する。

非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池又は可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可燃性ガス濃度制御系ブロワ,可燃性ガス濃度制御系加熱器,電動弁及び監視

計器への電源供給手順並びに可搬型窒素供給装置として使用する窒素供給装置用電源車,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車への燃料給油手順については,「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順については,「1.15 事故 時の計装に関する手順等」にて整備する。

1.9.2.4 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.9-14図に示す。

炉心の著しい損傷が発生した場合は、格納容器雰囲気モニタ又は格納容器 内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)により原子炉格納容器 内の水素濃度及び酸素濃度を監視する。

原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の上昇が確認された場合において,原子炉格納容器内の圧力を可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力未満に維持可能で,可燃性ガス濃度制御系を起動し,原子炉格納容器内の水素及び酸素を再結合させることで,原子炉格納容器内の可燃性ガス濃度が可燃限界へ到達することを防止する。

可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度の抑制ができず、原子炉格納容器内の酸素濃度が3.5vo1%に到達した場合は、原子炉格納容器内で発生する水素及び酸素の反応による水素爆発を防止するため、可搬型窒素供給装置により不活性ガス(窒素)を原子炉格納容器内へ注入する準備を行う。原子炉格納容器内の酸素濃度が4.0vo1%に到達した場合は、可搬型窒素供給装置により不活性ガス(窒素)を原子炉格納容器内へ注入する。原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3vo1%に到達した場合は、格納容器圧力逃原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3vo1%に到達した場合は、格納容器圧力逃

がし装置により原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出することで、水素爆発の発生を防止する。

なお、格納容器圧力逃がし装置を用いて、原子炉格納容器内に滞留している水素及び酸素を排出する際には、スクラビングによる放射性物質の排出抑制を期待できるS/C側を経由する経路を第一優先とする。S/C側ベントラインが水没等の理由で使用できない場合は、D/W側を経由してフィルタ装置を通る経路を第二優先とする。

発電用原子炉起動時には、原子炉格納容器内の空気を窒素により置換し、 発電用原子炉運転中の原子炉格納容器内雰囲気を不活性化した状態を維持す ることで、原子炉格納容器内の気体の組成が可燃限界に至ることを防ぎ、原 子炉格納容器内における水素爆発の発生を防止している。

(添付資料1.9.5)

第1.9-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/4)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		原子炉格納容器内の不活性化不活性ガス系による	不活性ガス系 ^{※1} 原子炉格納容器	_ * 2	_ ※ 1
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	_	原子炉格納容器水素爆発防止可搬型窒素供給装置による	可搬型窒素供給装置 不活性ガス系配管・弁 原子炉格納容器	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
		格納容器圧力逃がし装置内の不活性化可搬型窒素供給装置による	可搬型窒素供給装置 ^{※3} 格納容器圧力逃がし装置 燃料給油設備 ^{※7}	_ * 4	** 3

- ※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。
- ※2:不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備 とは位置付けない。
- ※3:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。
- ※4:可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置及び燃料給油 設備は,発電用原子炉起動前に使用するものであり,重大事故等時に使用するものではないため,重大事故 等対処設備とは位置付けない。
- ※5:手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。
- ※6:手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。
- ※7: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/4)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止		原子炉格納容器内の水素排出格納容器圧力逃がし装置による	格納容器圧力逃がし装置*6 フィルタ装置出口放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) フィルタ装置入口水素濃度 常設代替交流電源設備*7 可搬型代替交流電源設備*7 常設代替直流電源設備*7 常設代替直流電源設備*7 常設代替直流電源設備*7 が大替直流電源設備*7	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
		遠隔人力操作機構による現場操作	遠隔人力操作機構※6	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
		原子炉格納容器内の水素濃度制御可燃性ガス濃度制御系による	可燃性ガス濃度制御系ブロワ 可燃性ガス濃度制御系加熱器 可燃性ガス濃度制御系再結合器 可燃性ガス濃度制御系配管・弁 残留熱除去系 非常用交流電源設備** ⁷ 常設代替交流電源設備** ⁷ 燃料給油設備** ⁷	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「PCV水素濃度制御」 非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「除熱-1」等 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。

※2:不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備とは位置付けない。

※3:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。

※4:可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置及び燃料給油 設備は、発電用原子炉起動前に使用するものであり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故 等対処設備とは位置付けない。

※5:手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※6:手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※7: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/4)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
水素爆発による原子炉格納容器の破損防		による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA)	格納容器內水素濃度(SA) 格納容器內酸素濃度(SA) 常設代替交流電源設備 ^{*7} 可搬型代替交流電源設備 ^{*7} 燃料給油設備 ^{*7}	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
格納容器の破損防止		による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視格納容器雰囲気モニタ	格納容器内水素濃度 格納容器内酸素濃度 残留熱除去系海水系ストレーナ 緊急用海水ボンプ**5 緊急用海水系ストレーナ 可搬型代替注水大型ポンプ**5 ホース 非常用交流電源設備**7 常設代補設備**7 燃料給油設備**7	自主対策設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「PCV水素濃度制御」等 非常時運転手順書 III (シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。

※2:不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備 とは位置付けない。

※3:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。

※4:可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置及び燃料給油 設備は、発電用原子炉起動前に使用するものであり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故 等対処設備とは位置付けない。

※5:手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。

※6:手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。

※7: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/4)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止		代替電源による必要な設備への給電	常設代替交流電源設備 ^{※7} 可搬型代替交流電源設備 ^{※7} 燃料給油設備 ^{※7}	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書 III (シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

- ※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。
- ※2:不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備 とは位置付けない。
- ※3:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。
- ※4:可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置及び燃料給油 設備は、発電用原子炉起動前に使用するものであり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故 等対処設備とは位置付けない。
- ※5:手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。
- ※6:手順については「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。
- ※7: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

第1.9-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/5)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)					
(1) 原子炉格納容器内不剂	舌性化り	納容器の破損を防止するための対成 こよる原子炉格納容器水素爆発防山 こる原子炉格納容器への窒素供給						
		原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)					
	判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度					
	¥	原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA) 格納容器内酸素濃度					
		原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)					
	操作	原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 サプレッション・チェンバ圧力					
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント)		原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度 サプレッション・チェンバ雰囲気温度 サプレッション・プール水温度					
「放出」 AM設備別操作手順書		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA) 格納容器内酸素濃度					
				原子炉格納容器への注水量	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量(常設ライン用) 低圧代替注水系格納容器スプレイ流量(可搬ライン用) 残留熱除去系系統流量 代替循環冷却系格納容器スプレイ流量			
		水源の確保	代替淡水貯槽水位 サプレッション・プール水位 ろ過水貯蔵タンク水位 復水貯蔵タンク水位					
		補機監視機能	残留熱除去系ポンプ吐出圧力 代替循環冷却系ポンプ吐出圧力 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力 復水移送ポンプ吐出ヘッダ圧力					

監視計器一覧 (2/5)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)				
(2) 炉心の著しい損傷が	発生した	納容器の破損を防止するための対 た場合の原子炉格納容器水素爆発 な はによる原子炉格納容器内の水素排	防止				
		原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)				
		原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度				
		原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 サプレッション・チェンバ圧力				
		原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度 サプレッション・チェンバ雰囲気温度				
	判断基準	原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器內水素濃度 (SA) 格納容器內水素濃度				
	华	原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA) 格納容器内酸素濃度				
		原子炉格納容器内の水位	サプレッション・プール水位				
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」		電源	メタルクラッド開閉装置(以下「メタルクラッド開閉装置」を「M/C」という。)2 C電圧パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)2 C電圧M/C 2 D電圧P/C 2 D電圧直流125V主母線盤2 A電圧直流125V主母線盤2 B電圧				
「AM設備別操作手順書 「	操作	原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)				
		原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 サプレッション・チェンバ圧力				
		原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度 サプレッション・チェンバ雰囲気温度 サプレッション・プール水温度				
		原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器內水素濃度 (SA) 格納容器內水素濃度				
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器內酸素濃度 (SA) 格納容器內酸素濃度				
		最終ヒートシンクの確保	フィルタ装置圧力 フィルタ装置水位 フィルタ装置スクラビング水温度 フィルタ装置入口水素濃度 フィルタ装置出口放射線モニタ (高レン ジ・低レンジ)				

監視計器一覧 (3/5)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)							
(2) 炉心の著しい損傷が	発生した	子炉格納容器の破損を防止するための対応手順 巻生した場合の原子炉格納容器水素爆発防止 御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御								
		原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器內水素濃度 (SA) 格納容器內水素濃度							
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA) 格納容器内酸素濃度							
		原子炉格納容器内の圧力	原子炉格納容器内の圧力							
		原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)							
	1181	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度							
	判断基準	原子炉格納容器内の温度	サプレッション・プール水温度							
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「PCV水素濃度制御」	45	最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系系統流量 代替循環冷却系格納容器スプレイ流量 残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量(残留熱除去系熱交換 器) 緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)							
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「除熱-1」等 AM設備別操作手順書		電源	M/C 2 C電圧 P/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 直流 125V 主母線盤 2 A電圧 直流 125V 主母線盤 2 B電圧							
		原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度 (SA) 格納容器内水素濃度							
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度 (SA) 格納容器内酸素濃度							
		原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 サプレッション・チェンバ圧力							
	操作	補機監視機能	可燃性ガス濃度制御系再循環ガス流量 可燃性ガス濃度制御系ブロワ吸込ガス流量 可燃性ガス濃度制御系ブロワ吸込ガス圧力 可燃性ガス濃度制御系加熱器入口温度 可燃性ガス濃度制御系加熱器表面温度 可燃性ガス濃度制御系再結合器内ガス温度 可燃性ガス濃度制御系再結合器出口ガス温度 可燃性ガス濃度制御系再結合器表面温度							

監視計器一覧 (4/5)

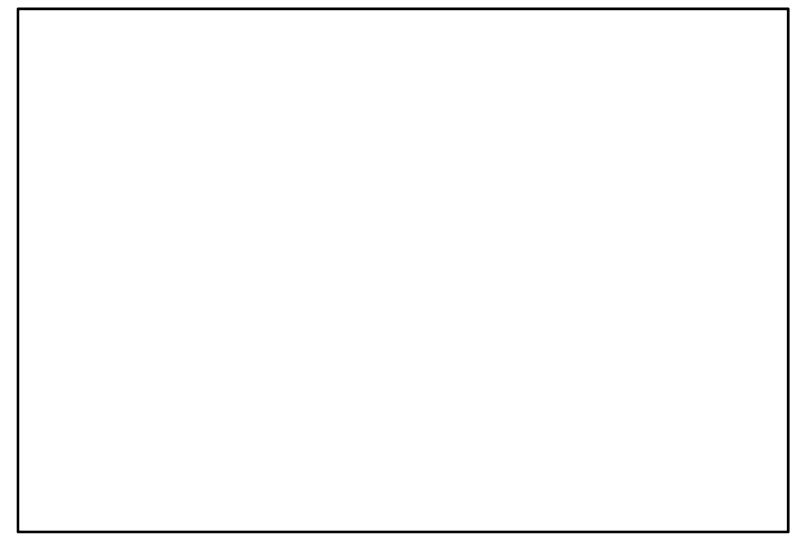
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)									
1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順 (3) 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視 a. 格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視												
	判断	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)									
非常時運転手順書Ⅲ	断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度									
(シビアアクシデント) 「放出」 AM設備別操作手順書		原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器内水素濃度(SA)									
	操 作	原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度(SA)									
		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧									

監視計器一覧 (5/5)

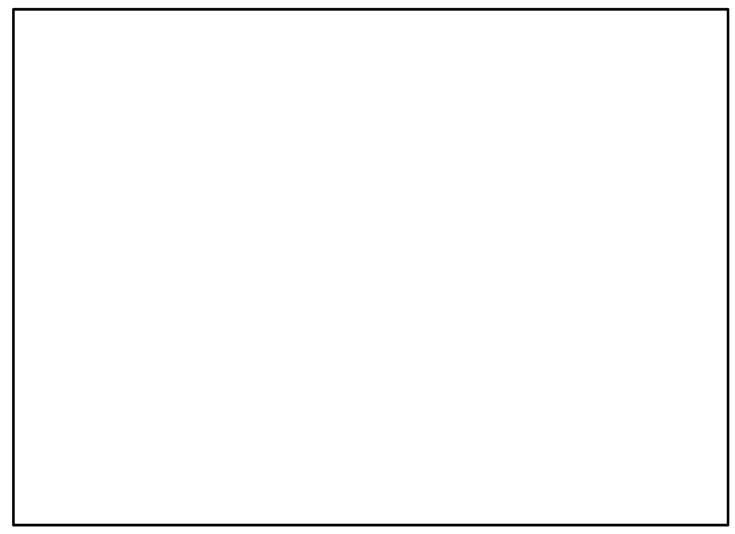
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)							
1.9.2.1 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための対応手順 (3) 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の監視 b.格納容器雰囲気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視										
		原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)							
	判断基準	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度							
非常時運転手順書Ⅱ	3.準 操作	最終ヒートシンクの確保	残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)							
(徴候ベース) 「PCV水素濃度制御」等 非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント)		電源	M/C 2 C電圧 P/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 直流 125V 主母線盤 2 A電圧 直流 125V 主母線盤 2 B電圧							
「放出」 AM設備別操作手順書		原子炉格納容器内の水素濃度	格納容器內水素濃度							
		原子炉格納容器内の酸素濃度	格納容器内酸素濃度							
		補機監視機能	残留熱除去系海水系系統流量 緊急用海水系流量(残留熱除去系補機)							
		原子炉格納容器内の圧力	ドライウェル圧力 サプレッション・チェンバ圧力							

第1.9-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

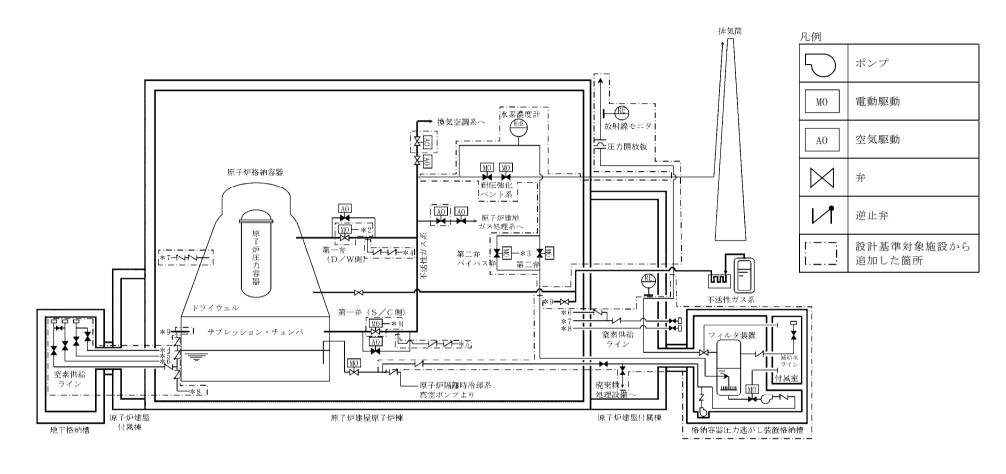
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
	不活性ガス系 弁	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用MCC MCC 2D系
	格納容器圧力逃がし装置 弁	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用MCC MCC 2D系
[1.9]	フィルタ装置出口放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)	常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用直流125V主母線盤
水素爆発による原子炉格 納容器の破損を防止する ための手順等	フィルタ装置入口水素濃度	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用MCC
	格納容器内水素濃度 (SA)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用MCC
	格納容器内酸素濃度 (SA)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用MCC
	中央制御室監視計器類	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 直流125V主母線盤2A 直流125V主母線盤2B 緊急用直流125V主母線盤



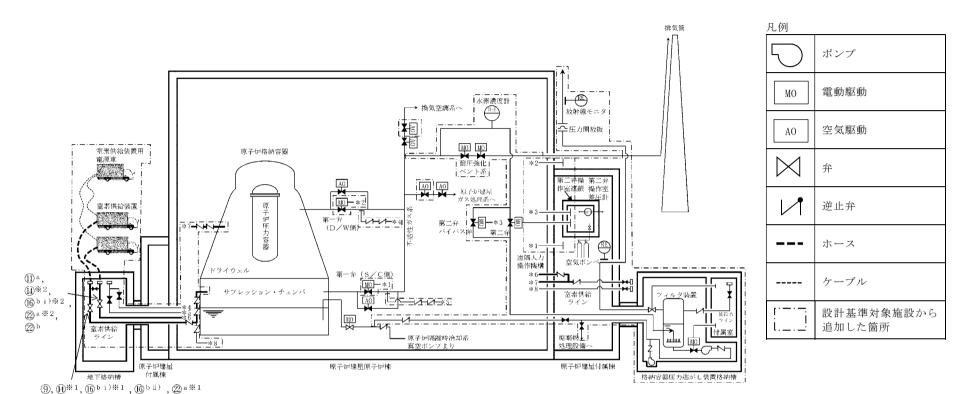
第 1.9-1 図 非常時運転手順書 \mathbb{II} (シビアアクシデント) 「除熱-1」における対応フロー



第1.9-2図 非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「放出」における対応フロー



第1.9-3 図 発電用原子炉運転中の原子炉格納容器内の不活性化 概要図



操作手順	弁名称
(9, (4)**1, (6) b i)**1, (6) b ii), (2) a **1	窒素ガス補給弁(S/C側)
① a, ④ * 2, ⑥ b i) * 2, ② a * 2, ② b	窒素ガス補給弁 (D/W側)

記載例 ○ :操作手順番号を示す。

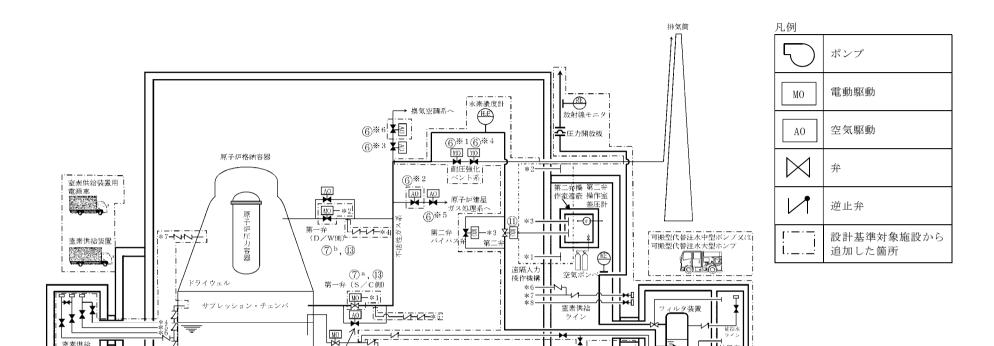
○ ^{a ~} : 同一操作手順番号内で選択して実施する操作がある場合の操作手順の優先番号を示す。

○*1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合、その実施順を示す。

第1.9-4図 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給 概要図

								ĥ	圣過時間	(分)								CHIIF
				10 20 1 1	3	0 40 I I	50 	60 	全 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	30 9 I	0 1	00 1 	10 1 	20	130 	140 	150	備考
手順の項目	実施箇所・必要	要員数					可搬雪	型窒素供	給装置に	よる原	子炉棉	F納容器	への窒	素供約	計 135	分		
						準備									ΤŤ	Т	\Box	
							移動(南	1側保管	場所~格	納容器	窒素供	給ライ	ン西側	接続口	 	+	\forall	
							3	* 表 供 经	装置用電	酒 由 淮	借	+			11	+	+	
		2						E SK D NA	1	ル 敷設,	-	1			+	+	+	
									_	+		+	hr ±0 164.		+	+	\dashv	
可搬型窒素供給装置								\perp		至茶供料	5 委 直	用電源	1. 此 别	1	+	-	\dashv	
による原子炉格納容 器内への窒素供給			1			266 /46									+	+	\dashv	
(格納容器窒素供給	重大事故等 対応要員		6			準備				(1 -1- 00					+	+	\perp	
ライン西側接続口を 使用した原子炉格納 容器(S/C側)へ							移動(南		+	+	-	+	ン西側	接続口	1) 	-	\dashv	
の窒素供給の場合)								原	子炉建屋	支西側接 	続口書	密開放	 		\perp	-	$\perp \!\!\! \perp \!\!\! \mid$	
		4							ホー	-ス接続	<u>.</u>				$\perp \perp$	\bot	$\perp \! \! \perp \! \! \mid$	
										ı	3	医素供給	装置準	増	$\perp \downarrow$	\downarrow	$\perp \! \! \perp \! \! \! \mid$	
								鞏	素供給物						Ц	\perp		
											窒	素供給	開始操	作				
															L	+		
•				•														
				10 20) 3	0 40	50	60	至過時間 70 €	(分) 30 9	0 1	00 1	10 1	20	130	140	150	備考
手順の項目	実施箇所・必要	要員数			可拚	股型窒素供	給装置に											
						準備			1			1	T			T	\forall	
							移動(南	1側保管	場所~格	納容器	窒素 伊	:給ライ	ン東側	接続口	1)	+	+	
							_	-	装置用電	+	—	İ			Ť	+	+	
		2							+	 ル敷設,		1				+	$\dashv \dashv$	
								\blacksquare		+		用電源		-		+	+	
可搬型窒素供給装置 による原子炉格納容								+		± // //	N	713 PEZ 1014		1		+	\dashv	
器内への窒素供給	重大事故等		١.													+	\dashv	
(格納容器窒素供給 ライン東側接続口を 使用した原子炉格納	対応要員		6			準備									-	+	\dashv	
容器 (S/C側)へ の窒素供給の場合)							移動(南	+	+	納谷器	至 素 伊	: 紺フイ	ン果側	按続口	1)	_	\dashv	
							7.	トース接		-		-	igdash		-	-	\dashv	
		4								窒素供	合装置 	準備	$\vdash \vdash$	_		1	$\perp \! \! \perp \! \! \mid$	
													窒素伊	給装置	置起動	+	$\perp \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \! \!$	
															給開始	操作		

第1.9-5 図 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給 タイムチャート



廃棄物↓

処理設備へ

原子炉建屋付属棟

格納容器圧力逃がし装置格納槽

操作手順	弁名称	操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
6 [*] 1	耐圧強化ベント系一次隔離弁	⑥* ⁴	耐圧強化ベント系二次隔離弁	⑦ a , ①	第一弁(S/C側)
6 ^{* 2}	原子炉建屋ガス処理系一次隔離弁	⑥* ⁵	原子炉建屋ガス処理系二次隔離弁	⑦♭, ①	第一弁(D/W側)
⑥*³	換気空調系一次隔離弁	⑥* ⁶	換気空調系二次隔離弁	(1)	第二弁

原子炉隔離時冷却系 真空ボンブより

記載例 ○ :操作手順番号を示す。

原子炉建屋

付属棟

地下格納槽

○ ^{a ~} : 同一操作手順番号内で選択して実施する操作がある場合の操作手順の優先番号を示す。

○*1~: 同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合、その実施順を示す。

原子炉建屋原子炉棟

第1.9-6図 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出 概要図

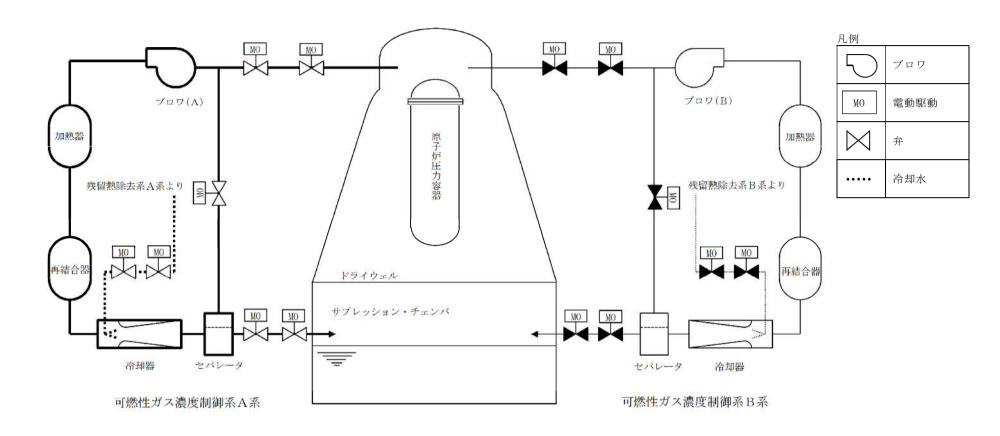
							経過時間(分)]	Ut. In
			1	1 2 3 4 5 6 7 8 9								備考	
手順の項目	実施箇所・必要要員	員数	7 格納容器·	ベント判断			,	5分 格納3 7	5器ベント準	備完了			
格納容器圧力逃がし装 置による原子炉格納容						系統構成							
器内の水素排出 (格納容器ベント準	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1						格納容器	ベント準備	1			
備: S / C 側ベントの 場合)							+						

							経過時間(分)					Wt-
			1	[2 : I	3 4 I	1 [5 6 I	; 	7 I	8 9 I I	9	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員		7格納容器。	納容器ペント判断 5分 格納容器ペント準備完了 ▼									
格納容器圧力逃がし装 置による原子炉格納容 器内の水素排出 (格納容器ベント準 (地直運転員) 1 (中央制御室)						系統構成							
		1						格納容器	l ベント準備 l	ı I			
備: D/W側ベントの 場合)							+						

							経過時間(分)					We to
			1	2	İ	3 	4 	5 (i	7 :	8 I	9 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員		格納容器。			容器ベント							
					格納容	 器ベント開す 	 冶操作						
格納容器圧力逃がし装 置による原子炉格納容 器内の水素排出	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1			→								※ 1

※1: 第二弁の遠隔開操作不可の場合, 第二弁バイパス弁を開とする。中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1 名にて実施した場合, 2分以内で可能である。

第1.9-7図 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排出 タイムチャート

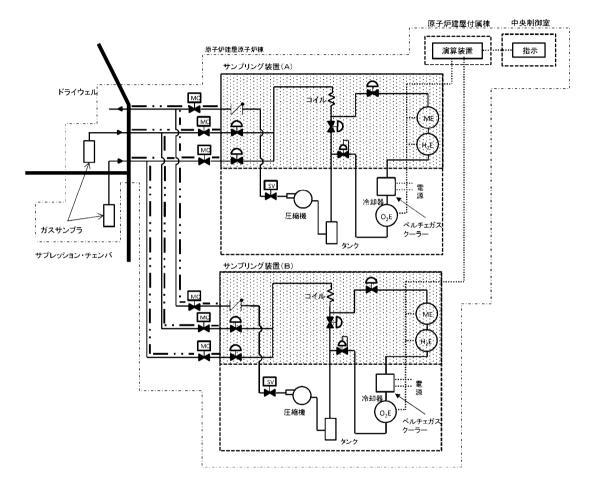


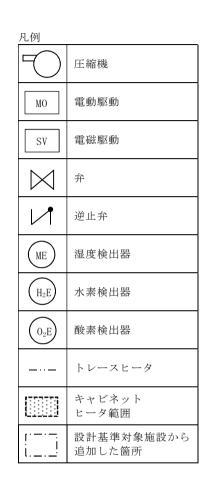
第1.9-8図 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御 概要図

							経過時間	(分)					
			5 I		10 	15)) 1 (170 	175 1	80 18 I	35	190 	195 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数		8 2	分 可燃性ガ	ス濃度制御	甲系プロワ恵	型動 再結合 (ブ	ロワ起動後	,約 180	分以内)		
This is 18 - After the shall fan er	ve te la tric				系統構成,	起動操作	1						
可燃性ガス濃度制御系 による原子炉格納容器 内の水素濃度制御								ウォ	ームアップ	運転			* 1
1 1 2 - 2 24 CAN IDE DAL ING PER	T KING				→					L	+		

※1:可燃性ガス濃度制御系A系による原子炉格納容器内の水素濃度制御を示す。また,可燃性ガス濃度制御系B系については,可燃性ガス濃度制御系プロワ起動まで8分以内,再結合開始まで約180分以内で可能である。

第1.9-9図 可燃性ガス濃度制御系による原子炉格納容器内の水素濃度制御 タイムチャート



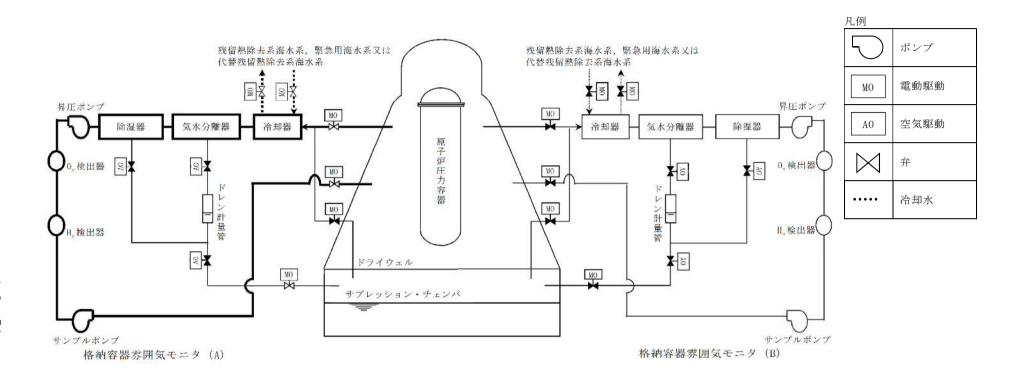


第1.9-10図 格納容器内水素濃度 (SA) 及び格納容器内酸素濃度 (SA) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視 概要図

								経過時	間 (分)							tile te
			5 	10 	15	20) 25 	5 3	0 3	5 	40 4	15 	50 :	55 6 	50 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員	員数	7 交流電源	原確保				納容器内よる測定		度(S. 38 V	A)及び 分	格納容器	 内酸素	農度 (S	A)	
									系統暖気	ā (※1)					
格納容器内水素濃度 (SA)及び格納容器	ver er P Av								起動核	峰作						
内酸素濃度 (SA) に よる原子炉格納容器内	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1								i	則定前準備	Ħ				
の水素濃度及び酸素濃 度監視	(1)(1)(1)								測定開	始						
											→					

※1:通常時から緊急用MCCは外部電源系にて受電され暖気しており、全交流動力電源の喪失時は常設代替交流 電源設備として使用する常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧 電源車により緊急用MCCを受電した後、暖気が自動的に開始される。

第1.9-11図 格納容器内水素濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度(SA) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視 タイム チャート

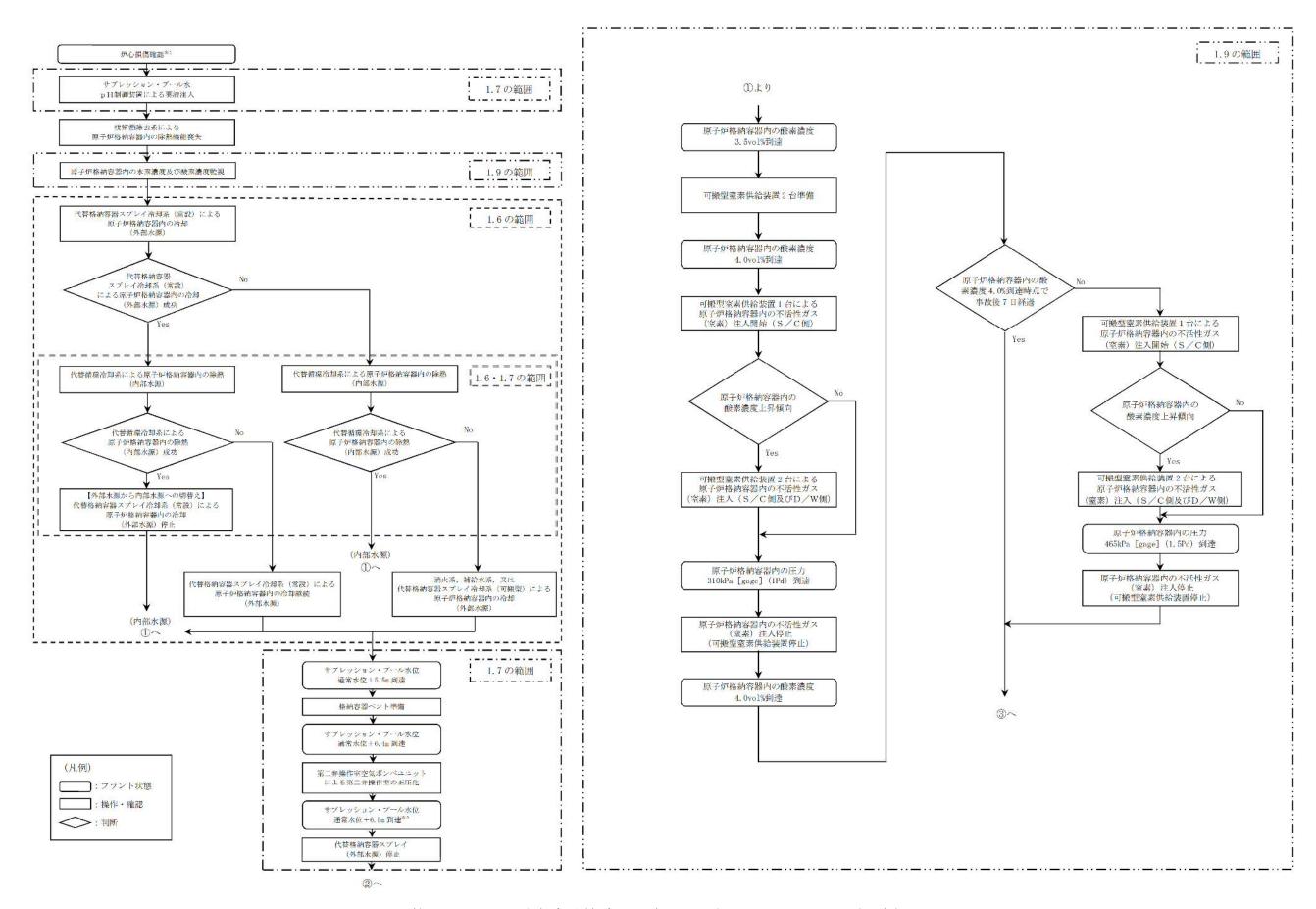


第1.9-12図 格納容器雰囲気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視 概要図

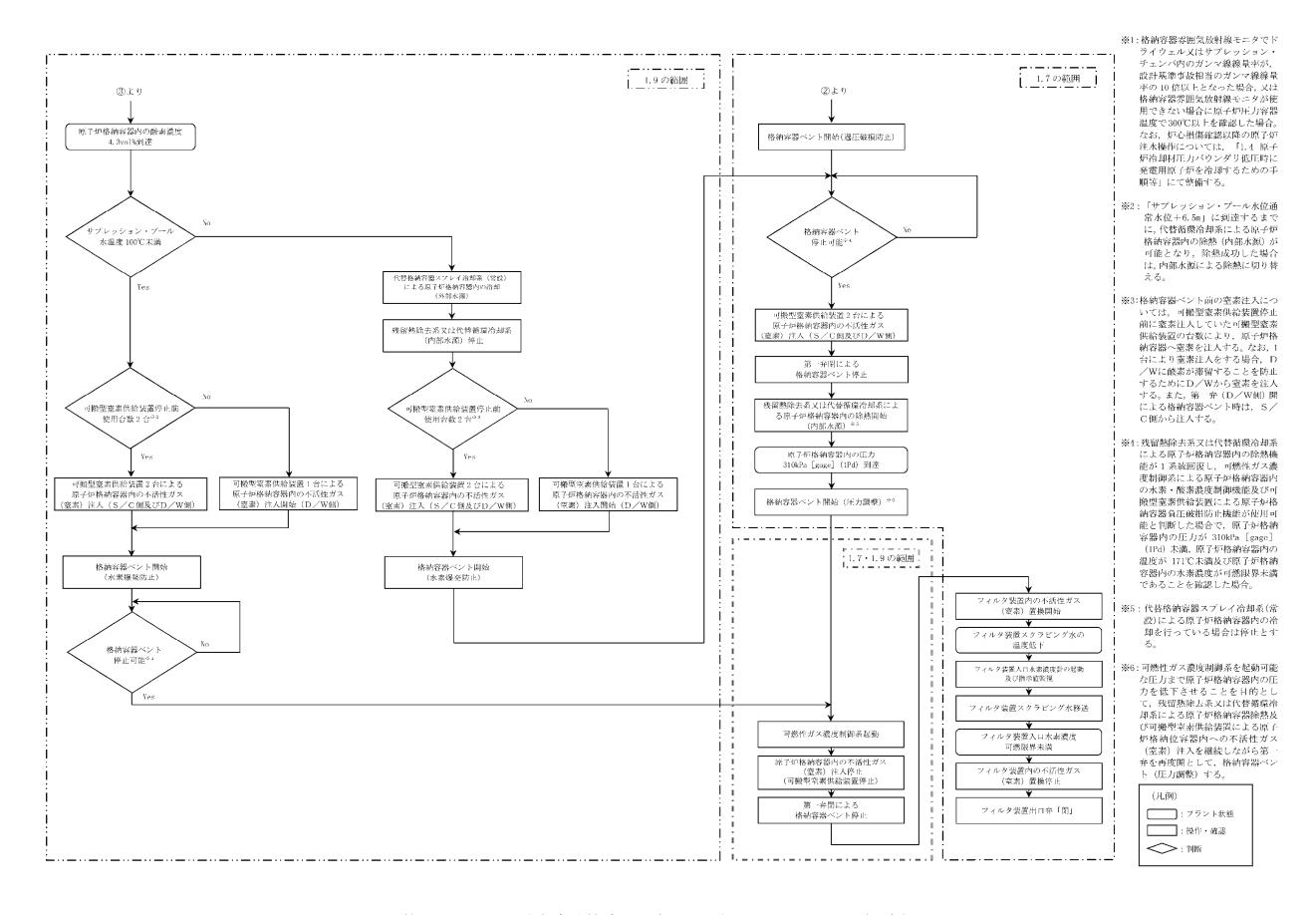
					Á	経過時間 (:	分)					We de
			1 	2 I	3 	1	5 I	6 I	7 I	8 I	9 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数	格納容器雰囲気モニタ起動 5分 ▽									
格納容器雰囲気モニタ による原子炉格納容器	運転員等 (当直運転員)	,					起動操作					% 1
内の水素濃度及び酸素 濃度監視	(中央制御室)	1					→					7X 1

※1:格納容器雰囲気モニタ (A) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視を示す。また、格納容器雰囲気モニタ (B) による原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視については、格納容器雰囲気モニタ起動まで5分以内で可能である。

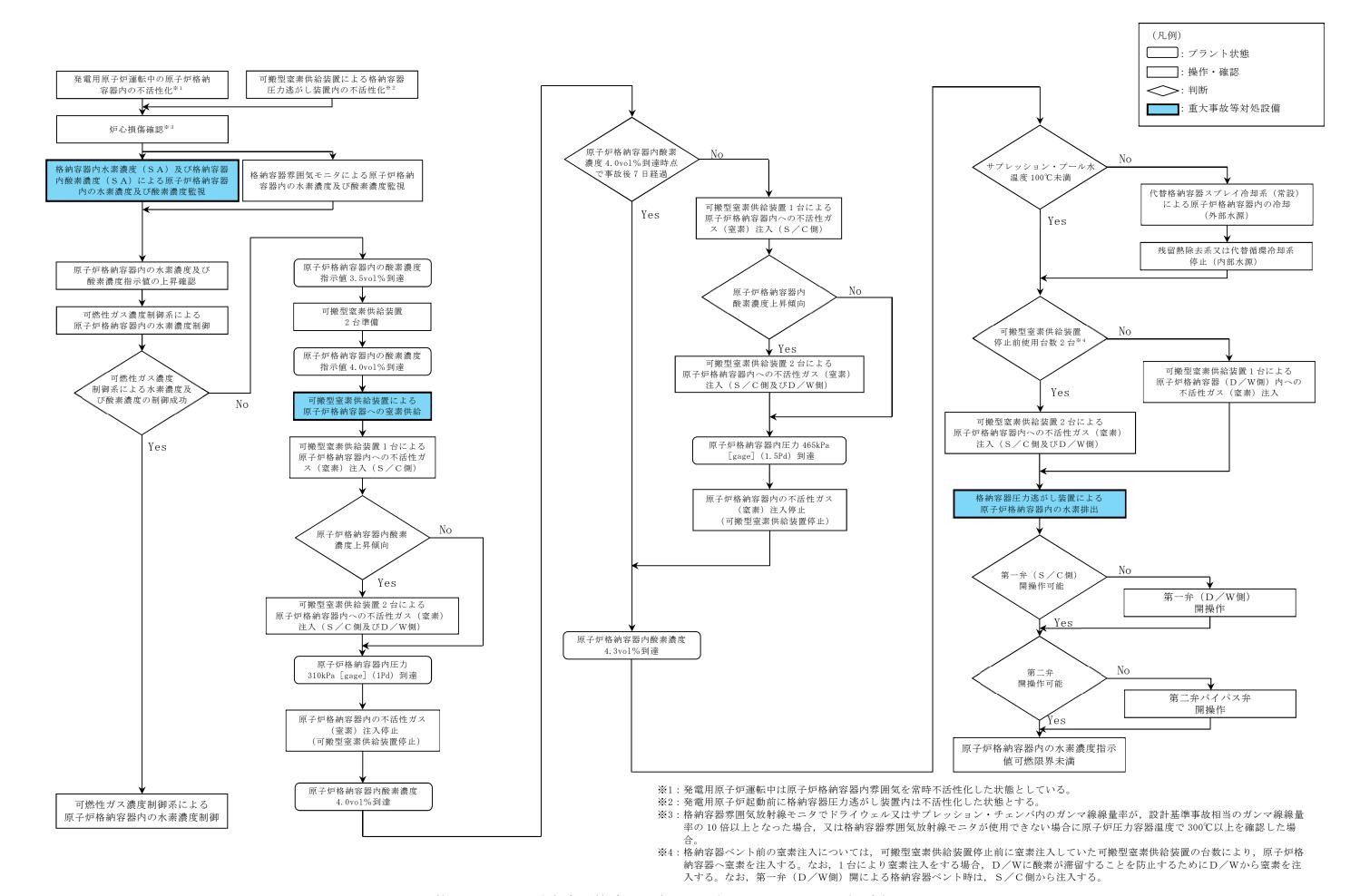
第1.9-13図 格納容器雰囲気モニタによる原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度監視 タイムチャート



第1.9-14図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/3)



第1.9-14 図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/3)



第1.9-14図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/3)

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (1/5)

技術的能力審査基準(1.9)	番号	設置許可基準規則(第52条)	技術基準規則(第67条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	1	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著し い損傷が発生した場合において原子 炉格納容器内における水素による爆 発(以下「水素爆発」という。)に よる破損を防止する必要がある場合 には、水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するために必要な設 備を設けなければならない。	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心の著し い損傷が発生した場合において原子 炉格納容器内における水素による爆 発(以下「水素爆発」という。)に よる破損を防止する必要がある場合 には、水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するために必要な設 備を施設しなければならない。	5
【解釈】 1 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	_	【解釈】 1 第52条に規定する「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第67条に規定する「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	_
(1) BWR a) 原子炉格納容器内の不活性化によ り、原子炉格納容器内における水素 爆発による原子炉格納容器の破損を 防止するために必要な手順等を整備 すること。	2	<bwr> a)原子炉格納容器内を不活性化する こと。</bwr>	<bwr> a)原子炉格納容器内を不活性化する こと。</bwr>	6
(2) PWR のうち必要な原子炉 a) 水素濃度制御設備により、原子炉 格納容器内における水素爆発による 原子炉格納容器の破損を防止するた めに必要な手順等を整備すること。	_	<pwrのうち必要な原子炉> b)水素濃度制御設備を設置すること。</pwrのうち必要な原子炉>	<pwrのうち必要な原子炉>b)水素濃度制御設備を設置すること。</pwrのうち必要な原子炉>	_
(3) BWR 及び PWR 共通 a) 原子炉格納容器内における水素爆 発による原子炉格納容器の破損を防 止するために必要な設備が、交流又 は直流電源が必要な場合は代替電源 設備からの給電を可能とすること。	3	<bwr及びpwr共通> c)水素ガスを原子炉格納容器外に排出する場合には、排出経路での水素爆発を防止すること、放射性物質の低減設備、水素及び放射性物質濃度測定装置を設けること。</bwr及びpwr共通>	<bwr及びpwr共通> c)水素ガスを原子炉格納容器外に排出する場合には、排出経路での水素爆発を防止すること、放射性物質の低減設備、水素及び放射性物質濃度測定装置を設けること。</bwr及びpwr共通>	7
b) 炉心の著しい損傷後、水ージルコニウム反応及び水の放射線分解による水素及び酸素の水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止する手順等を整備すること。	(4)	d) 炉心の著しい損傷時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる監視設備を設置すること。	d) 炉心の著しい損傷時に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる監視設備を設置すること。	8
		e) これらの設備は、交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすること。	e)これらの設備は、交流又は直流電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とすること。	9

※2:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置は,発電用原 子炉起動前に使用するものであり,重大事故等時に使用するものではないため,重大事故等対処設備とは位 置付けない。

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(2/5)

			使用した手段 るための手段			自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
不活性ガス系による 不活性ガス系による	不活性ガス系*1	既設	① ② ⑤	_		
性化格器内の	原子炉格納容器	既設	(5) (6)			
による一	可搬型窒素供給装置	新設	(I)		_	_
水素爆発防止よる原子炉格納容器可搬型窒素供給装置	不活性ガス系配管・弁	既設	① ② ⑤	_		
上 納容器 器	原子炉格納容器	既設	6			
し装置りまる格型	可搬型窒素供給装置**2	新設				可燃性ガス濃度制御系ブロワ
し装置内の不活性化よる格納容器圧力逃が可搬型窒素供給装置に	格納容器圧力逃がし装置	新設	① ⑤ ⑦	-		可燃性ガス濃度制御系加熱器
活性化温装置に	燃料給油設備	新設			原子可	可燃性ガス濃度制御系再結合器
	格納容器圧力逃がし装置	既設 新設			炉燃 格 納 容	可燃性ガス濃度制御系冷却器
	フィルタ装置出口放射線モニ タ (高レンジ・低レンジ)	新設			器濃 内度 の制	可燃性ガス濃度制御系配管・弁
原子炉格納容器内の水素排出格納容器圧力逃がし装置による	フィルタ装置入口水素濃度	新設			水素によ	残留熱除去系
格納容品	常設代替交流電源設備	新設	① ④ ⑤ ⑦		制る	非常用交流電源設備
一部の水	可搬型代替交流電源設備	新設	(5) (7)	_		常設代替交流電源設備
素排出	常設代替直流電源設備	新設				燃料給油設備
-	可搬型代替直流電源設備	新設				
	燃料給油設備	新設				
現場操作。遠隔人力操作	遊隔人力操作機構 新設 ① ④ ⑤ ⑦		_	_		

^{※1:}発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。 不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備 とは位置付けない。

^{※2:}発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置は,発電用原 子炉起動前に使用するものであり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備とは位 置付けない。

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (3/5)

	重大事故等対 審査基準の要求					自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
格納	格納容器內水素濃度(SA)	新設				格納容器內水素濃度
に 容 よ 器 ス	格納容器內酸素濃度(SA)	₹濃度(SA) 新設			格納	格納容器內酸素濃度
による原子炉格は	常設代替交流電源設備	新設	新設		中納容器雰囲気 水素	残留熱除去系海水系ポンプ
炉 濃格度納 (可搬型代替交流電源設備	新設			水囲素気	残留熱除去系海水系ストレーナ
納容 R A	燃料給油設備	新設	設		農産足	緊急用海水ポンプ
の及れび			(1) (3) (5) (8)	_	びに 酸よ	緊急用海水系ストレーナ
· 素濃度及			8		素濃度	可搬型代替注水大型ポンプ
び内					監炉視格納	ホース
素濃濃	_	_			容器	非常用交流電源設備
o 素濃度監視 の素濃度(S					内の	常設代替交流電源設備
<u>A</u>						燃料給油設備
必要な設備 代替電源	常設代替交流電源設備	新設	①			
へに	可搬型代替交流電源設備	新設	(1) (3) (5) (9)	_	_	_
の よる 電	燃料給油設備	新設	(9)			

※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。 不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備 とは位置付けない。

※2:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。

可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置は,発電用原子炉起動前に使用するものであり,重大事故等時に使用するものではないため,重大事故等対処設備とは位置付けない。

技術的能力審查基準(1.9)

適合方針

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器内における水素による爆発(以下「水素爆発」という。)による破損を防止する必要がある場合には、水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

1 「水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

_

(1) BWR

a)原子炉格納容器内の不活性化に より、原子炉格納容器内におけ る水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するために必要 な手順等を整備すること。

- ※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。
 - 不活性ガス系は設計基準対象施設であり,重大事故等時に使用するものではないため,重大事故等対処設備 とは位置付けない。
- ※2:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。
 - 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置は,発電用原子炉起動前に使用するものであり,重大事故等時に使用するものではないため,重大事故等対処設備とは位置付けない。

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(5/5)

技術的能力審査基準(1.9)	適合方針
(2) PWRのうち必要な原子炉 a) 水素濃度制御設備により、原子 炉格納容器内における水素爆発 による原子炉格納容器の破損を 防止するために必要な手順等を 整備すること。	対象外
(3) BWR及びPWR共通 a) 原子炉格納容器内における水素 爆発による原子炉格納容器の破 損を防止するために必要な設備 が、交流又は直流電源が必要な 場合は代替電源設備からの給電 を可能とすること。	炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源が喪失した場合においても、原子炉格納容器内にお水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止がし、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で、大力で
b) 炉心の著しい損傷後、水ージル コニウム反応及び水の放射線分 解による水素及び酸素の水素爆 発による原子炉格納容器の破損 を防止する手順等を整備するこ と。	炉心の著しい損傷が発生した場合に おいて、原子炉格納容器内における水 素爆発による原子炉格納容器の破損を 防止する手段として、格納容器内水素 濃度(SA)及び格納容器内酸素濃度 (SA)により水素濃度及び酸素濃度 が変動する可能性のある範囲を監視 し、格納容器圧力逃がし装置による原 子炉格納容器内の水素排出を実施する ために必要な手順等を整備する。

- ※1:発電用原子炉運転中は原子炉格納容器内雰囲気を不活性ガス系により常時不活性化している。 不活性ガス系は設計基準対象施設であり、重大事故等時に使用するものではないため、重大事故等対処設備 とは位置付けない。
- ※2:発電用原子炉起動前に格納容器圧力逃がし装置内は不活性化した状態とする。 可搬型窒素供給装置による格納容器圧力逃がし装置内の不活性化に用いる可搬型窒素供給装置は,発電用原 子炉起動前に使用するものであり,重大事故等時に使用するものではないため,重大事故等対処設備とは位 置付けない。

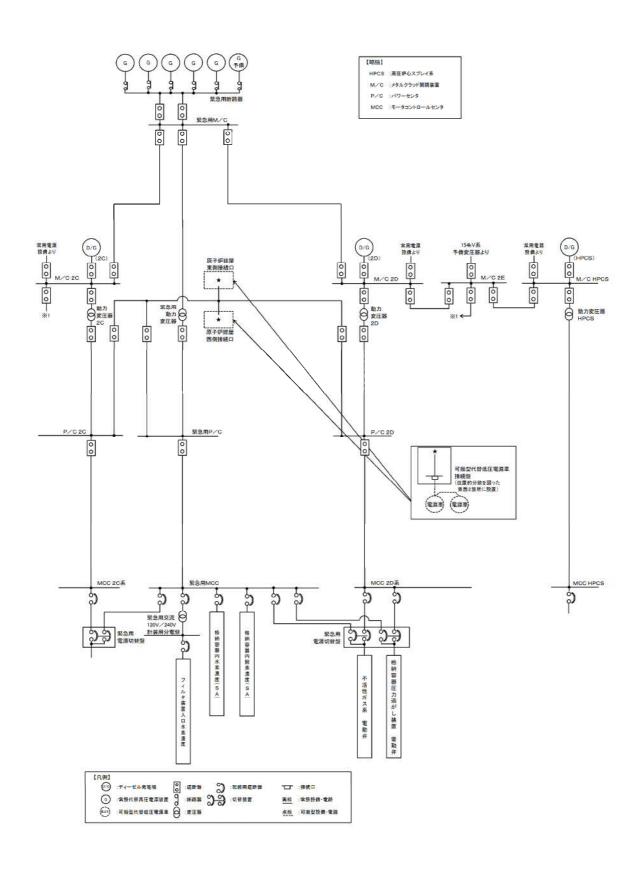
添付資料 1.9.2

自主対策設備仕様

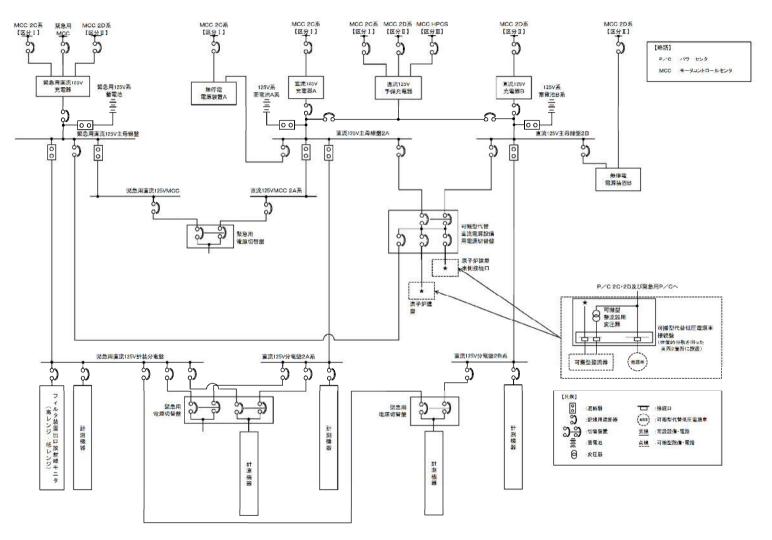
機器名称	常設 /可搬	耐震性	容量	揚程	個数
可燃性ガス濃度制御系ブロワ	常設	Sクラス	約 340m³ [N] /h (1 台当たり)	ľ	2 台
可燃性ガス濃度制御系加熱器	常設	Sクラス	約 100kW (1 基当たり)	-	2 基
可搬型代替注水大型ポンプ (代替残留熱除去系海水系とし て使用)	可搬	Sクラス	約 1,320m³/h (1 台当たり)	約 140m	4 台

機器名称	常設 /可搬	耐震性	測定方式	計測範囲	個数
格納容器內水素濃度	常設	Sクラス	熱伝導度式	0~100%	1個
格納容器内酸素濃度	常設	Sクラス	磁気風式	0~30%	1個

第1図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第2図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第3図 対応手段として選定した設備の電源構成図(直流電源)

重大事故対策の成立性

- 1. 原子炉格納容器内不活性化による原子炉格納容器水素爆発防止
 - (1) 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給
 - a. 操作概要

可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給が必要な状況で、屋外(原子炉建屋東側周辺)に可搬型窒素供給装置を配備した場合においては、窒素供給用ホースを格納容器窒素供給ライン東側接続口に接続し、可搬型窒素供給装置により原子炉格納容器内に窒素を供給する。屋外(原子炉建屋西側周辺)に可搬型窒素供給装置を配備した場合は、接続口の蓋を開放し、窒素供給用ホースを格納容器窒素供給ライン西側接続口に接続した後、可搬型窒素供給装置により原子炉格納容器内に窒素を供給する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器への窒素供給として,最長時間を要する格納容器窒素供給ライン西側接続口を使用した窒素供給に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:6名(重大事故等対応要員6名)

所要時間目安^{**1}:135分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る 時間は135分以内)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

・準備:30分(放射線防護具着用を含む)

・移動:10分(移動経路:南側保管場所から格納容器窒素供給ライン西側接続口)

・電源車の系統構成:35分**² (対象作業:ケーブル敷設,電源車 起動等を含む)

・可搬型窒素供給装置の系統構成:85分(対象作業:窒素供給用ホース接続,可搬型窒素供給装置 起動等を含む)

• 窒素供給開始操作:10分

※2:電源車の系統構成は、可搬型窒素供給装置の系統構成と並 行して行うため、所要時間目安には含まれない。

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,操作は格納容器ベント操作後の汚染を考慮し放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性:可搬型窒素供給装置からの窒素供給用ホース接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。

炉心損傷及び原子炉圧力容器破損後の注水及び除熱の考え方について

炉心損傷後における重大事故等対処設備による注水や除熱の考え方を以下に 示す。

1. 期待する重大事故等対処設備について

非常用炉心冷却系等の注水機能が喪失し炉心損傷に至った場合,重大事故等対処設備である低圧代替注水系(常設),代替格納容器スプレイ冷却系(常設),格納容器下部注水系(常設)及び代替循環冷却系の機能に期待し,炉心損傷の進展防止及び格納容器破損防止を図る手順としている。これらの系統の主な特徴を第1表に示す。

系統	注水先	ポンプ	水源
低圧代替注水系 (常設)	原子炉圧力容器		
代替格納容器スプレイ冷却 系(常設)	ドライウェル	常設低圧代替注	代替淡水貯槽
格納容器下部注水系(常設)	ペデスタル (ドライウェル 部)	水ボ	
	原子炉圧力容器	· 代替循環冷却系	サプレッショ
代替循環冷却系	ドライウェル	八省個界行列系 ポンプ	リ ノ レ ツ シ ョ ン・チェンバ
	サプレッション・チェンバ	7.0	

第1表 注水及び除熱手段の特徴 (重大事故等対処設備)

常設低圧代替注水系ポンプを用いた系統は、補機系を持たない独立した系統であり事故後早期に使用可能であるが、代替淡水貯槽を水源としており格納容器内へ外部から水を持ち込むため、継続して使用するとサプレッション・プール水位が上昇し、格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱(以下「格納容器ベント」という。)の実施時期を早めることとなる**。

一方,代替循環冷却系は補機系の起動を要するため,常設低圧代替注水系 ポンプを用いた系統に比べて起動に時間を要するが,サプレッション・チェ ンバを水源としており外部からの水の持ち込みは生じない。

上記の特徴を踏まえ、事象発生初期の原子炉への注水は常設低圧代替注水系ポンプを用いた系統を使用することとし、その後、外部からの水の持ち込みを抑制し、サプレッション・プール水位の上昇抑制による格納容器ベントの遅延を図り、可能な限り外部への影響を軽減するため、代替循環冷却系が使用可能となった段階で代替循環冷却系に切り替える手順とする。ただし、代替循環冷却系の運転時において、格納容器圧力・温度の上昇により追加の格納容器の冷却が必要な場合には、一時的に常設低圧代替注水系ポンプを用いた系統を使用する手順とする。

※:格納容器圧力逃がし装置におけるサプレッション・チェンバ側のベント 配管の水没を防止する観点から、サプレッション・プール水位が通常水 位+6.5m に到達した時点で、外部水源による水の持ち込みを制限した 上で、格納容器ベントを実施する手順としている。

- 2. 炉心損傷及び原子炉圧力容器破損前後の注水及び除熱の考え方
 - (1) 常設低圧代替注水系ポンプを用いた系統
 - a. 炉心損傷後の対応について

炉心損傷を判断した後は、補機系が不要であり短時間で注水が可能な低圧代替注水系(常設)により原子炉へ注水する手順としている。また、原子炉注水ができない場合においても、注水手段の確保に努めることとしている。したがって、炉心損傷前後ともに原子炉注水を実施する対応方針に違いはないが、事象進展の違いによって以下の異なる手順となる。①LOCA時に炉心が損傷した場合は、ヒートアップした炉心へ原子炉

注水を実施することにより、炉内で発生する過熱蒸気がドライウェルに直接放出されドライウェル圧力及び雰囲気温度が急上昇する。そこで、格納容器の健全性を確保するために、LOCAの判断(ドライウェル圧力 13.7kPa [gage] 以上)及び炉心損傷の判断(ドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍以上)により、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水操作と代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を同時に実施する。この場合、原子炉注水により過熱蒸気が発生することから、先行して代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を実施し、その後、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水操作を実施することで、ドライウェルスプレイを実施している状態で原子炉へ注水する手順とする。

- ②LOCA時に炉心が損傷して原子炉注水が実施できない場合は、いずれは溶融炉心の炉心下部プレナムへの移行に伴う原子炉圧力容器下部プレナム水との接触による発生蒸気がドライウェルに放出され、ドライウェル圧力及び雰囲気温度が急上昇することを踏まえて、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を実施する手順とする。ただし、実際の操作としては、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を実施後に低圧代替注水系(常設)による原子炉注水操作を実施することから、炉心損傷の判断後にドライウェルスプレイをする手順は①と同様である。
- b. 原子炉圧力容器破損前の対応について
 - ③通常運転時からペデスタル (ドライウェル部) 水位を約 1m に維持す

る構造としているが、炉心損傷判断後は、原子炉圧力容器破損時の溶融炉心の冷却を考慮し、ペデスタル(ドライウェル部)水位を確実に約 1m 確保するために格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)水位の確保操作を実施する手順とする。

- c. 原子炉圧力容器破損後短期の対応について
 - ④原子炉圧力容器破損を検知した後は、溶融炉心とペデスタル(ドライウェル部)に存在する水との相互作用により、ドライウェル圧力及び雰囲気温度が急上昇するため、原子炉圧力容器破損を判断した場合は、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を実施する手順とする。
 - ⑤ドライウェルスプレイを開始した後は、ペデスタル (ドライウェル部) に落下した溶融炉心の冷却維持のため、格納容器下部注水系 (常設) によるペデスタル (ドライウェル部) 注水操作を実施する手順とする。
- d. 本系統の停止及び一時的な運転について
 - ⑥本系統は外部水源を用いた手段であり、本系統の運転継続によりサプレッション・プール水位が上昇する。そこで、格納容器ベントを遅延させる観点から、本系統による原子炉注水操作や格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を停止し、代替循環冷却系による格納容器除熱操作を実施する。
 - ⑦ただし、代替循環冷却系による格納容器除熱操作を実施する状態において格納容器圧力及び雰囲気温度が上昇する場合には、代替格納容器 スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を一時的に実施する手順とする。

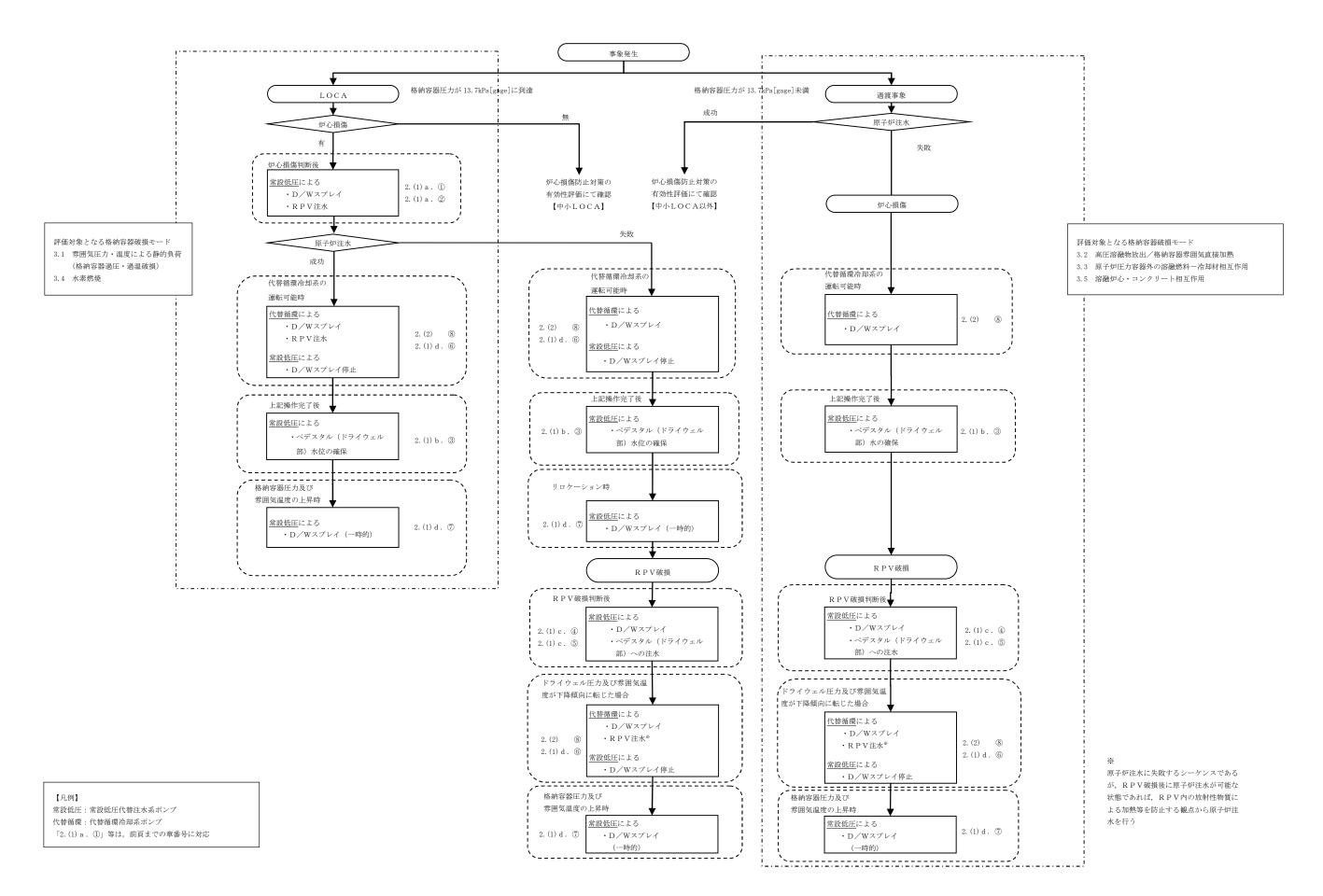
(2) 代替循環冷却系

⑧代替循環冷却系は残留熱除去系海水系又は緊急用海水系等の補機系の

起動後に期待できる系統であり、運転開始までに一定の時間を要するが、内部水源であるため本系統の運転継続によりサプレッション・プール水位は上昇しない。したがって、起動が可能となった時点で本系統を運転開始する手順とし、サプレッション・プール水位の上昇を抑制しつつ、原子炉注水操作や格納容器冷却操作(ドライウェルスプレイ)を実施することで、損傷炉心の冷却や格納容器の冷却及び除熱を実施することとする。

3. 各事象の対応の流れについて

炉心損傷に至る事象としては、起因事象がLOCAの場合と過渡事象の場合で事象進展が異なることが考えられる。また、初期に原子炉注水に成功する場合と成功しない場合においても、事象進展が異なることが考えられる。 以上の事象進展の違いを踏まえ、事故対応の流れを第1図に示す。



第1図 事故対応の流れ

4. 長期安定停止に向けた対応について

長期安定停止に向けて格納容器圧力及び温度を低下させることを目的として、残留熱除去系、代替循環冷却系による格納容器除熱を実施し、格納容器の健全性を維持する。

また、炉心損傷後は水の放射線分解により格納容器内で水素及び酸素が発生するため、水素燃焼を防止する観点から、格納容器圧力逃がし装置による格納容器除熱操作(以下「格納容器ベント」という。)を実施する。

(1) 事故後長期にわたる格納容器の健全性について

有効性評価における格納容器温度・圧力の判断基準(評価項目)は 200°C、2Pdと設定しており、200°C、2Pdの状態が継続することを考慮した 評価が必要な部位はシール部である。このため、シール部については、 200°C、2Pdの状態が7日間(168時間)継続した場合でもシール機能に影響がないことを確認することで、限界温度・圧力における格納容器閉じ込め機能の健全性を示している。

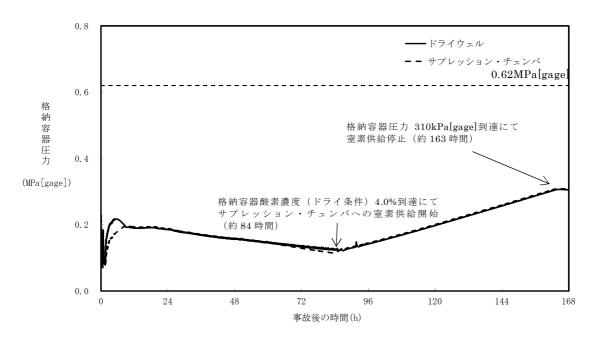
ここでは、200℃、2Pdを適用可能な7日間(168時間)以降においても、 有効性評価で得られている厳しい条件を考慮し、格納容器の閉じ込め機能 を示す。

また、上記に加えて、7日間(168時間)以降の累積放射線照射量についても、格納容器の閉じ込め機能に影響がないことを確認する。

(2) 7日間(168時間)以降の圧力,温度の条件

7日間(168時間)以降において、格納容器圧力が最も高くなるのは、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」において代替循環冷却系を使用する場合のシーケンス及び「高圧溶融物放出/格

納容器雰囲気直接加熱」で想定されるシーケンスである。これらのシーケンスは、格納容器内酸素濃度が4.0vol%(ドライ条件)に到達した時点で、格納容器内酸素濃度上昇による格納容器ベントを遅延するため、310kPa[gage]までサプレッション・チェンバへの窒素注入を行う手順としており、第1表で示すとおり、7日間(168時間)以降の格納容器圧力は最大で310kPa[gage]となる。代表的に、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」において代替循環冷却系を使用する場合のシーケンスにおける格納容器圧力の推移を第1図に示す。

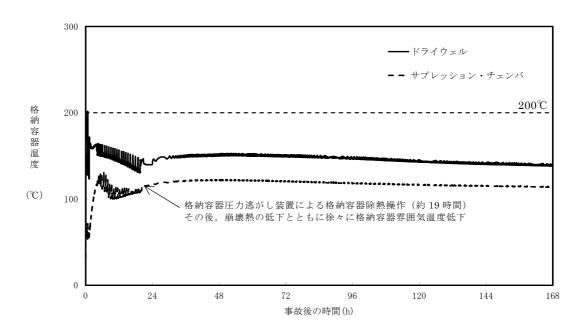


第1図 格納容器圧力(「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・ 過温破損)」において代替循環冷却系を使用する場合)

7日間(168時間)以降の格納容器雰囲気温度が最も高くなるのは、「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」において代替循環冷却系を使用できない場合のシーケンスである。このシーケンスの

格納容器雰囲気温度の推移を第2図に示すが、7日間(168時間)時点で150℃未満であり、その後の格納容器雰囲気温度は崩壊熱の減衰によって低下傾向となるため、第1表で示すとおり7日間(168時間)以降は150℃を下回る。また、格納容器バウンダリにかかる温度(壁面温度^{*})についても、事象発生後3.9時間後に生じる最高値は157℃であるが、7日間以降は150℃を下回る。

※:評価に用いているMAAPコードは、FP沈着に伴う発熱を考慮したものとなっている。格納容器内のFP挙動については、原子力安全基盤機構(JNES)の「シビアアクシデント時格納容器内多次元熱流動及びFP挙動解析」において、FPのほとんどが原子炉キャビティ内の床や壁表面にとどまり、格納容器全体に飛散することがないことが確認されており、健全性が維持されたシール部等の貫通部への局所的なFP沈着は発生しにくく、MAAPコードによる壁面温度の結果は妥当と考える。

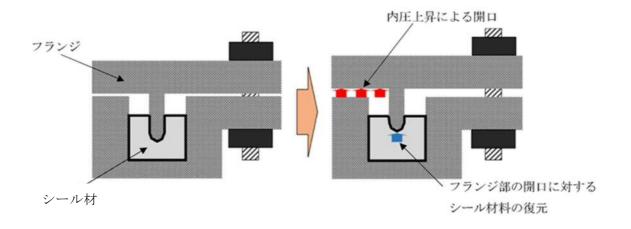


第2図 格納容器雰囲気温度(「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器 過圧・過温破損)」において代替循環冷却系を使用できない場合)

第1表 事故発生後の経過時間と格納容器圧力・温度,累積放射線照射量 の関係

事故発生後の経過時間	0~168 時間	168 時間以降
格納容器圧力	評価項目として 2Pd(620kPa[gage])を設定	有効性評価シナリオで 最大310kPa[gage]となる (MAAP解析結果)
格納容器温度	評価項目として 200℃を設定	有効性評価シナリオで 150℃を下回る (MAAP解析結果)

(3) 7日間(168時間)以降の格納容器圧力と閉じ込め機能の関係について時間経過により、格納容器の健全性に影響を及ぼす部位はシール部のシール材である。シール部の機能維持は、第3図の模式図に示すとおり、格納容器内圧力の上昇に伴うフランジ部の過渡的な開口挙動に対し、シール材料の復元量が十分に確保されていることをもって確認している。つまり、格納容器温度によるシール材の熱劣化を考慮しても、圧縮永久ひずみ試験結果によりシール材の復元量が十分であれば、シール部の機能は健全である。長期のケースとして、有効性評価シナリオにおいて168時間時の格納容器圧力が高い代替循環冷却系運転ケースを評価しても、格納容器圧力は約0.31MPaであり開口量は小さい(第2表参照)。なお、復元量の具体的な評価は、格納容器温度に関係することから3.2で示す。



第3図 シール部の機能維持確認の模式図

第2表 格納容器圧力と開口量の関係

フランジ部位	溝	168時間時 1Pd(0.31MPa)	2Pd(0.62MPa)
トップヘッド	内側		
フランジ	外側		
機器搬入用ハッチ	内側		
機器版入用バッケー	外側		
サプレッション・ チェンバアクセス	内側		
ハッチ	外側		

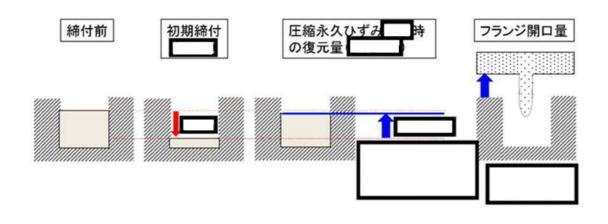
(4) 7日間 (168時間) 以降の格納容器温度と閉じ込め機能の関係について 格納容器温度の上昇に伴う,時間経過によるシール材の長期的(格納容 器温度が150℃を下回る状況)な影響を調査する。ここでは,トップヘッ ドフランジや機器搬入用ハッチ等に使用されている改良EPDM製シール 材を用いて,168時間以降の温度・時間とシール材料の劣化挙動を確認す るため,シール材の基礎特性試験を実施した。試験結果を第3表に示す。

第3表 改良EPDM製シール材の基礎特性データの経時変化

試験時間	0~7 目	7 日~14 日	14 日~30 日
試験温度	200℃	150℃	150℃
圧縮永久ひずみ率 [%]			
硬さ			
質量変化率[%]			

注記:γ線1.0MGy 照射済の試験体を用い、飽和蒸気環境下に暴露した後の測定値

第3表に示すように、168時間以降、150℃の環境下においては、改良EPDM製シール材の基礎特性データにはほとんど変化はなく、経時劣化の兆候は見られない。したがって、重大事故後168時間以降における格納容器の温度を150℃と設定した場合でも、シール部の機能は十分維持される。なお、EPDM材は一般特性としての耐温度性は150℃であり、第3表の結果は改良EPDM製シール材が200℃条件を7日間経験しても、一般特性としての耐熱温度まで低下すれば、それ以降は有意な劣化傾向は見られないことを示していると考える。また、第3表の結果から圧縮永久ひずみしてとを示していると考える。また、第3表の結果から圧縮永久ひずみしてとを示していると考える。また、第3表の結果から圧縮永久ひずみしてとを示しており、第2表で示す168時間以降の格納容器圧力に対しても十分追従可能な復元量を維持していることも確認できる。



第4図 圧縮永久ひずみ 時のシール材復元量とフランジ開口量

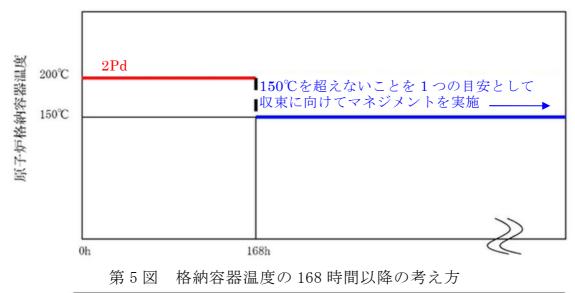
(5) 7日間(168時間)以降の格納容器の閉じ込め機能について

(2)で示したように有効性評価結果からも、7日間(168時間)以降は格納容器温度が改良EPDM製シール材の一般特性としての耐熱温度である150℃を下回ることが判っている。また、格納容器圧力についてもベント操作の有無に関わらず圧力は低下しており、開口量は2Pd時と比較しても小さいことが確認できている。なお、代替循環冷却系を使用するシーケンスの場合、中長期的には、水の放射線分解によって生じる水素と酸素が格納容器圧力の上昇に寄与するが、酸素濃度がドライ条件で4.3vo1%に到達した場合にはベントを実施することとしていることから、格納容器圧力は1Pdから数十kPaまでの上昇にとどまる。

よって、格納容器温度・圧力が評価項目 (200℃・2Pd) にて7日間経験 してもシール材が問題ないことを確認することで、長期の格納容器閉じ込 め機能を確保できる。

7日間(168時間)以降の格納容器の閉じ込め機能については、格納容器 圧力・温度は低下していること、及び代替循環冷却系を使用するシーケン スにおける中長期的な水の放射線分解に伴う水素と酸素の発生の寄与も大 きくないことから、最初の7日間(168時間)に対して200℃・2Pdを超えないよう管理することで、長期的な格納容器閉じ込め機能は維持される。ただし、事故環境が継続することにより、熱劣化等の閉じ込め機能低下要因が存在することも踏まえ、長期的なプラントマネジメントの目安として、7日間(168時間)以降の領域においては、格納容器温度については第5図に示すとおり150℃を超えない範囲で、また、格納容器圧力については第6図に示すとおり1Pd程度(1Pd+数十kPa*)以下でプラント状態を運用する。

※:酸素濃度をドライ換算で4.3vo1%以下とする運用の範囲



2Pd

1Pd 程度 (1Pd + 数+ kPa) 以下を 1 つの 目安として収束に向けてマネジメントを実施

第 6 図 格納容器圧力の 168 時間以降の考え方

(6) 7日間(168時間)以降の放射線照射量と閉じ込め機能の関係について時間経過によるシール材の長期的な影響を調査する。ここでは、トップヘッドフランジや機器搬入用ハッチ等に使用されている改良EPDM製シール材を用いて、168時間以降の累積放射線照射量・時間とシール材料の劣化挙動を確認するため、シール材の基礎特性試験を実施した。試験結果を第4表に示す。累積放射線照射量による影響は、試験結果より、有意な変化がないことから、7日間以降のシール機能は、維持できる。

第4表 改良EPDM製シール材の累積放射線照射量とひずみ率の関係

試験条件

雰囲気:蒸気環境

温度・劣化時間:200℃・168 時間+150℃・168 時間

(7) 格納容器内の酸素濃度上昇抑制のための対応

炉心損傷後は水の放射線分解により格納容器内で酸素が発生するため、水素燃焼を防止する観点から、酸素濃度4.3vol%(ドライ条件)到達で格納容器ベントを実施することで、可燃性ガスを排出する手順としている。一方で、環境への影響を考慮すると、格納容器ベントを可能な限り遅延する必要があるため、格納容器ベントの実施基準である酸素濃度4.3vol%の到達時間を遅らせる目的から、可搬型窒素供給装置による格納容器内への窒素注入操作(以下「窒素注入」という。)を実施することとしている。ここでは、有効性評価の事象進展を参照し、窒素注入及び格納容器ベントに係る判断基準の妥当性について示す。

- a. 窒素注入の判断基準と作業時間について 窒素注入に係る判断基準は以下のとおり設定している。
- (a) 窒素供給装置の起動準備操作の開始基準:酸素濃度 3.5vo1%
- (b) 窒素注入の開始基準 : 酸素濃度 4.0vo1%

「3.4 水素燃焼」において、水の放射線分解における水素及び酸素の G値を設計基準事故対処設備である可燃性ガス濃度制御系の性能を評価 する際に用いている値により感度解析を実施しており、水素及び酸素濃 度の上昇が早い感度解析においても、第5表のとおり、可搬型窒素供給 装置の起動準備時間が約6時間(約360分)確保できるため、起動準備 時間の180分に対して十分余裕があることが確認できる。

第5表 設計基準事故のG値を用いた場合の評価結果

酸素濃度	到達時間	窒素注入準備の余裕時間
3. 5vo1%	約15時間	約6時間
4. 0vo1%	約21時間	业力のh4 .[自]

b. 窒素注入及び格納容器ベントの実施基準について

窒素注入及び格納容器ベントに係る実施基準,実施基準の設定根拠を 第6表に示す。操作時間や水素濃度及び酸素濃度監視設備の計装誤差 (約0.6vol%)を考慮しても,可燃限界領域(酸素濃度5.0vol%以上) に到達することなく,窒素注入及び格納容器ベントが実施可能である。

第6表 窒素注入及び格納容器ベントの実施基準について

操作	実施基準 : 計装の読み取り 値	実施基準の設定根拠
可搬型窒素供給装置の起 動準備の開始基準	酸素濃度3.5vo1% (2.9vo1%~ 4.1vo1%)**	可搬型窒素供給装置の起動準 備時間を考慮して設定
窒素注入開始基準	酸素濃度4.0vo1% (3.4vo1%~ 4.6vo1%)*	格納容器ベントの開始基準の 到達前を設定
格納容器ベント開始基準	酸素濃度4.3vo1% (3.7vo1%~ 4.9vo1%)**	計装誤差を踏まえても可燃限 界領域到達前に格納容器ベン トが可能な基準を設定

※括弧内は、計装の読み取り値に対して計装誤差を考慮した範囲であり、実機の酸素濃度 として想定される範囲

判断基準の解釈一覧

	手順		判断基準記載内容	解釈
	(1) 原子炉格納容器内		原子炉格納容器内の酸素濃度が3.5vo1%に到達	格納容器内酸素濃度等にて原子炉格納容器内の 酸素濃度が3.5vo1%に到達
	不活性化による。 子炉格納容器水: 爆発防止		原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
		b. 格納容器圧力逃が し装置による原子	原子炉格納容器内の酸素濃度が4.3vol%に到達	原子炉格納容器内の酸素濃度が格納容器ベント 判断基準である4.3vol%に到達
		炉格納容器内の水 素排出	原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
		(2) 炉心の著しい損傷が発生した場合の	原子炉格納容器内の水素濃度が4vol%以下	格納容器内水素濃度等にて原子炉格納容器内の 水素濃度が 4vol%以下
1.9.2.1 水素爆発による原子炉	素爆発防止	c.可燃性ガス濃度制 御系による原子炉 格納容器内の水素	原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
格納容器の破損を防止 するための対応手順		濃度制御	原子炉格納容器内の圧力が147kPa [gage] (可 燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力) 未満	ドライウェル圧力等にて原子炉格納容器内の圧力が147kPa [gage] (可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力) 未満
の水	の水素濃度及び	の水素濃度及び酸素 濃度とは	原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
	素濃度の監視		原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上

1.9-8

操作手順の解釈一覧(1/2)

手順		操作手順記載內容	解釈		
			原子炉格納容器 (S/C側) への窒素供給基準 である4.0vol%に到達	格納容器内酸素濃度 (SA) 又は格納容器内酸素濃度指示値が原子炉格納容器 (S/C側) への窒素供給基準である4.0vol%に到達	
			ドライウェル圧力又はサプレッション・チェン バ圧力指示値が310kPa [gage] (1Pd)に到達	ドライウェル圧力又はサプレッション・チェン バ圧力指示値にて格納容器内酸素濃度が 4.0vol%到達後の原子炉格納容器内への不活性 ガス(窒素)注入停止基準である310kPa [gage] (1Pd) に到達	
			原子炉格納容器内の圧力が310kPa [gage] (1Pd)に到達	ドライウェル圧力等にて原子炉格納容器内の圧 力が310kPa [gage] (1Pd) に到達	
	(1) 医乙烯物物型内	1 可帕那次事件《外	原子炉格納容器内の酸素濃度4.0vol%到達時点 で事故後7日経過している場合	原子炉格納容器内への不活性ガス (窒素) 注入 停止基準到達後の格納容器内酸素濃度等を継続 監視する基準である原子炉格納容器内の酸素濃 度4.0vol%到達時点で事故後7日経過している場 合	
水素爆発による原子炉	1.9.2.1 (1) 原子炉格納容器内 不活性化による原 子炉格納容器の破損を防止 するための対応手順 b. 可搬型窒素供給装置による原子炉格 納容器への窒素供給 4 大炉格納容器水素 爆発防止 給	置による原子炉格納容器への窒素供	格納容器内酸素濃度 (SA) 又は格納容器内酸 素濃度指示値が4.0vol%に到達	格納容器内酸素濃度(SA)又は格納容器内酸 素濃度指示値が4.0vo1%に到達	
10.000				原子炉格納容器内の酸素濃度4.0vol%到達時点 で事故後7日経過していない場合	原子炉格納容器内への不活性ガス(窒素)注入 停止基準到達後の原子炉格納容器(S/C側) 内への不活性ガス(窒素)注入基準である原子 炉格納容器内の酸素濃度4.0vo1%到達時点で事 故後7日経過していない場合
			ドライウェル圧力又はサプレッション・チェン バ圧力指示値が465kPa[gage] (1.5Pd) に到達	ドライウェル圧力又はサプレッション・チェン バ圧力指示値が原子炉格納容器内酸素濃度4.0 vo1%到達時点で事故後7日経過していない場合 の原子炉格納容器内への不活性ガス(窒素)注 入停止基準である465kPa[gage](1.5Pd)に到達	
		格納容器ベント判断基準である4.3vol%に到達	格納容器内酸素濃度 (SA) 又は格納容器内酸 素濃度指示値が格納容器ベント判断基準である 4.3vo1%に到達		
			サプレッション・プール水温度指示値が100℃	サプレッション・プール水温度指示値がサプレ ッション・プール水の減圧沸騰の発生有無を判 断するための基準である100℃	

操作手順の解釈一覧(2/2)

		手順		操作手順記載内容	解釈
1. 9. 2. 1	(2)	炉心の著しい損傷	b. 格納容器圧力逃が し装置による原子 炉格納容器内の水 素排出	原子炉格納容器内の圧力が310kPa [gage] (1Pd) 未満,原子炉格納容器内の温度が171℃ 未満及び原子炉格納容器内の水素濃度が可燃限 界未満であることを確認	格納容器ベント停止の判断基準である原子炉格 納容器内の圧力が310kPa [gage] (1Pd) 未満, 原子炉格納容器内の温度が171℃未満及び原子炉 格納容器内の水素濃度が可燃限界未満であるこ とを確認した場合
水素爆発による原子炉 格納容器の破損を防止 するための対応手順		が発生した場合の 原子炉格納容器水 素爆発防止	D	原子炉格納容器内の圧力が可燃性ガス濃度制御 系運転時の制限圧力(147kPa [gage])未満	ドライウェル圧力等にて原子炉格納容器内の圧 力が可燃性ガス濃度制御系運転時の制限圧力 (147kPa [gage]) 未満
				可燃性ガス濃度制御系A系の予熱運転が完了	可燃性ガス濃度制御系A系再結合器内ガス温度 指示値が621℃以上に到達し、予熱運転が完了
			<u> </u>	可燃性ガス濃度制御系再結合器内ガス温度指示 値が649℃	可燃性ガス濃度制御系再結合器内ガス温度指示 値が649℃

弁番号及び弁名称一覧

統一名称	弁名称	弁番号	操作場所
窒素ガス補給弁 (S/C側)	(窒素ガス補給弁 (S/C側)) **1	_	原子炉建屋西側地下格納槽 (非管理区域)
窒素ガス補給弁 (D/W側)	(窒素ガス補給弁 (D/W側)) *1	_	原子炉建屋西側地下格納槽(非管理区域)
耐圧強化ベント系一次隔離弁	(耐圧強化ベント系一次隔離弁) *1	_	中央制御室原子炉棟5階(管理区域)
原子炉建屋ガス処理系一次隔離弁	(原子炉建屋ガス処理系一次隔離弁) *1	_	中央制御室原子炉棟5階(管理区域)
換気空調系一次隔離弁	C/S排気系統入口弁 (E2-8サクションダンパ)	2-26B-13 (SB2-14)	中央制御室原子炉棟5階東側(管理区域)
耐圧強化ベント系二次隔離弁	(耐圧強化ベント系二次隔離弁) *1	_	中央制御室原子炉棟5階(管理区域)
原子炉建屋ガス処理系二次隔離弁	FRVS系統入口弁(ドライウェルパージ排気ダンパ)	2-26B-14 (SB2-3 (A0))	中央制御室
換気空調系二次隔離弁	(換気空調系二次隔離弁) **1	_	中央制御室原子炉棟5階(管理区域)
第一弁 (S/C側)	(第一弁 (S/C側)) *1	_	中央制御室 遠隔手動弁操作設備:原子炉建屋付属棟1階(管理区域)
第一弁 (D/W側)	(第一弁 (D/W側)) *1	_	中央制御室 遠隔手動弁操作設備:原子炉建屋付属棟屋上(非管理区域)
第二弁	(第二弁) *1	_	中央制御室 遠隔手動弁操作設備:原子炉建屋廃棄物処理棟3階(管理区域)
第二弁バイパス弁	(第二弁バイパス弁) *1	-	中央制御室 遠隔手動弁操作設備:原子炉建屋廃棄物処理棟3階(管理区域)

^{※1:}今後の検討によって弁名称は変更の可能性がある。

手順のリンク先について

水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

- 1. 1.9.2.1(2) b. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の水素排 出
 - ・格納容器圧力逃がし装置補機類の操作手順
 - <リンク先> 1.7.2.1(1) b. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱
 - ・格納容器圧力逃がし装置の遠隔人力操作機構を使用した現場操作による 格納容器ベント手順
 - <リンク先> 1.7.2.1(2) a. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)
- 2. 1.9.2.2 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備の電源を代替電源設備から給電する手順
 - ・代替電源設備により給電する手順
 - <リンク先> 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電
 - 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備による代替所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気 設備への給電
 - 1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備への給電
- 3. 1.9.2.3 その他の手順項目について考慮する手順

- ・残留熱除去系海水系,緊急用海水系及び代替残留熱除去系海水系による 冷却水確保手順
- <リンク先> 1.5.2.2(1) a. 緊急用海水系による冷却水確保1.5.2.2(1) b. 代替残留熱除去系海水系による冷却水確保1.5.2.3(1) 残留熱除去系海水系による冷却水確保
- ・格納容器圧力逃がし装置補機類の操作手順及び格納容器圧力逃がし装置の 遠隔人力操作機構を使用した現場操作による格納容器ベント手順
- <リンク先> 1.7.2.1(1) b. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱
 - 1.7.2.1(2) a. 格納容器圧力逃がし装置による原子炉格納容器内の減圧及び除熱(現場操作)
- ・非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高 圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電 源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池又は可 搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型 整流器による可燃性ガス濃度制御系ブロワ,可燃性ガス濃度制御系加熱 器,電動弁及び監視計器への電源供給手順並びに可搬型窒素供給装置と して使用する窒素供給装置用電源車,常設代替交流電源設備として使用 する常設代替高圧電源装置,可搬型代替低圧電源車への燃料給油手順 流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車への燃料給油手順
- <リンク先> 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電
 - 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備による代替所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気 設備への給電

- 1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備への給電
- 1.14.2.6(1) a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油
- 1.14.2.6(1) b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置 への給油
- 1.14.2.7(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電
- 1.14.2.7(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油
- ・操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順
- <リンク先> 1.15.2.1 監視機能喪失
 - 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失

1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

< 目 次 >

- 1.10.1 対応手段と設備の選定
 - (1) 対応手段と設備の選定の考え方
 - (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための対応手段及び設備
 - (a) 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷防止
 - (b) 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制
 - (c) 水素排出による原子炉建屋等の損傷防止
 - (d) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - b. 手順等
- 1.10.2 重大事故等時の手順
- 1.10.2.1 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制のための対応手順
 - (1) 原子炉ウェル注水
 - a. 格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水
 - b. 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの注水 (淡水/ 海水)
- 1.10.2.2 水素爆発による原子炉建屋等の損傷防止のための対応手順
 - (1) 原子炉建屋ガス処理系による水素排出
 - a. 交流動力電源が健全である場合の操作手順
 - b. 全交流動力電源が喪失した場合の操作手順
 - (2) 原子炉建屋内の水素濃度監視
 - (3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放及びブローアウトパネル閉止 装置のパネル部開放による水素排出

- a. ブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋外側ブローアウト パネル開放
- b. ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放
- 1.10.2.3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の電源を 代替電源設備から給電する手順
- 1.10.2.4 その他の手順項目について考慮する手順
- 1.10.2.5 重大事故等時の対応手段の選択
- 添付資料1.10.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応表
- 添付資料1.10.2 自主対策設備仕様
- 添付資料1.10.3 対応手段として選定した設備の電源構成図
- 添付資料1.10.4 重大事故対策の成立性
 - 1. 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの 注水 (淡水/海水)
 - (1) 格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)
 - 2. 原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放及びブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放による水素排出
 - (1) ブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋 外側ブローアウトパネル開放
 - (2) ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放
- 添付資料1.10.5 常設低圧代替注水系ポンプの機能確保の妥当性について
- 添付資料1.10.6 原子炉建屋ガス処理系の水素爆発防止対策について
- 添付資料1.10.7 解釈一覧
- 添付資料1.10.8 手順のリンク先について

1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設(以下「原子炉建屋等」という。)の水素爆発による損傷を防止する必要がある場合には、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため、水素濃度制御設備又は水素排出設備により、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等を整備すること。
 - b) 水素爆発による損傷を防止するために必要な設備が、交流又は直流 電源が必要な場合は代替電源設備からの給電を可能とする手順等を整 備すること。

炉心の著しい損傷が発生した場合において、水素が原子炉格納容器内に放出され、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合においても、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための対処設備を整備する。ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。

1.10.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

また,原子炉格納容器外への水素の漏えいを抑制するための対応手段及 び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と 自主対策設備*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全ての プラント状況において使用することは困難である が、プラント状況によっては、事故対応に有効な設 備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第五十三条及び技術基準 規則第六十八条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備 が網羅されていることを確認するとともに,自主対策設備との関係を明確 にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段と、その対応 に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する 手順についての関係を第1.10-1表に整理する。

- a. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための対応手段及び設備
- (a) 水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷防止
 - i) 静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした場合に、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を抑制し、水素爆発を防止するため、静的触媒式水素再結合器により漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合させる手段がある。

なお,静的触媒式水素再結合器は触媒反応により受動的に起動する設備であり,運転員等**2による起動操作は必要としない。

静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制で使用する設備は以下のとおり。

- 静的触媒式水素再結合器
- · 静的触媒式水素再結合器動作監視装置
- 原子炉建屋原子炉棟
- ※2 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員 (運転操作対応)をいう。
- ii) 原子炉建屋内の水素濃度監視

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋内の水素 濃度が変動する可能性のある範囲にわたり水素濃度を測定し、監視 する手段がある。

原子炉建屋内の水素濃度監視で使用する設備は以下のとおり。

• 原子炉建屋水素濃度

上記設備は原子炉建屋原子炉棟内に5個(そのうち、原子炉建屋

原子炉棟の最上階である6階に2個)設置する。

- iii) 代替電源による必要な設備への給電
 - 「(a) i) 静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制」,
 - 「(a) ii) 原子炉建屋内の水素濃度監視」及び「(c) i) 原子炉建屋ガス処理系による水素排出」で使用する設備について,全交流動力電源又は直流電源喪失時に代替電源設備から給電する手段がある。

代替電源による必要な設備への給電で使用する設備は以下のとおり。

- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 常設代替直流電源設備
- 可搬型代替直流電源設備
- 燃料給油設備
- (b) 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器頂部を 冷却して原子炉格納容器トップヘッドフランジ部のシール材の熱劣化 を緩和することにより、原子炉格納容器トップヘッドフランジ部から の水素の漏えいを抑制し、原子炉建屋等の水素爆発を防止する手段が ある。

i) 格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水 代替淡水貯槽を水源として常設低圧代替注水系ポンプにより原子 炉ウェルに注水し,原子炉格納容器頂部を冷却することで,原子炉 格納容器トップヘッドフランジ部からの水素の漏えいを抑制する。

格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水で使用

する設備は以下のとおり。

- ・常設低圧代替注水系ポンプ
- 代替淡水貯槽
- ・低圧代替注水系配管・弁
- ·格納容器頂部注水系配管 · 弁
- ・原子炉ウェル
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料給油設備
- ii) 格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水 西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽を水源として可搬型代替注水 中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより原子炉ウェルに注 水し,原子炉格納容器頂部を冷却することで,原子炉格納容器トッ プヘッドフランジ部からの水素の漏えいを抑制する。

格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型代替注水中型ポンプ
- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- 西側淡水貯水設備
- 代替淡水貯槽
- ・ホース
- · 低圧代替注水系配管 · 弁
- ·格納容器頂部注水系配管 · 弁
- ・原子炉ウェル
- 常設代替交流電源設備

- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料給油設備

なお,格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水は,西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽の淡水だけでなく,海水も利用できる。

- (c) 水素排出による原子炉建屋等の損傷防止
 - i) 原子炉建屋ガス処理系による水素排出

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素 爆発を防止するため、原子炉建屋ガス処理系により水素を大気へ排 出し、原子炉建屋原子炉棟内における水素の滞留を防止する手段が ある。

原子炉建屋ガス処理系による水素排出で使用する設備は以下のと おり。

- ・非常用ガス処理系排風機
- 非常用ガス再循環系排風機
- ・非常用ガス処理系フィルタトレイン
- ・非常用ガス再循環系フィルタトレイン
- ・非常用ガス処理系配管・弁
- ・非常用ガス再循環系配管・弁
- ・非常用ガス処理系排気筒
- 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- 燃料給油設備
- ii) 原子炉建屋外側ブローアウトパネルによる水素の排出 原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいし、原子炉建屋原子炉棟内

の水素濃度が上昇した場合,原子炉建屋外側ブローアウトパネルを開放し,原子炉建屋原子炉棟の最上階である6階の水素を大気へ排出することで,原子炉建屋原子炉棟内における水素の滞留を防止する手段がある。

原子炉建屋外側ブローアウトパネルによる水素の排出で使用する 設備は以下のとおり。

- ・原子炉建屋外側ブローアウトパネル
- ・ブローアウトパネル強制開放装置
- ・ブローアウトパネル閉止装置
- ・ブローアウトパネル開閉状態表示
- ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)
- ホース
- 放水砲
- 燃料給油設備

(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備

水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷防止で使用する設備のうち,静的触媒式水素再結合器,静的触媒式水素再結合器動作監視装置,原子炉建屋原子炉棟,原子炉建屋水素濃度,常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,常設代替直流電源設備,可搬型代替直流電源設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

水素排出による原子炉建屋等の損傷防止で使用する設備のうち、非常用ガス処理系排風機、非常用ガス再循環系排風機、非常用ガス処理系フィルタトレイン、非常用ガス再循環系フィルタトレイン、非常用ガス処理系配管・弁、非常用ガス処理

系排気筒,非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備及び燃料給油 設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備 が全て網羅されている。

(添付資料1.10.1)

以上の重大事故等対処設備により、炉心の著しい損傷が発生した場合においても、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・原子炉ウェルに注水するための設備(格納容器頂部注水系(常設)及び格納容器頂部注水系(可搬型))

原子炉格納容器からの水素漏えいを防止する効果に不確かさはあるが、原子炉格納容器頂部を冷却して原子炉格納容器トップへッドフランジ部のシール材の熱劣化を緩和することにより、原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制できることから有効である。

・原子炉建屋外側ブローアウトパネルによる水素を排出するための 設備(原子炉建屋外側ブローアウトパネル,ブローアウトパネル 強制開放装置及びブローアウトパネル閉止装置)

原子炉建屋外側ブローアウトパネルを開放する操作であり放射 性物質を低減する機能はないが、仮に原子炉建屋原子炉棟内に漏 えいした水素が原子炉建屋ガス処理系及び静的触媒式水素再結合 器で処理しきれない場合において、水素を排出することで原子炉 建屋原子炉棟内における水素の滞留を防止する手段として有効である。

(添付資料1.10.2)

b. 手順等

上記「a. 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための対応 手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員等及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅲ(徴候ベース)」、「非常時運転手順書Ⅲ(シビアアクシデント)」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める(第1.10-1表)。

また,重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.10-2表,第1.10-3表)。

(添付資料1.10.3)

- 1.10.2 重大事故等時の手順
- 1.10.2.1 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制のための対応手順
 - (1) 原子炉ウェル注水
 - a. 格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉建屋等の水素爆発 を防止するため,代替淡水貯槽を水源として格納容器頂部注水系(常 設)により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却 し,原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制す る。
 - (a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、ドライウェル雰囲気温度指

示値が171℃を超えるおそれがある場合で、格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水が可能な場合*2。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

※2:設備に異常がなく、燃料及び水源(代替淡水貯槽)が確保されている場合。

(b) 操作手順

格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.10-1図に、概要図を第1.10-3図に、タイムチャートを第1.10-4図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへ注水するための準備を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等により確認し、発電長に報告する。
- ③発電長は、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプの起動を指示す る。
- ④運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプを起動し、常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約2.0MPa 「gage」以上であることを確認した後、発電長に報告する。

- ⑤発電長は、運転員等に格納容器頂部注水系(常設)による原子炉 ウェル注水の開始を指示する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系系統分離弁及び ウェル注水弁の全開操作を実施した後、ウェル注水流量調節弁を 開とし、格納容器頂部注水系(常設)により原子炉ウェル注水が 開始されたことを低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設ラ イン用)の流量上昇及びドライウェル雰囲気温度の低下により確 認し、発電長に報告する。
- ⑦発電長は、運転員等に原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が 冠水するために必要な注水量の注水及び格納容器頂部注水系(常 設)による原子炉ウェル注水の停止を指示する。
- ⑧運転員等は中央制御室にて、原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量の注水及びウェル注水流量調節弁、ウェル注水弁及び常設低圧代替注水系系統分離弁を全閉にし、格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェル注水の停止を発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水開始まで6分以内で可能である。

なお,一度原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するまで 注水した後は,蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し,原子 炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水する水位を維持することに より,原子炉格納容器トップヘッドフランジ部のシール部温度をシー ルの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。

b. 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの注水 (淡水/ 海水)

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発を防止するため、西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽を水源として格納容器頂部注水系(可搬型)により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、ドライウェル雰囲気温度指示値が171℃を超えるおそれがある場合で、格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水ができず、格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水が可能な場合*2。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

※2:設備に異常がなく,燃料及び水源(西側淡水貯水設備又は代替 淡水貯槽)が確保されている場合。

(b) 操作手順

格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.10-1図に、概要図を第1.10-5図に、タイムチャートを第1.10-6図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に

- 低圧代替注水系配管・弁の接続口への格納容器頂部注水系 (可搬型) の接続を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,発電長に格納容器頂部注水系(可搬型)で使用する低圧代替注水系配管・弁の接続口を連絡する。
- ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に格納容器頂部注水 系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水の準備を指示する。
- ④発電長は、運転員等に格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子 炉ウェルへの注水の準備を指示する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて、格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水に必要な電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等により確認し、発電長に報告する。
- ⑥発電長は、運転員等に格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子 炉ウェルへの注水の系統構成を指示する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて,ウェル注水弁及びウェル注水流量調 節弁を開とし,発電長に報告する。
- ⑧発電長は,災害対策本部長代理に格納容器頂部注水系(可搬型) による原子炉ウェルへ注水するための原子炉建屋原子炉棟内の系 統構成が完了したことを報告する。
- ⑨重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に格納容器頂部注水 系(可搬型)による原子炉ウェルへ注水するための準備が完了し たことを報告する。
- ⑩災害対策本部長代理は,発電長に格納容器頂部注水系(可搬型) として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大 型ポンプによる送水開始を報告するとともに,重大事故等対応要

- 員に格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注 水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプの起動を指示する。
- ①重大事故等対応要員は、格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを起動した後、原子炉建屋西側接続口、原子炉建屋東側接続口、高所西側接続口又は高所東側接続口の弁を開とし、格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代理は、発電長に報告する。
- ③運転員等は中央制御室にて、原子炉ウェルに注水が開始されたことを低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設ライン用)又は低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(可搬ライン用)の流量上昇及びドライウェル雰囲気温度の低下により確認し、発電長に報告する。
- ④発電長は,災害対策本部長代理に格納容器頂部注水系 (可搬型) により原子炉ウェルへの注水が開始されたことを報告する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて、原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量の注水又はウェル注水流量調節弁及びウェル注水弁を閉にし、格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェル注水の停止を発電長に報告する。
- ®発電長は、災害対策本部長代理に原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量の注水及び格納容器頂部

注水系(可搬型)による原子炉ウェル注水の停止を依頼する。

- ①重大事故等対応要員は、原子炉格納容器トップへッドフランジ部 が冠水するために必要な注水量の注水又は格納容器頂部注水系 (可搬型)による原子炉ウェル注水の停止したことを災害対策本 部長代理に報告する。
- ®災害対策本部長代理は、原子炉格納容器トップへッドフランジ部が冠水するために必要な注水量の注水又は格納容器頂部注水系 (可搬型)による原子炉ウェル注水の停止したことを発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、格納容器頂部注水系(可 搬型)による原子炉ウェルへの注水開始までの必要な要員数及び所要 時間は以下のとおり。

【高所東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】 (水源: 代替淡水貯槽)

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能である。

【高所西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】 (水源: 西側淡水貯水設備)

- ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,140分以内で可能である。
- 【原子炉建屋東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】 (水源:代替淡水貯槽)
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能である。

【原子炉建屋東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】 (水源:西側淡水貯水設備)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、320分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。格納容器頂部注水系(可搬型)として 使用する可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプか らのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを 確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお、一度原子炉格納容器トップへッドフランジ部が冠水するまで 注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、原子 炉格納容器トップへッドフランジ部が冠水する水位を維持することに より、原子炉格納容器トップへッドフランジ部のシール部温度をシー ルの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。

(添付資料1.10.4)

- 1.10.2.2 水素爆発による原子炉建屋等の損傷防止のための対応手順
 - (1) 原子炉建屋ガス処理系による水素排出

炉心の著しい損傷が発生した場合,原子炉格納容器内で発生した水素が原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいする可能性があることから,外部電源又は非常用ディーゼル発電機により電源を確保し,原子炉建屋ガス処理系の自動起動を確認する。ただし,原子炉建屋ガス処理系が自動起動していない場合は,原子炉建屋ガス処理系を手動起動する。また,全交流動力電源喪失時には常設代替交流電源設備として使用する常設代替

高圧電源装置により電源を確保し、原子炉建屋ガス処理系を手動起動する。なお、原子炉建屋ガス処理系は、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内へ漏えいする水素等を含む気体を吸引し、放射性物質を低減して原子炉建屋外に排出する。

a. 交流動力電源が健全である場合の操作手順

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において,外部電源又は非常用ディーゼル発電機により原子炉建屋ガス処理系に給電が可能な場合。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

(b) 操作手順

原子炉建屋ガス処理系による水素排出手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.10-2図に、概要図を第1.10-7図に、タイム チャートを第1.10-8図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋ガス処理系A系及び原子炉建屋ガス処理系B系の自動起動の確認を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて,自動起動信号(原子炉水位低(レベル3),ドライウェル圧力高,原子炉建屋換気系排気ダクトモニタ放射能高又は原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクトモニタ放射能高信号)により非常用ガス処理系排風機(A)及び非常用ガス処理系排風機(B)並びに非常用ガス再循環系排風機(A)及

び非常用ガス再循環系排風機 (B) が起動したことを確認するとともに、非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処理系空気流量の上昇を確認する。

- ③運転員等は中央制御室にて、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに、非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス再循環系フィルタトレイン出口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開を確認する。
- ④運転員等は,発電長に原子炉建屋ガス処理系A系及び原子炉建屋ガス処理系B系が自動起動したことを報告する。
- ⑤発電長は、環境へのガス放出量の増大、フィルタトレインに湿分を含んだ空気が流入すること等を考慮し、運転員等に原子炉建屋ガス処理系A系又は原子炉建屋ガス処理系B系の停止を指示する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて,非常用ガス処理系排風機(A)及び 非常用ガス再循環系排風機(A)又は非常用ガス処理系排風機 (B)及び非常用ガス再循環系排風機(B)を停止し,発電長に 報告する。
- ⑦発電長は,運転員等に原子炉建屋換気系が隔離していることを確認するように指示する。
- ⑧運転員等は中央制御室にて,原子炉建屋換気系が隔離されている ことを確認し,発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場

合,作業開始を判断してから原子炉建屋ガス処理系による水素排出開始まで6分以内で可能である。

- b. 全交流動力電源が喪失した場合の操作手順
- (a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失時、炉心損傷を判断した場合*1において、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により緊急用メタルクラッド開閉装置(以下「メタルクラッド開閉装置」を「M/C」という。)が受電され、緊急用M/Cからモータコントロールセンタ(以下「モータコントロールセンタ」を「MCC」という。)2C又はMCC 2Dの受電が完了した場合。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

(b) 操作手順

原子炉建屋ガス処理系A系による水素排出手順の概要は以下のとおり(原子炉建屋ガス処理系B系による水素排出手順も同様。)。手順の対応フローを第1.10-2図に、概要図を第1.10-7図に、タイムチャートを第1.10-8図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋 ガス処理系A系による水素排出の準備を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて,原子炉建屋ガス処理系A系による水 素排出に必要な排風機及び監視計器の電源が確保されていること を状態表示等により確認する。

- ③運転員等は中央制御室にて、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁の閉を確認するとともに、非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス再循環系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス更循環系フィルタトレイン出口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁の開を確認する。なお、非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁が閉でない場合、又は非常用ガス再循環系系統入口弁、非常用ガス再循環系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス再循環系フィルタトレイン人口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン入口弁、非常用ガス処理系フィルタトレイン出口弁及び非常用ガス再循環系系統再循環弁が開でない場合は、中央制御室にて系統構成を実施する。
- ④運転員等は、発電長に原子炉建屋ガス処理系による水素排出の準備が完了したことを報告する。
- ⑤発電長は、運転員等に原子炉建屋ガス処理系の起動を指示する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて,非常用ガス処理系排風機(A)及び 非常用ガス再循環系排風機(A)を起動し,非常用ガス再循環系 空気流量及び非常用ガス処理系空気流量の上昇を確認した後,発 電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉建屋ガス処理系による水素排出開始まで5分以内で可能である。

(2) 原子炉建屋内の水素濃度監視

炉心の著しい損傷が発生した場合,原子炉格納容器内で発生した水素が

原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいする可能性があることから、原子炉建屋水素濃度にて原子炉建屋原子炉棟の最上階である6階の水 素濃度、原子炉建屋原子炉棟2階及び原子炉建屋原子炉棟地下1階のハッチ 等の貫通部付近の水素濃度(以下「原子炉建屋内の水素濃度」という。) を監視する。また、静的触媒式水素再結合器の動作状況を確認するため、 静的触媒式水素再結合器動作監視装置にて静的触媒式水素再結合器の出入 口温度を監視する。

また、原子炉建屋内の水素濃度の上昇を確認した場合は、原子炉建屋ガス処理系の系統内での水素爆発を回避するため、原子炉建屋ガス処理系を停止する。

a. 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合※1

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

b. 操作手順

原子炉建屋内の水素濃度監視手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.10-2図に、概要図を第1.10-9図に、タイムチャートを第1.10-10図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に原子炉建屋水 素濃度による原子炉建屋内の水素濃度の監視及び静的触媒式水素再 結合器動作監視装置による静的触媒式水素再結合器の動作状況の監 視を指示する。 また,原子炉建屋内の原子炉建屋水素濃度が 2.0vo1%に到達した場合は,非常用ガス処理系が運転中であれば非常用ガス処理系を停止するよう指示する。

- ②運転員等は中央制御室にて,原子炉建屋水素濃度による原子炉建屋内の水素濃度の監視及び静的触媒式水素再結合器動作監視装置による静的触媒式水素再結合器の動作状況を監視する。なお,全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合は,代替電源設備から給電されていることを確認後,原子炉建屋内の水素濃度の監視及び静的触媒式水素再結合器の動作状況の監視を強化する。
- ③運転員等は中央制御室にて、原子炉建屋内の原子炉建屋水素濃度指示値が2.0vo1%に到達したことを確認した場合は、非常用ガス処理系排風機(A)及び非常用ガス再循環系排風機(A)又は非常用ガス処理系排風機(B)及び非常用ガス再循環系排風機(B)を停止する。

c. 操作の成立性

原子炉建屋内の水素濃度の監視及び静的触媒式水素再結合器の動作状況の監視は、運転員等1名にて対応を実施する。

また,原子炉建屋ガス処理系の停止操作は,運転員等(当直運転員) 1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから原子炉建屋ガス 処理系の停止まで6分以内で可能である。

(添付資料1.10.6)

(3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放及びブローアウトパネル閉止 装置のパネル部開放による水素排出

炉心の著しい損傷が発生した場合,原子炉建屋内の水素濃度が可燃限界に達する前に、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放及びブローアウ

トパネル閉止装置のパネル部を開放することにより、原子炉建屋原子炉棟の最上階である6階に滞留した水素を大気へ排出し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止する。

また、原子炉建屋外側ブローアウトパネルを開放する場合は、放水砲を用いた原子炉建屋への放水を実施する。なお、放水砲を用いた原子炉建屋への放水手順については、「1.12.2.1(1) a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」にて整備する。

- a. ブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋外側ブローアウト パネル開放
- (a) 手順着手の判断基準

原子炉建屋内の水素濃度の上昇により格納容器ベントを実施したにもかかわらず,原子炉建屋内の水素濃度が低下しない場合。

(b) 操作手順

ブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放操作手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.10-2図に、概要図を第1.10-11図に、タイムチャートを第1.10-12図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、原子炉建屋外側ブロー アウトパネルの開放による水素排出の実施を災害対策本部長代理 に依頼する。また、運転員等に原子炉建屋内の水素濃度を継続的 に監視するように指示する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、現場(二次格納施設外)にてブローアウ

トパネル強制開放装置を操作し、原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放を実施し、災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代理は発電長に連絡する。

④運転員等は中央制御室にて,原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放により原子炉建屋内の水素濃度が低下したことを確認し, 発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋外側ブローアウトパネルの1箇所を開放するまで50分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,通信連絡設備を整備 する。

また、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。なお、放射性物質の放出が予想されることから、放射線防護具を装備して作業を行う。

(添付資料1.10.4)

b. ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放

(a) 手順着手の判断基準

ブローアウトパネル閉止装置の遠隔操作により原子炉建屋外側ブローアウトパネル開口部が閉止されている場合において,原子炉建屋水素濃度指示値が2.0vo1%に到達後,格納容器圧力逃がし装置による水素排出を実施したにもかかわらず,原子炉建屋内の水素濃度が上昇を継続している場合。

(b) 操作手順

ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放操作手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.10-2図に、概要図を第1.10-11図に、タイムチャートを第1.10-13図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、ブローアウトパネル閉 止装置のパネル部開放による水素排出の実施を災害対策本部長代 理に依頼する。また、運転員等に原子炉建屋内の水素濃度を監視 するように指示する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員にブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、現場(二次格納施設外)にてブローアウトパネル閉止装置を操作し、ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放を実施後、災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代理は発電長に連絡する。
- ④運転員等は中央制御室にて,ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放により原子炉建屋内の水素濃度が低下したことを確認し,発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからブローアウトパネル閉止装置のパネル部の1 箇所を開放するまで40分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,通信連絡設備を整備 する。

また、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。なお、放射性物質の放出が予想されることから、放射線防護具を装備して作業を行う。

1.10.2.3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の電源を 代替電源設備から給電する手順

炉心の著しい損傷が発生し、全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するために使用する設備へ代替電源設備により給電する手順を整備する。

代替電源設備により給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

1.10.2.4 その他の手順項目について考慮する手順

西側淡水貯水設備及び代替淡水貯槽への水の補給手順並びに水源から接続 口までの可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプによる送 水手順については,「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順 等」にて整備する。

非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池又は可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用ガス処理系排風機,非常用ガス再循環系排風機,常設低圧代替注水系ポンプ,電動弁及び監視計器への電源供給手順並びに常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車,非常用交流電源設備,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプへの燃料給油手順については,「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

放水砲を用いた原子炉建屋への放水手順については,「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順については,「1.15 事故 時の計装に関する手順等」にて整備する。

1.10.2.5 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.10-14図に示す。

(1) 原子炉ウェル注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器トップへッドフランジ部からの水素漏えいを抑制するため、ドライウェル雰囲気温度の上昇が継続している場合、格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水を実施する。格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水が使用不可能な場合は、格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水が使用不可能な場合は、格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水を実施する。

(添付資料 1.10.5)

(2) 原子炉建屋ガス処理系,原子炉建屋内の水素濃度監視及び原子炉建屋 外側ブローアウトパネル

炉心の著しい損傷が発生した場合は、原子炉建屋ガス処理系により水素を排出するとともに、原子炉建屋内の水素濃度を原子炉建屋水素濃度により監視し、静的触媒式水素再結合器の動作状況を静的触媒式水素再結合器動作監視装置により監視する。

原子炉建屋ガス処理系による水素排出及び静的触媒式水素再結合器の動作により、原子炉建屋内の水素濃度の上昇は抑制されるが、仮に原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素が原子炉建屋ガス処理系及び静的触媒式水素再結合器で処理しきれない場合は、原子炉建屋水素濃度指示値が

2.0vo1%到達後原子炉建屋ガス処理系を停止するとともに、水素の発生源を断つため、格納容器ベント操作を実施する。それでもなお原子炉建屋内

の水素濃度が低下しない場合は、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止するため、原子炉建屋外側ブローアウトパネルにより水素の排出を実施する。

第1.10-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段,対処設備,手順書一覧 (1/3)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		静的触媒式水素再結合器による水素濃度抑制	静的触媒式水素再結合器 ^{※1} 静的触媒式水素再結合器動作監視装 置 原子炉建屋原子炉棟	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「水素」等 重大事故等対策要領
水素濃度制御による原子炉建屋等の損傷防止	_	原子炉建屋内の水素濃度監視	原子炉建屋水素濃度	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「水素」等 重大事故等対策要領
		代替電源による必要な設備への給電	常設代替交流電源設備 ^{※3} 可搬型代替交流電源設備 ^{※3} 常設代替直流電源設備 ^{※3} 可搬型代替直流電源設備 ^{※3} 燃料給油設備 ^{※3}	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:静的触媒式水素再結合器は,運転員等による操作不要の水素濃度制御設備である。

※2:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※3: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※4:手順については「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/3)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
原子炉格納容器外へ		原子炉ウェルへの注水格納容器頂部注水系(常設)による	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽*2 低圧代替注水系配管・弁 格納容器頂部注水系配管・弁 原子炉ウェル 常設代替交流電源設備*3 可搬型代替交流電源設備*3 燃料給油設備*3	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「注水−1」等 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
、の水素漏えい抑制		原子炉ウェルへの注水 格納容器頂部注水系 (可搬型) による	可搬型代替注水中型ポンプ** ² 可搬型代替注水大型ポンプ** ² 西側淡水貯水設備** ² 代替淡水貯槽** ² ホース 低圧代替注水系配管・弁 格納容器頂部注水系配管・弁 原子炉ウェル 常設代替交流電源設備** ³ 可搬型代替交流電源設備** ³ 「搬型代替交流電源設備** ³ 燃料給油設備** ³	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「注水−1」等 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:静的触媒式水素再結合器は,運転員等による操作不要の水素濃度抑制設備である。

※2: 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※3: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。※4: 手順については「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/3)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
水素排出による原子		による水素排出原子炉建屋ガス処理系	非常用ガス処理系排風機 非常用ガス処理系排風機 非常用ガス処理系フィルタトレイン 非常用ガス再循環系フィルタトレイン 非常用ガス更循環系配管・弁 非常用ガス処理系配管・弁 非常用ガス処理系排気筒 非常用交流電源設備*3 常設代替交流電源設備*3 燃料給油設備*3	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「水素」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
炉建屋等の損傷防止		原子炉建屋外側ブローアウトパネル	原子炉建屋外側ブローアウトパネルブローアウトパネル強制開放装置ブローアウトパネル開開状態表示可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)*4 ホース放水砲*4 燃料給油設備*3	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「水素」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:静的触媒式水素再結合器は,運転員等による操作不要の水素濃度抑制設備である。

%2: 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。 %3: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※4:手順については「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

第1.10-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/3)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
(1) 原子炉ウェル注水	ζ.	の水素漏えい抑制のための対応手 (常設) による原子炉ウェルへの	
	上水水	原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
		原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
	判断基	原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデン ト)	準	電源	緊急用M/C電圧 緊急用パワーセンタ (以下「パワーセンタ」 を「P/C」という。) 電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧
「注水-1」等 AM設備別操作手順書		水源の確認	代替淡水貯槽水位
		原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度
	操 作	補機監視機能	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設 ライン用)
		水源の確保	代替淡水貯槽水位
(1) 原子炉ウェル注水	ς	の水素漏えい抑制のための対応手 (可搬型)による原子炉ウェルへ	
2.1 In 01.1 In 18.57.10		原子炉格納容器内の放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
		原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
	判断基準	原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデン	毕	電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧
ト) 「注水-1」等 		水源の確認	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位
AM設備別操作手順書		原子炉格納容器内の温度	ドライウェル雰囲気温度
	操作	補機監視機能	低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設 ライン用) 低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(可搬 ライン用)
		水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位

監視計器一覧 (2/3)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)
(1) 原子炉建屋ガス処	埋系に	炉建屋等の損傷防止のための対応 よる水素排出 である場合の操作手順	手順
		原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
非常時運転手順書Ⅲ	判 断	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
(シビアアクシデン ト) 「水素」 AM設備別操作手順書	基準	電源	M/C 2 C電圧 P/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 直流 125V 主母線盤 2 A電圧 直流 125V 主母線盤 2 B電圧
	操作	補機監視機能	非常用ガス再循環系空気流量非常用ガス処理系空気流量
(1) 原子炉建屋ガス処	埋系に	炉建屋等の損傷防止のための対応 よる水素排出 失した場合の操作手順	手順
		原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
	Mail	原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデント) 「水素」 AM設備別操作手順書	判断基準	電源	M/C 2 C電圧 P/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 緊急用M/C電圧 直流 125V 主母線盤 2 A電圧 直流 125V 主母線盤 2 B電圧
	操作	補機監視機能	非常用ガス再循環系空気流量非常用ガス処理系空気流量

監視計器一覧 (3/3)

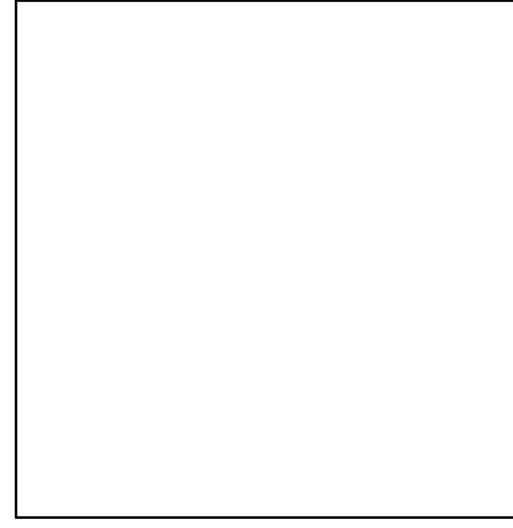
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1.10.2.2 水素爆発によ (2) 原子炉建屋内のオ		炉建屋等の損傷防止のための対応 監視	手順
		原子炉格納容器内の放射線量 率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)
		原子炉圧力容器内の温度	原子炉圧力容器温度
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデン	判断基準	原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋水素濃度 •原子炉建屋原子炉棟6階 •原子炉建屋原子炉棟2階 •原子炉建屋原子炉棟地下1階 静的触媒式水素再結合器動作監視装置
ト) 「水素」等		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧
	操作	原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋水素濃度 ・原子炉建屋原子炉棟6階 ・原子炉建屋原子炉棟2階 ・原子炉建屋原子炉棟地下1階 静的触媒式水素再結合器動作監視装置
		補機監視機能	非常用ガス再循環系空気流量非常用ガス処理系空気流量
(3) 原子炉建屋外側フ 出	ブローア		パネル閉止装置のパネル部開放による水素排
a. フローアリト 非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデン ト)	イー判断基準	強制開放装置による原子炉建屋外	原子炉建屋水素濃度 ・原子炉建屋原子炉棟 6 階 ・原子炉建屋原子炉棟 2 階 ・原子炉建屋原子炉棟地下 1 階 静的触媒式水素再結合器動作監視装置
「水素」等	操作	原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋水素濃度 ・原子炉建屋原子炉棟6階 ・原子炉建屋原子炉棟2階 ・原子炉建屋原子炉棟地下1階
(3) 原子炉建屋外側フ 出	ブローア	炉建屋等の損傷防止のための対応 ウトパネル開放及びブローアウト 閉止装置のパネル部開放	手順 パネル閉止装置のパネル部開放による水素排
非常時運転手順書Ⅲ (シビアアクシデン ト)	判断基準	原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋水素濃度 •原子炉建屋原子炉棟6階 •原子炉建屋原子炉棟2階 •原子炉建屋原子炉棟地下1階 静的触媒式水素再結合器動作監視装置
「水素」等	操作	原子炉建屋内の水素濃度	原子炉建屋水素濃度 ・原子炉建屋原子炉棟6階 ・原子炉建屋原子炉棟2階 ・原子炉建屋原子炉棟地下1階

第1.10-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

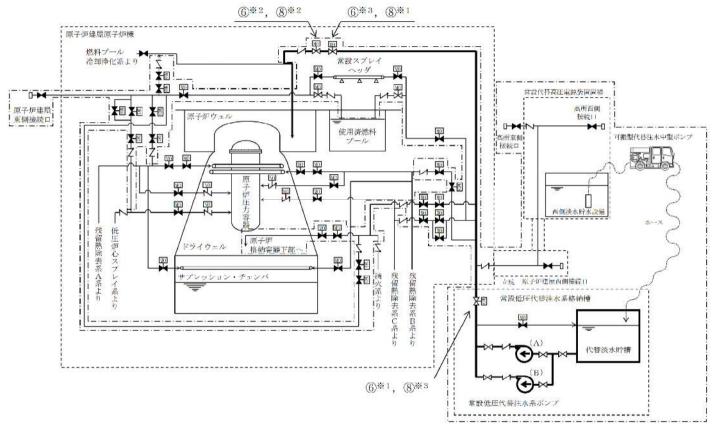
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
	静的触媒式水素再結合器動作監視装置	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用直流 125V 主母線盤
	原子炉建屋水素濃度	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用MCC 緊急用直流 125V 主母線盤
[1.10]	非常用ガス処理系排風機	常設代替交流電源設備 MCC 2C系 MCC 2D系
水素爆発による原子炉建 屋等の損傷を防止するた めの手順等	非常用ガス処理系 弁	常設代替交流電源設備 直流125V主母線盤2A 直流125V主母線盤2B
	非常用ガス再循環系排風機	常設代替交流電源設備 MCC 2C系 MCC 2D系
	非常用ガス再循環系 弁	常設代替交流電源設備 直流125V主母線盤2A 直流125V主母線盤2B
	中央制御室監視計器類	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 直流125V主母線盤2A 直流125V主母線盤2B 緊急用直流125V主母線盤



第1.10-1図 非常時運転手順書 \mathbf{III} (シビアアクシデント)「注水-1」における対応フロー図



第1.10-2図 非常時運転手順書 \mathbf{III} (シビアアクシデント)「水素」における対応フロー図



凡例	
	ポンプ
МО	電動駆動
NO	窒素駆動
\bowtie	弁
1	逆止弁

操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
6 ^{*1} , 8 ^{*3}	常設低圧代替注水系系統分離弁	6 ^{*3} , 8 ^{*1}	ウェル注水流量調節弁
6 ^{*2} , 8 ^{*2}	ウェル注水弁		

記載例 ○ :操作手順番号を示す。

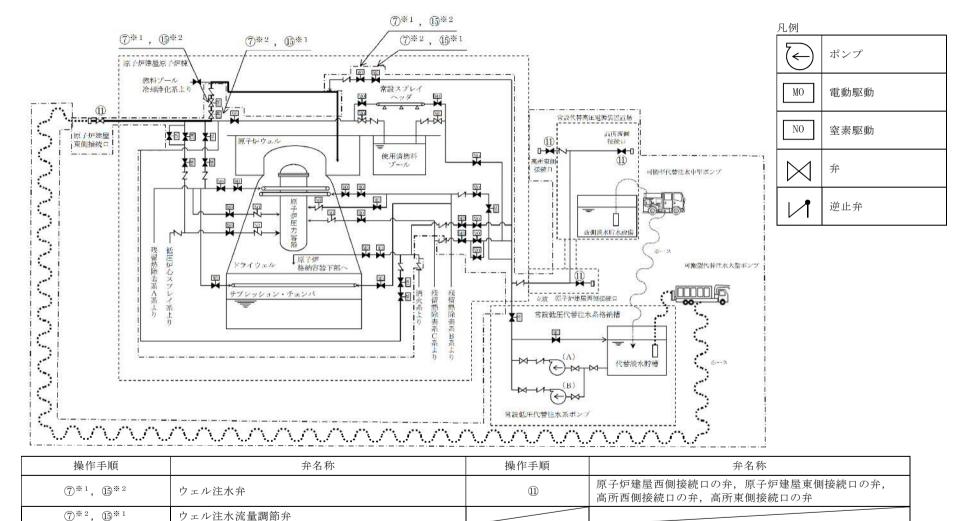
○※1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合は、その実施順を示す。

第1.10-3図 格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水 概要図

						i	経過時間(分)					W. J.
				1 i	2 I	3	4 	5 	i	7 I	3 9 I I	7	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数	格納容	器頂部注水	(系(常設)	による原	子炉ウェル・	への注水 (i分 7				
格納容器頂部注水系 (常設)による原子炉	運転員等 (当直運転員)	,							系統構	l 成,注水開	始操作		
ウェルへの注水	(中央制御室)	1											

第1.10-4図 格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水 タ イムチャート





記載例 ○ : 操作手順番号を示す。

○*1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合は、その実施順を示す。

第1.10-5図 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの注水 (淡水/海水) 概要図

			l						経	過時間	引(分)													
				10 2 	20 : I	30 4	10 E	50 (50)) 1 ((10 	120 1	.30)	170 	18 	0 1	90 2 	00 2 	10 	220	備考				
手順の項目	実施箇所・必要要員数							ŧ	各納容器	資部	注水系	(可搬型	型)	によ	る原子	炉ウェ	ル注水	21						
	運転員等 (当直運転員)	,		- 系統構/	成																			
	(中央制御室)	1																						
格納容器頂部注水系						準備	1													代替淡水貯槽からの 送水				
(可搬型)による原 子炉ウェルへの注水 (淡水/海水)				ホース積込み,移動(南側保管場所~代替淡水貯槽 周辺),ホース荷卸し																				
(中央制御室操作)														代替	淡水貯	in 蓋開	放,	ポン	プ設置					
(高所東側接続口による原子炉ウェルへ	重大事故等 対応要員	8												ホー	ース敷	投								
の注水の場合)																才	ース接	続続						
											送	水準備	, 注	E水開	始操作									
																		П	4					

			L							縚	過時間	(分	子)								
			1	0 	20	3	0	40 	50 I	60	70 	80 	90) 1	00 1 	10 1 	20 1	.30 :	40	150	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数							榕	納容器	頂部注	水系(可搬	段型)	によ	る原子が	炉ウェル	ルへのi	主水 :	140 分 V		
	運転員等 (当直運転員)	,	菜	統積																	
	(中央制御室)	1																			
格納容器頂部注水系 (可搬型)による原 子炉ウェルへの注水							準備														西側淡水貯水設備が らの送水
(淡水/海水)									・ ホース和 周辺),				側保	管場所	~西側	淡水貯	水設備	1			
(中央制御室操作)	重大事故等	8													貯水設 ース敷	備蓋開 設	放,ボ	ンプ			
(高所西側接続口に よる原子炉ウェルへ の注水の場合)	対応要員	8													ホー	 ス接続 					
3 11.71										送水準	i備, 注	- 水併	 始博 	操作							
																			—		

【ホース敷設(代替淡水貯槽から高所東側接続口)の場合は412m,ホース敷設(西側淡水貯水設備から高所西側接続口)の場合は70m】

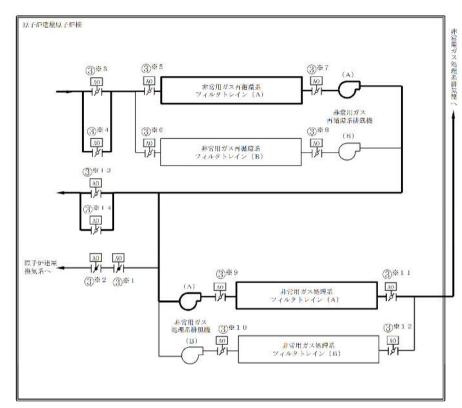
第1.10-6図 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの注水 (淡水/海水) タイムチャート (1/2)

			L						経	過時間	(分)								/44c -4ar.			
				10	20 	30 	40 	50 	60 ′	70 // 1 I ((10 1 	20)) 4 1	190 	500 5	10 5	520 :	530 	540	備考			
手順の項目	実施箇所・必要要員数							格納	容器頂部	『注水系	系 (可掬	要型)に	よる』	原子炉ウ	ェルヘ	の注か	< 53. ▼					
	運転員等 (当直運転員)	1	3	系統構成	ž																	
	(中央制御室)																					
格納容器頂部注水系 (可搬型) による原						準備	Ħ												代替淡水貯槽からの 送水			
子炉ウェルへの注水 (淡水/海水)											み, 移 ース荷(則保管	場所~作	七替淡 7	火貯槽						
(中央制御室操作)					1									代替征	代替淡水貯槽蓋開							
(原子炉建屋東側接 続口による原子炉ウ	重大事故等 対応要員	8												ホース男	敷設							
ェルへの注水の場合)															ホ	l ニス接	· 統					
											送力	l k準備,	注水	開始操作								
																	ŢĹ	→				

										雀	E過時 F	剒 (分)										
				10 	20 	30	4	0 5	i0 (60	70 ((90 		70 1	80 }}	260 	270	280 }}	320 	330	備考		
手順の項目	実施箇所・必要要員数							格	納容器	頂部沒	E水系	(可	搬型)	によ	る原子	炉ウェ	ルへの	注水	320 分				
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		系統材	専成																		
格納容器頂部注水系 (可搬型)による原 子炉ウェルへの注水 (淡水/海水)	!) による原 ルへの注水						準備							有側保*	管場所	~西側	淡水貯	水設備			西側淡水貯水設備からの送水		
(中央制御室操作)												Ī	西側沒	 水貯2 	 	蓋開放	, ポン:	プ設置					
(原子炉建屋東側接 続口による原子炉ウ																ホー	 -ス敷設 						
ェルへの注水の場合)														ホー	- ス接続 -								
														I 送水準 ■	- 備, 泊 -	水開如	台操作						
																							

【ホース敷設(代替淡水貯槽から原子炉建屋東側接続口)の場合は542m,ホース敷設(西側淡水貯水設備から原子炉建屋東側接続口)の場合は881m】

第1.10-6図 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの注水 (淡水/海水) タイムチャート (2/2)



凡例	
5	排風機
AO	空気駆動
	バタフライ弁

操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
3 ^{*1} , 3 ^{*2}	非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁	3*9, 3*10	非常用ガス処理系フィルタトレイン入口弁
3*3, 3*4	非常用ガス再循環系系統入口弁	3*11, 3*12	非常用ガス処理系フィルタトレイン出口弁
3 ^{*5} , 3 ^{*6}	非常用ガス再循環系フィルタトレイン入口弁	3 ^{*13} , 3 ^{*14}	非常用ガス再循環系系統再循環弁
3 ^{*7} , 3 ^{*8}	非常用ガス再循環系フィルタトレイン出口弁		

記載例 ○ : 操作手順番号を示す。

○*1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合は、その実施順を示す。

第1.10-7図 原子炉建屋ガス処理系による水素排出 概要図

							経過時間	(分)					10 to				
			2	2	1 	6 	8 1 	10 : I	12 1 	4 1	6 	18 	備考				
手順の項目	実施箇所・必要要	員数			•	6分 原子灯 7											
原子炉建屋ガス処理						自動起動	確認										
系による水素排出 (自動起動信号が	運転員等 (中央制御室)	1							1系統停	L 止操作							
発信した場合)						→			→								

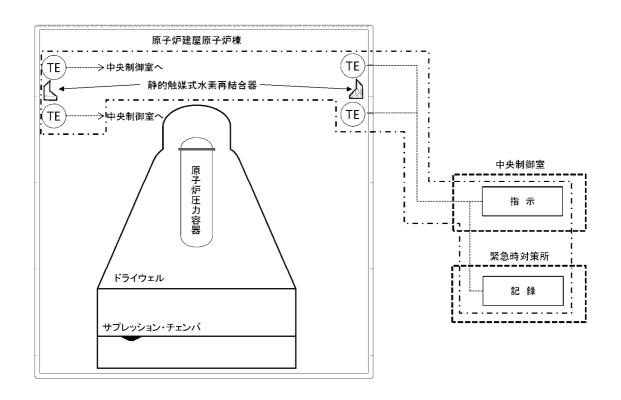
【交流動力電源が健全である場合】

							経過時間	(分)					tile de
				i :	2 ; I	3 	1 [5 (5 7 	, I	8 I	9	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数	7 交流電源	交流電源確保 5分 原子炉建屋ガス処理系による水業排出 ▼									
原子炉建屋ガス処理								手動起動	h 動操作				
系による水素排出	運転員等 (中央制御室)	1						→					% 1
(手動起動の場合)			-										

※1:原子炉建屋ガス処理系A系による水素排出を示す。また、原子炉建屋ガス処理系B系による水素排出については、水素排出開始まで5分以内で可能である。

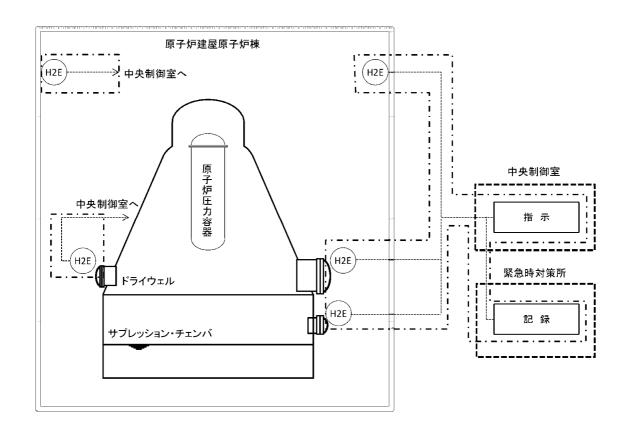
【全交流動力電源が喪失した場合】

第1.10-8図 原子炉建屋ガス処理系による水素排出 タイムチャート





第1.10-9図 原子炉建屋内の水素濃度監視 概要図 (1/2)



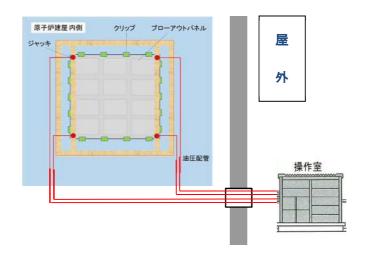


第1.10-9図 原子炉建屋内の水素濃度監視 概要図 (2/2)

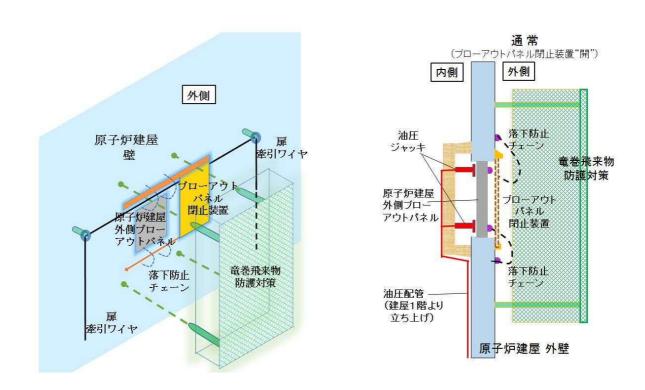
				経過時間 (分)									We do
			1	! !	i I	3 - I	1 I	ī I	6 I	7 8 1	} 	9 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要			子炉建屋水素濃度指示値2.0vo1%以上確認 原子炉建屋ガス処理系の停止 6分									
原子炉建屋内の水素	運転員等	,		停止操作						*1			
濃度監視	(中央制御室)	1							→				×1

※1:原子炉建屋ガス処理系A系の停止を示す。また、原子炉建屋ガス処理系B系の停止については、原子炉建屋ガス処理系の停止まで6分以内で可能である。

第1.10-10図 原子炉建屋内の水素濃度監視 タイムチャート



【ブローアウトパネル強制開放装置】



【ブローアウトパネル閉止装置】

				経過時間(分)									
			1	10 2 I	20 3 I	30 4 	.0 5 	60 6 I	0 7 	0 8 	30 I	90 I	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数				魚制開放装員 −アウトバニ		i0分 ▼					
ブローアウトバネル						移動,	生備 上						
強制開放装置による 原子炉建屋外側ブロ	重大事故等 対応要員	2						原子炉建!開放操作	量外側ブロ (※1)	ーアウトパ	ネル		
ーアウトパネル開放								→					

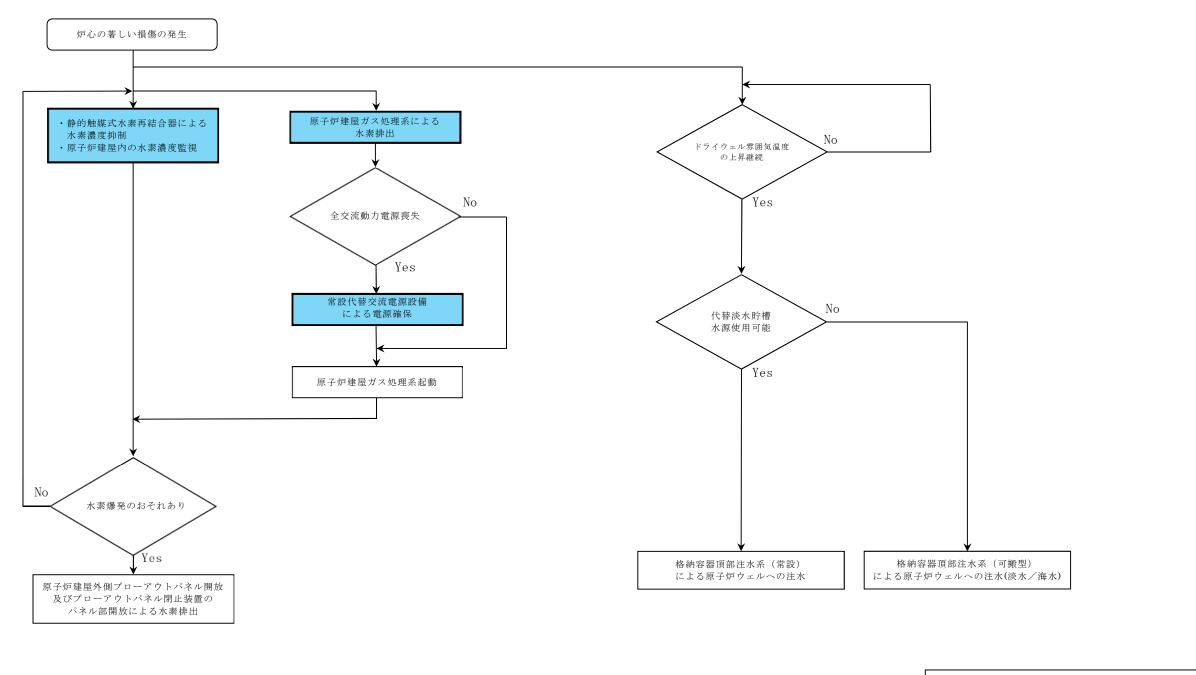
※1:手動開放油圧ポンプ操作にて原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放まで20分以内で可能である。工具等の使用により変更の可能性がある。

第 1.10-12 図 ブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放 タイムチャート

							経過時間	(分)					
) 2	0 3 I	0 4 	0 5	0 6 	0 7 I	0 8 I	0 I	90 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数				4	0分 ブロ - 7	ーアウトパ	ネル閉止装	置のパネル	部開放		
						移動,	準備						
ブローアウトパネル 閉止装置のパネル部 開放	重大事故等 対応要員	2					ブローア! 開放操作		閉止装置の	パネル部	•		
D0 //X							†						

※1:手動操作によりブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放まで10分以内で可能である。工具等の使用により変更の可能性がある。

第1.10-13図 ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放 タイムチャート



 (凡例)
 : プラント状態
 : 判断

 : 操作・確認
 : 重大事故等対処設備

第1.10-14図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (1/5)

技術的能力審査基準 (1.10)	番号	設置許可基準規則 (第 53 条)	技術基準規則 (第 68 条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋をその他の原子炉格納容器から質を撮えいする気体状の放射性物質原原基格子炉建屋よるという。)の水基屋を引傷を下り、か水要がる上は、水素損傷等が多い。という。とは、水素経過等がある場合には、水素経過等がある場合に必要な手順等が適切に必要な手順である。と。	1	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心 の著しい損傷が発生した場合に おいて原子炉建屋その他の原子 炉格納容器から漏えいするため の施設(以下「原子炉建よるため の施設(以下「原子炉建よるため の施設(以下「原子炉建よる という。)の水素爆発による は、水素爆発による当該原子炉 建屋等の損傷を防止するため 必要な設備を設けなければなら ない。	【本文】 発電用原子炉施設には、炉心 の著しい損傷が発生した場合に おいて原子炉建屋その他の原子 炉格納容器から質を格納するため の施設(以下「原子炉建屋等」 という。)の水素というると等 は、水素の は、水素の損傷を防止するたり 建屋等の損を施設しなければな らない。	4
【解釈】 1 「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	_	【解釈】 1 第53条に規定する「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第 68 条に規定する「水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	_
a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため、水素濃度制御設備又は水素排出設備により、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等を整備すること。	2	a)水素濃度制御設備(制御により原子炉建屋等で水素爆発のおそれがないことを示すこと。)又は水素排出設備(動的機器等に水素爆発を防止する機能を付けること。放射性物質低減機能を付けること。)を設置すること。	a)水素濃度制御設備(制御により原子炉建屋等で水素爆発のおそれがないことを示すこと。)又は水素排出設備(動的機器等に水素爆発を防止する機能を付けること。放射性物質低減機能を付けること。)を設置すること。	(5)
b)水素爆発による損傷を防止するために必要な設備が、交流 又は直流電源が必要な場合は 代替電源設備からの給電を可 能とする手順等を整備するこ		b) 想定される事故時に水素濃度 が変動する可能性のある範囲 で推定できる監視設備を設置 すること。	b) 想定される事故時に水素濃度 が変動する可能性のある範囲 で推定できる監視設備を設置 すること。	6
比とりの子順寺を金属りること。	3	c) これらの設備は、交流又は直 流電源が必要な場合は代替電 源設備からの給電を可能とす ること。	c)これらの設備は、交流又は直 流電源が必要な場合は代替電 源設備からの給電を可能とす ること。	7

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(2/5)

	重大事故等 審査基準の要求	5対処設備を使 に適合するた				自主対策設備	
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称	
再 静 水 結 的	静的触媒式水素再結合器	新設					
水素濃度抑制水素濃度抑制	静的触媒式水素再結合器動作 監視装置	新設	4 (1) 5 (2) 7 (3)	-			
制る素	原子炉建屋原子炉棟	既設	00				
水原水子	原子炉建屋水素濃度	新設	<u>(A) (I)</u>				
水素濃度監視	_	_	(4) (1) (6) (2) (7) (3)	-	_	-	
	常設代替交流電源設備	新設					
必代 要 電	可搬型代替交流電源設備	新設	1				
必要な設備への給電	常設代替直流電源設備	新設	① ③ ④ ⑦	_			
の 給 電 る	可搬型代替直流電源設備	新設	7				
	燃料給油設備	新設					
						常設低圧代替注水系ポンプ	
					格納	代替淡水貯槽	
					格納容器頂部注水	低圧代替注水系配管・弁	
_	_	_	_	_	炉部ウ注ェ水	格納容器頂部注水系配管・弁	
					ルへの常	原子炉ウェル	
					ハへの注水(常設)による	常設代替交流電源設備	
					る	可搬型代替交流電源設備	
						燃料給油設備	

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (3/5)

	重大事故等 審査基準の要求	対処設備を使に適合するた				自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
						可搬型代替注水中型ポンプ
						可搬型代替注水大型ポンプ
					原格	西側淡水貯水設備
					示 子納 炉容 ウ器	代替淡水貯槽
					ェ 頂 ル 部 へ 注	ホース
_	_	_	-	-	の注水(可	低圧代替注水系配管・弁
					※ 搬	格納容器頂部注水系配管・弁
					(水/海水)による	原子炉ウェル
					<i>-</i> 3	常設代替交流電源設備
						可搬型代替交流電源設備
						燃料給油設備
	非常用ガス処理系排風機	既設				原子炉建屋外側ブローアウトパ ネル
	非常用ガス再循環系排風機	既設			原子炉	ブローアウトパネル強制開放装 置
原子	非常用ガス処理系フィルタト レイン	既設			建に屋	ブローアウトパネル閉止装置
- 炉 建 屋	非常用ガス再循環系フィルタ トレイン	既設	1		よ 外 る 側 水 ブ	ブローアウトパネル開閉状態表 示
リス 処理	非常用ガス処理系配管・弁	既設	② ③		素 ロ の 排 ア	可搬型代替注水大型ポンプ (放 水用)
原子炉建屋ガス処理系による水素排	乗 非常用ガス再循環系配管・弁 」	既設	① ② ③ ④ ⑤ ⑦	_	出 ウトパ	ホース
る水素	非常用ガス処理系排気筒	既設	$]$ $\bar{\bigcirc}$		ネル	放水砲
排出	非常用交流電源設備	既設				燃料給油設備
	常設代替交流電源設備	新設				
	燃料給油設備	既設 新設				

技術的能力審查基準(1.10)

適合方針

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋その他の原子炉格納容器から漏えいする気体状の放射性物質を格納するための施設(以下

「原子炉建屋等」という。)の水素 爆発による損傷を防止する必要があ る場合には、水素爆発による当該原 子炉建屋等の損傷を防止するために 必要な手順等が適切に整備されてい るか、又は整備される方針が適切に 示されていること。 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉建屋等の水素 爆発による損傷を防止する手段と して,原子炉建屋水素濃度により 水素濃度が変動する可能性のある 範囲を監視し,原子炉建屋ガス処 理系による水素排出に必要な手順 等を整備する。また,静的触媒式 水素再結合器による水素濃度抑制 に必要な手順等を整備する。

【解釈】

- 1 「水素爆発による当該原子炉建 屋等の損傷を防止するために必 要な手順等」とは、以下に掲げ る措置又はこれらと同等以上の 効果を有する措置を行うための 手順等をいう。
- a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素 爆発による損傷を防止するため、水素濃度制御設備又は水素 排出設備により、水素爆発による当該原子炉建屋等の損傷を防止するために必要な手順等を整備すること。

技術的能力審查基準(1.10)

b) 水素爆発による損傷を防止する ために必要な設備が、交流又は 直流電源が必要な場合は代替電 源設備からの給電を可能とする 手順等を整備すること。

適合方針

なお、電源の供給に関する手順 については「1.14 電源の確保に 関する手順等」にて整備する。

添付資料 1.10.2

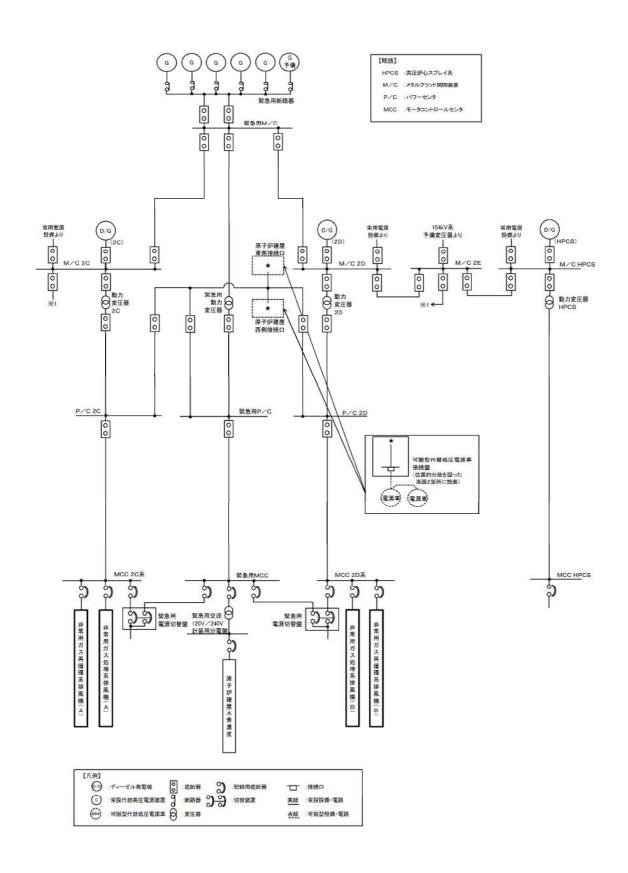
自主対策設備仕様

機器名称	常設 /可搬	耐震性	容量	揚程	個数
常設低圧代替注水系ポンプ	常設	Sクラス	約 200m ³ /h (1 台当たり)	約 200m	2 台
可搬型代替注水中型ポンプ (格納容器頂部注水系 (可搬型)として使用)	可搬	Sクラス	約 210m³/h (1 台当たり)	約 100m	5 台
可搬型代替注水大型ポンプ (格納容器頂部注水系 (可搬 型)として使用)	可搬	Sクラス	約 1,320m ³ /h (1 台当たり)	約 140m	4 台

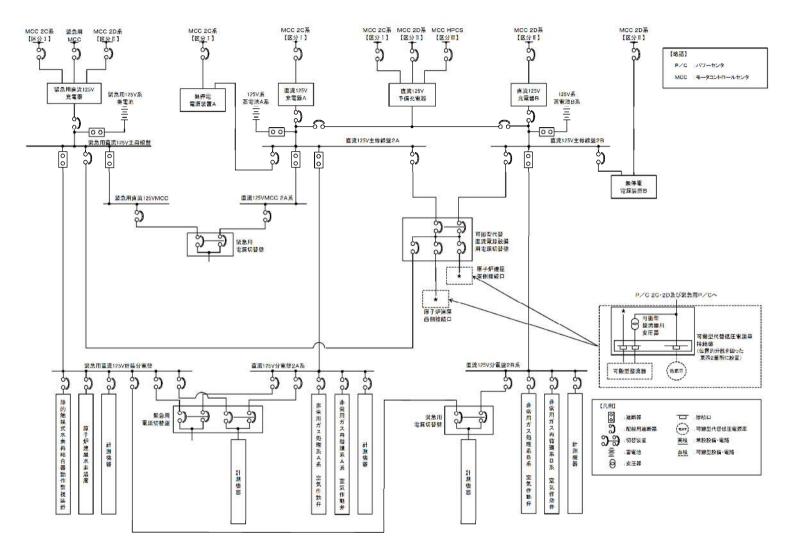
10 -

.58

第1図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第2図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第3図 対応手段として選定した設備の電源構成図(直流電源)

重大事故対策の成立性

- 1. 格納容器頂部注水系 (可搬型) による原子炉ウェルへの注水 (淡水/海水)
 - (1) 格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)
 - a. 操作概要

格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水が必要な 状況において、外部接続口及び水源を選定し、取水箇所まで移動すると ともに、送水ルートを確保した後、格納容器頂部注水系(可搬型)とし て使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプに より原子炉ウェルに送水する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,常設代替高圧電源装置置場東側周辺,常設代替高圧電源装置置場西側周辺,取水箇所(西側淡水貯水設備,代替淡水貯槽)周辺)

c. 必要要員数及び操作時間

格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水として, 最長時間を要する代替淡水貯槽から原子炉建屋東側接続口を使用した送 水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安^{*1}:535分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は535分以内)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

・準備:30分(放射線防護具着用を含む)

・移動:10分(移動経路:南側保管場所から代替淡水貯槽周辺)

・ホース敷設準備:20分*² (対象作業:ホース積込み,ホース荷 卸しを含む)

・系統構成:475分(対象作業:ポンプ設置,ホース敷設等を含む)

· 送水準備: 20分

※2:ホース敷設準備は、系統構成と並行して行うため、所要時間目安には含まれない。

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 格納容器頂部注水系 (可搬型) として使用する可搬型代替 注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は,汎用の結合金具であり,十分な作業スペース を確保していることから,容易に実施可能である。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P

HS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な 設備により,災害対策本部との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ



車両の作業用照明



ホース接続訓練



車両操作訓練 (ポンプ起動)



可搬型代替注水中型ポンプ



ホース敷設訓練



夜間での送水訓練 (ポンプ設置)



放射線防護具着用による送水訓練 (交代要員参集)



放射線防護具着用による送水訓練 (水中ポンプユニット設置)

- 2. 原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放及びブローアウトパネル閉止装置 のパネル部開放による水素排出
 - (1) ブローアウトパネル強制開放装置による原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放
 - a. 操作概要

原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放が必要な状況において、操作場所まで移動し、ブローアウトパネル強制開放装置を使用して原子炉建屋外側ブローアウトパネルの開放操作を実施する。

b. 作業場所 現場(二次格納施設外)

c. 必要要員数及び操作時間

ブローアウトパネル強制開放装置を使用した原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放操作に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:2名(重大事故等対応要員2名)

所要時間目安**1:原子炉建屋外側ブローアウトパネル1箇所開放まで50分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は50分以内)

※1:所要時間目安は、模擬により算定した時間

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

- ・準備、移動:30分(放射線防護具着用を含む)
- ・原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放操作:20分**2 ※2:工具等の使用により変更の可能性がある。
- d. 操作の成立性について

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。また, 放射性物質が放出される可能性があることから, 操作は放射線防護具(全面マスク, 個人線量計, 綿手袋, ゴム手袋, タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : ブローアウトパネル強制開放装置設置後,模擬訓練を行い 操作性について検証する。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。

(2) ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放

a. 操作概要

ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放が必要な状況において, 操作場所まで移動し, ブローアウトパネル閉止装置を使用してパネル部 の開放操作を実施する。

b. 作業場所

現場 (二次格納施設外)

c. 必要要員数及び操作時間

ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放に必要な要員数及び所要 時間は以下のとおり。

必要要員数:2名(重大事故等対応要員2名)

所要時間目安^{※1}:パネル部1箇所開放まで40分以内(所要時間目安 のうち,現場操作に係る時間は40分以内)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間。

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

- ・準備、移動:30分(放射線防護具着用を含む)
- ・ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放操作:10分*2※2:工具等の使用により変更の可能性がある。

d. 操作の成立性について

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。また, 放射性物質が放出される可能性があることから, 操作は放射線防護具(全面マスク, 個人線量計, 綿手袋, ゴム手袋, タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : ブローアウトパネル閉止装置設置後,模擬訓練を行い操作 性について検証する。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。

常設低圧代替注水系ポンプの機能確保の妥当性について

1. 常設低圧代替注水系ポンプの機能

常設低圧代替注水系ポンプは以下の5つの機能に期待している。

- ・原子炉水位を維持し炉心損傷の防止及び炉心損傷の進展を防止するため の低圧代替注水機能
- ・格納容器の過圧・過温破損防止のための代替格納容器スプレイ機能
- ・格納容器内での溶融炉心の冷却のためのペデスタル (ドライウェル部) 注水機能
- ・格納容器のトップヘッドフランジ部からの漏えいを抑制するための格納 容器頂部注水機能
- ・使用済燃料プール水位を維持し燃料損傷を防止するための代替使用済燃料プール注水機能

2. 常設低圧代替注水系ポンプの機能確保について

(1) 単一の機能に期待する場合

常設低圧代替注水系ポンプは、各注水先の最大流量を包絡する注水量を 確保できる設計としている。

常設低圧代替注水系ポンプにより注水する際の系統構成は、中央制御室からの遠隔操作により行い、現場操作は不要である。また、各注水先へ注水する際の操作の相違点は、開操作する弁の違いのみであり、各弁の操作も中央制御室からの遠隔操作が可能であることから、困難な操作はない。

このように、常設低圧代替注水系ポンプの単一の機能の確保については 問題ないと考えられる。

(2) 複数の機能に期待する場合

常設低圧代替注水系ポンプは、複数個所への同時注水を想定したものとなっており、想定する同時注水の組合せで必要流量が確保できる設計としている。また、想定する同時注水の組合せで、重大事故等による影響の緩和が可能であることを有効性評価にて示している。

①原子炉注水と格納容器スプレイ

大破断LOCAが発生し、非常用炉心冷却系からの注水に失敗した場合、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水と代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却を同時に実施する。この場合の最大流量の組合せは、原子炉注水 230m³/h, 格納容器スプレイ 130m³/h であるが、この条件で炉心の冷却並びに格納容器圧力及び雰囲気温度の上昇を抑制できることを有効性評価で確認するとともに、この流量が確保できる設計としている。なお、上記以外の同時注水については、原子炉へは崩壊熱相当での注水となるため、上記注水流量を超えることはない。

②原子炉注水とペデスタル (ドライウェル部) 注水

大破断LOCAが発生し非常用炉心冷却系からの注水に失敗し、低圧代替注水系(常設)による原子炉注水及び代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器冷却に成功した場合、原子炉水位L0到達後に格納容器冷却を停止し、原子炉注水とペデスタル(ドライウェル部)の水張りを実施する。この場合の最大流量の組合せは、原子炉注水として崩壊熱相当の流量、ペデスタル(ドライウェル部)の水張りとして80m³/hであるが、この条件で炉心の冷却及びペデスタル(ドライウェル部)の必要水位を確保できることを有効性評価にて確認するとともに、この流量が確保できる設計としている。

③格納容器スプレイとペデスタル (ドライウェル部) 注水

原子炉注水に失敗し、原子炉圧力容器が破損する場合、格納容器スプレイとペデスタル(ドライウェル部)への注水を同時に実施する。この場合の最大流量の組合せは、格納容器スプレイ 300m³/h、ペデスタル(ドライウェル部)注水 80m³/h であるが、この条件で格納容器圧力及び雰囲気温度の上昇の抑制並びにペデスタル(ドライウェル部)に落下した溶融炉心の冷却等ができることを有効性評価で確認するとともに、この流量を確保できる設計としている。

④その他注水先の組合せ

その他の組合せとして、格納容器頂部又は使用済燃料プールへの注水が 重畳することも考えられる。これら注水先へは、間欠的に注水を行い一定 量の水位を維持するため、①、②及び③の最大流量の注水等と異なるタイ ミング又は系統の余力で注水等を行うため、対応が可能である。

また、複数の注水先に注水するための操作については、各注水先へ注水 するための操作に必要な時間を考慮した有効性評価により、炉心冷却や溶 融炉心の冷却等ができることを確認している。

以上より、常設低圧代替注水系ポンプの複数の機能の確保についても問題ないと考えられる。

3. 常設低圧代替注水系ポンプの機能の冗長性について

低圧代替注水系(常設)による原子炉注水については、原子炉隔離時冷却系、高圧代替注水系及び代替循環冷却系を用いた手段に加え、アクセスルートの確保を確認した後であれば低圧代替注水系(可搬型)によって機能を補うことも可能である。また、格納容器スプレイについては、代替循環冷却系及び代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)、ペデスタル(ドライウェル部)注水については格納容器下部注水系(可搬型)、格納容器頂部注水につ

いては格納容器頂部注水系(可搬型),使用済燃料プール注水については可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン)によって機能を補うことも可能である。このように,常設低圧代替注水系ポンプの各機能については冗長性を持たせることで機能強化を図っている。

常設低圧代替注水系ポンプ,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを使用した同時注水について

常設低圧代替注水系ポンプ,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプを使用した注水については,原子炉,原子炉格納容器,ペデスタル(ドライウェル部),原子炉格納容器頂部及び使用済燃料プールを注水先として設計する。このため,重大事故等時において,複数の注水先に対して同時に必要流量を注水できるよう設計する。なお,各注水先への注水は弁の開操作のみで実施可能であるため,必要箇所への注水を継続しつつ,注水先を追加することが可能である。

有効性評価で考慮する同時注水パターンを第1表及び第2表に示す。

また,有効性評価における事象進展ごとの常設低圧代替注水系ポンプ,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプによる注水先の組み合わせケースを第3表から第7表に示す。

第1表 有効性評価で考慮する常設低圧代替注水系ポンプを使用した同時注水 ケース

原子炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部) ペデスタル	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール
47 条/1.4	49 条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11
230m³/h	130m³/h	_	_	_
_	300m³∕h	80m³/h	_	_
50m³/h	130m³∕h	_	_	114m³/h

第2表 有効性評価で考慮する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水 大型ポンプを使用した同時注水ケース

原 子 炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部)ペデスタル	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール
47条/1.4	49 条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11
50m³/h	130m³/h	_	_	_
50m³/h	130m³/h	_	_	16m³/h

第3表 設計基準事故対処設備による原子炉注水失敗時に常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合(炉心損傷前)

	47条/1.4	49 条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11	
	原子炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部)ペデスタル	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール	備考
初期注水段階	378m³/h	_	_	_	_	・QH 特性に従った注水 ・原子炉水位回復後は崩壊熱除去相当の注水量で可 (解析上は注水量一定で注水開始/停止操作実施)
原子炉格納容器スプレ イ段階	230m³/h	130m³/h	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量で可(解析上は注水量一定で注水開始/停止操作実施)・原子炉格納容器スプレイは原子炉格納容器圧力に応じてスプレイ開始/停止操作
使用済燃料プール冷却復旧操作段階	50m³∕h	130m³/h	_	_	114m³∕h	・有効性評価の解析条件ではないが、使用済燃料プールの冷却機能復旧操作を同時に行うことを想定 ・使用済燃料プールが80℃到達まで1日以上の余裕があるため、原子炉水位及び原子炉格納容器圧力制御が安定した状態で実施することを想定
原子炉格納容器ベント段階	50m³/h	_	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量 ・使用済燃料プールは代替燃料プール冷却系等による 除熱に期待できることから、同時注水を考慮してい ない

対象事象: 高圧・低圧注水機能喪失, LOCA時注水機能喪失

第4表 設計基準事故対処設備による原子炉注水成功後に常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合

	47 条/1.4	49 条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11	
	原子炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部)	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール	備考
原子炉減圧・低圧注水 移行段階	378m³/h	_	_	_	_	・QH 特性に従った注水 ・原子炉水位回復後は崩壊熱除去相当の注水量で可 (解析上は注水量一定で注水開始/停止操作実施)
原子炉格納容器スプレイ段階	230m³/h	130m³/h	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量で可(解析上は注水量一定で注水開始/停止操作実施) ・原子炉格納容器スプレイは原子炉格納容器圧力に応じてスプレイ開始/停止操作
使用済燃料プール冷却復旧操作段階	50m ³ /h	130m³/h	_	_	114m³/h	・有効性評価の解析条件ではないが、使用済燃料プールの冷却機能復旧操作を同時に行うことを想定・使用済燃料プールが80℃到達まで1日以上の余裕があるため、原子炉水位及び原子炉格納容器圧力制御が安定した状態で実施することを想定
原子炉格納容器ベント 段階**	50m³/h	_	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量 ・使用済燃料プールは代替燃料プール冷却系等による 除熱に期待できることから,同時注水を考慮してい ない

※崩壊熱除去機能(残留熱除去系が故障した場合)のケース

対象事象:崩壊熱除去機能喪失

第5表 全交流動力電源喪失(24時間継続)時に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用する場合

	47 条/1.4	49 条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11	
	原子炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部)	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール	備考
原子炉減圧·低圧注水 移行段階	110m³/h	_	_	_	_	・QH 特性に従った注水・原子炉水位回復後は崩壊熱除去相当の注水量で可 (解析上は注水量一定で注水開始/停止操作実施)
原子炉格納容器スプレイ段階	50m³/h	130m³/h	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量で可(解析上 は注水量一定で注水開始/停止操作実施) ・原子炉格納容器スプレイは原子炉格納容器圧力に応 じてスプレイ開始/停止操作
使用済燃料プール冷却 復旧操作段階	50m³∕h	130m³/h	_	_	16m³/h	・有効性評価の解析条件ではないが、使用済燃料プールの冷却機能復旧操作を同時に行うことを想定し、設定したケース・使用済燃料プールが80℃到達まで1日以上の余裕があるため、原子炉水位及び原子炉格納容器圧力制御が安定した状態で実施することを想定

対象事象:全交流動力電源喪失,津波浸水による最終ヒートシンク喪失

第6表 設計基準事故対処設備による原子炉注水失敗時に常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合(LOCA起因による 炉心損傷事象)

	47条/1.4	49条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11	
	原 子 炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部)ペデスタル	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール	備考
初期注水段階	230m³/h	130m³/h	_	_	_	・LOCAが発生し設計基準事故対処設備による注水 に失敗し、炉心損傷に至った場合に、炉心の再冠水 並びに原子炉格納容器内温度及び圧力を抑制するた めのケース
再冠水後制御段階**	50m³/h	130m³/h	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量 ・原子炉格納容器スプレイは原子炉格納容器圧力に応 じてスプレイ開始/停止操作
使用済燃料プール冷却 復旧操作段階 [※]	50m³∕h	130m³/h	_	_	114m³/h	・有効性評価の解析条件ではないが、使用済燃料プールの冷却機能復旧操作を同時に行うことを想定し、設定したケース・使用済燃料プールが80℃到達まで1日以上の余裕があるため、原子炉水位及び原子炉格納容器圧力制御が安定した状態で実施することを想定
原子炉格納容器ベント 段階**	50m³/h	_	_	_	_	・原子炉注水は崩壊熱除去相当の注水量

※代替循環冷却系を使用できない場合のケース

対象事象:雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損),水素燃焼

第7表 原子炉圧力容器破損時に常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合

	47 条/1.4	49 条/1.6	51条/1.8	53 条/ 1.10	54 条/ 1.11	
	原子炉	原子炉格納容器	(ドライウェル部)ペデスタル	原子炉格納容器頂部	使用済燃料プール	備考
原子炉圧力容器破損段階	-	300m³/h	80m³/h	-	-	・設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備による原子炉注水に失敗し、原子炉圧力容器の破損に至った場合に、原子炉格納容器内温度及び圧力の抑制並びにペデスタル(ドライウェル部)に落下した溶融炉心を冷却するためのケース
原子炉圧力容器破損段 階での対応後の段階	_	130m³/h	80m³/h	_	_	・ペデスタル(ドライウェル部)注水はペデスタル (ドライウェル部)の水位維持時の注水量 ・原子炉格納容器スプレイは原子炉格納容器圧力に応 じてスプレイ開始/停止操作
使用済燃料プール冷却復旧操作段階	_	_	80m³/h	_	114m³∕h	・有効性評価の解析条件ではないが、使用済燃料プールの冷却機能復旧操作を同時に行うことを想定し、設定したケース・使用済燃料プールが80℃到達まで1日以上の余裕があるため、原子炉水位及び原子炉格納容器圧力制御が安定した状態で実施することを想定

対象事象:高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱,原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用,溶融炉心・コンク リート相互作用

原子炉建屋ガス処理系の水素爆発防止対策について

1. 原子炉建屋ガス処理系系統内での水素爆発を防止する運用

原子炉建屋ガス処理系は、原子炉格納容器が健全である場合、水素排出設備として十分な性能を有しているものの、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素の異常な漏えいが発生し、原子炉建屋ガス処理系の水素排出能力を超える場合には、原子炉建屋内の水素濃度が上昇し、原子炉建屋ガス処理系系統内で水素濃度が可燃限界に到達するおそれがある。そのため、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素の異常な漏えいが発生し、原子炉建屋内の水素濃度が 2.0vo1%*に到達した場合、原子炉建屋ガス処理系を停止する運用とすることで、動的機器を含む系統内での水素爆発を防止する。

※: GOTHIC解析によって,原子炉格納容器が健全である場合の原子炉 建屋原子炉棟における最大水素濃度が約 0.3vo1%程度であること,原子 炉建屋水素濃度の最大計測誤差が±0.25vo1%であること及び静的触媒式 水素再結合器は,水素濃度 1.5vo1%までに起動することから,原子炉格 納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素の異常な漏えいが発生し,原子 炉建屋ガス処理系系統内での水素爆発のおそれがあることの判断基準と して,原子炉建屋水素濃度 2.0vo1%を設定している。

2. 原子炉建屋ガス処理系系統内での水素滞留について

原子炉建屋ガス処理系を構成する非常用ガス処理系は、1 台当たり約3,570m³/h,非常用ガス再循環系は、1 台当たり約17,000m³/h の容量を有しており、また、一旦混合されたガスにおいて、水素が局所的に濃縮され滞留する状況とはならないことから、系統内での水素爆発のおそれはない。

さらに、水素濃度が高くなると考えられる原子炉格納容器トップヘッドフランジ部及び原子炉格納容器ハッチ類の貫通部が存在する区画の天井付近に設置した水素濃度計により原子炉建屋ガス処理系の停止を判断するため、原子炉建屋ガス処理系系統内で水素濃度 2.0vo1%を超えることはなく、水素爆発のおそれはない。

1. 10-80

解釈一覧

判断基準の解釈一覧

	手順		判断基準記載内容	解釈
1.10.2.1 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制のための対応手順		a. 格納容器頂部注水 系(常設)による 原子炉ウェルへの 注水	ドライウェル雰囲気温度指示値が171℃を超える おそれがある場合	ドライウェル雰囲気温度指示値が171℃を超える おそれがある場合
	(1) 原子炉ウェル注水		原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
	(1) 原子炉りエル在水	b. 格納容器頂部注水 系(可搬型)によ る原子炉ウェルへ の注水(淡水/海 水)	ドライウェル雰囲気温度指示値が171℃を超える おそれがある場合	ドライウェル雰囲気温度指示値が171℃を超える おそれがある場合
			原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
1.10.2.2 水素爆発による原子炉 建屋等の損傷防止のための対応手順	(1) 原子炉建屋ガス処 理系による水素排	a. 交流動力電源が健 全である場合の操 作手順	原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
	理 ボルよる 小糸 併 出	b. 全交流動力電源が 喪失した場合の操 作手順	原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
	(2) 原子炉建屋内の水 素濃度監視	_	原子炉圧力容器温度で300℃以上	原子炉圧力容器温度が格納容器雰囲気放射線モニタの使用不能時における炉心損傷判断基準である300℃以上
	(3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放及びブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放による水素排出	b. ブローアウトパネ ル閉止装置のパネ ル部開放	原子炉建屋水素濃度指示値が2.0vo1%に到達後	原子炉建屋水素濃度指示値が2.0vo1%に到達後

1.10 - 8

操作手順の解釈一覧

	手順		操作手順記載内容	解釈
1.10.2.1 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制のための対応手順	(1) 原子炉ウェル注水	a. 格納容器頂部注水 系(常設)による 原子炉ウェルへの 注水 b. 格納容器頂部注水 系(可搬型)によ る原子炉ウェルへ の注水(淡水/海 水)	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約2.0MPa [gage] 以上低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設ライン用)の流量上昇原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設ライン用)又は低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(可搬ライン用)の流量上昇原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約2.0MPa [gage] 以上低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設ライン用)で約20m³/hまで上昇原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量(約50m³)低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(常設ライン用)又は低圧代替注水系格納容器頂部注水流量(可搬ライン用)で約20m³/hまで上昇原子炉格納容器トップヘッドフランジ部が冠水するために必要な注水量(約50m³)
1.10.2.2 水素爆発による原子炉建屋等の損傷防止のための対応手順	(1) 原子炉建屋ガス処 理系による水素排 出	a. 交流動力電源が健 全である場合の操 作手順	非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処 理系空気流量の上昇	非常用ガス再循環系空気流量が約17,000m ³ /h及 び非常用ガス処理系空気流量が約3,570m ³ /hま で上昇
		b. 全交流動力電源が 喪失した場合の操 作手順	非常用ガス再循環系空気流量及び非常用ガス処 理系空気流量の上昇	非常用ガス再循環系空気流量が約17,000m ³ /h及 び非常用ガス処理系空気流量が約3,570m ³ /hま で上昇
	(2) 原子炉建屋内の水 素濃度監視	1	原子炉建屋内の原子炉建屋水素濃度が2.0vo1%に到 達	原子炉建屋内の原子炉建屋水素濃度が非常用ガス 処理系運転中の場合の停止判断基準である 2.0vo1%に到達
			原子炉建屋内の原子炉建屋水素濃度指示値が 2.0vo1%に到達	原子炉建屋内の原子炉建屋水素濃度指示値が原 子炉建屋ガス処理系の停止判断基準である 2.0vol%に到達

操作の成立性の解釈一覧

手順			操作の成立性記載内容	解釈
1.10.2.1 原子炉格納容器外への水素漏えい抑制のための対応手順	(1) 原子炉ウェル注水	a. 格納容器頂部注水 系(常設)による 原子炉ウェルへの 注水	原子炉格納容器トップヘッドフランジ部のシー ル部温度をシールの健全性を保つことができる 温度以下	原子炉格納容器トップヘッドフランジ部のシー ル部温度をシールの健全性を保つことができる 200℃以下
		b. 格納容器頂部注水 系 (可搬型) によ る原子炉ウェルへ の注水 (淡水/海 水)	原子炉格納容器トップヘッドフランジ部のシー ル部温度をシールの健全性を保つことができる 温度以下	原子炉格納容器トップヘッドフランジ部のシール部温度をシールの健全性を保つことができる200℃以下

1. 10-83

弁番号及び弁名称一覧

統一名称	弁名称	弁番号	操作場所
ウェル注水弁	(ウェル注水弁(常設/可搬ライン))*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
りェル在水井	(ウェル注水弁(可搬ライン))*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
ウェル注水流量調節弁	(ウェル注水流量調節弁 (常設/可搬ライン)) *1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
ソエルは小川、星崎以下	(ウェル注水流量調節弁(可搬ライン))*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
原子炉建屋西側接続口の弁	(原子炉建屋西側接続口の弁)*1	_	│ 屋外
原子炉建屋東側接続口の弁	(原子炉建屋東側接続口の弁)*1	_	屋外
高所西側接続口の弁	(高所西側接続口の弁) **1	_	屋外
高所東側接続口の弁	(高所東側接続口の弁) **1	_	屋外
非常用ガス再循環系原子炉建屋通常排気系隔離弁	FRVS原子炉建屋通常排気系隔離ダンパ	SB2-12A/B (A0)	中央制御室
非常用ガス再循環系系統入口弁	FRVS SGTS系入口ダンパ	SB2-4A/B (A0)	中央制御室
非常用ガス再循環系フィルタトレイン入口弁	FRVSトレイン (A) / (B) 入口ダンパ	SB2-5A/B (A0)	中央制御室
非常用ガス再循環系フィルタトレイン出口弁	FRVSトレイン (A) / (B) 出口ダンパ	SB2-7A/B (A0)	中央制御室
非常用ガス処理系フィルタトレイン入口弁	SGTSトレイン (A) / (B) 入口ダンパ	SB2-9A/B (A0)	中央制御室
非常用ガス処理系フィルタトレイン出口弁	SGTSトレイン (A) / (B) 出口ダンパ	SB2-11A/B (A0)	中央制御室
非常用ガス再循環系系統再循環弁	FRVS循環ダンパ	SB2-13A/B (A0)	中央制御室

※1:今後の検討によって弁名称は変更の可能性がある。

手順のリンク先について

水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

- 1. 1. 10. 2. 2(3) 原子炉建屋外側ブローアウトパネル開放及びブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放による水素排出
 - ・放水砲を用いた原子炉建屋への放水手順

<リンク先> 1.12.2.1(1) a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制

- 2. 1.10.2.3 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備の電源を代替電源設備から給電する手順
 - ・代替電源設備により給電する手順
 - <リンク先> 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電
 - 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備による代替所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気 設備への給電
 - 1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備への給電
- 3. 1.10.2.4 その他の手順項目について考慮する手順
 - ・放水砲を用いた原子炉建屋への放水手順
 - <リンク先> 1.12.2.1(1) a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑

- ・西側淡水貯水設備及び代替淡水貯槽への水の補給手順並びに水源から接続口までの可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプによる送水手順
- <リンク先> 1.13.2.1(5) a. 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替 注水中型ポンプによる送水(淡水/海水)
 - 1.13.2.1(6) a. 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水 大型ポンプによる送水(淡水/海水)
 - 1.13.2.2(1) a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補 給(淡水/海水)
 - 1.13.2.2(2) a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水 貯水設備への補給(淡水/海水)
- ・非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高 圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電 源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池又は可 搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型 整流器による非常用ガス処理系排風機,非常用ガス再循環系排風機,常 設低圧代替注水系ポンプ,電動弁及び監視計器への電源供給手順並びに 常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代 替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替 低圧電源車,非常用交流電源設備,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬 型代替注水大型ポンプへの燃料給油手順
- <リンク先> 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電
 - 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流

電源設備による代替所内電気設備への給電

- 1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気 設備への給電
- 1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備への給電
- 1.14.2.6(1) a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油
- 1.14.2.6(1) b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置 への給油
- 1.14.2.7(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電
- 1.14.2.7(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油
- ・操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順
- <リンク先> 1.15.2.1 監視機能喪失
 - 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

< 目 次 >

- 1.11.1 対応手段と設備の選定
 - (1) 対応手段と設備の選定の考え方
 - (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料 プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備
 - (a) 燃料プール代替注水
 - (b) 漏えい抑制
 - (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備
 - (a) 燃料プールスプレイ
 - (b) 漏えい緩和
 - (c) 大気への放射性物質の拡散抑制
 - (d) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び 設備
 - (a) 使用済燃料プールの監視
 - (b) 代替電源による給電
 - (c) 重大事故等対処設備
 - d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための 対応手段及び設備
 - (a) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - e. 手順等

- 1.11.2 重大事故等時の手順
- 1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順
 - (1) 燃料プール代替注水
 - a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン /常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水
 - b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使 用済燃料プールへの注水(淡水/海水)
 - c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水 (淡水/海水)
 - d. 消火系による使用済燃料プールへの注水
- 1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順
 - (1) 燃料プールスプレイ
 - a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイ イヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ
 - b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プー ルへのスプレイ(淡水/海水)
 - c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールへのスプレイ (淡水/海水)
 - (2) 漏えい緩和
 - a. 使用済燃料プール漏えい緩和
- 1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手順

- (1) 使用済燃料プールの状態監視
 - a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動
 - b. 代替電源による給電
- 1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順
 - (1) 使用済燃料プールの除熱
 - a. 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
 - (a) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
 - (b) 緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保
 - (c) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプ による冷却水(海水)の確保
- 1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順
- 1.11.2.6 重大事故等時の対応手段の選択
- 添付資料1.11.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応表
- 添付資料1.11.2 自主対策設備仕様
- 添付資料1.11.3 対応手段として選定した設備の電源構成図
- 添付資料1.11.4 重大事故対策の成立性
 - 1. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プール注水(淡水/海水)
 - (1) 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイ ヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポン プ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡 水/海水)

- (2) 系統構成
- 2. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プール 注水及びスプレイ(淡水/海水)
 - (1) 代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)と して使用する可搬型代替注水大型ポンプによる送 水(淡水/海水)
- 3. 消火系による使用済燃料プールへの注水
 - (1) 消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水
 - (2) 残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水
- 4. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールスプレイ(淡水/海水)
 - (1) 代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)
- 5. 漏えい緩和
 - (1) 使用済燃料プール漏えい緩和
- 6. 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保
 - (1) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注 水大型ポンプによる送水 (海水)
- 添付資料1.11.5 使用済燃料プールの水位低下と遮蔽水位に関する評価について(1)

- 添付資料1.11.6 使用済燃料プールの水位低下と遮蔽水位に関する評価について(2)
- 添付資料1.11.7 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可 搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールスプレイ (淡水/海水)におけるホース敷設について
- 添付資料1.11.8 解釈一覧
- 添付資料1.11.9 手順のリンク先について

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

【要求事項】

- 1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料(以下「貯蔵槽内燃料体等」という。)を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。
- 2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。
- 2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及 び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこ

れと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

- a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。
- b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。
- 3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、 及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又は これらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。
 - b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。
- 4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。
 - a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。
 - b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合に は、代替電源設備からの給電を可能とすること。

使用済燃料貯蔵槽(以下「使用済燃料プール」という。)の冷却機能又は注 水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により 当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において,使用済燃料プール内の 燃料体又は使用済燃料(以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。)を 冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止するための対処設備を整備する。

また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使 用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の 燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低 減するための対処設備を整備する。

ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

1.11.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

使用済燃料プールの冷却機能を有する設計基準対象施設として,燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系(使用済燃料プールの冷却機能)を設置している。

また,使用済燃料プールの注水機能を有する設備として,残留熱除去系 (残留熱除去系ポンプによる補給機能)及び補給水系を設置している。

これらの冷却及び注水機能が故障等により喪失した場合,又は使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合は,その機能を代替するために,各設計基準対象施設が有する機能,相互関係を明確にした(以下「機能喪失原因対策分析」という。)上で,想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第1.11-1図)。

使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能喪失時,又は使用済燃料 プールの小規模な漏えい発生時において,発生する水蒸気による重大事故 等対処設備への悪影響を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備 を選定する。

使用済燃料プールからの大量の水が漏えいし、使用済燃料プールの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料プールへのスプレイにより使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷を緩和するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。なお、使用済燃料プール内の燃料体等をボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに貯蔵することにより、未臨界は維持される。

使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい若しくは使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時において,使用済燃料プールの水位,水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と 自主対策設備*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全ての プラント状況において使用することは困難である が、プラント状況によっては、事故対応に有効な設 備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第五十四条及び技術基準 規則第六十九条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備 が網羅されていることを確認するとともに,自主対策設備との関係を明確 にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、使用済燃料プールの冷却設備若しくは注

水設備が故障等により機能喪失した場合,使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合,又は使用済燃料プールからの大量の水が漏えいし,使用済燃料プールの水位が維持できない場合を想定する。

設計基準対象施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び審査基準,基準規則からの要求により選定した対応手段と,その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.11-1表に整理する。

- a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料 プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備
- (a) 燃料プール代替注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時に、使用済燃料プールへの 注水により使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽 し、及び臨界を防止する手段がある。

i) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水 ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへ の注水

常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・常設低圧代替注水系ポンプ
- 代替淡水貯槽

- 低圧代替注水系配管・弁
- ・代替燃料プール注水系配管・弁
- 常設スプレイヘッダ
- ・使用済燃料プール
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料給油設備
- ii) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用 した使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- 西側淡水貯水設備
- 代替淡水貯槽
- ・ホース
- · 低圧代替注水系配管 · 弁
- ・代替燃料プール注水系配管・弁
- 常設スプレイヘッダ
- ・使用済燃料プール
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- · 燃料給油設備

なお,注水ライン又は常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料 プールへの注水は,西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽の淡水だけ でなく,海水も利用できる。

iii) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- 代替淡水貯槽
- ・ホース
- ・可搬型スプレイノズル
- ・使用済燃料プール
- 燃料給油設備

なお,可搬型スプレイノズルを使用した使用済燃料プールへの注 水は,代替淡水貯槽の淡水だけでなく,海水も利用できる。

iv) 消火系による使用済燃料プールへの注水

消火系による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・ディーゼル駆動消火ポンプ
- ・ ろ過水貯蔵タンク
- ・多目的タンク
- ・消火系配管・弁・消防用ホース
- 残留熱除去系配管 弁
- · 残留熱除去系 B 系配管 · 弁

- ・燃料プール冷却浄化系配管・弁
- ・使用済燃料プール
- 非常用交流電源設備
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- · 燃料給油設備

(b) 漏えい抑制

使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール水戻り 配管からサイフォン現象による使用済燃料プール水漏えいが発生した場 合に、燃料プール水戻り配管上部に設置する静的サイフォンブレーカに より、静的サイフォンブレーカ下端まで水位が低下した時点で、自動的 にサイフォン現象の継続を防止することで、漏えいを停止する手段があ る。

漏えい抑制で使用する設備は以下のとおり。

静的サイフォンブレーカ

(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料プール代替注水で使用する設備のうち、常設低圧代替注水系ポンプ、代替淡水貯槽、低圧代替注水系配管・弁、代替燃料プール注水系配管・弁、常設スプレイヘッダ、使用済燃料プール、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、西側淡水貯水設備、ホース、可搬型スプレイノズル及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

漏えい抑制で使用する設備のうち、静的サイフォンブレーカは重大 事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査

基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.11.1)

以上の重大事故等対処設備により,使用済燃料プール内の燃料体等 を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・ディーゼル駆動消火ポンプ, ろ過水貯蔵タンク, 多目的タンク, 消火系配管・弁・消防用ホース

耐震性は確保されていないが、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合において、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効である。

(添付資料1.11.2)

- b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備
 - (a) 燃料プールスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料プールへのスプレイにより燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減する手段がある。

- i) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。
 - ・常設低圧代替注水系ポンプ

- 代替淡水貯槽
- ・低圧代替注水系配管・弁
- ・代替燃料プール注水系配管・弁
- 常設スプレイヘッダ
- ・使用済燃料プール
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料給油設備
- ii) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃 料プールへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- 西側淡水貯水設備
- 代替淡水貯槽
- ・ホース
- · 低圧代替注水系配管 · 弁
- ・代替燃料プール注水系配管・弁
- 常設スプレイヘッダ
- ・使用済燃料プール
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備

· 燃料給油設備

なお、常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイは、西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽の淡水だけでなく、海水も利用できる。

- iii) 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。
 - ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
 - 代替淡水貯槽
 - ・ホース
 - 可搬型スプレイノズル
 - ・使用済燃料プール
 - 燃料給油設備

なお,可搬型スプレイノズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイは,代替淡水貯槽の淡水だけでなく,海水も利用できる。

(b) 漏えい緩和

使用済燃料プール内側から漏えいしている場合に、シール材を張り付けたステンレス鋼板を使用済燃料プール開口部付近までロープで吊り下ろし、漏えいするプール水の流れやプールによる水圧を利用して開口部を塞ぐことで漏えいを緩和する手段がある。

この手段では漏えいを緩和できない場合があること,重いステンレス鋼板を使用するため作業効率が悪いことから,今後得られた知見を 参考に、より効果的な漏えい緩和策を取り入れていく。 漏えい緩和で使用する資機材は以下のとおり。

- ・シール材
- •接着剤
- ステンレス鋼板
- 吊り降ろしロープ

(c) 大気への放射性物質の拡散抑制

重大事故等により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に 至った場合において、大気へ放射性物質が拡散するおそれがある場合 は、放水設備により大気への放射性物質の拡散を抑制する手段があ る。

大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)
- ・ホース
- 放水砲
- 燃料給油設備

なお, 大気への放射性物質の拡散抑制の操作手順については,

「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」に て整備する。

(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備

燃料プールスプレイで使用する設備のうち、常設低圧代替注水系ポンプ、代替淡水貯槽、低圧代替注水系配管・弁、代替燃料プール注水系配管・弁、常設スプレイヘッダ、使用済燃料プール、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、西側淡水貯水設備、ホース、可搬型スプレイノズル及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備のうち,可搬型代替 注水大型ポンプ(放水用),ホース,放水砲及び燃料給油設備は重大 事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.11.1)

以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止すること及び放射性物質の放出を 低減することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・シール材,接着剤,ステンレス鋼板,吊り降ろしロープ 漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があり,また,プラントの状況によって使用済燃料プールへのアクセスができない場合があるが,使用できれば漏えいを抑制する手段として有効である。

(添付資料1.11.2)

- c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び 設備
- (a) 使用済燃料プールの監視

重大事故等時において、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための手段がある。

使用済燃料プールの監視で使用する設備(監視計器)は以下のとおり。

- ・使用済燃料プール温度 (SA)
- ・使用済燃料プール水位・温度(SA広域)
- ・使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)
- ・使用済燃料プール監視カメラ(使用済燃料プール監視カメラ用空 冷装置を含む)

(b) 代替電源による給電

全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合において,使用済燃料 プールの状態を監視するため,代替電源設備により使用済燃料プール 監視計器へ給電する手段がある。

代替電源による給電で使用する設備は以下のとおり。

- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 常設代替直流電源設備
- 可搬型代替直流電源設備
- 燃料給油設備

(c) 重大事故等対処設備

使用済燃料プールの監視で使用する設備(監視計器)のうち、使用 済燃料プール温度(SA)、使用済燃料プール水位・温度(SA広 域)、使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 及び使用済燃料プール監視カメラ(使用済燃料プール監視カメラ用空 冷装置を含む)は重大事故等対処設備として位置付ける。

代替電源による給電で使用する設備のうち、常設代替交流電源設備,可搬型代替交流電源設備,常設代替直流電源設備,可搬型代替直流電源設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.11.1)

以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プールの水位、水温 及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測 定することができる。

- d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための 対応手段及び設備
- (a) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱

使用済燃料プールの冷却機能が喪失し、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により代替燃料プール冷却系の電源を確保し、緊急用海水ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプで冷却水を確保することで代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールを除熱する手段がある。

代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱で使用する設備は以下のとおり。

- ・代替燃料プール冷却系ポンプ
- ・使用済燃料プール
- ・スキマサージタンク
- ・代替燃料プール冷却系熱交換器
- ・代替燃料プール冷却系配管・弁
- ・燃料プール冷却浄化系配管・弁
- ・緊急用海水ポンプ
- ・緊急用海水系ストレーナ

- ·緊急用海水系配管 · 弁
- 残留熱除去系海水系配管・弁
- 非常用取水設備
- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- ・ホース
- 常設代替交流電源設備
- 可搬型代替交流電源設備
- 燃料給油設備

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱で使用する設備のうち、代替燃料プール冷却系ポンプ、使用済燃料プール、スキマサージタンク、代替燃料プール冷却系熱交換器、代替燃料プール冷却系配管・弁、燃料プール冷却浄化系配管・弁、緊急用海水ポンプ、緊急用海水系ストレーナ、緊急用海水系配管・弁、残留熱除去系海水系配管・弁、非常用取水設備、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.11.1)

以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プールの冷却機能が 喪失した場合においても、使用済燃料プールを除熱することができ る。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・可搬型代替注水大型ポンプ, ホース

敷地に遡上する津波が発生した場合のアクセスルートの復旧には不確実さがあり、使用できない場合において、使用済燃料プールが沸騰し原子炉建屋原子炉棟内の環境が悪化する前に、可搬型代替注水大型ポンプを用いた代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱を開始できない場合があるが、可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水供給により代替燃料プール冷却系に使用可能であれば、使用済燃料プールを除熱する手段として有効である。

(添付資料 1.11.2)

e. 手順等

上記「a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は 使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備」,

「b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備」,「c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び設備」及び「d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員等**2及び重大事故等対応要員の対応として、「非常時運転手順書II(徴候ベース)」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める(第1.11-1表)。

また,重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する(第1.11-2表,第1.11-3表)。

※2 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運転 操作対応)をいう。

- 1.11.2 重大事故等時の手順
- 1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順
 - (1) 燃料プール代替注水
 - a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン /常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,代替淡水貯槽を水源として常設低圧代替注水系ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。

また、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ実施のための準備作業として、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設、原子炉建屋原子炉棟6階での可搬型スプレイノズル設置、可搬型スプレイノズルとのホース接続等を実施する。本作業は、原子炉建屋原子炉棟内で作業を行うことから、作業環境が悪化する前に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水と同時に本手段に係わる準備を開始する。なお、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉が使用できない場合は、原子炉建屋原子炉棟大物搬入口から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合。

・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報が

発生した場合。

・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見込めない場合。

(b) 操作手順

常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-3図に、タイムチャートを第1.11-4図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a.使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ④発電長は、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプの起動を指示す る。
- ⑤運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプを起動 し、常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約2.0MPa

[gage] 以上であることを確認した後,発電長に報告する。

- ⑥発電長は、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料 プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使 用済燃料プールへの注水の開始を指示する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系系統分離弁の全開操作を実施した後、使用済燃料プール注水ライン流量調整弁を開とし、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、使用済燃料プール水位の上昇及び使用済燃料プール温度の低下により確認する。また、発電長に報告するとともに使用済燃料プール水位を使用済燃料プール水位低レベル以上に維持する。なお、代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による注水ラインを使用した使用済燃料プールへの注水が実施できない場合は、使用済燃料プールスプレイライン元弁の全開操作を実施した後、使用済燃料プール注水ライン流量調整弁を開とし、使用済燃料プールへの注水を実施する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水開始まで15分以内で可能である。

(添付資料1.11.5, 添付資料1.11.6)

b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使 用済燃料プールへの注水(淡水/海水)

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失, 又は使用済燃料プ

ールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽を水源として代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水及び消火系による使用済燃料プールへの注水ができない場合。

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報が発生した場合。
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込め ない場合。

(b) 操作手順

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水手順の概要は以下のとおり。

手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-5図に、タイムチャートを第1.11-6図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 低圧代替注水系配管・弁の接続口への可搬型代替注水中型ポンプ 又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注 水ライン/常設スプレイヘッダ)の接続を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,発電長に代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)で使用する低圧代替注水系配管・弁

- の接続口を報告するとともに重大事故等対応要員に可搬型代替注 水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プー ル注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッダ) を使用した使用済 燃料プールへの注水準備開始を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設 スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始 を指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水に必要な電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑥発電長は、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設 スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水の系統構 成を指示する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて,使用済燃料プール注水ライン流量調整弁を開とする。
 - また、中央制御室からの遠隔操作により開できない場合は、運

転員等は原子炉建屋原子炉棟にて、現場手動操作により使用済燃料プール注水ライン流量調整弁を開とする。なお、代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による注水ラインを使用した使用済燃料プールへの注水が実施できない場合は、使用済燃料プールスプレイライン元弁の全開操作を実施した後、使用済燃料プール注水ライン流量調整弁を開とし、使用済燃料プールへの注水を実施する。

- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又は 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ラ イン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注 水の原子炉建屋原子炉棟内の系統構成が完了したことを報告す る。
- ⑨重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水準備が完了したことを報告する。
- ⑩災害対策本部長代理は、発電長に代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を報告するとともに重大事故等対応要員に代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプの起動を指示する。
- ①重大事故等対応要員は、代替燃料プール注水系(注水ライン/常 設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又 は可搬型代替注水大型ポンプを起動した後、原子炉建屋西側接続

- 口,原子炉建屋東側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口 の弁の全開操作を実施し,送水開始について災害対策本部長代理 に報告する。また,災害対策本部長代理は,発電長に報告する。
- ②発電長は、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設 スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水が開始さ れたことの確認を指示する。
- ③運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位・温度により確認し、発電長に報告するとともに使用済燃料プール水位を使用済燃料プール水位低レベル以上に維持する。
- ④発電長は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水が開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水中型ポンプ 又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ラ イン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水開 始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【中央制御室からの操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】(水源:代替淡水貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、215分以内で可能である。

【中央制御室からの操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プー

ルへの注水の場合)】(水源:西側淡水貯水設備)

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,140分以内で可能である。

【現場操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の 場合)】(水源:代替淡水貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、215分以内で可能である。

【現場操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の 場合)】(水源:西側淡水貯水設備)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能である。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】(水源:代替淡水貯槽)

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能である。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】(水源:西側淡水貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、320分以内で可能である。

【現場操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの 注水の場合)】(水源:代替淡水貯槽)

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能である。

【現場操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの 注水の場合)】(水源:西側淡水貯槽) ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また,車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトを用いる ことで,暗闇における作業性についても確保している。

(添付資料1.11.4, 添付資料1.11.5, 添付資料1.11.6)

- c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を優先して使用するが,代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)の機能が喪失した場合は,代替淡水貯槽を水源として代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。
- (a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至った場合。
 - ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報が発 生した場合。
 - ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込め

ない場合。

ただし、使用済燃料プールエリアへアクセスできる場合。

(b) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-7図に、タイムチャートを第1.11-8図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型 スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水の準備開 始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水の準備として、可搬型代替注水大型ポンプの配置、及び原子炉建屋原子炉棟6階に可搬型スプレイノズルの設置を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料 プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水の準備開始を指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール注水系(可搬型スプ

- レイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑥発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水の準備が完了したことを報告する。
- ⑦重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水の準備として、可搬型代替注水大型ポンプを配置するとともに、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉から原子炉建屋原子炉棟6階までホースの敷設を行い、原子炉建屋原子炉棟6階にて可搬型スプレイノズルを設置しホースと接続する。原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉が使用できない場合は、原子炉建屋原子炉棟大物搬入口から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設を実施する。
- ⑧重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水の準備が完了したことを報告する。
- ⑨災害対策本部長代理は、発電長に代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を報告するとともに重大事故等対応要員に代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプの起動を指示する。
- ⑩重大事故等対応要員は、代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイ ノズル) として使用する可搬型代替注水大型ポンプを起動し、ホ

- ース内の水張りを実施した後,代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプより送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また,災害対策本部長代理は,発電長に報告する。
- ①発電長は、運転員等に代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノ ズル)を使用した使用済燃料プールへの注水が開始されたことの 確認を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位・温度により確認し、発電長に報告する。
- ③発電長は、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水 系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注 水が開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】(水源:代替淡水 貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、435分以内で可能である。

【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】 (水源:代替淡水 貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応

要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるよ う、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。代替 燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代 替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分 な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(添付資料 1.11.4, 添付資料 1.11.5, 添付資料 1.11.6, 添付資料 1.11.7)

d. 消火系による使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源としてディーゼル駆動消火ポンプにより消防用ホース又は残留熱除去系B系ラインを経由して使用済燃料プールへ注水する。

(a) 手順着手の判断基準

【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による使用済燃料プールへの注水ができず、消火系が使用可能な場合*1。ただし、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合及び使用済燃料プールエリアへアクセスできる場合。

・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報が発 生した場合。

- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見込め ない場合。
- ※1:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵タンク又は 多目的タンク)が確保されている場合。

【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】 以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる代 替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による使用 済燃料プールへの注水ができず、消火系が使用可能な場合*2。ただし、 重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生し ていない場合及び使用済燃料プールエリアへアクセスができない場 合。

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報が発 生した場合。
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見込め ない場合。
- ※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵タンク又は 多目的タンク)が確保されている場合。

(b) 操作手順

消火系による使用済燃料プールへの注水手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-9図に、タイムチャートを第1.11-10図に示す。

【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に消火系(消火をからの消防用ホース接続)による使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。

- ②運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プール水位が視認できることを確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、消火系(消火栓からの消防用ホース接続)による使用済燃料プールへの注水に必要なポンプ及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ④運転員等は原子炉建屋原子炉棟5階又は原子炉建屋原子炉棟6階の 消火栓から使用済燃料プールまで消防用ホースの敷設を行い,手 すり等に固縛し、固定する。
- ⑤発電長は、運転員等に消火系(消火栓からの消防用ホース接続) による使用済燃料プールへの注水準備のため、ディーゼル駆動消 火ポンプの起動を指示する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて、ディーゼル駆動消火ポンプを起動 し、消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力指示値が約0.79MPa [gage] 以 上であることを確認する。
- ⑦発電長は、運転員等に消火系 (消火栓からの消防用ホース接続) による使用済燃料プールへの注水の開始を指示する。
- ⑧運転員等は原子炉建屋原子炉棟5階又は原子炉建屋原子炉棟6階に て、消火系(消火栓からの消防用ホース接続)による使用済燃料 プールへの注水を開始する。
- ⑨運転員等は中央制御室にて、消火系(消火栓からの消防用ホース接続)による使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位・温度により

確認し,発電長に報告する。

- ⑩運転員等は原子炉建屋原子炉棟5階又は原子炉建屋原子炉棟6階にて、消火栓により使用済燃料プール水位を使用済燃料プール水位 低レベル以上に維持する。
- 【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】
 - ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に消火系(残留熱除去系ライン)による使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a.使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、消火系(残留熱除去系ライン)による使用済燃料プールへの注水に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ④運転員等はタービン建屋にて、補助ボイラ冷却水元弁の全閉操作 を実施する。
- ⑤発電長は、運転員等に消火系(残留熱除去系ライン)による使用 済燃料プールへの注水準備のため、ディーゼル駆動消火ポンプの 起動を指示する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて、ディーゼル駆動消火ポンプを起動 し、消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力指示値が約0.79MPa [gage] 以 上であることを確認する。
- ⑦発電長は、運転員等に消火系(残留熱除去系ライン)による使用

済燃料プールへの注水開始を指示する。

- ⑧運転員等は中央制御室にて,残留熱除去系B系消火系ライン弁の 全開操作を実施する。
- ⑨運転員等は原子炉建屋原子炉棟3階にて,残留熱除去系B系燃料 プール冷却浄化系ライン隔離弁の全開操作を実施する。
- ⑩運転員等は原子炉建屋原子炉棟4階にて、残留熱除去系使用済燃料プールリサイクル弁の全開操作を実施し、消火系(残留熱除去系ライン)による使用済燃料プールへの注水を開始する。
- ①運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、残留熱除去系系統流量指示値の上昇及び使用済燃料プール水位・温度により確認し、発電長に報告する。
- ②運転員等は原子炉建屋原子炉棟4階にて、残留熱除去系使用済燃料プールリサイクル弁により使用済燃料プールの水位を使用済燃料プール水位低レベル以上に維持する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから消火系による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)4名及び重大事故等対応 要員1名にて作業を実施した場合,60分以内で可能である。

【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名にて作業を実施した場合、105分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明

及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

(添付資料1.11.4, 添付資料1.11.5, 添付資料1.11.6)

- 1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順
 - (1) 燃料プールスプレイ
 - a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイ イヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

なお、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)実施のための準備作業として、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設、原子炉建屋原子炉棟6階での可搬型スプレイノズル設置及び可搬型スプレイノズルとのホース接続等を実施する。本作業は、原子炉建屋原子炉棟内で作業を行うことから、作業環境が悪化する前に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水と同時に本手段に係わる準備を開始する。また、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉が使用できない場合は、原子炉建屋原子炉棟大物搬入口から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以

下のいずれかの状況に至った場合。

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下を使用済燃料 プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合。

(b) 操作手順

常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-11図に、タイムチャートを第1.11-12図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ④運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプによる代 替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用 した使用済燃料プールへの注水又は可搬型代替注水中型ポンプ若

しくは可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水を実施している場合は、使用済燃料プール注水ライン流量調整弁及び使用済燃料プール注水ライン元弁の全閉操作を実施する。

- ⑤運転員等は中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプを起動し、常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約2.0MPa 「gage」以上であることを確認する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて,常設低圧代替注水系系統分離弁及び 使用済燃料プールスプレイライン元弁の全開操作を実施する。
- ⑦発電長は、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料 プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プー ルへのスプレイの開始を指示する。
- ⑧運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プール注水ライン流量調整弁を開とし、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位・温度により確認した後、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始まで15分以内で可能である。

b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プー ルへのスプレイ(淡水/海水) 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、西側淡水貯水設備又は代替淡水貯槽を水源として可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

(a) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイができない場合。

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下を使用済燃料 プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合。

(b) 操作手順

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-13図に、タイムチャートを第1.11-14図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 低圧代替注水系配管・弁の接続口への代替燃料プール注水系(常 設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又 は可搬型代替注水大型ポンプの接続を依頼する。

- ②災害対策本部長代理は、発電長に代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)で使用する低圧代替注水系配管・弁の接続口を報告するとともに重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッ ダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示 する。
- ④運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a.使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要な電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑥発電長は、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッ ダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの系統構成を指示 する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて,常設低圧代替注水系ポンプによる代

替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水又は可搬型代替注水中型ポンプ若しくは可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水を実施している場合は、使用済燃料プール注水ライン元弁の全閉操作を実施する。

- ⑧運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールスプレイライン元 弁の全開操作を実施した後、使用済燃料プール注水ライン流量調 整弁を開とする。
- ⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの原子炉建屋原子炉棟内の系統構成が完了したことを報告する。
- ⑩重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備が完了したことを報告する。
- ①災害対策本部長代理は、発電長に代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を報告するとともに重大事故等対応要員に代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプの起動を指示する。
- ②重大事故等対応要員は、代替燃料プール注水系(常設スプレイへッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替

注水大型ポンプを起動した後,原子炉建屋西側接続口,原子炉建 屋東側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口の弁の全開操 作を実施し,送水開始について災害対策本部長代理に報告する。 また,災害対策本部長代理は,発電長に報告する。

- ③発電長は、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッ ダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイが開始されたこと の確認を指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位・温度により確認し、発電長に報告する。
- ⑤発電長は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水中型ポンプ 又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設ス プレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始までの 必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】 (水源:代替淡水貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、215分以内で可能である。

【高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

(水源:西側淡水貯水設備)

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合,140分以内で可能である。

【原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】 (水源:代替淡水貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、535分以内で可能である。

【原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】(水源:西側淡水貯水設備)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、320分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(常設スプレイ ヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注 水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作 業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(添付資料1.11.4)

c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールへのスプレイ (淡水/海水)

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより,使用済燃料プール の水位が異常に低下し,燃料プール代替注水設備による注水を実施して も水位を維持できない場合に,常設スプレイヘッダを優先して使用する が、常設スプレイヘッダの機能が喪失した場合は、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

(a) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、常設スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、使用済燃料プールエリアへアクセスできる場合。

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下を使用済燃料 プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合。

(b) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第1.11-7図に、タイムチャートを第1.11-8図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型 スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準 備開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備として、可搬型代替注水大型ポンプの配置、及び原子炉建屋原子炉棟6階に可搬

型スプレイノズルの設置を指示する。

- ③発電長は、運転員等に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料 プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑥発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備が完了したことを報告する。
- ②重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備として、可搬型代替注水大型ポンプを配置するとともに、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉から原子炉建屋原子炉棟6階までホースの敷設を行い、原子炉建屋原子炉棟6階にて可搬型スプレイノズルを設置しホースと接続する。原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉が使用できない場合は、原子炉建屋原子炉棟大物搬入口から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設を実施する。

- ⑧重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備が完了したことを報告する。
- ⑨災害対策本部長代理は、発電長に代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を報告するとともに重大事故等対応要員に代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプの起動を指示する。
- ⑩重大事故等対応要員は、代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプを起動し、ホース内の水張りを実施した後、代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプより送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代理は、発電長に報告する。
- ①発電長は、運転員等に代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノ ズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイが開始されたこ との確認を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プール水位・温度により確認し、発電長に報告する。
- ③発電長は、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水 系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのス プレイが開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。
- (c) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】 (水源:代替淡水 貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、435分以内で可能である。

【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】 (水源:代替淡水 貯槽)

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、370分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるよ う、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。代替 燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代 替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分 な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(添付資料1.11.4, 添付資料1.11.7)

(2) 漏えい緩和

a. 使用済燃料プール漏えい緩和

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいが発生した場合において, あらかじめ準備している漏えい抑制のための資機材を用いて,使用済燃 料プール内側からの漏えいを緩和する。

(a) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、使用済燃料プールエリアへアクセスできる場合。

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下を使用済燃料 プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合。

(b) 操作手順

使用済燃料プールからの漏えい緩和の手順の概要は以下のとおり。 手順の対応フローを第1.11-2図に、タイムチャートを第1.11-15図に 示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 資機材を用いた使用済燃料プールからの漏えい緩和措置の開始を 依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に資機材を用いた使 用済燃料プールからの漏えい緩和措置を指示する。
- ③発電長は、運転員等に資機材を用いた使用済燃料プールからの漏 えい緩和措置のための準備開始を指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できることを確認する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて, 資機材を用いた使用済燃料プールか

らの漏えい緩和措置に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。

- ⑥重大事故等対応要員は原子炉建屋原子炉棟6階にて、ステンレス 鋼板にシール材を接着させ、吊り降ろしロープを取り付けた後、 貫通穴付近まで吊り下げ、手すり等に固縛・固定し、漏えい緩和 措置が完了したことを災害対策本部長代理に報告する。また、災 害対策本部長代理は、発電長に報告する。
- ⑦発電長は、運転員等に資機材を用いた使用済燃料プールからの漏 えい緩和措置が完了したことの確認を指示する。
- ⑧運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プールからの漏えい量が 減少したことを使用済燃料プール監視カメラ及び使用済燃料プー ル水位にて確認し、発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから使用済燃料プールからの漏えい緩和措置完了まで150分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明 及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.11.4)

1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手順使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料プールからの大量の水の漏えいが発生した場合,使用済燃料プール監視計器の環境条件は,使用済燃料プール水の沸騰による蒸散が継続し,高温(大気圧下のため100℃を超えることはない。),高湿度の環境が考えられるが,監視計器の構造及び位置により事

故時環境下においても使用できる。

なお,使用済燃料プール監視カメラについては,耐環境性向上のため冷気 を供給することで冷却する。

使用済燃料プールの監視は、想定される重大事故等時においては、これらの計器を用いることで変動する可能性のある範囲にわたり監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で使用済燃料プールの水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。

また、使用済燃料プールの温度、水位及び上部の空間線量率の監視設備並びに監視カメラは、常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池及び可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から給電され、使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置は、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車から給電することにより、使用済燃料プールの監視を実施する。

(1) 使用済燃料プールの状態監視

通常時の使用済燃料プールの状態監視は、使用済燃料プール水位、燃料プール冷却浄化系ポンプ入口温度、使用済燃料プール温度、燃料取替フロア燃料プールエリア放射線モニタ、原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ及び原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタにより実施する。

重大事故等時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料プール水位・温度(SA広域)、使用済燃料プール温度(SA)、使用済燃料プール温度(SA)、使用済燃料プール監視カメラ(使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む)により、使用済燃料プールの水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。上記の

重大事故等対処設備である監視計器は、常設設備であり可搬型設備を必要 としない。また、通常時から常時監視が可能な設備であり、継続的に監視 を実施する。

燃料取替フロア燃料プールエリア放射線モニタ及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価(使用済燃料配置変更ごとに行う空間線量率評価)し把握した水位と放射線線量率の相関(減衰率)関係により使用済燃料プールの空間線量率を推定する。

- a. 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動
- (a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合。

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報が 発生した場合。
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見込めない場合。

(b) 操作手順

使用済燃料プールの状態監視に必要な使用済燃料プール監視カメラ 用空冷装置の起動手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.11-2図に、概要図を第1.11-16図に、タイムチャートを第1.11-17図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に使用済燃料 プール監視カメラ用空冷装置の起動準備を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて,使用済燃料プール監視カメラにて使 用済燃料プールが視認できること及び使用済燃料プール監視カメ ラ用空冷装置起動に必要なコンプレッサ,電動弁及び監視計器の

電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。

- ③運転員等は中央制御室にて、使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置出口弁の全開操作後、使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を起動する。
- ④運転員等は中央制御室にて,使用済燃料プール監視カメラの状態 に異常がないことを確認する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動まで7分以内で可能である。

b. 代替電源による給電

全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合,使用済燃料プールの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順を整備する。

代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

- 1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するため の対応手順
 - (1) 使用済燃料プールの除熱
 - a. 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱

設計基準対象施設である燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系(使用済燃料プール水の冷却及び補給)による使用済燃料プールの除熱ができず,使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備として使用する可

搬型代替低圧電源車により代替燃料プール冷却系の電源を確保し、緊急用海水系又は代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより冷却水を確保することで、代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱を実施する。なお、使用済燃料プールの水位がオーバーフロー水位付近でない場合は、「1.11.2.1(1) 燃料プール代替注水」又は「1.11.2.2(1) 燃料プールスプレイ」と同様の手順により使用済燃料プール水位をオーバーフロー水位付近とする。また、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車に関する手順等は

「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

- (a) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
 - i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの冷却機能が喪失し、代替燃料プール冷却系が 使用可能な場合*1。

※1:設備に異常がなく、電源、水源(スキマサージタンク)及び緊急用海水系又は可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水が確保されている状態。

ii) 操作手順

代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱手順の概要 は以下のとおり。手順の対応フローを第1.11-2図に、概要図を第 1.11-18図に、タイムチャートを第1.11-19図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱の準備開始を 指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて, 「1.11.2.3(1) a. 使用済燃料プ

- ール監視カメラ用空冷装置起動」手順により使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置の起動が完了していること及び使用 済燃料プール監視カメラにて使用済燃料プールが視認できる ことを確認する。
- ③運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認するとともに、冷却水が確保されていることを確認する。
- ④発電長は、運転員等に代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱の系統構成を指示する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて、燃料プール冷却浄化系入口隔離 弁の全閉操作を実施する。
- ⑥運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系ポンプ入口弁及び代替燃料プール冷却系熱交換器出口弁の全開操作を 実施する。
- ⑦発電長は、運転員等に代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱を指示する。
- ⑧運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系ポンプ**² を起動し、使用済燃料プールの除熱が開始されたことを使用 済燃料プール温度の低下により確認した後、発電長に報告する。
 - ※2:代替燃料プール冷却系は、燃料プール冷却浄化系又は残留熱除去系(使用済燃料プール水の冷却及び補給)が復旧した場合に、代替燃料プール冷却系を停止し、燃料プール冷却浄化系又は残留熱除去系(使用済燃料プール水

の冷却及び補給)により使用済燃料プールの冷却を実施する。なお、使用済燃料プール内の燃料体等から発生する崩壊熱により、燃料プール冷却浄化系又は残留熱除去系(使用済燃料プール水の冷却及び補給)を選択し、使用済燃料プールの冷却を実施する。ただし、燃料プール冷却浄化系は非常用電源設備が復旧した場合に、使用済燃料プールの冷却に用いる。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱開始まで15分以内で可能である。

(添付資料1.11.5, 添付資料1.11.6)

- (b) 緊急用海水系による冷却水(海水)の確保
 - i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの冷却機能が喪失し、使用済燃料プールの温度 が上昇していることを確認した場合。

ii) 操作手順

緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保手順の概要は以下のとおり (緊急用海水系A系による冷却水 (海水) の送水手順を示す。緊急用海水系B系による冷却水 (海水) の送水手順も同様。)。手順の対応フローを第1.11-2回に,概要図を第1.11-20回に,タイムチャートを第1.11-21回に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に緊急用 海水系による冷却水確保の準備開始を指示する。
- ②運転員等は中央制御室にて、緊急用海水系による冷却水の確

保に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。

- ③発電長は,運転員等に緊急用海水系による冷却水確保の系統 構成を指示する。
- ④運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系熱交換器 冷却水出ロライン切替え弁(A)の全開操作を実施する。
- ⑤運転員等は中央制御室にて,緊急用海水ポンプ室空調機を起動する。
- ⑥発電長は,運転員等に緊急用海水ポンプ(A)の起動を指示する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて,緊急用海水ポンプ(A)を起動 し,発電長に報告する。
- ⑧発電長は,運転員等に緊急用海水系による冷却水の供給を指示する。
- ⑨運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系熱交換器 冷却水供給流量調節弁を調整開とし、緊急用海水系流量(代 替燃料プール冷却系熱交換器)の流量上昇を確認した後、発 電長に報告する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急用海水系による冷却水の供給開始まで20分以内で可能である。

- (c) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプ による冷却水(海水)の確保
 - i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの冷却機能が喪失し、使用済燃料プールの温度 が上昇していることを確認した場合で、緊急用海水系が使用できな い場合。

ii) 操作手順

代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保手順の概要は以下のとおり(代替燃料プール冷却系東側接続口,代替燃料プール冷却系西側接続口,代替残留熱除去系海水系西側接続口を使用した手順は,手順⑨以外は同様。)。手順の対応フローを第1.11-2図に,概要図を第1.11-22図に,タイムチャートを第1.11-23図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保の準備開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、プラントの被災状況に応じて代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保のため、水源からの接続口を決定し、発電長に使用する代替燃料プール冷却系の接続口を報告する。なお、代替燃料プール冷却系の接続口は、各作業時間(出動準備、移動、代替淡水貯槽蓋開放、ポンプ設置、ホース敷設、西側接続口蓋開放、ホース接続及び送水準備)を考慮し、送水開始までの時間が最短となる代替燃料プール冷却系東側接続口を優先する。
- ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保のため,使用する水源から代替燃料プール冷却系の

接続口を指示する。

- ④重大事故等対応要員は、代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプを海に配置し、可搬型代替注水 大型ポンプ付属の水中ポンプユニットを設置する。
- ⑤重大事故等対応要員は、海から代替燃料プール冷却系の接続 口までホースの敷設を実施する。
- ⑥発電長は、運転員等に代替燃料プール冷却系として使用する 可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保の準備開始を指 示する。
- ⑦運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保に必要な電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑧発電長は,運転員等に代替燃料プール冷却系として使用する 可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保の系統構成を指 示する。
- ⑨ "代替燃料プール冷却系東側接続口又は代替燃料プール冷却系 西側接続口を使用した冷却水(海水)確保の場合 運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系熱交換器 冷却水供給流量調節弁が全閉していることを確認する。
- ⑨ b代替残留熱除去系海水系西側接続口を使用した冷却水(海水)確保の場合
 - 運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系熱交換器 冷却水供給流量調節弁の全開操作を実施する。
- ⑩運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系熱交換器

冷却水出口ライン切替え弁(A)又は代替燃料プール冷却系 熱交換器冷却水出口ライン切替え弁(B)の全開操作を実施 する。

- ①重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水確保の準備が完了したことを報告する。
- ②災害対策本部長代理は,発電長に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水の送水開始を報告するとともに重大事故等対応要員に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプの起動を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、代替燃料プール冷却系西側接続口、 代替燃料プール冷却系東側接続口又は代替残留熱除去系海水 系西側接続口の弁が全閉していることを確認した後、代替燃 料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプを 起動し、ホース内の水張り及び空気抜きを実施する。
- ④重大事故等対応要員は、ホース内の水張り及び空気抜きが完了した後、代替燃料プール冷却系西側接続口、代替燃料プール冷却系東側接続口又は代替残留熱除去系海水系西側接続口の弁の全開操作を実施し、代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代理は、発電長に報告する。
- ⑤発電長は、運転員等に代替燃料プール冷却系として使用する 可搬型代替注水大型ポンプにより冷却水の供給が開始された

ことを確認するように指示する。

- ⑩運転員等は中央制御室にて、代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより冷却水の供給が開始されたことを緊急用海水系流量(代替燃料プール冷却系熱交換器)の流量上昇により確認し、発電長に報告する。
- ①発電長は,災害対策本部長代理に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより冷却水の供給が開始されたことを報告する。
- ®災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプの回転数を制御するように指示する。
- ⑨重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ付きの圧力計にて圧力指示値を確認し、代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプの回転数を制御し、災害対策本部長代理に報告する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから代替燃料プール冷却系と して使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水の供給開始ま での必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【代替燃料プール冷却系東側接続口を使用した冷却水 (海水)確保の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能であ る。

【代替燃料プール冷却系西側接続口を使用した冷却水(海水)確保

の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(添付資料1.11.4)

1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制手順については,「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。

西側淡水貯水設備及び代替淡水貯槽への水の補給手順並びに水源から接続口までの可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプによる送水手順については,「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池又は可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による常設低圧代替注水系ポンプ,代替燃料プール冷却系ポンプ,緊急用海水ポン

プ,電動弁及び監視計器への電源供給手順並びに常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車,非常用交流電源設備,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプへの燃料給油手順については,「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順については,「1.15 事故 時の計装に関する手順等」にて整備する。

1.11.2.6 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.11-24図に示す。

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料プール水の漏えいが発生した場合は,使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報の発生により事象を把握するとともに,使用済燃料プール水位・温度(SA広域),使用済燃料プール温度(SA),使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ)及び使用済燃料プール監視カメラにて状態の監視を行う。

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料プール水の漏えいが発生し,使用済燃料プールの水位低下が確認された場合は,常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水を実施する。常設低圧代替注水系ポンプが使用できない場合は,消火系による使用済燃料プールへの注水、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プールを使用済燃料プールへの注水又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水を実

施する。

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水手段については、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水手段と同時並行で準備する。

また、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水、消火系による使用済燃料プールへの注水、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水及び可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プールに水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールでによる代替燃料プールで変速がある。

なお,消火系による使用済燃料プールへの注水は,重大事故等へ対処する ために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合に実施する。

燃料プール代替注水設備による使用済燃料プールへの注水ができない場合 又は燃料プール代替注水設備による使用済燃料プールへの注水を実施しても 使用済燃料プールの水位の低下が継続する場合は、漏えい量が緩和できればそ の後の対応に余裕が生じることから、漏えい緩和を実施する。ただし、漏えい 緩和には不確定要素が多いことから、常設低圧代替注水系ポンプによる代替 燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの スプレイを実施する。常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水 系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プール注水 系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールであ よる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施する。使用済燃料プールへのスプレイが実施できない場合は、大気への放射性物質の拡散を抑制するための対応を実施する。

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイ ノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ手段については、常設低 圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を 使用した使用済燃料プールへのスプレイ手段と同時並行で準備する。

使用済燃料プール冷却機能の喪失により使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車により代替燃料プール冷却系の電源を確保し、緊急用海水系又は代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより冷却水の確保及び燃料プール代替注水により使用済燃料プール水位をオーバーフロー水位付近とすることで、代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱を実施する。

第1.11-1表 機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/7)

分類	機能喪失を想定する	対応	対処設備		手順書
使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の	設計基準対象施設	手 ン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水段 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライ	常設低圧代替注水系ポンプ 代替淡水貯槽*1 低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 常設スプレイヘッダ 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備*2 可搬型代替交流電源設備*2 、 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
- 喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 (使用済燃料プール水 の冷却及び補給)	水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注	可搬型代替注水中型ポンプ** ¹ 可搬型代替注水大型ポンプ** ¹ 西側淡水貯水設備* ¹ 代替淡水貯槽* ¹ 代本 ス 低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 常設スプール 常設 科 プール 常設 代替 交流電源 設備 ** ² 可搬型代替交流電源 設備 ** ² 燃料給油設備 ** ² 燃料給油設備 ** ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/7)

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順書
使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は:	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 (使用済燃料プール水 の冷却及び補給)	(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系	可搬型代替注水大型ポンプ** ¹ 代替淡水貯槽* ¹ ホース 可搬型スプレイノズル 使用済燃料プール 燃料給油設備* ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時		(消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)消火系による使用済燃料プールへの注水	ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク*1 多目的タンク*1 消火系配管・弁・消防用ホース 使用済燃料プール	自主対策設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

%1: 手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。 %2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 %3: 静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/7)

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順書
使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は4	燃料プール冷却浄化系 残留熱除去系 (使用済燃料プール水 の冷却及び補給)	(残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合)消火系による使用済燃料プールへの注水	ディーゼル駆動消火ポンプ ろ過水貯蔵タンク*1 多目的タンク*1 消火系配管・弁 残留熱除去系配管・弁 残留熱除去系 B 系配管・弁 残留熱除去系 B 系化系配管・弁 性用済燃料プール 非常用交流電源設備*2 常設代替交流電源設備*2 常設代付替交流電源設備*2 燃料給油設備*2 燃料給油設備*2	自主対策設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書
は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時		漏えい抑制	静的サイフォンブレーカ	重大事故等対策設備	_*3

※1:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/7)

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順書
使用済燃料プー		スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設	常設低圧代替注水系ポンプ代替淡水貯槽*1低圧代替注水系配管・弁代替燃料プール注水系配管・弁常設スプレイヘッダ使用済燃料プール常設代替交流電源設備*2可搬型代替交流電源設備*2燃料給油設備*2燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
- ルからの大量の水の漏えい発生時	_	注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール	可搬型代替注水中型ポンプ*1 可搬型代替注水大型ポンプ*1 西側淡水貯水設備*1 代替淡水貯槽*1 ホース 低圧代替注水系配管・弁 代替燃料プール注水系配管・弁 常設スプレイヘッダ 使用済燃料プール 常設代替交流電源設備*2 可搬型代替交流電源設備*2 、燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2:手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (5/7)

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順書
使用済燃料プールからの大量の	_	(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系	可搬型代替注水大型ポンプ*1 代替淡水貯槽*1 ホース 可搬型スプレイノズル 使用済燃料プール 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
水の漏えい発生時		漏えい緩和	シール材 接着剤 ステンレス鋼板 吊り降ろしロープ	自主対策設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
	国に O. ハアル 「1 12 香土・	大気への放射性物質の拡散抑制	可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)**4 ホース 放水砲** ⁴ 燃料給油設備** ²	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 重大事故等対策要領

※1:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (6/7)

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順書
重大事故等時におけるは	使用済燃料プール水位 燃料プール冷却浄化系 ポンプ入口温度 使用済燃料プール温度 使用済燃料プール温度 燃料取替フロア燃料ニタ 原子炉建屋換気系燃料 取替床排気ダクト放射 線モニタ 原子炉建屋換気系排気 ダクト放射線モニタ	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プールエリア放射線 モニタ (高レンジ・低レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ 用空冷装置を含む)	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
る使用済燃料プールの監視	_	代替電源による給電	常設代替交流電源設備*2 可搬型代替交流電源設備*2 常設代替直流電源設備*2 可搬型代替直流電源設備*2 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領

※1:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (7/7)

分類	機能喪失を想定する 設計基準対象施設	対応 手段	対処設備		手順書
使用済燃料プールから発生す	燃料プール冷却浄化系	代替燃料プール冷却系によ	代替燃料プール冷却系ポンプ 使用済燃料プール スキマサージタンク 代替燃料プール冷却系熱交換器 代替燃料プール冷却系配管・弁 燃料プール冷却浄化系配管・弁 緊急用海水系ストレーナ 緊急用海水系配管・弁 残留熱除去系海水 残留熱除去系海水 環常用取水設備 常設代替交流電源設備*2 可搬型代替交流電源設備*2 可搬型代替交流電源設備*2 「搬型代替交流電源設備*2	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」
発生する水蒸気による悪影響の防止	(使用済燃料プール水の冷却及び補給)	ル冷却系による使用済燃料プールの除熱	可搬型代替注水大型ポンプホース	自主対策設備	

※1:手順については「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:静的サイフォンブレーカは、操作及び確認を必要としないため、手順書として整備しない。

第1.11-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧(1/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)			
の対応手順 (1) 燃料プール代替注水 a. 常設低圧代替注水	7.47.6 7.77					
	判	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ			
	判断基準	電源	緊急用メタルクラッド開閉装置(以下「メタルクラッド開閉装置」を「M/ C」という。)電圧 緊急用パワーセンタ(以下「パワーセンタ」を「P/C」という。)電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧			
		水源の確保	代替淡水貯槽水位			
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール温度(SA) 使用済燃料プール温度 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダク ト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ			
		補機監視機能	使用済燃料プール水位低 警報 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力 低圧代替注水系使用済燃料プール流量 (常設ライン用)			
		水源の確保	代替淡水貯槽水位			

監視計器一覧 (2/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)				
の対応手順 (1) 燃料プール代替注水 b. 可搬型代替注水中							
	判断基準	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ				
		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧				
		水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位				
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
		補機監視機能	低圧代替注水系使用済燃料プール流量 (常設ライン用) 低圧代替注水系使用済燃料プール流量 (可搬ライン用)				
		水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位				

監視計器一覧 (3/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)				
の対応手順 (1) 燃料プール代替注水 c. 可搬型代替注水ナ	1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プール代替注水 c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)						
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧				
		水源の確保	代替淡水貯槽水位				
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダク ト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
		水源の確保	代替淡水貯槽水位				

監視計器一覧 (4/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)				
1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時,又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プール代替注水 d.消火系による使用済燃料プールへの注水							
非常時運転手順書 II (徴候ベース)	判断基準	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
		電源	M/C 2D電圧 P/C 2D電圧 緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 直流125V主母線盤2B電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧				
「使用済燃料プール制御」		水源の確保	ろ過水貯蔵タンク水位				
AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
		補機監視機能	消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力 残留熱除去系系統流量				
		水源の確保	ろ過水貯蔵タンク水位				

監視計器一覧 (5/12)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)				
(1) 燃料プールスプレイ a. 常設低圧代替注水	1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プールスプレイ a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料 プールへのスプレイ						
	判断基準	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広 域) 使用済燃料プール監視カメラ				
		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧				
		水源の確保	代替淡水貯槽水位				
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダク ト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
		補機監視機能	低圧代替注水系使用済燃料プール流量 (常設ライン用) 常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力				
		水源の確保	代替淡水貯槽水位				

監視計器一覧 (6/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)
(1) 燃料プールスプレイ b. 可搬型代替注水中	型ポンフ	て量の水の漏えい発生時の対応手順 プ又は可搬型代替注水大型ポンプによ 5燃料プールへのスプレイ(淡水/海	る代替燃料プール注水系(常設スプレイ 水)
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制	判断基準	電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧 M/C 2 D電圧 P/C 2 D電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧
御」		水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位
AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール温度(SA) 使用済燃料プール水位・温度(SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ
		補機監視機能	低圧代替注水系使用済燃料プール流量 (常設ライン用) 低圧代替注水系使用済燃料プール流量 (可搬ライン用)
		水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位

監視計器一覧 (7/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)				
(1) 燃料プールスプレイ	マ型ポンフ		型スプレイノズル)を使用した使用済燃				
	判断基準	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダク ト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
非常時運転手順書 II (徴候ベース)		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧				
「使用済燃料プール制御」		水源の確保	代替淡水貯槽水位				
AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダク ト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ				
		水源の確保	代替淡水貯槽水位				

監視計器一覧 (8/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1.11.2.2 使用済燃料プール (2) 漏えい緩和 a.使用済燃料プール		て量の水の漏えい発生時の対応手順 受和	
	判断基準	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書		電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧
	操 作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ) 燃料取替フロア燃料プールエリア放射 線モニタ 原子炉建屋換気系燃料取替床排気ダクト放射線モニタ 原子炉建屋換気系排気ダクト放射線モニタ

監視計器一覧 (9/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1.11.2.3 重大事故等時にま (1) 使用済燃料プールの制 a.使用済燃料プール	犬態監視	月済燃料プールの監視のための対応手 マラ用空冷装置起動	順
	判断基准	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広 域) 使用済燃料プール監視カメラ
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書	· 基準	電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧
	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ

監視計器一覧 (10/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)					
(1) 使用済燃料プールの a. 代替燃料プール冷	余熱 分却系によ	Eする水蒸気による悪影響を防止する こる使用済燃料プールの除熱 こよる使用済燃料プールの除熱	ための対応手順					
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ スキマサージタンク水位					
	判断基準	電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧					
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制 御」 AM設備別操作手順書		補機監視機能	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷 却系熱交換器)					
ALVARA MILATIA IT J PR E	操	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ					
	作	補機監視機能	代替燃料プール冷却系熱交換器出口温度 度 緊急用海水系流量(代替燃料プール冷 却系熱交換器)					

監視計器一覧 (11/12)

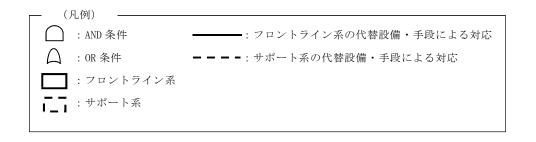
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)									
1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順 (1) 使用済燃料プールの除熱 a. 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 (b) 緊急用海水系による冷却水(海水)の確保												
	判	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広 域) 使用済燃料プール監視カメラ									
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制	- 断基準	電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧									
御」 AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール水位低 警報 使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ									
		補機監視機能	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷 却系熱交換器)									

監視計器一覧 (12/12)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)					
(1) 使用済燃料プールの a. 代替燃料プール汽	余熱 分却系によ	Eする水蒸気による悪影響を防止する こる使用済燃料プールの除熱 として使用する可搬型代替注水大型ポ						
		使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ					
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「使用済燃料プール制	判断基準	電源	緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流 125V 主母線盤電圧					
AM設備別操作手順書	操作	使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール温度高 警報 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール監視カメラ					
		補機監視機能	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷 却系熱交換器)					

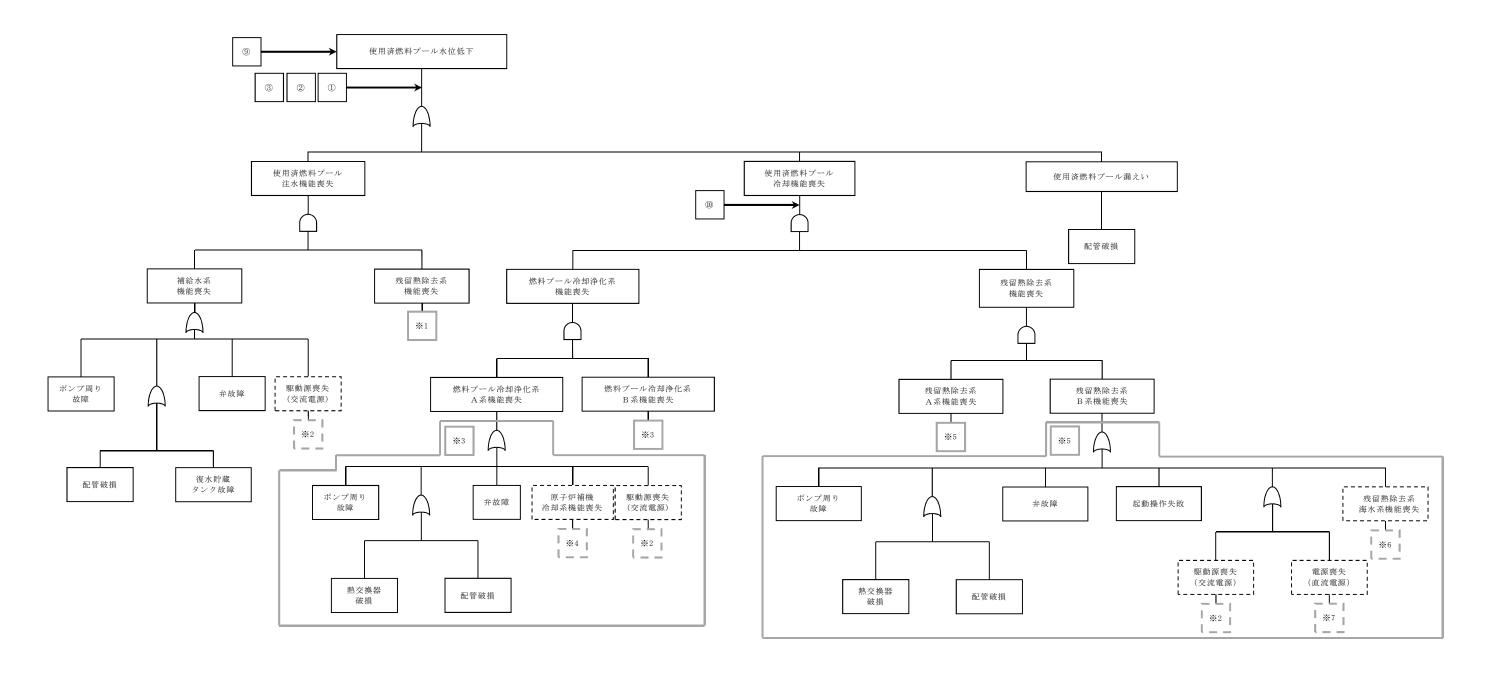
第1.11-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線						
	常設低圧代替注水系ポンプ	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用 P / C						
	低圧代替注水系 弁	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用モータコントロールセンタ (以下「モータコントロールセン タ」を「MCC」という。)						
	代替燃料プール注水系 弁	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 緊急用MCC						
	代替燃料プール冷却系ポンプ	常設代替交流電源設備 緊急用MC C						
	代替燃料プール冷却系 弁	常設代替交流電源設備 緊急用MCC						
	緊急用海水ポンプ	常設代替交流電源設備 緊急用M/C						
	緊急用海水系 弁	常設代替交流電源設備 緊急用MC C						
【1.11】 使用済燃料貯蔵槽の冷却 等のための手順等	使用済燃料プール温度 (SA)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用直流125V主母線盤						
	使用済燃料プール水位・温度(SA広域)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用直流125V主母線盤 直流125V主母線盤2B						
	使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低レンジ)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用直流125V主母線盤						
	使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置を含む)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 常設代替直流電源設備 可搬型代替直流電源設備 緊急用MCC 緊急用直流125V主母線盤						
	中央制御室監視計器類	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 直流125V主母線盤 2 A 直流125V主母線盤 2 B 緊急用直流125V主母線盤						

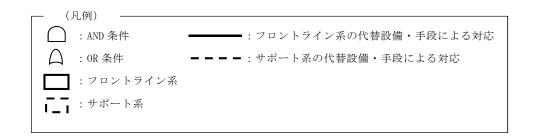


フロントライン系故障時の対応手段

- ①:常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プール注水
- ②:可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料 プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料 プールへの注水
- ③:消火系による使用済燃料プールへの注水
- ⑨:使用済燃料プールの監視
- ⑩:代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱

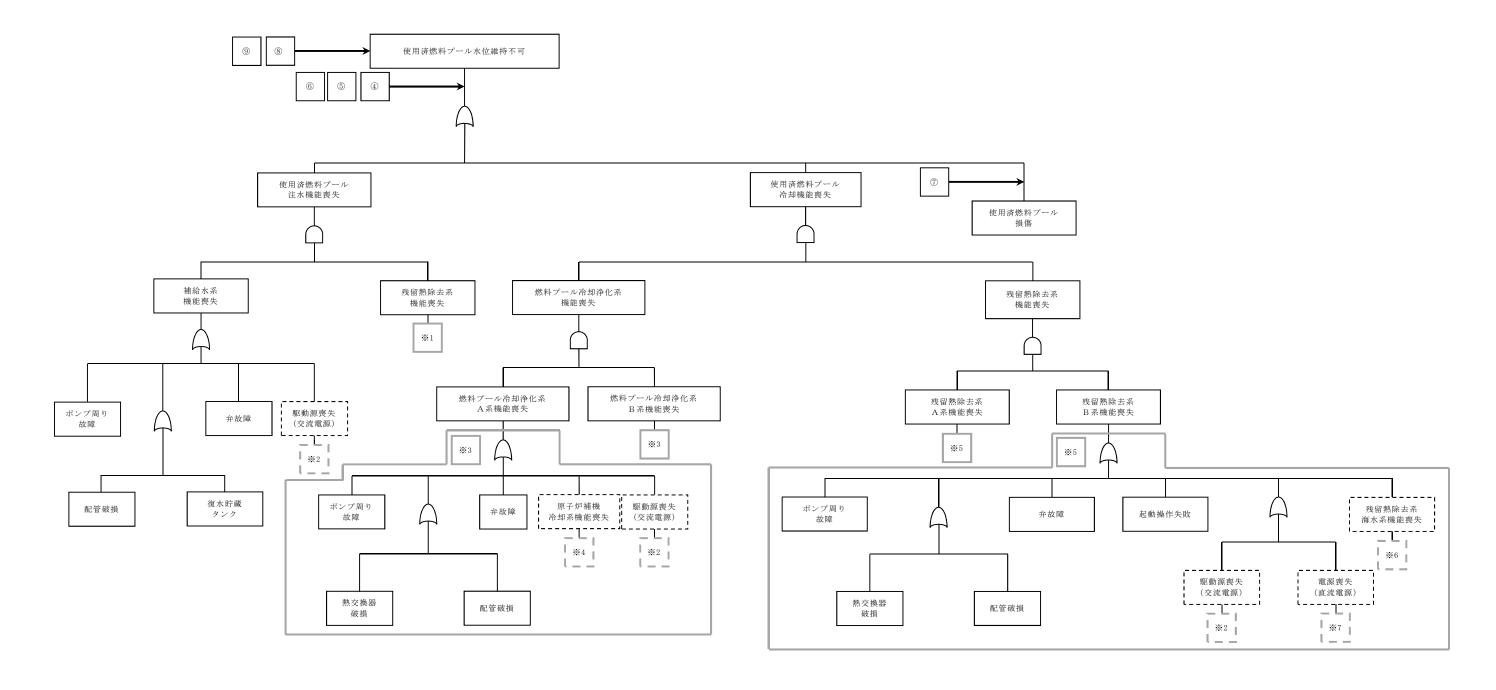


第1.11-1図 機能喪失原因対策分析(1/3)

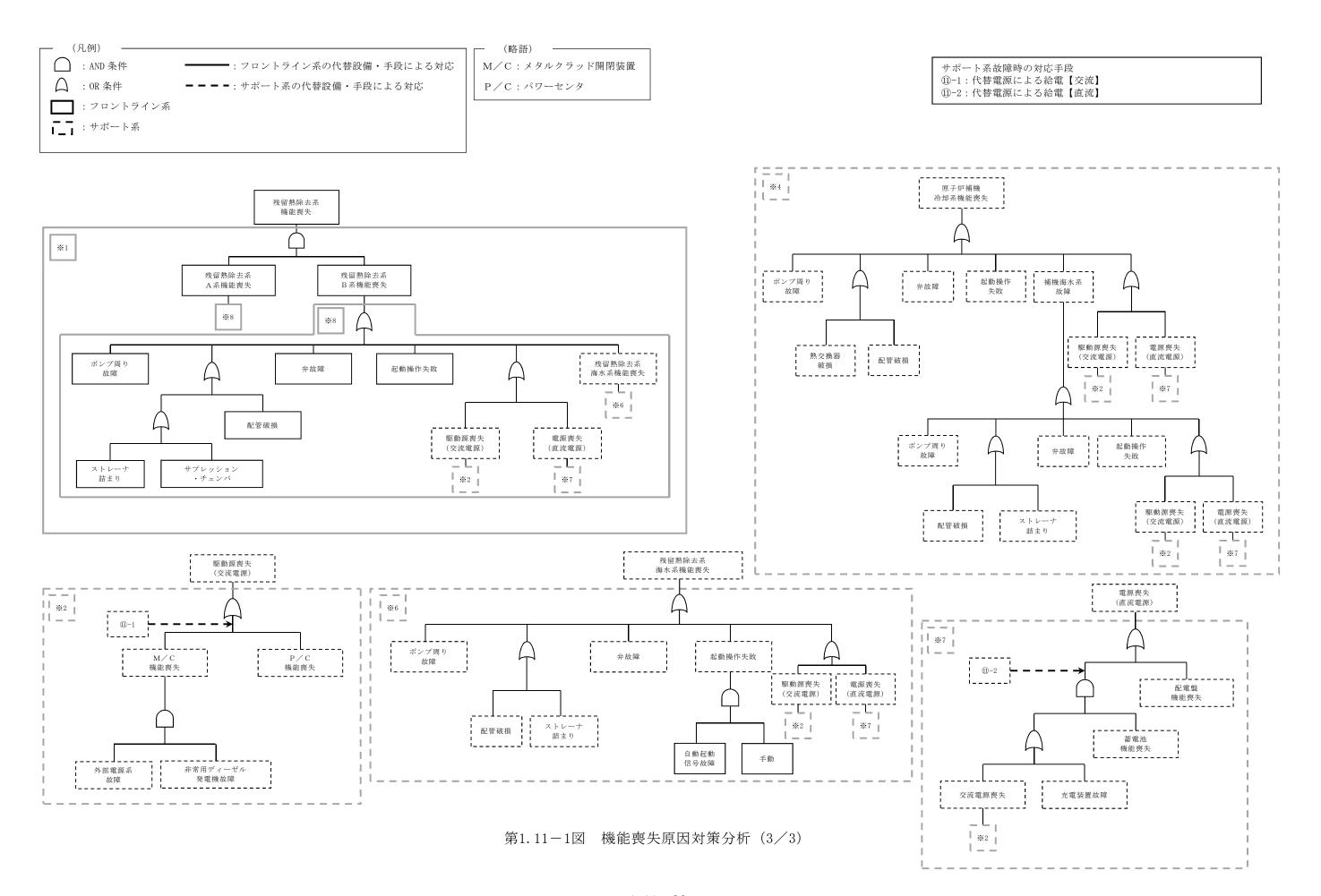


フロントライン系故障時の対応手段

- ④:常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイ ヘッダ)を使用した使用済燃料プールスプレイ
- ⑤:可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ
- ⑥:可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ
- ⑦:漏えい緩和
- ⑧:大気への放射性物質の拡散抑制
- ⑨:使用済燃料プールの監視



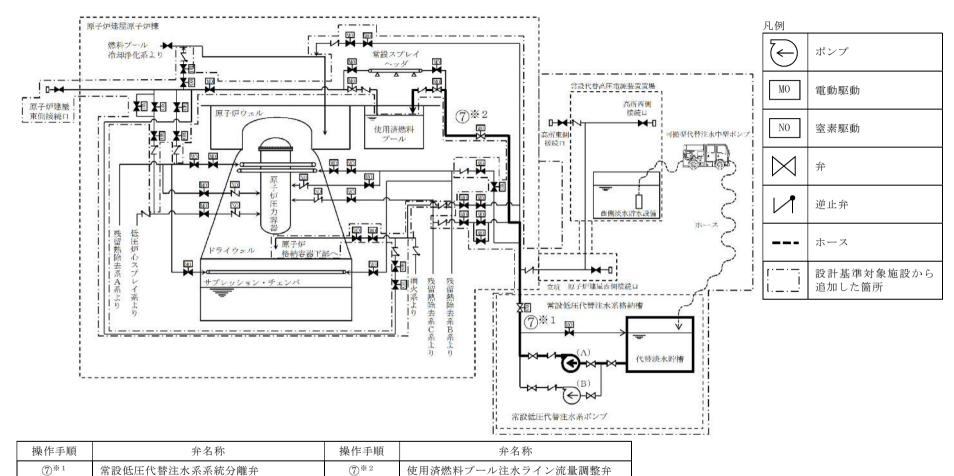
第1.11-1図 機能喪失原因対策分析(2/3)





第1.11-2図 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「使用済燃料プール制御」における対応フロー





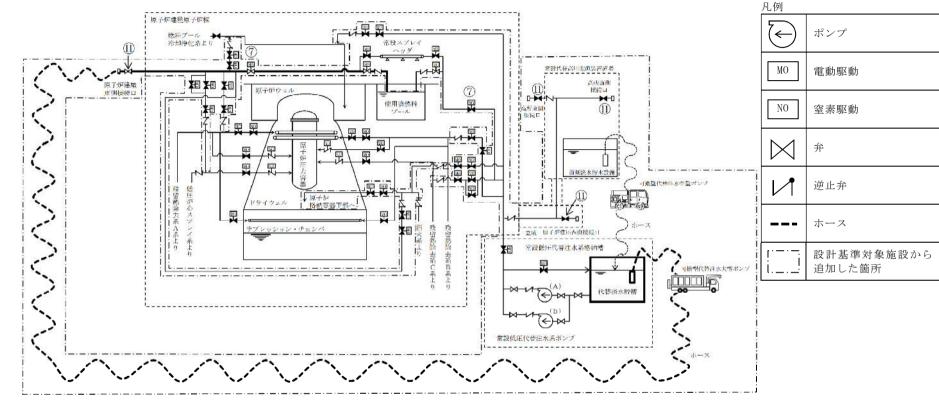
記載例 ○ ・撮作手順乗早を示す

○※1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合,その実施順を示す。

第1.11-3図 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用 済燃料プールへの注水 概要図

								経過時間	(分)						
					4 (i I	8	3 1	0 1	2 1	4	1	6	18	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数		常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッダ) を使用した使用済燃料プールへの注水											
常設低圧代替注水系	運転員等 (当直運転員) 1 (中央制御室)						使用	済燃料プー	・ル監視カノ	マ月空冷装	支置起!	助			
ポンプによる代替燃料プール注水系(注										系統構成	4.7				
水ライン/常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プー		1										注水	開始操作		
ルへの注水												→			

第1.11-4図 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水 ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへ の注水 タイムチャート



操作手順	弁名称
7	使用済燃料プール注水ライン流量調整弁
(1)	原子炉建屋西側接続口の弁,原子炉建屋東側接続口の弁,高所東側接続口の弁,高所西側接続口の弁

記載例 〇:操作手順番号を示す。

11 - 90

第1.11-5図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) 概要図

			経過時間 (分) 10 20 30 40 50 60) 110 120 130)) 170 180 190 200 210 220																	
			1	.0 2 I	20 3 I	30 4 	10 E	50 (i (1	10 1 	20 1 	30 // 1	70 	180 1 	90 2 	00 2 	10 	220	備考	
手順の項目	実施箇所・必要要員数	ζ		可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水 215分																
				使用	1 斉燃料: 1	I プール盟 I	- 監視カッ -	I ₹ラ用3 I	1 2冷装置 1	起動	1									
可搬型代替注水中型	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)		1		系統	 庇構成	1													
ポンプ又は可搬型代 替注水大型ポンプに よる代替燃料プール																				
生水系(注水ライン /常設スプレイヘッ						準備													代替淡水貯槽から 送水	
ダ)を使用した使用 斉燃料プールへの注				ホース積込み,移動(周辺),ホース荷卸し							動 (南側保管場所〜代替淡水貯槽 卸し									
水 (淡水/海水) (中央制御室操作)										代替	 炎水貯料 	■ 薔蓋開加 ■	女, ポ	- ンプ設置 -	t t					
(高所東側接続口を	重大事故等 対応要員	8											7	 ドース敷 	設]	
使用した使用済燃料 プールへの注水の場 合)															才	トース接	続 に			
											送力	k準備,	注水	開始操作	É					
																	L	+		

				経過時間 (分)														
			10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150 									備考						
手順の項目	実施箇所・必要要員数											大型ポ た使用:					主水系 40 分 ▼	
	THE REPORT			使用液	 燃料	 パール盟	 視カメ	ラ用空	 冷装置	起動								
可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		系統	 統構成	 -												
替注水大型ポンプに よる代替燃料プール 注水系(注水ライン																		
/常設スプレイヘッ ダ)を使用した使用						準備												西側淡水貯水設備
済燃料プールへの注 水 (淡水/海水)							ホース積込み、移動(南側保管場所~西側淡水貯水設備 周辺),ホース荷卸し											
(中央制御室操作)	重大事故等	8		西側淡水貯水設備蓋開放, ポンプ 設置, ホース敷設														
(高所西側接続口を 使用した使用済燃料 対応要員												ホー	 ス接続 					
プールへの注水の場 合)									- 送水準- -	 備,注: 	水開始:	操作						
																	→	

【ホース敷設 (代替淡水貯槽から高所東側接続口) の場合は412m, ホース敷設 (西側淡水貯水設備から高所西側接続口) の場合は70m】

第1.11-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を 使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) タイムチャート(1/4)

			l						経	過時間	(分)								
			1	.0 2 I	:0 3 I	0 4 	10 :	50 6 I	50)/ 1	10 1 	20 1	30 // 1	70 1	80 1	90 2	200 2	10	220	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数													プによる S料プー			21	水系 5分 7	
	運転員等 (当直運転員)	1		使用	- 斉燃料コ -	I プール盟 I	- 監視カ> -	「 メラ用雲 「	□ 医冷装置 ■	起動	1								
	(中央制御室)	1																	
可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代	運転員等 (当直運転員)	2						移重	− カ, 系糸	花構成	 								
替注水大型ポンプに よる代替燃料プール 注水系(注水ライン	(現場)																		
/常設スプレイへッ グ)を使用した使用						準備	 												代替淡水貯槽から 送水
済燃料プールへの注 水 (淡水/海水)											り, 移動 - ス荷鱼		則保管場	易所~代	卡替淡 才	、貯槽			
(現場操作)										代替	- 炎水貯村 -	■ 曹蓋開力 ■	汝, ポン	- /プ設置 -	ť				
(高所東側接続口を 使用した使用済燃料	重大事故等 対応要員	8											ホ	 一ス敷 	 設 				
プールへの注水の場合)															7	ドース接	続		
											送水	 準備, 	注水開	始操作					
Ì																		\sqcup	

									経	過時間	(分)								
			1	0 2 	0 3 I	0 4	0 E	50 € 	50 7 	0 ; I	80 ! I	90 1	00 1 	10 1 	20 1	30 I	140 1	50 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数								又は可 イヘッ								注水系 140 分 ▽		
	運転員等 (当直運転員)	,		Ⅰ 使用浴	l 皆燃料フ	 パール壁 	 視カメ	ラ用空	l E冷装置	起動									
可搬型代替注水中型	(中央制御室)	1																	
ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプに	運転員等 (当直運転員)	2						移重	h, 系統	構成									
よる代替燃料プール 注水系 (注水ライン / 常設スプレイヘッ	(現場)	-																	
ダ)を使用した使用 済燃料プールへの注						準備	 												西側淡水貯水設備か らの送水
水 (淡水/海水)									込み, ホース			管場所	~西側	炎水貯:	水設備				
(現場操作)	重大事故等	8										側淡水!置,ホ			放, ポ	ンプ			
使用した使用済燃料 プールへの注水の場	対応要員	Ů											ホー	l ス接続 l					
合)									 送水準(注:	- 水開始:	 操作 		<u> </u>	·	·			
													·						

【ホース敷設 (代替淡水貯槽から高所東側接続口) の場合は412m, ホース敷設 (西側淡水貯水設備から高所西側接続口) の場合は70m】

第1.11-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を 使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) タイムチャート(2/4)

									経	過時間	(分)									, Hr. de
			1	0 2 	20 3 I	0 4 	.0 { 	i0 € I	i0 7 I	0)) 1 1 ((10 1:	20 \/ 4	190 	500 I) 5	10 5	20 5 	30 I	540	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数										!代替注 を使用								5分	
				使用液	「 紫燃料フ	ール監	視カメ	ラ用空	冷装置	起動										
可搬型代替注水中型	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		系統	元構成 	1														
ポンプ又は可搬型代 替注水大型ポンプに	(T) XIIO PF 337																			
よる代替燃料プール 注水系(注水ライン /常設スプレイヘッ						準備	 													代替淡水貯槽から の送水
ダ) を使用した使用 済燃料プールへの注											5, 移動 - ス荷缶		則保	管場所	听~代	替淡水	貯槽			
水 (淡水/海水)											代替衫	I ∛水貯村 I	曹蓋目	開放,	ポン	I プ設置 I] [
(中央制御室操作) (原子炉建屋東側接	重大事故等 対応要員	8												ホー	- ス敷	D 設]
続口を使用した使用 済燃料プールへの注																ホ	l ース接 -	-続-		
水の場合)											送水	準備,	注力	大開 始	操作]
																			—	

										過時間									10 de
			1	10 : 1	20 3 I	30 4 1	10 E	50 6 I	50 °	70)) ! L ((90)) 1 i ((170 1	80))2 I ((60 2 	70 2	80))3 i ((20 3; 	30	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数											大型ポ た使用					主水系 20 分 ▽		
	運転員等			使用	-	ール監	- 生視カメ -	ラ用空	冷装置	起動									
可搬型代替注水中型	(当直運転員) (中央制御室)	1		系	統構成	! !													
ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール																			The last Last like a
注水系 (注水ライン /常設スプレイヘッ						準備	<u>. </u>	L,											西側淡水貯水設備か らの送水
ダ)を使用した使用 済燃料プールへの注									ース積 辺),			南側保	曾場所	~ 西側 酒	炎水貯力	K設備			
水 (淡水/海水) (中央制御室操作)											西側	淡水貯	大設備 畫	藍開放,	ポンフ	設置			
(原子炉建屋東側接	重大事故等 対応要員	8												ホー	ス敷設				
続口を使用した使用 済燃料プールへの注 水の場合)												ホー	ス接続						
小い物ロ)											ì	送水 準備	前, 注才	開始操	作				
																			

【ホース敷設(代替淡水貯槽から原子炉建屋東側接続口)の場合は542m,ホース敷設(西側淡水貯水設備から原子炉建屋東側接続口)の場合は881m】

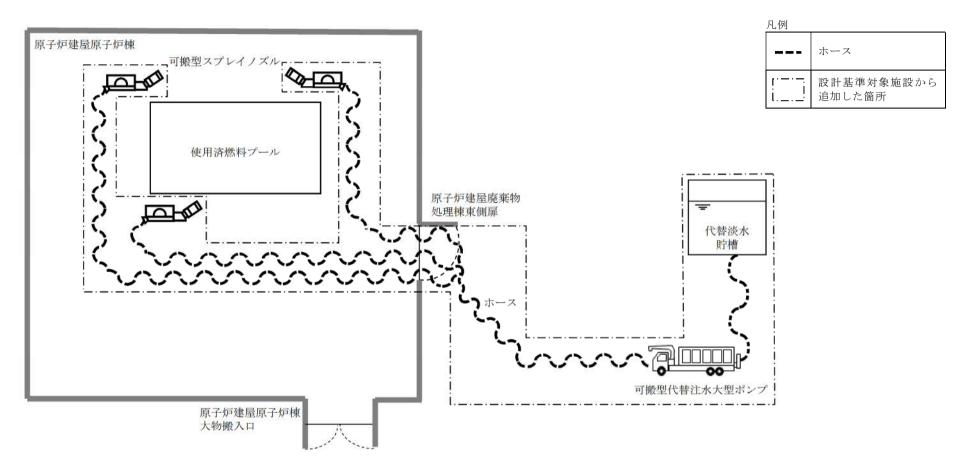
第1.11-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を 使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) タイムチャート (3/4)

			L						経	過時間	(分)								
]	.0 2 	20 3 I	0 4	10 5	60 6	0 7 	70)) 1 ((10 1	20 //4	90 5 	00 5 	10 5	20 5 	530 	540	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数													ぱによる は料プー			53	·水系 35 分 7	
	運転員等 (当直運転員)	1		使用済	「燃料フ	ール監	視カメ	ラ用空	冷装置 L	起動	1								
	(中央制御室)	1																	
可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代	運転員等 (当直運転員)	2						移重	l h,系紀	だ構成	 								
替注水大型ポンプに よる代替燃料プール 注水系(注水ライン	(現場)	_																	
/常設スプレイへッ ダ)を使用した使用						準備	ı L												代替淡水貯槽からの 送水
済燃料プールへの注 水 (淡水/海水)											タ, 移動 - ス荷卸		則保管場	易所~代	替淡水	貯槽			
(現場操作)											代替剂	 炎水貯村 	曹蓋開加	 女, ポン	 ′プ設置 	t			
(原子炉建屋東側接 続口を使用した使用	重大事故等 対応要員	8											zi	トース敷	設				
済燃料プールへの注 水の場合)															ホ	 ース接 	続		
											送水	- 準備, -	注水開	始操作					
																		\vdash	

										過時間								Т	
			1	.0 2	20 ; 	30 4	10 5 	50 € I	0 7	î	90 }) 1 ()	70 1	80))2	60 2	70 2	80))3	20 3: 	30	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数											大型ポ た使用				k 3	主水系 20 分 ▼		
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		使用	斉燃料:	プール!	監視カタ	メラ用名	 冷装置	起動	<u> </u>								
可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代 替注水大型ポンプに	運転員等 (当直運転員)	2					<u> </u>	移重	b, 系統	花構成	+								
よる代替燃料プール	(現場)																		
/常設スプレイへッ ダ)を使用した使用						準備	i I												西側淡水貯水設備か らの送水
済燃料プールへの注 水 (淡水/海水)										込み, : ホース:		南側保	管場所へ	~西側沒	炎水貯力	k 設備			
(現場操作)											西側	】 炎水貯フ -	 	證開放,	ポンフ	プ設置			
(原子炉建屋東側接 続口を使用した使用	重大事故等 対応要員	8										•		ホー	ス敷設				
済燃料プールへの注 水の場合)												ホー	- ス接続 -						
												送水準	備,注:	水開始排	■ 操作				
																	—		

【ホース敷設(代替淡水貯槽から原子炉建屋東側接続口)の場合は542m,ホース敷設(西側淡水貯水設備から原子炉建屋東側接続口)の場合は881m】

第1.11-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を 使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) タイムチャート(4/4)



第1.11-7図 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) 概要図

									経	過時間	(分)								400-45
			1	0 2	:0 : 	30 4 	10 5 	50 6 I	60 	70 8 	80 9 	0)) 1 ((50 1 	60 1 	70 1	80 1 	90 20 	00 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数																		
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		使用	済燃料	プール	監視力	メラ用	空冷装	置起動									
可搬型代替注水大型 ポンプによる代替燃 料プール注水系(可 搬型スプレイノズ							移動	(災害	対策本	部~原	子炉建	屋原子	炉棟)						代替淡水貯槽からの 送水
ル)を使用した使用								7	トース男	女設 準備									
済燃料プールへの注 水 (淡水/海水)	重大事故等	8									•			・ ース敷 、 プレイ					
(原子炉建屋廃棄物 処理棟東側扉を使用	対応要員	0				杉	動 (原	子炉建	L 屋原子	- 炉棟~	南側保	I 管場所 ■							
した場合)																			

										過時間									/H: -1=
			19	90 2 	00 2 	210 2 	220 2 	30)/2 ((70 :	280)) 3 i ((80 3 I	90 4 1	100 4	110 4 	120 ·	430 	440 	450	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数									よる代替 への注水		ール泊	E水系	(可搬型	l スプレ		ズル) 5 分 7		
	運転員等 (当直運転員)	1																	
可搬型代替注水大型	(中央制御室)																		
ポンプによる代替燃 料プール注水系(可				可	搬型代	► 替注水	 大型ポ	 ンプ 準値	 										代替淡水貯槽からの 送水
搬型スプレイノズ ル)を使用した使用 済燃料プールへの注										移動(i 荷卸し	南側保	管場所	~代替	淡水貯	槽				
水 (淡水/海水)	重大事故等	8								代替淡才	く貯槽割	上 監開放,	ポン	プ設置					
(原子炉建屋廃棄物 処理棟東側扉を使用	対応要員	8									ホ	ース敷	設						
した場合)							遺原子炉 k開始操		, ホー	-ス接続	,								
																	+		

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】

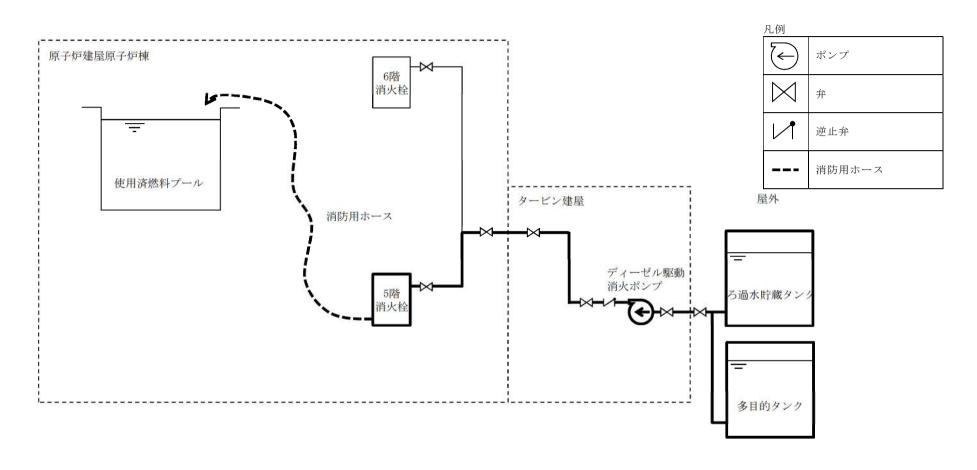
第1.11-8図 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) タイムチャート (1/2)

			L						経	過時間	(分)								Un de
			1	0 2	0 3 	0 4	10 5 	60 6	0	70 8 	30 9 		50 1 	60 1 	70 1	80 1: 	90 20 	00 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数																		
	運転員等 (当直運転員)	1		使用	済燃料	プール	監視力	メラ用領	空冷装	置起動	·								
可搬型代替注水大 型ポンプによる代	(中央制御室)																		
生然シラによる代替燃料プール注水 系(可搬型スプレ							移動	(災害	 対策本 	■ 部~原	子炉建)	■ 屋原子: ■	 炉棟)	 					代替淡水貯槽から の送水
イノズル)を使用した使用済燃料プ											ホー	 - ス敷部 	準備	1					
ールへの注水(淡水/海水)	重大事故等	8															, 可搬 ル設置		
(原子炉建屋原子 炉棟大物搬入口を	対応要員							移動	(原子	炉建屋	- 原子炉村	 東~南(-	 則保管#	易所)					
使用した場合)																			

										過時間									file ste
			20	00 2	10 2	20 2 I	30 2 	40 \\ 2	90 3 I	00 3 I	10 3: 	20 3 I	30 3 I	40 3 	50 3	60 3 I	70 38	0	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数	Č					!代替注 した使				代替燃 注水	料プー	ル注水	系(可	般型ス		ノズル) 70 分 ▽		
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1																	
可搬型代替注水大 型ポンプによる代 替燃料プール注水	(中类制御至)				TT Hón.	FFI (1) ##	注水大	Fel ale v	-P 386 186										代替淡水貯槽から
音					可做	望1(首 L	住水人:	ホース	積込み	・, 移動 - ス荷餌	(南側	保管場	所~代	替淡水	貯槽			- 0	9送水
ールへの注水 (淡 水/海水)	重大事故等	8							代替	淡水貯	槽蓋開	 放, ポ	ンプ設	置					
(原子炉建屋原子 炉棟大物搬入口を	対応要員											ホー	ス敷設	!					
使用した場合)							建屋原 以注水開			ホース	接続,								
																	-		

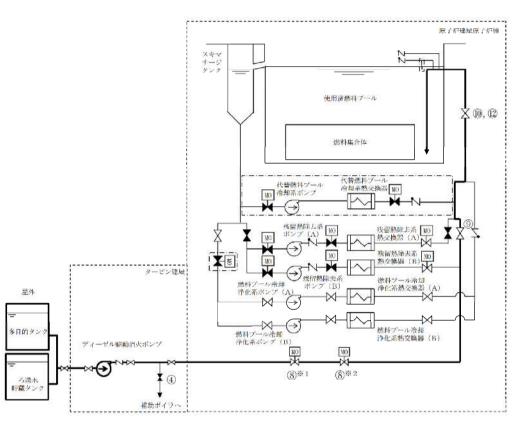
【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】

第1.11-8図 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水) タイムチャート (2/2)



【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

第1.11-9図 消火系による使用済燃料プールへの注水 概要図 (1/2)



【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
4	補助ボイラ冷却水元弁	9	残留熱除去系B系燃料プール冷却浄化系ライン隔離弁
8 ^{₩1} , 8 ^{₩2}	残留熱除去系B系消火系ライン弁	10, 12	残留熱除去系使用済燃料プールリサイクル弁

記載例 ○ :操作手順番号を示す。

○*1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合,その実施順を示す。

第1.11-9図 消火系による使用済燃料プールへの注水 概要図 (2/2)

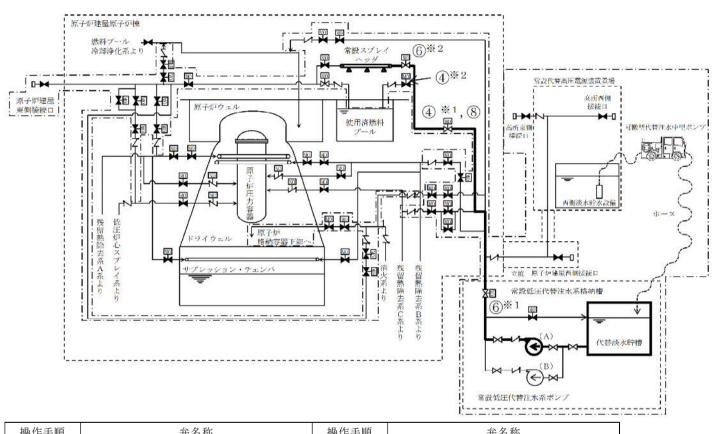
				L						経	過時間	(分)								
					5 1 	0 I	15 :	20 : I	25 3 I	30 :	35 ·	40 4 	15 E	50 E 	5 6 	50 	65 	70 	75	備考
手順の項目	実施箇所・必要	要員数							消	火系に。	よる使り	目済燃*	斗プー /1	レへの泊		0分 ▽				
	=					 使用済	- 燃料プ	- ル監	ー 視カメ:	ラ用空	- 令装置#	E動	1							
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)		1			当	【 単備, オ ■	 パンプ起 	動操作											
消火系による使用済燃料プールへの注水	(十八時神玉)																			
(消火栓を使用した	運転員等 (当直運転員)	3											移重	b						
使用済燃料プールへ の注水の場合)	(現場)	3	_					9	- 系統構成 -	ー え, 注オ ー	、開始排	峰作								
	運転員等 (重大事故等		4													 				
	対応要員) (現場)	1																		

【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

								経過日	寺間(分)						
				10 	20 	30 	40 	50	60 	70	80 	90 1 i	100	110 	120	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数						消火系	による使	用済燃	料プール・	への注水	105	分		
消火系による使用済燃 料プールへの注水	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		使用资	+	+	カメラ用	+	起動							
(残留熱除去系ライン を使用した使用済燃料 プールへの注水の場 合)	運転員等			T	1	1	移動						Ц			
	(当直運転員) (現場)	2	系	統構成	, 注水目	開始操作								→		

【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

第1.11-10図 消火系による使用済燃料プールへの注水 タイムチャート



凡例	
←	ポンプ
МО	電動駆動
NO	窒素駆動
M	弁
M	逆止弁
	ホース
[設計基準対象施設から 追加した箇所

操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
4 [*] 1, 8	使用済燃料プール注水ライン流量調整弁	⑥* ¹	常設低圧代替注水系系統分離弁
4 * 2	使用済燃料プール注水ライン元弁	⑥* ²	使用済燃料プールスプレイライン元弁

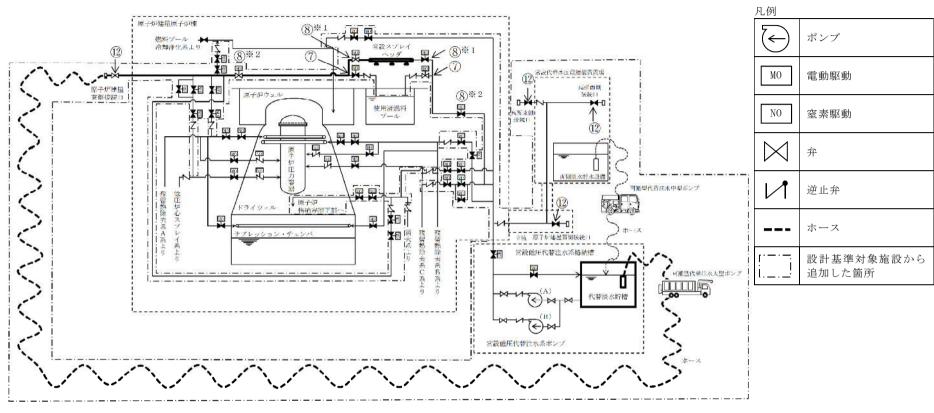
記載例 ○ :操作手順番号を示す。

○*1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合,その実施順を示す。

第1.11-11図 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ 概要図

							経過時間(分)					W. J.
			- 2	2	. (6 	8 I	0 1	2 1 	4	16 I	18 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数		設低圧代権 使用した値			代替燃料プ スプレイ	一ル注水系	(常設スプ	レイヘッ: 15 分 又	۶)		
常設低圧代替注水系ポ						使	月済燃料プー	 -ル監視カメ -	ラ用空冷装	長置起動			
ール注水系(常設スプ	運転員等						•		系統構成				
レイヘッダ) を使用し た使用済燃料プールへ	(当直運転員) (中央制御室)	1								スラ	プレイ開始操	作	
のスプレイ										Ļ			

第1.11-12図 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設 スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ タイムチャート



操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
7	使用済燃料プール注水ライン元弁	®*2	使用済燃料プール注水ライン流量調整弁
® ^{₩1}	使用済燃料プールスプレイライン元弁	12	原子炉建屋西側接続口の弁,原子炉建屋東側接続口の弁,高所東側接続口の弁,高所西側接続口の弁

記載例 〇 :操作手順番号を示す。

○※1~: 同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合,その実施順を示す。

第1.11-13図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッ ダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水) 概要図

			<u> </u>						経	過時間	(分)								
			1	0 2 	20 3 I	0 4 	10 E I	50 (50 // 1	10 1 	20 1 	30 // 1	70 I	180 	190 :	200 2 	10	220	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数								は可搬型 恵用済燃					る代替州	燃料プー	-ル注水		5分	
	and the FI date			使用	- 斉燃料コ -	I アール盟 I	I 左視カァ I	I 《ラ用3 ■	 と冷装置 	起動	1								
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		3	 	 													
可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代 替注水大型ポンプに	() 5(1174) 337																		
管注水大型ホンノに よる代替燃料プール 注水系(常設スプレ						準備	 												代替淡水貯槽からの 送水
イヘッダ)を使用し た使用済燃料プール											*, 移動 - ス 荷 角		削保管	場所~何	七替淡 才	k貯槽			
へのスプレイ (淡水 / /海水)										代替	 炎水貯料 	I 曹蓋開∄	 汝, 才	ププ設	置				
(高所東側接続口を 使用した使用済燃料	重大事故等 対応要員	8												 ホース男 	女設				
プールへのスプレイ の場合)															7	トース技	接続		
										送	┗ 大準備 ■	 , スラ 	トレイ	開始操作	F				
																	اا	+	

									経	過時間	(分)								49.45
			1	10 2 	0 : 	30 4 I	10 : 	50 € 	50 7 	70 8 I	0 9 	90 1 	00 1 	10 1: I	20 1 I	30 1 	40 1	50 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数			可搬型 スプレ									よる代権	**燃料フ	プール 沿		(常設 40 分		
	TE P M			使用液	 燃料に	I パール盟	 視カ <i> </i>	ラ用空	 冷装置 	起動									
可搬型代替注水中型	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		系	 統構成 	1													
ポンプ又は可搬型代 替注水大型ポンプに よる代替燃料プール																			
注水系 (常設スプレイヘッダ) を使用し						準備													西側淡水貯水設備 らの送水
た使用済燃料プールへのスプレイ(淡水										移動 荷卸し			~西側						
(高所西側接続口を	重大事故等	8											貯水設(ース敷)		汝, ポ;	ンプ			
使用した使用済燃料 プールへのスプレイ	対応要員												ホー	l ス接続 					
の場合)								送水準	Ⅰ 善備, 彡	プレイ	開始舊	 作							
																			

【ホース敷設(代替淡水貯槽から高所東側接続口)の場合は412m,ホース敷設(西側淡水貯水設備から高所西側接続口)の場合は70m】

第1.11-14図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッダ) を使用した使用済燃料プールへのスプレイ (淡水/海水) タイムチャート (1/2)

									経	過時間	(分)									titi de
			1	0 2	:0 3 I	0 4	0 E	0 (50 7	70)) 1 ((10 1	20 //	190 	500 	510) 52	20 5; I	30 	540	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数				般型代を プレイ ^									る代	替燃料	ŀ プー.	ル注水		5 分	
				使用消	「燃料フ	ール監	視カメ	ラ用空	上 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	起動	1									
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		¥	· 統構成	Ì														
可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代	(1人的幹里)																			
替注水大型ポンプに よる代替燃料プール 主水系(常設スプレ						準備	 													代替淡水貯槽から の送水
イヘッダ)を使用した使用済燃料プール											み, 移動 - ス荷卸		則保管	音場所	~代春	替淡水	貯槽			
へのスプレイ (淡水 /海水)											代替泡	 炎水貯: 	槽蓋用	開放,	ポンコ	プ設置]			
(原子炉建屋東側接 続口を使用した使用	重大事故等 対応要員	8												ホー	ス敷部	ž				
済燃料プールへのス プレイの場合)																ホ、	l ース接線 I	売		
										i	】 送水準備	 情, ス:	プレイ	/開始	操作					
																		L	+	

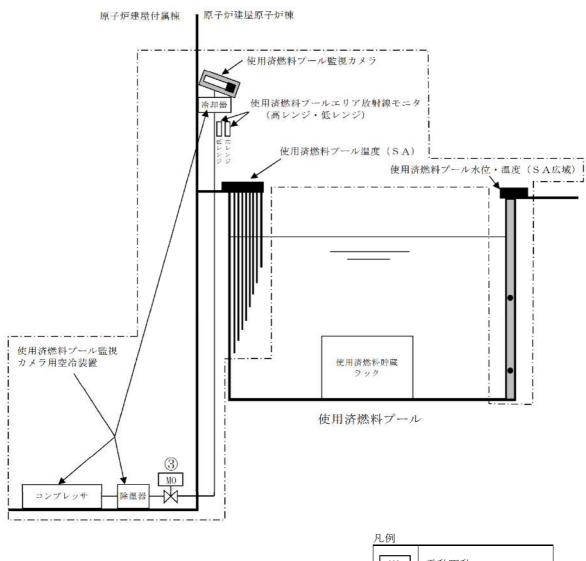
									経	過時間	(分)								
			1	0 : 	20 3 I	0 4	10 5	i0 €	0	70 //	90 /) : I (170	80 X)2	60 2 	70 2	80))3	20 3 I	30	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数				代替注							ンプに。 プレイ	よる代権	*燃料フ	ール注	3	常設120分		
				使用記	- 6燃料コ -	I アール盟 I	I E視カメ I	- ラ用空	 冷装置 	起動	1								
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1		;	系統構用	I 戈 I													
可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代	(T) X HO PF 337																		
替注水大型ポンプに よる代替燃料プール 注水系(常設スプレ						準備	 												西側淡水貯水設備か らの送水
イヘッダ)を使用し た使用済燃料プール										込み, ホース		南側保	管場所	~西側泊	炎水貯力	k設備			
へのスプレイ(淡水 /海水)											西側	 淡水貯; 	大設備 ā	藍開放,	ぱンフ ぱンフ	設置			
(原子炉建屋東側接 続口を使用した使用	重大事故等 対応要員	8												ホー	I ス敷設 I				
済燃料プールへのス プレイの場合)												ホー	ス接続						
											送力	L k準備,	スプレ	イ開始	操作				
																			

【ホース敷設(代替淡水貯槽から原子炉建屋東側接続口)の場合は542m,ホース敷設(西側淡水貯水設備から原子炉建屋東側接続口)の場合は881m】

第1.11-14図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水) タイムチャート(2/2)

			L						経	過時間	(分)								
			1	0 2 	0 3	0 4 	10 E	50 6 I	0 7	70 8 	80 9 1	10	20 1: 	30 1- 	40 1	50 	160 	170	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数									使用済炉	然料プー	ール漏え	とい緩和	口措置完	E7 1	50 分 ▽			
	運転員等			使用済	燃料フ	I 『一ル監	- E視カメ -	ラ用空	冷装置	起動									
使用済燃料プール漏	(当直運転員) (中央制御室)	1																	
えい緩和	重大事故等												移動	,緩和	措置				
	対応要員	4																	

第1.11-15図 使用済燃料プール漏えい緩和 タイムチャート



操作手順	弁名称
3	使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置出口弁

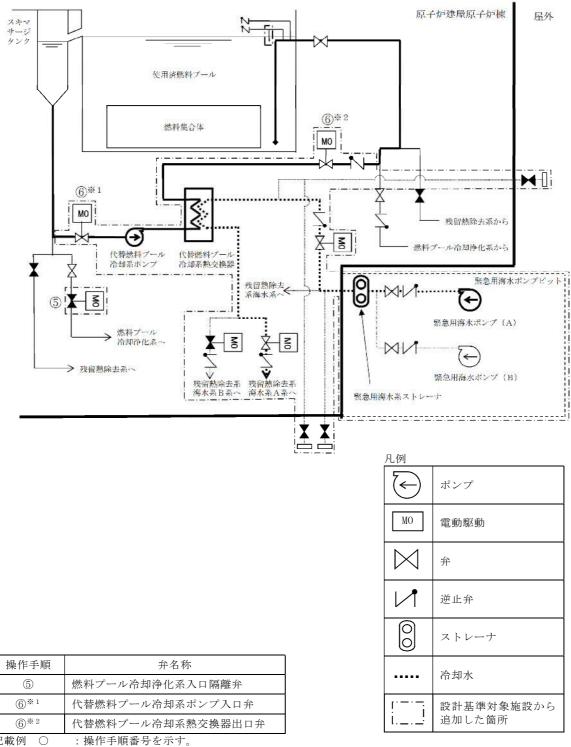
記載例 〇:操作手順番号を示す。

MO	電動駆動
\bowtie	弁
[:-: <u>-</u>	設計基準対象施設から 追加した箇所

第1.11-16図 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動 概要図

				П								
			! :	2 ; I	3 	4 	5 	5 	7 - E	8 I	9 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数		使月	月済燃料プー	ール監視カ	メラ用空冷	装置起動	7分 7			
				準備								
使用済燃料プール監視 カメラ用空冷装置起動	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1							起動操作	1		
	(1人間幹里)								†			

第1.11-17図 使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置起動 タイムチャート



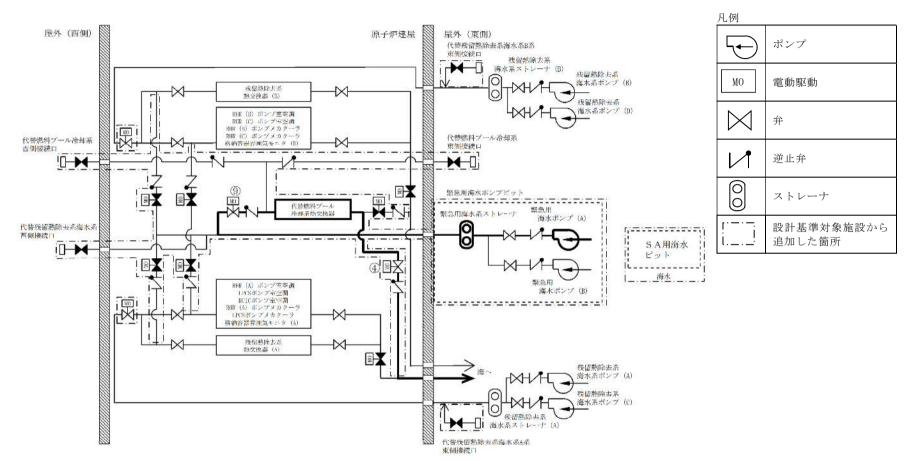
記載例 〇

 \bigcirc^{*1} : 同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合,その実施順を示す。

第1.11-18図 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 概要図

								経過時	間(分)							
			2	2 4	1	5 	8 1 I	0 1	2 14]	16 1 	8 2 	0 2 	22 I	24	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数	代犁	春燃料プ	ール冷封	系によ	る使用済	燃料プー	ルの除熱	15 分 又						
	and the Elite					使	用済燃料	I プール監	視カメラ	用空冷	装置起動					
代替燃料プール冷却系 による使用済燃料プー ルの除熱	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1								系統	 旋構成,	[涂熱開始	操作			
22 -2 186.000	(1)人的呼至/									Ļ						

第1.11-19図 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 タイム チャート



操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
4	代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出口ライン切替え弁(A)	9	代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水供給流量調節弁

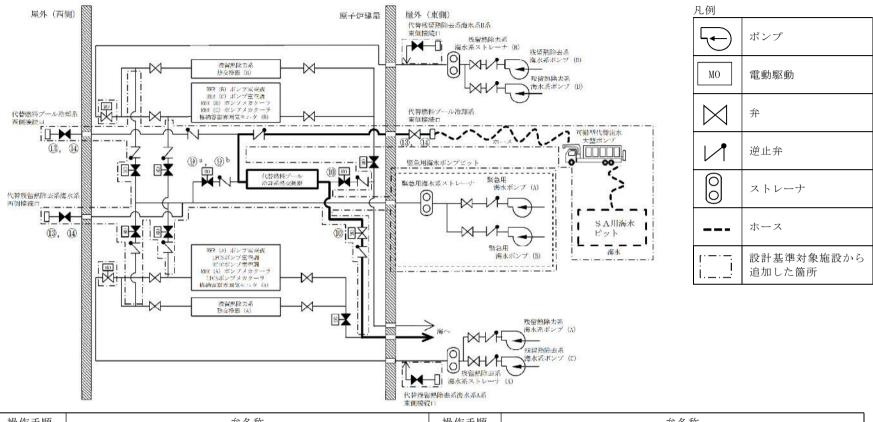
記載例 〇:操作手順番号を示す。

第1.11-20図 緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保 概要図

			L					経過時	間 (分)							
			:	2 4	4 (5 : 	3 1 	0 1 	2 1	4 1	6 1	8 2 	20 2 	22 2 I	24	備考
手順の項目	実施箇所・必要要	員数						緊急	用海水系	ミによる!	冷却水の	確保 2	:0 分 7			
				準備												
緊急用海水系による冷	運転員等	١,								系統	構成					*1
却水(海水)の確保	(当直運転員) (中央制御室)	1					冷却:	水供給開	始操作							* 1
													→			

※1:緊急用海水系A系による冷却水の確保を示す。また、緊急用海水系B系による冷却水の確保については、冷却水の供給開始まで20分以内で可能である。

第1.11-21図 緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保 タイムチャート



操作手順	弁名称	操作手順	弁名称
9°а, 9°в	代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水供給流量調節弁	13, 14	代替燃料プール冷却系西側接続口の弁,代替燃料プール冷却系東側 接続口の弁,代替残留熱除去系海水系西側接続口の弁
10	代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出口ライン切替え弁 (A), 代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出口ライン切替え弁 (B)		

記載例 ○ : 操作手順番号を示す。

○ ª ○ : 同一操作手順番号内で選択して実施する操作がある場合の操作手順の優先番号を示す。

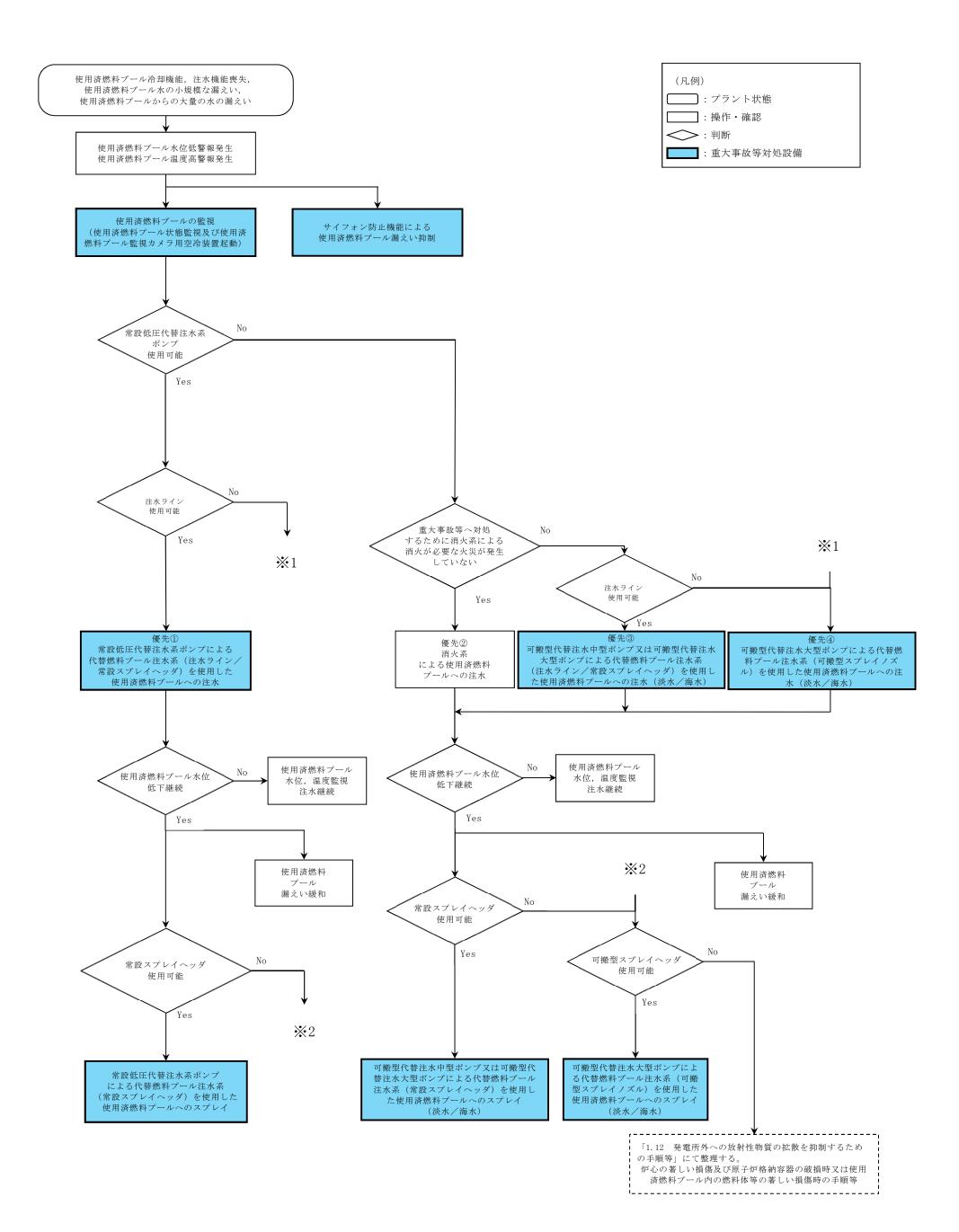
第1.11-22図 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保 概要図

			L						組	過時間	(分)								
			1	.0 2 I	:0 : 	30 4 1	10 5 	0		70 : 	80 9 	90)) 3 ((30 3 I	40 3	50 3	60 : I	370 3 	380 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数			代替燃	料プー	ル冷却	系とし	て使用	する可	搬型代	替注水	大型ポ	ンプに	よる冷却	即水の石	催保 :	370 分 ▽		
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1	ž	系統構成	i č														
代替燃料プール冷却 系として使用する可 搬型代替注水大型ポ						準	崩			ス積込用海水									SA用海水ピットか らの送水
ンプによる冷却水 (海水)の確保									571	71314471		1	i	開放,	ポンプ	設置			
(代替燃料プール冷 却系東側接続口を使 用した冷却水(海	重大事故等 対応要員	8											ホージ	ス敷設					
水) 確保の場合)										才	トース接	続							
										送水	. 準備,	冷却水	供給開	始操作					
																			

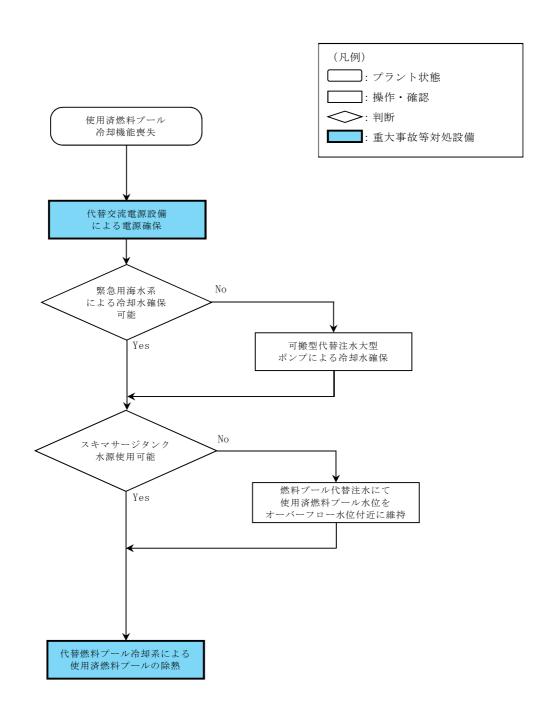
			L						経	過時間	(分)								
]	10 2 1	20 : 	30 4 	10 E 	50 6 	60 	70 : I	80 9 	90)) 2 ((50 2 	60)) 2 (90 3 	00 3 I	10 32 	20	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数			代替燃	は料プー	・ル冷刦	系とし	て使用	する可	搬型代	替注水	大型ポ	ンプに	よる冷ま	却水の荷		310 分 ▽		
	運転員等 (当直運転員)	١,		系統構	l 成														
	(中央制御室)	1																	
代替燃料プール冷却						準値	Ħ												SA用海水ピットか らの送水
系として使用する可 搬型代替注水大型ポ ンプによる冷却水											タ, 移動 周辺),			易所~ S	А用				
(海水) の確保											SA用	 海水ビ 	l ツト蓋 -	開放,	I ポンプ	設置			
(代替燃料プール冷 却系西側接続口を使 用した冷却水(海	重大事故等 対応要員	8											ホース	ス敷設					
水)確保の場合)						原子	·炉建屋	 西側接	Ⅰ 続口蓋 Ⅰ	開放,	ホース	 接続 							
										送才	(準備,	冷却水	供給開	始操作					
																			

【ホース敷設(SA用海水ピットから代替燃料プール冷却系東側接続口)の場合は355m,ホース敷設(SA用海水ピットから代替燃料プール冷却系西側接続口)の場合は253m】

第1.11-23図 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポン プによる冷却水 (海水) の確保 タイムチャート



第1.11-24図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/2)



第1.11-24図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/2)

添付資料1.11.1

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (1/9)

技術的能力審査基準(1.11)	番号	設置許可基準規則(第54条) 技術基準規則(第69条)	番号
【本文】 1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が衰失し、又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が衰失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の溜えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽内水位が低下した場合において使用済燃料に関い下酸糖特内燃料体等」という。)を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。 2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当時波響が強力が緩料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合におりた及び臨界を防止するために必要なに低下した場合においた。及び臨界を防止するために必要なが適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に影像する。	1	【本文】 1 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽かなでが低下した場合において貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量が料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽がの水位が低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備を設けなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽からない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からかに必要な設備を施設しなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からかに必要な設備を施設しなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からかに必要な設備を施設しなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽からかに必要な設備を施設しなければならない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷 対り、機構からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要とないに、使用済燃料貯蔵槽からない。 2 発電用原子炉施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷 対り、機構からの水の漏えいその他の要因により当該性料が、対り線を運搬が、対り線を運搬であるために、使用済燃料貯蔵槽の水が低速が、対り線を運搬が、対り線を運搬が、対した、使用済燃料貯蔵槽の冷量が、対り線を運搬が、対り線を運搬が、対り線を運搬が、対り線を開かるといいでは、大量が、対した場合に対した。 2 本間原子が、大量が、大量が、大量が、大量が、大量が、大量が、大量が、大量が、大量が、大量	8
【解釈】 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及び思すの期底施設の位置、構造及び設備の基準に分型期の解釈(原規技発第1306193 号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故 2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。	_	【解釈】 1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能で又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、本規程第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故とはおいて想定する使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、設置許可基準規則解釈第37条3-1(a)及び(b)を指導規則解釈第37条3-1(a)及び(b)が成業が発貯蔵槽の水位の低下をいう。	_
2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却 し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するため に必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又は これと同等以上の効果を有する措置を行うため の手順等をいう。 3 想定事故1及び想定事故2が発生した場合に おいて、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵 槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び 臨界を防止するために必要な手順等を整備する こと。	2	2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 a) 代替注水設備として、可搬型代替注水設備(注水ライン及びポンプ車等)を配備すること。	9
b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合に おいて発生する水蒸気が重大事故等対処設備に 悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影 響を防止するために必要な手順等を整備するこ と。	3	b) 代替注水設備は、設計基準対象施設の冷却設備及び注水設備が機能喪失し、又は小規模な漏えいがあった場合でも、使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できるものであること。	10
3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい 損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するため に必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又は これらと同等以上の効果を有する措置を行うた めの手順等をいう。 a) 使用意熱料貯蔵槽の水位が維持できない場合 において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩 和し、臨界を防止するために必要な手順等を整 備すること。	4	3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい 損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するため に必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこ れらと同等以上の効果を有する措置を行うため の設備をいう。 a) スプレイ設備として、可模型スプレイ設備 (スプレイ〜ッダ、スプレイライン及びボンプ 車等)を配備すること。	(11)
b)燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。		b) スプレイ設備は、代替注水設備によって使用 済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合でも、 燃料損傷を緩和できるものであること。	12
	5	c) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための設備を整備すること。	13
4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料 貯蔵槽の監視は、以下によること。 a)使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空 間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事 故等により変動する可能性のある範囲にわたり 測定できること。	6	4 第1項及び第2項の設備として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。 a) 使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。 b) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線最率について、燃料貯蔵機に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能であること。	(14)
b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直 流電源が必要な場合には、代替電源設備からの 給電を可能とすること。		b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。 b) これらの計測設備は、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。	15)
		c) 使用済燃料貯蔵槽の状態をカメラにより監視 できること。	16

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(2/9)

	重大事故等対処影 審査基準の要求に					自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
	常設低圧代替注水系ポンプ	新設			使プ消用	ディーゼル駆動消火ポンプ
代常林常	代替淡水貯槽	新設]		への注	ろ過水貯蔵タンク
常設のほ代ま	低圧代替注水系配管・弁	新設			は 大 は 大 は 大 は 大 ま る を も る を も る を も る を も る を も を も を も を	多目的タンク
使用済燃料の低圧代替は	代替燃料プール注水系配管・弁	新設			場合の	消火系配管・弁・消防用ホース
ープへ生生	常設スプレイヘッダ	新設		-	プールへの注水の場合) 使用した使用済燃料プール 使用した使用済燃料プール	使用済燃料プール
ールへの注水 ールへの注水	使用済燃料プール	既設				ディーゼル駆動消火ポンプ
一	常設代替交流電源設備	新設			消火系に	ろ過水貯蔵タンク
たンる	可搬型代替交流電源設備	新設]		を使品	多目的タンク
	燃料給油設備	新設	Ī		用した た た	消火系配管・弁
	可搬型代替注水中型ポンプ	新設			を使用した使用済燃料プール火系による使用済燃料プール	残留熱除去系配管・弁
「特然料プールへの注水 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水を使用した使用済燃料プールへの注水	可搬型代替注水大型ポンプ	新設]		燃料プール	残留熱除去系B系配管・弁
然代料 料 が 対 注	西側淡水貯水設備	新設	1		一の沈	燃料プール冷却浄化系配管・弁
をルル中田注	代替淡水貯槽	新設			の水	使用済燃料プール
ルル系のため	ホース	新設			注水の場合)	非常用交流電源設備
使用済ん	低圧代替注水系配管・弁	新設			物合) 会	常設代替交流電源設備
燃料プライン	代替燃料プール注水系配管・弁	新設	(1) (2) (8) (10)	_	ライ	可搬型代替交流電源設備
イオール常注	常設スプレイヘッダ	新設				燃料給油設備
への注 が大刑	使用済燃料プール	既設]			
水レイへ	常設代替交流電源設備	新設	Ī			
ファ にょ	可搬型代替交流電源設備	新設]			
る	燃料給油設備	新設	1			
可はなる。	可搬型代替注水大型ポンプ	新設				
代替燃料プー、代替燃料プー、で用済燃料。	代替淡水貯槽	新設			_	_
が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	ホース	新設	① ② 8 9 0			
トルン 注水系 トルンを マールン	可搬型スプレイノズル	新設	9	_		
への注水への注水ンプによれる	使用済燃料プール	既設	10			
燃料プールへの注水 パール注水系 (可搬型イノズル)を使用した	燃料給油設備	新設				
漏えい抑制	静的サイフォンブレーカ	新設	① ⑧	-	_	-

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (3/9)

	重大事故等対処設 審査基準の要求に近					自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
	常設低圧代替注水系ポンプ	新設				
① 掌	代替淡水貯槽	新設]			
使用済ス代記 代日	低圧代替注水系配管・弁	新設				
燃料プ を 料プ と が 料プ	代替燃料プール注水系配管・弁	新設	4			
使用済燃料ブールへのスプレイ(常設スプレイヘッダ)を使用した(常設スプレイヘッダ)を使用した常設低圧代替注水系ポンプによる	常設スプレイヘッダ	新設		_		
へのスをルンプ	使用済燃料プール	既設				
プレイ によっ	常設代替交流電源設備	新設				
* t	可搬型代替交流電源設備	新設				
	燃料給油設備	新設				
	可搬型代替注水中型ポンプ	新設				
に搬	可搬型代替注水大型ポンプ	新設				
4る代替	西側淡水貯槽設備	新設				
使用した使用済燃料プールへのスプレイによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポ	代替淡水貯槽	新設				
	ホース	新設			_	_
	低圧代替注水系配管・弁	新設	(4)			
	代替燃料プール注水系配管・弁	新設	① ④ ⑤ 8	_		
かへのが数型代	常設スプレイヘッダ	新設	13			
オプレイを	使用済燃料プール	既設				
イッダ	常設代替交流電源設備	新設				
・シップ	可搬型代替交流電源設備	新設				
	燃料給油設備	新設				
(可可可	可搬型代替注水大型ポンプ	新設				
使用済燃(可搬型ペポーリー) (可搬型ペポーツ) (可搬型ペポーツ) (可搬型ペポーツ) (可搬型代料	代替淡水貯槽	新設				
5燃料プースプレイル代替注水土	ホース	新設	5			
ルへのインスルン	可搬型スプレイノズル	新設		_		
スプレースプレースプレースプレース を使用	使用済燃料プール	既設	12 (13)			
イル た	燃料給油設備	新設				
-	-	_	_	-	漏え い 緩 和	シール材 接着剤 ステンレス鋼板 吊り降ろしロープ
大 気	可搬型代替注水大型ポンプ (放 水用)	新設				
拡の	ホース	新設				
放射性物	放水砲	新設	(1) (5) (8) (13)	_	_	_
質の	燃料給油設備	新設				

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (4/9)

重大事故等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段					自主対策設備		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称	
使用済燃料プールの監視	使用済燃料プール温度(SA)	新設	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	_	_	_	
	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域)	新設					
	使用済燃料プールエリア放射線 モニタ (高レンジ・低レンジ)	新設					
	使用済燃料プール監視カメラ (使用済燃料プール監視カメラ 用空冷装置を含む)	新設					
14-	常設代替交流電源設備	新設		-			
代替電源による給電	可搬型代替交流電源設備	新設	(1) (6) (7) (8) (4) (15) (16)				
	常設代替直流電源設備	新設					
	可搬型代替直流電源設備	新設					
电	燃料給油設備	新設					
	代替燃料プール冷却系ポンプ	新設			代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱	可搬型代替注水大型ポンプ	
	使用済燃料プール	既設				ホース	
代	スキマサージタンク	既設					
代替燃料プー	代替燃料プール冷却系熱交換器	新設					
プール	代替燃料プール冷却系配管・弁	新設					
冷却	燃料プール冷却浄化系配管・弁	既設					
系によ	緊急用海水ポンプ	新設					
よる使用	緊急用海水系ストレーナ	新設					
済燃料プ	緊急用海水系配管・弁	新設				_	
料プールの除熱	残留熱除去系海水系配管・弁	既設					
	非常用取水設備	新設					
	常設代替交流電源設備	新設					
	可搬型代替交流電源設備	新設					
	燃料給油設備	新設					

技術的能力審查基準(1.11)

【要求事項】

適合方針

使用済燃料プールの冷却機能又は 注水機能が喪失し, 又は使用済燃料 プールからの水の漏えいその他の要 因により使用済燃料プールの水位が 低下した場合において, 使用済燃料 プール内の燃料体等を冷却し,放射 線を遮蔽し,及び臨界を防止する手 段として, 常設低圧代替注水系ポン プによる代替燃料プール注水系(注 水ライン/常設スプレイヘッダ), 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬 型代替注水大型ポンプによる代替燃 料プール注水系(注水ライン/常設 スプレイヘッダ) 及び可搬型代替注 水大型ポンプによる代替燃料プール 注水系(可搬型スプレイノズル)並 びに代替燃料プール冷却系による使 用済燃料プール内の燃料体等を冷却 するために必要な手順等を整備す る。

使用済燃料プールからの大量の水 の漏えいその他の要因により使用済 燃料プールの水位が異常に低下した 場合において,使用済燃料プール内 の燃料体等の著しい損傷の進行を緩 和し、及び臨界を防止する手段とし て, 常設低圧代替注水系ポンプによ る代替燃料プール注水系(常設スプ レイヘッダ),可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代替注水大型ポン プによる代替燃料プール注水系(常 設スプレイヘッダ) 及び可搬型代替 注水大型ポンプによる代替燃料プー ル注水系(可搬型スプレイノズル) による使用済燃料プール内の燃料体 等の著しい損傷の進行を緩和するた めに必要な手順等を整備する。

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (6/9)

技術的能力審查基準(1.11)	適合方針
【解釈】 1 第1項に規定する「使用済燃料 貯蔵槽の冷却機能又は注水機能 が喪失し、又は使用済燃料貯蔵 槽からの水の漏えいその他の要 因により当該使用済燃料貯蔵槽 の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属 施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈(原規技発第1306193号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用 済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。	
2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	

技術的能力審査基準(1.11)	適合方針
a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。	想定事故1及び想定事故2が発生した場合において,使用済燃料線を地大力の燃料体等を冷却し,放射線を遮蔽し,及び臨界を防止する常設低圧代替注水系の代替による代替燃料プレイ系がである代替として,代替注水系(注水ライン/常設スプレインプリーがです。 ポライン/対の搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(中型ポンプによる代替燃料プールがである代替になる代替燃料プールがであるでは、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型
b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。	想定事故1及び想定事故2が発生 した場合において発生する水蒸気が 重大事故等対処設備に悪影響を及ぼ す可能性がある場合に,当該悪影響 を防止する手段として,代替燃料プ ール冷却系による使用済燃料プール を冷却するために必要な手順等を整 備する。
3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	

	<u> </u>
技術的能力審査基準(1.11)	適合方針
a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。	使用済燃料プールの水位が維持できない場合において,燃料損傷を緩和し,臨界を防止する手段として,スプレイ設備である常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ),可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)及び可搬型代替注水大型ポンプによる代料プール注水系(常設スプレイへッダ)及び可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)による燃料損傷を緩和するために必要な手順等を整備する。
b) 燃料損傷時に、できる限り環境 への放射性物質の放出を低減す るための手順等を整備するこ と。	燃料信息である。 「大学学院」とは、 に、放出を に、放出を に、放出で に、放出で に、放出で に、放出で に、放出で に、放出で に、放出で に、放出で に、力 に、力 に、力 に、力 に、力 に、力 に、力 に、力
4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。	_

技術的能力審查基準(1.11)

a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温 及び上部の空間線量率につい て、燃料貯蔵設備に係る重大事 故等により変動する可能性のあ る範囲にわたり測定できるこ

と。

適合方針

b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備 が、交流又は直流電源が必要な 場合には、代替電源設備からの 給電を可能とすること。

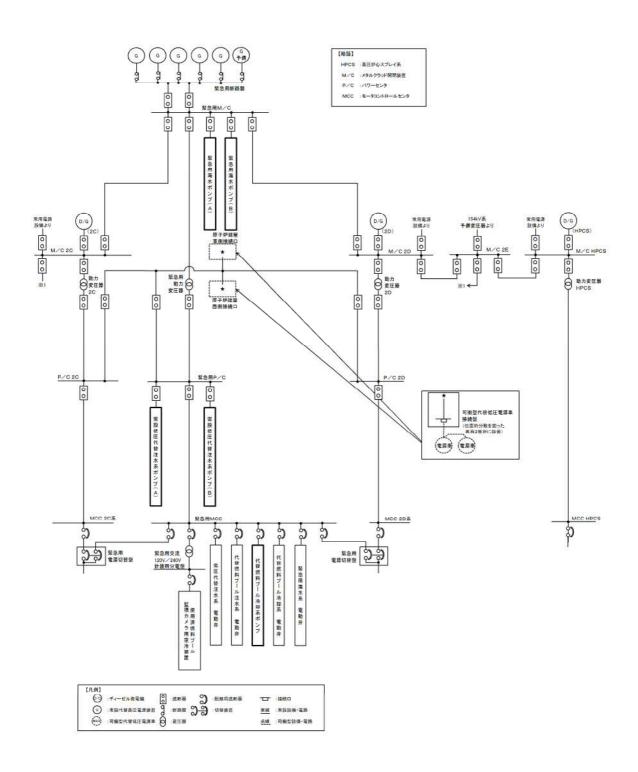
なお、電源の供給に関する手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

添付資料 1.11.2

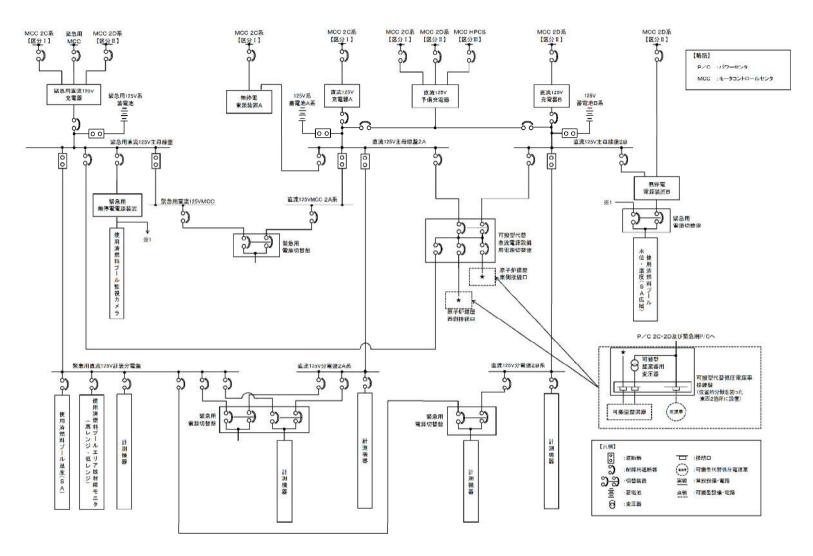
自主対策設備仕様

機器名称	常設 /可搬	耐震性	容量	揚程	個数
ディーゼル駆動消火ポンプ	常設	Cクラス	約 4.3m³/min	90m	1台
ろ過水貯蔵タンク	常設	Cクラス	約 1,500m³	_	1 基
多目的タンク	常設	Cクラス	約 1,500m³	_	1 基
可搬型代替注水大型ポンプ (代替燃料プール冷却系として 使用)	可搬	Sクラス	約 1,320m ³ /h (1 台当たり)	約 140m	4 台

第1図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第2図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第3図 対応手段として選定した設備の電源構成図(直流電源)

重大事故対策の成立性

- 1. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料 プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料 プール注水(淡水/海水)
 - (1) 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)

a. 操作概要

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プール注水が必要な状況において、外部接続口及び水源を選定し、取水箇所まで移動するとともに、送水ルートを確保した後、代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイへッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールに送水する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,常設代替高圧電源装置置場東側周辺,常設代替高圧電源装置置場西側周辺,取水箇所(西側淡水貯水設備,代替淡水貯槽)周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用 済燃料プール注水として、最長時間を要する代替淡水貯槽から原子炉建 屋東側接続口を使用した送水に必要な要員数, 所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安^{※1}:535分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る 時間は535分以内)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

・準備:30分(放射線防護具着用を含む)

・移動:10分(移動経路:南側保管場所から代替淡水貯槽周辺)

・ホース敷設準備:20分^{※1}(対象作業:ホース積込み,ホース荷卸 しを含む)

・系統構成:475分(対象作業:ポンプ設置,ホース敷設等を含む)

• 送水準備: 20分

※1:ホース敷設準備は、系統構成と並行して行うため、所要時間目安には含まれない。

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。ま

た,アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッ ダ)を使用した可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替 注水大型ポンプからのホースの接続は,汎用の結合金具で あり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に 実施可能である。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ



車両の作業用照明



ホース接続訓練



車両操作訓練(ポンプ起動)



可搬型代替注水中型ポンプ



ホース敷設訓練



夜間での送水訓練 (ポンプ設置)



放射線防護具着用による送水訓練 (交代要員参集)



放射線防護具着用による送水訓練 (水中ポンプユニット設置)

(2) 系統構成

a. 操作概要

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プール注水が必要な状況で、中央制御室からの操作により電動弁が操作できない場合、原子炉建屋西側接続口、高所西側接続口又は高所東側接続口を使用した使用済燃料プール注水の場合においては、原子炉建屋原子炉棟4階まで移動するとともに、現場での人力による操作により系統構成を実施し、代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールに注水する。原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プール注水の場合は、原子炉建屋原子炉棟5階まで移動するとともに、現場での人力による操作により系統構成を実施し、代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールに注水する。

b. 作業場所

【原子炉建屋西側接続口, 高所西側接続口又は高所東側接続口を使用した使用済燃料プール注水の場合】

原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)

【原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プール注水の場合】 原子炉建屋原子炉棟5階(管理区域)

c. 必要要員数及び所要時間

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用 済燃料プール注水として、最長時間を要する代替淡水貯槽から原子炉建 屋東側接続口を使用した送水での現場の系統構成に必要な要員数、所要 時間は以下のとおり。

必要要員数:2名(運転員等(当直運転員)2名)

所要時間目安:535分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は50分以内)

所要時間内訳

【運転員等(当直運転員)】

- ・移動:47分(移動経路:中央制御室から原子炉建屋原子炉棟5階 (放射線防護具着用を含む))
- · 系統構成:3分(操作対象1弁:原子炉建屋原子炉棟5階)
- d. 操作の成立性について

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライトを携行している。また、操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋、タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 電動弁の手動ハンドルによる現場操作については、操作に 工具等は必要とせず、手動弁と同様な操作であるため、容 易に実施可能である。また、設置未完のため、設置工事完 了後、操作性について検証する。

連絡手段:携行型有線通話装置,電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により、中央制御室との連絡が可能である。

- 2. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイ ノズル)を使用した使用済燃料プール注水及びスプレイ (淡水/海水)
 - (1) 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる送水 (淡水/海水)

a. 操作概要

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プール注水又はスプレイが必要な状況において、水源を選定し、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉又は原子炉建屋原子炉棟大物搬入口からホースを敷設するとともに、可搬型スプレイノズルを所定の場所へ運搬、設置及び接続した後、代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールに送水する。

b. 作業場所

原子炉建屋内(管理区域),屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋南側周辺,取水箇所(代替淡水貯槽)周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールスプレイとして,最長時間を要する代替淡水貯槽から原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安: 435分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は435分以内)

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

・移動:40分(移動経路:緊急時対策所から原子炉建屋原子炉棟 (放射線防護具着用を含む))

30分(移動経路:原子炉建屋原子炉棟から南側保管場所) 10分(移動経路:南側保管場所から代替淡水貯槽周辺)

・準備:115分(対象作業:ホース敷設,可搬型スプレイノズル設置を含む)

10分(対象作業:可搬型代替注水大型ポンプ準備を含む)

- ・ホース敷設準備:20分*1 (対象作業:ホース積込み,ホース荷 卸しを含む)
- ・系統構成:180分(対象作業:ポンプ設置,ホース敷設等を含む)
- ・送水準備:50分(移動経路:原子炉建屋原子炉棟内(対象作業:ホース接続を含む))
 - ※1:ホース敷設準備は、系統構成と並行して行うため、所要時間目安には含まれない。
- d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,常用照明消灯時又は夜間における作業性を確保している。また,操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) として使

用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は, 汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保している ことから、容易に実施可能である。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ



車両の作業用照明



ホース接続訓練



車両操作訓練(ポンプ起動)



ホース敷設訓練



夜間での送水訓練 (ポンプ設置)



放射線防護具着用による送水訓練 (交代要員参集)



放射線防護具着用による送水訓練 (水中ポンプユニット設置)

- 3. 消火系による使用済燃料プールへの注水
 - (1) 消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水

a. 操作概要

消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水が必要な状況において,原子炉建屋原子炉棟5階,原子炉建屋原子炉棟6階まで移動するとともに,消防用ホースの敷設及び消火栓へ接続し,ディーゼル駆動消火ポンプにより使用済燃料プールに注水する。

b. 作業場所

原子炉建屋原子炉棟5階(管理区域),原子炉建屋原子炉棟6階(管理区域)

c. 必要要員数及び所要時間

消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水における,現場での系統 構成に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:4名 (運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)4 名)

所要時間目安:60分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間 は60分以内)

所要時間内訳

【運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)】

- ・移動:45分(移動経路:中央制御室から原子炉建屋原子炉棟6階 (放射線防護具着用を含む))
- ・系統構成:11分(対象作業:消防用ホース敷設を含む)
- · 注水開始操作: 4分(操作対象1弁:原子炉建屋原子炉棟5階)
- d. 操作の成立性について

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライ

トを携行している。また、操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋、タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 通常の弁操作であり容易に操作可能である。また、操作対象弁は操作性が確保された場所に設置されており、操作性に支障はない。

連絡手段:携行型有線通話装置,電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,中央制御室との連絡が可能である。

(2) 残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水

a. 操作概要

残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水が必要な状況において、タービン建屋1階、原子炉建屋原子炉棟3階及び原子炉建屋原子炉棟4階まで移動するとともに、系統構成を実施し、ディーゼル駆動消火ポンプにより使用済燃料プールに注水する。

b. 作業場所

タービン建屋1階(管理区域),原子炉建屋原子炉棟3階(管理区域)及び原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)

c. 必要要員数及び所要時間

消火系(残留熱除去系ライン)による使用済燃料プール注水における,現場での系統構成に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:2名(運転員等(当直運転員)2名)

所要時間目安:105分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は105分以内)

所要時間内訳

【運転員等(当直運転員)】

- ・移動:40分(移動経路:中央制御室からタービン建屋1階(放射 線防護具着用を含む))
- ・系統構成:45分(操作対象2弁:タービン建屋1階及び原子炉建屋 原子炉棟3階)
- 注水開始操作: 20分(操作対象1弁: 原子炉建屋原子炉棟4階)

d. 操作の成立性について

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライトを携行している。また、操作は汚染の可能性を考慮し放

射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 通常の弁操作であり容易に操作可能である。また、操作対象弁は操作性が確保された場所に設置されており、操作性に支障はない。

連絡手段:携行型有線通話装置,電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,中央制御室との連絡が可能である。

- 4. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料 プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールスプレイ(淡水/海水)
 - (1) 代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)

a. 操作概要

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールスプレイが必要な状況において、外部接続口及び水源を選定し、取水箇所まで移動するとともに、送水ルートを確保した後、代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールに送水する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,常設代替高圧電源装置置場東側周辺,常設代替高圧電源装置置場西側周辺,取水箇所(代替淡水貯槽)周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールスプレイとして,最長時間を要する代替淡水貯槽から原子炉建屋東側接続口を使用した送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安:535分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は535分以内)

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

・準備:30分(放射線防護具着用を含む)

・移動:10分(移動経路:南側保管場所から代替淡水貯槽周辺)

・ホース敷設準備:20分*1 (対象作業:ホース積込み,ホース荷 卸しを含む)

・系統構成:475分(対象作業:ポンプ設置,ホース敷設等を含む)

送水準備:20分

※1:ホース敷設準備は、系統構成と並行して行うため、所要時間目安には含まれない。

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用 する可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポ ンプからのホース接続は、汎用の結合金具であり、十分な 作業スペースを確保していることから、容易に実施可能であ る。 連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ



車両の作業用照明



ホース接続訓練



車両操作訓練(ポンプ起動)



可搬型代替注水中型ポンプ



ホース敷設訓練



夜間での送水訓練 (ポンプ設置)



放射線防護具着用による送水訓練 (交代要員参集)



放射線防護具着用による送水訓練 (水中ポンプユニット設置)

5. 漏えい緩和

- (1) 使用済燃料プール漏えい緩和
 - a. 操作概要

使用済燃料プール漏えい緩和が必要な状況において,原子炉建屋原子炉棟6階まで移動するとともに,使用済燃料プール近傍に保管する資機材を用いて,シール材を接着したステンレス鋼板に吊り降ろしロープを取り付け,使用済燃料プールに吊り下げることにより使用済燃料プールの漏えいを緩和する。

b. 作業場所

原子炉建屋原子炉棟6階(管理区域)

c. 必要要員数及び所要時間

使用済燃料プール漏えい緩和における,現場での使用済燃料プールの 漏えい緩和措置に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:4名(重大事故等対応要員4名)

所要時間目安:150分以内(放射線防護具着用及び移動:85分)

d. 操作の成立性について

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライトを携行している。また、操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋、タイベック)を着用して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト又はLEDライトを携行しており近接可能である。また, アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 資機材 (シール材,接着剤,ステンレス鋼板,吊り降ろしロープ) 配備後,資機材の運搬及び吊り下げ作業の模擬訓練を行い,操作性について検証する。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。



ステンレス鋼板



模擬装置による吊り下げ訓練

- 6. 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保
 - (1) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる 送水 (海水)

a. 操作概要

代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水の確保が必要な状況において、外部接続口を選定し、取水箇所まで移動するとともに、送水ルートを確保した後、代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプにより代替燃料プール冷却系に冷却水を送水する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,取水箇所(SA用海水ピット)周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水の確保として、最長時間を要するSA用海水ピットから代替燃料プール冷却系東側接続口を使用した送水に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安:370分以内(所要時間目安のうち,現場操作に係る時間は370分以内)

所要時間内訳

【重大事故等対応要員】

・準備:30分(放射線防護具着用を含む)

・移動:10分(移動経路:南側保管場所からSA用海水ピット周

- ・ホース敷設準備:20分*1 (対象作業:ホース積込み,ホース荷 卸しを含む)
- 系統構成:310分(対象作業:ポンプ設置,ホース敷設等を含む)
- · 送水準備: 20分

※1:ホース敷設準備は、系統構成と並行して行うため、所要時間目安には含まれない。

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型 ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分 な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能で ある。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P HS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な 設備により,災害対策本部との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ



車両の作業用照明



ホース接続訓練



東海港での送水訓練 (ホース敷設)



東海港での送水訓練 (水中ポンプユニット設置)



車両操作訓練(ポンプ起動)



ホース敷設訓練



夜間での送水訓練 (ポンプ設置)



放射線防護具着用による送水訓練 (交代要員参集)



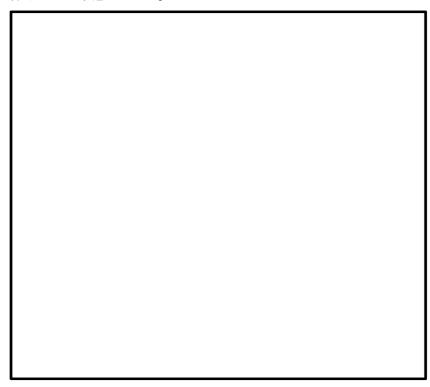
放射線防護具着用による送水訓練 (水中ポンプユニット設置)

使用済燃料プールの水位低下と遮蔽水位に関する評価について(1)

1. 使用済燃料プールの概要

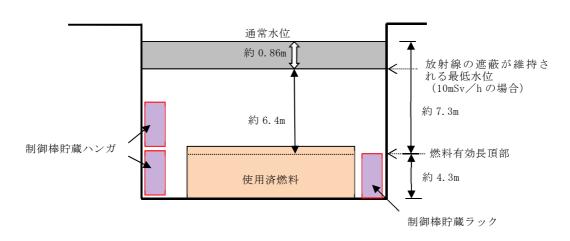
使用済燃料プール周辺の概要図を第1図に示す。

施設定期検査時において、多くの場合はプールゲートが開放され、使用済燃料プールは原子炉ウェル、ドライヤ気水分離器貯蔵プール、キャスクピットとつながっているが、有効性評価においてはプールゲートを閉鎖している場合を想定し、原子炉ウェル、ドライヤ気水分離器貯蔵プール及びキャスクピットの保有水量は考慮しない。



第1図 使用済燃料プール周辺の概要図

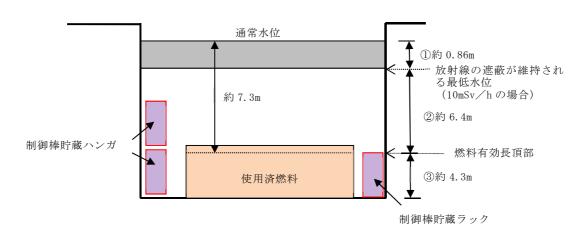
2. 放射線の遮蔽の維持に必要な使用済燃料プールの遮蔽水位について 第2図に放射線の遮蔽の維持に必要な使用済燃料プールの遮蔽水位につい て示す。 放射線の遮蔽の維持に必要な使用済燃料プールの遮蔽水位は、その状況 (必要となる現場及び操作する時間)によって異なる。重大事故等であるこ とを考慮し、例えば原子炉建屋原子炉棟 6 階において 10mSv/h の場合は、 通常水位から約 0.86m 下の位置より高い遮蔽水位が必要となる。



第2図 放射線の遮蔽に必要な使用済燃料プールの遮蔽水位

3. 使用済燃料プールの高さと断面積について

使用済燃料プールの高さを第3図に、使用済燃料プールの断面積及び保有 水の容積を第1表に示す。



第3図 東海第二発電所 使用済燃料プールの高さ

項目断面積 (m²)保有水の容積 (m³)①約 116約 100②約 115約 737

約 352

約 1, 189

約83

第1表 使用済燃料プールの断面積及び保有水の容積

第3図に示す各領域①~③の保有水の容積は、使用済燃料プール容積から機器の容積を除くことで算出し、各領域の断面積については、①の領域では使用済燃料プールの寸法より求めた断面積を使用し、②、③の領域では求めた各領域の容積から高さを除して求めた。なお、断面積については各領域での平均的な値を示しているが、プール内に設置されている機器の多くは②、③の底部又は壁面下部にあるため、平均化によって上部の断面積が実際より狭く評価される。保有水量に対する水位の低下という観点では断面積が小さいほど水位低下速度は速くなることから、保守的な評価となっている。

4. 想定事故1における時間余裕

(3)

合計

使用済燃料プールの冷却機能及び注水機能の喪失時における崩壊熱による 使用済燃料プール水の沸騰までの時間,沸騰開始後の水位低下時間及び沸騰 による水位低下平均速度について,以下の式を用いて算定した。事象を保守 的に評価するため,使用済燃料プールの初期水温は,運転上許容される上限 値である 65℃とする。また,発生する崩壊熱は全て水温上昇及び蒸発に寄 与するものとし,使用済燃料プールの水面及び壁面等からの放熱を考慮しな い。

(1) 算定方法, 算定条件

a. 冷却機能停止から沸騰までの時間

b. 沸騰開始からの水位低下時間

1時間当たりの沸騰による蒸発量 $(m^3/h)=\frac{$ 燃料の崩壊熱 $(MW)\times 10^3\times 3600}{$ 水の密度 $(kg/m^3)^{**2}\times$ 蒸発潜熱 $(kJ/kg)^{**3}$

水位低下時間h)= 通常水位から燃料有效長頂部までの水量 m^3)×水の密度 $(kg/m^3)^{*2}$ ×蒸発潜熱 $(kJ/kg)^{*3}$ 燃料の崩壊熱(MW)× 10^3 ×3600

c. 沸騰による水位低下平均速度

水位低下速度(m/h)= 通常水位から燃料有効長頂部までの高低<u></u> 通常水位から燃料有効長頂部まで水位低下にかかる時間(h)

使用済燃料プールの下部は機器等が設置されており、保有水が少ないため、 使用済燃料プールの下部では水位低下速度は早く、使用済燃料プール上部で は水位低下速度は遅い。ここでは、燃料有効長頂部に水位が到達するまでの 時間評価では、保守的に一律の水位低下速度を想定する。

上記計算式を用いて,以下の条件にて算定した。

水の比熱 ^{※1}	使用済燃料プールの水量	水の密度 ^{※2}	燃料の崩壊熱
(kJ/kg/°C)	(m³)	(kg/m³)	(MW)
4. 185	約 1,189	958	約 9.1

蒸発潜熱*3	通常水位から燃料有効長頂	通常水位から燃料有効長頂	通常水位から約 0.86m 下
(kJ/kg)	部までの水量 (m³)	部までの高低差 (m)	までの水量 (m³)
2, 256. 47	約 837	約7.3	

- ※1 65℃から100℃までの飽和水の比熱のうち、最小となる65℃の値を使用(1999年 蒸気表より)
- ※2 65℃から 100℃までの飽和水の密度のうち、最小となる 100℃の値を使用 (1999年蒸気表より)
- ※3 100℃の飽和水の比エンタルピと 100℃飽和蒸気の比エンタルピの差より算出 (1999 年蒸気表より)

なお、 $a. \sim c.$ の算出においては以下の保守的な仮定と非保守的な仮定があるが、総合的に使用済燃料プールの水面や壁面からの放熱を考慮してい

ないことの影響が大きいと考えられ、保守的な評価になっていると考えられる。

【保守的な仮定】

- ・ 温度変化に対する比熱及び密度の計算にて最も厳しくなる値を想定している。
- ・使用済燃料プールの水面や壁面からの放熱を考慮していない。

【非保守的な仮定】

・簡易的な評価とするため、プール水は全て均一の温度と仮定し、プール 全体が 100℃に到達した時間を沸騰開始としている。

なお、注水等の操作時間余裕は十分に大きいことからこれらの評価の仮定 による影響は無視できる程度であると考える。

(2) 算定結果

項目	算定結果
使用済燃料プール水温 100°C到達までの時間(h)	約 5.1
燃料の崩壊熱による使用済燃料プールの保有水の蒸発量 (m³/h)	約 16
必要注水流量 (m³/h) ^{※4}	約 13
使用済燃料プール水位が通常水位から約0.86m低下するまでの時間 (h) ※5	約 11
使用済燃料プール水位が通常水位から燃料有効長頂部まで低下するまでの時間 (day) ^{※5}	約 2.5
使用済燃料プール水位の低下速度(m/h)	約 0.13

※4 必要注水流量は次の式で求める

必要注水流量= (崩壊熱×3,600) / (($h_s - h_f$) × ρ_f)

h。: 飽和蒸気の比エンタルピ (kJ/kg) 2,675.57

h_f:注水 (35℃飽和水) の比エンタルピ (kJ/kg) =146.64

ρ_f:注水 (35℃飽和水) の密度 (kg/m³) =994

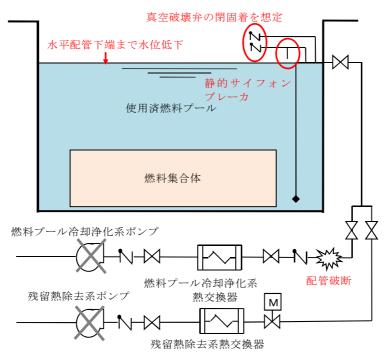
※5 事象発生から沸騰開始までの時間を含む

使用済燃料プールの冷却機能が喪失した場合,燃料の崩壊熱により使用済 燃料プール温度が上昇し,約5.1時間後に沸騰開始となり,蒸発により水位 低下が始まる。このときの蒸発量は約16m³/hである。

よって,使用済燃料プールの水位が放射線の遮蔽が維持される最低水位 (通常水位より約0.86m下)まで低下する時間は約11時間後であり,可搬 型代替注水中型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン)を使用し た注水操作の時間余裕は十分にある。 使用済燃料プールの水位低下と遮蔽水位に関する評価について(2)

- 使用済燃料プールの概要
 添付資料 1.11.5 と同様である。
- 2. 放射線の遮蔽の維持に必要な使用済燃料プールの遮蔽水位について 添付資料 1.11.5 と同様である。
- 3. 想定事故2における時間余裕

第1図に示すように、想定事故2では燃料プール水戻り配管に設置されている真空破壊弁については閉固着を仮定する。静的サイフォンブレーカにより、サイフォン現象による流出を防止するため、使用済燃料プール水位は燃料プール水戻り配管水平部下端(通常水位から約0.23m下)までの低下にとどまり、保守的にこの水位まで瞬時に低下するものとする。



第1図 想定事故2の想定

配管破断により保有水が漏えいし、燃料プール水戻り配管水平部下端(通常水位から約0.23m下)まで水位が低下した場合、崩壊熱除去機能喪失に伴い、事象発生から約5.0時間後に沸騰の開始により水位が低下する。

プールの水位が放射線の遮蔽維持水位(通常水位より約0.86m下)まで低下するのは事象発生から約9.8時間後であり、可搬型代替注水中型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン)による注水操作の時間余裕はある。

項目	算出結果
使用済燃料プール水温 100°C到達までの時間(h)	約 5.0
燃料の崩壊熱による使用済燃料プールの保有水の蒸散量(m³/h)	約 16
必要注水流量(m³/h)	約 13
使用済燃料プール水位が通常水位から約0.86m低下するまでの時間*(h)	約 9.8
燃料有効長頂部まで使用済燃料プール水位が低下するまでの時間** (day)	約 2.4
使用済燃料プール水位の低下速度(m/h)	約 0.13

[※] 事象発生から沸騰開始までの時間を含む

可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノ ズル)を使用した使用済燃料プールスプレイ (淡水/海水) におけるホース 敷設について

: 耐火壁

凡例

: ホースルート(原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉) : ホースルート(原子炉建屋原子炉棟大物搬入口)

: ホースルート (垂直)

□ : 可搬型スプレイノズル設置場所

原子炉建屋原子炉棟 6階

原子炉建屋原子炉棟 5 階	・ホースルート (原子炉建屋原子炉棟大物搬入口) ・ホースルート (垂直) Δ : 可搬型スプレイノズル設置場所 ・・耐火壁	

凡例

- : ホースルート(原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉)

原子炉建屋廃棄物処理棟 4 階	凡例
原子炉建屋付属棟 4 階	▲ : 可搬型スプレイノズル設置場所

: ホースルート (原子炉建屋原子炉棟大物搬入口) : ホースルート (垂直) : 可搬型スプレイノズル設置場所 原子炉建屋付属棟 3階 : 耐火壁

凡例 : ホースルート (原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉)

: ホースルート(原子炉建屋原子炉棟大物搬入口) : ホースルート (垂直) : 可搬型スプレイノズル設置場所 原子炉建屋付属棟 中2階 : 耐火壁

凡例 : ホースルート(原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉)

凡例 : ホースルート(原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉) : ホースルート (原子炉建屋原子炉棟大物搬入口) : ホースルート (垂直) : 可搬型スプレイノズル設置場所 原子炉建屋付属棟 1階 - : 耐火壁 原子炉建屋原子炉棟 1階 原子炉建屋廃棄物処理棟 1階

解釈一覧

判断基準の解釈一覧(1/3)

手順		判断基準記載内容	解釈	
1.11.2.1 使用済燃料プールの冷 却機能又は注水機能の 喪失時,又は使用済燃 料プール水の小規模な 漏えい発生時の対応手 順	(1) 燃料プール代替注 水	a. 常設低によって 高. 常設低にルイイにルイイにルイイしー 系が料注スを燃料のでは、 を開発が が大力が、 が大力が、 が大力が、 が大力が、 が大力が、 が大力が、 では、 を関数が、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	使用済燃料プール水位低警報	使用済燃料プール水位指示値が通常水位-142mm 以下
			使用済燃料プール温度高警報	使用済燃料プール温度指示値が 50℃以上
			使用済燃料プール水位低警報	使用済燃料プール水位指示値が通常水位-142mm 以下
			使用済燃料プール温度高警報	使用済燃料プール温度指示値が50℃以上
			使用済燃料プール水位低警報	使用済燃料プール水位指示値が通常水位-142mm 以下
		イノズル)を使用 した使用済燃料プ ールへの注水(淡 水/海水)	使用済燃料プール温度高警報	使用済燃料プール温度指示値が50℃以上

判断基準の解釈一覧(2/3)

手順				判断基準記載内容	解釈
1.11.2.1 使用済燃料プールの冷 却機能又は注水機能の 喪失時,又は使用済燃 料プール水の小規模な 漏えい発生時の対応手 順			資燃料プールへの 注水 【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】 d. 消火系による使用 済燃料プールへの 注水 【残留熱除去系ラインを使用した使	使用済燃料プール水位低警報	使用済燃料プール水位指示値が通常水位-142mm 以下
	(1) 燃料プール代替注 水	ール代替注		使用済燃料プール温度高警報	使用済燃料プール温度指示値が50℃以上
				使用済燃料プール水位低警報	使用済燃料プール水位指示値が通常水位-142mm 以下
				使用済燃料プール温度指示値が50℃以上	

判断基準の解釈一覧 (3/3)

手順			判断基準記載内容	解釈
1.11.2.2 使用済燃料プールから の大量の水の漏えい発 生時の対応手順		a.常設低圧代替注水 系ポポート を を が が が が が が が が が が が が が が が が が	使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルま で低下	使用済燃料プール水位指示値が水位低警報レベ ル(通常水位-142 mm以下)まで低下
			使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位 低下	使用済燃料プール水位指示値が使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下
	(1) 燃料プールスプレ		使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルま で低下	使用済燃料プール水位指示値が水位低警報レベル(通常水位-142mm以下)まで低下
	1		使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位 低下	使用済燃料プール水位指示値が使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下
			使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルま で低下	使用済燃料プール水位指示値が水位低警報レベル (通常水位-142mm以下) まで低下
		イノズル)を使用 した使用済燃料プ ールへのスプレイ (淡水/海水)	使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位 低下	使用済燃料プール水位指示値が使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下
	(2) 漏えい緩和	a. 使用済燃料プール 漏えい緩和	使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルま で低下	使用済燃料プール水位指示値が水位低警報レベル(通常水位-142mm以下)まで低下
			使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位 低下	使用済燃料プール水位指示値が使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下
1.11.2.3 重大事故等時における 使用済燃料プールの監 視のための対応手順	(1) 使用済燃料プール	a. 使用済燃料プール 監視カメラ用空冷	使用済燃料プール水位低警報	使用済燃料プール水位指示値が通常水位-142mm 以下
	の状態監視	装置起動	使用済燃料プール温度高警報	使用済燃料プール温度指示値が50℃以上

操作手順の解釈一覧(1/2)

手順			操作手順記載内容	解釈
1.11.2.1 使用済燃料プールの冷 却機能又は注水機能の 喪失時,又は使用済燃 料プール水の小規模な 漏えい発生時の対応手 順		a. 常設に大きな代表によって、 を表して、 を表して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 を対して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約 2.0MPa [gage] 以上	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約 2.0MPa [gage] 以上
			使用済燃料プール水位低レベル以上	使用済燃料プール水位低レベル (通常水位 - 142mm) 以上
	(1) 燃料プール代替注 水		使用済燃料プール水位低レベル以上	使用済燃料プール水位低レベル (通常水位 - 142mm) 以上
			消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力指示値が約0.79MPa [gage] 以上	消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力指示値が約0.79MPa [gage] 以上
			使用済燃料プール水位低レベル以上	使用済燃料プール水位低レベル (通常水位 - 142mm) 以上
		d. 消火系による使用 済燃料プールへの 注水 【残留熱除去系ラ インを使用した使 用済燃料プールへ の注水の場合】	消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力指示値が約0.79MPa [gage] 以上	消火系ポンプ吐出ヘッダ圧力指示値が約0.79MPa [gage] 以上
			残留熱除去系系統流量指示値の上昇	残留熱除去系系統流量指示値が約75m ³ /hまで上 昇
			使用済燃料プール水位低レベル以上	使用済燃料プール水位低レベル (通常水位- 142mm) 以上

操作手順の解釈一覧(2/2)

	手順		操作手順記載内容	解釈	
1.11.2.2 使用済燃料プールから の大量の水の漏えい発 生時の対応手順	(1) 燃料プールスプレ イ	a. 常設低圧代替注水 系ポンプによる代 替燃料プール注水 系(常設スプレイ ヘッダ)を使用し た使用済燃料プー ルへのスプレイ	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約 2.0MPa [gage] 以上	常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力指示値が約 2.0MPa [gage] 以上	
1.11.2.4 使用済燃料プールから 発生する水蒸気による 悪影響を防止するため の対応手順	(1) 使用済燃料プール の除熱 a. 代替燃料プール冷 却系による使用済 燃料プールの除熱	(b) 緊急用海水系によ る冷却水(海水) の確保	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷却系熱交 換器)の流量上昇	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷却系熱交 換器)が約144m ³ /hまで上昇	
		(c) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷却系熱交 換器)の流量上昇	緊急用海水系流量(代替燃料プール冷却系熱交 換器)が約144m ³ /hまで上昇	

弁番号及び弁名称一覧

			I
統一名称	弁名称	弁番号	操作場所
常設低圧代替注水系系統分離弁	(常設低圧代替注水系系統分離弁) *1	_	中央制御室 常設低圧代替注水系格納槽内(非管理区域)
使用済燃料プール注水ライン流量調整弁	(使用済燃料プール注水ライン流量調整弁(常設/可搬ライン))*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
	(使用済燃料プール注水ライン流量調整弁(可搬ライン))*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟5階(管理区域)
 使用済燃料プールスプレイライン元弁	(使用済燃料プールスプレイライン元弁(常設/可搬 ライン)) *1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟6階(管理区域)
	(使用済燃料プールスプレイライン元弁 (可搬ライン)) *1	_	中央制御室 原子炉棟6階(管理区域)
原子炉建屋西側接続口の弁	(原子炉建屋西側接続口の弁) **1	_	屋外
原子炉建屋東側接続口の弁	(原子炉建屋東側接続口の弁)*1	_	屋外
高所東側接続口の弁	(高所東側接続口の弁) *1	_	屋外
高所西側接続口の弁	(高所西側接続口の弁) **1	_	屋外
補助ボイラ冷却水元弁	H/B冷却水元弁	7-20V204	タービン建屋1階西側(管理区域)
The Country of the Co	RHR (B) FPライン弁	E12-F093 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下1階RHR (B) 熱交換器室 (管理区域)
残留熱除去系 B 系消火系ライン弁	RHR (B) FPライン弁	E12-F094 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉等地下1階RHR (B) 熱交換器室 (管理区域)
残留熱除去系B系燃料プール冷却浄化系ライン隔離弁	RHR (B) -FPCライン隔離弁	E12-F170B	原子炉建屋原子炉棟3階東側(管理区域)
残留熱除去系使用済燃料プールリサイクル弁	FPC使用済み燃料貯蔵池RHR系リサイクル弁	G41-F036	原子炉建屋原子炉棟4階東側(管理区域)
使用済燃料プール注水ライン元弁	(使用済燃料プール注水ライン元弁(常設/可搬ライン))*1	_	中央制御室原子炉棟6階(管理区域)
使用海熱科ノール在水ノイン元升	(使用済燃料プール注水ライン元弁 (可搬ライン)) **1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟6階 (管理区域)
使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置出口弁	(使用済燃料プール監視カメラ用空冷装置出口弁)*1	_	原子炉建屋付属棟4階(管理区域)
燃料プール冷却浄化系入口隔離弁	(燃料プール冷却浄化系入口隔離弁) *1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階 (管理区域)
代替燃料プール冷却系ポンプ入口弁	(代替燃料プール冷却系ポンプ入口弁) **1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
代替燃料プール冷却系熱交換器出口弁	(代替燃料プール冷却系熱交換器出口弁)*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階(管理区域)
代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出ロライン切替 え弁(A)	(代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出ロライン切替え弁(A))*1	-	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟3階(管理区域)
代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水供給流量調節弁	(代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水供給流量調節 弁)*1	_	中央制御室 原子炉建屋廃棄物処理棟1階(管理区域)
代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出口ライン切替 え弁(B)	(代替燃料プール冷却系熱交換器冷却水出口ライン切替え弁(B))*1	_	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟3階(管理区域)
代替燃料プール冷却系西側接続口の弁	(代替燃料プール冷却系西側接続口の弁) **1	_	屋外
代替燃料プール冷却系東側接続口の弁	(代替燃料プール冷却系東側接続口の弁) *1	_	屋外
代替残留熱除去系海水系西側接続口の弁	(代替残留熱除去系海水系西側接続口の弁) **1	-	屋外

※1:今後の検討によって弁名称は変更の可能性がある。

手順のリンク先について

使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等について、手順のリンク先を以下 に取りまとめる。

- 1. 1.11.2.3(1) b. 代替電源による給電
 - ・代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順
 - <リンク先> 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電
 - 1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備による代替所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気 設備への給電
 - 1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備への給電
- 2. 1.11.2.4(1) a. 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
 - ・常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置及び可搬型 代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車に関する手順等
 - <リンク先> 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備による代替所内電気設備への給電
 - 1.14.2.6(1) a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油
 - 1.14.2.6(1) b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置 への給油

- 3. 1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順
 - ・可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性 物質の拡散抑制手順
 - <リンク先> 1.12.2.1(1) a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑 制
 - ・西側淡水貯水設備及び代替淡水貯槽への水の補給手順並びに水源から接 続口までの可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプに よる送水手順
 - <リンク先> 1.13.2.1(5) a. 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替 注水中型ポンプによる送水(淡水/海水)
 - 1.13.2.1(6) a. 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水 大型ポンプによる送水(淡水/海水)
 - 1.13.2.2(1) a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補 給(淡水/海水)
 - 1.13.2.2(2) a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水 貯水設備への補給(淡水/海水)
 - ・非常用交流電源設備,常設代替交流電源設備として使用する常設代替高 圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電 源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用125V系蓄電池又は可 搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型 整流器による常設低圧代替注水系ポンプ,代替燃料プール冷却系ポン プ,緊急用海水ポンプ,電動弁及び監視計器への電源供給手順並びに常 設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替

交流電源設備及び可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低 圧電源車,非常用交流電源設備,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型 代替注水大型ポンプへの燃料給油手順

- <リンク先> 1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電
 - 1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(1) a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備による代替所内電気設備への給電
 - 1.14.2.3(2) a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気 設備への給電
 - 1.14.2.3(2) b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備への給電
 - 1.14.2.6(1) a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油
 - 1.14.2.6(1) b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置 への給油
 - 1.14.2.7(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電
 - 1.14.2.7(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機への給油
- ・操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順
- <リンク先> 1.15.2.1 監視機能喪失
 - 1.15.2.2 計測に必要な電源の喪失

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

<目次>

- 1.12.1 対応手段と設備の選定
 - (1) 対応手段と設備の選定の考え方
 - (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール 内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備
 - (a) 大気への放射性物質の拡散抑制
 - (b) 海洋への放射性物質の拡散抑制
 - b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手 段及び設備
 - c. 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - (a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制
 - (b) 航空機燃料火災への泡消火
 - d. 手順等
- 1.12.2 重大事故等時の手順
- 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プー ル内の燃料体等の著しい損傷時の手順等
 - (1) 大気への放射性物質の拡散抑制
 - a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放射 性物質の拡散抑制
 - b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込 み

- (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制
 - a. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制
 - b. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制
 - c. 重大事故等時の対応手段の選択
- 1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順
 - (1) 初期対応における延焼防止処置
 - a. 化学消防自動車, 水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による泡消火
 - (2) 航空機燃料火災への泡消火
 - a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火
 - b. 重大事故等時の対応手段の選択
- 1.12.2.3 その他の手順項目にて考慮する手順
- 添付資料1.12.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応表
- 添付資料1.12.2 自主対策設備仕様
- 添付資料1.12.3 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気 への放射性物質の拡散抑制
- 添付資料1.12.4 放射性物質拡散抑制手順の作業時間について
- 添付資料1.12.5 放水砲の設置位置及び使用方法等について
- 添付資料1.12.6 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所 の絞り込み
- 添付資料1.12.7 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制
- 添付資料1.12.8 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制
- 添付資料1.12.9 化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容

器(消防車用)による延焼防止処置

添付資料1.12.10 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡消火薬剤 容器 (大型ポンプ用) 及び泡混合器による航空機燃料火災 への泡消火

添付資料1.12.11 放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について

添付資料1.12.12 消火設備の消火性能について

添付資料1.12.13 手順のリンク先について

1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等

【要求事項】

1 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行う ための手順等をいう。
 - a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等の 著しい損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放 射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。
 - b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備すること。

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備を整備しており、ここでは、この設備を活用した手順等について説明する。

1.12.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の 燃料体等の著しい損傷に至った場合において、発電所外へ放射性物質が拡 散するおそれがある。発電所外へ放射性物質の拡散を抑制するための対応 手段と重大事故等対処設備を選定する。

また,原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生 した場合において,消火対応するための対応手段と重大事故等対処設備を 選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と 自主対策設備**を選定する。

※ 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全ての プラント状況において使用することは困難であるが、 プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく、設置許可基準規則第五十五条及び技術基準 規則第七十条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が 網羅されていることを確認するとともに、重大事故等対処設備及び自主対 策設備との関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段とその対応に

使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する 手順についての関係を第1.12-1表に整理する。

a. 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール 内の燃料体等の著しい損傷時の対応手段及び設備

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損のおそれがある場合,又 は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合は, 大気への放射性物質の拡散抑制,放射性物質を含む汚染水が発生する場 合は,海洋への放射性物質の拡散抑制を図る。

(a) 大気への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内 の燃料体等の著しい損傷に至った場合は,原子炉建屋放水設備により, 大気への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。

大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備(原子炉建屋放水設備)は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)
- ・ホース
- 放水砲
- ・SA用海水ピット取水塔
- ・海水引込み管
- ・SA用海水ピット
- 燃料給油設備
- ・ガンマカメラ

・サーモカメラ

(b) 海洋への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において,原子炉建屋への放水により放射性物質を含む汚染水が発生する場合は,海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手段がある。

海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備(海洋拡散抑制設備) は以下のとおり。

- 汚濁防止膜
- 放射性物質吸着材

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

b. 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の対応手 段及び設備

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した 場合,初期対応における延焼防止処置により,火災に対応する手段があ る。

初期対応における延焼防止処置に使用する設備は以下のとおり。

- 化学消防自動車
- ・水槽付消防ポンプ自動車
- · 泡消火薬剤容器(消防車用)
- ・消火栓(原水タンク)

• 防火水槽

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合,航空機燃料火災への泡消火により火災に対応する手段がある。

航空機燃料火災への泡消火に使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)
- ・ホース
- 放水砲
- ・泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)
- 泡混合器
- ・SA用海水ピット取水塔
- ・ 海水引込み管
- ・SA用海水ピット
- · 燃料給油設備

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料 1.12.1)

- c. 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - (a) 大気及び海洋への放射性物質の拡散抑制

審査基準及び基準規則に要求される,大気への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),ホース,放水砲及び燃料給油設備は,いずれも重大事故等対処設備と位置付ける。

海洋への放射性物質の拡散抑制に使用する設備のうち、汚濁防止膜 は重大事故等対処設備と位置付ける。

以上の重大事故等対処設備により発電所外への放射性物質の拡散抑制が可能であることから、以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を示す。

- ・ガンマカメラ
- ・サーモカメラ

これらの設備については、大気への放射性物質の拡散を直接抑制する手段ではないが、原子炉建屋放水設備により原子炉建屋に向けて放水する際に、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として有効である。

• 放射性物質吸着材

放射性物質吸着材を設置するためには、地震発生後のアクセスルートの液状化による影響(一部のアクセスルートで車両通行不可)を踏まえると最短でも、作業開始を判断してから 15 時間程度要することになるが、放射性物質の吸着効果が期待され、海洋への放射性物質の拡散抑制及び放出量の低減を図る手段として有効である。

なお、アクセスルートに液状化の影響が無い場合は、作業開始を判断してから約 6.5 時間と想定する。

(b) 航空機燃料火災への泡消火

基準規則に要求される, 航空機燃料火災への泡消火に使用する設備

のうち,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),ホース,放水砲,泡 消火薬剤容器(大型ポンプ用),泡混合器及び燃料給油設備は,重大 事故等対処設備と位置付ける。

以上の重大事故等対処設備により航空機燃料火災への泡消火が可能 であることから,以下の設備は自主対策設備として位置付ける。あわ せて,その理由を示す。

- 化学消防自動車
- ・水槽付消防ポンプ自動車
- · 泡消火薬剤容器(消防車用)

これらの設備については、航空機燃料火災への対応手段として放水 量が少ないため、同等の放水効果は得られにくいが、早期に消火活動 が可能であり、航空機燃料の飛散によるアクセスルート及び建屋への 延焼拡大防止の手段として有効である。

- ・消火栓(原水タンク)
- 防火水槽

d. 手順等

上記のa., b. 及びc. により選定した対応手段に係る手順を整備する。これらの手順は、重大事故等対応要員の対応として、「重大事故

等対策要領」に、自衛消防隊の対応として、「防火管理要領」に定める (第1.12-1表)。

また, 重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する(第 1.12-2表)。

- 1.12.2 重大事故等時の手順
- 1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プー ル内の燃料体等の著しい損傷時の手順等
 - (1) 大気への放射性物質の拡散抑制
 - a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放射 性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損を 防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や格納 容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却による原子炉格納容器内の減圧及 び除熱させる手段がある。

また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水しても水位が維持できない場合は、使用済燃料プールスプレイにより燃料損傷を緩和する手段がある。

しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

以下のいずれかが該当する場合とする。

- ・炉心損傷を判断した場合**において、あらゆる注水手段を講じても 発電用原子炉への注水が確認できない場合
- ・使用済燃料プール水位が低下した場合において, あらゆる注水手段 を講じても水位低下が継続する場合

- ・大型航空機の衝突等,原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認した場合
- ※ 格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10 倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

(b) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲による大気への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。手順の概要図を第1.12-1図に、タイムチャートを第1.12-2図に、ホース敷設ルート及び放水砲の設置位置を第1.12-3図に示す。

- ① 災害対策本部長代理は、発電長と連携を密にし、手順着手の判断基準に基づき、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の準備開始を重大事故等対応要員に指示する。
- ② 重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を海水取水箇所周辺に設置する。
- ③ 重大事故等対応要員は、ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) 吸込口にホースを接続する。
- ④ 重大事故等対応要員は、放水砲を設置し、ホースの運搬、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)から放水砲までのホース敷設

を行い, 放水砲にホースを接続する。

- ⑤ 重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) を起動し、ホースの水張り及び空気抜きを行った後に、可搬型 代替注水大型ポンプ(放水用)を待機状態(アイドリング状態) にする。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、放水砲の噴射ノズルを原子炉建屋の破損口等の放射性物質放出箇所に向けて調整し、準備完了を災害対策本部長代理に報告する。
- ① 災害対策本部長代理は、発電長と連携を密にし、手順着手を判断した時の状況が継続しており、以下のいずれかの状況が該当し、放水により発生する汚染水が直接海洋に流出する経路となる4箇所への汚濁防止膜1重設置による放射性物質の拡散抑制措置が完了されている場合は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制実施を重大事故等対応要員に指示する。ただし、プラント状況により、大量の大気への放射性物質の拡散を回避する必要が生じた場合は、汚濁防止膜の設置作業と並行して放水砲による放水を開始するよう重大事故等対応要員に指示する。
 - ・原子炉格納容器へあらゆる注水手段を講じても注水できず, 原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断した場合
 - ・原子炉建屋水素濃度が2.0vo1%に到達した場合,原子炉格納容器内の水素排出のため格納容器圧力逃がし装置を使用した格納容器ベントによる水素排出ができず,原子炉建屋水素濃度の上昇が継続することにより,ブローアウトパネル強制開放装置の操作にて原子炉建屋外側ブローアウトパネル(ブロ

- ーアウトパネル閉止装置使用後においては,ブローアウトパネル閉止装置のパネル部)を開放する場合
- ・代替燃料プール注水系による使用済燃料プールスプレイがで きない場合
- ・プラントの異常により、モニタリング・ポストの指示がオー ダーレベルで上昇した場合
- ⑧ 重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) を操作(昇圧)し,放水砲により原子炉建屋破損口等の放射性 物質放出箇所へ海水の放水を開始し,災害対策本部長代理に報 告する。
- ⑨ 災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制開始について、発 電長に報告する。
- ⑩ 重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) の運転状態を継続監視し,定格負荷運転時における給油間隔を 目安に燃料の給油を実施する(燃料を給油しない場合,可搬型 代替注水大型ポンプ(放水用)は約3.5時間の運転が可能)。

(c) 操作の成立性

上記(b)の現場対応は、準備段階では重大事故等対応要員8名(可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)の起動、ホースの水張り及び空気抜きは4名)にて実施し、所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる廃棄物処理建屋南側から原子炉建屋南側エリアへのルートを選択した場合は、手順着手から145分で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている(ホース敷設距離

が長くなる敷地南側の防潮堤沿いのルートでホースを敷設した場合は, 210分で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとして いる)。

円滑に作業できるように移動経路を確保し,防護具,可搬型照明,通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬型 代替注水大型ポンプ (放水用)の保管場所に使用工具及びホースを配備する。

災害対策本部長代理からの指示を受けて、大気への放射性物質の拡 散抑制を開始する。重大事故等対応要員 4 名にて実施し、可搬型代替 注水大型ポンプ(放水用)、放水砲による大気への放射性物質の拡散 抑制の実施指示から 5 分で放水することが可能である。

放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。

放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線 状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで 放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効 果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。

また,直線状で放射する場合も到達点では,噴霧状になっているた

め放射性物質の拡散抑制効果がある。

なお、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲の準備にあたり、プラント状況や周辺の現場状況、ホースの敷設時間等を考慮し、 複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。

(添付資料1.12.3, 1.12.4, 1.12.5)

b. ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込 み

原子炉建屋放水設備により原子炉建屋に向けて放水する際に,原子炉建屋から放出される放射性物質の漏えい箇所を把握し,大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするため,ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し,放射性物質漏えい箇所を絞り込む手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲による大気への放射 性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合において,放射性 物質の漏えい箇所が原子炉建屋外観上で判断できない場合。

(b) 操作手順

ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を特定する手順の概要は以下のとおり。また、手順の概要図を第1.12-4図に、タイムチャートを第1.12-2図に示す。

① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事

故等対応要員へガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所を絞り込む作業の開始を指示する。

- ② 重大事故等対応要員は、ガンマカメラ又はサーモカメラを原子 炉建屋が視認できる場所に運搬する。
- ③ 重大事故等対応要員は、ガンマカメラ又はサーモカメラにより 放射性物質の漏えい箇所を絞り込む。

(c) 操作の成立性

ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の特定は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制にて放水砲設置に携わる重大事故等対応要員 2 名が実施する。

作業は、災害対策本部長代理の指示に従い対応することとしており、 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込 み手順着手から35分で絞り込み作業を開始することとしている。

(添付資料1.12.6)

(2) 海洋への放射性物質の拡散抑制

a. 汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合,又は使用 済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において,原子炉 建屋から直接放射性物質が拡散する場合を想定し,可搬型代替注水大型 ポンプ(放水用),放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は, 放射性物質を含む汚染水が発生する。

放射性物質を含む汚染水は原子炉建屋周辺を取り囲む地上部の一般排

水路で集水され、地下埋設の一般排水路を通って雨水排水路集水桝又は 放水路から海へ流れ込むため、汚濁防止膜を設置することで、海洋への 放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。

汚濁防止膜は、防潮堤に囲まれた発電所敷地内から海洋に接続する全ての排水経路である雨水排水路集水桝-1~9及び放水路-A~Cの計12箇所に設置する。設置に当たっては、原子炉建屋に放水することで発生する汚染水が、放水範囲の周囲にある一般排水路を経由して直接流れ込む雨水排水路集水桝-8及び放水路-A~Cの4箇所を優先する。

(a) 手順着手の判断基準

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合。

(b) 操作手順

汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順の概要は以下のとおり。また、汚濁防止膜の設置位置図を第1.12-5図に、タイムチャートを第1.12-2図に、汚濁防止膜設置手順の概要図を第1.12-6図に示す。

- ① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ汚濁防止膜設置開始を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は,汚濁防止膜及び付属資機材を設置位置 近傍に運搬する。
- ③ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜の両端部に固定用ロープを 取り付け、他端を所定の箇所に固定する。合わせて、汚濁防止 膜のフロート部を設置位置上部のグレーチング等にロープで固

縛し,雨水排水路集水桝等内に吊り下げる。

- ④ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜のカーテン部を結束していたロープを外し、カーテン部を開放する。
- ⑤ 重大事故等対応要員は、汚濁防止膜両端部の固定用ロープを保持しながらフロート部を固縛していたロープを解き、その後、固定用ロープを繰り出すことにより雨水排水路集水桝等の所定の箇所へ設置する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は、同作業完了後、引き続き、同様の手順 により2重目の汚濁防止膜を設置する。

(c) 操作の成立性

汚濁防止膜の設置は、12 箇所における現場対応のうち、優先的に設置する 4 箇所(雨水排水路集水桝 - 8 及び放水路 - A ~ C) ~ の 1 重目については、重大事故等対応要員 5 名で実施する。

その後の汚濁防止膜の設置については、可搬型代替注水大型ポンプ (放水用),放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制の現場対応 にて、放水砲設置、ホース敷設準備及びホース敷設を終えた重大事故 等対応要員4名が合流し、合計9名で実施する。

汚濁防止膜の設置作業は、優先的に設置する4箇所(雨水排水路集水桝-8及び放水路-A~C)への1重目の設置を手順着手から140分で行うこととしている。優先的に設置する4箇所への1重目の汚濁防止膜の設置完了後、災害対策本部長代理の指示により、優先的に設置する4箇所への2重目の汚濁防止膜の設置、及び残る8箇所への汚濁防止膜の設置を6時間以内に行うこととしている。

円滑に作業できるように移動経路を確保し, 防護具, 可搬型照明,

通信連絡設備を整備する。また、複数の汚濁防止膜を効率的に運搬で きるよう車両を配備することで作業安全を確保するとともに作業時間 の短縮を図る。

(添付資料1.12.7)

b. 放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合,又は使用 済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合は,原子炉建屋か ら直接放射性物質が拡散する場合を想定し,可搬型代替注水大型ポンプ (放水用),放水砲により原子炉建屋に海水を放水する場合は,放射性 物質を含む汚染水が発生する。

防潮堤内側の合計10箇所に放射性物質吸着材を設置することにより、 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制を行う手順の着手を判断した場合(汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制措置が完了した後に実施する)。

(b) 操作手順

放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制を行う手順の概要は以下のとおり。また、放射性物質吸着材の設置位置図を第1.12-7図に、タイムチャートを第1.12-2図に示す。

① 災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員へ放射性物質吸着材の設置開始を指示する。

- ② 重大事故等対応要員は、放射性物質吸着材を、設置箇所近傍まで運搬する。
- ③ 重大事故等対応要員は、放射性物質吸着材を設置する。

(c) 操作の成立性

放射性物質吸着材の設置は,重大事故等対応要員9名の体制である。 設置作業は,災害対策本部長代理の指示に従い対応することとして おり,放射性物質吸着材を放射性物質拡散抑制の手順着手から約21時 間で設置することとしている。

円滑に作業できるように移動経路を確保し,防護具,可搬型照明, 通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.12.8)

c. 重大事故等時の対応手段の選択

炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合において、 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水砲により原子炉建屋に海水 を放水することで放射性物質を含む汚染水が発生するため、汚濁防止膜 の設置による汚染水の海洋への拡散抑制を開始する。

海洋への放射性物質の拡散抑制の手順の流れを第1.12-8図に示す。

汚濁防止膜は、原子炉建屋に放水した汚染水が流れ込む雨水排水路集水桝-8及び放水路-A~Cの4箇所を優先的に設置し、最終的に合計12箇所に設置することで、海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。

その後,放射性物質吸着材を設置することで,更なる海洋への放射性 物質の拡散抑制を行う。

- 1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順
 - (1) 初期対応における延焼防止処置
 - a. 化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による泡消火

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合において,化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)により初期対応における泡消火を行う手順を整備する。水源は、消火栓(原水タンク)又は防火水槽を使用する。

(a) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。

(b) 操作手順

化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による泡消火を行う手順の概要は以下のとおり。また、初期対応における延焼防止処置の概要図を第1.12-9図に、タイムチャートを第1.12-10図に、水利の配置図を第1.12-11図に示す。

- ① 自衛消防隊の現場指揮者は、発電所敷地内において航空機衝突に よる火災を確認した場合、現場の火災状況及び安全を確保した後、 初期消火に必要な設備の準備を開始する。
 - ・周辺の状況(けが人の有無、モニタリングの状況)
 - ・消火の水源である防火水槽や消火栓(原水タンク)に、水量が 確保され使用できることを確認
- ② 自衛消防隊の現場指揮者は、現場火災状況を災害対策本部長代理 へ報告する。

- ・周辺の状況(けが人の有無,モニタリング実施結果)
- ・消火の水源
- ③ 自衛消防隊は、水源近傍に水槽付消防ポンプ自動車を設置し、水 利を確保する。
- ④ 自衛消防隊は、初期消火活動場所へ化学消防自動車を設置し、水槽付消防ポンプ自動車から化学消防自動車へのホース敷設、接続及び準備作業を行う。
- ⑤ 自衛消防隊は、消火用水と泡消火薬剤を混合させて、化学消防自動車による泡消火を開始する。
- ⑥ 自衛消防隊は,適宜,泡消火薬剤容器(消防車用)を運搬して泡 消火薬剤の補給を実施する。

(添付資料1.12.9, 1.12.12)

(c) 操作の成立性

上記の現場対応は、自衛消防隊9名で対応する。化学消防自動車、 水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)による初期 消火開始まで手順着手から20分で対応することとしている。

円滑に作業できるように移動経路を確保し, 防護具, 可搬型照明, 通信連絡設備を整備する。

(2) 航空機燃料火災への泡消火

a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火

原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した 場合は、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容 器(大型ポンプ用)及び泡混合器により、海水を水源とした航空機燃料 火災への泡消火を行う手順を整備する。

(a) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合。

(b) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器による泡消火手順の概要は以下のとおり。また,航空機燃料火災への対応の概要図を第1.12-12図に,タイムチャートを第1.12-10図に,水利の配置及び可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)及び泡混合器による泡消火に関するホース敷設ルートの例を第1.12-13図に示す。

- ① 災害対策本部長代理は,手順着手の判断基準に基づき,重大事故等対応要員へ可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲, 泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)及び泡混合器の設置開始を指示する。
- ② 重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を取水箇所周辺に設置する。
- ③ 重大事故等対応要員は、ホースを水中ポンプに接続後、水中ポンプを取水箇所へ設置し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) 吸込口にホースを接続する。
- ④ 重大事故等対応要員は、放水砲を設置し、ホースの運搬、可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)、泡消火薬剤容器 (大型ポン

プ用), 泡混合器から放水砲までホースを敷設し, 放水砲にホースを接続する。

- ⑤ 重大事故等対応要員は、放水砲にホースを接続後、放水砲の噴 射ノズルを火災発生箇所に向けて調整する。
- ⑥ 重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) を起動し,放水砲による消火を開始する。
- ⑦ 重大事故等対応要員は、泡混合器を起動し、泡消火を開始する。
- ⑧ 重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用) の運転状態を継続監視し,定格負荷運転時における給油間隔を 目安に燃料の給油(燃料を給油しない場合,可搬型代替注水大 型ポンプ(放水用)は約3.5時間の運転が可能)を実施する。

(c) 操作の成立性

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器による泡消火は,準備段階では現場にて8名で実施する。所要時間は,複数あるホース敷設ルートのうち,設置距離が短くなる廃棄物処理建屋南側から原子炉建屋南側エリアへのルートを選択した場合は,手順着手から145分で準備を完了することとしている(ホース敷設距離が長くなる敷地南側の防潮堤沿いのルートでホースを敷設した場合は,210分で対応することとしている)。

放水段階では,重大事故等対応要員 5 名にて実施する。1%濃縮用 泡消火薬剤を 5m³配備し,泡消火開始から約 20 分の泡消火が可能で ある。

泡消火薬剤は、放水流量(約1,338m³/h)の1%濃度で自動注入となる。

円滑に作業できるように移動経路を確保し,防護具,可搬型照明, 通信連絡設備を整備する。ホース等の取付けについては,速やかに作 業ができるように可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)の保管場所に 使用工具及びホースを配備する。

(添付資料1.12.5, 1.12.10, 1.12.11, 1.12.12)

b. 重大事故等時の対応手段の選択

航空機燃料火災への対応は、各消火手段に対して異なる要員で対応することから、準備完了したものから泡消火を開始する。

化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),泡消火薬剤容器(大型ポンプ用),泡混合器及び放水砲による泡消火を開始するまでのアクセスルートを確保するための泡消火,要員の安全確保のための泡消火,航空機燃料の飛散による延焼拡大防止のための広範囲の泡消火を行う。

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),泡消火薬剤容器(大型ポンプ用),泡混合器及び放水砲による泡消火は,航空機燃料火災を約1,338m³/hの流量で消火する。

使用する水源について、化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車は、 防火水槽、消火栓(原水タンク)のうち、準備時間が短い消火栓(原水 タンク)を優先する。

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用), 泡混合器及び放水砲による泡消火の水源は, 大流量の放水であるため海水を使用する。

1.12.2.3 その他の手順項目にて考慮する手順

原子炉建屋からの水素の排出に関する手順は,「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。

使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順は,「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて整備する。

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 等の車両への燃料補給に関する手順は,「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

第1.12-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段,対処設備,手順書一覧 (1/2)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書	
		大気への放射性物質の拡散抑制	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) ホース 放水砲 SA用海水ピット取水塔 海水引込み管 SA用海水ピット 燃料給油設備※1	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領	
使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損	質の 放散 抑		ガンマカメラ サーモカメラ	自主対策設備		
		への放射性	汚濁防止膜	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領	
		拡 散 抑	放射性物質吸着材	自主対策設備		

^{※1} 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

第1.12-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段,対処設備,手順書一覧 (2/2)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災		航空機燃料火災への泡消火	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) ホース 放水砲 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 泡混合器 SA用海水ピット取水塔 海水引込み管 SA用海水ピット 燃料給油設備※1	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
		初期対応における延焼防止処置	化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤容器(消防車用) 消火栓(原水タンク) 防火水槽	自主対策設備	防火管理要領 ^{※2} 重大事故等対策要領

^{※1} 手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整理する。

^{※2} 消防法に基づく社内規程

第1.12-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧(1/4)

手順書	_	京大事故等の対応に 公要となる監視項目	監視パラメータ(計器)				
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 a.可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制							
		原子炉格納容器内の 放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)				
		原子炉圧力容器内の 温度	原子炉圧力容器温度				
		原子炉圧力容器内の 水位	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)				
	判断基準	原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域 用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域 用) 代替循環冷却系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量 残留熱除去系系統流量 低圧炉心スプレイ系系統流量				
重大事故等対策要領		使用済燃料プールの 監視	使用済燃料プール水位・温度(SA広域) 使用済燃料プール温度(SA) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ(高レンジ・低レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ				
		原子炉格納容器への注水量	低圧代替注水系格納容器スプレイ流量(常設ライン 用) 低圧代替注水系格納容器スプレイ流量(可搬ライン 用) 低圧代替注水系格納容器下部注水流量				
		原子炉格納容器内の 圧力	ドライウェル圧力 サプレッション・チェンバ圧力				
	操作	原子炉建屋内の水素 濃度	原子炉建屋水素濃度				
		使用済燃料プールの 監視	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低 レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ				
		原子炉建屋周辺の放 射線量率	モニタリング・ポスト 可搬型モニタリング・ポスト				

監視計器一覧 (2/4)

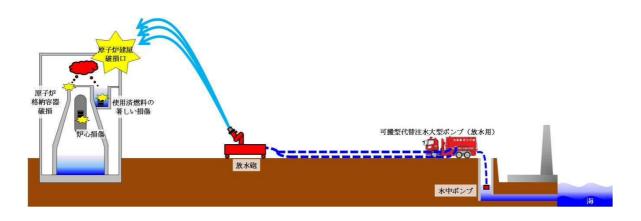
手順書		京大事故等の対応に 3要となる監視項目	監視パラメータ(計器)						
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (1) 大気への放射性物質の拡散抑制 b.ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み									
b. ガンマカメラ又	はサー	モカメラによる放射性物質	質漏えい箇所の絞り込み						
		原子炉格納容器内の 放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ(D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ(S/C)						
		原子炉圧力容器内の 温度	原子炉圧力容器温度						
	判断基準	原子炉圧力容器内の 水位	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)						
重大事故等対策要領		原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域 用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域 用) 代替循環冷却系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量 残留熱除去系系統流量 低圧炉心スプレイ系系統流量						
		使用済燃料プールの 監視	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低 レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ						
	操作		_						

監視計器一覧 (3/4)

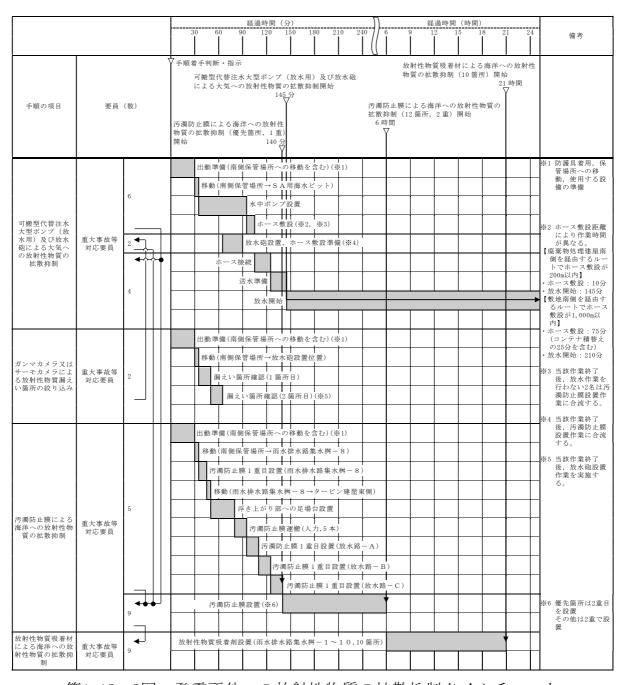
手順書		京大事故等の対応に 公要となる監視項目	監視パラメータ (計器)						
1.12.2.1 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損時又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手順等 (2) 海洋への放射性物質の拡散抑制 a.汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制									
		原子炉格納容器内の 放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)						
		原子炉圧力容器内の 温度	原子炉圧力容器温度						
	判断基準	原子炉圧力容器内の 水位	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)						
重大事故等対策要領		原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域 用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域 用) 代替循環冷却系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量 残留熱除去系系統流量 低圧炉心スプレイ系系統流量						
		使用済燃料プールの 監視	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低 レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ						
	操作		_						

監視計器一覧 (4/4)

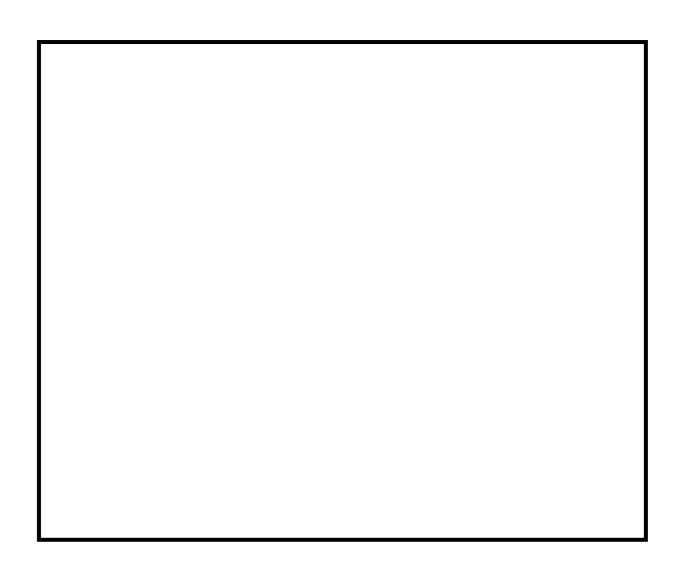
手順書		[大事故等の対応に 要となる監視項目	監視パラメータ (計器)			
順等 (2) 海洋への放射性物質	質の拡散		又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷時の手 拡散抑制			
		原子炉格納容器内の 放射線量率	格納容器雰囲気放射線モニタ (D/W) 格納容器雰囲気放射線モニタ (S/C)			
		原子炉圧力容器内の 温度	原子炉圧力容器温度			
		原子炉圧力容器内の 水位	原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)			
重大事故等対策要領	判断基準	原子炉圧力容器への注水量	高圧代替注水系系統流量 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(常設ライン狭帯域 用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン用) 低圧代替注水系原子炉注水流量(可搬ライン狭帯域 用) 代替循環冷却系原子炉注水流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量 残留熱除去系系統流量 低圧炉心スプレイ系系統流量			
		使用済燃料プールの 監視	使用済燃料プール水位・温度 (SA広域) 使用済燃料プール温度 (SA) 使用済燃料プールエリア放射線モニタ (高レンジ・低 レンジ) 使用済燃料プール監視カメラ			
	操作					
1.12.2.2 原子炉建屋周辺((1) 初期対応における列 a.化学消防自動車	正焼防止	処置	&燃料火災時の手順 泡消火薬剤容器(消防車用)による延焼防止処置			
防火管理要領	判断基準	_				
重大事故等対策要領	操作	_				
1.12.2.2 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災時の手順 (2) 航空機燃料火災への対応 a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用),放水砲,泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器に 航空機燃料火災への泡消火						
重大事故等対策要領	判断基準		-			
	操作		_			



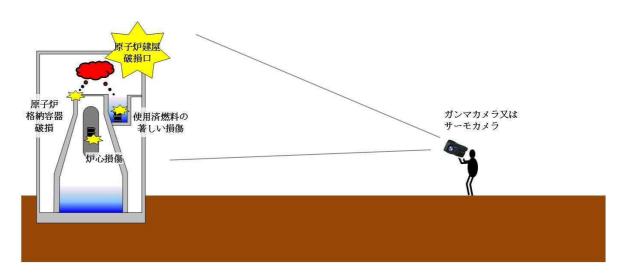
第1.12-1図 大気への放射性物質の拡散抑制手順の概要図



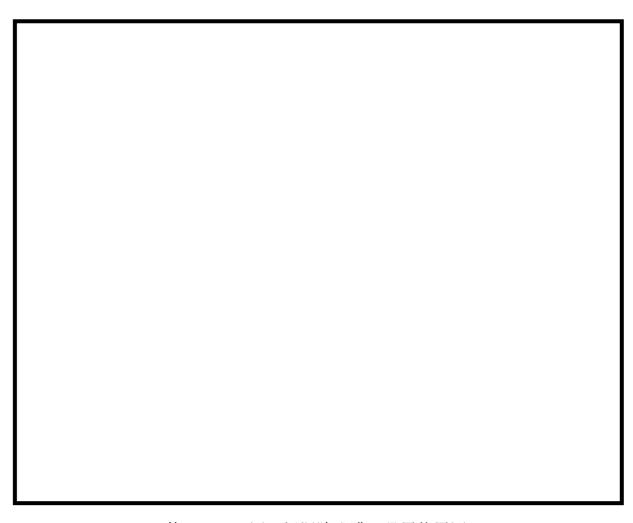
第1.12-2図 発電所外への放射性物質の拡散抑制タイムチャート



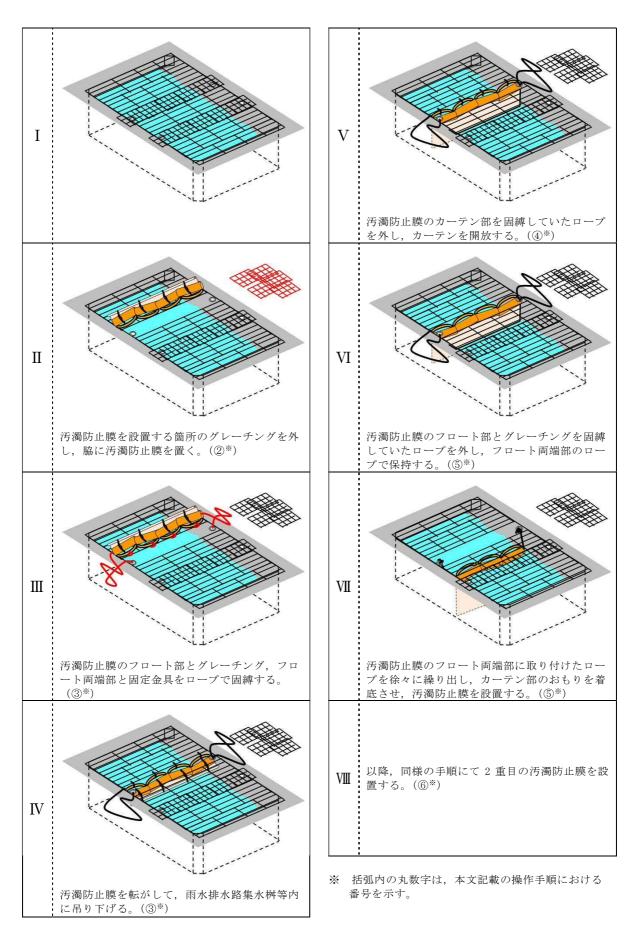
第1.12-3図 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気へ の放射性物質の拡散抑制ホース敷設ルート及び放水砲の設置位 置図 (例)



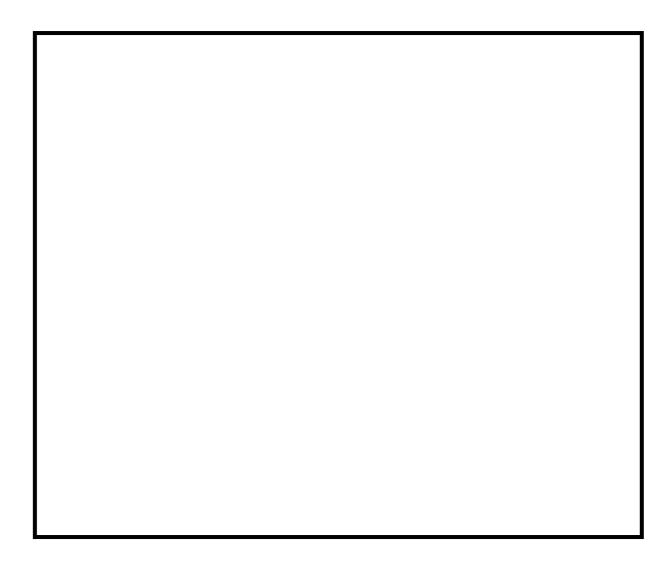
第 1.12-4 図 ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質の漏えい箇所 の絞り込み手順の概要図



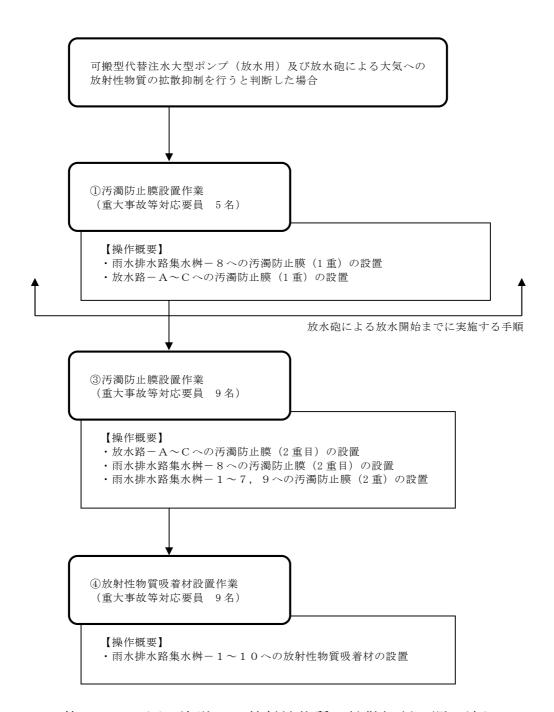
第1.12-5図 汚濁防止膜の設置位置図



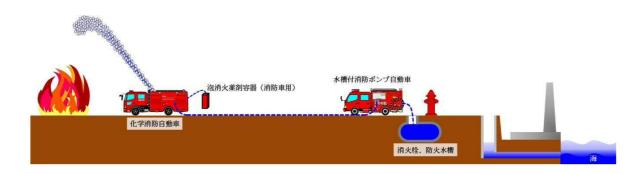
第1.12-6図 汚濁防止膜設置手順の概要図



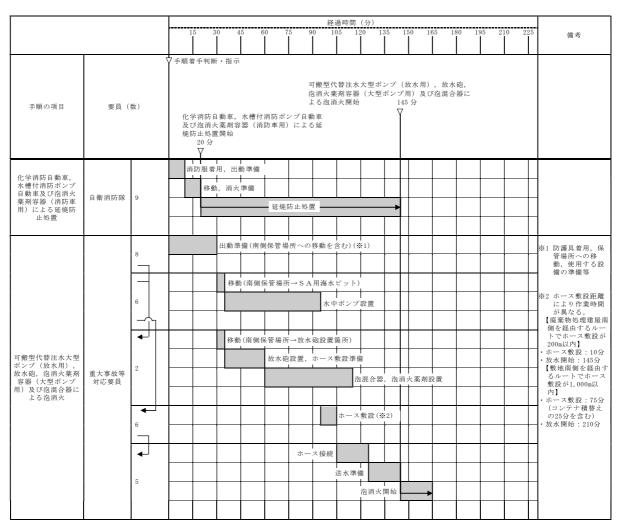
第1.12-7図 放射性物質吸着材の設置位置図



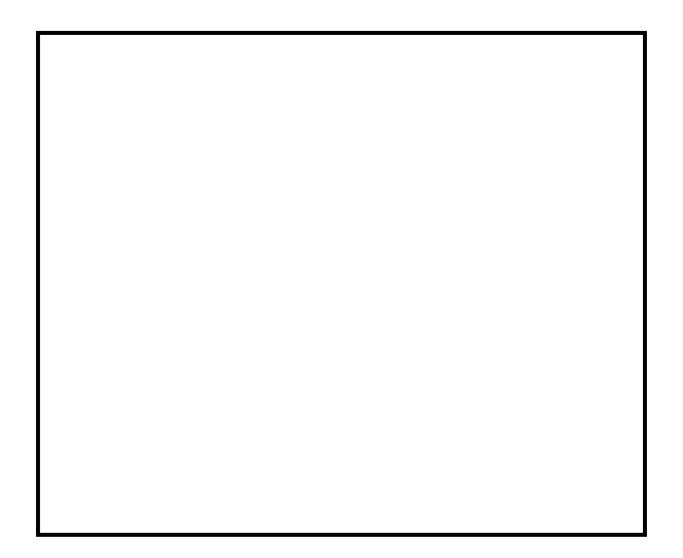
第1.12-8 図 海洋への放射性物質の拡散抑制手順の流れ



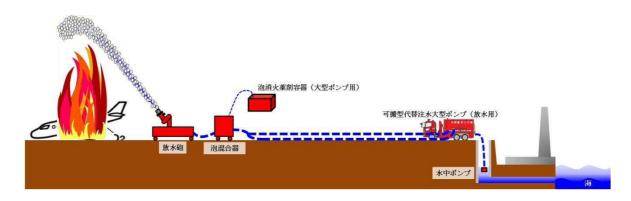
第1.12-9図 初期対応における延焼防止処置概要図



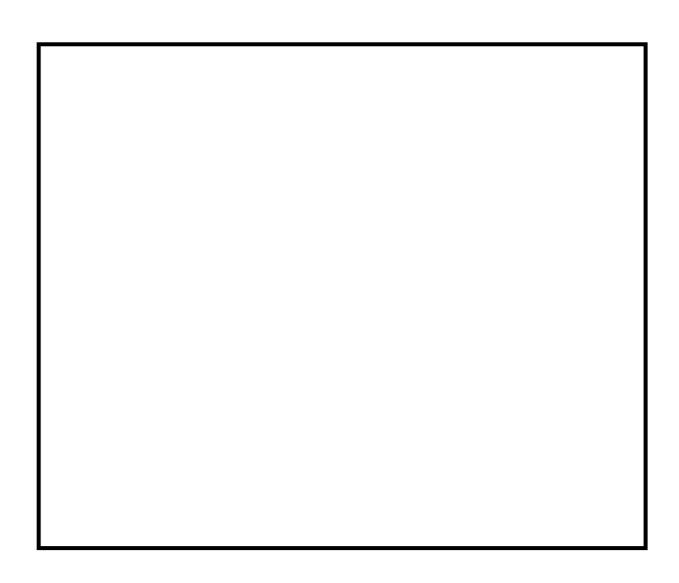
第1.12-10図 初期対応における延焼防止処置及び航空機燃料火災への泡消火 タイムチャート



第1.12-11図 水利の配置図(初期対応における延焼防止処置)



第1.12-12図 航空機燃料火災への泡消火概要図



第1.12-13図 航空機燃料火災への泡消火に関するホース敷設ルート図(例)

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(1/3)

技術的能力審査基準(1.12)	番号	設置許可基準規則(55条) 技術基準規則(70条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は 貯蔵槽内燃料体等の著しい 損傷に至った場合において 工場等外への放射性物質の 拡散を抑制するために必ず な手順等が適切に整備される 方針が適切に示されている こと。	1	【本文】 発電用原子炉施設には、 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性 物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。 【本文】 発電用原子炉施設には、 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を施設しなければならない。	4
【解釈】 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等」とは、以下に規定する措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	_	【解釈】 1 第55条に規定する 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。 【解釈】 1 第70条に規定する 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	
a) 炉心の著しい損傷及び 原子炉格納容器の破損又は 貯蔵槽内燃料体等の著しい		a) 原子炉建屋に放水でき る設備を配備すること。 a) 原子炉建屋に放水でき る設備を配備すること。 る設備を配備すること。	5
損傷に至った場合において、放水設備により、工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備すること。		b) 放水設備は、原子炉建 屋周辺における航空機衝 突による航空機燃料火災 に対応できること。 b) 放水設備は、原子炉建 屋周辺における航空機衝 突による航空機燃料火災 に対応できること。	6
A CIEWIN / D C C o	2	c) 放水設備は、移動等に より、複数の方向から原 子炉建屋に向けて放水す ることが可能なこと。	7
		d) 放水設備は、複数の発 電用原子炉施設の同時使 用を想定し、工場等内発 電用原子炉施設基数の半 数以上を配備すること。 d) 放水設備は、複数の発 電用原子炉施設の同時使 用を想定し、工場等内発 電用原子炉施設基数の半 数以上を配備すること。	8
b) 海洋への放射性物質の 拡散を抑制する手順等を整 備すること。	3	e) 海洋への放射性物質の 拡散を抑制する設備を整 備すること。 e) 海洋への放射性物質の 拡散を抑制する設備を整 備すること。	9

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(2/3)

重大事故等來			ひ設備 しゅうしゅう		自主対策		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称	
大	可搬型代替注水 大型ポンプ (放水用)	新設			大	ガンマカメラ	
の拡散抑制の拡散抑制	ホース	新設	1) 2)		気のへがの	77 77	
	放水砲	新設	① ② ④ ⑤ ⑦	_	散射制性		
	燃料給油設備	新設			物質	サーモカメラ	
の拡散抑制	汚濁防止膜	新設	① ③ ④ ⑨	_	海洋への放射性物質	放射性物質吸着材	
_	_	_	_	_	延焼防止処置初期対応における	化学消防自動車 水槽付消防ポンプ自動車 泡消火薬剤容器 (消防車用) 消火栓(原水タンク) 防火水槽	
航空機燃料火災への泡消火	可搬型代替注水 大型ポンプ (放水用) ホース 放水砲 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 泡混合器 燃料給油設備	新設 新設 新設 新設	① ④ ⑥ ⑦ ⑧	_	_	_	

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (3/3)

技術的能力審査基準(1.12)	適合方針
【本文】 発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷 及び原子炉格納容器の破損又は貯蔵槽内燃料体等 の著しい損傷に至った場合において工場等外への 放射性物質の拡散を抑制するために必要な手順等 が適切に整備されているか、又は整備される方針 が適切に示されていること。	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,汚濁防止膜及び放射性物質吸着材により,発電所外への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。
【解釈】 1 「工場等外への放射性物質の拡散を抑制する ために必要な手順等」とは、以下に規定する措置 又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行う ための手順等をいう。	_
a) 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損 又は貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷に至った場合 において、放水設備により、工場等外への放射性 物質の拡散を抑制するために必要な手順等を整備 すること。	炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損又 は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に 至った場合において,可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲により原子炉建屋に海水を 放水し,大気への放射性物質の拡散を抑制する手 順等を整備する。
b) 海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等 を整備すること。	原子炉建屋に海水を放水することにより発生する放射性物質を含む汚染水を,汚濁防止膜を設置することにより,海洋への放射性物質の拡散を抑制する手順等を整備する。

添付資料 1.12.2

自主対策設備仕様

機器名称	常設/可搬	耐震性	容量	揚程	台数
ガンマカメラ	可搬	_	_	-	1 台
サーモカメラ	可搬	_	_	-	1 台
放射性物質吸着材	可搬	_	_	-	1式
化学消防自動車	可搬	_	168m³/h	85m	2 台
水槽付消防ポンプ自動車	可搬	_	168m³∕h	85m	2 台
泡消火薬剤容器 (消防車用)	可搬	_	20L	-	60 個
消火栓(原水タンク)	常設	С	372m ³ (原水タンク)	-	1 個
防火水槽	常設	_	$40\mathrm{m}^{3}$	-	5 個

添付資料 1.12.3

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の

拡散抑制

1. 操作概要

放射性物質放出箇所(原子炉建屋の破損口)付近に放水砲を配置するとと

もに,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を海水取水箇所(SA用海水ピ

ット)周辺に配備し、水中ポンプにホースを取り付け海水取水箇所へ設置す

る。

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)から放水砲まで送水するためのホー

ス等を設置し、接続する。放水砲の噴射ノズルを放射性物質放出箇所に向け

て調整した後、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を起動し、ホースの水

張り及び空気抜きを行った後に, 放水操作により放射性物質放出箇所へ海水

をスプレイする。

2. 作業場所

屋外 (原子炉建屋周辺、取水筒所 (SA用海水ピット) 周辺)

3. 必要要員数及び操作時間

必要要員数:準備8名(重大事故等対応要員),

拡散抑制時4名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安[※] : 145 分 (ホース約 200m を敷設した場合の時

間であり、敷設長さにより変わる)

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

4. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明, ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。

また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は 放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋) を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており,夜間においても接近可能である。

また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

作業性:可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)からのホース接続は,専 用の結合金具を使用して容易に接続可能である。

作業エリア周辺には、作業に支障となる設備はなく、十分な作業スペースを確保している。

水中ポンプの設置は、クレーン装置により吊り降ろすため容易 に設置可能である。

連絡手段:衛星電話設備(固定型及び携帯型),無線連絡設備(固定型及び携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,緊急時対策所及び中央制御室との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)



車両の作業用照明拡大



水中ポンプ



ホース



ホースの敷設状況



水中ポンプの設置状況



放水砲による放水 (直状放射)



放水砲による放水 (噴霧放射)



仰角 60° での放水状況(直状放射、ジブクレーン高さ:約30m)



直状放射した際の到達点での状態

放射性物質拡散抑制手順の作業時間について

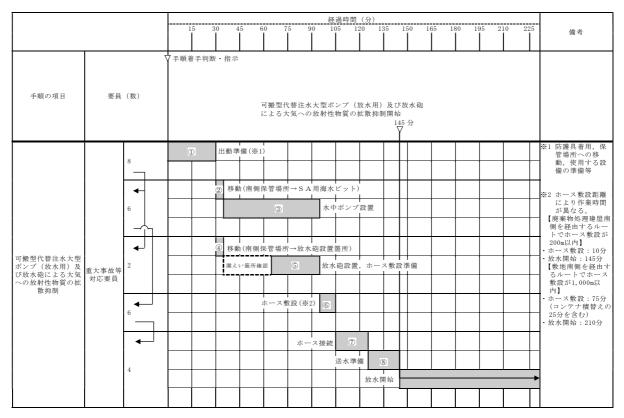
1. はじめに

「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制手順については、ホース敷設時間により、短いケースで145分、長いケースで210分での対応を想定している。

以下にその詳細を説明する。

(1) 全体の作業時間について

第1図に可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気へ の放射性物質の拡散抑制のタイムチャートを示す。



第1図 大気への放射性物質の拡散抑制 タイムチャート (145 分ケース)

第1図に示す作業の想定時間は第1表のとおりである。

第1表 個別作業の概要及び想定時間

(ホース敷設距離を最短ルートである 200m[※]とした場合)

	作業名	想定時間	備考
1	出動準備	30 分	a. 防護具着用:13分(訓練実績) b. 緊急時対策所から南側保管場所までの移動距離は約300m で, 徒歩での移動速度を4km/hと想定している。 0.3km÷4km/h=4.5分≒5分 c. 車両使用前点検:10分(想定) a+b+c=28分≒30分
2	移動	5 分	南側保管場所から廃棄物処理建屋南側を経由して取水箇所 (SA用海水ピット)までの移動距離は約700mで,車両の 移動速度は10km/hと想定している。 0.7km÷10km/h=4.2分≒5分 移動する車両は2台 ・可搬型代替注水大型ポンプ(放水用):1台 ・ホース展張車(放水用):1台
3	水中ポンプ設置	60 分 (6 名)	6名の作業内容 図2 水中ポンプ設置のタイムチャート参照
4	移動	5分	南側保管場所から放水砲設置位置(原子炉建屋南側)まで の移動距離は約 600m で、車両の移動速度は 10km/h と想定 している。 0.6km÷10km/h=3.6分≒5分 移動する車両は1台 ・放水砲/泡消火薬剤運搬車:1台
(5)	放水砲設置、ホース敷設準備	25 分 (2 名)	a. 放水砲設置:5分(訓練実績) b. 放水砲設置位置から取水箇所までの移動距離は約200mで,車両の移動速度は10km/hと想定している。 0. 2km÷10km/h=1.2分≒5分 c. ホース敷設準備:5分(訓練実績) a+b+c=15分 a, cの作業については過度な気象条件下での作業効率低下(20%)をそれぞれ考慮し a':5分×1.2=6分≒10分 c':5分×1.2=6分≒10分 よって,a'+b+c'=25分
6	ホース敷設	10 分 (6 名) [200m 分]	・指揮者:1名 ・ホース展張車(放水用)運転:1名 ・ホース展張車(放水用)運転:1名 ・ホース敷設:4名(ホースの敷設状況(ねじれ等のないこと等)の確認・調整) ホース敷設の訓練実績:100m/5分 身体的に負担の掛かる作業ではないため、過度な気象条件下での作業効率低下(20%)は考慮しない。 200m÷(100m/5分)=10分
7	ホース接続	20 分 (4 名)	ホース接続の訓練実績:15分 過度な気象条件下での作業効率低下(20%)を考慮し, 15分×1.2=18分≒20分
8	送水準備	20 分 (4 名)	訓練実績より a.ホース接続確認:10分 b.ホース水張り:10分 身体的に負担の掛かる作業ではないため,過度な気象条件下での作業効率低下(20%)は考慮しない。 a+b=20分

[※] 最短ルート (200m) は、水源をSA用海水ピット、放水砲設置位置を原子炉建屋南側エリアとし、廃棄物処理建屋南側を経由した場合の敷設距離

					経過問	寺間(タ	子)		
	項目	対応要員	1	0 2	0 3	30	40	50 	60
水	ポンプ車の準備(取水ホース用意,吸込側ホース架台設置,クレーン準備等)(※1)	A, B, C, D, E, F							
中ポ	水中ポンプ引出(1個目)(※2)	A, B, C							
ボーン	SA用海水ピット蓋開放(1 個目)	D, E, F							
ープ	水中ポンプ投入(1個目)(※3)	A, B, C, D, E, F							
設置	水中ポンプ引出(2個目)(※2)	A, B, C							
置	SA用海水ピット蓋開放(2 個目)	D, E, F							
	水中ポンプ投入(2個目)(※3)	A, B, C, D, E, F							

※1 ポンプ車の準備:5分(訓練実績)

過度な気象条件下での作業効率低下(20%)を考慮し,5分×1.2=6分≒10分

※2 水中ポンプ引出:10分(訓練実績)

過度な気象条件下での作業効率低下 (20%) を考慮し、10 分×1.2=12 分≒15 分

※3 水中ポンプ投入:5分(訓練実績)

過度な気象条件下での作業効率低下 (20%) を考慮し、5 分×1. 2=6 分 \Rightarrow 10 分 よって、水中ポンプ設置作業は、訓練実績では5 分+10 分+5 分+10 分+5 分=35 分で実施可能であるが、過度な気象条件下での作業効率低下を考慮し、保守的に、60 分と想定している。

第2図 水中ポンプ設置のタイムチャート

以上のとおり作業時間を想定しており,第 1 表に示す① \sim ⑧作業(④,⑤)は除く *)の合計 145 分と想定している。

※ ④と⑤の作業は、第1図のとおり、②と③の作業と並行で実施するため 合計時間に影響しない。

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制手順については、敷設するホースの長さにより作業時間が145分~210分となる。

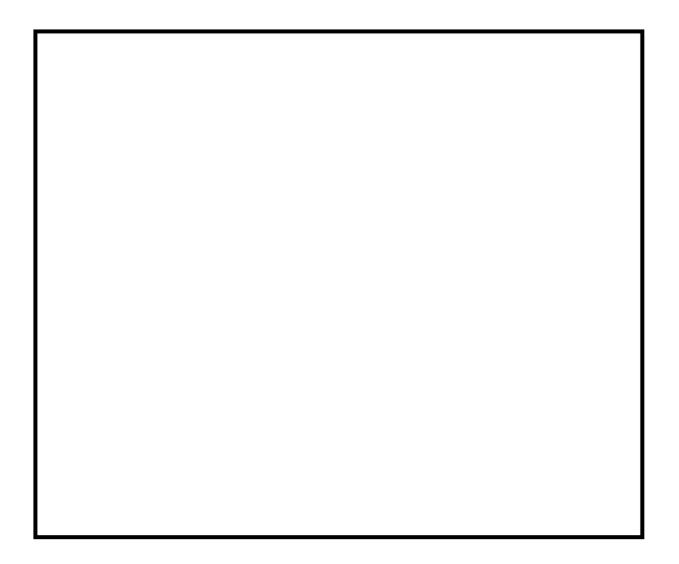
この点について以下に説明する。

ホースはホース展張車(放水用)1台につき,600m分積載することができる。可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制では,このホースを2条引きにして敷設することから,ホース展張車(放水用)1台分で300mのホース敷設ができる。

ホース展張車(放水用)は2台使用できるため、ホース敷設距離が600m 以内の場合はホース敷設のみで作業を完了させることができるが、ホース敷 設距離が600mを超える場合は、保管場所でホースコンテナを積替える作業 が発生する。ホースコンテナ積替えに要する時間は、25分と想定している。 ホース敷設に要する時間は、今までの訓練実績より、100m分の敷設に5 分の作業時間を想定している。

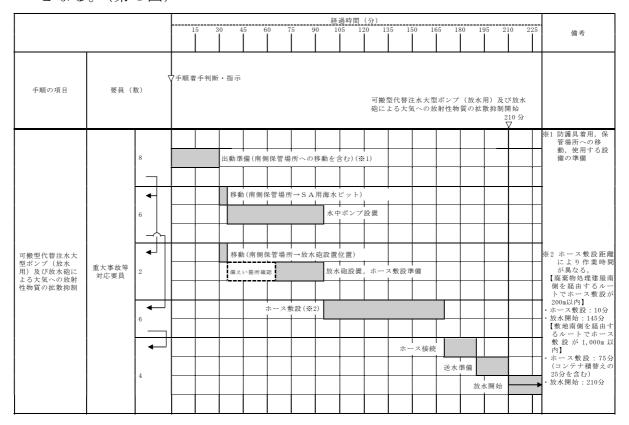
防潮堤内の海水取水箇所から原子炉建屋周辺の放水砲設置位置までのホース敷設距離は、複数ルートを想定(第3図参照)すると約200m~約1,000mであり、ホース敷設に要する時間は10分(200m以内)から50分+25分=75分(1,000m以内)となる。

ホース敷設ルートは、そのときの現場の状況で敷設に支障がない場合は、 敷設時間が短くなるルートを選択することとしており、実際に要する時間と しては145分が基本ケースとなる。



第3図 海水取水箇所と放水砲設置位置間のホース敷設ルート

ホース敷設距離が長い場合(約1,000mの場合),全体の作業時間は210分となる。(第4図)



第4図 タイムチャート (ホース敷設距離が約1,000mのケース)

- (2) 今後の作業時間短縮に向けた取り組みについて 現在は本作業にかかる時間を145分としているが、今後も
 - ・実設備での訓練の習熟による作業時間の短縮
 - ・水中ポンプの現場での実証(東海港で類似のポンプを利用した訓練を繰り返しているが、SA用海水ピットへの設置を想定した場合、水中ポンプ投入箇所の全周に要員を配置できることから、作業効率が上がり、時間短縮が期待できる)。
 - ・ホース接続工具の見直し(汎用工具から専用工具へ見直し)によるホース接続時間の短縮。

など、訓練や運用の改善を今後も行うことで作業時間全体の短縮に向けた 取り組みを行っていく。

(3) 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への放射 性物質の拡散抑制の作業時間と成立性について

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物質拡散抑制の手順は,有効性評価で想定する作業がないことから有効性評価への影響はない。

また,「技術的能力 1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」の手順着手の判断基準として,「炉心損傷を判断*した場合において,あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への注水が確認できない場合」としていることから,放射性物質拡散抑制開始に余裕をもって準備に着手する手順としている。

※ 格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の

10 倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合。

放水砲の設置位置及び使用方法等について

- 1. 放水砲による具体的なプラント事故対応
- (1) 放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制, 航空機燃料火災への消 火活動の具体的な対応例
 - a. 放水砲の使用の判断

次のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、放水砲を 使用する。

- ・原子炉格納容器への注水及びスプレイが、低圧代替注水系格納容器 スプレイ流量又は低圧代替注水系格納容器下部注水流量により確 認できず、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力 の上昇が確認され、原子炉格納容器の破損のおそれがあると判断 した場合
- ・原子炉建屋水素濃度が 2.0vo1%に到達した場合,原子炉格納容器内の水素排出のため格納容器圧力逃がし装置を使用した格納容器ベントによる水素排出ができず,原子炉建屋水素濃度の上昇が継続することにより,ブローアウトパネル強制開放装置の操作にて原子炉建屋外側ブローアウトパネル(ブローアウトパネル閉止装置使用後については,ブローアウトパネル閉止装置のパネル部)を開放する場合
- ・代替燃料プール注水系による使用済燃料プールスプレイができない 場合

- ・プラントの異常によるモニタリング・ポスト等の指示値の有意な変動*の確認により、原子炉格納容器及び原子炉建屋の破損があると判断した場合
- ・ 航空機燃料火災が発生した場合
- ※ 「技術的能力 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」 における緊急時対策所の加圧操作着手の判断基準のうち、「緊急 時対策所付近に設置する可搬型モニタリング・ポストが重大事 故により指示値が 20mSv/h となった場合」と同等又はそれを上 回る状況を想定する。

b. 放水砲の設置位置の判断

放水砲の設置位置として、大気への放射性物質の拡散抑制の場合はあらかじめ設置位置候補を複数想定しているが、現場からの情報(風向き、損傷位置(高さ、方位))等を勘案し、災害対策本部長代理が総合的に判断して、適切な位置からの放水を重大事故等対応要員へ指示する。

また,消火活動の場合は,火災の状況(アクセスルート含む)等を勘案し,設置位置を確保した上で,適切な位置から放水する。

c. 放水砲の設置位置と原子炉建屋(原子炉格納容器又は使用済燃料プール)への放水可能性

前述のとおり、放水砲は状況に応じて適切な場所に設置する。原子炉建屋中心から約80mの範囲内に放水砲を仰角65°(泡消火放水の場合は、原子炉建屋中心から約50mの範囲内に放水砲を仰角75°)で設置すれば、原子炉建屋トップ(屋根トラス)まで放水することができるこ

とから,原子炉格納容器又は使用済燃料プールへの放水は十分に可能で ある。

また、海水取水箇所については複数箇所を想定するとともに、ホースの敷設ルートについても、その時の被害状況や火災の状況を勘案して柔軟な対応ができるよう複数の敷設ルートを確保し、複数のアクセスルートを想定した手順及び設備構成とする。

なお、大気への放射性物質の拡散抑制の場合は、放射性物質を含む汚染水が一般排水路を通って雨水排水路集水桝から海へ流れることを想定し、汚濁防止膜を設置することにより海洋への放射性物質の拡散抑制を行う。

2. 放水砲の設置位置について

第1図 放水砲設置位置 (海水放水の場合)

ſ					
	## o [54]		() H 1. H 1.		, , , , 旧 (A)
	第2図	射程と射高の関係	(海水放水,	放水饱設直位直A	、からの場合)

第3図	射程と射高の関係	(海水放水,	放水砲設置位置Bか	らの場合)

L	第4図	射程と射高の関係	 (海水放水,	放水砲設置位置Cからの場合)	

第 5 図	射程と射高の関係	(海水放水,	放水砲設置位置Dカ	ゝらの場合)

(2)	泡消火放水	(航空機燃料火災)	の場合

第6図 放水砲設置位置(泡消火放水の場合)

第7図	射程と射高の関係	(泡消火放水,	放水砲設置位置Eからの場合))

第8図	射程と射高の関係	(泡消火放水,	放水砲設置位置Fからの場合)

第9図	射程と射高の関係	(泡消火放水,	放水砲設置位置Gからの場合)	

3. 放水砲の放射方法について

放水砲の放射方法としては、噴射ノズルを調整することで直状放射と噴霧 放射の切替えが可能であり、直状放射はより遠くまで放水できるが、噴霧放 射は直状放射よりも、より細かい水滴径が期待できる。

放射性プルーム放出時には、放水砲により放水した水により、放射性プルームに含まれる微粒子状の放射性物質が除去されることが期待できるが、微粒子状の放射性物質の粒子径は、 $0.1\mu\,\mathrm{m}\sim0.5\mu\,\mathrm{m}$ と考えられ、この粒子径の微粒子の水滴による除去機構は、水滴と微粒子の慣性衝突作用(水滴径 $0.3\mathrm{mm}\,\phi$ 前後で最も衝突作用が大きくなる)によるものであり、噴霧放射を活用することで、その衝突作用に期待できる。また、水滴と微粒子の相対速度を大きくし、水の流量を大きくすることで、除去効果の増大が期待できる。したがって、プルーム放出時の放水砲の放射方法としては、以下のとおりとする。

(1) 原子炉建屋 (原子炉格納容器又は使用済燃料プール) の破損箇所が確認できる場合

原子炉建屋損壊部に向けて放水し、噴射ノズルを調整することにより噴霧放射で損壊箇所を最大限覆うことができるように放射する。

(2) 原子炉建屋(原子炉格納容器又は使用済燃料プール)の破損箇所が不明な場合

原子炉建屋の中央に向けて放水する。

なお,直状放射でしか届かない場合においても,到達点では霧状になっていることから(第10図参照),放射性物質の除去に期待できる。





全景 到達点での状態

第10図 直状放射による放水(放水訓練)

添付資料 1.12.6

ガンマカメラ又はサーモカメラによる放射性物質漏えい箇所の絞り込み

1. 操作概要

重大事故等により,原子炉建屋放水設備により原子炉建屋に向けて放水する際に,原子炉建屋から放出される放射性物質の漏えい箇所を把握し,大気への放射性物質の拡散抑制をより効果的なものとするため,ガンマカメラ又はサーモカメラにより放射性物質や熱を検出し,放射性物質漏えい箇所を絞り込みを行う。

2. 作業場所

屋外 (原子炉建屋周辺)

3. 必要要員数及び操作時間

必要要員数 : 2名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安** : 30 分 (手順着手から 65 分)

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

4. 操作の成立性について

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を 確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は 放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋及びゴム手袋) を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており,夜間においても接近可能である。 また,アクセスルート上に支障となる設備はない。

作業性:ガンマカメラ又はサーモカメラの設置は、市販の三脚を利用して原子炉建屋が見通せる箇所に設置するだけの作業であり、容

易に実施可能である。

作業エリア周辺には、支障となる設備はなく、十分な作業スペースを確保している。

添付資料 1.12.7

汚濁防止膜による海洋への放射性物質の拡散抑制

1. 操作概要

重大事故等により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制を行う際、放射性物質を含む汚染水が流出する雨水排水路集水桝 $-1\sim9$ 及び放水路 $-A\sim C$ (計 12 箇所)に、汚濁防止膜を2重に設置する(放水した汚染水が直接流れ込む雨水排水路集水桝-8及び放水路 $-A\sim C$ の4箇所に1重目を優先して設置する)。

2. 作業場所

屋外 (汚濁防止膜保管場所, 雨水排水路集水桝-1~9及び放水路-A~ C)

3. 必要要員数及び操作時間

(1) 雨水排水路集水桝-8

必要要員数 :5名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安** : 45 分(1 重目)

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

(2) 放水路-A~C

必要要員数 :5名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安** : 55 分(1 重目, 手順着手から 140 分)

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

(3) 雨水排水路集水桝 $-1\sim7$,9 (2重),雨水排水路集水桝-8 (2重目),放水路 $-A\sim C$ (2重目)

必要要員数 : 9名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安** : 220 分 (手順着手から 360 分 (6 時間))

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

4. 操作の成立性について

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を 確保している。

> また、放射性物質が放出される可能性があることから、操作は 放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋及びゴム手袋) を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており,夜間においても接近可能である。

また,アクセスルート上に支障となる設備はない。

万一,地震発生後に地下埋設構造物の浮き上がり等により,車両による運搬が困難となる場合は,構造物を乗り越えるための作業台を設置することで人力による運搬が可能である。

作業性:複数の汚濁防止膜を効率的に運搬できるよう車両を配備する。 汚濁防止膜の設置準備は、カーテン部を結束しているロープを 外し、両端に固定用ロープを接続するだけの作業であり、容易 に準備可能である。また、汚濁防止膜設置も陸上から人力によ る作業で展開する容易な作業である。

作業エリア周辺には、支障となる設備はなく、十分な作業スペースを確保している。







展開状態 (例)

第1図 汚濁防止膜の状態例

放射性物質吸着材による海洋への放射性物質の拡散抑制

1. 操作概要

重大事故等により、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合、又は使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気への放射性物質の拡散抑制を行う際、放射性物質を含む汚染水が流出する雨水排水路集水桝-1~10(計10箇所)に、放射性物質吸着材を設置する。

2. 作業場所

屋外(放射性物質吸着材保管場所及び雨水排水路集水桝-1~10)

3. 必要要員数及び操作時間

必要要員数 :9名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安* : 15 時間 (手順着手から 21 時間)

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

4. 操作の成立性について

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を 確保している。

> また、放射性物質が放出される可能性があることから、操作は 放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋及びゴム手袋) を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており,夜間においても接近可能である。

また,アクセスルート上に支障となる設備はない。

万一,地震発生後に地下埋設構造物の浮き上がり等により,車 両による運搬が困難となる場合は,構造物を乗り越えるための 作業台を設置することで人力による運搬が可能である。

作業性:重量物である放射性物質吸着材を効率的に運搬できるよう車両 を配備する。

放射性物質吸着材の設置は,20kg 程度の放射性物質吸着材を網目状の袋に詰めたものを,人力で雨水排水路集水桝に投入するため容易に設置可能。

作業エリア周辺には、支障となる設備はなく、十分な作業スペースを確保している。



第1図 放射性物質吸着材

添付資料 1.12.9

化学消防自動車,水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)に よる延焼防止処置

1. 操作概要

航空機燃料火災状況を確認し、安全距離を確保した場所に化学消防自動車、水槽付消防ポンプ自動車及び泡消火薬剤容器(消防車用)を配置し、取水箇所(消火栓(原水タンク)又は防火水槽)から吸水する。続いて化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を起動し、初期対応における延焼防止処置を実施する。

2. 作業場所

屋外 (原子炉建屋周辺, 取水箇所 (消火栓 (原水タンク) 又は防火水槽) 周辺)

3. 必要要員数及び操作時間

必要要員数 : 9 名 (自衛消防隊)

所要時間目安 : 20 分

4. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。

また,アクセスルート上に支障となる設備はない。

作業性:消防車からのホースの接続は、汎用の結合金具(オス・メス)であり、容易に操作可能である。

作業エリア周辺には、支障となる設備はなく、十分な作業スペースを確保している。



第1図 化学消防自動車

第2図 射程と射高の関係

添付資料 1.12.10

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ 用) 及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火

1. 操作概要

航空機燃料火災に対する泡消火を行える場所に放水砲を配置するとともに、 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)を海水取水箇所(SA用海水ピット) 周辺に配備し、水中ポンプにホースを取り付け海水取水箇所へ設置する。

放水砲,泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)及び泡混合器を設置し,可搬型 代替注水大型ポンプ(放水用)から泡混合器,泡消火薬剤容器(大型ポンプ 用)及び放水砲まで送水するためのホース等を設置及び接続する。

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) を起動し、ホースの水張り及び空気 抜きを行った後に泡混合器を起動し、放水砲操作により火災発生場所へ向け て泡消火を開始する。

2. 作業場所

屋外 (原子炉建屋周辺、海水取水筒所 (SA用海水ピット) 周辺)

3. 必要要員数及び操作時間

必要要員数 :8名(重大事故等対応要員)

有効性評価で想定する時間:要求はない

所要時間目安** : 145 分 (ホース約 200m を敷設した場合の時

間であり、敷設長さによって変わる)

※所要時間目安は、模擬により算定した時間

4. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており,夜間においても接近可能である。 また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

作業性:可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)からのホースの接続は、専用の結合金具を使用して容易に接続可能である。 作業エリア周辺には、作業に支障となる設備はなく、十分な作業スペースを確保している。

放水設備における泡消火薬剤の設定根拠について

泡消火薬剤の容量については、空港に配備されるべき防災レベル等について 記載されている国際民間航空機関 (ICAO) 発行の空港業務マニュアル (第 1部) (以下、「空港業務マニュアル」という。) を基に設定する。

空港業務マニュアルでは離発着機の大きさにより空港カテゴリーが定められており、航空機燃料火災への対応としては、空港業務マニュアルで最大となるカテゴリー10を適用する。また、使用する泡消火薬剤は1%水成膜泡消火薬剤であり、空港業務マニュアルでは性能レベルBに該当する。

空港カテゴリー10 かつ性能レベルBの泡消火薬剤に要求される混合泡溶液の放射量は 11,200L/min (672m 3 /h) であり、発泡のために必要な水の量は 32,300L (32.3m 3) と定められている。

以上より、必要な泡消火薬剤の量は $32,300L \times 1\% = 323L (0.323m^3)$ である。消火活動時間としては、(32,300+323) $L \div 11,200L/min ÷ 3min となる。$

また、空港業務マニュアルでは 2 倍の泡消火薬剤の量 $323L \times 2 = 646L$ $(0.646m^3)$ を保有することが規定されている。

なお,原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災においては,燃料の漏えいが拡大する可能性があることから,泡消火薬剤の保有量は上記の規定量に余裕を考慮し,放射量 11,200L/min (672m³/h) を上回る 22,300L/min (1,338m³/h) で約 20 分間放射できる量 (5m³) を保有している。以下に、空港業務マニュアルの規定に対する放水設備の仕様を示す。

空港業務マニ	放水設備の仕様		
水の量	32, 300L	海を水源とする	
	(0.323m^3)		
	11 0001 /	約 1,380m³/h	
混合泡溶液の放射量	11,200L/min (672m ³ /h)	(可搬型代替注水大型ポ	
		ンプ (放水用): 公称値)	
泡消火薬剤の保有量	0.646m ³	5m³	
沙 1. 江香h 吐 問	約3分×2	約 20 分	
消火活動時間	(672m³/h において)	(1,338m³/h において)	

消火設備の消火性能について

1. 化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車

(1) 消火設備概要

化学消防自動車は、消防法に基づく動力消防ポンプ (A-1級) であり、水源から消火用水を吸い込み、消火用水を放水する消火設備である。車両に水槽及び泡消火薬剤槽を有しており、泡消火が可能である。また、車両として移動できることから機動性が高い。第1図に化学消防自動車の外観を示す。

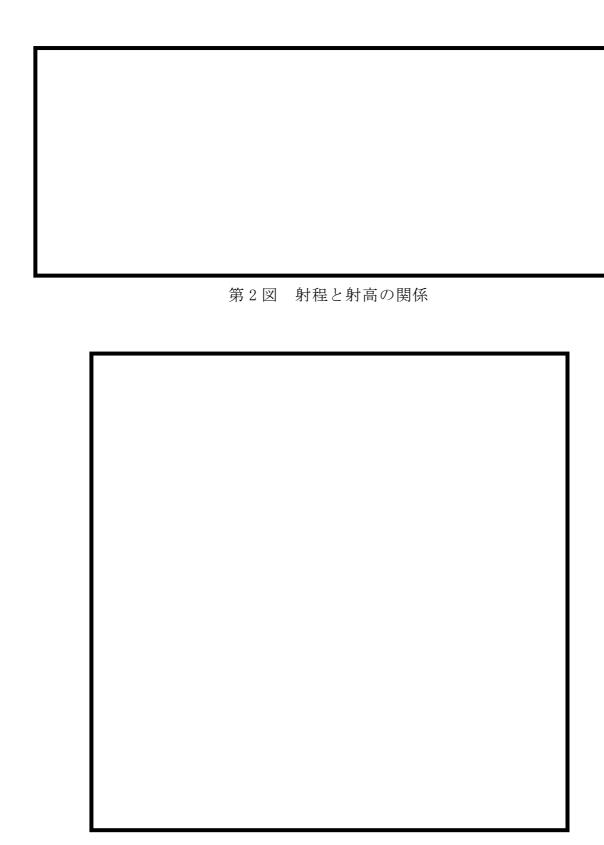
射程距離は、約 42m (1.0MPa-670L/min (1.0MPa-40.2m³/h); 放水 銃使用時)の能力を有しており、火災に対して離れた位置から消火活動が 可能である。第 2 図に射程と射高の関係、第 3 図に射程と圧力及び流量の 関係を示す。

化学消防自動車から水源までのホース展張距離が長くなり、筒先からの 放水圧力の確保が困難な場合(消防ホース15本を超える場合*)には、 水源付近に水槽付消防ポンプ自動車を配置し、化学消防自動車へ送水する。

※ T.P. +8m と敷地内で最も高い T.P. +25m との高低差を考慮して も化学消防自動車 1 台で消防ホース 15 本までの放水が可能



第1図 化学消防自動車



第3図 射程と圧力及び流量の関係

(2) 消火性能

消火用水を放出する際に消火用水と泡消火薬剤を混合することにより、 泡消火用水として放水することが可能であり、油火災に対応することがで きる。

化学消防自動車は、大型航空機衝突時に想定される航空機燃料の飛散による路面火災に加え、衝突時に想定される飛散物による一定の範囲内にある油タンク、変圧器、車両等の火災についても消火活動を実施することができる。

なお,化学消防自動車によって約1時間 (1.0 MPa-670 L/min (1.0 MPa-40.2 m²) h);放水銃使用時)の消火活動を実施する場合,泡消火薬剤は約1.2 m³ *1必要となる。

化学消防自動車 (A-1級) は泡消火薬剤を貯蔵するタンクの容量が 0.3m³あるが,これとは別に1.2m³を泡消火薬剤容器 (消防車用) 60個*2 にて保管し,化学消防自動車使用時に適宜タンク内へ泡消火薬剤容器 (消防車用)の泡消火薬剤を補給することによって,約1時間の消火活動が可能となる。

- ※1 化学消防自動車で使用する泡消火薬剤は3%たん白泡消火薬剤
- ※2 泡消火薬剤容器(消防車用) 1個の容量は 20L (0.02m³)

2. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲

(1) 消火設備概要

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)は、大容量の動力ポンプであり、 車両に搭載された水中ポンプを水源に投入し、消火用水を消火活動場所に 設置された放水砲まで送水する消火設備である。放水砲は、可搬型代替注 水大型ポンプ(放水用)の送水先のホース先端に設置し、高所かつ数十メ ートル離れた地点へ放水可能な消火設備である。可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)へ泡消火薬剤を接続することにより泡消火が可能である。また、車両として移動できることから機動性が高い。

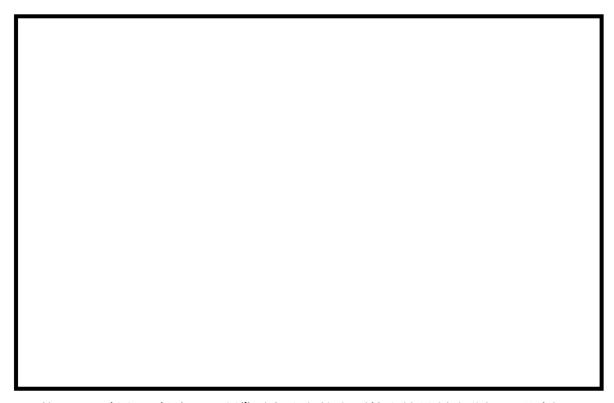
可搬型代替注水大型ポンプ (放水用),放水砲について,外観図を第4図に,射程と射高の関係を第5図に示す。射程及び射高距離は,敷地内で最も高い原子炉建屋 (トップ T. P. ーグランド T. P. (放水砲設置位置) = T. P. +63.855m-T. P. +8.0m=55.855m) に対して,射程約50m,射高(原子炉建屋トップ)約56m以上(1.0MPa-1,338m³/h)の能力を有しており,火災に対して高所かつ離れた距離からの消火活動が可能である。放水砲は任意に設置場所を設定することが可能であり,風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて,最も効果的な方角から放水を実施する。

水源は、海水取水箇所となるが、車両が直接水源に寄り付かなくとも車 両搭載の水中ポンプのみを水源場所まで移動することが可能である。





第4図 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲



第5図 射程と射高の関係*(泡消火放水(航空機燃料火災)の場合)

※ 本曲線は、実放射計測のデータから割り出した理論値(平均値)であり、射程は無風時を想定している。

(2) 消火性能

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)は、消火用水を放水砲へ送水する際、泡混合器を介して泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)を接続することにより、泡消火用水として放水することが可能であり、油火災に対応することができる。泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)は泡消火薬剤運搬車にて泡混合器へ供給する。

泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 1 個で 1%水成膜泡消火薬剤を 1m³ 貯蔵することができ、泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用) 5 個を使用することにより、約 20 分間の消火活動が可能である。

可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲を用いた消火活動は, 大型航空機衝突時に想定される航空機燃料の飛散による建屋火災等について,

射程,射高の能力が高いことから原子炉建屋トップへの消火活動を実施することができる。

手順のリンク先について

発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

- 1. 1.12.2.3 その他の手順項目について考慮する手順
 - ・原子炉建屋からの水素の排出に関する手順
 - <リンク先>1.10.2.2(3)a. ブローアウトパネル強制開放装置による原 子炉建屋外側ブローアウトパネル開放
 - 1.10.2.2(3)b. ブローアウトパネル閉止装置のパネル部開放
 - ・使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順
 - ・可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)等の車両への燃料補給に関する手順
 - <リンク先>1.14.2.6(1) 燃料給油設備による給油

<リンク先>1.11.2.2(1) 使用済燃料プールスプレイ

- ・操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順
- <リンク先>1.15.2.1(1) 計器の故障
 - 1.15.2.1(2) 計器の計測範囲(把握能力)を超えた場合
 - 1.15.2.2(1)a. 所内常設直流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電
 - 1.15.2.2(1)b. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流 電源設備からの給電
 - 1.15.2.2(1)c. 可搬型代替直流電源設備からの給電

- 1.15.2.2(1)d. 可搬型計測器によるパラメータ計測又は監視
- ・原子炉建屋周辺の線量を確認する手順
- <リンク先>1.17.2.1(1) モニタリング・ポストによる放射線量の測定
 - 1.17.2.1(2) 可搬型モニタリング・ポストによる放射線量 の測定及び代替測定
 - 1.17.2.1(3) 放射能観測車による空気中の放射性物質の濃度の測定
 - 1.17.2.1(4) 可搬型放射能測定装置による空気中の放射性 物質の濃度の代替測定
 - 1.17.2.1(5) 可搬型放射能測定装置等による放射性物質の 濃度及び放射線量の測定

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

< 目 次 >

- 1.13.1 対応手段と設備の選定
 - (1) 対応手段と設備の選定の考え方
 - (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 水源を利用した対応手段と設備
 - (a) 代替淡水貯槽を水源とした対応手段と設備(常設低圧代替注水系 ポンプを使用する場合)
 - (b) サプレッション・チェンバを水源とした対応手段と設備
 - (c) ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手段と設備
 - (d) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手段と設備
 - (e) 西側淡水貯水設備を水源とした対応手段と設備
 - (f) 代替淡水貯槽を水源とした対応手段と設備(可搬型代替注水大型 ポンプを使用する場合)
 - (g) 淡水タンクを水源とした対応手段と設備
 - (h) 海を水源とした対応手段と設備
 - (i) ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段と設備
 - (i) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - b. 水源へ水を補給するための対応手段と設備
 - (a) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手段と設備
 - (b) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手段と設備
 - (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - c. 水源の切替え
 - (a) 原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替え
 - (b) 淡水から海水への切替え

- (c) 外部水源から内部水源への切替え
- (d) 重大事故等対処設備と自主対策設備
- d. 手順等
- 1.13.2 重大事故等時の手順
- 1.13.2.1 水源を利用した対応手順
 - (1) 代替淡水貯槽を水源とした対応手順(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合)
 - a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水
 - b. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却
 - c. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水
 - d. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水
 - e. 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ
 - (2) サプレッション・チェンバを水源とした対応手順
 - a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時のサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水
 - b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時のサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水
 - c. サプレッション・チェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱
 - d. サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び 原子炉格納容器内の除熱
 - (3) ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手順
 - a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時のろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水
 - b. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内の

冷却

- c. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器下部 への注水
- d. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした使用済燃料プールへ の注水
- (4) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手順
 - a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原 子炉圧力容器への注水
 - b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原 子炉圧力容器への注水
 - c. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却
 - d. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水
- (5) 西側淡水貯水設備を水源とした対応手順
 - a. 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水 (淡水/海水)
 - b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の西側淡水貯水設備を水源とした 原子炉圧力容器への注水
 - c. 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器内の冷却
 - d. 西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給
 - e. 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器下部への注水
 - f. 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉ウェルへの注水
 - g. 西側淡水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ
- (6) 代替淡水貯槽を水源とした対応手順(可搬型代替注水大型ポンプを使用する場合)
 - a. 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡

水/海水)

- b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水
- c. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却
- d. 代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給
- e. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水
- f. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水
- g. 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ
- (7) 淡水タンクを水源とした対応手順
 - a. 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注 水大型ポンプによる送水
 - b. 淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給
- (8) 海を水源とした対応手順
 - a. 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
 - b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器 への注水
 - c. 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却
 - d. 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水
 - e. 海を水源とした原子炉ウェルへの注水
 - f. 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ
 - g. 海を水源とした残留熱除去系海水系による冷却水の確保
 - h. 海を水源とした最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送
 - i. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制
 - i. 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火
 - k. 海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉

心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保

- 1. 海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水
- m. 海を水源とした代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
- (9) ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手順
 - a. ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入
- 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順
 - (1) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手順
 - a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 淡水貯槽への補給(淡水/海水)
 - (2) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手順
 - a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/ 海水)
- 1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順
 - (1) 原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替え
 - a. 原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え
 - b. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え
 - (2) 淡水から海水への切替え
 - a. 代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え
 - b. 西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替え
 - (3) 外部水源から内部水源への切替え
 - a. 外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への切替え
- 1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順
- 1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択

- (1) 水源を利用した対応手段
 - a. 送水に利用する水源の優先順位
- (2) 水源へ水を補給するための対応手段
 - a. 補給に利用する水源の優先順位

添付資料 1.13.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応表

添付資料 1.13.2 対応手段として選定した設備の電源構成図

添付資料 1.13.3 自主対策設備仕様

添付資料 1.13.4 重大事故対策の成立性

- 1. 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水
- 2. 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
- 3. 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は 可搬型代替注水大型ポンプによる送水
- 4. 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
- 5. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給
- 6. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への 補給
- 7. 水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における放射線量等の影響について
- 8. 取水源からの取水時の異物管理について

添付資料 1.13.5 水源から必要な箇所への給水経路

添付資料 1.13.6 解釈一覧

添付資料 1.13.7 手順のリンク先について

1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
 - a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量の水を供給できる手順等を整備すること。
 - b) 複数の代替淡水源(貯水槽、ダム又は貯水池等)が確保されていること。
 - c) 海を水源として利用できること。
 - d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。
 - e)代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくこと。
 - f) 水の供給が中断することがないよう、水源の切替え手順等を定めること。

設計基準事故の収束に必要な水源は、サプレッション・チェンバである。重

大事故等時において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計 基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して、重大事故等の収束に必要 となる十分な量の水を供給するために必要な対処設備を整備する。ここでは、 これらの対処設備を活用した手順等について説明する。

1.13.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

原子炉圧力容器への注水が必要な場合に,設計基準事故の収束に必要な水源として,サプレッション・チェンバを設置する。

原子炉格納容器内の冷却が必要な場合に,設計基準事故の収束に必要な水源として,サプレッション・チェンバを設置する。

設計基準事故の収束に必要な水源が枯渇又は破損した場合は、その機能を代替するために、各水源が有する機能、相互関係を明確にした(以下「機能喪失原因対策分析」という。)上で、想定する故障に対応できる手段と重大事故等対処設備を選定する(第1.13-1図)。

また,原子炉圧力容器へのほう酸水注入,フィルタ装置スクラビング水補給,代替循環冷却系による除熱,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイが必要な場合の対応手段と重大事故等対処設備を選定する。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段と 自主対策設備*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第五十六条及び技術基準 規則第七十一条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備 が網羅されていることを確認するとともに,自主対策設備との関係を明確 にする。

(添付資料 1.13.1, 1.13.2, 1.13.3)

なお、重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に高 圧注水系による原子炉圧力容器への注水が出来た場合、冷温停止に向けて 低圧注水系準備が出来次第、逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実 施し、低圧注水系による原子炉圧力容器への注水に切り替える。

また、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に高圧注水系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、低圧注水系準備が出来次第、逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、常設設備を使用した低圧注水系による原子炉圧力容器への注水を行う。また、常設設備を使用した低圧注水系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、可搬設備を使用した低圧注水系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、可搬設備を使用した低圧注水系による原子炉圧力容器への注水を行う。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

機能喪失原因対策分析の結果、サプレッション・チェンバの故障を想定する。

設計基準事故の収束に必要な水源に要求される機能の喪失原因から選定 した対応手段と審査基準及び基準規則からの要求により選定した対応手段 並びにその対応に使用する重大事故等対処設備と自主対策設備を以下に示 す。

なお,機能喪失を想定する設計基準事故対処設備,対応に使用する重大 事故等対処設備,自主対策設備及び整備する手順についての関係を第

- 1.13-1表に整理する。
- a. 水源を利用した対応手段と設備
- (a) 代替淡水貯槽を水源とした対応手段と設備(常設低圧代替注水系 ポンプを使用する場合)

重大事故等の収束に必要となる水源として代替淡水貯槽を利用する。

重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時にサプレッション・チェンバを水源として利用できない場合は、逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、代替淡水貯槽を水源として常設低圧代替注水系ポンプを用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.6 原子炉格納 容器内の冷却等のための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融 炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋 等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の 冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様であ る。

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において、代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・低圧代替注水系(常設)(常設低圧代替注水系ポンプ) 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備 は以下のとおり。
 - ・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)(常設低圧代替注水系ポン

プ)

代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する 設備は以下のとおり。

- ・格納容器下部注水系(常設)(常設低圧代替注水系ポンプ) 代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は 以下のとおり。
- ・格納容器頂部注水系(常設)(常設低圧代替注水系ポンプ) 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイで 使用する設備は以下のとおり。
 - ・代替燃料プール注水系(常設低圧代替注水系ポンプ)

なお、上記代替淡水貯槽を水源とした対応手段は、淡水だけでなく 海水を代替淡水貯槽へ供給することにより、重大事故等の収束に必要 となる十分な量の水を補給することが可能である。

(b) サプレッション・チェンバを水源とした対応手段と設備 重大事故等の収束に必要となる水源としてサプレッション・チェン バを利用する。

重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時にサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を行う手段がある。

また,原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に代替淡水貯槽(常設低 圧代替注水系ポンプを使用する場合)を水源として利用できない場合 は,サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注 水,原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱を行う手段 がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ

高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」,「1.4 原子炉冷却 材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」,

「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」, 「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において,サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・ 高圧代替注水系 (常設高圧代替注水系ポンプ)
- ・原子炉隔離時冷却系 (原子炉隔離時冷却系ポンプ)
- ・ 高圧炉心スプレイ系 (高圧炉心スプレイ系ポンプ)

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において,サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・残留熱除去系 (残留熱除去系ポンプ)
- ・低圧炉心スプレイ系 (低圧炉心スプレイ系ポンプ)

サプレッション・チェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱で 使用する設備は以下のとおり。

・残留熱除去系 (残留熱除去系ポンプ)

サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及 び原子炉格納容器内の除熱で使用する設備は以下のとおり。

- ・代替循環冷却系 (代替循環冷却系ポンプ)
- (c) ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手段と設備 重大事故等の収束に必要となる水源としてろ過水貯蔵タンク又は多

目的タンクを利用する。

重大事故等時において、代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合)及びサプレッション・チェンバを水源として利用できない場合は、ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水を行う手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.6 原子炉格納 容器内の冷却等のための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融 炉心を冷却するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却 等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において、ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

・消火系 (ディーゼル駆動消火ポンプ)

る過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内 の冷却で使用する設備は以下のとおり。

・消火系 (ディーゼル駆動消火ポンプ)

る過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器下 部への注水で使用する設備は以下のとおり。

・消火系 (ディーゼル駆動消火ポンプ)

ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした使用済燃料プール への注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・消火系 (ディーゼル駆動消火ポンプ)
- (d) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手段と設備

重大事故等の収束に必要となる水源として復水貯蔵タンクを利用する。

重大事故等時において、原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時にサプレッション・チェンバを水源として利用できない場合は、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を行う手段がある。

また、原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に代替淡水貯槽(常設低 圧代替注水系ポンプを使用する場合)及びサプレッション・チェンバ を水源として利用できない場合は、復水貯蔵タンクを水源とした原子 炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器下 部への注水を行う手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.4 原子炉冷却 材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、

「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時において、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・原子炉隔離時冷却系ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ポンプ
- ・ 逃がし安全弁 (安全弁機能)
- ・制御棒駆動水圧系(制御棒駆動水ポンプ)
- 原子炉圧力容器
- ·原子炉隔離時冷却系(蒸気系)配管 · 弁
- 主蒸気系配管 弁

- ・原子炉隔離時冷却系 (注水系) 配管・弁・ストレーナ
- ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ・スパージャ
- ·補給水系配管 · 弁
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水系
- 所内常設直流電源設備
- 非常用交流電源設備
- 燃料給油設備

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

・補給水系(復水移送ポンプ)

復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。

・補給水系(復水移送ポンプ)

復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。

- ・補給水系 (復水移送ポンプ)
- (e) 西側淡水貯水設備を水源とした対応手段と設備

重大事故等の収束に必要となる水源として西側淡水貯水設備を利用する。

重大事故等時において、代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合)及びサプレッション・チェンバを水源として利用できない場合は、西側淡水貯水設備を水源として可搬型代替注水中型ポンプを用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、フィルタ装置スクラビング水補給、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手

段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷 却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止する ための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

西側淡水貯水設備を水源とした各接続口までの送水で使用する設備 は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- ホース・接続口
- · 低圧代替注水系配管 · 弁
- ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁
- · 燃料給油設備

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において,西側淡水貯水設備を 水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

・低圧代替注水系(可搬型)(可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)

西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する 設備は以下のとおり。

・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)(可搬型代替注水中型ポンプ、ホース・接続口等)

西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給で

使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型代替注水中型ポンプ
- ・ホース・接続口

西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用 する設備は以下のとおり。

・格納容器下部注水系(可搬型)(可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)

西側淡水貯水設備を水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。

・格納容器頂部注水系(可搬型)(可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)

西側淡水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイで使用する設備は以下のとおり。

・代替燃料プール注水系(可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)

なお、上記西側淡水貯水設備を水源とした対応手段は、淡水だけでなく海水を西側淡水貯水設備へ供給することにより、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を補給することが可能である。

ただし、フィルタ装置へのスクラビング水の補給は西側淡水貯水設備を水源とした淡水のみを原則利用する。

(f) 代替淡水貯槽を水源とした対応手段と設備(可搬型代替注水大型 ポンプを使用する場合)

重大事故等の収束に必要となる水源として代替淡水貯槽を利用する。

重大事故等時において,代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプ

を使用する場合),サプレッション・チェンバ及び西側淡水貯水設備を水源として利用できない場合は,代替淡水貯槽を水源として可搬型代替注水大型ポンプを用いた原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,フィルタ装置スクラビング水補給,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷 却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止する ための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

代替淡水貯槽を水源とした各接続口までの送水で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型代替注水大型ポンプ
- ・ホース・接続口
- 低圧代替注水系配管。弁
- ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁
- 燃料給油設備

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において,代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

・低圧代替注水系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備 は以下のとおり。

・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ、ホース・接続口等)

代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給で使用 する設備は以下のとおり。

- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- ホース・接続口

代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する 設備は以下のとおり。

・格納容器下部注水系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ,ホ ース・接続口等)

代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は 以下のとおり。

・格納容器頂部注水系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイで 使用する設備は以下のとおり。

・代替燃料プール注水系(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

なお、上記代替淡水貯槽を水源とした対応手段は、淡水だけでなく 海水を代替淡水貯槽へ供給することにより、重大事故等の収束に必要 となる十分な量の水を補給することが可能である。

ただし、フィルタ装置へのスクラビング水の補給は代替淡水貯槽を 水源とした淡水のみを原則利用する。

(g) 淡水タンクを水源とした対応手段と設備

重大事故等の収束に必要となる水源として淡水タンク*2を利用する。

※2 淡水タンク:多目的タンク, ろ過水貯蔵タンク, 原水タンク 及び純水貯蔵タンクを示す。

重大事故等時において、代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備を水源として利用できない場合は、淡水タンクを水源として可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを用いたフィルタ装置へのスクラビング水の補給を行う手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口までの送水で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型代替注水中型ポンプ
- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- ・多目的タンク配管・弁
- ・ホース・接続口
- ・格納容器圧力逃がし装置配管・弁
- · 燃料給油設備

淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- ・ホース・接続口

(h) 海を水源とした対応手段と設備

重大事故等の収束に必要となる水源として海を利用する。

重大事故等時において、代替淡水貯槽、サプレッション・チェンバ及び西側淡水貯水設備を水源として利用できない場合は、海を水源として海水取水箇所(SA用海水ピット)から可搬型代替注水大型ポンプを用いた原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手段がある。

また、重大事故等時において、海を水源とした残留熱除去系海水系による冷却水の確保、最終ヒートシンク(海)への代替熱輸送、大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水及び代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱を行う手段がある。

これらの対応手段及び設備は、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷 却等のための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」、「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」及び「1.14 電源の確保に関する手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

海を水源とした各接続口までの送水で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型代替注水大型ポンプ
- 非常用取水設備
- ・ホース・接続口
- · 低圧代替注水系配管 · 弁
- 燃料給油設備

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時において,海を水源とした原子炉圧力容器への注水で使用する設備は以下のとおり。

・低圧代替注水系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

海を水源とした原子炉格納容器内の冷却で使用する設備は以下のとおり。

・代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ、ホース・接続口等)

海を水源とした原子炉格納容器下部への注水で使用する設備は以下のとおり。

・格納容器下部注水系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

海を水源とした原子炉ウェルへの注水で使用する設備は以下のとおり。

・格納容器頂部注水系(可搬型)(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイで使用する設備は以下のとおり。

・代替燃料プール注水系(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接 続口等)

海を水源とした残留熱除去系海水系による冷却水の確保で使用する設備は以下のとおり。

・残留熱除去系海水系 (残留熱除去系海水系ポンプ)

海を水源とした最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送で使用する 設備は以下のとおり。

- ・緊急用海水系 (緊急用海水ポンプ)
- ・代替残留熱除去系海水系(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)

海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)
- 放水砲
- ・ホース
- 燃料給油設備

海を水源とした航空機燃料火災への泡消火で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)
- 放水砲
- ・ホース
- ・泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)
- 泡混合器
- 燃料給油設備

海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧

炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保で使用する設備は以下のとおり。

- ・2 C非常用ディーゼル発電機海水系 (2 C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ)
- ・2 D非常用ディーゼル発電機海水系 (2 D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ)
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系(高圧炉心スプレイ 系ディーゼル発電機用海水ポンプ)

海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧 炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水で使用する設備 は以下のとおり。

- ・代替2C非常用ディーゼル発電機海水系(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)
- ・代替2D非常用ディーゼル発電機海水系(可搬型代替注水大型ポンプ、ホース・接続口等)
- ・代替高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系 (可搬型代替注 水大型ポンプ、ホース・接続口等)

海を水源とした代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除 熱で使用する設備は以下のとおり。

- ・代替燃料プール冷却系(代替燃料プール冷却系ポンプ)
- (i) ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手段と設備

重大事故等の収束に必要となる水源としてほう酸水貯蔵タンクを利用する。

重大事故等時において, ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧 力容器へのほう酸水注入を行う手段がある。 これらの対応手段及び設備は、「1.1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等」、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて選定する対応手段及び設備と同様である。

ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入で使用する設備は以下のとおり。

・ほう酸水注入系 (ほう酸水注入ポンプ)

(j) 重大事故等対処設備と自主対策設備

上記(a)~(h)で述べた水源のうち、代替淡水貯槽、サプレッション・チェンバ、西側淡水貯水設備及びほう酸水貯蔵タンクは重大事故等対処設備として位置付ける。

また、水源を利用した対応手段で使用する設備の整理については、 各条文の整理と同様である。

これらの機能喪失原因対策分析の結果から選定した設備は,審査基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料 1.13.1)

以上の重大事故等対処設備により,重大事故等の収束に必要となる 十分な量の水を確保することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備と位置付ける。あわせて,その理由を示 す。

・ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンク

水を送水する設備である消火系を含め耐震性は確保されていないが, 重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火

災が発生していない場合において,重大事故等の収束に必要となる水を確保する手段として有効である。

・復水貯蔵タンク

水を送水する設備である補給水系を含め耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる水を確保する手段として有効である。

・補給水系配管・弁

耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる 水を確保する手段として有効である。

・淡水タンク(多目的タンク, ろ過水貯蔵タンク, 原水タンク及び 純水貯蔵タンク)

耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる 水を確保する手段として有効である。

なお,重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な 火災が発生している場合は,消火系の水源である多目的タンク, ろ過水貯蔵タンク及び原水タンクは使用できない。

・多目的タンク配管・弁

耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる 水を確保する手段として有効である。

- b. 水源へ水を補給するための対応手段と設備
- (a) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手段と設備

重大事故等の収束のために代替淡水貯槽を使用する場合は,西側淡水貯水設備から可搬型代替注水中型ポンプにより,淡水を補給する手段と淡水タンク(多目的タンク,ろ過水貯蔵タンク,原水タンク及び純水貯蔵タンク)から可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水

大型ポンプにより,淡水を補給する手段がある。また,水源の枯渇等により淡水の補給が継続できない場合においても,海水取水箇所(SA用海水ピット)から可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより,海水を補給する手段がある。

i) 可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(西側 淡水貯水設備を水源とした場合)

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 代替淡水貯槽への補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- 西側淡水貯水設備
- ・ホース
- 代替淡水貯槽
- 燃料給油設備
- ii) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水タンクを水源とした場合) 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給で使用する設備は以下のとおり。
 - 可搬型代替注水中型ポンプ
 - ・可搬型代替注水大型ポンプ
 - ・多目的タンク
 - ・ろ過水貯蔵タンク
 - 原水タンク
 - ・純水貯蔵タンク
 - ・多目的タンク配管・弁

- ・ホース
- 代替淡水貯槽
- 燃料給油設備
- iii) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(海を水源とした場合)

海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- ・ 可搬型代替注水大型ポンプ
- 非常用取水設備
- ・ホース
- 代替淡水貯槽
- 燃料給油設備
- (b) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手段と設備

重大事故等の収束のために西側淡水貯水設備を使用する場合は、代替淡水貯槽又は淡水タンク(多目的タンク、ろ過水貯蔵タンク、原水タンク及び純水貯蔵タンク)から可搬型代替注水大型ポンプにより、淡水を補給する手段がある。また、水源の枯渇等により淡水の補給が継続できない場合においても、海水取水箇所(SA用海水ピット)から可搬型代替注水大型ポンプにより、海水を補給する手段がある。

i) 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 (代替淡水貯槽を水源とした場合)

代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側 淡水貯水設備への補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- 代替淡水貯槽
- ・ホース
- 西側淡水貯水設備
- •燃料給油設備
- ii) 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 (淡水タンクを水源とした場合)

淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給で使用する設備は以下のとおり。

- 可搬型代替注水大型ポンプ
- ・多目的タンク
- ・ ろ過水貯蔵タンク
- 原水タンク
- ・純水貯蔵タンク
- ・多目的タンク配管・弁
- ・ホース
- 西側淡水貯水設備
- 燃料給油設備
- iii) 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 (海を水源とした場合)

海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- 非常用取水設備
- ・ホース

- 西側淡水貯水設備
- 燃料給油設備

(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給で使用する設備のうち,可搬型代替注水中型ポンプ,西側淡水貯水設備,ホース,代替淡水貯槽及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給で使用する設備のうち、可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ、非常用取水設備、ホース、代替淡水貯槽及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給で使用する設備のうち、可搬型代替注水大型ポンプ、代替淡水貯槽、ホース、西側淡水貯水設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給で使用する設備のうち、可搬型代替注水大型ポンプ、非常用取水設備、ホース、西側淡水貯水設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備 が全て網羅されている。

(添付資料 1.13.1)

以上の重大事故等対処設備により,重大事故等の収束に必要となる 十分な量の水を確保することができる。 また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示 す。

・淡水タンク(多目的タンク, ろ過水貯蔵タンク, 原水タンク及び 純水貯蔵タンク)

耐震性は確保されておらず、補給に必要な水量が確保できない場合があるが、西側淡水貯水設備から代替淡水貯槽への補給又は代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備への補給ができない場合において、淡水タンクの水を代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ補給する手段として有効である。

・多目的タンク配管・弁

耐震性は確保されていないが、西側淡水貯水設備から代替淡水 貯槽への補給又は代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備への補給が できない場合において、淡水タンクの水を代替淡水貯槽又は西側 淡水貯水設備へ補給する手段として有効である。

c. 水源の切替え

重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないように、各 水源への補給手段を整備しているが、補給が不可能な場合は水源を切り 替える手段がある。

(a) 原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替え

重大事故等対処設備である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の第一水源は、サプレッション・チェンバであり、サプレッション・チェンバを優先して使用するが、サプレッション・プール水枯渇、サプレッション・チェンバ破損又はサプレッション・プール水温上昇等により使用できない場合において、復水貯蔵タンク(自主対策

設備)の水位計が健全であり、水位が確保されている場合は、水源を サプレッション・チェンバから復水貯蔵タンクへ切り替える。

なお、水源の切替えは、運転中の原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心 スプレイ系を停止することなく水源を切り替えることが可能である。

原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替えで使用 する設備は以下のとおり。

- ・復水貯蔵タンク
- ・サプレッション・チェンバ
- ・原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ
- ・高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ
- •補給水系配管 弁
- 所内常設直流電源設備
- 非常用交流電源設備
- 燃料給油設備

(b) 淡水から海水への切替え

重大事故等の収束に必要な水の供給には淡水を優先して使用する。 代替淡水貯槽及び西側淡水貯水設備の枯渇等により、淡水の供給が継 続できない場合は、海水の供給に切り替える。

代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備から重大事故等の収束に必要な水の供給を行っている場合は、水の供給が中断することなく淡水から海水への切替えが可能である。

代替淡水貯槽へ補給する水源の切替えで使用する設備は以下のとおり。

- 西側淡水貯水設備
- ・多目的タンク

- ・ろ過水貯蔵タンク
- 原水タンク
- ・純水貯蔵タンク
- ・可搬型代替注水中型ポンプ
- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- 代替淡水貯槽
- 非常用取水設備
- ・多目的タンク配管・弁
- ・ホース
- 燃料給油設備

西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替えで使用する設備は以下のとおり。

- 代替淡水貯槽
- ・多目的タンク
- ・ろ過水貯蔵タンク
- 原水タンク
- ・純水貯蔵タンク
- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- 西側淡水貯水設備
- 非常用取水設備
- ・多目的タンク配管・弁
- ・ホース
- 燃料給油設備
- (c) 外部水源から内部水源への切替え

雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)で想

定される事故の収束に必要な対応には、外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への供給に切り替えて、原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱を行う手段がある。

外部水源から内部水源への切替えで使用する設備は以下のとおり。

- 代替淡水貯槽
- ・サプレッション・チェンバ
- ・低圧代替注水系(常設)(常設低圧代替注水系ポンプ)
- ・代替格納容器スプレイ冷却系(常設)(常設低圧代替注水系ポンプ)
- ・代替循環冷却系 (代替循環冷却系ポンプ)

(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備

原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替えで使用する設備のうち、サプレッション・チェンバ、原子炉隔離時冷却系(注水系)配管・弁・ストレーナ、高圧炉心スプレイ系配管・弁・ストレーナ、所内常設直流電源設備、非常用交流電源設備及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

代替淡水貯槽へ補給する水源の切替えで使用する設備のうち,西側 淡水貯水設備,可搬型代替注水中型ポンプ,可搬型代替注水大型ポン プ,代替淡水貯槽,非常用取水設備,ホース及び燃料給油設備は重大 事故等対処設備として位置付ける。

西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替えで使用する設備のうち, 代替淡水貯槽,可搬型代替注水大型ポンプ,西側淡水貯水設備,非常 用取水設備,ホース及び燃料給油設備は重大事故等対処設備として位 置付ける。 外部水源から内部水源への切替えで使用する設備のうち、代替淡水 貯槽、サプレッション・チェンバ、低圧代替注水系(常設)(常設低 圧代替注水系ポンプ)、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)(常設 低圧代替注水系ポンプ)及び代替循環冷却系(代替循環冷却系ポン プ)は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備 が全て網羅されている。

(添付資料 1.13.1)

以上の重大事故等対処設備により,重大事故等の収束に必要となる 十分な量の水を確保することができる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備と位置付ける。あわせて,その理由を示 す。

・復水貯蔵タンク

耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる 水を確保する手段として有効である。

·補給水系配管 · 弁

耐震性は確保されていないが、重大事故等の収束に必要となる 水を確保する手段として有効である。

・淡水タンク(多目的タンク, ろ過水貯蔵タンク, 原水タンク及び 純水貯蔵タンク)

耐震性は確保されておらず、補給に必要な水量が確保できない場合があるが、西側淡水貯水設備から代替淡水貯槽への補給又は代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備への補給ができない場合において、淡水タンクの水を代替淡水貯槽又は西側淡水貯水設備へ補

給する手段として有効である。

・多目的タンク配管・弁

耐震性は確保されていないが、西側淡水貯水設備から代替淡水 貯槽への補給又は代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備への補給が できない場合において、淡水タンクの水を代替淡水貯槽又は西側 淡水貯水設備へ補給する手段として有効である。

d. 手順等

上記「a. 水源を利用した対応手段と設備」, 「b. 水源へ水を補給するための対応手段と設備」及び「c. 水源の切替え」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員等**3及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)」、「非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める(第1.13-1表)。

また, 重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する(第1.13-2表, 第1.13-3表)。

※3 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運 転操作対応)をいう。

(添付資料 1.13.2)

- 1.13.2 重大事故等時の手順
- 1.13.2.1 水源を利用した対応手順
 - (1) 代替淡水貯槽を水源とした対応手順(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合)

重大事故等時,代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水,原

子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの 注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手順を整備する。

a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、低圧代替注水系(常設)がある。

なお、低圧代替注水系(可搬型)である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水手段は、低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水手段と同時並行で準備を開始する。

(a) 低圧代替注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉 圧力容器への注水

常設の原子炉圧力容器への注水設備が機能喪失した場合,残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合,又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に,低圧代替注水系(常設)を起動し,代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 常設の原子炉圧力容器への注水設備の注水機能喪失時の低圧 代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合において,低圧代替注水系(常設)が使用可能な場合*1

※1:設備に異常がなく、電源及び水源(代替淡水貯槽)が

[1.4.2.1(1) a. (a)]

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系(常設)による 原子炉圧力容器への注水

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子 炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系 (常設)による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2

- ※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ推積検知用)指示値の喪失により確認する。
- ※2:原子炉格納容器内へのスプレイ及びペデスタル (ドライウェル部) への注水に必要な流量 (130m³/h, 80m³/h) が確保され、更に低圧代替注水系 (常設) により原子炉圧力容器への注水に必要な流量 (14m³/h~50m³/h) が確保できる場合

納容器内へのスプレイを優先する。

[1.4.2.1(3) a . (a)]

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注 水

炉心損傷を判断した場合*1において、給水・復水系、原子炉

隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への 注水ができず、低圧代替注水系(常設)が使用可能な場合^{※2}

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(代替淡水貯槽)が 確保されている場合

[1.8.2.2(1) a .]

ii) 操作手順

常設の原子炉圧力容器への注水設備の注水機能喪失時の低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水手順については, 「1.4.2.1(1) a. (a) 低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水」,残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水手順については,「1.4.2.1(3) a. (a) 低圧代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却」及び溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水手順については,「1.8.2.2(1) a. 低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水手順については,「1.8.2.2(1) a. 低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水手順については,「1.8.2.2(1) a. 低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

(i) 常設の原子炉圧力容器への注水設備の注水機能喪失時の低圧 代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水 上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから低圧代替注水系(常設)に よる原子炉圧力容器への注水開始まで9分以内で可能である。

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系(常設)による 原子炉圧力容器への注水

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから低圧代替注水系(常設)に よる原子炉圧力容器への注水開始まで9分以内で可能である。

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注 水

上記の操作は,運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから低圧代替注水系(常設)に よる原子炉圧力容器への注水開始まで7分以内で可能である。

b. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却

代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては,代 替格納容器スプレイ冷却系(常設)がある。

なお、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)である可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉格納容器内の冷却手段は、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却手段と同時並行で準備を開始する。

(a) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による代替淡水貯槽を水源 とした原子炉格納容器内の冷却

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が故障により使用できない場合は、代替淡水貯槽を水源とした代替格納容器スプレイ冷却系 (常設)により原子炉格納容器内にスプレイする。 スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイで のサプレッション・プール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が 負圧とならないように、スプレイ流量の調整又はスプレイの起動/停 止を行う。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器 内へのスプレイの判断基準(炉心損傷前)

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において,代替格納容器スプレイ冷却系(常設)が使用可能な場合*1で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*2

- ※1:設備に異常がなく、電源及び水源(代替淡水貯槽)が 確保されている場合
- ※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1.6.2.1(1) a. (a)]

(ii) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による格納容器スプレイの判断基準(炉心損傷後)

炉心損傷を判断した場合*1において,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができず,代替格納容器スプレイ冷却系(常設)が使用可能な場合

2で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合3

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(代替淡水貯槽)が 確保されている場合

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断 基準に達した場合

[1.6.2.2(1) a. (a)]

ii) 操作手順

代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手順については,「1.6.2.1(1) a. (a)代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1) a. (a)代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで11分以内で可能である。

c. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段として は、格納容器下部注水系(常設)がある。

なお、格納容器下部注水系(可搬型)である可搬型代替注水中型ポンプスは可搬型代替注水大型ポンプによるペデスタル(ドライウェル部)への注水手段は、格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水手段と同時並行で準備を開始する。

(a) 格納容器下部注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原 子炉格納容器下部への注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉格納容器の破損 を防止するため,格納容器下部注水系(常設)によりペデスタル(ドライウェル部)の床面に落下した溶融炉心の冷却を実施する。

炉心損傷を判断した場合において、ペデスタル (ドライウェル部) の水位を確実に確保するため、水位確保操作を実施する。

また、原子炉圧力容器破損後は、ペデスタル(ドライウェル部)の 床面に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、ペデスタル(ドライウェル部)への注水を継続する。その際の注水量は、サプレッション・ プールの水位が外部水源注水制限に到達することを遅らせるため、崩 壊熱による蒸発量相当とする。

i) 手順着手の判断基準

【ペデスタル(ドライウェル部)水位確保操作の判断基準】 炉心損傷を判断した場合*1で、格納容器下部注水系(常設)が使用可能な場合*2

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 操作の判断基準】 原子炉圧力容器の破損の徴候^{*3}及び破損によるパラメータの変化^{*4}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系(常設)が使用可能な場合^{*2}

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(代替淡水貯槽)が確保 されている場合

※3:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下(喪失)、制御棒の位置表示の喪失数増加及び原子炉圧力容器温度(下鏡部)指示値が300℃到達により確認する。

※4:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

[1.8.2.1(1) a .]

ii) 操作手順

格納容器下部注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手順については,「1.8.2.1(1) a. 格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)へ

の注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【ペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、17分以内で可能である。

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 の場合】

- ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合,1分以内で可能である。
- d. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水

代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水手段としては,格納容器頂部注水系(常設)がある。

なお、格納容器頂部注水系(可搬型)である可搬型代替注水中型ポンプスは可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉ウェルへの注水手段は、格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水手段と同時並行で準備を開始する。

(a) 格納容器頂部注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原 子炉ウェルへの注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉建屋等の水素爆発を防止するため、代替淡水貯槽を水源として格納容器頂部注水系 (常設)により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を 冷却し、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑 制する。

i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、ドライウェル雰囲気温度 指示値が171℃を超えるおそれがある場合で、格納容器頂部注水系 (常設)による原子炉ウェルへの注水が可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく,燃料及び水源(代替淡水貯槽)が確保 されている場合

[1. 10. 2. 1(1) a .]

ii) 操作手順

格納容器頂部注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水手順については,「1.10.2.1(1)a. 格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水開始まで6分以内で可能である。

なお,一度原子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水するまで 注水した後は,蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し,原 子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水する水位を維持すること により,原子炉格納容器トップヘッドフランジのシール部温度をシ ールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能である。

e. 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ手段 としては、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系があ る。

なお、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用した代替燃料プール注水系による使用済燃料プールへの注水/スプレイ手段は、常設低圧代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系による使用済燃料プールへの注水/スプレイ手段と同時並行で準備を開始する。

(a) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,代替淡水貯槽を水源として常設低圧代替注水系ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。

また、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ実施のための準備作業として、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設、原子炉建屋原子炉棟6階での可搬型スプレイノズル設置、可搬型スプレイノズルとのホース接続等を実施する。本作業は、原子炉建屋原子炉棟内で作業を行うことから、作業環境が悪化する前に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プ

ール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水と同時に本手段に係わる準備を開始する。なお,原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉が使用できない場合は,原子炉建屋原子炉棟大物搬入口から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設を実施する。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見 込めない場合

[1.11.2.1(1) a.]

ii) 操作手順

常設低圧代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水開始まで15分以内で可能である。

(b) 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設ス

プレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

なお、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)実施のための準備作業として、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設、原子炉建屋原子炉棟6階での可搬型スプレイノズル設置及び可搬型スプレイノズルとのホース接続等を実施する。本作業は、原子炉建屋原子炉棟内で作業を行うことから、作業環境が悪化する前に常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水と同時に本手段に係わる準備を開始する。また、原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉が使用できない場合は、原子炉建屋原子炉棟大物搬入口から原子炉建屋原子炉棟6階までのホース敷設を実施する。

i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し, さらに 以下のいずれかの状況に至った場合

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下を使用 済燃料プール水位・温度(SA広域)にて確認した場合

ii) 操作手順

常設低圧代替注水系ポンプを使用した代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)による代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1) a. 常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始まで15分以内で可能である。

(2) サプレッション・チェンバを水源とした対応手順

重大事故等時、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器 への注水及び原子炉格納容器内の除熱を行う手順を整備する。

a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時のサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時のサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、高圧代替注水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系がある。

(a) 高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした原 子炉圧力容器への注水(中央制御室操作)

給水・復水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉隔離 時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合は、 中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動し、サプレッショ ン・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合

[1. 2. 2. 1(1) a .]

ii) 操作手順

高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした原 子炉圧力容器への注水(中央制御室操作)手順については,

「1.2.2.1(1) a. 中央制御室からの高圧代替注水系起動」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて操作を実施した場合、作業開始を判断してから高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始まで10分以内で可能である。

(b) 高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした原 子炉圧力容器への注水(現場手動操作)

給水・復水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉隔離 時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場合にお いて、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場 合は、現場での人力による弁の操作により高圧代替注水系を起動し、 サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実 施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系によ

る原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合で、中央制御室からの操作により高圧代替注水系を起動できない場合

[1. 2. 2. 1(1) b.]

ii) 操作手順

高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした原 子炉圧力容器への注水(現場手動操作)手順については,

「1.2.2.1(1) b. 現場手動操作による高圧代替注水系起動」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから現場手動操作による高圧代替注水系起動での原子炉圧力容器への注水開始まで58分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

(c) 原子炉隔離時冷却系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水 (現場手動操作)

全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により,原子炉隔離 時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水がで きず,中央制御室からの操作及び現場での人力による弁の操作により 高圧代替注水系を起動できない場合,又は高圧代替注水系により原子 炉圧力容器内の水位を維持できない場合は,現場での人力による弁の 操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、サプレッション・チェンバ を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失及び常設直流電源系統喪失により中央制御室 からの操作による原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系での 原子炉圧力容器への注水ができない場合において,中央制御室から の操作及び現場での人力による弁の操作により高圧代替注水系を起 動できない場合,又は高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水 位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合

[1. 2. 2. 2(1) a .]

ii) 操作手順

原子炉隔離時冷却系によるサプレッション・チェンバを水源とし た原子炉圧力容器への注水(現場手動操作)手順については,

「1.2.2.2(1) a. 現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで125分以内、重大事故等対応要員による排水処理開始まで300分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具(自給式呼吸用保護具及び耐熱服),照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

原子炉隔離時冷却系ポンプ室に現場運転員が入室するのは原子炉

隔離時冷却系起動時のみとし、その後速やかに退室する手順とする。したがって、原子炉隔離時冷却系タービングランド部からの蒸気漏えいに伴う環境温度の上昇による運転員への影響はないものと考えており、防護具(自給式呼吸用保護具及び耐熱服)を確実に装着することにより本操作が可能である。

(d) 原子炉隔離時冷却系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水(中央制御室操作)

原子炉隔離時冷却系が健全な場合は、自動起動信号(原子炉水位異常低下(レベル2))による作動、又は中央制御室からの手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧 力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場 合

[1. 2. 2. 4(1)]

ii) 操作手順

原子炉隔離時冷却系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水手順(中央制御室操作)については、「1.2.2.4(1)原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで3分以内で可能である。

(e) 高圧炉心スプレイ系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水

高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動信号(原子炉水位異常低下(レベル2)又はドライウェル圧力高)による作動、又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への 注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル

3) 以上に維持できない場合

[1. 2. 2. 4(2)]

ii) 操作手順

高圧炉心スプレイ系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水手順については、「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水開始まで3分以内で可能である。

(f) 高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水(溶融炉心のペデスタル(ドライウェル部)の床面への落下遅延・防止)

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態で、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源

設備として使用する常設代替高圧電源装置,可搬型代替交流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車,常設代替直流電源設備として使用する緊急用 125V 系蓄電池又は可搬型代替直流電源設備として使用する可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器により高圧代替注水系の電源を確保し,原子炉圧力容器へ注水する。

i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、高圧代替注水系が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:原子炉圧力指示値が 0.69MPa [gage] 以上ある場合において、設備に異常がなく、電源及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている場合

[1.8.2.2(1) f.]

ii) 操作手順

高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水(溶融炉心のペデスタル(ドライウェル部)の床面への落下遅延・防止)手順については、「1.8.2.2(1) f. 高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて操作を実施した

場合,作業開始を判断してから高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始まで10分以内で可能である。

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時のサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時のサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、残留熱除去系及び低圧炉心スプレイ系がある。

(a) 残留熱除去系による原子炉圧力容器への注水

残留熱除去系(低圧注水系)が健全な場合は、自動起動(原子炉水位異常低下(レベル1)又はドライウェル圧力高)による作動、又は中央制御室からの手動操作により残留熱除去系(低圧注水系)を起動し、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

また、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系の故障により、 残留熱除去系(低圧注水系)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧 力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備として使用 する常設代替高圧電源装置により残留熱除去系(低圧注水系)の電源 を復旧し、残留熱除去系海水系、緊急用海水系又は代替残留熱除去系 海水系により冷却水を確保することで、残留熱除去系(低圧注水系) にて原子炉圧力容器へ注水を実施する。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 残留熱除去系(低圧注水系)が健全な場合の原子炉圧力容器 への注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系 による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の 水位を原子炉水位低 (レベル3) 以上に維持できない場合 【1.4.2.3(1)】

(ii) 残留熱除去系(低圧注水系)電源復旧後の原子炉圧力容器へ の注水

常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により緊急用メタルクラッド開閉装置(以下「メタルクラッド開閉装置)を「M/C」という。)が受電され,緊急用M/CからM/C2C又はM/C2Dの受電が完了し,残留熱除去系(低圧注水系)が使用可能な状態*1に復旧された場合

※1:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている状態

[1. 4. 2. 1(2) a . (a)]

ii) 操作手順

残留熱除去系(低圧注水系)が健全な場合の原子炉圧力容器への 注水手順については,「1.4.2.3(1)残留熱除去系(低圧注水系) による原子炉圧力容器への注水」,残留熱除去系(低圧注水系)電 源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順については,「1.4.2.1(2) a.(a)残留熱除去系(低圧注水系)電源復旧後の原子炉圧力容器 への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

(i) 残留熱除去系(低圧注水系)が健全な場合の原子炉圧力容器 への注水

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系(低圧注水 系)による原子炉圧力容器への注水開始まで3分以内で可能で ある。

(ii) 残留熱除去系(低圧注水系)電源復旧後の原子炉圧力容器へ の注水

上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから残留熱除去系(低圧注水 系)による原子炉圧力容器への注水開始まで2分以内で可能で ある。

(b) 低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水

低圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動(原子炉水位異常低下(レベル1)又はドライウェル圧力高)による作動、又は中央制御室からの手動操作により低圧炉心スプレイ系ポンプを起動し、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

また、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系の故障により、 残留熱除去系(低圧注水系)及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧 力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備として使用 する常設代替高圧電源装置により低圧炉心スプレイ系の電源を復旧 し、残留熱除去系海水系、緊急用海水系又は代替残留熱除去系海水系 により冷却水を確保することで、低圧炉心スプレイ系にて原子炉圧力 容器へ注水を実施する。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系 による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の 水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合

(ii) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置 により緊急用M/Cが受電され,緊急用M/CからM/C 2 Cの受電が完了し,残留熱除去系(低圧注水系)が復旧でき ず,低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態*1に復旧された場合 ※1:設備に異常がなく,電源,冷却水及び水源(サプレッ ション・チェンバ)が確保されている状態

[1.4.2.1(2) a. (b)]

ii) 操作手順

低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.3(2) 低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」、低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(2) a. (b) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水開始まで2分以内で可能である。

- c. サプレッション・チェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱 サプレッション・チェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱手段 としては、残留熱除去系がある。
- (a) 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器 内の除熱

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が健全な場合は、中央制

御室からの手動操作により残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系) を起動し、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉格納容器内 へのスプレイを実施する。

また、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系の故障により、 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へ のスプレイができない場合は、常設代替交流電源設備として使用する 常設代替高圧電源装置により残留熱除去系の電源を復旧し、残留熱除 去系海水系、緊急用海水系又は代替残留熱除去系海水系により冷却水 を確保することで、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)にて原 子炉格納容器内にスプレイする。

スプレイ作動後は原子炉格納容器内の圧力が負圧とならないよう に,スプレイの起動/停止を行う。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 残留熱除去系が健全な場合の原子炉格納容器内の除熱 原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*1
 - ※1:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1. 6. 2. 3(1)]

(ii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内の除熱(炉心損 傷前) 常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により緊急用M/Cを受電した後,緊急用M/CからM/C 2C又はM/C 2Dの受電が完了し,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が使用可能な状態*1に復旧された場合で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*2

※1:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている状態

※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1. 6. 2. 1(2) a . (a)]

(iii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内の除熱(炉心損傷後)

炉心損傷を判断した場合*1において、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により緊急用M/Cを受電した後、緊急用M/CからM/C 2C又はM/C 2Dの受電が完了し、残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が使用可能な状態*2に復旧された場合で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*3

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基

準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている状態

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力又はサプレッション・チェンバ圧力指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1. 6. 2. 2(2) a . (a)]

ii) 操作手順

残留熱除去系が健全な場合の原子炉格納容器内の除熱手順については,「1.6.2.3(1)残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイ」,残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内の除熱(炉心損傷前)手順については,

「1.6.2.1(2) a. (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ」,残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内の除熱(炉心損傷後) 手順については,「1.6.2.2(2) a. (a) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。

iii) 操作の成立性

(i) 残留熱除去系が健全な場合の原子炉格納容器内の除熱 上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断した後、冷却水を確保してから残留 熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内 へのスプレイ開始まで7分以内で可能である。 (ii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内の除熱(炉心損 傷前)

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系(格納容器ス プレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 7分以内で可能である。

(iii) 残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内の除熱(炉心損傷後)

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系(格納容器ス プレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで 7分以内で可能である。

(b) 残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)によるサプレッション・プールの除熱

残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)が健全な場合は、 中央制御室からの手動操作により残留熱除去系を起動し、サプレッション・プールの除熱を実施する。

また、全交流動力電源喪失又は残留熱除去系海水系の故障により、 残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)によるサプレッショ ン・プールの除熱ができない場合は、常設代替交流電源設備として使 用する常設代替高圧電源装置により残留熱除去系の電源を復旧し、残 留熱除去系海水系、緊急用海水系又は代替残留熱除去系海水系より冷 却水を確保することで、残留熱除去系(サプレッション・プール冷却 系)にてサプレッション・プールの除熱を実施する。

i) 手順着手の判断基準

- (i) 残留熱除去系が健全な場合のサプレッション・プールの除熱 下記のいずれかの状態に該当した場合
 - ・逃がし安全弁開固着
 - ・サプレッション・プール水温度指示値が32℃以上
 - ・サプレッション・チェンバ雰囲気温度指示値が82℃以上

[1. 6. 2. 3(2)]

(ii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱 (炉心損傷前)

常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により緊急用M/Cを受電した後,緊急用M/CからM/C2C又はM/C2Dの受電が完了し,残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)が使用可能な状態^{*1}に復旧された場合

※1:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている状態

[1. 6. 2. 1(2) a . (b)]

(iii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱 (炉心損傷後)

炉心損傷を判断した場合*1において、常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により緊急用M/Cを受電した後、緊急用M/CからM/C 2C又はM/C 2Dの受電が完了し、残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)が使用可能な状態*2に復旧された場合

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基

準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている状態

[1. 6. 2. 2(2) a . (b)]

ii) 操作手順

残留熱除去系が健全な場合のサプレッション・プールの除熱手順については、「1.6.2.3(2) 残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)によるサプレッション・プールの除熱」、残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱手順については、

「1.6.2.1(2) a. (b) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・ プールの除熱」及び「1.6.2.2(2) a. (b) 残留熱除去系電源復旧後 のサプレッション・プールの除熱」にて整備する。

iii) 操作の成立性

- (i) 残留熱除去系が健全な場合のサプレッション・プールの除熱 上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断した後、冷却水を確保してから残留 熱除去系(サプレッション・プール冷却系)によるサプレッション・プールの除熱開始まで2分以内で可能である。
- (ii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱 (炉心損傷前)

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)A系によるサプレッション・プールの除 熱開始まで2分以内で可能である。

(iii) 残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱 (炉心損傷後)

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)A系によるサプレッション・プールの除熱開始まで2分以内で可能である。

d. サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び 原子炉格納容器内の除熱

サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び 原子炉格納容器内の除熱手段としては,代替循環冷却系がある。

(a) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合において,残留熱除去系 (低圧注水系)及び低圧炉心スプレイ系が故障により使用できない場 合には,代替循環冷却系によるサプレッション・チェンバを水源とし た原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系,非常用炉心冷却系及び低圧 代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水ができず,原子 炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できな い場合において,代替循環冷却系が使用可能な場合**1

※1:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている場合

[1.4.2.1(1) a. (c)]

ii) 操作手順

代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水手順については, 「1.4.2.1(1) a. (c) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注 水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断した後、冷却水を確保してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで41分以内で可能である。

(b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却

炉心の著しい損傷,溶融が発生した場合において,溶融炉心が原子炉圧力容器を破損しペデスタル(ドライウェル部)に落下した場合,格納容器下部注水系によりペデスタル(ドライウェル部)へ注水することで落下した溶融炉心を冷却するが,原子炉圧力容器内に溶融炉心が残存した場合は,代替循環冷却系によるサプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器内への注水を実施することで残存溶融炉心を冷却し,原子炉圧力容器から原子炉格納容器内への放熱を抑制する。

i) 手順着手の判断基準

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化^{*1}により原子炉 圧力容器の破損を判断した場合において,低圧代替注水系(常設) が使用できず,代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水が可 能な場合^{*2}

※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は

格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは 格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の 喪失により確認する。

※2:代替循環冷却系により原子炉格納容器内へのスプレイに必要な流量(150m³/h)を確保し、さらに原子炉圧力容器への注水量(100m³/h)が確保できる場合

[1.4.2.1(3) a. (b)]

ii) 操作手順

代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却手順については, 「1.4.2.1(3) a. (b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」 にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで41分以内で可能である。

(c) 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱

炉心の著しい損傷が発生した場合において、代替循環冷却系の運転により、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させることで原子炉格納容器の過圧破損を防止する。

i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、残留熱除去系の復旧に見込みがなく*2原子炉格納容器内の減圧及び除熱が困難な状況で、以下の条件が全て成立した場合

- ・代替循環冷却系が使用可能*3であること。
- ・残留熱除去系海水系,緊急用海水系又は代替残留熱除去系海水

系のいずれかにより冷却水供給が可能であること。

・原子炉格納容器内の酸素濃度が 4.3vo1%以下であること。

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に故障が発生した場合,又は駆動に必要な電源若しく は補機冷却水が確保できない場合

※3:設備に異常がなく、電源及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている場合

[1.7.2.1(1) a.]

ii) 操作手順

代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱手順については,「1.7.2.1(1) a. 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断した後、冷却水を確保してから代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱開始まで41分以内で可能である。

なお、代替循環冷却系の起動に必要な冷却水確保の所要時間は以下のとおり。

- ・残留熱除去系海水系ポンプ使用の場合:4分以内
- ・緊急用海水ポンプ使用の場合:24 分以内

- ・代替残留熱除去系海水系として使用する可搬型代替注水大型ポンプ使用の場合:370分以内*1
- ※1:代替残留熱除去系海水系として使用する可搬型代替注水大型ポンプの現場操作は、重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合の所要時間を示す。
- (d) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 (溶融炉心のペデ スタル (ドライウェル部) の床面への落下遅延・防止)

炉心の著しい損傷が発生した場合において,低圧代替注水系(常 設)による原子炉圧力容器への注水ができない場合は,常設代替交流 電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により代替循環冷却系 の電源を確保し,原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、低圧代替注水系(常設) による原子炉圧力容器への注水ができず、代替循環冷却系が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている場合

[1.8.2.2(1) c.]

ii) 操作手順

代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水(溶融炉心のペデ

スタル (ドライウェル部) の床面への落下遅延・防止) 手順については, 「1.8.2.2(1) c. 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断した後、冷却水を確保してから代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで41分以内で可能である。

(3) ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手順

重大事故等時、ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注 水及び使用済燃料プールへの注水を行う手順を整備する。

a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時のろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時のろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、消火系がある。

(a) 消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原 子炉圧力容器への注水

常設の原子炉圧力容器への注水設備及び低圧代替注水系(常設)の注水機能が喪失した場合,残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合,又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に,消火系を起動し,ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

(i) 常設の原子炉圧力容器への注水設備,低圧代替注水系(常設)の注水機能喪失時の消火系による原子炉圧力容器への注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系,非常用炉心冷却系,低 圧代替注水系(常設)及び代替循環冷却系による原子炉圧力容 器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低 (レベル3)以上に維持できない場合において,消火系が使用 可能な場合*1。ただし,重大事故等へ対処するために消火系に よる消火が必要な火災が発生していない場合

※1:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵 タンク又は多目的タンク)が確保されている場合

[1. 4. 2. 1(1) a . (d)]

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための消火系による原子炉圧力容器へ の注水

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系(常設)及び代替循環冷却系が使用できず、消火系による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2。ただし、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合

※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落

下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

※2:原子炉格納容器内へのスプレイ及びペデスタル(ドライウェル部)への注水に必要な流量(130m³/h,80m³/h)が確保され、更に消火系により原子炉圧力容器への注水に必要な流量(14m³/h~50m³/h)が確保できる場合

なお,十分な注水流量が確保できない場合は原子炉格 納容器内へのスプレイを優先する。

[1.4.2.1(3) a. (c)]

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための消火系による原子炉圧力容器への注水

炉心損傷を判断した場合*1において,低圧代替注水系(常設)及び代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず,消火系が使用可能な場合*2。ただし,重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵 タンク又は多目的タンク)が確保されている場合

[1.8.2.2(1) d.]

ii) 操作手順

常設の原子炉圧力容器への注水設備,低圧代替注水系(常設)の 注水機能喪失時の消火系による原子炉圧力容器への注水手順につい ては,「1.4.2.1(1) a. (d)消火系による原子炉圧力容器への注 水」,残存溶融炉心の冷却のための消火系による原子炉圧力容器へ の注水手順については,「1.4.2.1(3) a. (c)消火系による残存溶 融炉心の冷却」,溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又 は防止するための消火系による原子炉圧力容器への注水手順につい ては,「1.8.2.2(1) d. 消火系による原子炉圧力容器への注水」 にて整備する。

iii) 操作の成立性

(i) 常設の原子炉圧力容器への注水設備,低圧代替注水系(常設)の注水機能喪失時の消火系による原子炉圧力容器への注水

上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから消火系による原子炉圧力容 器への注水開始まで56分以内で可能である。

なお、原子炉圧力容器への注水が不要と判断し、原子炉格納容器内へのスプレイを実施する場合、原子炉格納容器内へのスプレイに必要な負荷の電源切替え操作を実施してから原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで5分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護 具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同 程度である。

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための消火系による原子炉圧力容器へ の注水 上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから消火系による原子炉圧力容 器への注水開始まで56分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護 具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同 程度である。

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための消火系による原子炉圧力容器への注水

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1 名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施 した場合、作業開始を判断してから消火系による原子炉圧力容 器への注水開始まで56分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護 具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同 程度である。

b. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内の 冷却

る過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内の 冷却手段としては、消火系がある。

(a) 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が故障により使用できず、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)により原子炉格納容器内にスプレイできない場合は、ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした消火系により原子炉格納容器内にスプレイする。

スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイで

のサプレッション・プール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が 負圧とならないように、スプレイの起動/停止を行う。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷前) 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)及び代替格納容器 スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内へのスプレイ ができず,消火系が使用可能な場合*1で,原子炉格納容器内へ のスプレイ起動の判断基準に到達した場合*2。ただし,重大事 故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生し ていない場合
 - ※1:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵 タンク又は多目的タンク)が確保されている場合
 - ※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1, 6, 2, 1(1) a . (b)]

(ii) 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ(炉心損傷後) 炉心損傷を判断した場合*1において,残留熱除去系(格納容 器スプレイ冷却系)及び代替格納容器スプレイ冷却系(常設) による原子炉格納容器内へのスプレイができず,消火系が使用 可能な場合*2で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基 準に到達した場合*3。ただし、重大事故等へ対処するために消 火系による消火が必要な火災が発生していない場合

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵 タンク又は多目的タンク)が確保されている場合

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断 基準に達した場合

[1. 6. 2. 2(1) a . (b)]

ii) 操作手順

消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手順については、「1.6.2.1(1) a. (b) 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1) a.

(b) 消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで58分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

c. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器下部 への注水

る過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器下部 への注水手段としては、消火系がある。

(a) 消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原 子炉格納容器下部への注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器下部注水系 (常設)によりペデスタル(ドライウェル部)の床面に落下した溶融 炉心の冷却ができない場合に、原子炉格納容器の破損を防止するた め、ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした消火系によりペ デスタル(ドライウェル部)の床面に落下した溶融炉心の冷却を実施 する。

炉心損傷を判断した場合において、ペデスタル (ドライウェル部) の水位を確実に確保するため、水位確保操作を実施する。

また、原子炉圧力容器破損後は、ペデスタル(ドライウェル部)の 床面に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、ペデスタル(ドライウェル部)に注水を継続する。その際は、サプレッション・プールの水 位が外部水源注水制限に到達することを遅らせるため、ペデスタル (ドライウェル部)の水位を 2.25m~2.75m に維持する。

i) 手順着手の判断基準

【ペデスタル (ドライウェル部) 水位確保操作の判断基準】

炉心損傷を判断した場合*1で、格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、消火系が使用可能な場合*2。ただし、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 操作の判断基準】

原子炉圧力容器の破損の徴候*3及び破損によるパラメータの変化*4により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、消火系が使用可能な場合*2。ただし、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない場合

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンク)が確保されている場合

※3:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下(喪失)、制御棒の位置表示の喪失数増加及び原子炉圧力容器温度(下鏡部)指示値が300℃到達により確認する。

※4:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

[1.8.2.1(1) c.]

ii) 操作手順

消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手順については,「1.8.2.1(1) c. 消火系によるペデスタル (ドライウェル部) への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから消火系によるペデスタル (ドライウェル部) への注水開始までの必要な要員数及び所要時間 は以下のとおり。

【ペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名 及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施し た場合、54分以内で可能である。

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、1分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

d. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした使用済燃料プールへ の注水

ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした使用済燃料プールへ の注水手段としては、消火系がある。

(a) 消火系による使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源としてディーゼル駆動消火ポンプにより消防用ホース又は残留熱除去系B系ラインを経由して使用済燃料プールへ注水する。

i) 手順着手の判断基準

【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による 使用済燃料プールへの注水ができず、消火系が使用可能な場合*1。 ただし、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火 災が発生していない場合及び使用済燃料プールエリアへアクセスで きる場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見 込めない場合
- ※1:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンク)が確保されている場合

【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)による 使用済燃料プールへの注水ができず、消火系が使用可能な場合*2。 ただし、重大事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火 災が発生していない場合及び使用済燃料プールエリアへアクセスが できない場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見 込めない場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンク)が確保されている場合

[1.11.2.1(1) d.]

ii) 操作手順

消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) d. 消火系による使用済燃料プールへの注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は,作業開始を判断してから消火系による使用済燃料 プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとお り。

【消火栓を使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

上記の操作は,運転員等(当直運転員)4名及び重大事故等対応 要員1名にて作業を実施した場合,60分以内で可能である。

【残留熱除去系ラインを使用した使用済燃料プールへの注水の場合】

上記の操作は,運転員等(当直運転員)3名にて作業を実施した場合,105分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照

明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

(4) 復水貯蔵タンクを水源とした対応手順

重大事故等時,復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水, 原子炉格納容器内の冷却及び原子炉格納容器下部への注水を行う手順を整 備する。

a. 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原 子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては,原子炉隔離時冷却系,高圧炉心スプレイ系及び制御棒駆動水圧系がある。

(a) 原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧 力容器への注水

原子炉隔離時冷却系が健全な場合は、中央制御室からの手動操作により原子炉隔離時冷却系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系による原子炉圧力容器への注水ができず、サプレッション・チェンバを水源として使用できない場合において、原子炉 圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)設定点以上に維持で きない場合

ii) 操作手順

復水貯蔵タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系による原子炉圧 力容器への注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-2 図 に,タイムチャートを第 1.13-3 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に復水貯蔵 タンクを水源とした原子炉隔離時冷却系ポンプの手動起動を指 示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて、原子炉隔離時冷却系復水貯蔵タンク水供給弁を開とする。
- ③運転員等は、中央制御室にて、原子炉隔離時冷却系復水貯蔵タンク水供給弁が開となったことを確認後、原子炉隔離時冷却系サプレッション・プール水供給弁を閉とする。運転員等は、中央制御室にて、手動起動操作により、原子炉隔離時冷却系ポンプ出口弁、原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁及び原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁が開し、原子炉隔離時冷却系ポンプが起動したことを確認した後、発電長に報告する。
- ④運転員等は、中央制御室にて、原子炉圧力容器への注水が開始 されたことを原子炉隔離時冷却系系統流量指示値の上昇で確認 し、発電長に報告する。
- ⑤発電長は、運転員等に原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低 (レベル3)設定点以上から原子炉水位高(レベル8)設定点 の間で維持するように、指示する。
- ⑥運転員等は、中央制御室にて、原子炉隔離時冷却系タービン回転数の調整により原子炉隔離時冷却系系統流量を調整することで、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)設定点以上から原子炉水位高(レベル8)設定点の間で維持し、発電長に報告する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した

場合,作業開始を判断してから原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水開始まで6分以内で可能である。

(b) 高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧 力容器への注水

高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

給水・復水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への 注水ができず、サプレッション・チェンバを水源として使用できな い場合において、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル

3) 設定点以上に維持できない場合

ii) 操作手順

復水貯蔵タンクを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧 力容器への注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-4 図 に,タイムチャートを第 1.13-5 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に復水貯蔵 タンクを水源とした高圧炉心スプレイ系ポンプの手動起動を指 示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて、高圧炉心スプレイ系ポンプ入口 弁 (復水貯蔵タンク)を開とする。
- ③運転員等は、中央制御室にて、高圧炉心スプレイ系ポンプ入口 弁(復水貯蔵タンク)が開となったことを確認後、高圧炉心ス プレイ系ポンプ入口弁(サプレッション・プール)を閉とす る。

- ④運転員等は、中央制御室にて、手動起動操作により高圧炉心スプレイ系ポンプが起動し、高圧炉心スプレイ系注入弁が開となったことを確認した後、発電長に報告する。
- ⑤運転員等は、中央制御室にて、原子炉圧力容器への注水が開始 されたことを高圧炉心スプレイ系系統流量指示値の上昇で確認 し、発電長に報告する。
- ⑥発電長は、運転員等に原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低 (レベル3)設定点以上から原子炉水位高(レベル8)設定点 の間で維持するように、指示する。
- ⑦運転員等は、中央制御室にて、高圧炉心スプレイ系注入弁の開 閉操作により高圧炉心スプレイ系系統流量を調整することで、 原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)設定点以 上から原子炉水位高(レベル8)設定点の間で維持し、発電長 に報告する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水開始まで7分以内で可能である。

(c) 制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水

高圧炉心スプレイ系の機能喪失時又は全交流動力電源喪失時において、高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合は、原子炉補機冷却系により冷却水を確保し、復水貯蔵タンクを水源とした制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧状態であり,高圧炉心スプレイ系,原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系により原子炉圧力容 器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合 で,制御棒駆動水圧系が使用可能な場合

[1. 2. 2. 3(1) b.]

ii) 操作手順

制御棒駆動水圧系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水手順については、「1.2.2.3(1) b. 制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水開始まで4分以内で可能である。

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原 子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、補給水系がある。

(a) 補給水系による原子炉圧力容器への注水

常設の原子炉圧力容器への注水設備及び低圧代替注水系(常設)の 注水機能が喪失した場合,残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から 原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合,又は溶融炉心の原子炉格 納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に,補給水系による復水 貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

i) 手順着手の判断基準

(i) 常設の原子炉圧力容器への注水設備,低圧代替注水系(常

設)の注水機能喪失時の補給水系による原子炉圧力容器への 注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系,非常用炉心冷却系,低 圧代替注水系(常設),代替循環冷却系及び消火系による原子 炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子 炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合において,補給 水系が使用可能な場合**1

※1:設備に異常がなく、電源及び水源(復水貯蔵タンク) が確保されている場合

[1.4.2.1(1) a. (e)]

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための補給水系による原子炉圧力容器 への注水

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子炉圧力容器の破損を判断した場合において,低圧代替注水系(常設),代替循環冷却系及び消火系が使用できず,補給水系による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2

※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ推積検知用)指示値の喪失により確認する。

※2:原子炉格納容器内へのスプレイ及びペデスタル(ドライウェル部)への注水に必要な流量(130m³/h,80m³/h)が確保され、さらに補給水系により原子炉圧力容

器への注水に必要な流量($14m^3/h\sim50m^3/h$)が確保できる場合

なお,十分な注水流量が確保できない場合は原子炉格 納容器内へのスプレイを優先する。

[1.4.2.1(3) a. (d)]

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための補給水系による原子炉圧力容器への注水

炉心損傷を判断した場合*1において,低圧代替注水系(常設),代替循環冷却系及び消火系による原子炉圧力容器への注水ができず,補給水系が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(復水貯蔵タンク) が確保されている場合

[1.8.2.2(1) e.]

ii) 操作手順

常設の原子炉圧力容器への注水設備,低圧代替注水系(常設)の 注水機能喪失時の補給水系による原子炉圧力容器への注水手順については,「1.4.2.1(1) a. (e)補給水系による原子炉圧力容器への 注水」,残存溶融炉心の冷却のための補給水系による原子炉圧力容 器への注水手順については,「1.4.2.1(3) a. (d)補給水系による 残存溶融炉心の冷却」,溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を 遅延又は防止するための補給水系による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1) e. 補給水系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

(i) 常設の原子炉圧力容器への注水設備,低圧代替注水系(常設)の注水機能喪失時の補給水系による原子炉圧力容器への注水

上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等 対応要員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してか ら補給水系による原子炉圧力容器への注水開始まで110分以内 で可能である。

なお、原子炉圧力容器への注水が不要と判断し、原子炉格納容器内へのスプレイを実施する場合、原子炉格納容器内へのスプレイに必要な負荷の電源切替え操作を実施してから原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで5分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護 具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同 程度である。

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための補給水系による原子炉圧力容器 への注水

上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等 対応要員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してか ら補給水系による原子炉圧力容器への注水開始まで110分以内 で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護

具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための補給水系による原子炉圧力容器への注水

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1 名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対 応要員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから 補給水系による原子炉圧力容器への注水開始まで110分以内で 可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護 具,照明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常 運転時と同程度である。

- c. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては、 補給水系がある。
- (a) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が故障により使用できず、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)及び消火系による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、復水貯蔵タンクを水源とした補給水系により原子炉格納容器内にスプレイする。

スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイで のサプレッション・プール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が 負圧とならないように、スプレイの起動/停止を行う。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷

前)

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系),代替格納容器スプレイ冷却系(常設)及び消火系による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において,補給水系が使用可能な場合**1で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合**2

※1:設備に異常がなく、電源及び水源(復水貯蔵タンク) が確保されている場合

※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1. 6. 2. 1(1) a . (c)]

(ii) 補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ (炉心損傷 後)

炉心損傷を判断した場合*1において,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系),代替格納容器スプレイ冷却系(常設)及び消火系による原子炉格納容器内へのスプレイができず,補給水系が使用可能な場合*2で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*3

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場

合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない 場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(復水貯蔵タンク) が確保されている場合

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断 基準に達した場合

[1.6.2.2(1) a. (c)]

ii) 操作手順

補給水系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の 冷却手順については、「1.6.2.1(1) a. (c) 補給水系による原子炉 格納容器内へのスプレイ」及び「1.6.2.2(1) a. (c) 補給水系によ る原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員4名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ開始まで111分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

d. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手段として は、補給水系がある。 (a) 補給水系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部 への注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器下部注水系 (常設)及び消火系によりペデスタル(ドライウェル部)の床面に落 下した溶融炉心の冷却ができない場合に、原子炉格納容器の破損を防 止するため、復水貯蔵タンクを水源とした補給水系によりペデスタル (ドライウェル部)の床面に落下した溶融炉心の冷却を実施する。

炉心損傷を判断した場合において,ペデスタル (ドライウェル部) の水位を確実に確保するため、水位確保操作を実施する。

また、原子炉圧力容器破損後は、ペデスタル(ドライウェル部)の 床面に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、ペデスタル(ドライウェル部)に注水を実施する。その際は、サプレッション・プールの水 位が外部水源注水制限に到達することを遅らせるため、ペデスタル (ドライウェル部)の水位を 2.25m~2.75m に維持する。

i) 手順着手の判断基準

【ペデスタル(ドライウェル部)水位確保操作の判断基準】

炉心損傷を判断した場合*1で、格納容器下部注水系(常設)及び消火系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、補給水系が使用可能な場合*2

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 操作の判断基準】

原子炉圧力容器の破損の徴候*3及び原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*4により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系(常設)及び消火系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、補給水系が使用可能な場合

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(復水貯蔵タンク)が確保されている場合

※3:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の 水位の低下(喪失),制御棒の位置表示の喪失数増加及び 原子炉圧力容器温度(下鏡部)指示値が300℃到達により 確認する。

※4:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

[1.8.2.1(1) d.]

ii) 操作手順

補給水系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水手順については、「1.8.2.1(1) d. 補給水系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから補給水系によるペデスタ

ル (ドライウェル部) への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【ペデスタル(ドライウェル部)水位確保の場合】

・上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1 名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対 応要員4名にて作業を実施した場合,108分以内で可能であ る。

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、1分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

(5) 西側淡水貯水設備を水源とした対応手順

重大事故等時,西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,フィルタ装置スクラビング水補給,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手順を整備する。

なお、注水等に利用する代替淡水源は、代替淡水貯槽及び西側淡水貯水 設備があるが、常設設備による注水等に利用する水源は、代替淡水貯槽で あり、可搬設備による注水等に優先して利用する水源は、西側淡水貯水設 備である。

a. 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水 (淡水/海水)

原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器 下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用 いる常設の設備が使用できない場合に可搬型代替注水中型ポンプによる 各種注水を行う。また、フィルタ装置スクラビング水の水位が低下した 場合に可搬型代替注水中型ポンプによる補給を行う。

本手順では災害対策本部による水源特定、可搬型代替注水中型ポンプ の配置, 高所東側接続口, 高所西側接続口, 原子炉建屋東側接続口又は 原子炉建屋西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続 口までのホース接続及び可搬型代替注水中型ポンプによる送水までの手 順を整備し、高所東側接続口、高所西側接続口、原子炉建屋東側接続口 又は原子炉建屋西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライン 接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整 備する。(手順のリンク先については、「1.13.2.1(5) b.~

1.13.2.1(5) g. | に示す。)

可搬型代替注水中型ポンプの水源は、西側淡水貯水設備(淡水)を優 先して使用する。淡水による各種注水が枯渇等により継続できない場合 は海水による各種注水に切り替えるが、西側淡水貯水設備を経由して注 水が必要な箇所へ送水することにより、各種注水を継続しながら淡水か ら海水への水源の切替えが可能である。

ただし、フィルタ装置スクラビング水補給は原則淡水補給のみとす る。なお, 西側淡水貯水設備への淡水補給及び海水補給は,

「1.13.2.2(2) a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備 への補給(淡水/海水)」の手順にて実施する。

水源特定、可搬型代替注水中型ポンプ配置、高所東側接続口、高所西 側接続口、原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口及びフィル タ装置スクラビング水補給ライン接続口までのホース接続及び送水の一連の流れはどの対応においても同じであり、水源から高所東側接続口, 高所西側接続口,原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口までの距離によりホース数量が決まる。

なお、水源と高所東側接続口、高所西側接続口、原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口の選択は、高所東側接続口又は高所西側接続口を優先する。高所東側接続口又は高所西側接続口が使用できない場合は、原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を使用する。

高所東側接続口又は高所西側接続口の選択は、各作業時間(出動準備、移動、西側淡水貯水設備の蓋開放、ポンプ設置、ホース敷設、ホース接続及び送水準備)を考慮し、送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施する場合は、送水開始までの時間が最短となる高所西側接続口を優先して使用する。

原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口の選択は、各作業時間(出動準備、移動、西側淡水貯水設備の蓋開放、ポンプ設置、ホース敷設、原子炉建屋西側接続口の蓋開放、ホース接続及び送水準備)を考慮し、送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施する場合は、送水開始までの時間が最短となる原子炉建屋西側接続口を優先して使用する。

(a) 手順着手の判断基準

代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合),サプレッション・チェンバ,ろ過水貯蔵タンク,多目的タンク及び復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。また,フィルタ装置スクラビング水の水位が通常水位を下回ると判断した場合

(b) 操作手順

可搬型代替注水中型ポンプによる送水手順の概要は以下のとおり。 概要図を第 1.13-6 図に、タイムチャートを第 1.13-7 図に、ホース 敷設図を第 1.13-17 図及び第 1.13-20 図に示す。

【可搬型代替注水中型ポンプ2台による高所東側接続口,高所西側接続口,原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口への送水を行う場合】

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水中型ポンプによる送水を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、プラントの被災状況に応じて可搬型代替 注水中型ポンプによる各種注水を行うことを決定し、各種注水の ための高所東側接続口、高所西側接続口、原子炉建屋東側接続口 又は原子炉建屋西側接続口の場所を決定する。
- ③災害対策本部長代理は,発電長に送水のための接続口の場所を連絡する。
- ④災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプによる西側淡水貯水設備を水源とした送水準備のため,接続口の場所を指示する。
- ⑤重大事故等対応要員は、可搬型代替注水中型ポンプ2台を西側淡

水貯水設備に配置し、西側淡水貯水設備の蓋を開放後、可搬型代替注水中型ポンプ付属の水中ポンプユニット1台目を西側淡水貯水設備へ設置する。

- ⑥重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプ付属の水中ポンプユニット1台目の吐出側ホースを可搬型代替注水中型ポンプ付属の水中ポンプユニット2台目の吸込口に接続する。
- ⑦重大事故等対応要員は,西側淡水貯水設備から指示された接続口 までのホース敷設を行う。
- ⑧ a 高所東側接続口, 高所西側接続口又は原子炉建屋東側接続口を 選択する場合

重大事故等対応要員は、接続口へホースの接続を行う。

- ⑧。原子炉建屋西側接続口を選択する場合 重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口の蓋を開放し、 接続口へホースの接続を行う。
- ⑨発電長は,災害対策本部長代理に建屋内の系統構成が完了したことを連絡する。
- ⑩重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中 型ポンプによる送水準備完了を報告する。
- ⑪災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水中型ポンプによる送水の開始を連絡する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプによる送水開始を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、接続口の弁の全閉を確認後、可搬型代替 注水中型ポンプ1台目を起動し、可搬型代替注水中型ポンプ付属 の水中ポンプユニット2台目吸込口までのホースの水張り及び空

気抜きを行う。

- ④重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプ 2 台目を起動 し,接続口までのホースの水張り及び空気抜きを行う。
- ⑤重大事故等対応要員は,空気抜き完了後,接続口の弁を開とし, 送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ⑩災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替注水中型ポンプによる送水を開始したことを連絡する。
- ①重大事故等対応要員は,注水中はホースの結合金具付きの可搬型 圧力計で圧力を確認しながら可搬型代替注水中型ポンプの回転数 を操作する。
- 【可搬型代替注水中型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水補給 ライン接続口への送水を行う場合】
 - ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水中型ポンプによる送水を依頼する。
 - ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプよる西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給準備のため,フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水準備を指示する。
 - ③重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプを西側淡水貯水設備に配置し,可搬型代替注水中型ポンプ付属の水中ポンプユニットを西側淡水貯水設備へ設置する。
 - ④重大事故等対応要員は,西側淡水貯水設備から接続口までのホースを敷設,フィルタ装置スクラビング水補給用の蓋を開放する。
- ⑤重大事故等対応要員は、接続口へホースの接続を行う。
- ⑥発電長は、災害対策本部長代理にフィルタ装置スクラビング水補

給の系統構成が完了したことを連絡する。

- ⑦重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中 型ポンプによる送水準備完了を報告する。
- ⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水中型ポンプによる送水の開始を連絡する。
- ⑨災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中 型ポンプによる送水開始を指示する。
- ⑩重大事故等対応要員は、接続口の弁の全閉を確認後、可搬型代替 注水中型ポンプを起動し、ホースの水張り及び空気抜きを行う。
- ①重大事故等対応要員は、空気抜き完了後、接続口の弁を開とし、 送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ②災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替注水中型ポンプによる送水を開始したことを連絡する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水開始まで、高所東側接続口に接続した場合において150分以内、高所西側接続口に接続した場合において140分以内、原子炉建屋東側接続口に接続した場合において320分以内、原子炉建屋西側接続口に接続した場合において205分以内、フィルタ装置スクラビング水補給ラインの接続口に接続した場合において175分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保して いることから,容易に操作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して西側淡水貯水設備から送水 先へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いる ことで、暗闇における作業性についても確保している。

なお、炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し、モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の西側淡水貯水設備を水源とした 原子炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水手段としては、低圧代替注水系(可搬型)がある。

(a) 低圧代替注水系 (可搬型) による西側淡水貯水設備を水源とした 原子炉圧力容器への注水

給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合、残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合、又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に、低圧代替注水系(可搬型)を起動し、西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器へ の注水ができない場合の低圧代替注水系 (可搬型) による原 子炉圧力容器への注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合において,低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合*1

※1:設備に異常がなく、燃料及び水源(西側淡水貯水設備)が確保されている場合

[1. 4. 2. 1(1) a . (b)]

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子 炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系 (可搬型)による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2

- ※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ推積検知用)指示値の喪失により確認する。
- ※2:原子炉格納容器内へのスプレイ及びペデスタル (ドライウェル部) への注水に必要な流量 (130m³/h, 30m³/h を80m³/h) が確保され、更に低圧代替注水系 (可搬型) により原子炉圧力容器への注水に必要な流量 (14m³/h~50m³/h) が確保できる場合 なお、十分な注水流量が確保できない場合は原子炉格納容器内へのスプレイを優先する。

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への 注水

炉心損傷を判断した場合*1において、給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への 注水ができず、低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(西側淡水貯水設備)が確保されている場合

[1.8.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1) a. (b) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」、残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3) a. (e) 低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)」、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順について

は,「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧 力容器への注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【交流動力電源が確保されている場合】

- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、150分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した原子炉 建屋西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(低圧炉心スプレイ系配管を使用した原子 炉建屋東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対

応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能である。

【全交流動力電源が喪失している場合】

【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、165分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,165分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した原子炉建屋西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能である。

【現場操作(低圧炉心スプレイ系配管を使用した原子炉建屋東側接 続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能である。

(「1.4.2.1(3) a. (e) 低圧代替注水系 (可搬型) による残存溶融炉心の冷却 (淡水/海水)」, 「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水

系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」は炉 心損傷状態での手順のため全交流動力電源喪失時は使用できない。)

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。低圧代替注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

- c. 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器内の冷却 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段として は、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へ のスプレイ(淡水/海水)がある。
- (a) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による西側淡水貯水設備 を水源とした原子炉格納容器内の冷却

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が故障により使用できず、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)、消火系及び補給水系により原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)により原子炉格納容器内にスプレイする。

スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイで のサプレッション・プール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が 負圧とならないように、スプレイ流量の調整又はスプレイの起動/停 止を行う。

なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により可搬型代替注

水中型ポンプの接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成としている。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容 器内へのスプレイ (淡水/海水) (炉心損傷前)

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合*1で、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*2

※1:設備に異常がなく、燃料及び水源(西側淡水貯水設備)が確保されている場合

※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1.6.2.1(1) a. (d)]

(ii) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)(炉心損傷後)

炉心損傷を判断した場合**1において,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができず,代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合**2で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合**3

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(西側淡水貯水設備)が確保されている場合

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断 基準に達した場合

[1.6.2.2(1) a. (d)]

ii) 操作手順

代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による西側淡水貯水設備 を水源とした原子炉格納容器内の冷却手順については,

「1.6.2.1(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ (淡水/海水)」及び

「1.6.2.2(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ (淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイ冷 却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必 要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【交流動力電源が確保されている場合】

【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

- ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,150分以内で可能である。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した原子炉 建屋西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系A系配管を使用した原子炉 建屋東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能であ る。

【全交流動力電源が喪失している場合】

- 【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所東側接続口によ

る原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した原子炉建屋西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、215分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系A系配管を使用した原子炉建屋東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能である。

(「1.6.2.2(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」は炉心損傷 状態での手順のため全交流動力電源喪失時は使用できない。)

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

d. 西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給

西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給手段 としては,可搬型代替注水中型ポンプによるフィルタ装置水位調整があ る。

(a) 可搬型代替注水中型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水補 給

残留熱除去系の機能が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、格納容器圧力逃がし装置により最終ヒートシンク (大気) へ熱を輸送する。

フィルタ装置の水位が待機時水位下限である 2,530mm を下回り,下限水位である 1,325mm に到達する前に,西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによりフィルタ装置へ水張りを実施する。

i) 手順着手の判断基準

フィルタ装置水位指示値が 1,500mm 以下の場合

[1.5.2.1(1) a. (b)]

[1.5.2.1(2) a. (b)]

[1.7.2.1(1) b. (c)]

[1.7.2.1(2) a. (c)]

ii) 操作手順

西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給 手順については、「1.5.2.1(1) a. (b) フィルタ装置スクラビング 水補給」及び「1.7.2.1(1) b. (c) フィルタ装置スクラビング水補 給」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してからフィルタ装置スクラビン

グ水補給の開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

- 【フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィルタ装置スクラビング水補給】
 - ・上記の操作は,重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,175分以内で可能である。

格納容器圧力逃がし装置格納槽付属室における操作は、フィルタ 装置スクラビング水が格納容器ベント開始後7日間は補給操作が不 要となる水量を保有していることから、大気中に放出された放射性 物質から受ける放射線量は低下しているとともに、格納容器圧力逃 がし装置格納槽の遮蔽壁により作業が可能な放射線環境である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、フィルタ装置スクラビング水補給として使用する可搬型代替注水中型ポンプの保管場所に使用工具及びホースを配備する。

車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

- e. 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器下部への注水 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段とし ては、格納容器下部注水系(可搬型)がある。
- (a) 格納容器下部注水系 (可搬型) による西側淡水貯水設備を水源と した原子炉格納容器下部への注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において,格納容器下部注水系 (常設),消火系及び補給水系によるペデスタル(ドライウェル部) への注水機能が喪失した場合,原子炉格納容器の破損を防止するため 格納容器下部注水系(可搬型)によりペデスタル(ドライウェル部) の床面に落下した溶融炉心の冷却を実施する。

炉心損傷を判断した場合において、ペデスタル (ドライウェル部) の水位を確実に確保するため、水位確保操作を実施する。

また、原子炉圧力容器破損後は、ペデスタル(ドライウェル部)の 床面に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、ペデスタル(ドライウェル部)への注水を継続する。その際は、サプレッション・プールの 水位が外部水源注水制限に到達することを遅らせるため、ペデスタル (ドライウェル部)の水位を 2.25m~2.75m に維持する。

なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉建屋西側接続口、原子炉建屋東側接続口、高所西側接続口及び高所東側接続口を任意に選択できる構成としている。

i) 手順着手の判断基準

【ペデスタル(ドライウェル部)水位確保操作の判断基準】 炉心損傷を判断した場合**1で、格納容器下部注水系(可搬型)が使用可能な場合**2

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 操作の判断基準】

原子炉圧力容器の破損の徴候^{*3}及び破損によるパラメータの変化^{*4}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系(常設),消火系及び補給水系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、格納容器下部注水系(可搬型)が使用可能な場合^{*2}

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相

当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(西側淡水貯水設備)が確保されている場合

※3:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の 水位の低下(喪失)、制御棒の位置表示の喪失数増加及び 原子炉圧力容器温度(下鏡部)指示値が300℃到達により 確認する。

※4:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

[1.8.2.1(1) b.]

ii) 操作手順

格納容器下部注水系(可搬型)による西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器下部への注水手順については,「1.8.2.1(1) b. 格納容器下部注水系(可搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから格納容器下部注水系(可 搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水開始までの必 要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

- 【高所西側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能であ る。
- 【高所東側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、150分以内で可能であ る。
- 【原子炉建屋西側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能であ る。
- 【原子炉建屋東側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能であ る。
- 【高所西側接続口,高所東側接続口,原子炉建屋西側接続口及び原子炉建屋東側接続口を使用した原子炉圧力容器破損後のペデスタル(ドライウェル部)への注水の場合】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、20分以内で可能であ

る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。格納容器下部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

- f. 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉ウェルへの注水 西側淡水貯水設備を水源とした原子炉ウェルへの注水手段としては、 格納容器頂部注水系(可搬型)がある。
- (a) 格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉建屋等の水素爆発を防止するため,西側淡水貯水設備を水源として格納容器頂部注水系(可搬型)により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し,原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。

i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、ドライウェル雰囲気温度 指示値が171℃を超えるおそれがある場合で、格納容器頂部注水系 (常設)による原子炉ウェルへの注水ができず、格納容器頂部注水 系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水が可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相 当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容 器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容 器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、燃料及び水源(西側淡水貯水設備)が 確保されている場合

[1. 10. 2. 1(1) b.]

ii) 操作手順

格納容器頂部注水系(可搬型)による西側淡水貯水設備を水源とした原子炉ウェルへの注水手順については,「1.10.2.1(1)b.格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、格納容器頂部注水系 (可搬型)による原子炉ウェルへの注水開始までの必要な要員数及 び所要時間は以下のとおり。

【高所西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,140分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,150分以内で可能である。

【原子炉建屋西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、205分以内で可能であ る。

【原子炉建屋東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。

なお、一度原子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水するまで 注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、原 子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水する水位を維持すること により、原子炉格納容器トップヘッドフランジのシール部温度をシ ールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能であ る。

- g. 西側淡水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ 西側淡水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ 手段としては、代替燃料プール注水系(可搬型)がある。
- (a) 代替燃料プール注水系による注水ライン/常設スプレイヘッダを 使用した使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失, 又は使用済燃料

プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,西側淡水貯水設備を 水源として代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッ ダ)を使用した可搬型代替注水中型ポンプにより使用済燃料プールへ 注水する。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用 した使用済燃料プールへの注水及び消火系による使用済燃料プール への注水ができない場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見 込めない場合

(1.11.2.1(1) b.

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による西側淡水貯水設備を水源とした使用 済燃料プールへの注水手順については,「1.11.2.1(1) b. 可搬型 代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料 プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用 済燃料プールへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水中型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

- 【中央制御室からの操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能であ る。
- 【現場操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能である。
- 【中央制御室からの操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、150分以内で可能であ る。
- 【現場操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,150分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(原子炉建屋西側接続口を使用した使用済 燃料プールへの注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能であ る。

【現場操作(原子炉建屋西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済 燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、320分以内で可能であ る。

【現場操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,320分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(b) 代替燃料プール注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用 済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プール

の水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、西側淡水貯水設備を水源として可搬型代替注水中型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに 以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる代 替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料 プールへのスプレイができない場合

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mm を下回る水位低下を使用 済燃料プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合

[1.11.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による西側淡水貯水設備を水源とした使用 済燃料プールへのスプレイ手順については,「1.11.2.2(1) b. 可 搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プ ールへのスプレイ(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水中型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時

間は以下のとおり。

【高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、140分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、150分以内で可能であ る。

【原子炉建屋西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイ の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,205分以内で可能であ る。

【原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイ の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、320分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保し

ていることから, 容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用い ることで、暗闇における作業性についても確保している。

(6)代替淡水貯槽を水源とした対応手順(可搬型代替注水大型ポンプを使 用する場合)

重大事故等時、代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水、原 子炉格納容器内の冷却,フィルタ装置スクラビング水補給,原子炉格納容 器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/ スプレイを行う手順を整備する。

a. 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡 水/海水)

原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器 下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用 いる常設の設備が使用できない場合に、可搬型代替注水大型ポンプによ る各種注水を行う。また、フィルタ装置スクラビング水の水位が低下し た場合に可搬型代替注水大型ポンプによる補給を行う。

本手順では,災害対策本部による水源特定,可搬型代替注水大型ポン プの配置,原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接 続口又は高所西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライン接 続口までのホース接続及び可搬型代替注水大型ポンプによる送水までの 手順を整備し、原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口、高所東 側接続口又は高所西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライ ン接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて 整備する。(手順のリンク先については、「1.13.2.1(6) b.~

1.13.2.1(6) g. 」に示す。)

可搬設備による注水等に使用する水源は、西側淡水貯水設備(淡水)を優先して使用するが、西側淡水貯水設備を水源として使用できない場合は、代替淡水貯槽(淡水)を使用する。淡水による各種注水が枯渇等により継続できない場合は海水による各種注水に切り替えるが、代替淡水貯槽を経由して注水が必要な箇所へ送水することにより、各種注水を継続しながら淡水から海水への水源の切替えが可能である。

ただし、フィルタ装置スクラビング水補給は原則淡水補給のみとする。なお、代替淡水貯槽への淡水補給及び海水の補給は、

「1.13.2.2(1) a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水/海水)」の手順にて実施する。

水源特定,可搬型代替注水大型ポンプの配置,原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口までのホース接続及び送水の一連の流れはどの対応においても同じであり,水源から原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口及びフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口までの距離及び選択する接続口(送水能力)によりホース数量が決まる。

なお、水源と原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口、高所東側接続口又は高所西側接続口の選択は、原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を優先する。原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口が使用できない場合は、高所東側接続口又は高所西側接続口を使用する。

原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口の選択は,各作業時間(出動準備,移動,代替淡水貯槽の蓋開放,ポンプ設置,ホース敷

設,原子炉建屋西側接続口の蓋開放,ホース接続及び送水準備)を考慮し,送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。 代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施する場合は,送水開始までの時間が最短となる原子炉建屋西側接続口を優先して使用する。

高所東側接続口又は高所西側接続口の選択は、各作業時間(出動準備,移動,代替淡水貯槽の蓋開放,ポンプ設置,ホース敷設,ホース接続及び送水準備)を考慮し、送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施する場合は、送水開始までの時間が最短となる高所西側接続口を優先して使用する。

(a) 手順着手の判断基準

代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合),サプレッション・チェンバ,ろ過水貯蔵タンク,多目的タンク,復水貯蔵タンク及び西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合。また,フィルタ装置スクラビング水の水位が通常水位を下回ると判断した場合

(b) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプによる送水手順の概要は以下のとおり。 概要図を第 1.13-6 図に、タイムチャートを第 1.13-7 図に、ホース 敷設図を第 1.13-18 図及び第 1.13-21 図に示す。

【可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉建屋東側接続口、原子炉建

屋西側接続口、高所東側接続口又は高所西側接続口への送水を行う 場合】

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水大型ポンプによる送水を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、プラントの被災状況に応じて可搬型代替 注水大型ポンプによる各種注水を行うことを決定し、各種注水の ための原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口、高所東側 接続口又は高所西側接続口の場所を決定する。
- ③災害対策本部長代理は,発電長に送水のための接続口の場所を連絡する。
- ④災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽を水源とした送水準備のため,接続口の場所を指示する。
- ⑤重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプを代替淡水貯槽に配置し,代替淡水貯槽の蓋を開放後,可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニットを代替淡水貯槽へ設置する。
- ⑥重大事故等対応要員は、代替淡水貯槽から指示された接続口まで のホース敷設を行う。
- ① 』原子炉建屋東側接続口, 高所東側接続口又は高所西側接続口を選択する場合

重大事故等対応要員は,接続口へホースの接続を行う。

- ①。原子炉建屋西側接続口を選択する場合 重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口の蓋を開放し、 接続口へホースの接続を行う。
- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に建屋内の系統構成が完了したこ

とを連絡する。

- ⑨重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる送水準備完了を報告する。
- ⑩災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を連絡する。
- ①災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる送水開始を指示する。
- ②重大事故等対応要員は、接続口の弁の全閉を確認後、可搬型代替 注水大型ポンプを起動し、ホースの水張り及び空気抜きを行う。
- ③重大事故等対応要員は、空気抜き完了後、接続口の弁を開とし、 送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ④災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる送水を開始したことを連絡する。
- ⑤重大事故等対応要員は,注水中は可搬型代替注水大型ポンプ付き の圧力計で圧力を確認しながら可搬型代替注水大型ポンプの回転 数を操作する。
- 【可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水補給 ライン接続口への送水を行う場合】
 - ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水大型ポンプによる送水を依頼する。
 - ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプよる代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給準備のため,フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水準備を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを代替淡水貯

槽に配置し、代替淡水貯槽の蓋を開放後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニットを代替淡水貯槽へ設置する。

- ④重大事故等対応要員は、代替淡水貯槽から接続口までのホースを 敷設し、フィルタ装置スクラビング水補給用の蓋を開放する。
- ⑤重大事故等対応要員は、接続口へホースの接続を行う。
- ⑥発電長は,災害対策本部長代理にフィルタ装置スクラビング水補 給の系統構成が完了したことを連絡する。
- ⑦重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる送水準備完了を報告する。
- ⑧災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を連絡する。
- ⑨災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる送水開始を指示する。
- ⑩重大事故等対応要員は、接続口の弁の全閉を確認後、可搬型代替 注水大型ポンプを起動し、ホースの水張り及び空気抜きを行う。
- ①重大事故等対応要員は、空気抜き完了後、接続口の弁を開とし、送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ②災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる送水を開始したことを連絡する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水開始まで、原子炉建屋東側接続口に接続した場合において535分以内、原子炉建屋西側接続口に接続した場合において170分以内、高所東側接続口に接続した場合において215分以内、高

所西側接続口に接続した場合において 175 分以内,フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口に接続した場合において 180 分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に操作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して代替淡水貯槽から送水先へ ホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお、炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し、モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水手段としては,低圧代替注水系(可搬型)がある。

(a) 低圧代替注水系 (可搬型) による代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水

給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合,残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合,又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に,低圧代替注水系(可搬型)を起動し,代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施す

る。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器へ の注水ができない場合の低圧代替注水系(可搬型)による原 子炉圧力容器への注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合において,低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合^{※1}

※1:設備に異常がなく,燃料及び水源(代替淡水貯槽)が 確保されている場合

[1.4.2.1(1) a. (b)]

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子 炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系 (可搬型)による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2

※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

※2:原子炉格納容器内へのスプレイ及びペデスタル (ドライウェル部) への注水に必要な流量 $(130 \text{m}^3/\text{h}, 30 \text{m}^3/\text{h})$

/h~80m³/h) が確保され、更に低圧代替注水系(可搬型)により原子炉圧力容器への注水に必要な流量(14m³/h~50m³/h) が確保できる場合なお、十分な注水流量が確保できない場合は原子炉格納容器内へのスプレイを優先する。

[1.4.2.1(3) a. (e)]

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への 注水

炉心損傷を判断した場合*1において、給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への 注水ができず、低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(代替淡水貯槽)が確保されている場合

[1.8.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については,「1.4.2.1(1) a.(b)低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」,残存

溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3) a. (e) 低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)」、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【交流動力電源が確保されている場合】

- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した原子炉 建屋西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、170分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(低圧炉心スプレイ系配管を使用した原子 炉建屋東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対

応要員8名にて作業を実施した場合,175分以内で可能である。

- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能であ る。

【全交流動力電源が喪失している場合】

- 【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した原子炉建屋西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,170分以内で可能である。
- 【現場操作(低圧炉心スプレイ系配管を使用した原子炉建屋東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能である。
- 【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,175分以内で可能である。
- 【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能である。

(「1.4.2.1(3) a. (e) 低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)」,「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」は炉心損傷状態での手順のため全交流動力電源喪失時は使用できない。)

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。低圧代替注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

c. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却

代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては,代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)がある。

(a) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が故障により使用できず、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)、消火系及び補給水系により原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)により原子炉格納容器内にスプレイする。

スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイで のサプレッション・プール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が 負圧とならないように、スプレイ流量の調整又はスプレイの起動/停 止を行う。

なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により可搬型代替注 水大型ポンプの接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成と している。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)(炉心損傷前)

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において,代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合*1で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*2

- ※1:設備に異常がなく,燃料及び水源(代替淡水貯槽)が 確保されている場合
- ※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1.6.2.1(1) a. (d)]

(ii) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)(炉心損傷後)

炉心損傷を判断した場合*1において,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができず,代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合*2で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*3

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(代替淡水貯槽)が確保されている場合

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到 達」とは、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断 基準に達した場合

[1. 6. 2. 2(1) a . (d)]

ii) 操作手順

代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却手順については,「1.6.2.1(1) a.(d)代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」及び「1.6.2.2(1)a.(d)代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイ冷

却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【交流動力電源が確保されている場合】

【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した原子炉 建屋西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、170分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(残留熱除去系A系配管を使用した原子炉 建屋東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、175分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能であ る。

【全交流動力電源が喪失している場合】

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した原子炉建屋西側接続

口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、195分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系A系配管を使用した原子炉建屋東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、535分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,195分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、215分以内で可能である。

(「1.6.2.2(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」は炉心損傷 状態での手順のため全交流動力電源喪失時は使用できない。)

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接

続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保している ことから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

d. 代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給

代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給手段としては,可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置水位調整がある。

(a) 可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水補 給

残留熱除去系の機能が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機 能が喪失した場合、格納容器圧力逃がし装置により最終ヒートシンク (大気)へ熱を輸送する。

フィルタ装置の水位が待機時水位下限である 2,530mm を下回り、下限水位である 1,325mm に到達する前に、代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによりフィルタ装置へ水張りを実施する。

i) 手順着手の判断基準

フィルタ装置水位指示値が 1,500mm 以下の場合

[1.5.2.1(1) a. (b)]

[1, 5, 2, 1(2) a . (b)]

[1.7.2.1(1) b. (c)]

[1.7.2.1(2) a. (c)]

ii) 操作手順

代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給手順については、「1.5.2.1(1) a. (b) フィルタ装置スクラビング水補給」及び「1.7.2.1(1) b. (c) フィルタ装置スクラビング水補給」

にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は,作業開始を判断してからフィルタ装置スクラビン グ水補給の開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

- 【フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィルタ装置スクラビング水補給】
 - ・上記の操作は,重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,180分以内で可能である。

格納容器圧力逃がし装置格納槽付属室における操作は、フィルタ 装置スクラビング水が格納容器ベント開始後7日間は補給操作が不 要となる水量を保有していることから、大気中に放出された放射性 物質から受ける放射線量は低下しているとともに、格納容器圧力逃 がし装置格納槽の遮蔽壁により作業が可能な放射線環境である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、フィルタ装置スクラビング水補給として使用する可搬型代替注水大型ポンプの保管場所に使用工具及びホースを配備する。

車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

- e. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段として は、格納容器下部注水系(可搬型)がある。
- (a) 格納容器下部注水系 (可搬型) による代替淡水貯槽を水源とした 原子炉格納容器下部への注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において,格納容器下部注水系 (常設),消火系及び補給水系によるペデスタル(ドライウェル部) への注水機能が喪失した場合,原子炉格納容器の破損を防止するため 格納容器下部注水系(可搬型)によりペデスタル(ドライウェル部) の床面に落下した溶融炉心の冷却を実施する。

炉心損傷を判断した場合において,ペデスタル (ドライウェル部) の水位を確実に確保するため、水位確保操作を実施する。

また、原子炉圧力容器破損後は、ペデスタル(ドライウェル部)の 床面に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、ペデスタル(ドライウェル部)への注水を継続する。その際は、サプレッション・プールの 水位が外部水源注水制限に到達することを遅らせるため、ペデスタル (ドライウェル部)の水位を 2.25m~2.75m に維持する。

なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉建屋西側接続口、原子炉建屋東側接続口、高所西側接続口及び高所東側接続口を任意に選択できる構成としている。

i) 手順着手の判断基準

【ペデスタル(ドライウェル部)水位確保操作の判断基準】 炉心損傷を判断した場合*1で、格納容器下部注水系(可搬型) が使用可能な場合*2

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 操作の判断基準】

原子炉圧力容器の破損の徴候^{*3}及び破損によるパラメータの変化^{*4}により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下部注水系(常設),消火系及び補給水系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、格納容器下部注水系(可搬型)が使

用可能な場合※2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料及び水源(代替淡水貯槽) が確保されている場合

※3:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の 水位の低下(喪失),制御棒の位置表示の喪失数増加及び 原子炉圧力容器温度(下鏡部)指示値が300℃到達により 確認する。

※4:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

[1.8.2.1(1) b.]

ii) 操作手順

格納容器下部注水系(可搬型)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水手順については,「1.8.2.1(1)b.格納容器下部注水系(可搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから格納容器下部注水系(可 搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水開始までの必 要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋西側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,170分以内で可能であ る。

【原子炉建屋東側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能であ る。

【高所西側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、175分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、215分以内で可能であ る。

【原子炉建屋西側接続口,原子炉建屋東側接続口,高所西側接続口 及び高所東側接続口を使用した原子炉圧力容器破損後のペデスタ ル (ドライウェル部) への注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,20分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。格納容器下部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

- f. 代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水 代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水手段としては、格納 容器頂部注水系(可搬型)がある。
- (a) 格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉建屋等の水素爆 発を防止するため,代替淡水貯槽を水源として格納容器頂部注水系 (可搬型)により原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部 を冷却し,原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを 抑制する。
 - i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、ドライウェル雰囲気温度 指示値が171℃を超えるおそれがある場合で、格納容器頂部注水系 (常設)による原子炉ウェルへの注水ができず、格納容器頂部注水 系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水が可能な場合*2 ※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく,燃料及び水源(代替淡水貯槽)が確保 されている場合

[1.10.2.1(1) b.]

ii) 操作手順

格納容器頂部注水系(可搬型)による代替淡水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水手順については,「1.10.2.1(1)b. 格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、格納容器頂部注水系 (可搬型)による原子炉ウェルへの注水開始までの必要な要員数及 び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、170分以内で可能である。

【原子炉建屋東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能であ る。

【高所西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,175分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また,車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトを用いることで,暗闇における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。

なお、一度原子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水するまで 注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、原 子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水する水位を維持すること により、原子炉格納容器トップヘッドフランジのシール部温度をシ ールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能であ る。

g. 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ 代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ手段 としては、代替燃料プール注水系(可搬型)がある。 (a) 代替燃料プール注水系による注水ライン/常設スプレイヘッダを 使用した使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料 プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,代替淡水貯槽を水源 として代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を 使用した可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールへ注水す る。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用 した使用済燃料プールへの注水及び消火系による使用済燃料プール への注水ができない場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見 込めない場合

[1.11.2.1(1) b.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイへッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポン

プによる代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッ ダ) を使用した使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数 及び所要時間は以下のとおり。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋西側接続口を使用した使用済 燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、170分以内で可能であ る。

【現場操作(原子炉建屋西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、170分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済 燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を重 大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で 可能である。

【現場操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を重 大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,175分以内で 可能である。

【現場操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、175分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を重 大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で 可能である。

【現場操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(b) 代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノズルを使用した使 用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を優先して使用するが,代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)の機能が喪失した場合は,代替淡水貯槽を水源として代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見 込めない場合

ただし、使用済燃料プールエリアへアクセスできる場合

[1.11.2.1(1) c.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水手順については,「1.11.2.1(1) c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポン

プによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル) を使用した使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、435分以内で可能であ る。

【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、370分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるように、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(c) 代替燃料プール注水系による常設スプレイヘッダを使用した使用 済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プール の水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施し ても水位を維持できない場合に、代替淡水貯槽を水源として可搬型代 替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し, さらに 以下のいずれかの状況に至り, 常設低圧代替注水系ポンプによる代 替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料 プールへのスプレイができない場合

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mm を下回る水位低下を使用 済燃料プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合

[1.11.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手順については,「1.11.2.2(1) b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイ

の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,170分以内で可能であ る。

【原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイ の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,535分以内で可能であ る。

【高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,175分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,215分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また, 車両の作業用照明, ヘッドライト及びLEDライトを用い

ることで、暗闇における作業性についても確保している。

(d) 代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノズルを使用した使 用済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより,使用済燃料プールの水位が異常に低下し,燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に,常設スプレイヘッダを優先して使用するが,常設スプレイヘッダの機能が喪失した場合は,可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し,臨界を防止する。

i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに 以下のいずれかの状況に至り、常設スプレイヘッダを使用した使用 済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、使用済燃料プ ールエリアへアクセスできる場合

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mm を下回る水位低下を使用 済燃料プール水位・温度(SA広域)にて確認した場合

[1.11.2.2(1) c.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手順については,「1.11.2.2(1) c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海

水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,435分以内で可能であ る。

【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるように、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(7) 淡水タンクを水源とした対応手順

重大事故等時,淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補

給を行う手順を整備する。なお、フィルタ装置スクラビング水補給に使用する淡水タンクは、通常連絡弁を開としている多目的タンク及びろ過水貯蔵タンクを優先し、水位を監視しながら原水タンク及び純水貯蔵タンクの連絡弁を開とする。

a. 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注 水大型ポンプによる送水

フィルタ装置スクラビング水の水位が低下した場合に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる補給を行う。

本手順では、災害対策本部による水源の確保として可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプの配置、フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口までのホース接続及び可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水までの手順を整備し、フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口から補給が必要な箇所までの操作手順については、各条文にて整備する。(手順のリンク先については、「1.13.2.1(7) b. 」に示す。)

(a) 手順着手の判断基準

フィルタ装置スクラビング水の水位が通常水位を下回ると判断した 場合

(b) 操作手順

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-6 図に,タイムチャートを第 1.13-7 図に,ホース敷設図は第 1.13-22 図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水を依頼する。

- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給準備のため,フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水準備を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを淡水タンクに配置し、多目的タンク配管・弁の予備ノズルと可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット吸込口をホースで接続する。
- ④重大事故等対応要員は、淡水タンクから接続口までのホースを敷設し、フィルタ装置スクラビング水補給用の蓋を開放する。
- ⑤重大事故等対応要員は、接続口へホースの接続を行う。
- ⑥発電長は,災害対策本部長代理にフィルタ装置スクラビング水補 給の系統構成が完了したことを連絡する。
- ⑦重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水準備完了を報告する。
- ⑧災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替注水中型ポンプ又は 可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を連絡する。
- ⑨災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水開始を指示する。
- ⑩重大事故等対応要員は、多目的タンク配管・弁の予備ノズル弁を 全開とし、接続口の弁の全閉を確認後、可搬型代替注水中型ポン プ又は可搬型代替注水大型ポンプを起動し、ホースの水張り及び 空気抜きを行う。

- ①重大事故等対応要員は、空気抜き完了後、接続口の弁を開とし、送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ②災害対策本部長代理は,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水を開始したことを連絡する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口に接続した場合において165分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、 十分な作業スペースを確保していることから、容易に操作可能であ る。

構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから送水先へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いる ことで、暗闇における作業性についても確保している。

なお、炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し、モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

b. 淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給

淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給手段としては、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによるフ

ィルタ装置水位調整がある。

(a) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる フィルタ装置スクラビング水補給

残留熱除去系の機能が喪失し、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合、格納容器圧力逃がし装置により最終ヒートシンク (大気) へ熱を輸送する。

フィルタ装置の水位が待機時水位下限である 2,530mm を下回り,下限水位である 1,325mm に到達する前に,淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによりフィルタ装置へ水張りを実施する。

i) 手順着手の判断基準

フィルタ装置水位指示値が 1,500mm 以下の場合

[1.5.2.1(1) a. (b)]

[1.5.2.1(2) a. (b)]

[1.7.2.1(1) b. (c)]

[1.7.2.1(2) a. (c)]

ii) 操作手順

淡水タンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給手順については、「1.5.2.1(1) a. (b) フィルタ装置スクラビング水補給」及び「1.7.2.1(1) b. (c) フィルタ装置スクラビング水補給」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は,作業開始を判断してからフィルタ装置スクラビン グ水補給の開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用したフィル

タ装置スクラビング水補給】

・上記の操作は,重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,165分以内で可能である。

格納容器圧力逃がし装置格納槽付属室における操作は、フィルタ 装置スクラビング水が格納容器ベント開始後7日間は補給操作が不 要となる水量を保有していることから、大気中に放出された放射性 物質から受ける放射線量は低下しているとともに、格納容器圧力逃 がし装置格納槽の遮蔽壁により作業が可能な放射線環境である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、ホース等の接続は速やかに作業ができるように、フィルタ装置スクラビング水補給として使用する可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの保管場所に使用工具及びホースを配備する。

車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

(8) 海を水源とした対応手順

重大事故等時,海を水源とした原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを行う手順を整備する。

重大事故等時,海を水源とした残留熱除去系海水系による冷却水の確保,最終ヒートシンク(海)への代替熱輸送,大気への放射性物質の拡散抑制,航空機燃料火災への泡消火,2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保,2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水及び代替燃料プール冷却系による使用

済燃料プールの除熱を行う手順を整備する。

a. 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水

原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器 下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールの冷却に用 いる常設の設備が使用できない場合に可搬型代替注水大型ポンプによる 各種注水を行う。

本手順では災害対策本部による水源の確保として可搬型代替注水大型ポンプの配置,原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口までのホース接続及び可搬型代替注水大型ポンプによる送水までの手順を整備し,原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口から注水等が必要な箇所までの操作手順については各条文にて整備する。(手順のリンク先については,「1.13.2.1(8)b.~1.13.2.1(8)f.」に示す。)

水源の確保,可搬型代替注水大型ポンプの配置,原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口までのホース接続及び送水の一連の流れはどの対応においても同じであり,水源から原子炉建屋東側接続口,原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口までの距離及び選択する接続口(送水能力)によりホース数量が決まる。

なお、水源と原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口、高所東側接続口又は高所西側接続口の選択は、送水能力がある原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を優先する。原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口が使用できない場合は、高所東側接続口又は高所西側接続口を使用する。

原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口の選択は、各作業時

間(出動準備,移動,SA用海水ピットの蓋開放,ポンプ設置,ホース 敷設,原子炉建屋西側接続口の蓋開放,ホース接続及び送水準備)を考 慮し,送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択す る。海を水源とした原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷 却,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃 料プールへの注水/スプレイを実施する場合は,送水開始までの時間が 最短となる原子炉建屋西側接続口を優先して使用する。

高所東側接続口又は高所西側接続口の選択は、各作業時間(出動準備、移動、SA用海水ピットの蓋開放、ポンプ設置、ホース敷設、ホース接続及び送水準備)を考慮し、送水開始までの時間が最短となる組み合わせを優先して選択する。海を水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施する場合は、送水開始までの時間が最短となる高所東側接続口を優先して使用する。

(a) 手順着手の判断基準

代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合),サプレッション・チェンバ,ろ過水貯蔵タンク,多目的タンク,復水貯蔵タンク,西側淡水貯水設備及び代替淡水貯槽(可搬型代替注水大型ポンプを使用する場合)を水源とした原子炉圧力容器への注水等の各種注水ができない場合

(b) 操作手順

海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-6 図に、タイムチャートを第 1.13-7 図に、ホース敷設図を第 1.13-19 図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に

可搬型代替注水大型ポンプによる送水を依頼する。

- ②災害対策本部長代理は、プラントの被災状況に応じて可搬型代替 注水大型ポンプによる各種注水を行うことを決定し、各種注水の ための原子炉建屋東側接続口、原子炉建屋西側接続口、高所東側 接続口又は高所西側接続口の場所を決定する。
- ③災害対策本部長代理は,発電長に送水のための接続口の場所を連絡する。
- ④災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる海を水源とした送水のため接続口の場所を指示する。
- ⑤重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを海水取水箇所(SA用海水ピット)に配置し、SA用海水ピットの蓋を開放後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット*1を海水取水箇所(SA用海水ピット)へ設置する。
- ⑥重大事故等対応要員は、海水取水箇所(SA用海水ピット)から 指示された接続口までのホース敷設を行う。
- ⑦。原子炉建屋東側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口を選択する場合

重大事故等対応要員は、接続口へホースの接続を行う。

- ①。原子炉建屋西側接続口を選択する場合 重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口の蓋を開放し、 接続口へホースの接続を行う。
- ⑧発電長は,災害対策本部長代理に建屋内の系統構成が完了したことを連絡する。
- ⑨重大事故等対応要員は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大

型ポンプによる送水準備完了を報告する。

- ⑩災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる送水の開始を連絡する。
- ①災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプによる送水開始を指示する。
- ②重大事故等対応要員は、接続口の弁の全閉を確認後、可搬型代替 注水大型ポンプを起動し、ホースの水張り及び空気抜きを行う。
- ③重大事故等対応要員は、空気抜き完了後、接続口の弁を開とし、 送水を開始したことを災害対策本部長代理に報告する。
- ④災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる送水を開始したことを連絡する。
- ⑤重大事故等対応要員は, 注水中は可搬型代替注水大型ポンプ付き の圧力計で圧力を確認しながら可搬型代替注水大型ポンプの回転 数を操作する。
- ※1:可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット吸込み 部には、ストレーナを設置しており、海面より低く着底しな い位置に取水部分を固定することにより、異物の混入を防止 する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水開始まで、原子炉建屋東側接続口に接続した場合において370分以内、原子炉建屋西側接続口に接続した場合において310分以内、高所東側接続口に接続した場合において220分以内、高所西側接続口に接続した場合において225分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明 及び通信連絡設備を整備する。可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に操作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して海から送水先へホースを敷 設し、送水ルートを確保する。

また,車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトを用いる ことで,暗闇における作業性についても確保している。

なお、炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し、モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器 への注水

原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器 への注水手段としては、低圧代替注水系(可搬型)がある。

(a) 低圧代替注水系 (可搬型) による海を水源とした原子炉圧力容器 への注水

給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合,残存溶融炉心を冷却し原子炉圧力容器から原子炉格納容器への放熱量を抑制する場合,又は溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する場合に,低圧代替注水系(可搬型)を起動し,海を水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器へ の注水ができない場合の低圧代替注水系(可搬型)による原

子炉圧力容器への注水

給水・復水系,原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず,原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合において,低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合*1

※1:設備に異常がなく、燃料が確保されている場合
【1.4.2.1(1) a. (b)】

(ii) 残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水

原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化*1により原子 炉圧力容器の破損を判断した場合において、低圧代替注水系 (可搬型)による原子炉圧力容器への注水が可能な場合*2

- ※1:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ推積検知用)指示値の喪失により確認する。
- ※2:原子炉格納容器内へのスプレイ及びペデスタル(ドライウェル部)への注水に必要な流量(130m³/h,30m³/h,30m³/h)が確保され、更に低圧代替注水系(可搬型)により原子炉圧力容器への注水に必要な流量(14m³/h~50m³/h)が確保できる場合なお、十分な注水流量が確保できない場合は原子炉格納容器内へのスプレイを優先する。

(iii) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止する ための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への 注水

炉心損傷を判断した場合*1において、給水・復水系、原子炉隔離時冷却系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への 注水ができず、低圧代替注水系(可搬型)が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源、燃料が確保されている場合

[1.8.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

給水・復水系及び非常用炉心冷却系による原子炉圧力容器への注水ができない場合の低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(1) a. (b) 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」、残存溶融炉心の冷却のための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(3) a. (e) 低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)」、溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するための低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧

力容器への注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【交流動力電源が確保されている場合】

- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した原子炉 建屋西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(低圧炉心スプレイ系配管を使用した原子 炉建屋東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、370分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、220分以内で可能であ

る。

【全交流動力電源が喪失している場合】

【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した原子炉建屋西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能である。

【現場操作(低圧炉心スプレイ系配管を使用した原子炉建屋東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所西側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系C系配管を使用した高所東側接続口による原子炉圧力容器への注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,220分以内で可能である。

(「1.4.2.1(3) a. (e) 低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)」,「1.8.2.2(1) b. 低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水(淡水/海水)」は炉

心損傷状態での手順のため全交流動力電源喪失時は使用できない。)

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。低圧代替注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

c. 海を水源とした原子炉格納容器内の冷却

海を水源とした原子炉格納容器内の冷却手段としては、代替格納容器 スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイがある。

(a) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による海を水源とした原 子炉格納容器内の冷却

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)が故障により使用できず、代替格納容器スプレイ冷却系(常設)、消火系及び補給水系により原子炉格納容器内へのスプレイができない場合は、代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)により原子炉格納容器内にスプレイする。

スプレイ作動後は外部水源による原子炉格納容器内へのスプレイでのサプレッション・プール水位の上昇及び原子炉格納容器内の圧力が 負圧とならないように、スプレイ流量の調整又はスプレイの起動/停 止を行う。

なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により可搬型代替注 水大型ポンプの接続先を複数ある接続口から任意に選択できる構成と している。

- i) 手順着手の判断基準
 - (i) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容 器内へのスプレイ (炉心損傷前)

残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができない場合において,代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合*1で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合*2

※1:設備に異常がなく、燃料が確保されている場合

※2:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、ドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度又はサプレッション・プール水位指示値が、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に達した場合

[1.6.2.1(1) a . (d)]

(ii) 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容 器内へのスプレイ (炉心損傷後)

炉心損傷を判断した場合**1において,残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容器内へのスプレイができず,代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)が使用可能な場合**2で,原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達した場合**3

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基

準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合

※3:「原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断基準に到達」とは、原子炉格納容器内へのスプレイ起動の判断 基準に達した場合

[1.6.2.2(1) a. (d)]

ii) 操作手順

代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による海を水源とした原子炉格納容器内の冷却手順については、「1.6.2.1(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」及び「1.6.2.2(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから代替格納容器スプレイ冷 却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ開始までの必 要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【交流動力電源が確保されている場合】

【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した原子炉 建屋西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】 ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対

応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能であ

る。

- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系A系配管を使用した原子炉 建屋東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能である。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、225分以内で可能であ る。
- 【中央制御室からの操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、220分以内で可能であ る。
- 【全交流動力電源が喪失している場合】
- 【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した原子炉建屋西側接続 口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能である。
- 【現場操作(残留熱除去系A系配管を使用した原子炉建屋東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】
 - ・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要

員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所西側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能である。

【現場操作(残留熱除去系B系配管を使用した高所東側接続口による原子炉格納容器内へのスプレイの場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員及び重大事故等対応要員)6名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、220分以内で可能である。

(「1.6.2.2(1) a. (d) 代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)」は炉心損傷 状態での手順のため全交流動力電源喪失時は使用できない。)

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

d. 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水

海を水源とした原子炉格納容器下部への注水手段としては,格納容器 下部注水系(可搬型)がある。 (a) 格納容器下部注水系 (可搬型) による海を水源とした原子炉格納容器下部への注水

炉心の著しい損傷が発生した場合において、格納容器下部注水系 (常設),消火系及び補給水系によるペデスタル(ドライウェル部) への注水機能が喪失した場合、原子炉格納容器の破損を防止するため 格納容器下部注水系(可搬型)によりペデスタル(ドライウェル部) の床面に落下した溶融炉心の冷却を実施する。

炉心損傷を判断した場合において,ペデスタル(ドライウェル部) の水位を確実に確保するため,水位確保操作を実施する。

また、原子炉圧力容器破損後は、ペデスタル(ドライウェル部)の 床面に落下した溶融炉心を冠水冷却するため、ペデスタル(ドライウェル部)への注水を継続する。その際は、サプレッション・プールの 水位が外部水源注水制限に到達することを遅らせるため、ペデスタル (ドライウェル部)の水位を 2.25m~2.75m に維持する。

なお、本手順はプラント状況や周辺の現場状況により原子炉建屋西側接続口、原子炉建屋東側接続口、高所西側接続口及び高所東側接続口を任意に選択できる構成としている。

i) 手順着手の判断基準

【ペデスタル(ドライウェル部)水位確保操作の判断基準】 炉心損傷を判断した場合*1で、格納容器下部注水系(可搬型) が使用可能な場合*2

【原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水 操作の判断基準】

原子炉圧力容器の破損の徴候**3及び破損によるパラメータの変化**4により原子炉圧力容器の破損を判断した場合で、格納容器下

部注水系(常設),消火系及び補給水系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水ができず、格納容器下部注水系(可搬型)が使用可能な場合**2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び燃料が確保されている場合

※3:「原子炉圧力容器の破損の徴候」は、原子炉圧力容器内の水位の低下(喪失)、制御棒の位置表示の喪失数増加及び原子炉圧力容器温度(下鏡部)指示値が300℃到達により確認する。

※4:「原子炉圧力容器の破損によるパラメータの変化」は、格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)の上昇又は格納容器下部水温(水温計兼デブリ落下検知用)若しくは格納容器下部水温(水温計兼デブリ堆積検知用)指示値の喪失により確認する。

[1.8.2.1(1) b.]

ii) 操作手順

格納容器下部注水系(可搬型)による海を水源とした原子炉格納容器下部への注水手順については,「1.8.2.1(1)b. 格納容器下部注水系(可搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから格納容器下部注水系(可 搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水開始までの必 要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋西側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、310分以内で可能であ る。

【原子炉建屋東側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能であ る。

【高所西側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用したペデスタル (ドライウェル部) 水位確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、220分以内で可能であ る。

【原子炉建屋西側接続口,原子炉建屋東側接続口,高所西側接続口

及び高所東側接続口を使用した原子炉圧力容器破損後のペデスタル (ドライウェル部) への注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,20分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。格納容器下部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

e. 海を水源とした原子炉ウェルへの注水

海を水源とした原子炉ウェルへの注水手段としては,格納容器頂部注 水系 (可搬型)がある。

- (a) 格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水 炉心の著しい損傷が発生した場合において,原子炉建屋等の水素爆 発を防止するため,海を水源として格納容器頂部注水系(可搬型)に より原子炉ウェルに注水することで原子炉格納容器頂部を冷却し,原 子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟への水素漏えいを抑制する。
 - i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、ドライウェル雰囲気温度 指示値が171℃を超えるおそれがある場合で、格納容器頂部注水系 (常設)による原子炉ウェルへの注水ができず、格納容器頂部注水 系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水が可能な場合*2 ※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が,設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合,又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、燃料が確保されている場合

[1. 10. 2. 1(1) b.]

ii) 操作手順

格納容器頂部注水系(可搬型)による海を水源とした原子炉ウェルへの注水手順については、「1.10.2.1(1) b. 格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから、格納容器頂部注水系 (可搬型)による原子炉ウェルへの注水開始までの必要な要員数及 び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能であ る。

【原子炉建屋東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、370分以内で可能であ る。

【高所西側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用した原子炉ウェルへの注水の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,220分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。格納容器頂部注水系(可搬型)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また,車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトを用いることで,暗闇における作業性についても確保している。室温は通常運転時と同程度である。

なお、一度原子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水するまで 注水した後は、蒸発による水位低下を考慮して定期的に注水し、原 子炉格納容器トップヘッドフランジが冠水する水位を維持すること により、原子炉格納容器トップヘッドフランジのシール部温度をシ ールの健全性を保つことができる温度以下に抑えることが可能であ る。

- f. 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ 海を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ手段としては, 代替燃料プール注水系(可搬型)がある。
- (a) 海を水源とした代替燃料プール注水系による注水ライン/常設ス

プレイヘッダを使用した使用済燃料プールへの注水

使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料 プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,海を水源として代替 燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した可 搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至り、常設低圧代替注水系ポンプによる 代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用 した使用済燃料プールへの注水及び消火系による使用済燃料プール への注水ができない場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し,復旧が見 込めない場合

[1.11.2.1(1) b.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による海を水源とした使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水 (淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数

及び所要時間は以下のとおり。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋西側接続口を使用した使用済 燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、310分以内で可能であ る。

【現場操作(原子炉建屋西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、310分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済 燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、370分以内で可能であ る。

【現場操作(原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能である。

【中央制御室からの操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、225分以内で可能であ る。

【現場操作(高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能であ る。

【中央制御室からの操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,220分以内で可能であ る。

【現場操作(高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへの注水の場合)】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)3名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,220分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(b) 海を水源とした代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノズ ルを使用した使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失,又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に,代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を優先して使用するが,代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)の機能が喪失した場合は,海を水源として代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した可搬型代替注水大型ポンプにより使用済燃料プールへ注水する。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかの状況に至った場合

- ・使用済燃料プール水位低警報又は使用済燃料プール温度高警報 が発生した場合
- ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見 込めない場合

ただし, 使用済燃料プールエリアへアクセスできる場合

[1.11.2.1(1) c.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による海を水源とした使用済燃料プールへの注水手順については、「1.11.2.1(1) c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,385分以内で可能であ る。

【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、335分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるように、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(c) 海を水源とした代替燃料プール注水系による常設スプレイヘッダ を使用した使用済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、海を水源として可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し, さらに 以下のいずれかの状況に至り, 常設低圧代替注水系ポンプによる代 替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料 プールへのスプレイができない場合

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mm を下回る水位低下を使用 済燃料プール水位・温度 (SA広域) にて確認した場合

[1.11.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による海を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1) b. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【原子炉建屋西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイ の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合、310分以内で可能であ る。 【原子炉建屋東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイ の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能であ る。

【高所西側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,225分以内で可能であ る。

【高所東側接続口を使用した使用済燃料プールへのスプレイの場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,220分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

(d) 海を水源とした代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノズ ルを使用した使用済燃料プールへのスプレイ

使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより, 使用済燃料プー

ルの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、常設スプレイヘッダを優先して使用するが、常設スプレイヘッダの機能が喪失した場合は、可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。

i) 手順着手の判断基準

使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに 以下のいずれかの状況に至り、常設スプレイヘッダを使用した使用 済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、使用済燃料プ ールエリアへアクセスできる場合

- ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合
- ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,668mmを下回る水位低下を使用 済燃料プール水位・温度(SA広域)にて確認した場合

[1.11.2.2(1) c.]

ii) 操作手順

代替燃料プール注水系による海を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ手順については、「1.11.2.2(1) c. 可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)を使用し

た使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要 時間は以下のとおり。

【原子炉建屋廃棄物処理棟東側扉を使用した場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,385分以内で可能であ る。

【原子炉建屋原子炉棟大物搬入口を使用した場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,335分以内で可能であ る。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。また、速やかに作業が開始できるように、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズル)として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

g. 海を水源とした残留熱除去系海水系による冷却水の確保 海を水源とした残留熱除去系海水系への冷却水を確保する手段として は、残留熱除去系海水系がある。

(a) 残留熱除去系海水系による冷却水の確保

残留熱除去系海水系が健全な場合は,自動起動信号による作動,又 は中央制御室からの手動操作により残留熱除去系海水系を起動し,残 留熱除去系海水系による冷却水確保を行う。

i) 手順着手の判断基準

残留熱除去系を使用した原子炉圧力容器内及び原子炉格納容器内 の除熱が必要な場合

[1.5.2.3(1)]

ii) 操作手順

残留熱除去系海水系による冷却水の確保手順については, 「1.5.2.3(1) 残留熱除去系海水系による冷却水確保」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから残留熱除去系海水系による冷却水供給開始まで4分以内で可能である。

- h. 海を水源とした最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送 海を水源とした最終ヒートシンク (海) への代替熱輸送手段として は、緊急用海水系及び代替残留熱除去系海水系がある。
 - (a) 海を水源とした緊急用海水系による冷却水の確保

残留熱除去系海水系の機能が喪失した場合,残留熱除去系を使用した発電用原子炉からの除熱及び原子炉格納容器内の除熱ができなくなるため,緊急用海水系により冷却水を供給する。

常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により 残留熱除去系の電源が確保されている場合に、冷却水通水確認後、残 留熱除去系(原子炉停止時冷却系)、残留熱除去系(サプレッショ ン・プール冷却系)及び残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)を 起動し、最終ヒートシンク(海)へ熱を輸送する。

i) 手順着手の判断基準

残留熱除去系海水系の故障又は全交流動力電源の喪失により残留 熱除去系海水系を使用できない場合

[1.5.2.2(1) a.]

ii) 操作手順

緊急用海水系による海を水源とした最終ヒートシンク (海) への 代替熱輸送手順については, 「1.5.2.2(1) a. 緊急用海水系によ る冷却水確保」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急用海水系による冷却水供給開始まで24分以内で可能である。

(b) 海を水源とした代替残留熱除去系海水系による冷却水の確保

残留熱除去系海水系の機能が喪失した場合,緊急用海水系が使用できない場合は,残留熱除去系を使用した発電用原子炉からの除熱及び原子炉格納容器内の除熱ができなくなるため,残留熱除去系海水系の系統構成を行い,代替残留熱除去系海水系により冷却水を供給する。

常設代替交流電源設備として使用する常設代替高圧電源装置により 残留熱除去系の電源が確保されている場合に、冷却水通水確認後、目 的に応じた運転モードで残留熱除去系(原子炉停止時冷却系)、残留 熱除去系(サプレッション・プール冷却系)及び残留熱除去系(格納 容器スプレイ冷却系)を起動し、最終ヒートシンク(海)へ熱を輸送 する。

i) 手順着手の判断基準

残留熱除去系海水系機能喪失又は全交流動力電源喪失により残留

熱除去系海水系が機能喪失した場合で,緊急用海水系が故障等により使用できない場合

[1.5.2.2(1) b.]

ii) 操作手順

代替残留熱除去系海水系による海を水源とした最終ヒートシンク (海)への代替熱輸送手順については,「1.5.2.2(1)b. 代替残 留熱除去系海水系による冷却水確保」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、作業開始を判断してから代替残留熱除去系海水系による冷却水(海水)供給開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【代替残留熱除去系海水系A系東側接続口又は代替残留熱除去系海水系B系東側接続口による冷却水(海水)確保の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対 応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可能であ る。

【代替残留熱除去系海水系西側接続口による冷却水 (海水)確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。代替残留熱除去系海水系として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易

に実施可能である。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保する。

i. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制

海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制手段としては、可搬型 代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による大気への放射性物質の 拡散抑制がある。

(a) 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気への 放射性物質の拡散抑制

炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器の破損 を防止するため、格納容器スプレイによる原子炉格納容器内の除熱や 格納容器圧力逃がし装置及び代替循環冷却による原子炉格納容器の減 圧及び除熱させる手段がある。

また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料 プールの水位が異常に低下し、使用済燃料プール注水設備で注水して も水位が維持できない場合は、使用済燃料プールへのスプレイにより 燃料損傷を緩和する手段がある。

しかし、これらの機能が喪失し、原子炉建屋から直接放射性物質が 拡散する場合を想定し、可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)、放水 砲により原子炉建屋に海水を放水し、大気への放射性物質の拡散を抑 制する手順を整備する。

i) 手順着手の判断基準

以下のいずれかが該当する場合とする。

・炉心損傷を判断した場合*1において、あらゆる注水手段を講じても発電用原子炉への注水が確認できない場合

- ・使用済燃料プールの水位が低下した場合において, あらゆる注 水手段を講じても水位低下が継続する場合
- ・大型航空機の衝突等,原子炉建屋の外観で大きな損傷を確認し た場合

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

[1. 12. 2. 1(1) a.]

ii) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)及び放水砲による海を水源 とした大気への放射性物質の拡散抑制手順については,

「1.12.2.1(1) a. 可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水 砲による大気への放射性物質の拡散抑制」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の現場対応は、準備段階では重大事故等対応要員8名(可搬型代替注水大型ポンプ(放水用)の起動、ホースの水張り及び空気抜きは4名)にて実施し、所要時間は、複数あるホース敷設ルートのうち、設置距離が短くなる廃棄物処理建屋南側から原子炉建屋南側エリアへのルートを選択した場合は、手順着手から145分で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている(ホース敷設距離が長くなる敷地南側の防潮堤沿いのルートでホースを敷設した場合は、210分で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている)。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、可搬型照明、通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は外気温と同程度である。ホース等の取付けについては速やかに作業ができるように可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)の保管場所に使用工具及びホースを配備する。

災害対策本部長代理からの指示を受けて、大気への放射性物質の 拡散抑制を開始する。重大事故等対応要員 4 名にて実施し、可搬型 代替注水大型ポンプ (放水用)及び放水砲による大気への放射性物 質の拡散抑制の実施指示から 5 分で放水することが可能である。

放水砲は可搬型設備のため、任意に設置場所を設定することが可能であり、風向き等の天候状況及びアクセス状況に応じて、最も効果的な方角から原子炉建屋の破損口等、放射性物質の放出箇所に向けて放水する。なお、原子炉建屋への放水に当たっては、原子炉建屋から漏えいする放射性物質や熱を検出する手段として、必要に応じてガンマカメラ又はサーモカメラを活用する。原子炉建屋の破損箇所や放射性物質の放出箇所が確認できない場合は、原子炉建屋の中心に向けて放水する。

放水砲による放水は、噴射ノズルを調整することで放水形状を直線状又は噴霧状に調整でき、放水形状は、直線状とするとより遠くまで放水できるが、噴霧状とすると直線状よりも放射性物質の拡散抑制効果が期待できることから、なるべく噴霧状を使用する。

また,直線状で放射する場合も到達点では,噴霧状になっている ため放射性物質の抑制効果がある。

なお,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲の準備にあたり,プラント状況や周辺の現場状況,ホースの敷設時間等を考慮

し、複数あるホース敷設ルートから全対応の作業時間が短くなるよう適切なルートを選択する。

j. 海を水源とした航空機燃料火災への泡消火

海を水源とした航空機燃料火災への泡消火手段としては,可搬型代替 注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器(大型ポンプ用) 及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火がある。

- (a) 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災が発生した場合は,可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)及び泡混合器により,海水を水源とした航空機燃料火災への泡消火を行う手順を整備する。
 - i) 手順着手の判断基準 航空機燃料火災が発生した場合

[1. 12. 2. 2(2) a.]

ii) 操作手順

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器による海を水源とした航空機燃料火災への泡消火手順については,「1.12.2.2(2) a. 可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器(大型ポンプ用)及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火」にて整備する。

iii) 操作の成立性

可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器による泡消火は,準備段階では現場 にて8名で実施する。所要時間は,複数あるホース敷設ルートの うち、設置距離が短くなる廃棄物処理建屋南側から原子炉建屋南側 エリアへのルートを選択した場合は、手順着手から 145 分で準備を 完了することとしている(ホース敷設距離が長くなる敷地南側の防 潮堤沿いのルートでホースを敷設した場合は、210 分で対応するこ ととしている)。

放水段階では,重大事故等対応要員5名にて実施する。1%濃縮 用泡消火薬剤を5m³配備し,泡消火開始から約20分の泡消火が可 能である。

泡消火薬剤は、放水流量(約1,338m³/h)の1%濃度で自動注入となる。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、可搬型照明、通信連絡設備を整備する。ホース等の取付けについては、速やかに作業ができるように可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)の保管場所に使用工具及びホースを配備する。

k. 海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保

海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への冷却水を確保する手段としては、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系がある。

- (a) 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ 系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保
 - $2C \cdot 2D$ 非常用ディーゼル発電機(以下「非常用ディーゼル発電機」を「D/G」という。)及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(以下「HPCSD/G」という。)が健全な場合は、自動起動

信号(非常用高圧母線電圧低)による起動,又は中央制御室から起動し、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2D・HPCSに給電する。

i) 手順着手の判断基準

外部電源が喪失した場合又はM/C 2C・2D・HPCSの母線電圧がないことを確認した場合

[1.14.2.7(1)]

ii) 操作手順

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保手順については、「1.14.2.7(1)非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。

iii) 操作の成立性

【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動】

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される(M/C 2C・2D・HPCSが給電する)ことの確認完了まで1分以内で可能である。

【2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動 起動】

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入(M/C 2C・2D・HPCSが給電する)完了まで2分以内で可能である。

中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため,

速やかに対応できる。

なお、2 C D/G又は2 D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱を行うために、非常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。

(b) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保 外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電 気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、 HPCS D/GからM/C HPCS及びM/C 2Eを経由して非 常用所内電気設備であるM/C 2C(又は2D)へ給電する。

i) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び $2C \cdot 2D$ D/Gの故障により、M/C 2 C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C(又は2D)の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合

[1. 14. 2. 4(1) b.]

ii) 操作手順

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保 手順については、「1.14.2.4(1) b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼ ル発電機による非常用高圧母線への給電」にて整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場

合,作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

- 1. 海を水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水
- (a) 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ 系ディーゼル発電機海水系への代替送水

外部電源喪失時に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる給電ができない場合に、可搬型代替注水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する。

i) 手順着手の判断基準

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gによる給電ができない状態で, 2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gの使用が可能な場合

[1. 14. 2. 5(1)]

ii) 操作手順

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水手順については、

「1.14.2.5(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧」にて整備

する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧まで300分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

- m. 海を水源とした代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 海を水源とした使用済燃料プールの除熱手段としては、代替燃料プー ル冷却系がある。
 - (a) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 設計基準対象施設である燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系 (使用済燃料プール水の冷却及び補給)による使用済燃料プールの除 熱ができず,使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処 設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は,常設代替交流電源設備と して使用する常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備とし て使用する可搬型代替低圧電源車により代替燃料プール冷却系の電源 を確保し,緊急用海水系又は代替燃料プール冷却系として使用する可 搬型代替注水大型ポンプにより冷却水を確保することで,代替燃料プ
 - i) 手順着手の判断基準
 - (i) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 使用済燃料プールの冷却機能が喪失し、代替燃料プール冷却

ール冷却系による使用済燃料プールの除熱を実施する。

系が使用可能な場合*1

※1:設備に異常がなく、電源、水源(スキマサージタン ク)及び緊急用海水系又は可搬型代替注水大型ポンプ による冷却水が確保されている状態

[1.11.2.4(1) a. (a)]

(ii) 緊急用海水系による冷却水 (海水) の確保 使用済燃料プールの冷却機能が喪失し,使用済燃料プールの 温度が上昇していることを確認した場合

[1.11.2.4(1) a. (b)]

(iii) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保

使用済燃料プールの冷却機能が喪失し、使用済燃料プールの 温度が上昇していることを確認した場合で、緊急用海水系が使 用できない場合

[1.11.2.4(1) a. (c)]

ii) 操作手順

代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱手順については,「1.11.2.4(1) a. (a) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱」,緊急用海水系による冷却水(海水)の確保手順については,「1.11.2.4(1) a. (b) 緊急用海水系による冷却水(海水)の確保」,代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保手順については,「1.11.2.4(1) a. (c) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保手順については,「1.11.2.4(1) a. (c) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保」にて整備する。

iii) 操作の成立性

- (i) 代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱 上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから代替燃料プール冷却系によ る使用済燃料プールの除熱開始まで15分以内で可能である。
- (ii) 緊急用海水系による冷却水(海水)の確保 上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから緊急用海水系による冷却水 の供給開始まで20分以内で可能である。
- (iii) 代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水(海水)の確保

上記の操作は,作業開始を判断してから代替燃料プール冷却 系として使用する可搬型代替注水大型ポンプによる冷却水の供 給開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

【代替燃料プール冷却系東側接続口を使用した冷却水 (海水) 確保の場合】

・上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故 等対応要員8名にて作業を実施した場合,370分以内で可 能である。

【代替燃料プール冷却系西側接続口を使用した冷却水 (海水) 確保の場合】

・上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名及び重大事故 等対応要員8名にて作業を実施した場合,310分以内で可 能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護

具, 照明及び通信連絡設備を整備する。代替燃料プール冷却系 として使用する可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続 は, 汎用の結合金具であり, 十分な作業スペースを確保してい ることから, 容易に実施可能である。

また,車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトを 用いることで,暗闇における作業性についても確保している。

(9) ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応手順

重大事故等時,ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入手順を整備する。

- a. ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入 ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入手 段としては、ほう酸水注入系がある。
 - (a) 非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 原子炉制御「反応度制御」 ATWS発生時に、発電用原子炉を安全に停止させる。
 - i) 手順着手の判断基準

非常時運転手順書 II (徴候ベース) 原子炉制御「スクラム」(原子炉出力)の操作を実施しても、制御棒1本よりも多くの制御棒が未挿入の場合

なお、制御棒操作監視系の故障により、制御棒の位置が確認できない場合もATWSと判断する。

[1. 1. 2. 1(2)]

ii) 操作手順

ほう酸水注入系によるほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧 力容器へのほう酸水注入手順については,「1.1.2.1(2)非常時運 転手順書Ⅱ(徴候ベース)原子炉制御「反応度制御」」にて整備す る。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの各操作の所要時間は以下のとおり。

- ・ほう酸水注入系の起動操作完了:4分以内
- (b) ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水

高圧炉心スプレイ系の機能喪失時又は全交流動力電源喪失時において,高圧代替注水系及び原子炉隔離時冷却系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合は,ほう酸水貯蔵タンクを水源としたほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入を実施する。

さらに、純水系を水源としてほう酸水貯蔵タンクに補給すること で、ほう酸水貯蔵タンクを使用したほう酸水注入系による原子炉圧力 容器への注水を継続する。

i) 手順着手の判断基準

原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であり、高圧炉心スプレイ系、原子炉隔離時冷却系及び高圧代替注水系により原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低(レベル3)以上に維持できない場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合

[1. 2. 2. 3(1) a .]

ii) 操作手順

ほう酸水注入系によるほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧 力容器へのほう酸水注水手順については,「1.2.2.3(1) a. ほう 酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入及び注水」にて 整備する。

iii) 操作の成立性

上記の操作のうち、ほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉圧力容器へのほう酸水注入開始まで2分以内で可能である。

さらに、純水系を水源としてほう酸水貯蔵タンクに補給し、原子 炉圧力容器へ継続注水する場合は、現場対応を運転員等(当直運転 員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原子炉 圧力容器への継続注水準備完了まで60分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。

- (c) ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入 損傷炉心へ注水する場合,ほう酸水注入系によるほう酸水の注入を 並行して実施する。
 - i) 手順着手の判断基準

炉心損傷を判断した場合*1において、損傷炉心へ注水する場合で、ほう酸水注入系が使用可能な場合*2

※1:格納容器雰囲気放射線モニタでドライウェル又はサプレッション・チェンバ内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍以上となった場合、又は格納容器雰囲気放射線モニタが使用できない場合に原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合

※2:設備に異常がなく、電源及び水源(ほう酸水貯蔵タンク)

ii) 操作手順

ほう酸水注入系によるほう酸水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧 力容器へのほう酸水注入手順については、「1.8.2.2(1)g. ほう 酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入」にて整備す る。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入開始まで2分以内で可能である。

1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順

- (1) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手順
 - a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 淡水貯槽への補給(淡水/海水)

代替淡水貯槽を水源とした常設低圧代替注水系ポンプ又は可搬型代替 注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している 場合に、代替淡水貯槽への補給手段がないと代替淡水貯槽水位は低下 し、水源が枯渇するため、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注 水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給を実施する。

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプの水源は、 西側淡水貯水設備を優先して使用する。淡水による代替淡水貯槽への補 給が枯渇等により継続できない場合は、海水による代替淡水貯槽への補 給に切り替えるが、海水を直接代替淡水貯槽へ補給することにより、代 替淡水貯槽への補給を継続しながら淡水から海水への切替えが可能であ る。

- (a) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 代替淡水貯槽への補給
 - i) 手順着手の判断基準

代替淡水貯槽を水源とした常設低圧代替注水系ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水等の各種注水が 開始された場合

ii) 操作手順

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 代替淡水貯槽への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-8 図に、タイムチャートを第1.13-9 図に、ホース敷設図を 第1.13-23 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準備開始を指示する。
- ②発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準備のため,可搬型代替注水中型ポンプの配置及びホース接続を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は、プラントの被災状況の結果から水源を 西側淡水貯水設備に決定し、重大事故等対応要員に可搬型代替 注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準備を指示す る。
- ④重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプを西側淡水 貯水設備に配置し,西側淡水貯水設備の蓋を開放後,可搬型代 替注水中型ポンプ付属の水中ポンプユニットを西側淡水貯水設

備へ設置する。

- ⑤重大事故等対応要員は,西側淡水貯水設備から代替淡水貯槽までのホース敷設を行う。
- ⑥運転員等は、可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑦重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプの配置,代替淡水貯槽の蓋開放及びホースの挿入を行い,可搬型代替注水中型ポンプによる送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。また,災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給開始を依頼する。
- ⑨発電長は、運転員等に代替淡水貯槽水位の監視を指示する。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水 中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプ起動後,補 給開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また,災害 対策本部長代理は発電長に報告する。
- ②運転員等は、代替淡水貯槽への補給が開始されたことを代替淡水貯槽水位指示上昇により確認し、発電長に報告する。
- ③発電長は、可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への 補給が開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。
- ④運転員等は、代替淡水貯槽の水位が規定水位に到達したことを 発電長に報告する。
- ⑤発電長は、代替淡水貯槽への補給停止を災害対策本部長代理に

依頼する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型 代替注水中型ポンプによる西側淡水貯水設備から代替淡水貯槽への 補給開始まで160分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常運転時と同 程度である。

可搬型代替注水中型ポンプからのホースの接続は,汎用の結合金 具であり、十分な作業スペースを確保していることから,容易に操 作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して西側淡水貯水設備から代替淡水貯槽へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお、炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し、 モニタ指示を確認しながら作業を実施する。また、有効性評価において想定する事故シーケンスグループ等である格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」 発生時は、炉心損傷が早く、被ばく線量の観点で最も厳しくなるが、代替淡水貯槽への補給作業が問題なくできることを確認している。

(添付資料 1.13.4)

(b) 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代

替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給

i) 手順着手の判断基準

代替淡水貯槽を水源とした常設低圧代替注水系ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水等の各種注水が 開始された場合

ii) 操作手順

淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-8図に、タイムチャートを第1.13-9図に、ホース敷設図を第1.13-24図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準備開始を指示する。
- ②発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又 は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準 備のため,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型 ポンプの配置及びホース接続を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は、プラントの被災状況の結果から水源を 淡水タンクに決定し、重大事故等対応要員に可搬型代替注水中 型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽へ の補給の準備を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプを淡水タンクに配置し、多目的タンク配 管・弁の予備ノズルと可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代 替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット吸込口をホースで

接続する。

- ⑤重大事故等対応要員は,淡水タンクから代替淡水貯槽までのホース敷設を行う。
- ⑥運転員等は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ②重大事故等対応要員は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプの配置、代替淡水貯槽の蓋開放及びホース の挿入を行い、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水 大型ポンプによる送水準備完了を災害対策本部長代理へ報告す る。また、災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給開始を依頼する。
- ⑨発電長は、運転員等に代替淡水貯槽水位の監視を指示する。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は、多目的タンク配管・弁の予備ノズル弁 を全開後、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型 ポンプ起動後、補給開始したことを災害対策本部長代理に報告 する。また、災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ②運転員等は、代替淡水貯槽への補給が開始されたことを代替淡水貯槽水位指示上昇により確認し、発電長に報告する。
- ⑬発電長は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型

ポンプによる代替淡水貯槽への補給が開始されたことを災害対 策本部長代理に報告する。

- ④運転員等は、代替淡水貯槽の水位が規定水位に到達したことを 発電長に報告する。
- ⑤発電長は、代替淡水貯槽への補給停止を災害対策本部長代理に 依頼する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型 代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる淡水タン クから代替淡水貯槽への補給開始まで165分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に操作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから代替淡水 貯槽へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また,車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトを用いることで,暗闇における作業性についても確保している。

なお, 炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し, モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

(c) 海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大

型ポンプによる代替淡水貯槽への補給

i) 手順着手の判断基準

代替淡水貯槽を水源とした常設低圧代替注水系ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水等の各種注水が 開始され、淡水を水源とした補給ができない場合

ii) 操作手順

海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給手順の概要は以下のとおり。 概要図を第 1.13-8 図に、タイムチャートを第 1.13-9 図に、ホース敷設図を第 1.13-25 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準備開始を指示する。
- ②発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又 は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の準 備のため,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型 ポンプの配置及びホース接続を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は、プラントの被災状況の結果から水源を 海に決定し、重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプ 又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給の 準備を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプを海水取水箇所(SA用海水ピット)に配 置し、SA用海水ピットの蓋を開放後、可搬型代替注水中型ポ ンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット

- ※1を海水取水箇所(SA用海水ピット)へ設置する。
- ⑤重大事故等対応要員は、海水取水箇所(SA用海水ピット)か ら代替淡水貯槽までのホース敷設を行う。
- ⑥運転員等は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ②重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプの配置,代替淡水貯槽の蓋開放及びホース の挿入を行い,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水 大型ポンプによる送水準備完了を災害対策本部長代理に報告す る。また,災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑧発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水中型ポンプ又 は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給開始 を依頼する。
- ⑨発電長は、運転員等に代替淡水貯槽水位の監視を指示する。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプ起動後,補給開始したことを災害対策本部 長代理に報告する。また,災害対策本部長代理は発電長に報告 する。
- ②運転員等は、代替淡水貯槽への補給が開始されたことを代替淡水貯槽水位指示上昇により確認し、発電長に報告する。
- ⑬発電長は,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型

ポンプによる代替淡水貯槽への補給が開始されたことを災害対 策本部長代理に報告する。

- ⑭運転員等は、代替淡水貯槽の水位が規定水位に到達したことを 発電長に報告する。
- ⑩発電長は,代替淡水貯槽への補給停止を災害対策本部長代理に 依頼する。
- ※1:可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ 付属の水中ポンプユニット吸込み部には、ストレーナを設 置しており、海面より低く着底しない位置に取水部分を固 定することにより、異物の混入を防止する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型 代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる海水取水 箇所(SA用海水ピット)から代替淡水貯槽への補給開始まで160 分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に操作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して海水取水箇所(SA用海水ピット)から代替淡水貯槽へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお, 炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し, モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

- (2) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手順
 - a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/ 海水)

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる原子 炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に,西側淡水貯水設備 への補給手段がないと西側淡水貯水設備の水位は低下し,水源が枯渇す るため,可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給を 実施する。

可搬型代替注水大型ポンプの水源は、代替淡水貯槽を優先して使用する。淡水による西側淡水貯水設備への補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による西側淡水貯水設備への補給に切り替えるが、海水を直接西側淡水貯水設備へ補給することにより、西側淡水貯水設備への補給を継続しながら淡水から海水への水源の切替えが可能である。

- (a) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側 淡水貯水設備への補給
 - i) 手順着手の判断基準

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始された場合

ii) 操作手順

代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側

淡水貯水設備への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-10 図に、タイムチャートを第 1.13-11 図に、ホース敷設図 を第 1.13-26 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備開始を指示する。
- ②発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備のため,可搬型代替注水大型ポンプの配置及びホース接続を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は、プラントの被災状況の結果から水源を 代替淡水貯槽に決定し、重大事故等対応要員に可搬型代替注水 大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備を指示す る。
- ④重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを代替淡水 貯槽に配置し、代替淡水貯槽の蓋を開放後、可搬型代替注水大 型ポンプ付属の水中ポンプユニットを代替淡水貯槽へ設置す る。
- ⑤重大事故等対応要員は、代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備までのホース敷設を行う。
- ⑥運転員等は,可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑦重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプの配置,西 側淡水貯水設備の蓋開放及びホースの挿入を行い,可搬型代替 注水大型ポンプによる送水準備完了を災害対策本部長代理へ報

告する。また、災害対策本部長代理は発電長に報告する。

- ⑧発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプに よる西側淡水貯水設備への補給開始を依頼する。
- ⑨発電長は,運転員等に西側淡水貯水設備水位の監視を指示す る。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水 大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ起動後,補 給開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また,災害 対策本部長代理は発電長に報告する。
- ②運転員等は,西側淡水貯水設備への補給が開始されたことを西 側淡水貯水設備水位指示上昇により確認し,発電長に報告す る。
- ③発電長は、可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備 への補給が開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。
- ④運転員等は,西側淡水貯水設備の水位が規定水位に到達したことを発電長に報告する。
- ⑤発電長は、西側淡水貯水設備への補給停止を災害対策本部長代理に依頼する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型 代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備への 補給開始まで165分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照

明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は,汎用の結合金 具であり、十分な作業スペースを確保していることから,容易に操 作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお, 炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し, モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

- (b) 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給
 - i) 手順着手の判断基準

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始された場合

ii) 操作手順

淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13 - 10 図に,タイムチャートを第 1.13 - 11 図に,ホース敷設図を第 1.13 - 27 図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備開始を指示する。

- ②発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備のため,可搬型代替注水大型ポンプの配置及びホース接続を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は、プラントの被災状況の結果から水源を 淡水タンクに決定し、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大 型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを淡水タン クに配置し、多目的タンク配管・弁の予備ノズルと可搬型代替 注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット吸込口をホースで接 続する。
- ⑤重大事故等対応要員は,淡水タンクから西側淡水貯水設備まで のホース敷設を行う。
- ⑥運転員等は、可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ①重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプの配置、西 側淡水貯水設備の蓋開放及びホースの挿入を行い、可搬型代替 注水大型ポンプによる送水準備完了を災害対策本部長代理へ報 告する。また、災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑧発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプに よる西側淡水貯水設備への補給開始を依頼する。
- ⑨発電長は,運転員等に西側淡水貯水設備水位の監視を指示す る。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水 大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給開始を指示する。

- ①重大事故等対応要員は、多目的タンク配管・弁の予備ノズル弁 を全開後、可搬型代替注水大型ポンプ起動後、補給開始したこ とを災害対策本部長代理に報告する。また、災害対策本部長代 理は発電長に報告する。
- ②運転員等は,西側淡水貯水設備への補給が開始されたことを西側淡水貯水設備水位指示上昇により確認し,発電長に報告する。
- ③発電長は、可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備 への補給が開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。
- ④運転員等は,西側淡水貯水設備の水位が規定水位に到達したことを発電長に報告する。
- ⑤発電長は,西側淡水貯水設備への補給停止を災害対策本部長代 理に依頼する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型 代替注水大型ポンプによる淡水タンクから西側淡水貯水設備への補 給開始まで150分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は,汎用の結合金 具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に操 作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから西側淡水

貯水設備へホースを敷設し,送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお, 炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し, モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

- (c) 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給
 - i) 手順着手の判断基準

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 原子炉圧力容器への注水等の各種注水が開始され,淡水を水源とし た補給ができない場合

ii) 操作手順

海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.13-10 図に、タイムチャートを第 1.13-11 図に、ホース敷設図を第 1.13-28 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給の準備開始を指示する。
- ②発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプに よる西側淡水貯水設備への補給の準備のため、可搬型代替注水 大型ポンプの配置及びホース接続を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は、プラントの被災状況の結果から水源を 海に決定し、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプ

による西側淡水貯水設備への補給の準備を指示する。

- ④重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを海水取水 箇所(SA用海水ピット)に配置し、SA用海水ピットの蓋を 開放後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット *1を海水取水箇所(SA用海水ピット)に設置する。
- ⑤重大事故等対応要員は、海水取水箇所(SA用海水ピット)か ら西側淡水貯水設備までのホース敷設を行う。
- ⑥運転員等は,可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示等にて確認する。
- ⑦重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプの配置,西 側淡水貯水設備の蓋開放及びホースの挿入を行い,可搬型代替 注水大型ポンプによる送水準備完了を災害対策本部長代理へ報 告する。また,災害対策本部長代理は発電長に報告する。
- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給開始を依頼する。
- ⑨発電長は,運転員等に西側淡水貯水設備水位の監視を指示す る。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替注水 大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は,可搬型代替注水大型ポンプ起動後,補 給開始したことを災害対策本部長代理に報告する。また,災害 対策本部長代理は発電長に報告する。
- ②運転員等は、西側淡水貯水設備への補給が開始されたことを西 側淡水貯水設備水位指示上昇により確認し、発電長に報告す

る。

- ③発電長は、可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備 への補給が開始されたことを災害対策本部長代理に報告する。
- ④運転員等は,西側淡水貯水設備の水位が規定水位に到達したことを発電長に報告する。
- ⑤発電長は,西側淡水貯水設備への補給停止を災害対策本部長代 理に依頼する。
- ※1:可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニット吸込み部には、ストレーナを設置しており、海面より低く着底しない位置に取水部分を固定することにより、異物の混入を防止する。

iii) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応 要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型 代替注水大型ポンプによる海水取水箇所(SA用海水ピット)から 西側淡水貯水設備への補給開始まで220分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

可搬型代替注水大型ポンプからのホースの接続は,汎用の結合金 具であり、十分な作業スペースを確保していることから,容易に操 作可能である。

構内のアクセスルートの状況を考慮して海水取水箇所(SA用海水ピット)から西側淡水貯水設備へホースを敷設し、送水ルートを確保する。

また、車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトを用いることで、暗闇における作業性についても確保している。

なお, 炉心損傷により屋外放射線量が高い場合は屋内に待機し, モニタ指示を確認しながら作業を実施する。

(添付資料 1.13.4)

1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順

(1) 原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替え

サプレッション・プール水枯渇,サプレッション・チェンバ破損又はサプレッション・プール水温上昇等により使用できない場合において,復水 貯蔵タンクの水位計が健全であり,水位が確保されている場合は,重大事 故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう,原子炉隔離時冷 却系及び高圧炉心スプレイ系の水源を切り替える。

なお、水源の切替えにおいては、運転中の原子炉隔離時冷却系ポンプ及 び高圧炉心スプレイ系ポンプを停止することなく水源を切り替えることが 可能である。

- a. 原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え 原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時において、復水 貯蔵タンクが使用可能な場合は、サプレッション・チェンバから復水貯 蔵タンクへ水源を切り替える。
- (a) 手順着手の判断基準

サプレッション・チェンバが以下のいずれかの状態となり,復水貯蔵タンクの水位が確保されている場合

- ・サプレッション・プール水位が、-50cm以下となった場合
- ・サプレッション・プール水温度が,原子炉隔離時冷却系の設計温度を超えるおそれがある場合

(b) 操作手順

原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替 え手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-12 図に、タイムチャートを第1.13-13 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にサプレッション・チェンバから復水貯蔵タンクへの水源の切替えを指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて、原子炉隔離時冷却系復水貯蔵タンク水供給弁を開とする。
- ③運転員等は、中央制御室にて、原子炉隔離時冷却系復水貯蔵タン ク水供給弁が開となったことを確認後、原子炉隔離時冷却系サプ レッション・プール水供給弁を閉とする。
- ④運転員等は、中央制御室にて、水源の切替え後、原子炉隔離時冷却系の運転状態に異常がないことを確認し、発電長に水源の切替えが完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は,運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから水源をサプレッション・チェンバから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで3分以内で可能である。中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため,速やかに対応できる。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

b. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時において、復水 貯蔵タンクが使用可能な場合は、サプレッション・チェンバから復水貯 蔵タンクへ水源を切り替える。

(a) 手順着手の判断基準

サプレッション・チェンバが以下のいずれかの状態となり,復水貯蔵タンクの水位が確保されている場合

- ・サプレッション・プール水位が, -50cm 以下となった場合
- ・サプレッション・プール水温度が, 高圧炉心スプレイ系の設計温 度を超えるおそれがある場合

(b) 操作手順

高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替 え手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-14 図に、タイムチ ャートを第1.13-15 図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にサプレッション・チェンバから復水貯蔵タンクへの水源の切替えを指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて、高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁 (復水貯蔵タンク)を開とする。
- ③運転員等は、中央制御室にて、高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁 (復水貯蔵タンク)が開となったことを確認後、高圧炉心スプレ イ系ポンプ入口弁(サプレッション・プール)を閉とする。
- ④運転員等は、中央制御室にて、水源の切替え後、高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認し、発電長に水源の切替えが完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源をサプレッション・チェンバから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで4分以内で可能である。中央制御室に

設置されている操作盤からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。屋内作業の室温は通常運転時と同程度である。

(2) 淡水から海水への切替え

a. 代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え

重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、代替 淡水貯槽への淡水の供給が継続できない場合は淡水補給から海水補給へ 切り替える。

代替淡水貯槽への可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型 ポンプによる淡水補給から海水補給への水源の切替えは,

「1.13.2.2(1) a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水/海水)」の手順にて整備する。

b. 西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替え

重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう, 西側 淡水貯水設備への淡水の供給が継続できない場合は淡水補給から海水補 給へ切り替える。

西側淡水貯水設備への可搬型代替注水大型ポンプによる淡水補給から海水補給への水源の切替えは、「1.13.2.2(2) a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/海水)」の手順にて整備する。

(3) 外部水源から内部水源への切替え

原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に内部水源(サプレッション・チェンバ)を水源とした高圧注水系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、外部水源(代替淡水貯槽)を水源とした低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器

への各種注水を行うが、その後、事故収束に必要な対応として、外部水源 (代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への切替え を行う。

a. 外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェン バ)への切替え

有効性評価において想定する事故シーケンスグループ等である格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」発生時の事故の収束に必要な対応として、外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)へ水源を切り替える。

(a) 手順着手の判断基準

炉心損傷時,外部水源(代替淡水貯槽)を使用した低圧代替注水系(常設)及び代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の冷却を実施している状態にて,原子炉水位がL0以上と判断され,かつ,代替循環冷却系が使用可能な場合*1

※1:設備に異常がなく、電源、冷却水及び水源(サプレッション・チェンバ)が確保されている場合

(b) 操作手順

外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への切替え手順の概要は以下のとおり。

なお、内部水源(サプレッション・チェンバ)を使用した代替循環 冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手 順については、「1.4.2.1(3) a. (b) 代替循環冷却系による残存溶融 炉心の冷却」、「1.7.2.1(1) a. 代替循環冷却系による原子炉格納 容器内の減圧及び除熱」及び「1.8.2.2(1) c. 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。また,外部水源(代替淡水貯槽)を使用した代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却手順については,「1.6.2.2(1) a. (a) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に外部水源 (代替淡水貯槽)を使用した低圧代替注水系(常設)及び代替格 納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉圧力容器への注水及 び原子炉格納容器内の冷却手段から、内部水源(サプレッショ ン・チェンバ)を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器 への注水及び原子炉格納容器内の除熱手段へ切り替えるため、代 替循環冷却系ポンプの起動を指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて、内部水源(サプレッション・チェンバ)を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱が開始されたことを確認し、発電長に報告する。
- ③発電長は、内部水源(サプレッション・チェンバ)を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱開始を確認後、運転員等に外部水源(代替淡水貯槽)を使用した低圧代替注水系(常設)及び代替格納容器スプレイ冷却系(常設)の停止操作を行うため、常設低圧代替注水系ポンプ停止を指示する。
- ④運転員等は、中央制御室にて、常設低圧代替注水系ポンプを停止 する。

- ⑤運転員等は、発電長に常設低圧代替注水系ポンプが停止したこと を報告する。
- ⑥発電長は、内部水源(サプレッション・チェンバ)を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱を開始後、原子炉格納容器内の圧力及び温度が上昇することを確認した場合は、外部水源(代替淡水貯槽)を使用した代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却を行うため、運転員等に常設低圧代替注水系ポンプの起動を指示する。

(c) 操作の成立性

内部水源(サプレッション・チェンバ)を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱操作の成立性については、「1.13.2.1(2) d. (b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」、「1.13.2.1(2) d. (c) 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」及び「1.13.2.1(2) d. (d) 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水(溶融炉心のペデスタル(ドライウェル部)の床面への落下遅延・防止)」にて整理する。

外部水源(代替淡水貯槽)を使用した代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容器内の冷却操作の成立性については,

「1.13.2.1(1) b. (a) 代替格納容器スプレイ冷却系(常設) による 代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却」にて整理する。

1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる各接続口から注水等が必要な箇所までの送水手順については,「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」,「1.5 最終

ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」,「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」,「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」,「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」,「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて,それぞれ整備する。

海を水源とした設備への送水手順については、「1.5 最終ヒートシンクへ 熱を輸送するための手順等」、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑 制するための手順等」及び「1.14 電源の確保に関する手順等」にて、それ ぞれ整備する。

中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに常設代替交流電源設備,可 搬型代替交流電源設備,可搬型代替直流電源設備,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプへの燃料給油手順については,「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に 関する手順等」にて整備する。

なお、可搬型代替注水中型ポンプによる送水に使用するホース結合金具付きの可搬型圧力計及び可搬型代替注水大型ポンプによる送水に使用する可搬型代替注水大型ポンプ付き圧力計で圧力を確認しながら可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプの回転数を操作し、送水圧力の調整を実施するため、使用する圧力計は健全性が確認されたものを使用する。

1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第1.13-16 図に示す。

(1) 水源を利用した対応手段

【原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の場合】

重大事故等時には、サプレッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水をするため、必要となる十分な量の水をサプレッション・チェンバに確保する。

【原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の場合】

重大事故等時には、原子炉圧力容器への注水、格納容器スプレイ、燃料 プールへの注水等の代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する 場合)を水源とした注水をするため、必要となる十分な量の水を代替淡水 貯槽に確保する。

代替淡水貯槽(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合)を水源とした注水ができない場合は、サプレッション・チェンバを水源として代替循環冷却系による原子炉圧力容器等への注水をするため、必要となる十分な量の水をサプレッション・チェンバに確保する。

サプレッション・チェンバを水源とした注水が実施できず, さらに重大 事故等へ対処するために消火系による消火が必要な火災が発生していない 場合は, ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源として消火系による原 子炉圧力容器等への注水を実施する。

る過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源として利用できない場合は、 復水貯蔵タンクを水源として補給水系による原子炉圧力容器等への注水を 実施する。

復水貯蔵タンクを水源として利用できない場合は、西側淡水貯水設備を 水源として可搬型代替注水中型ポンプにより原子炉圧力容器等へ注水する ため、必要となる十分な量の水を西側淡水貯水設備に確保する。

西側淡水貯水設備を水源として利用できない場合は,代替淡水貯槽を水源として可搬型代替注水大型ポンプにより原子炉圧力容器等へ注水する。

代替淡水貯槽を水源として利用できない場合は,海を利用して可搬型代替注水大型ポンプにより原子炉圧力容器等へ注水することとなる。

また、西側淡水貯水設備、代替淡水貯槽又は海を水源とした可搬型代替 注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる注水等の手段は、代 替淡水貯槽を水源とした常設低圧代替注水系ポンプによる注水等の手段と 同時並行で準備を開始する。なお、注水等の手段における水源と可搬型ポ ンプの組み合わせは、以下のようにする。

- ・西側淡水貯水設備を水源とする場合は,可搬型代替注水中型ポンプを 使用する。
- ・代替淡水貯槽を水源とする場合は,可搬型代替注水大型ポンプを使用 する。
- 海を水源とする場合は、可搬型代替注水大型ポンプを使用する。

そのほかに、重大事故等時には、格納容器圧力逃がし装置を使用した格納容器ベントにてスクラビング水が低下した場合に、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより、フィルタ装置へスクラビング水の補給を実施する。なお、補給手段における水源と可搬型ポンプの組み合わせは、以下のようにする。

- ・西側淡水貯水設備を水源とする場合は、可搬型代替注水中型ポンプを 使用する。
- ・代替淡水貯槽を水源とする場合は、可搬型代替注水大型ポンプを使用 する。
- ・淡水タンクを水源とする場合は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用する。
- a. 送水に利用する水源の優先順位
- (a) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる

送水(注水等)に利用する水源の優先順位

重大事故等時、常設設備による注水等ができない場合は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる注水等を実施する。

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水には、複数の水源から選択する必要があることから、送水に利用する水源の優先順位の考え方を以下に示す。

水源の優先順位を決定するに当たっては、注水継続性(可搬設備による送水時の有効水源容量)及び水質による機器への影響(淡水/海水)を考慮する。なお、淡水タンクは給水処理設備からの補給以外に現実的な水源補給の手段がなく、継続的な注水確保の観点からは有効な注水源でないことから、補給用水源と位置付ける。

可搬設備による送水(注水等)に利用する水源は、代替淡水貯槽よりも注水継続性がある西側淡水貯水設備を優先することから、西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施するため、必要となる十分な量の水を西側淡水貯水設備に確保する。

西側淡水貯水設備を水源として利用できない場合は、淡水 (代替淡水貯槽) 又は海水の選択となることから、水質による機器への影響を考慮し、代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施するため、必要となる十分な量の水を代替淡水貯槽に確保する。

代替淡水貯槽を水源として利用できない場合は、最終的な水源であ

る海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器へ の注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水及び 使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施する。

(b) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水 (フィルタ装置スクラビング水補給) に利用する水源の優先 順位

重大事故等時、格納容器圧力逃がし装置を使用した格納容器ベントにてスクラビング水が低下した場合は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置へのスクラビング水の補給を実施する。

可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水には、複数の水源から選択する必要があることから、送水に利用する水源の優先順位の考え方を以下に示す。

水源の優先順位を決定するに当たっては、注水等に使用する水源の優先度及び水質による機器への影響(淡水/海水)を考慮する。また、淡水タンクは消火系の水源であることを考慮する。なお、スクラビング水は上下限水位差で 45m³未満であること、スクラビング水は実質7日間以上補給不要であることから、補給継続性(水源容量)及びホース敷設距離(準備作業時間、漏えいリスク、アクセス性阻害)については、優先的に考慮すべき事項とはしない。また、フィルタ装置スクラビング水補給は、原則淡水のみを利用する。

フィルタ装置スクラビング水補給において,代替淡水貯槽は注水等 に使用する常設の低圧代替注水系の第一水源であるため,西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水を実施する。 西側淡水貯水設備から送水ができない場合は、淡水タンクは消火系 の水源として確保する必要があることから、代替淡水貯槽を水源とし た可搬型代替注水大型ポンプによる送水を実施する。

代替淡水貯槽から送水ができない場合は、淡水(淡水タンク)又は海水の選択となるが、水質による機器への影響を考慮し、原則淡水のみを利用することから、淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水を実施する。

(2) 水源へ水を補給するための対応手段

重大事故等時には、注水等に使用している水源が枯渇しないように、可 搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより、注水等に 使用している水源への補給を実施する。なお、補給手段における水源と可 搬型ポンプの組み合わせは、以下のようにする。

- ・西側淡水貯水設備を水源とする場合は、可搬型代替注水中型ポンプを 使用する。
- ・代替淡水貯槽を水源とする場合は,可搬型代替注水大型ポンプを使用 する。
- ・淡水タンクを水源とする場合は,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用する。
- ・海を水源とする場合は、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注 水大型ポンプを使用する。

a. 補給に利用する水源の優先順位

重大事故等時,注水等に使用している水源への補給には,複数の水源から選択する必要があることから,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる補給に利用する水源の優先順位の考え方を以下に示す。

水源の優先順位を決定するに当たっては、信頼性(耐震性)及び水質による機器への影響(淡水/海水)を考慮する。また、淡水タンクにおいては、消火系の水源であることを考慮する。

(a) 代替淡水貯槽への補給に利用する水源の優先順位

代替淡水貯槽を水源とした常設低圧代替注水系ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイにおいて,代替淡水貯槽が枯渇しないように,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより,各水源からの補給を実施する。

代替淡水貯槽を水源として、常設低圧代替注水系ポンプによる原子 炉圧力容器への注水等の各種注水時又は可搬型代替注水大型ポンプに よる送水時において、淡水タンクは消火系の水源として確保する必要 があり、西側淡水貯水設備は淡水タンクより信頼性が高いことから、 可搬型代替注水中型ポンプにより西側淡水貯水設備から代替淡水貯槽 へ補給する。

西側淡水貯水設備を水源として利用できない場合は、淡水 (淡水タンク) 又は海水の選択となることから、水質による機器への影響を考慮し、淡水タンクを水源として、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽へ補給する。

淡水タンクから代替淡水貯槽へ補給ができない場合は、海を利用して可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽へ補給する。

(b) 西側淡水貯水設備への補給に利用する水源の優先順位 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる原 子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイにおいて,西側淡水貯水設備が枯渇しないように,可搬型代替注水大型ポンプにより,各水源からの補給を実施する。

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水時において,淡水タンクは消火系の水源として確保する必要があり,代替淡水貯槽は淡水タンクより信頼性が高いことから,可搬型代替注水大型ポンプにより代替淡水貯槽から西側淡水貯水設備へ補給する。

代替淡水貯槽を水源として利用できない場合は、淡水(淡水タンク)又は海水の選択となることから、水質による機器への影響を考慮し、淡水タンクを水源として、可搬型代替注水大型ポンプにより西側淡水貯水設備へ補給する。

淡水タンクから西側淡水貯水設備へ補給ができない場合は、海を利用して可搬型代替注水大型ポンプにより西側淡水貯水設備へ補給する。

第1.13-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
	サプレッション・チェンバ	原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の	代替淡水貯槽 低圧代替注水系(常設)(常 設低圧代替注水系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉 を冷却するための手順 等」及び「1.8 原子 炉格納容器下部る 炉心心を 手順等」にて整備す る。
代替淡水貯槽を水源とした対応		内の冷却原子炉格納容器	代替淡水貯槽 代替格納容器スプレイ冷却系 (常設) (常設低圧代替注水 系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
水源とした対応(常設)		下部への注水原子炉格納容器	代替淡水貯槽 格納容器下部注水系(常設) (常設低圧代替注水系ポン プ)	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。
	_	原子炉ウェル	代替淡水貯槽 格納容器頂部注水系(常設) (常設低圧代替注水系ポン プ)	自主対策設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
		への注水/スプレイ 使用済燃料プール	代替淡水貯槽 代替燃料プール注水系(常設 低圧代替注水系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.11 使用済 燃料貯蔵槽の冷却等の ための手順等」にて整 備する。

%1: 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。 %2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※3:運転員による操作不要の設備である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の	サプレッション・チェンバ 高圧代替注水系(常設高圧代 替注水系ポンプ) 原子炉隔離時冷却系(原子炉 隔離時冷却系ポンプ) 高圧炉心スプレイ系(高圧炉 心スプレイ系ポンブ)	重大事故等対処設備	手順は「1.2 原子炉 冷却材圧力ベウンダリ 高圧力でウン原子炉 高圧時に発電用の手順 を治力び「1.8 原子 炉格納を器下部の溶解 炉心を治力するための 手順等」にて整備す る。
サプレッション・チェンバを水源・	_	原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の	サプレッション・チェンバ 残留熱除去系(残留熱除去系 ポンプ) 低圧炉心スプレイ系(低圧炉 心スプレイ系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉 を冷却するための手順 等」にて整備する。
を水源とした対応		内の除熱原子炉格納容器	サプレッション・チェンバ 残留熱除去系 (残留熱除去系 ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
		による原子炉圧力容器への注水)格納容器内の除熱(代替循環冷却系原子炉圧力容器への注水及び原子炉	サプレッション・チェンバ 代替循環冷却系(代替循環冷 却系ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉 を冷却するための手順 等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		による残存溶融炉心の冷却)格納容器内の除熱(代替循環冷却系原子炉圧力容器への注水及び原子炉	サプレッション・チェンバ 代替循環冷却系(代替循環冷 却系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発電用原子炉 を冷却するための手順 等」にて整備する。
サプレッション・チェンバを水箱	_	原子炉格納容器内の減圧及び除熱) 容器内の除熱(代替循環冷却系による 原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納	サプレッション・チェンバ 代替循環冷却系(代替循環冷 却系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.7 原子炉 格納容器の過圧破損を 防止するための手順 等」にて整備する。
を水源とした対応		ペデスタル(ドライウェル部)の床面への落下遅延・防止))(代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水(溶融炉心の原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱	サプレッション・チェンバ 代替循環冷却系(代替循環冷 却系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
ろ _冯	サプレッション・チェンバ	原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 消火系 (ディーゼル駆動消火 ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリリ 低圧時に発電用原子炉 を冷却するための手順 等」及容器下部の 炉格納を冷却する 手順等」にて整備す る。
ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応		内の冷却原子炉格納容器	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 消火系 (ディーゼル駆動消火 ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
水源とした対応		下部への注水原子炉格納容器	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 消火系 (ディーゼル駆動消火 ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。
		使用済燃料プール	ろ過水貯蔵タンク 多目的タンク 消火系 (ディーゼル駆動消火 ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.11 使用済 燃料貯蔵槽の冷却等の ための手順等」にて整 備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (5/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		を水源とした原子炉圧力容器への注水(原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵タンクへの注水(原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵タンク原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器	復水貯蔵タンク 原子炉隔離弁の 原子炉隔離弁の 原子炉原全弁機能) 原子炉原を全弁機能) 原子炉原を発 原子炉原構・ 原子炉配管・ 高系が 高系が 高系が 高系が 高系が 高系が で 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	自主対策設備	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「水位確保」等 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
復水貯蔵タンクを水源とした対応	サプレッション・チェンバ	を水源とした原子炉圧力容器への注水(高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンクの注水(高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンク原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器	復水貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系ポンプ 逃がし安全弁(安全弁機能) *3 原子炉圧力容器 高圧炉心スプレイ系配管・ 弁・ストレーナ・スパージャ 補底炉心ストを配でレイ系配が 高来配が上が、ディーゼ ル発電機用海水系 非常用交流電源設備*2 燃料給油設備*2	自主対策設備	非常時運転手順書II (徴候ベース) 「水位確保」等 非常時運転手順書II (停止時徴候ベース) 「停止時原子炉水位制 御」等 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領
		による原子炉圧力容器への注水)原子炉圧力容器への注水(制御棒駆動水圧系原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の	復水貯蔵タンク 制御棒駆動水圧系(制御棒駆 動水ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.2 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 高圧時に発電用原子炉 を冷却するための手順 等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (6/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
	サプレッション・チェンバ	の原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時	復水貯蔵タンク 補給水系 (復水移送ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発った を 等」及び「1.8 原子 炉格納容器する が が が が が が が が が が の に の の の の の の の の
復水貯蔵タンクを水源とした対応		内の冷却原子炉格納容器	復水貯蔵タンク 補給水系(復水移送ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
た対応	_	下部への注水原子炉格納容器	復水貯蔵タンク 補給水系 (復水移送ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (7/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
西側淡水貯水設備を水源とした対応	サプレッション・チェンバ	原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口への送水時)(可搬型代替注水中型ポンプによる高所東側接続口,高所西側接続口,西側淡水貯水設備を水源とした送水	西側淡水貯水設備 可搬型代替注水中型ポンプ ホース・接続口 低圧代替注水系配管・弁 燃料給油設備 ^{※2}	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
源とした対応	_	スクラビング水補給ライン接続口への送水時)(可搬型代替注水中型ポンプによるフィルタ装置西側淡水貯水設備を水源とした送水	西側淡水貯水設備 可搬型代替注水中型ポンプ ホース・接続口 格納容器圧力逃がし装置配管・弁 燃料給油設備※2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (8/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
	サプレッション・チェンバ	原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の	西側淡水貯水設備 低圧代替注水系(可搬型) (可搬型代替注水中型ポン プ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力バウンダリ 低圧時に発発用の原子順 等」及び「1.8 原子 炉格納容器下部の容融 炉心を冷却するための 手順等」にて整備す る。
西側		内の冷却原子炉格納容器	西側淡水貯水設備 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) (可搬型代替注水 中型ポンプ,ホース・接続口 等)	重大事故等対処設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
淡水貯水設備を水源とした対応		スクラビング水補給フィルタ装置	西側淡水貯水設備 可搬型代替注水中型ポンプ ホース・接続口	重大事故等対処設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。
た対応		下部への注水原子炉格納容器	西側淡水貯水設備 格納容器下部注水系(可搬型) (可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。
		原子炉ウェル	西側淡水貯水設備 格納容器頂部注水系(可搬型) (可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)	自主対策設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
		への注水/スプレイ 使用済燃料プール	西側淡水貯水設備 代替燃料プール注水系 (可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.11 使用済 燃料貯蔵槽の冷却等の ための手順等」にて整 備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (9/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
代替淡水貯槽を水源とした対応	サプレッション・チェンバ	原子炉建屋西側接続口,高所東側接続口又は高所西側接続口への送水時)(可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉建屋東側接続口,代替淡水貯槽を水源とした送水	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ ホース・接続口 低圧代替注水系配管・弁 燃料給油設備※2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
《可搬型》	_	スクラビング水補給ライン接続口への送水時)(可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置代替淡水貯槽を水源とした送水	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ ホース・接続口 格納容器圧力逃がし装置配 管・弁 燃料給油設備** ²	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (10/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
	サプレッション・チェンバ	原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の	代替淡水貯槽 低圧代替注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポン プ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧力がランダリリ 低圧力が電用原子炉 を冷却するための手順 等」及び「1.8 原子 炉格納で器下部の溶融 炉心を冷却するための 手順等」にて整備す る。
代替淡水		内の冷却原子炉格納容器	代替淡水貯槽 代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) (可搬型代替注水 大型ポンプ,ホース・接続口 等)	重大事故等対処設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
代替淡水貯槽を水源とした対応		スクラビング水補給フィルタ装置	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ ホース・接続口	重大事故等対処設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。
(可搬型)		下部への注水原子炉格納容器	代替淡水貯槽 格納容器下部注水系(可搬 型)(可搬型代替注水大型ポ ンプ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。
		原子炉ウェル	代替淡水貯槽 格納容器頂部注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)	自主対策設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
		使用済燃料プール	代替淡水貯槽 代替燃料プール注水系(可搬 型代替注水大型ポンプ,ホー ス・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.11 使用済 燃料貯蔵槽の冷却等の ための手順等」にて整 備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (11/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
淡水タンクを水源とした対応		型代替注水大型ポンプによる送水)(可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬淡水タンクを水源とした送水	多目的タンク の一点タンク の一点のでは、 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。 の一。	自主対策設備	重大事故等対策要領
こした対応		フィルタ装置スクラビング水補給	多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 原水タンク 原水貯蔵タンク ・ が開かる が開かる が開かる が開かる が関かる が関かる が関かる が関かる が関かる ができる がでする ができる ができる がでする がでする がでする がでする ができる がでする がでる がです がでする がでする がでする がでする がでする がでする がでする がでする がでする がでする	自主対策設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損等」にで整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (12/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		ポンプによる送水)(可搬型代替注水大型海を水源とした送水	可搬型代替注水大型ポンプ 非常用取水設備*1 ホース・接続口 低圧代替注水系配管・弁 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
	サプレッション・チェンバ	原子炉圧力容器への注水原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の	低圧代替注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポン プ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.4 原子炉 冷却材圧ハバウンダリ 低圧力を電用の原子順 を治却するための手順 等」及び「1.8 原子 炉格納容器するの 炉心を治するための 手順等」にて整備す る。
海を水源とした対応		内の冷却原子炉格納容器	代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) (可搬型代替注水 大型ポンプ, ホース・接続口 等)	重大事故等対処設備	手順は「1.6 原子炉 格納容器内の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
		下部への注水原子炉格納容器	格納容器下部注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.8 原子炉 格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための手 順等」にて整備する。
	_	原子炉ウェル	格納容器頂部注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)	自主対策設備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
		への注水/スプレイ 使用済燃料プール	代替燃料プール注水系(可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)	重大事故等対処設備	手順は「1.11 使用済 燃料貯蔵槽の冷却等の ための手順等」にて整 備する。

%1: 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。 %2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 %3: 運転員による操作不要の設備である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (13/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
海を水源とした対応		残留熱除去系海水系による	残留熱除去系海水系 (残留熱 除去系海水系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。
		最終ヒートシンク(海)	緊急用海水系 (緊急用海水ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。
			代替残留熱除去系海水系(可 搬型代替注水大型ポンプ,ホ ース・接続口等)	自主対策設備	
		大気への放射性物質	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 放水砲 ホース 燃料給油設備 ^{※2}	重大事故等対処設備	手順は「1.12 発電所 外への放射性物質の拡 散を抑制するための手 順等」にて整備する。
		航空機燃料火災	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 放水砲 ホース 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ 用) 泡混合器 燃料給油設備 ^{※2}	重大事故等対処設備	手順は「1.12 発電所 外への放射性物質の拡 散を抑制するための手 順等」にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (14/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
海を水源とした対応	設計基準事故対処設備	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系又は	2 C非常用ディーゼル発電機 海水系(2 C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ) 2 D非常用ディーゼル発電機 海水系(2 D非常用ディー 海水系(2 D非常用ディーゼル発電機 海水系(2 D非常用ンプィーゼル発電機用スプレイ系所に近心の発電機が表系(高圧炉心スプレイ系がより、 では、アンプールスプルイスのである。 では、アンプールを電機用 海水ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.14 電源の 確保に関する手順等」 にて整備する。
に対応		高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用 プレイ系ディーゼル発電機用 海水ポンプ)	自主対策設備	手順は「1.14 電源の 確保に関する手順等」 にて整備する。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (15/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
海を水源とした対応	_	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系又は2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は	代替2C非常用ディーゼル発電機海水系(可搬型、接続口等) 電機海水プ,ホース・接続口等) 代替2D非常用ディーゼル発水大型。 大型ポンプ,ホース・接続口等) 代機海水プ,ホースプレス・ 等) 代替高圧炉電機ポンプ ・ボーゼルス・ ・ボーゼルス・ ・ボーゼルス・ ・ボーゼルス・ ・ボーゼルス・ ・ボーゼルス・ ・ボーゼルス・ ・ボーズ・ ・ボーズ・ ・ボーズ・ ・ボース・ ・ボーズ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	自主対策設備	手順は「1.14 電源の 確保に関する手順等」 にて整備する。
		使用済燃料プールの除熱代替燃料プール冷却系による	代替燃料プール冷却系 (代替 燃料プール冷却系ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.11 使用済 燃料貯蔵槽の冷却等の ための手順等」にて整 備する。
ほう酸水貯蔵タンクを水源とした対応	_	原子炉圧力容器へのほう酸水注入	ほう酸水貯蔵タンク ほう酸水注入系(ほう酸水注 入ポンプ)	重大事故等対処設備	手順は「1.1 緊急停 止失敗電司 上完を未順名にする。 の子順は「1.2 が に発にすずり の子が、対圧力 原子がりる。 原子がりる。 原子がいる。 の子が、対圧が、 の子が、 の子が、 の子が、 の子が、 の子が、 の子が、 の子が、 の子が、 のので、

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (16/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
代替淡水貯槽へ		による代替淡水貯槽への補給)(西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ西側淡水貯水設備を水源とした補給	可搬型代替注水中型ポンプ西側淡水貯水設備ホース代替淡水貯槽燃料給油設備※2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
水を補給するための対応		可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給)(淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は淡水タンクを水源とした補給	可搬型代替注水中型ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ 多国水炉の 多過水炉の 海水炉の 海水炉の 海水炉で が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	自主対策設備	重大事故等対策要領

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (17/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
代替淡水貯槽へ水を補給するための対応	_	可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給)(海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は海を水源とした補給)	可搬型代替注水中型ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ 非常用取水設備*1 ホース 代替淡水貯槽 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応	_	(代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプ(代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプ(代替淡水貯槽を水源とした補給)	可搬型代替注水大型ポンプ 代替淡水貯槽 ホース 西側淡水貯水設備 燃料給油設備※2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

※1: 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。 ※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3: 運転員による操作不要の設備である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (18/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
西側淡水貯水設備へ水		(淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプ※水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプ※ボタンクを水源とした補給	可搬型代替注水大型ポンプ 多目的タンク の過水貯蔵タンク 原水タンク 純水貯蔵タンク 終タンク配管・弁 多ース の側淡水貯備 燃料給油設備*2	自主対策設備	重大事故等対策要領
へ水を補給するための対応		による西側淡水貯水設備への補給)(海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプ海を水源とした補給	可搬型代替注水大型ポンプ 非常用取水設備*1 ホース 西側淡水貯水設備 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (19/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え)の水源の切替え(原子炉隔離時冷却系による原子炉隔離時冷却系による原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系	復水貯蔵タンク サプレッション・チェンバ 原子炉隔離時冷却系(注水 系)配管・弁・ストレーナ 補給水系配管・第 所内常配流電源設備*2 非常用交流電電源設備*2 燃料給油設備*2	自主対策設備	AM設備別操作手順書
水源を切り替えるための対応	_	原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え)の水源の切替え(高圧炉心スプレイ系による原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系	復水貯蔵タンク サプレッション・チェンバ 高圧炉心スプレイ系配管・ 弁・ストレーナ 補給水系配管・弁 非常用交流電源設備*2 燃料給油設備*2	自主対策設備	AM設備別操作手順書
		(西側淡水貯水設備から補給している場合)) (代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え) 淡水から海水への切替え	西側淡水貯水設備 可搬型代替注水中型ポンプ 可搬型代替注水大型ポンプ 代替淡水貯槽 非常用取水設備*1 ホース 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (20/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		(淡水タンクから補給している場合))(代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え)液水から海水への切替え	多目的タンク ろ過水貯蔵タンク 原水貯蔵タンク 原水貯蔵タンク 可搬型代替注水中型ポンプ 可機型代替性 神際形取水貯槽 非常用的タンク 事におります。 本中型ポンプ では、大けででは、 本には、 本には、 をは、 をは、 をは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	自主対策設備	重大事故等対策要領
水源を切り替えるための対応	_	(代替淡水貯槽から補給している場合))(西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替え淡水から海水への切替え	代替淡水貯槽 可搬型代替注水大型ポンプ 西側淡水貯水設備 非常用取水設備*1 ホース 燃料給油設備*2	重大事故等対処設備	重大事故等対策要領
		(淡水タンクから補給している場合))(西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替え)淡水から海水への切替え	多目的タンク ろ過水炉蔵タンク 原水タンク 原水タンク 可搬型代本財子型ポンプ 西側淡水貯水設備 非常用取水シの配管・弁 ホス 燃料給油設備 ^{※2}	自主対策設備	重大事故等対策要領

※1: 手順については「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。 ※2: 手順については「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。 ※3: 運転員による操作不要の設備である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (21/21)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
水源を切り替えるための対応		(外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への切替え)外部水源から内部水源への切替え	代替淡水貯槽 サプレッション・チェンバ 低圧代替注水系(常設) 代替注水系がプロインで 代替路の(常設、(大きでで (常設)(代替循環冷却系 (大きでで (大きで (大き	重大事故等対処設備	AM設備別操作手順書

第1.13-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/6)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
	した対 ウンダ		水源とした原子炉圧力容器への注水 た原子炉圧力容器への注水
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「水位確保」等 AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領		電源	直流 125V 主母線盤 2 A電圧
	判断基準	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位(狭帯域) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)
		水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位(狭帯域) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)
		原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)
		原子炉圧力容器への注水量	原子炉隔離時冷却系系統流量
		補機監視機能	原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力
		水源の確保	復水貯蔵タンク水位

監視計器一覧 (2/6)

手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
	した対 ウンダ		水源とした原子炉圧力容器への注水 た原子炉圧力容器への注水
		電源	M/C HPCS電圧 直流 125V 主母線盤HPCS電圧
	判断基準	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位(狭帯域) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)
		水源の確保	復水貯蔵タンク水位
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「水位確保」等 非常時運転手順書Ⅲ (停止時徴候ベース) 「停止時原子炉水位制御」等	操作	原子炉圧力容器内の水位	原子炉水位(狭帯域) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領		原子炉圧力容器内の圧力	原子炉圧力 原子炉圧力 (SA)
		原子炉圧力容器への注水量	高圧炉心スプレイ系系統流量
		補機監視機能	高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力
		水源の確保	復水貯蔵タンク水位

監視計器一覧 (3/6)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)			
1.13.2.1 水源を利用した対応 (5) 西側淡水貯水設備を水源 a.西側淡水貯水設備を	とした	対応手順 した可搬型代替注水中型ポンプ	『による送水(淡水/海水)			
重大事故等対策要領	判断基準	水源の確保	代替淡水貯槽水位 西側淡水貯水設備水位			
里八尹以 守州 水 安阴	操 作	水源の確保	西側淡水貯水設備水位			
	た対応	手順(可搬型代替注水大型ポ 可搬型代替注水大型ポンプに				
重大事故等対策要領	判断基準	水源の確保	代替淡水貯槽水位 西側淡水貯水設備水位 (代替淡水貯槽の水位が確保されており, 可搬型代替注水大型ポンプによる送水がで きる場合)			
	操作	水源の確保	代替淡水貯槽水位			
1.13.2.1 水源を利用した対応 (8) 海を水源とした対応手順 a.海を水源とした可搬	į	注水大型ポンプによる送水				
重大事故等対策要領	判断基準	水源の確保	代替淡水貯槽水位 西側淡水貯水設備水位			
里八争以守州尔安顺	操作	水源の確保	海を利用			
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手順 a.可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水/海水) (a) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給						
重大事故等対策要領	判断基準	水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位			
	操作	水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位			

監視計器一覧(4/6)

重大事故等の対応に 手順書 監視パラメータ (計器) 必要となる監視項目 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手順 a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水/海水) (b) 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡 水貯槽への補給 多目的タンク水位 ᆀ ろ過水貯蔵タンク水位 断 原水タンク水位 水源の確保 基 純水貯蔵タンク水位 代替淡水貯槽水位 重大事故等対策要領 多目的タンク水位 ろ過水貯蔵タンク水位 原水タンク水位 純水貯蔵タンク水位 水源の確保 作 代替淡水貯槽水位 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 代替淡水貯槽へ水を補給するための対応手順 a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水/海水) (c) 海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽へ 圳 断 水源の確保 代替淡水貯槽水位 基 重大事故等対策要領 拇 水源の確保 代替淡水貯槽水位 作 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手順 a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/海水) (a) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 断 代替淡水貯槽水位 水源の確保 基 西側淡水貯水設備水位 重大事故等対策要領 代替淡水貯槽水位 水源の確保 西側淡水貯水設備水位 1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手順 a. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/海水) (b) 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 多目的タンク水位 ろ過水貯蔵タンク水位 断 原水タンク水位 水源の確保 基 純水貯蔵タンク水位 進 西側淡水貯水設備水位 重大事故等対策要領 多目的タンク水位 ろ過水貯蔵タンク水位 操 原水タンク水位 純水貯蔵タンク水位 水源の確保 西側淡水貯水設備水位

監視計器一覧 (5/6)

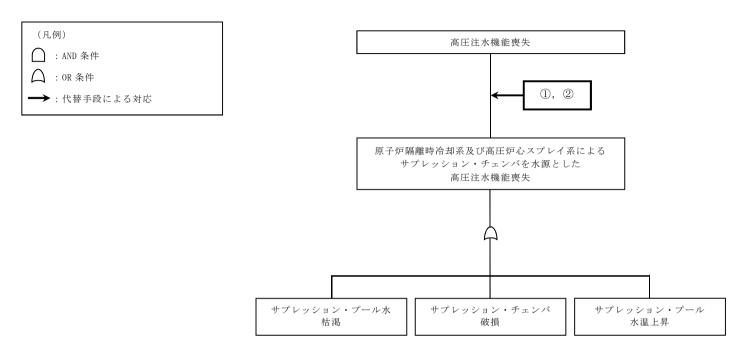
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)				
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2) 西側淡水貯水設備へ水を補給するための対応手順 a.可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/海水) (c) 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給							
The late of the late of the second	判断基準	水源の確保	西側淡水貯水設備水位				
重大事故等対策要領	操作	水源の確保	西側淡水貯水設備水位				
1.13.2.3 水源を切り替えるた (1) 原子炉隔離時冷却系及ひ a.原子炉隔離時冷却系	高圧炉						
	判断基準	水源の確保	復水貯蔵タンク水位				
AM設備別操作手順書		原子炉格納容器内の水位	サプレッション・プール水位				
		原子炉格納容器内の温度	サプレッション・プール水温度				
	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位				
1.13.2.3 水源を切り替えるた (1) 原子炉隔離時冷却系及ひ b.高圧炉心スプレイ系	高圧炉						
		水源の確保	復水貯蔵タンク水位				
A) (三)1.	判断基準	原子炉格納容器内の水位	サプレッション・プール水位				
AM設備別操作手順書		原子炉格納容器内の温度	サプレッション・プール水温度				
	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位				

監視計器一覧 (6/6)

手順書	重大事故等の対応に 必要となる監視項目		監視パラメータ (計器)				
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (2) 淡水から海水への切替え a.代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え							
重大事故等対策要領	判 断 基 本源の確保 準		代替淡水貯槽水位 西側淡水貯水設備水位 多目的タンク水位 多場水貯蔵タンク水位 原水タンク水位 純水貯蔵タンク水位				
	操作	水源の確保	代替淡水貯槽水位 海を利用				
1.13.2.3 水源を切り替えるた (2) 淡水から海水への切替え b. 西側淡水貯水設備へ							
重大事故等対策要領	判断基準	水源の確保	西側淡水貯水設備水位 代替淡水貯槽水位 多目的タンク水位 ろ過水貯蔵タンク水位 原水タンク水位 純水貯蔵タンク水位				
	操作	水源の確保	西側淡水貯水設備水位 海を利用				

第1.13-3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備

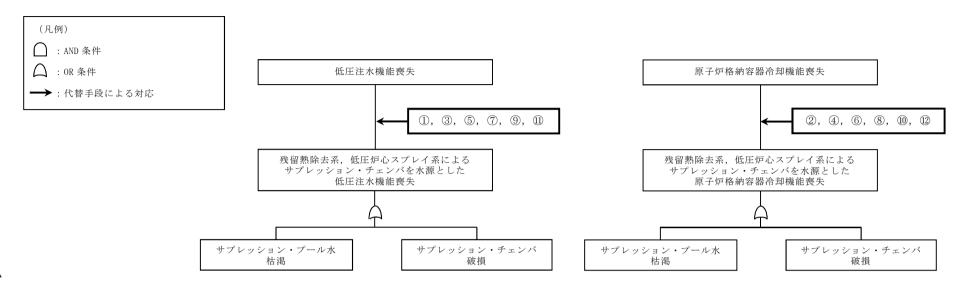
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線
【1.13】 重大事故等の収束に必要となる水の 供給手順等	中央制御室監視計器類 (サプレッション・プール水位) (代替淡水貯槽水位) (西側淡水貯水設備水位)	常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 直流125V主母線盤 2 A 直流125V主母線盤 2 B 緊急用直流 125V 主母線盤



対応手段

①復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水(原子炉隔離時冷却系,高圧炉心スプレイ系,制御棒駆動水圧系) ②原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替え

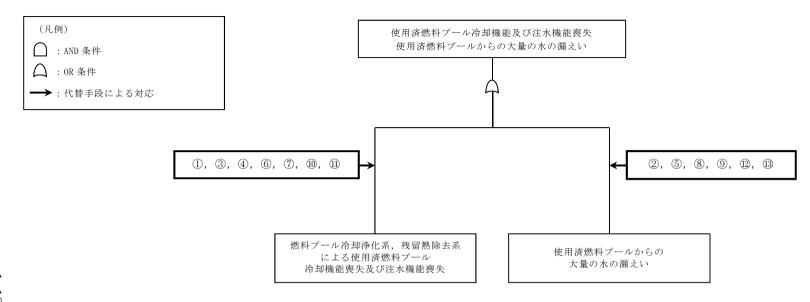
第1.13-1 図 機能喪失原因対策分析 (1/3)



対応手段

- ①代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水(低圧代替注水系(常設))
- ②代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却(代替格納容器スプレイ冷却系(常設))
- ③ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水 (消火系)
- ④ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却 (消火系)
- ⑤復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水 (補給水系)
- ⑥復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却(補給水系)
- ⑦西側淡水貯水設備を水源とした原子炉圧力容器への注水(低圧代替注水系(可搬型):可搬型代替注水中型ポンプ)
- ⑧西側淡水貯水設備とした原子炉格納容器内の冷却(代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型):可搬型代替注水中型ポンプ)
- ⑨代替淡水貯槽を水源とした原子炉圧力容器への注水(低圧代替注水系(可搬型):可搬型代替注水大型ポンプ)
- ⑩代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却(代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型):可搬型代替注水大型ポンプ)
- ⑩海を水源とした原子炉圧力容器への注水(低圧代替注水系(可搬型):可搬型代替注水大型ポンプ)
- ⑫海を水源とした原子炉格納容器内の冷却(代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型):可搬型代替注水大型ポンプ)

第1.13-1 図 機能喪失原因対策分析(2/3)



対応手段

①代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水(代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダを使用):常設低圧代替注水系ポンプ) ②代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ(代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダを使用):常設低圧代替注水系ポンプ)

③ ろ過水貯蔵タンク及び多目的タンクを水源とした使用済燃料プールへの注水 (消火系) ④西側淡水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへの注水(代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイへッダを使用):可搬型代替注水中型ポンプ)

⑤西側淡水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ(代替燃料プール注水系(常設スプレイへッダを使用):可搬型代替注水中型ポンプ)

⑥代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水(代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

⑦代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水(代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズルを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

⑧代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ(代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

⑨代替淡水貯槽を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ(代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズルを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

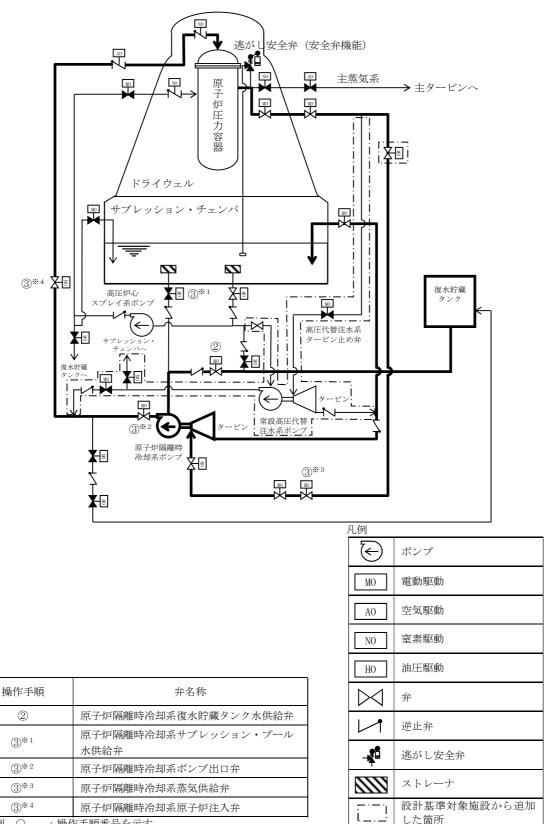
⑩海を水源とした使用済燃料プールへの注水(代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

⑪海を水源とした使用済燃料プールへの注水(代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズルを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

⑫海を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ (代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

⑬海を水源とした使用済燃料プールへのスプレイ(代替燃料プール注水系(可搬型スプレイノズルを使用):可搬型代替注水大型ポンプ)

第1.13-1 図 機能喪失原因対策分析 (3/3)



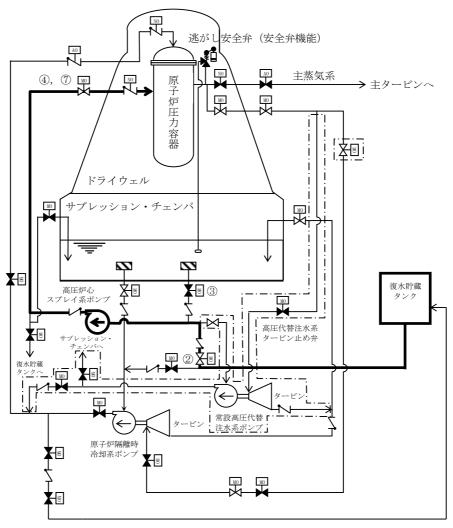
記載例 ○ : 操作手順番号を示す。

○*1~:同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する対象弁がある場合,その実施順を示す。

第1.13-2 図 原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵タンクを水源とした 原子炉圧力容器への注水概要図

			経過時間(分)									iii de
			i :	: 	3 	1 I	5 (6 	7 I	8 I	9 	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員	数	離時冷却系 三力容器への		庁蔵タンクを	水源とした	6	分 7				
原子炉隔離時冷却系による							注水開始			Ц		
復水貯蔵タンクを水源とし (当直運転員) た原子炉圧力容器への注水 (中央制御室)	1						—					
(手動起動)												

第1.13-3図 原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵タンクを水源とした 原子炉圧力容器への注水タイムチャート



操作手順	弁名称
2	高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁(復水貯蔵 タンク)
3	高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁 (サプレッ ション・プール)
4, 7	高圧炉心スプレイ系注入弁

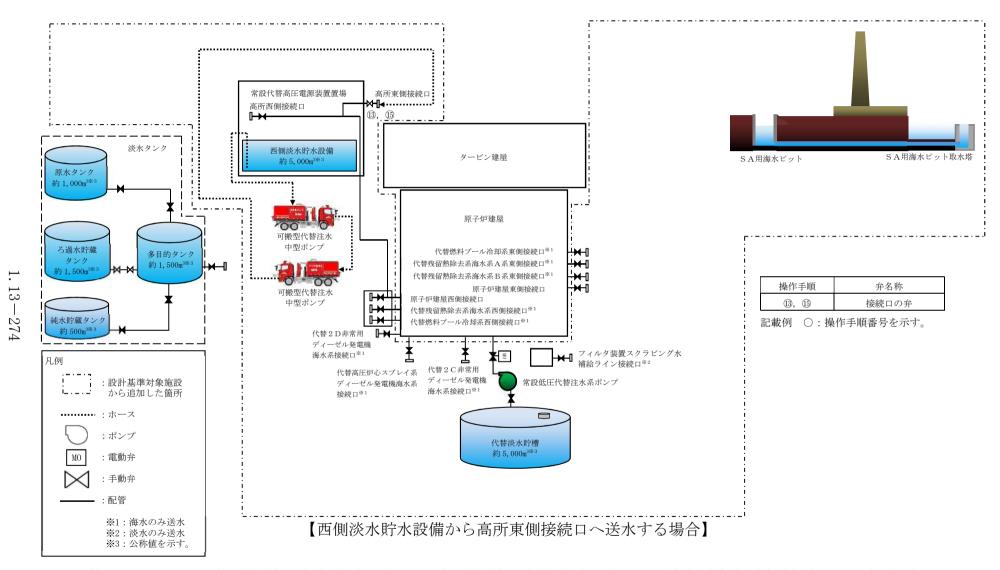
記載例 ○ :操作手順番号を示す。

凡例	
€	ポンプ
МО	電動駆動
AO	空気駆動
NO	窒素駆動
НО	油圧駆動
$\triangleright \triangleleft$	弁
	逆止弁
- \$ 1	逃がし安全弁
	ストレーナ
<u></u>	設計基準対象施設から追加 した箇所

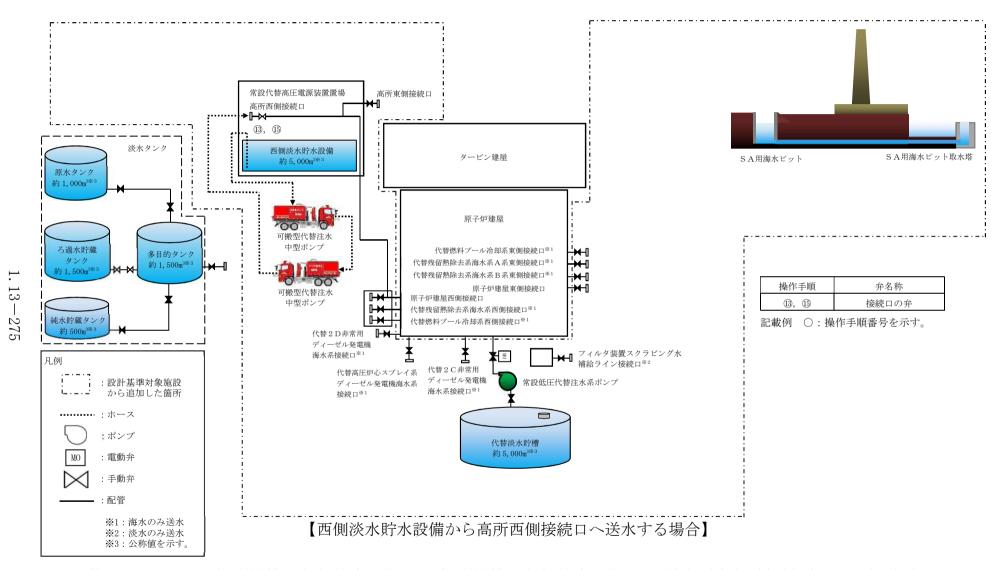
第1.13-4図 高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンクを水源とした 原子炉圧力容器への注水概要図

			経過時間(分)									titi de	
				i :	<u> </u>	3 ·	4 : I	5 	6 7 	, 8	3 ! I	9	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員	数		高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンクを水源とした 原子炉圧力容器への注水 7分									
高圧炉心スプレイ系による									注水開始操作				
復水貯蔵タンクを水源とし た原子炉圧力容器への注水 (中央制御室)	1								→				
(手動起動)	(1人間幹里)												

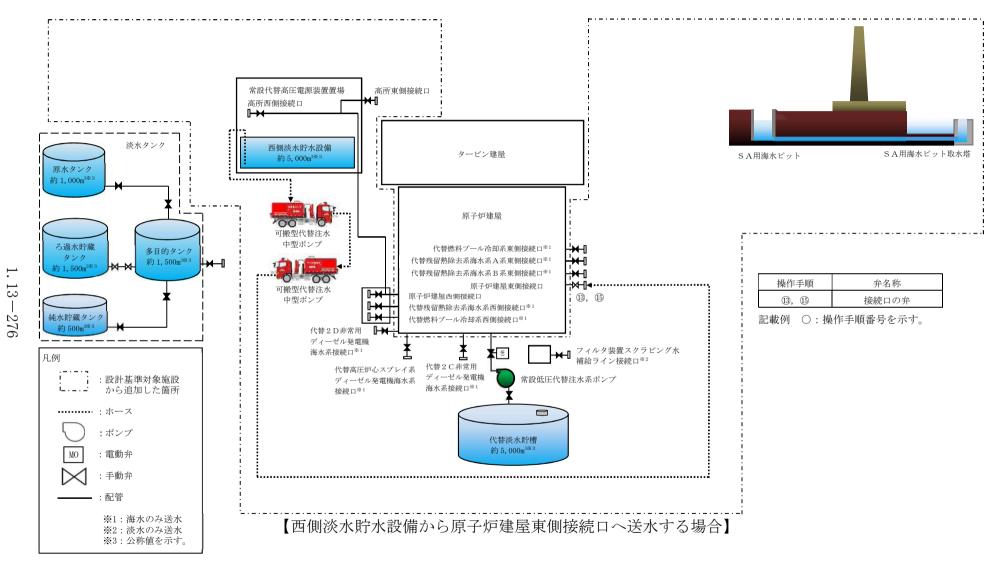
第1.13-5図 高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンクを水源とした 原子炉圧力容器への注水タイムチャート



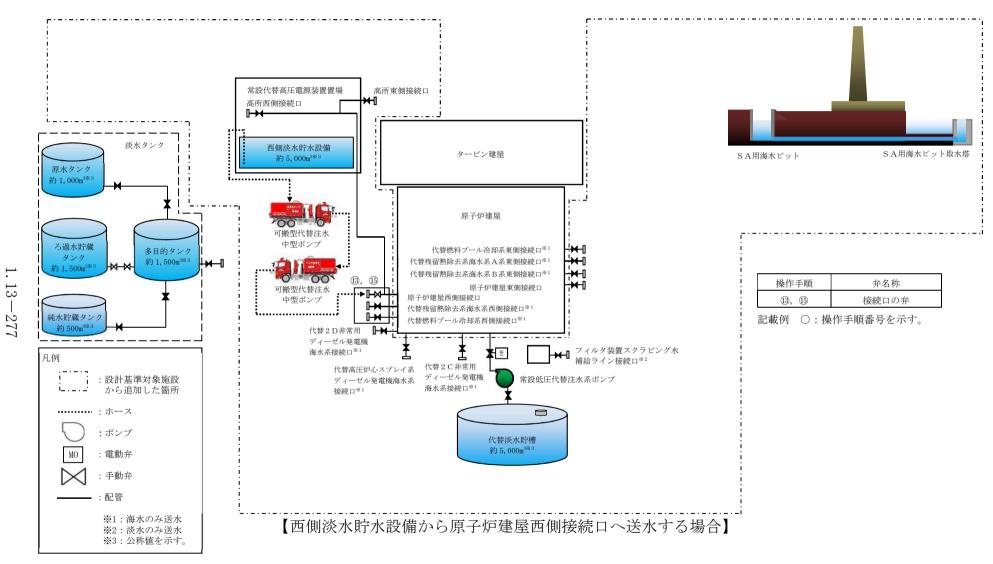
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(1/11)



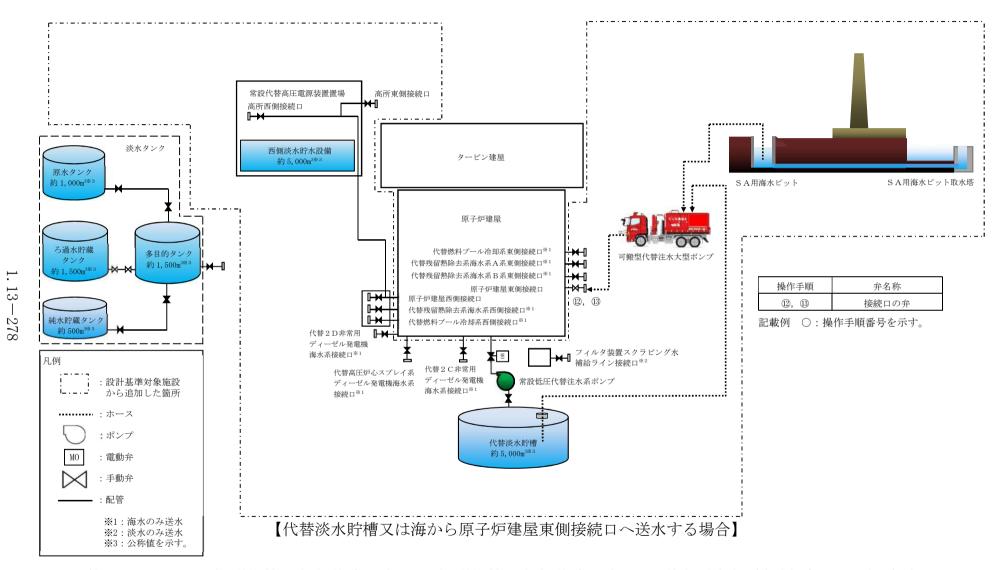
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(2/11)



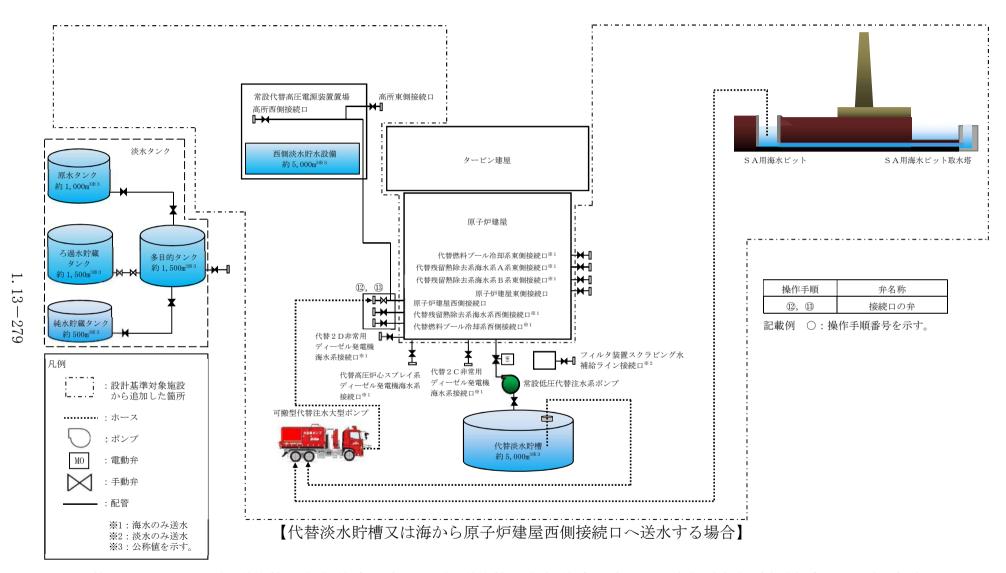
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(3/11)



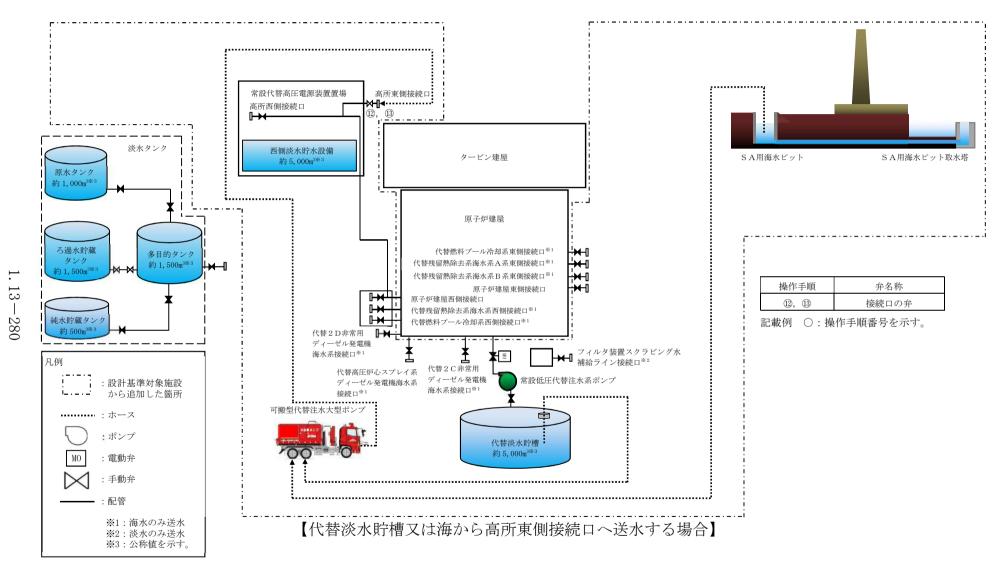
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(4/11)



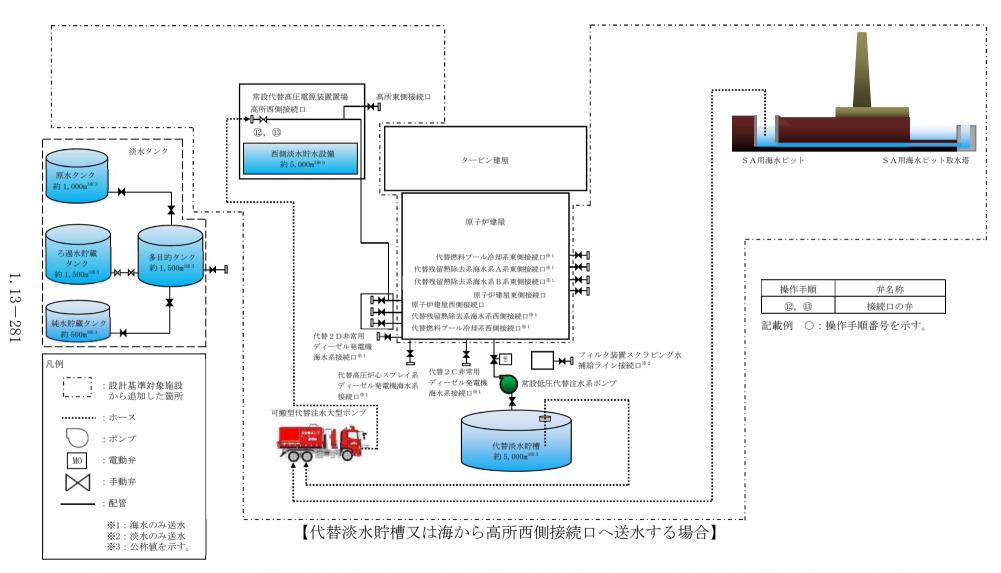
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(5/11)



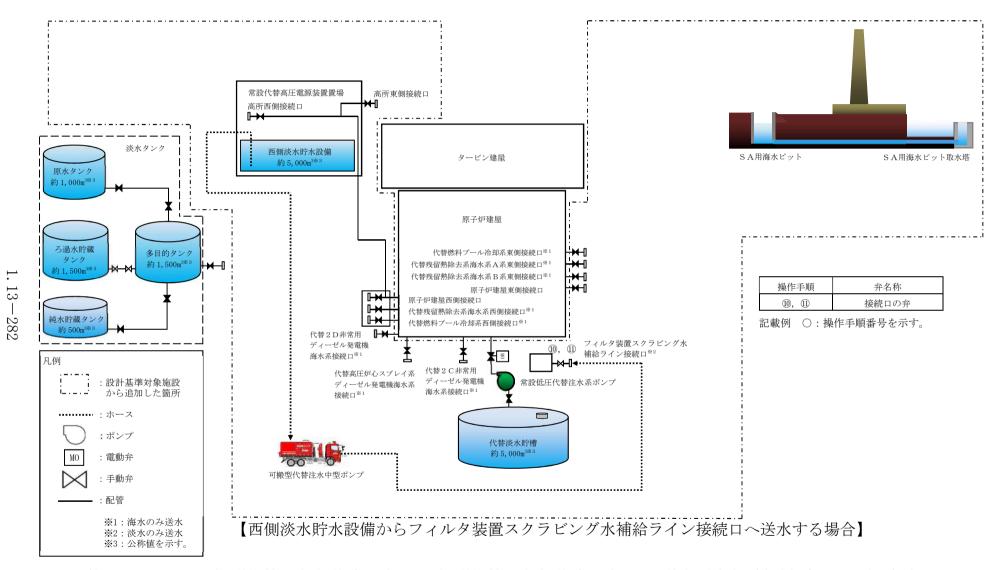
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(6/11)



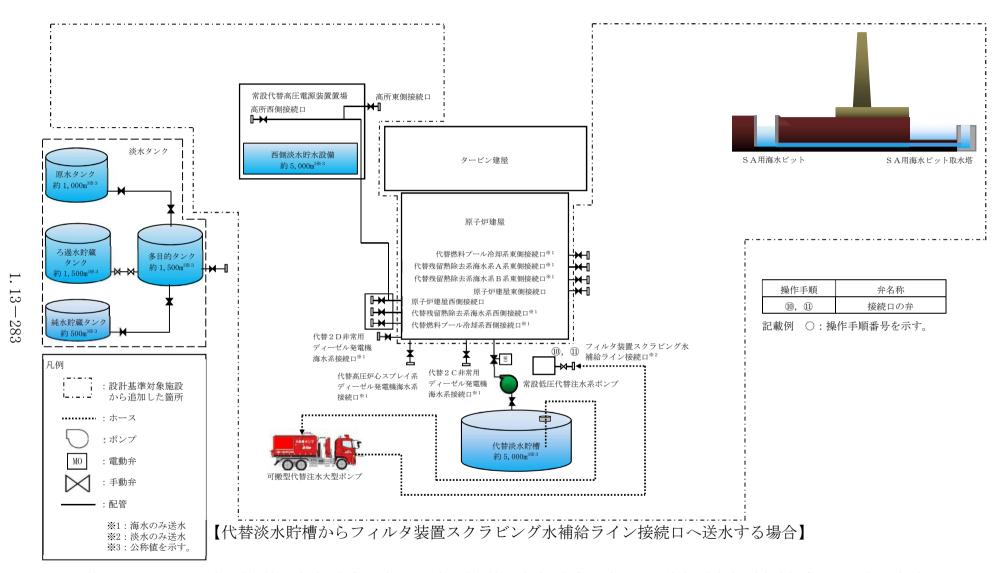
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(7/11)



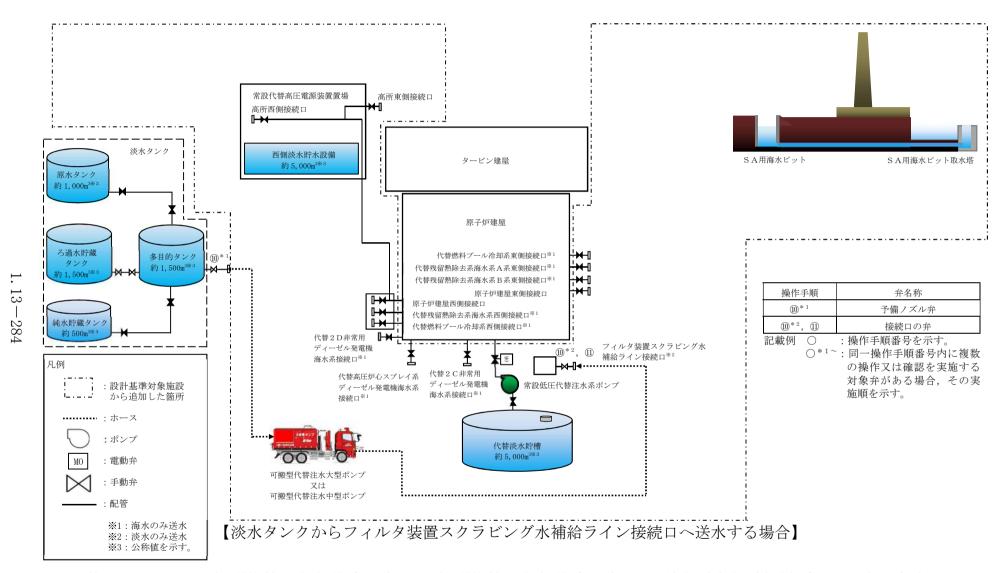
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(8/11)



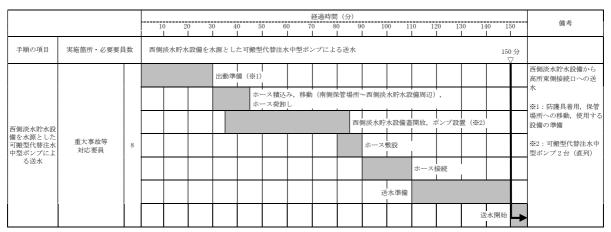
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(9/11)



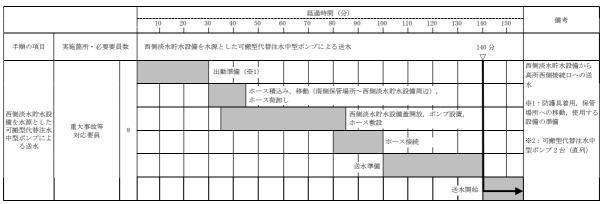
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(10/11)



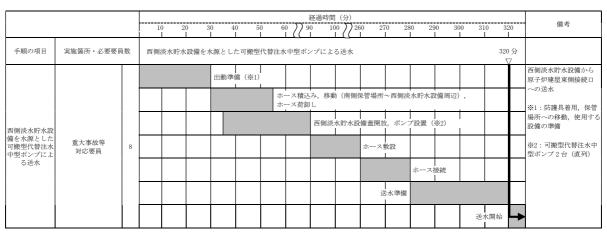
第1.13-6図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡水/海水)概要図(11/11)



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、高所東側接続口への送水開始まで160分以内で可能である。】

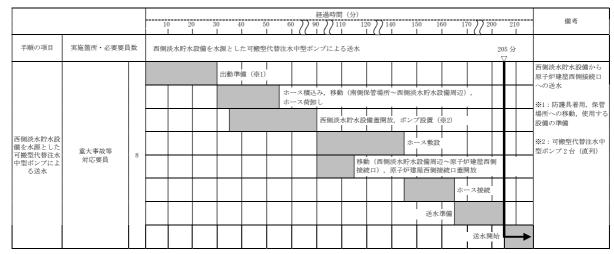


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,高所西側接続口への送水開始まで140分以内で可能である。】

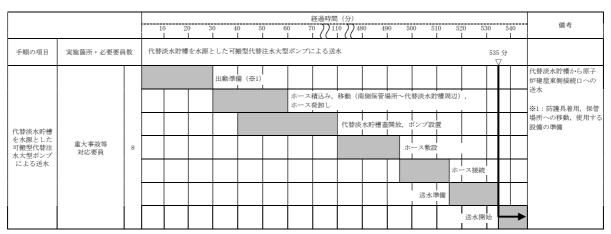


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,原子炉建屋東側接続口への送水開始まで190分以内で可能である。】

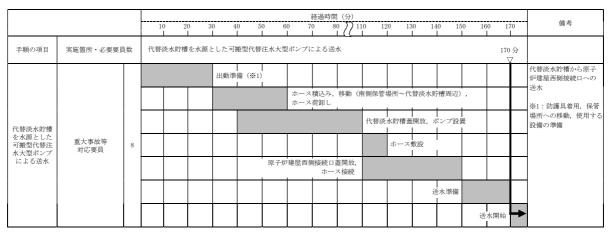
第1.13-7図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水(淡水/海水)タイムチャート(1/6)



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,原子炉建屋西側接続口への送水開始まで165分以内で可能である。】

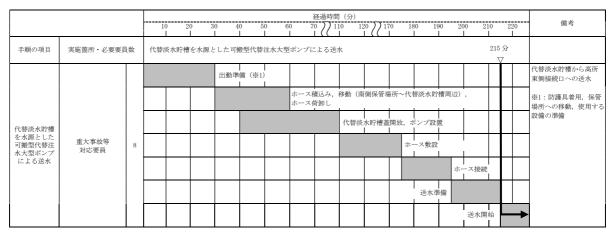


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、原子炉建屋東側接続口への送水開始まで205分以内で可能である。】

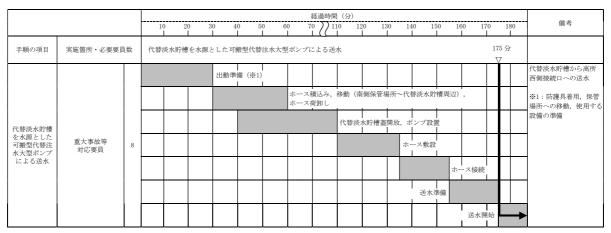


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,原子炉建屋西側接続口への送水開始まで165分以内で可能である。】

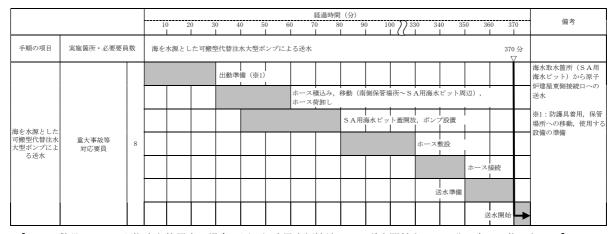
第1.13-7図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水(淡水/海水)タイムチャート(2/6)



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、高所東側接続口への送水開始まで170分以内で可能である。】

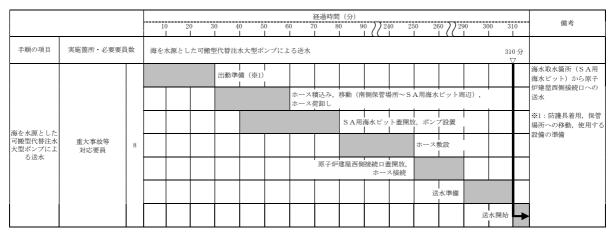


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、高所西側接続口への送水開始まで165分以内で可能である。】



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,原子炉建屋東側接続口への送水開始まで135分以内で可能である。】

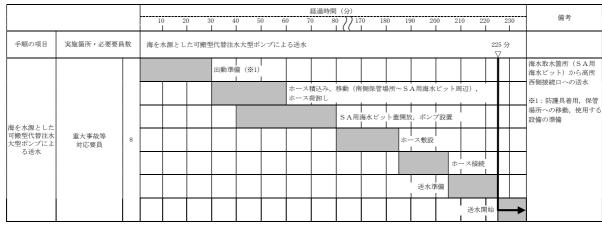
第1.13-7図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水(淡水/海水)タイムチャート(3/6)



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、原子炉建屋西側接続口への送水開始まで150分以内で可能である。】

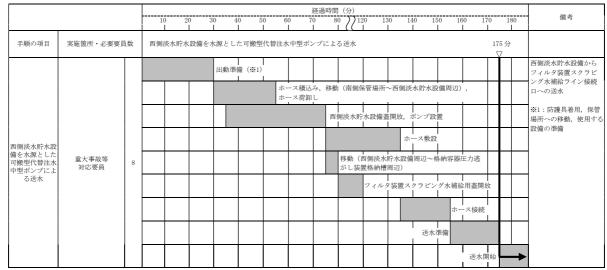


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、高所東側接続口への送水開始まで155分以内で可能である。】

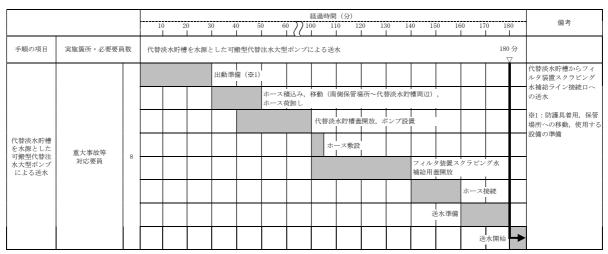


【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、高所西側接続口への送水開始まで150分以内で可能である。】

第1.13-7図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水(淡水/海水) タイムチャート(4/6)



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水開始まで165分以内で可能である。】



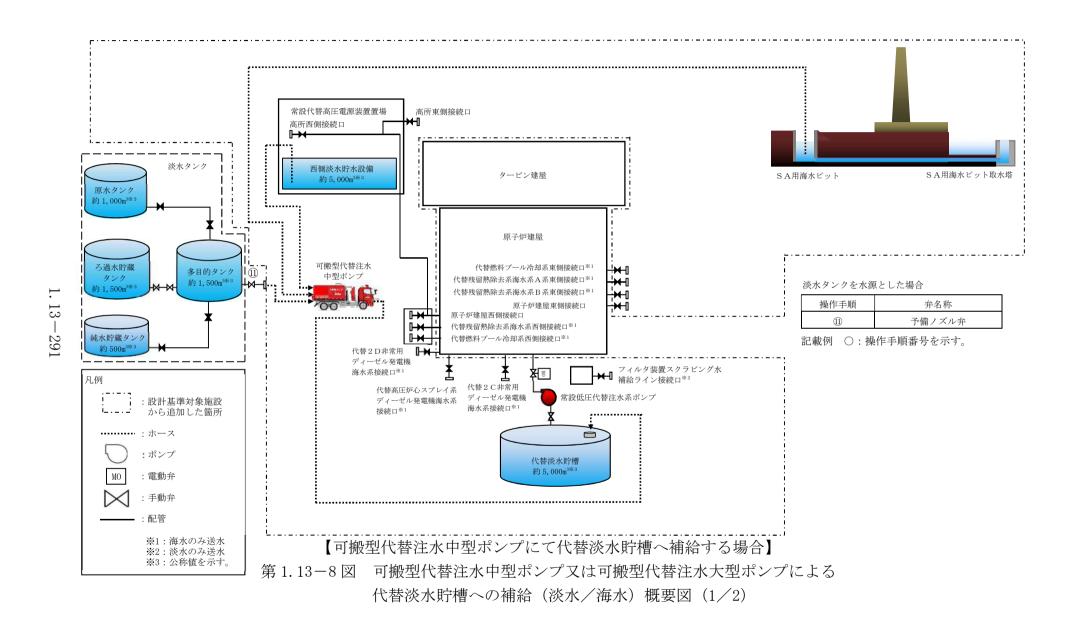
【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水開始まで180分以内で可能である。】

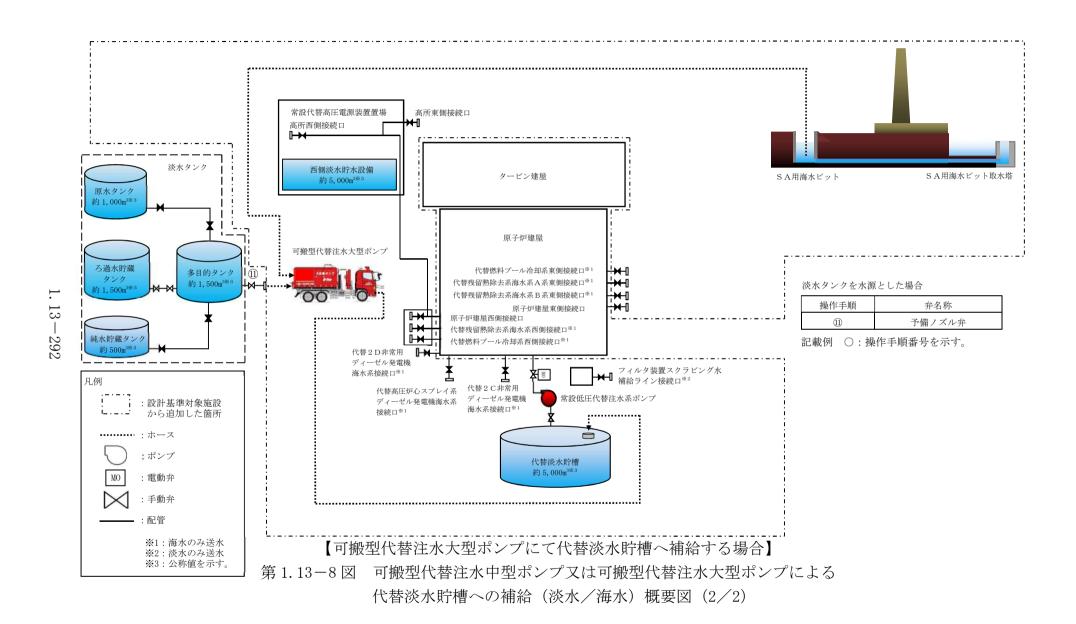
第1.13-7図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水(淡水/海水)タイムチャート(5/6)

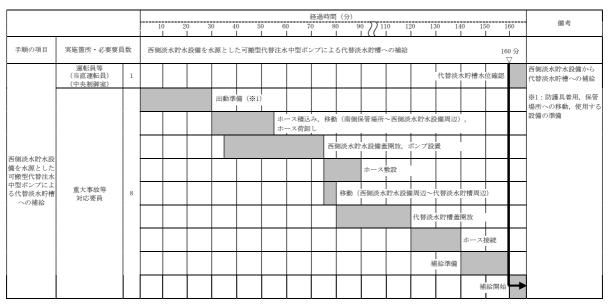
										経過時間	(分)												
			10	0 2 I	0 3 I	0 4	D E	i0 ε	50 7	0 8 I	0	90 }}	120 	130	14	0 1	50 1	.60	170	備考			
手順の項目	実施箇所・必要要員	数	淡水	タンクを	水源とし	た可搬	包代替注	水中型オ	ポンプ又に	は可搬型値	弋替注力	く大型ポ	ンプに	よる	送水			165					
						出動準	備(※1)]) 												淡水タンクからフィル タ装置スクラビング水 補給ライン接続口への			
							ホース積込み、移動(南側保管場所~淡水タンク周辺), ホース荷卸し								補給ライン接続口への 送水								
	淡水タンクを水 源とした可嫌型 代替法水中型ポ 重大事故等 ンプ又は可撤型 代替法水大型ポ ンプによる送水										ポンフ	 	1							※1: 防護具着用,保管 場所への移動,使用する 設備の準備			
															ホース	 <敷設 							
代替注水中型ポ ンプ又は可搬型							8											水タンク周辺〜格納 内槽周辺)	容器圧	力逃が			
															ルタ装情 用蓋開力		ピング	- *-					
																		ホ	 一ス接続 	_ ~ _			
															送水準	備							
																	送水界	開始					

【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口への送水開始まで 165 分以内で可能である。】

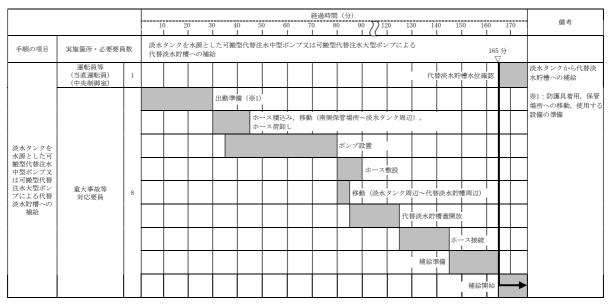
第1.13-7図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 送水(淡水/海水)タイムチャート(6/6)







【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、補給開始まで160分以内で可能である。】



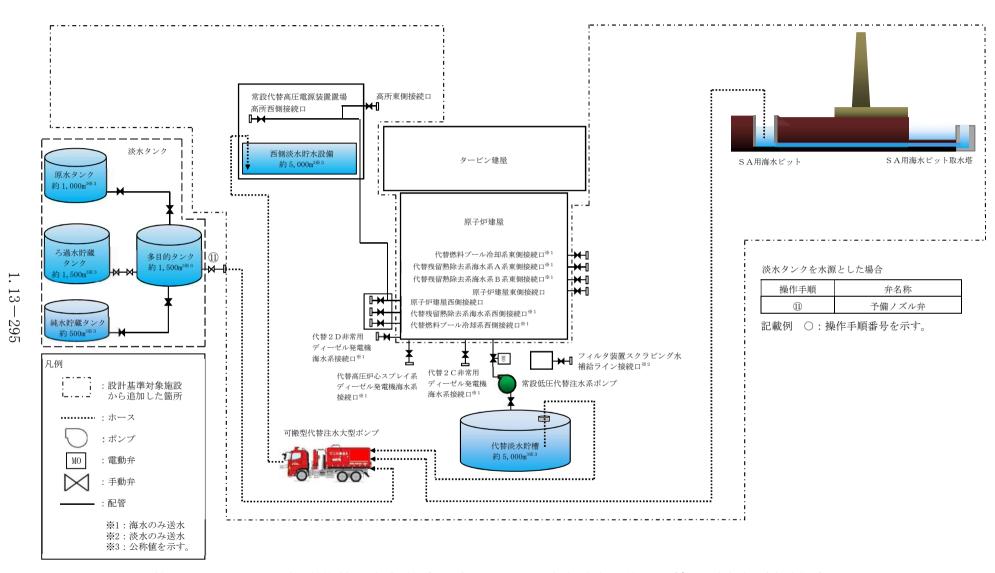
【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、補給開始まで165分以内で可能である。】

第1.13-9図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替淡水貯槽への補給(淡水/海水)タイムチャート(1/2)

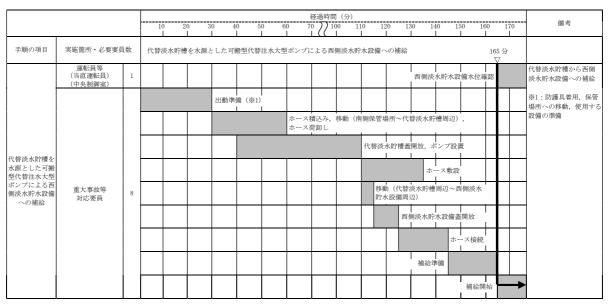
				経過時間(分)													40.45				
			10	0 2 I	0 3 I	0 4	0 5 I	0 6 I	0 7 I	0 8	9	0)) 1	10 1:	20 1	30 1-	40 1	50	160	備考		
手順の項目	実施箇所・必要要員	数	海を	水源とし	た可搬!	型代替注	水中型ホ	ンプ又に	は可搬型	代替注水	大型ポン	プによ	る代替淡	水貯槽〜	の補給			50 分 ▽			
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1													代替淡	 	〈位確認		海水取水箇所 (SA用 海水ピット) から代替 淡水貯槽への補給		
						出動準備	 備(※1)												※1:防護具着用,保管		
	重大事故等 対応要員									ホースを		移動(南	側保管場	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	A用海水	ピット周	月辺),				場所への移動,使用する設備の準備
海を水源とした												SA	A用海水	 ピット蓋 	類放, 云	 パンプ設 	】 置 】				
可搬型代替注水 中型ポンプ又は 可搬型代替注水			et l. st.l. W									ホ	 -ス敷設 	 							
大型ポンプによ る代替淡水貯槽 への補給		8									移動(I SA用海 	 休ピッ 	 周辺〜 	 代替淡水 	 :貯槽周;]]) 				
110/14													代替淡	 水貯槽蓋 	 経開放	 					
																ホース	接続				
														有	 給準備 						
																袖	自給開始 自給開始	\rightarrow			

【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、補給開始まで160分以内で可能である。】

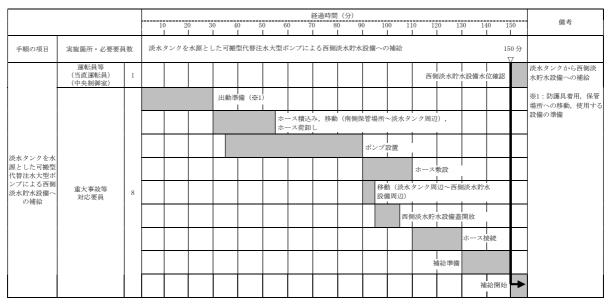
第1.13-9図 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる 代替淡水貯槽への補給(淡水/海水)タイムチャート(2/2)



第1.13-10図 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/海水)概要図



【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、補給開始まで155分以内で可能である。】



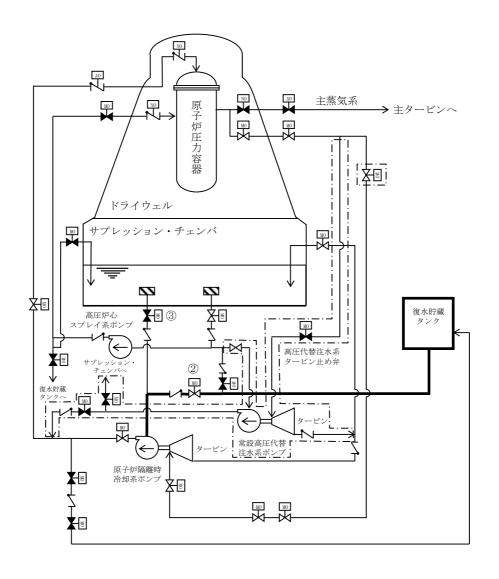
【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合,補給開始まで140分以内で可能である。】

第1.13-11 図 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 (淡水/海水) タイムチャート (1/2)

										経過時間	(分)								/# .te					
			1	0 2 I	0 3 I	0 4 I	0 5	i0 €	60 7 I	0 8 I	9	0 10 I	00 2 18	30 1 I	90 20 1	00 2	10 2 I	20 	備考					
手順の項目	実施箇所・必要要員	数	海を	水源とし	た可搬	型代替注	水大型ホ	パンプに、	よる西側	炎水貯水	設備への	補給						20分						
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)	1												西側	 淡水貯 	 水設備水 	 位確認 		海水取水箇所(SAF 海水ピット)から西側 淡水貯水設備への補終					
						出動準	l 備(※1)) 											※1:防護具着用,保管					
					ホース積込み、移動(南側保管場所~SA用海水ビ ホース荷卸し								(ピット)	周辺),			場所への移動,使用する 設備の準備							
	重大事故等 対応要員															SA用	 海水ピッ 	ト蓋開放	 	 プ設置 	 			
毎を水源とした 可搬型代替注水 大型ポンプによ																	ホース	 敷設 	1					
を ち西側淡水貯水 設備への補給												n 動 (SA 備周辺)	用海水と	- ピット周: -	辺~西側	淡水貯水								
												西任	 則淡水貯 	 水設備畫 	E開放									
																ホース	 接続 							
														1	 甫給準備 									
																補	育給開始	-						

【ホース敷設にホース運搬車を使用する場合、補給開始まで130分以内で可能である。】

第1.13-11図 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給 (淡水/海水) タイムチャート (2/2)



操作手順	弁名称
2	原子炉隔離時冷却系復水貯蔵タンク水供給弁
3	原子炉隔離時冷却系サプレッション・プール 水供給弁

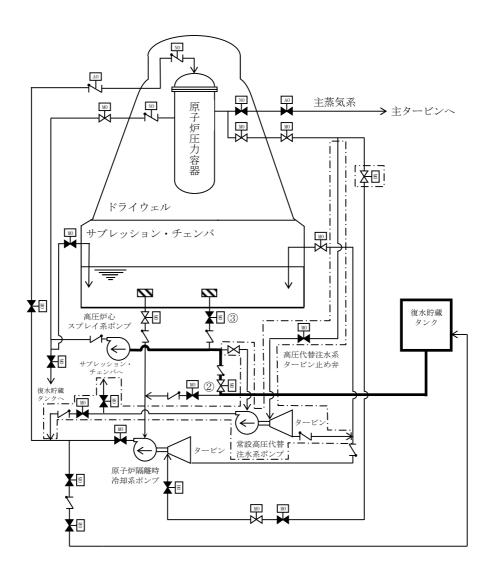
記載例 ○ :操作手順番号を示す。

凡例	
	ポンプ
MO	電動駆動
AO	空気駆動
NO	窒素駆動
НО	油圧駆動
\bowtie	弁
✓	逆止弁
	ストレーナ
	設計基準対象施設から追加 した箇所

第1.13-12 図 原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への 注水時の水源の切替え概要図

			経過時間(分)										illi de
				i :	;	3 4 1	1 	5 	6 	7 	8 I	9	備考
原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え 実施箇所・必要要員数 3 分 V													
FE 그 사무합의 설립 미부 기소 + II - FE		and the FI Min				水源切替	え操作						
による原子炉圧力容器への 注水時の水源の切替え		1				→							
江水崎の水原の別省へ	(T)(III)PF3E/												

第1.13-13 図 原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の 水源の切替えタイムチャート



操作手順	弁名称
2	高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁(復水貯蔵 タンク)
3	高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁(サプレッション・プール)

記載例 ○ :操作手順番号を示す。

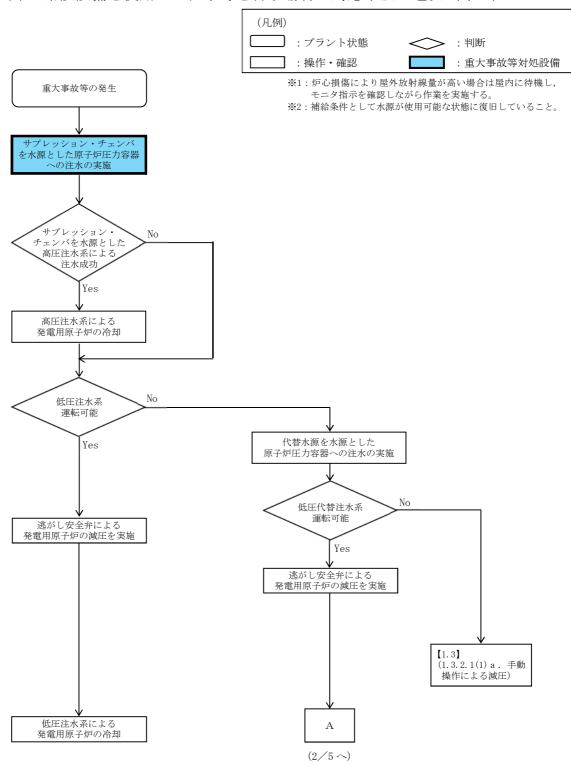
凡例	
	ポンプ
MO	電動駆動
AO	空気駆動
NO	窒素駆動
НО	油圧駆動
$\triangleright \triangleleft$	弁
▶	逆止弁
	ストレーナ
[]	設計基準対象施設から追加 した箇所

第1.13-14図 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の 水源の切替え概要図

			経過時間(分)										/# ±z.
				1 2 i	<u> </u>	3 	4 i	5 I	6 I	7	8 ! I	9	備考
手順の項目	実施箇所・必要要員数 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え 4 分 ▼												
attention and a second	運転員等 (当直運転員) 1 (中央制御室)						水源切替	I え操作 I	i i				
高圧炉心スプレイ系 による原子炉圧力容器への 注水時の水源の切替え						-							
在小時の小家の切替え		(甲央制御至)											

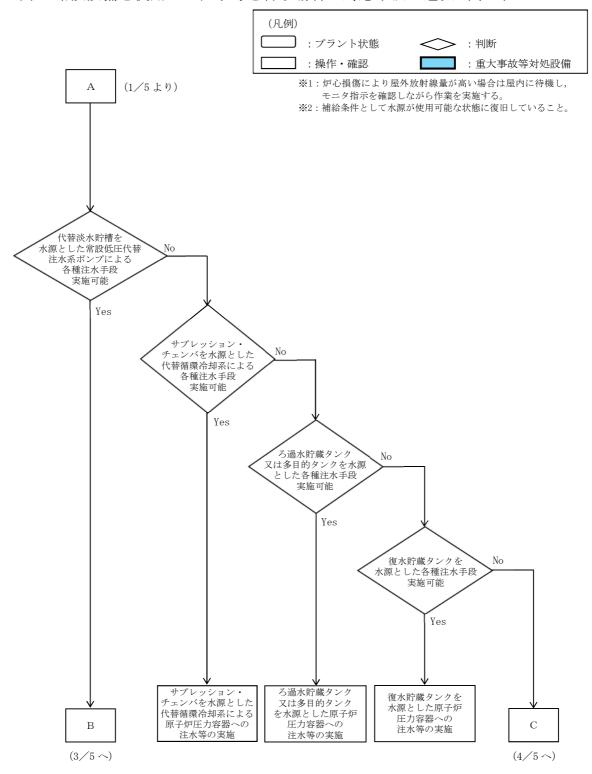
第1.13-15図 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の 水源の切替えタイムチャート

(1) 常設設備を使用して注水等を行う場合の対応手段の選択 (1/3)



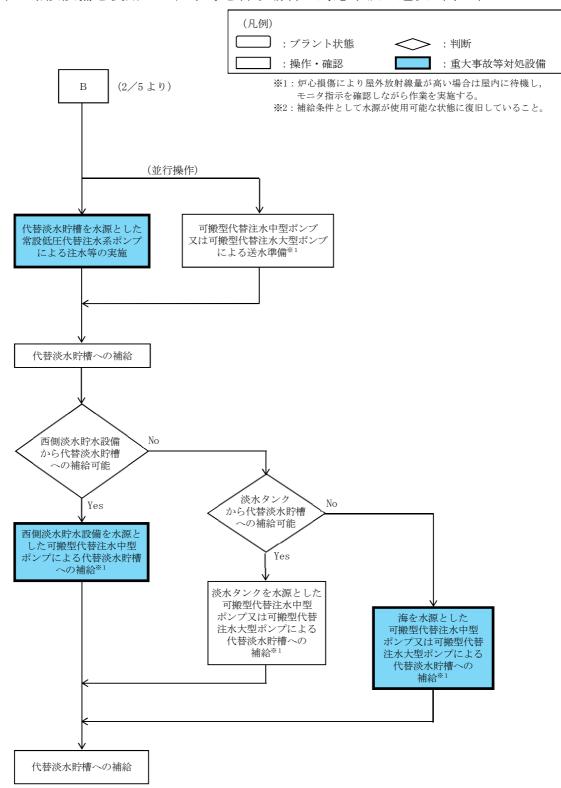
第1.13-16図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (1/5)

(1) 常設設備を使用して注水等を行う場合の対応手段の選択 (2/3)



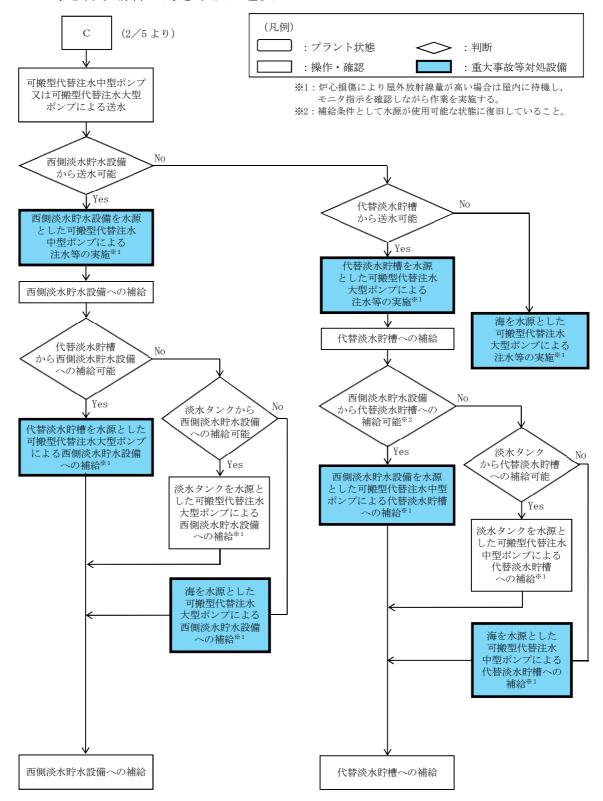
第1.13-16図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (2/5)

(1) 常設設備を使用して注水等を行う場合の対応手段の選択 (3/3)



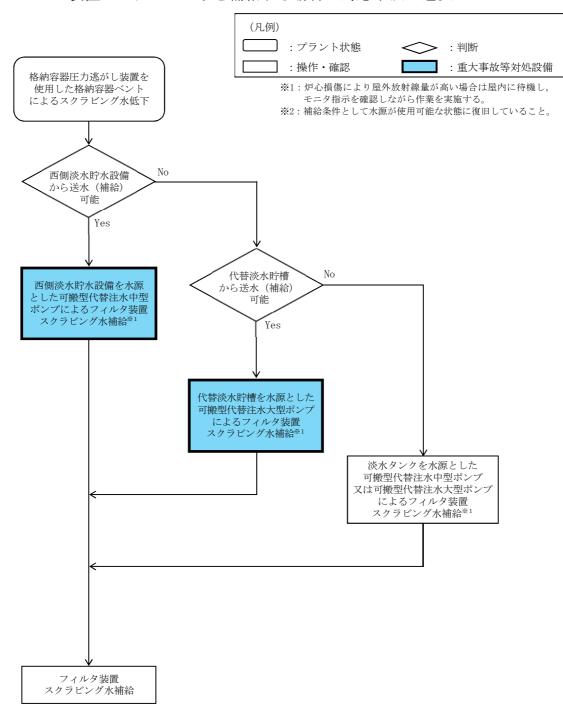
第1.13-16図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/5)

(2) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用して注水等を行う場合の対応手段の選択

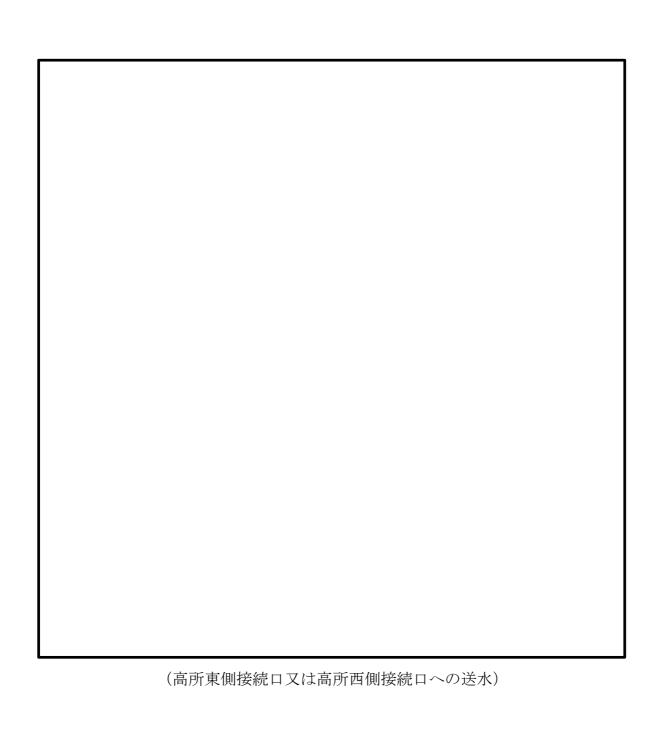


第1.13-16図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (4/5)

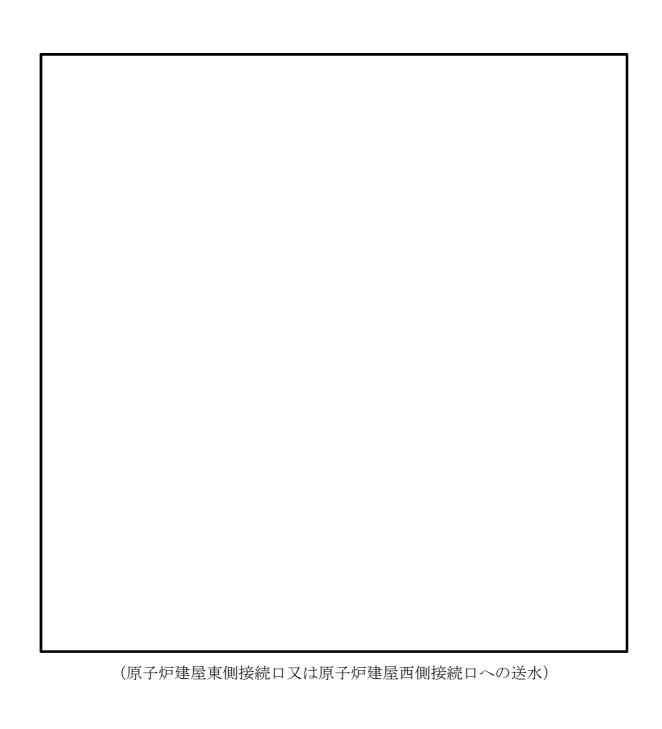
(3) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを使用してフィルタ装置スクラビング水を補給する場合の対応手段の選択



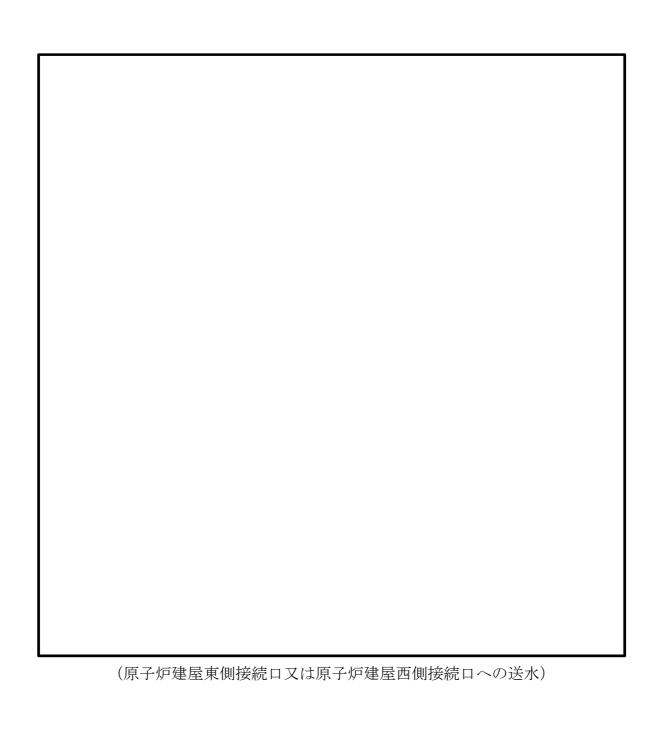
第1.13-16図 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (5/5)



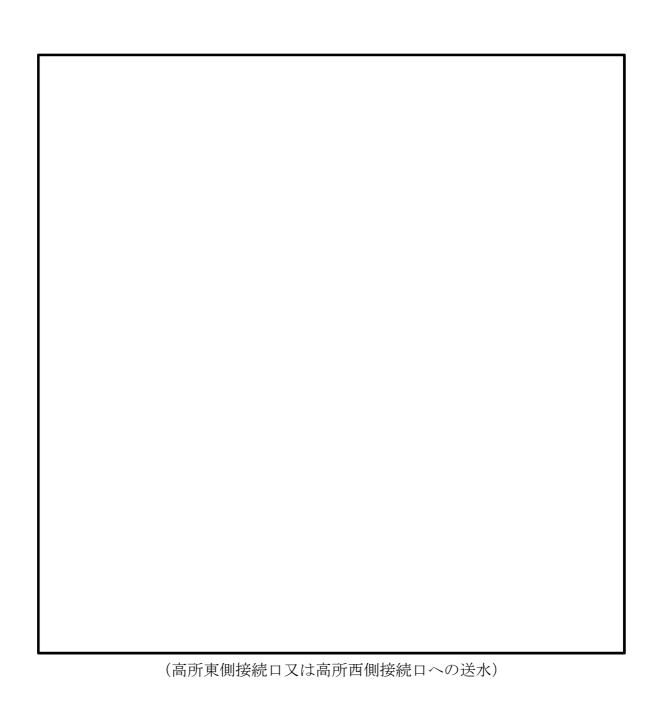
第 1.13-17 図 ホース敷設図(西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水)(1/2)



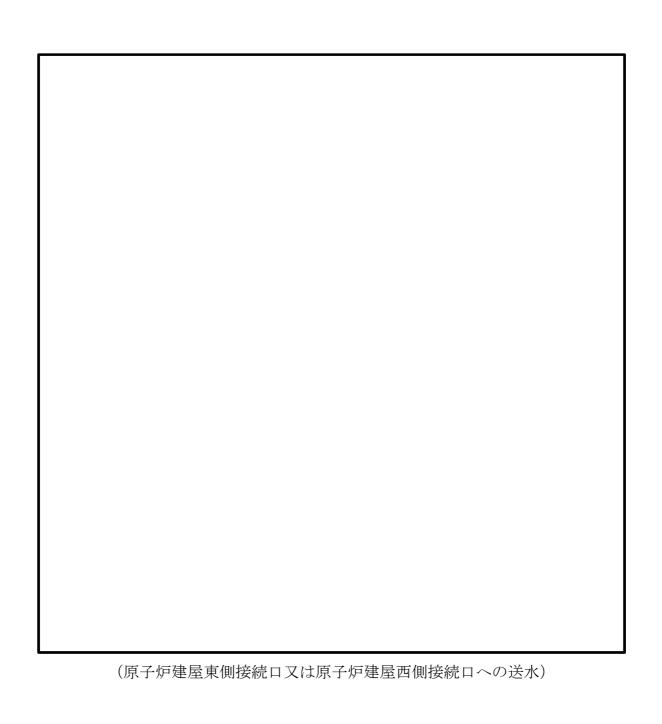
第 1.13-17 図 ホース敷設図(西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水)(2/2)



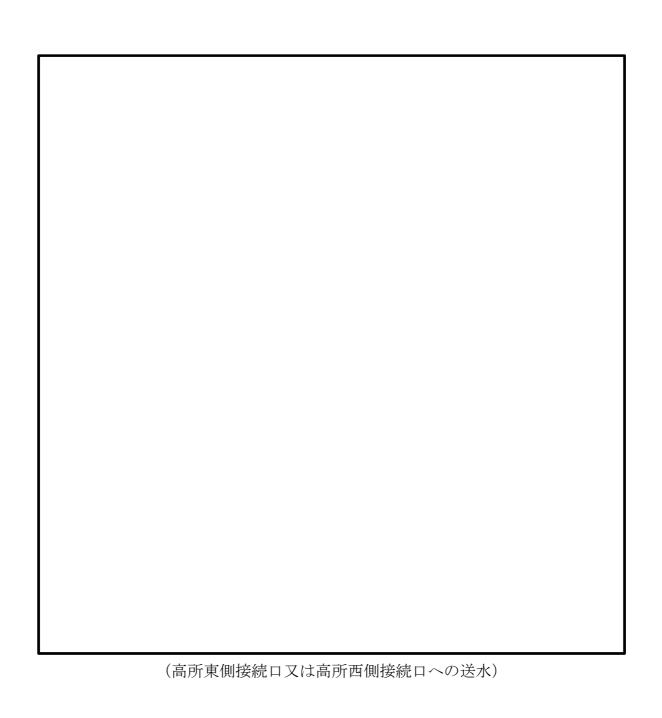
第 1.13-18 図 ホース敷設図(代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型 ポンプによる送水)(1/2)



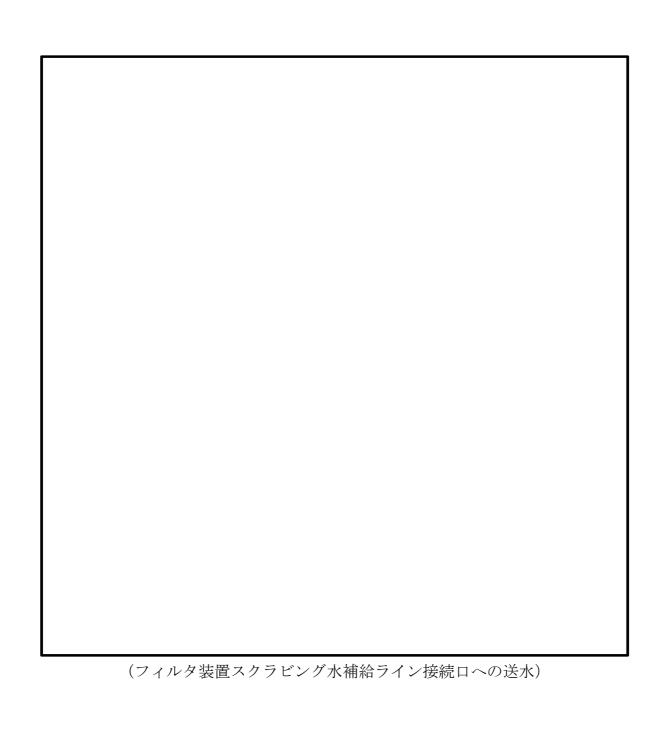
第 1.13-18 図 ホース敷設図(代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型 ポンプによる送水)(2/2)



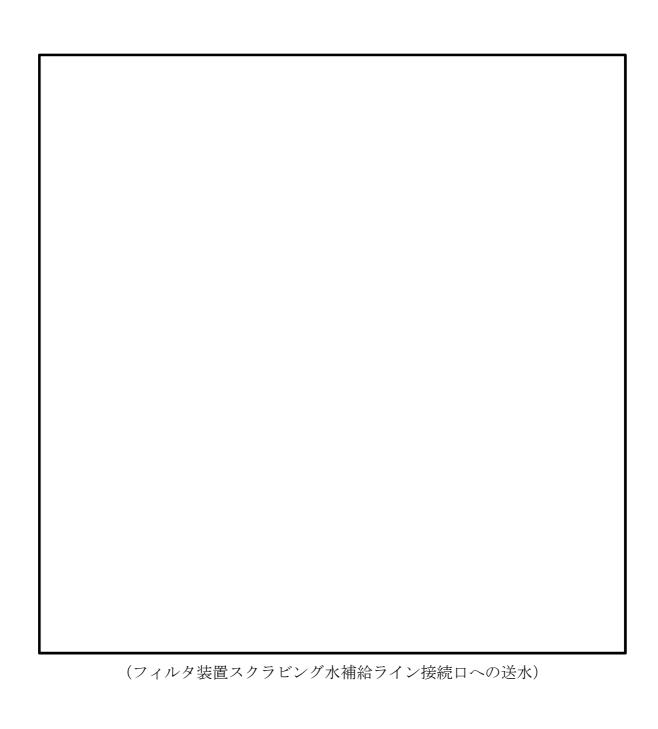
第 1.13-19 図 ホース敷設図 (海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプ による送水) (1/2)



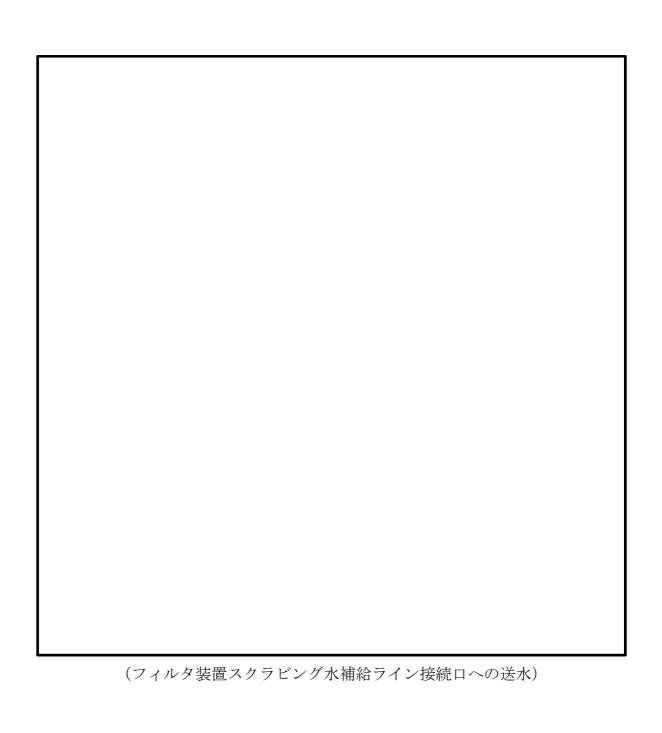
第 1.13-19 図 ホース敷設図 (海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプ による送水) (2/2)



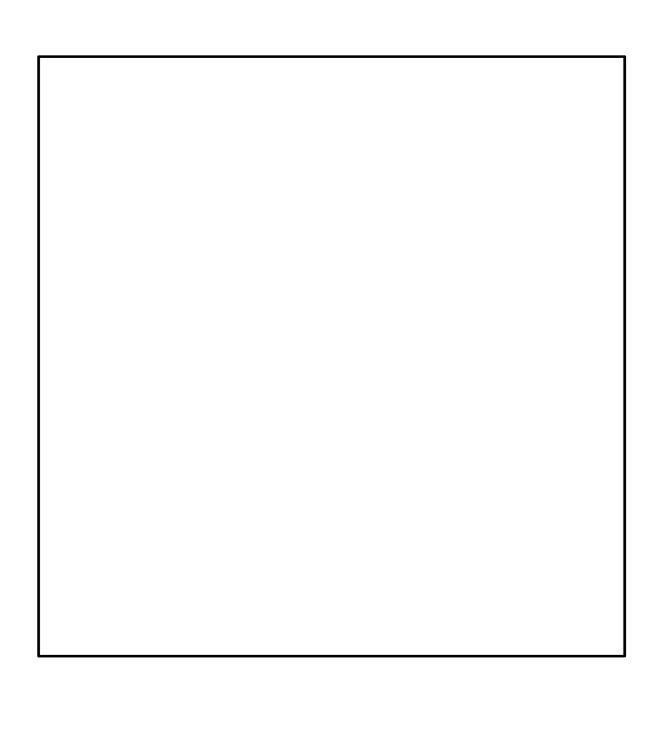
第1.13-20図 ホース敷設図(西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水)



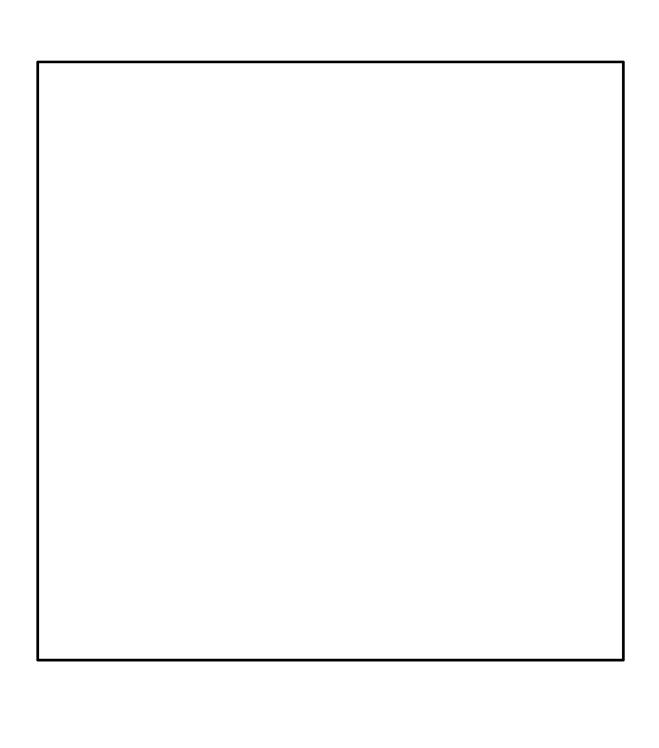
第1.13-21図 ホース敷設図 (代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型 ポンプによる送水)



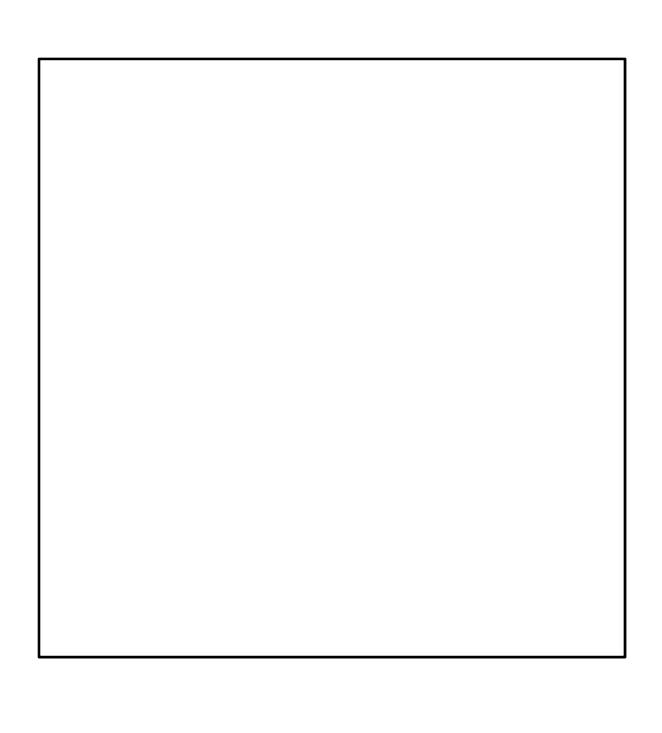
第1.13-22 図 ホース敷設図(淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水)



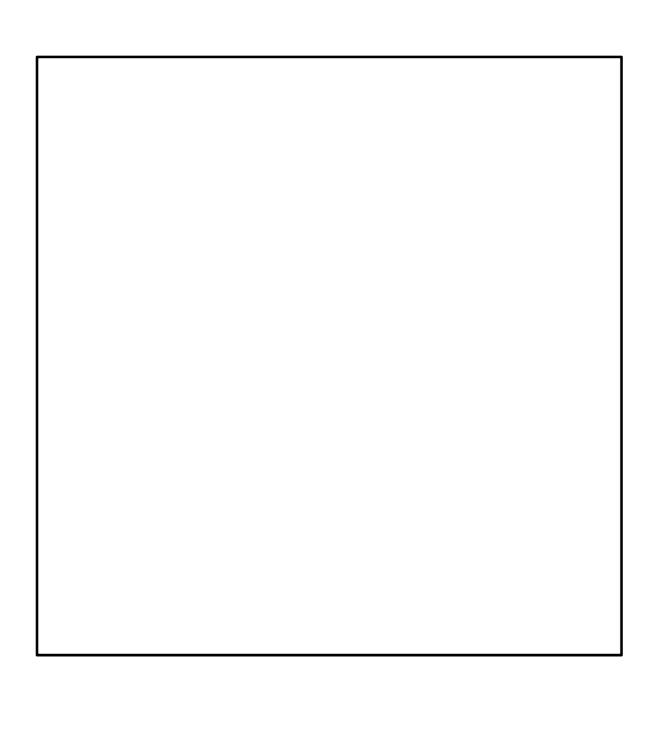
第1.13-23 図 ホース敷設図(西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給)



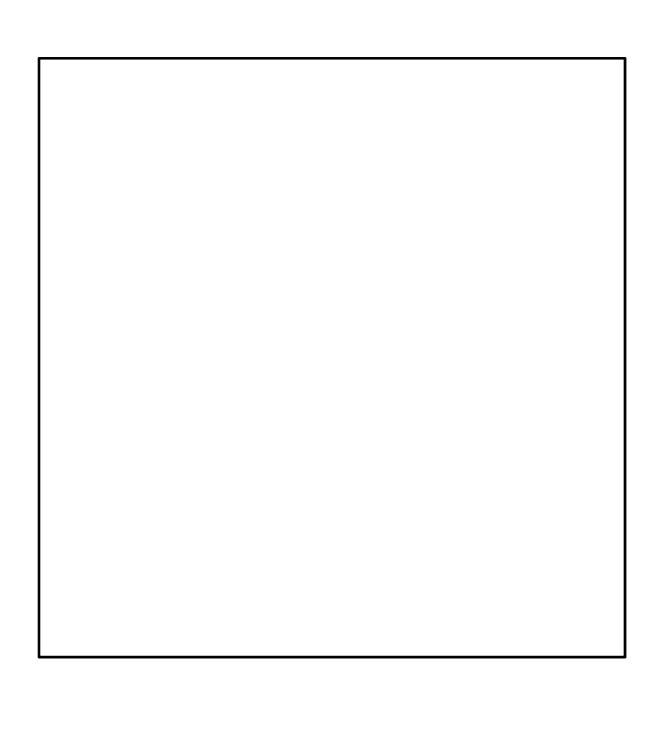
第1.13-24図 ホース敷設図(淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽へ の補給)



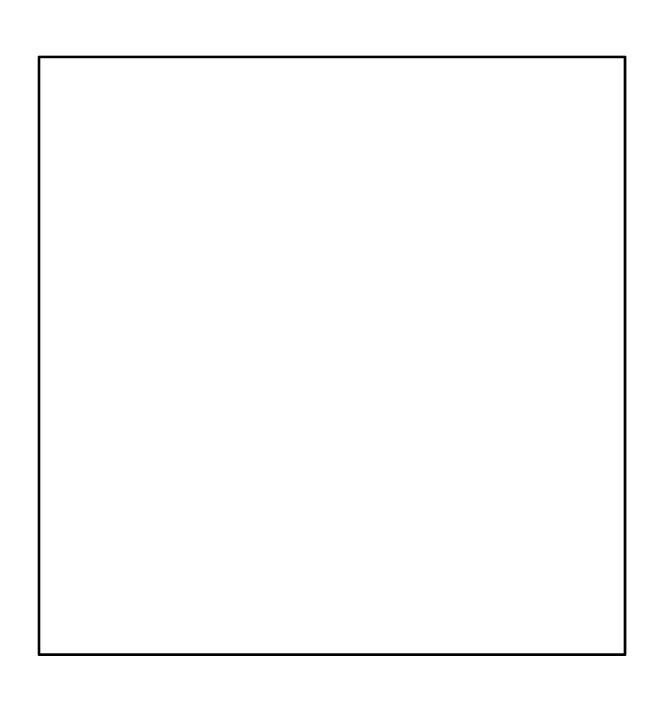
第1.13-25図 ホース敷設図(海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は 可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給)



第1.13-26図 ホース敷設図 (代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型 ポンプによる西側淡水貯水設備への補給)



第1.13-27図 ホース敷設図(淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型 ポンプによる西側淡水貯水設備への補給)



第1.13-28図 ホース敷設図(海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプ による西側淡水貯水設備への補給)

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (1/9)

技術的能力審査基準(1.13)	番号	設置許可基準規則(第 56 条) 技術基準規則(第 71 条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等が処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要なすが適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。	1	【本文】 設計基準事故の収束に必要な 水源とは別に、重大事故等の 収束に必要となる十分な量の 水を有する水源を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。 【本文】 設計基準事故の収束に必要なる十分な量の水を確保することに加えて、発電用原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を施設しなければならない。	8
【解釈】 1 「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要となりに掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。		【解釈】 1 第 56 条に規定する「設計 基準事故の収束に必要な水源 とは別に、重大事故等の収束 に必要となる十分な量の水を 有する水源を確保することに 加えて、発電用原子炉施設に は、設計基準事故対処設備及 び重大事故等が収束に必要と なる十分な量の水を供給する ために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと 同等以上の効果を有する措置 を行うための設備をいう。	_
a) 想定される重大事故等の 収束までの間、十分な量の水 を供給できる手順等を整備す ること。	2	a) 想定される重大事故等の 収束までの間、十分な量の水 を供給できること。	9
b)複数の代替淡水源(貯水槽、ダム又は貯水池等)が確保されていること。	3	b)複数の代替淡水源(貯水 b)複数の代替淡水源(貯水 槽、ダム又は貯水池等)が確 槽、ダム又は貯水池等)が確保されていること。 保されていること。	10
c) 海を水源として利用でき ること。	4	c) 海を水源として利用でき c) 海を水源として利用でき ること。 ること。	11)
d) 各水源からの移送ルート が確保されていること。	5	d) 各水源からの移送ルート d) 各水源からの移送ルート が確保されていること。 が確保されていること。	12
e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておく こと。	6	e)代替水源からの移送ホー e)代替水源からの移送ホース及びポンプを準備しておくス及びポンプを準備しておくこと。	(13)
f) 水の供給が中断すること がないよう、水源の切替え手 順等を定めること。	7	f)原子炉格納容器を水源と する再循環設備は、代替再循 環設備等により、多重性又は 多様性を確保すること。 (PWR) f)原子炉格納容器を水源と する再循環設備は、代替再循 環設備等により、多重性又は 多様性を確保すること。 (PWR)	_

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (2/9)

	審査基準の要求に適合	自主対策設備					
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称	
	代替淡水貯槽	新設				格納容器頂部注水系(常 設)(常設低圧代替注水 ポンプ)	
(常設に	低圧代替注水系(常設) (常設低圧代替注水系ポン プ)	既設 新設			(常設仏	,,,,	
 代替淡	代替格納容器スプレイ冷却 系(常設)(常設低圧代替 注水系ポンプ)	既設 新設			低圧代替淡		
注水系。	格納容器下部注水系(常 設)(常設低圧代替注水系 ポンプ)	既設 新設	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	_	注水系の		
(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合) 代替淡水貯槽を水源とした対応	代替燃料プール注水系(常 設低圧代替注水系ポンプ)	既設 新設	8 9		ボンプを	_	
	_	_	1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		(常設低圧代替注水系ポンプを使用する場合) 代替淡水貯槽を水源とした対応		
	サプレッション・チェンバ	既設					
	高圧代替注水系(常設高圧 代替注水系ポンプ)	既設 新設					
	原子炉隔離時冷却系 (原子炉隔離時冷却系ポンプ)	既設					
サプ	高圧炉心スプレイ系 (高圧 炉心スプレイ系ポンプ)	既設					
レッショ	残留熱除去系(残留熱除去 系ポンプ)	既設					
ン・チ	低圧炉心スプレイ系 (低圧 炉心スプレイ系ポンプ)	既設					
エンバを	代替循環冷却系(代替循環 冷却系ポンプ)	既設 新設		_	_	_	
を水源とした対応	_	_					

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(3/9)

	重大事故等対処設備 審査基準の要求に適					自主対策設備				
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称				
	西側淡水貯水設備	新設				格納容器頂部注水系(可搬型)(可搬型代替注水中型				
	可搬型代替注水中型ポンプ	新設				ポンプ,ホース・接続口等)				
	ホース・接続口	新設								
西側淡	低圧代替注水系配管・弁	新設			西側淡					
水貯	格納容器圧力逃がし装置配 管・弁	新設	(1) (2) (3) (6)		水貯					
水設備を	燃料給油設備	新設	6 7	_	設備を					
を水源とし	低圧代替注水系(可搬型) (可搬型代替注水中型ポン プ,ホース・接続口等)	既設 新設	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		水設備を水源とし	_				
た対応	代替格納容器スプレイ冷却 系(可搬型)(可搬型代替 注水中型ポンプ,ホース・ 接続口等)	既設 新設	13		た対応					
	格納容器下部注水系(可搬型) (可搬型代替注水中型ポンプ,ホース・接続口等)	既設 新設								
	代替燃料プール注水系 (可 搬型代替注水中型ポンプ, ホース・接続口等)	既設 新設								
	代替淡水貯槽	新設				格納容器頂部注水系 (可搬型) (可搬型代替注水大型				
	可搬型代替注水大型ポンプ	新設				ポンプ, ホース・接続口 等) 				
(可 搬	ホース・接続口	新設			(可 搬					
搬型代数	低圧代替注水系配管・弁	新設			搬型代券					
替注水大	格納容器圧力逃がし装置配 管・弁	新設			替注水大					
八型ポン槽を水	燃料給油設備	新設	6 7	_	型ポル					
アプを使	低圧代替注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポン プ,ホース・接続口等)	既設 新設	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		アプを使	_				
型代替注水大型ポンプを使用する場合)代替淡水貯槽を水源とした対応	代替格納容器スプレイ冷却 系(可搬型)(可搬型代替 注水大型ポンプ,ホース・ 接続口等)	既設 新設	<u> </u>		型代替注水大型ポンプを使用する場合)代替淡水貯槽を水源とした対応					
ם)	格納容器下部注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポンプ,ホース・接続口等)	既設 新設			<u>"</u> "					
	代替燃料プール注水系 (可 搬型代替注水大型ポンプ, ホース・接続口等)	既設 新設								

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(4/9)

	重大事故等対処設備 審査基準の要求に適	量を使用し 合するた	た手段 めの手段			自主対策設備		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称		
						多目的タンク		
						ろ過水貯蔵タンク		
						原水タンク		
					淡水タ	純水貯蔵タンク		
					ンクを	可搬型代替注水中型ポンプ		
_	_	_		_	淡水タンクを水源とした対応	可搬型代替注水大型ポンプ		
					た対応	多目的タンク配管・弁		
						ホース・接続口		
						格納容器圧力逃がし装置配 管・弁		
						燃料給油設備		
_	_			_		_		

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (5/9)

	重大事故等対処設備 審査基準の要求に適合		•			自主対策設備			
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称			
	可搬型代替注水大型ポンプ 非常用取水設備	新設新設				格納容器頂部注水系(可打型)(可搬型代替注水大型ボンプ,ホース・接続口等)			
	ホース・接続口	新設	-			(大替残留熱除去系海水系			
	低圧代替注水系配管・弁	新設				(可搬型代替注水大型ポ プ,ホース・接続口等)			
	燃料給油設備	新設				高圧炉心スプレイ系ディ			
	低圧代替注水系(可搬型) (可搬型代替注水大型ポン プ,ホース・接続口等)	既設 新設				ゼル発電機海水系(高圧 心スプレイ系ディーゼル 電機用海水ポンプ)			
	代替格納容器スプレイ冷却 系(可搬型)(可搬型代替 注水大型ポンプ,ホース・ 接続口等)	ホース・接続 日寺) ・ 格納容器スプレイ冷却 (可搬型)(可搬型代替 既設 ・ 大型ポンプ, ホース・ 新設		代替2C非常用ディーゼ 発電機海水系(可搬型代: 注水大型ポンプ,ホース 接続口等)					
	格納容器下部注水系 (可搬型) (可搬型代替注水大型ポンプ, ホース・接続口等)	既設 新設				代替2D非常用ディーゼ 発電機海水系(可搬型代 注水大型ポンプ,ホース 接続口等)			
海	代替燃料プール注水系(可 搬型代替注水大型ポンプ, ホース・接続口等)	既設 新設	1 2		海	代替高圧炉心スプレイ系 ィーゼル発電機海水系(搬型代替注水大型ポンプ ホース・接続口等)			
を水源	残留熱除去系海水系 (残留 熱除去系海水系ポンプ)	既設	(4) (5) (6)		を水源				
海を水源とした対	緊急用海水系 (緊急用海水ポンプ)	既設 新設	7 8	_	を水源とした対				
た対応	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用)	新設	(1) (2) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1		新設				
	放水砲	新設							
	ホース	新設							
	泡消火薬剤容器(大型ポン プ用)	新設							
	泡混合器	新設							
	2 C非常用ディーゼル発電機海水系(2 C非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ)	既設				_			
	2 D非常用ディーゼル発電 機海水系(2 D非常用ディ ーゼル発電機用海水ポン プ)	既設							
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ)	既設							
	代替燃料プール冷却系(代 替燃料プール冷却系ポン プ)	既設 新設							

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (6/9)

	重大事故等対処設備 審査基準の要求に適行	を使用し	た手段 めの手段			自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
をほ を と	ほう酸水貯蔵タンク	既設				
水源と	ほう酸水注入系 (ほう酸水 注入ポンプ)	既設	① ② 8 9	_	_	_
を水源とした対応ほう酸水貯蔵タンク	-	-	(8) (9)			
	可搬型代替注水中型ポンプ	新設			可(可搬型代替注水中型ポンプ
(西側淡:	西側淡水貯水設備	新設			 搬水 代タ	可搬型代替注水大型ポンプ
水代替水の	ホース	新設			替注水大型ポ 大力を水源と 代替淡水貯槽	多目的タンク
(側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポーツでは多代替淡水貯槽への補給) による代替淡水貯槽への補給) による代替淡水貯槽へ水を補給するための対応	水を彩	大水水 型源貯 ポと槽	ろ過水貯蔵タンク			
替淡水で	燃料給油設備	新設	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		ンしへ	原水タンク
貯槽で加			8 9		アによる代記の報知代は	純水貯蔵タンク
の補給を			12 13		替替る 淡注た 水水め	多目的タンク配管・弁
の対応	-	_			貯中の 槽型対 へポ応	ホース
型ポン					の補 お お は	代替淡水貯槽
プ					は	燃料給油設備
 可 搬 型 (可搬型代替注水中型ポンプ	新設				
代海替を代法が	可搬型代替注水大型ポンプ	新設				
水大型ポープが水野槽	非常用取水設備	新設				
1) / PI o	ホース	新設	② ④ ⑤			
の撮型代替注水中型の撮型代替注水中型の場合であるため	代替淡水貯槽	新設		_	_	_
代注する	燃料給油設備	新設	9 11) 12			
水貯槽への補給	_	_	(3)			

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (7/9)

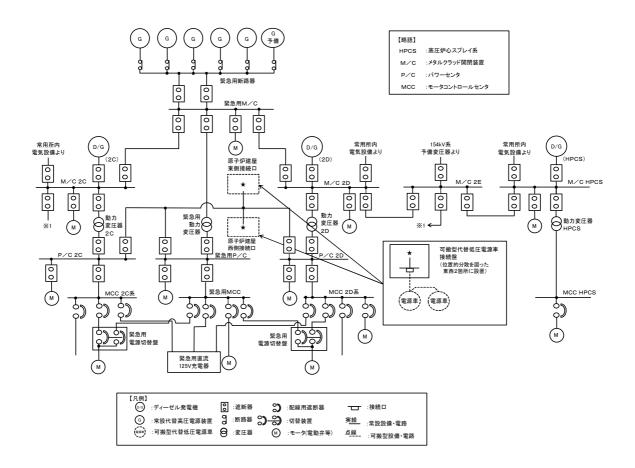
	重大事故等対処設備 審査基準の要求に適	iを使用し 合するたと	た手段 めの手段		自主対策設備				
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称			
	可搬型代替注水大型ポンプ	新設				可搬型代替注水大型ポンプ			
(代替西	代替淡水貯槽	新設			(淡 水西	多目的タンク			
(代替淡水貯槽を水源と」 西側淡水貯水設備へ	ホース	新設			タ側 にン淡	ろ過水貯蔵タンク			
である。	西側淡水貯水設備	新設	1 2 3		よク水 るを貯 西水水 側源設				
淡水貯・	燃料給油設備	新設	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	_	淡水けた	純水貯蔵タンク			
水設備型を補給			8 9 10		水設備へがを補給する	多目的タンク配管・弁			
への補紅			(1) (1) (3)		備への補給)	ホース			
小貯水設備への補給)小水を補給するための対応	_	_			型対	西側淡水貯水設備			
ポン プ					ポポンプ	燃料給油設備			
						_			
	可搬型代替注水大型ポンプ	新設							
	非常用取水設備	新設							
	ホース	新設							
(西海側	西側淡水貯水設備	新設							
による所による所	燃料給油設備	新設							
る西側淡水貯水設備への補給)源とした可搬型代替注水大型ポンプ貯水設備へ水を補給するための対応	_	_	D⊗4666⊗9###	_		_			

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (8/9)

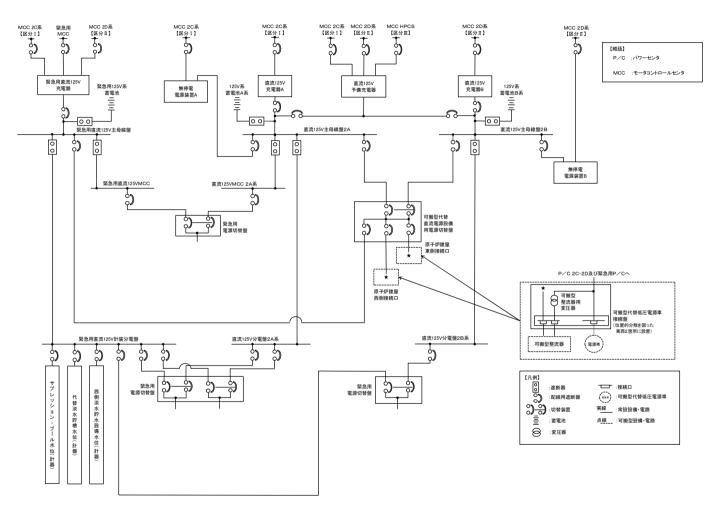
	重大事故等対処設備 審査基準の要求に適					自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
水	西側淡水貯水設備	新設			水。源	多目的タンク
(代報	可搬型代替注水中型ポンプ	新設	1		代を	ろ過水貯蔵タンク
音淡 野水	可搬型代替注水大型ポンプ	新設	- 淡 水替 貯之		原水タンク	
水貯槽なるた	代替淡水貯槽	新設			か槽る いたへた	純水貯蔵タンク
貯水設備から補給している場合)(代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え源を切り替えるための対応(淡水から海水	非常用取水設備	新設			がら補給がるためのこ	可搬型代替注水中型ポンプ
補おる	ホース	新設	① ⑦ ⑧	_	対してる水	可搬型代替注水大型ポンフ
している場合) 水源の切替え (淡水から海水	燃料給油設備	新設			水源の場場の場合	代替淡水貯槽
る場合がら海			1		(別替えが)の海	非常用取水設備
					(水	多目的タンク配管・弁
(西側淡水への切替え	_	_			水の	ホース
例淡水()					ン替 クえ)	燃料給油設備
水源	代替淡水貯槽	新設			水源	多目的タンク
(西側	可搬型代替注水大型ポンプ	新設			(西側	ろ過水貯蔵タンク
淡水り	西側淡水貯水設備	新設				原水タンク
小貯水気 標が表	非常用取水設備	新設			ン貯べるた	純水貯蔵タンク
からt めの	ホース	新設			がら備へが	可搬型代替注水大型ポンプ
無補 結 治 治 十	燃料給油設備	新設	① ⑦ ⑧	_	給補応した	西側淡水貯水設備
ている水(淡水			8		ている水	非常用取水設備
淡水貯槽から補給している場合))(西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替水源を切り替えるための対応(淡水から海水、					(西側淡水貯水設備へ補給している場合))水源を切り替えるための対応(淡水から海水への	多目的タンク配管・弁
<i>→</i> ' `	_	_			切替っ	ホース
0)					(淡水の切替え)	燃料給油設備
(代替え)					水気	_
(サイン) サイン) サイン)	代替淡水貯槽	新設				
が水が	サプレッション・チェンバ	既設				
ション・源(代替り	低圧代替注水系(常設) (常設低圧代替注水系ポン プ)	既設 新設				
サプレッション・チェンバ)(外部水源(代替淡水貯槽) 水源を切り替えるため	代替格納容器スプレイ冷却 系(常設)(常設低圧代替 注水系ポンプ)	既設 新設	① ⑦ ⑧	_	_	_
ハ への対し	代替循環冷却系 (代替循環 冷却系ポンプ)	既設 新設				
() への切替え))から内部水源めの対応	_	_				

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (9/9)

技術的能力審査基準(1.13)	適合方針
【本文】 発電用原子炉設置者において、設計基準事故の収束に 必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる 十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、 設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対し て重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給 するために必要な手順等が適切に整備されているか、 又は整備される方針が適切に示されていること。	設計基準事故の収束に必要な水源であるサプレッション・チェンバとは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備及びほう酸水貯蔵タンクに確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となるサプレッション・チェンバ、代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、海水及びほう酸水貯蔵タンクによる十分な量の水を供給するために必要な手順等を整備する。
【解釈】 1 「設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を供給するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	_
a) 想定される重大事故等の収束までの間、十分な量 の水を供給できる手順等を整備すること。	想定される重大事故等の収束までの間,重大事故等の収束に必要な水源であるサプレッション・チェンバ,代替淡水貯槽,西側淡水貯水設備,海水及びほう酸水貯蔵タンクによる十分な量の水を供給できる手順等を整備する。
b)複数の代替淡水源(貯水槽、ダム又は貯水池等) が確保されていること。	複数の代替淡水源として、代替淡水貯槽、西側淡水 貯水設備及び淡水タンクを確保する。
c)海を水源として利用できること。	海水取水箇所 (SA用海水ピット) から可搬型代替 注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプを用い て海水を取水することにより,海を水源として利用す る。
d) 各水源からの移送ルートが確保されていること。	構内のアクセスルートの状況を考慮してホースを敷設することで、代替水源である代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、淡水タンク及び海(海水取水箇所(SA用海水ピット))からの移送ルートを確保する。
e) 代替水源からの移送ホース及びポンプを準備して おくこと。	代替水源である代替淡水貯槽,西側淡水貯水設備,淡水タンク及び海(海水取水箇所(SA用海水ピット))からの水の移送に使用するホース,可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプは,南側保管場所及び西側保管場所にホース接続に必要な使用工具とともに準備する。
f) 水の供給が中断することがないよう、水源の切替え手順等を定めること。	水の供給が中断することがないように、淡水から海水へ水源を切り替える手順等及び外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への供給に切り替える手順等を整備する。



第1図 対応手段として選定した設備の電源構成図(交流電源)



第2図 対応手段として選定した設備の電源構成図(直流電源)

添付資料 1.13.3

自主対策設備仕様

機器名称	常設/可搬	耐震性	容量	揚程	個数
ろ過水貯蔵タンク	常設	Cクラス	約 1,500m ^{3※1}	_	1 基
多目的タンク	常設	Cクラス	約 1,500m ^{3※1}	_	1 基
復水貯蔵タンク	常設	Bクラス	約 2,000m ³ (1 基当たり) ^{※1}	_	2 基
原水タンク	常設	Cクラス	約 1,000m ^{3※1}	_	1 基
純水貯蔵タンク	常設	Cクラス	約 500m ^{3※1}	_	1 基

※1:公称値を示す。

重大事故対策の成立性

- 1. 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水
 - (1) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水
 - a. 操作概要

災害対策本部長代理は,西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水が必要な状況において,水源の確保(西側淡水貯水設備への可搬型代替注水中型ポンプ設置)及び接続口(ホース接続箇所)を選定し,送水ルートを決定する。

現場では、指示された送水ルートを確保した上で、西側淡水貯水設備を水源として可搬型代替注水中型ポンプにより送水する。

b. 作業場所

屋外(常設代替高圧電源装置置場東側周辺,常設代替高圧電源装置置場西側周辺,原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,格納容器圧力逃がし装置格納槽周辺,取水箇所(西側淡水貯水設備)周辺)

- c. 必要要員数及び所要時間
- (a) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 高所東側接続口又は高所西側接続口を使用した送水

西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水(原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイ)として,高所東側接続口又は高所西側接続口を使用した送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:「高所東側接続口を使用した場合」8名(重大 事故等対応要員8名)

> 「高所西側接続口を使用した場合」8名(重大 事故等対応要員8名)

所要時間目安^{*1}:「高所東側接続口を使用した場合」150分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含

ts)

「高所西側接続口を使用した場合」140分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含 な)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

(b) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる 原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を使用した送水 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送 水(原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納 容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの 注水/スプレイ)として,原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側 接続口を使用した送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数: 「原子炉建屋東側接続口を使用した場合」8名 (重大事故等対応要員8名)

> 「原子炉建屋西側接続口を使用した場合」8名 (重大事故等対応要員8名)

所要時間目安**1:「原子炉建屋東側接続口を使用した場合」320 分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷 設を含む) 「原子炉建屋西側接続口を使用した場合」205分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

(c) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用した送水 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送 水(フィルタ装置スクラビング水補給)として,フィルタ装置スクラ ビング水補給ライン接続口を使用した送水に必要な要員数,所要時間 は以下のとおり。

必要要員数 :8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安^{※1}:175分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明、ヘッドライト及びLEDライトにより、夜間における作業性を確保している。また、放射性物質が放出される可能性があることから、操作は放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋、タイベック)を着用又は携行して作業を行う。温度についても、作業は屋外のため支障はない。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 可搬型代替注水中型ポンプからのホース接続は, 汎用の結

合金具を使用して容易に接続可能である。また、作業エリア周辺には、支障となる設備はなく、十分な作業スペース を確保している。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。

- 2. 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
 - (1) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
 - a. 操作概要

災害対策本部長代理は、代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水が必要な状況において、水源の確保(代替淡水貯槽への可搬型代替注水大型ポンプ設置)及び接続口(ホース接続箇所)を 選定し、送水ルートを決定する。

現場では、指示された送水ルートを確保した上で、代替淡水貯槽を水源として可搬型代替注水大型ポンプにより送水する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,常設代替高圧電源 装置置場東側周辺,常設代替高圧電源装置置場西側周辺,格納 容器圧力逃がし装置格納槽周辺,取水箇所(代替淡水貯槽)周 辺)

c. 必要要員数及び所要時間

(a) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる原子 炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を使用した送水 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水 (原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容 器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注 水/スプレイ)として,原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接 続口を使用した送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数 : 「原子炉建屋東側接続口を使用した場合」8名(重大事故等対応要員8名)

「原子炉建屋西側接続口を使用した場合」8名

(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安^{*1}:「原子炉建屋東側接続口を使用した場合」535 分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷 設を含む)

「原子炉建屋西側接続口を使用した場合」170分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

(b) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる高所 東側接続口又は高所西側接続口を使用した送水

代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水 (原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容 器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注 水/スプレイ)として,高所東側接続口又は高所西側接続口を使用し た送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数 : 「高所東側接続口を使用した場合」8名(重大事故等対応要員8名)

「高所西側接続口を使用した場合」8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安^{**1}:「高所東側接続口を使用した場合」215 分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含 む)

> 「高所西側接続口を使用した場合」175分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

(c) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用した送水代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水(フィルタ装置スクラビング水補給)として、フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用した送水に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数 :8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安*1:180分以内(放射線防護具着用,移動及びホー

ス敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。温度についても,作業は屋外のため支障はない。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 可搬型代替注水大型ポンプからのホース接続は, 汎用の結合金具を使用して容易に接続可能である。また, 作業エリア周辺には, 支障となる設備はなく, 十分な作業スペースを確保している。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。

- 3. 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水
 - (1) 淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水

a. 操作概要

災害対策本部長代理は,淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水が必要な状況において,水源の確保(淡水タンクへの可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ設置)及び接続口(ホース接続箇所)を選定し,送水ルートを決定する。

現場では、指示された送水ルートを確保した上で、淡水タンクを水源として可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより送水する。

b. 作業場所

屋外(格納容器圧力逃がし装置格納槽周辺,取水箇所(淡水タンク) 周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる送水(フィルタ装置スクラビング水補給)として、フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口を使用した送水に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数 :8名(重大事故等対応要員8名)

所要時間目安**1:165分以内(放射線防護具着用,移動及びホース

敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。温度についても,作業は屋外のため支障はない。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ からのホース接続は、汎用の結合金具を使用して容易に接 続可能である。また、作業エリア周辺には、支障となる設 備はなく、十分な作業スペースを確保している。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。

- 4. 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
 - (1) 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水
 - a. 操作概要

災害対策本部長代理は、海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水が必要な状況において、水源の確保(海水取水箇所(SA用海水ピット)への可搬型代替注水大型ポンプ設置)及び接続口(ホース接続箇所)を選定し、送水ルートを決定する。

現場では、指示された送水ルートを確保した上で、海を水源として可 搬型代替注水大型ポンプにより送水する。

b. 作業場所

屋外(原子炉建屋東側周辺,原子炉建屋西側周辺,常設代替高圧電源装置置場東側周辺,常設代替高圧電源装置置場西側周辺,取水 箇所(SA用海水ピット)周辺)

- c. 必要要員数及び所要時間
- (a) 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を使用した送水

海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水(原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイ)として、原子炉建屋東側接続口又は原子炉建屋西側接続口を使用した送水に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数: 「原子炉建屋東側接続口を使用した場合」8名 (重大事故等対応要員8名)

> 「原子炉建屋西側接続口を使用した場合」8名 (重大事故等対応要員8名)

所要時間目安^{*1}:「原子炉建屋東側接続口を使用した場合」370 分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷 設を含む)

> 「原子炉建屋西側接続口を使用した場合」310分 以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷設 を含む)

> ※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

(b) 海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる高所東側接続口 又は高所西側接続口を使用した送水

海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水(原子炉圧力容器への注水,原子炉格納容器内の冷却,原子炉格納容器下部への注水,原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイ)として,高所東側接続口又は高所西側接続口を使用した送水に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数:「高所東側接続口を使用した場合」8名(重大 事故等対応要員8名)

> 「高所西側接続口を使用した場合」8名(重大 事故等対応要員8名)

所要時間目安**1:「高所東側接続口を使用した場合」220分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む)

> 「高所西側接続口を使用した場合」225 分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含 te)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。温度についても,作業は屋外のため支障はない。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 可搬型代替注水大型ポンプからのホース接続は,汎用の結合金具を使用して容易に接続可能である。また,作業エリア周辺には,支障となる設備はなく,十分な作業スペースを確保している。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。

- 5. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水 貯槽への補給
 - (1) 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替 淡水貯槽への補給

a. 操作概要

災害対策本部長代理は,可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給が必要な状況において,水源を選定し,補給ルートを決定する。

現場では、指示された補給ルートを確保した上で、可搬型代替注水中 型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプにより補給する。

b. 作業場所

屋外 (代替淡水貯槽周辺, 取水箇所 (西側淡水貯水設備, 淡水タンク, SA用海水ピット) 周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

西側淡水貯水設備,淡水タンク及び海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給として、水源ごとの補給に必要な要員数、所要時間は以下のとおり。

必要要員数: 「西側淡水貯水設備を水源とした場合」9名(重 大事故等対応要員8名, 運転員等1名)

「淡水タンクを水源とした場合」9名(重大事故等対応要員8名,運転員等1名)

「海を水源とした場合」9名(重大事故等対応要員8名,運転員等1名)

所要時間目安^{**1}:「西側淡水貯水設備を水源とした場合」160分以 内(放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含 「淡水タンクを水源とした場合」165分以内(放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む) 「海を水源とした場合」160分以内(放射線防護 具着用,移動及びホース敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。温度についても,作業は屋外のため支障はない。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性: 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ からのホース接続は,汎用の結合金具を使用して容易に接 続可能である。また,作業エリア周辺には,支障となる設 備はなく,十分な作業スペースを確保している。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。

- 6. 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給
 - (1) 可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給
 - a. 操作概要

災害対策本部長代理は,可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給が必要な状況において,水源を選定し,補給ルートを決定する。

現場では、指示された補給ルートを確保した上で、可搬型代替注水大型ポンプにより補給する。

b. 作業場所

屋外(常設代替高圧電源装置置場周辺,取水箇所(代替淡水貯槽,淡水タンク,SA用海水ピット)周辺)

c. 必要要員数及び所要時間

代替淡水貯槽,淡水タンク及び海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給として,水源ごとの補給に必要な要員数,所要時間は以下のとおり。

必要要員数: 「代替淡水貯槽を水源とした場合」9名(重大事 故等対応要員8名,運転員等1名)

> 「淡水タンクを水源とした場合」9名(重大事故 等対応要員8名,運転員等1名)

> 「海を水源とした場合」9名(重大事故等対応要員8名,運転員等1名)

所要時間目安^{*1}:「代替淡水貯槽を水源とした場合」165分以内 (放射線防護具着用,移動及びホース敷設を含 _{なと})

「淡水タンクを水源とした場合」150分以内(放

射線防護具着用,移動及びホース敷設を含む) 「海を水源とした場合」220分以内(放射線防護 具着用,移動及びホース敷設を含む)

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性について

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,夜間における作業性を確保している。また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋,タイベック)を着用又は携行して作業を行う。温度についても,作業は屋外のため支障はない。

移動経路:車両のヘッドライトのほか、ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

操作性 : 可搬型代替注水大型ポンプからのホース接続は, 汎用の結合金具を使用して容易に接続可能である。また, 作業エリア周辺には, 支障となる設備はなく, 十分な作業スペースを確保している。

連絡手段:衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,P H S端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。



可搬型代替注水大型ポンプ



車両の作業用照明



ホース接続訓練



東海港での送水訓練 (ホース敷設)



東海港での送水訓練 (水中ポンプユニット設置)



車両操作訓練(ポンプ起動)



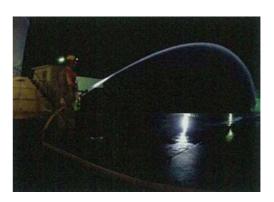
可搬型代替注水中型ポンプ



ホース敷設訓練



夜間での送水訓練 (ポンプ設置)



夜間での送水訓練(放水)



放射線防護具着用による送水訓練 (交代要員参集)



放射線防護具着用による送水訓練 (水中ポンプユニット設置)

7. 水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における放射線量等の影響について

重大事故等対策の有効性評価における水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業の成立性を確認するため、作業員の実効線量評価を行う。

a. 想定シナリオ

被ばく線量の観点で最も厳しくなる格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)」で想定される事故シーケンスグループ等のうち、代替循環冷却系を使用できない場合を想定した事故シナリオを選定する。

b. 作業時間帯

屋外の放射線量が高い場合は緊急時対策所にて待機し、事象進展の状況や屋外の放射線量等から、作業員の被ばく低減と、屋外作業早期開始による正と負の影響を考慮した上で、総合的に判断する。実効線量評価においては、保守的な評価とする観点から、屋外作業実施が可能と考えられる線量率に低減する格納容器ベント実施3時間後とする。

c. 被ばく経路

水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業における評価対象とする被ばく経路を第1表に示す。

d. その他(温度及び湿度)

「雰囲気圧力・温度による静的負荷(格納容器過圧・過温破損)(代替循環冷却系を使用できない場合)」発生時に必要な水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業は屋外作業であることから、温度、湿度の観点で作業環境は問題とならない。

第1表 評価対象とする被ばく経路(格納容器ベント実施後の屋外作業)

評価経路	評価内容
原子炉格納容器から 原子炉建屋に漏えいする 放射性物質	原子炉建屋内の放射性物質からのガンマ線による被ばく(直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による外部被ばく)
	大気中へ放出された放射性物質からのガンマ線による被ばく (クラウドシャインによる外部被ばく)
大気中へ放出される 放射性物質	大気中へ放出された放射性物質の吸入摂取による内部被ばく
	地表に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく (グランドシャインによる外部被ばく)
格納容器圧力逃がし装置 格納槽内の放射性物質 ^{※1}	格納容器圧力逃がし装置の格納槽内の放射性物質からのガン マ線による外部被ばく(直接ガンマ線による外部被ばく)

※1:西側淡水貯水設備付近の作業は格納槽から距離が離れているため考慮しない。

e. 主な評価条件及び評価結果

主な評価条件及び被ばく線量の確認結果を第2表,可搬型代替注水中型ポンプによる水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業のタイムチャートを第3表に示す。水源の補給準備・補給作業における作業員の実効線量は約61mSv,燃料の給油準備・給油作業における作業員の実効線量は約26mSvとなり,作業可能である。

第2表 主な評価条件及び被ばく線量の確認結果

	屋外作業		水貯水設備を水源とした による代替淡水貯槽への	燃料の給油準備・給油作業					
	座/四米	補給準	備作業	補給	作業	AA NI MAA MAA ILA MA	AL AL ALAMA		
		ポンプ設置等作業	ホース敷設等作業	補給準備作業	補給監視作業	給油準備作業	給油作業 		
	線量評価点	西側淡水貯水設備 付近	代替淡水貯槽 付近		貯水設備 近		水貯水設備 寸近		
	作業時間帯		格納容器ベント実	至施 3 時間後以降		格納容器ベント	実施3時間後以降		
	作業時間 (移動時間含む)	75 分 (約 1.3 時間)	65 分 (約 1.1 時間)	20 分 (約 0.4 時間)	360 分 (6.0 時間) **1	90 分 (1.5 時間)	175 分(25 分×7 回) (約 2.9 時間)		
(1	線量率 各納容器ベント実施 3 時間後)	約 6.0mSv/h	約 15mSv/h	約 6.0	mSv/h	約 6.	0mSv/h		
	実効線量(マスク考慮)		約 61	約 26mSv					
+	原子炉格納容器から原子炉建 屋内に漏えいする放射性物質		GGP2Rコードを用い	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		, . =	考慮し,直接ガンマ線につい -GP2Rコードを用いて作		
主な									
作 格納容器圧力逃がし装置格納 権内の放射性物質 ・格納容器圧力逃がし装置格納槽内に取り込まれた放射性物質からの直接ガンマ線による被ばくは、フィルタ装置の位置、形状等を考慮作業員の実効線量を評価 評価に当たっては、QAD-CGGP2Rコードを用いた。									

※1:代替淡水貯槽への補給時間は約21時間であるが、対応要員は2時間ごとに交代する(評価時間は対応要員のうち最も作業時間が長くなる360分とする)。

1.13 - 356

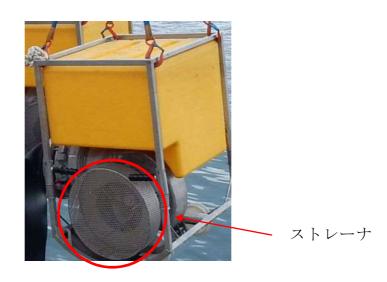
第3表 可搬型代替注水中型ポンプによる水源の補給準備・補給作業及び燃料の給油準備・給油作業のタイムチャート

作業内容	対応要員数	1時間								2時間						3時間							
		出	出動準備																				
					ホースホ	積込み	,移動 卸し	,															
						西側		水設値ノプ設	開蓋開放, 置														
										ホ	- 1	ス敷設											
西側淡水貯水設備を 水源とした可搬型代										移真	動												
										T		ŕ	大替淡水 原	- 坾槽蓋開	放								
替注水中型ポンプに	8名										T						ホー	ス接続					
よる代替淡水貯槽へ				ポンフ	プ等設置	置作業	75分													補給	準備	!	
の補給準備作業			(西側淡	水貯水	設備居	辺作業	業)	•													補給開始	台
													ホース	、敷設等	上 作業	655							
											T		(代替)		_				1				
																			補	#給準作 20°	備作業		
											t							(西側	川淡水		刀 設備周i		
燃料の給油準備作業	2名											燃料の	給油準備	 情作業	90分)(西	側淡水	貯水設	備周	辺)			
16-246-1			-		4 0 174	DD	· · ·							0.0 =							0.1	- 11- 111	
作業内容	対応要員数	100/\			10時	間			1007					20時	f间	1.0	201				2	5時間	
西側淡水貯水設備を	2名	120分	100	2 ()					120分	10	۰ ۸					12	20分 	100	^				
水源とした可搬型代	2名		120)分		- \				12	0分							120	分	20.1			
替注水中型ポンプに よる代替淡水貯槽へ	2名				1205	र्गे							120分	100	/\					60 分			
の補給監視作業	2名						120分		- // >//:					120	分								
	計8名						補糸	含監 視	見作業 12	260分	(最	:大1名	: 360分)										
燃料の給油作業	2名		 	燃	料の給	油作業	美 【 <i>7</i>	水の剤	▲ 甫給監視作	業時間	 の)うち1	75 分(:	↓ 25 分/	回×	↓ 7 回)	 	├ -					

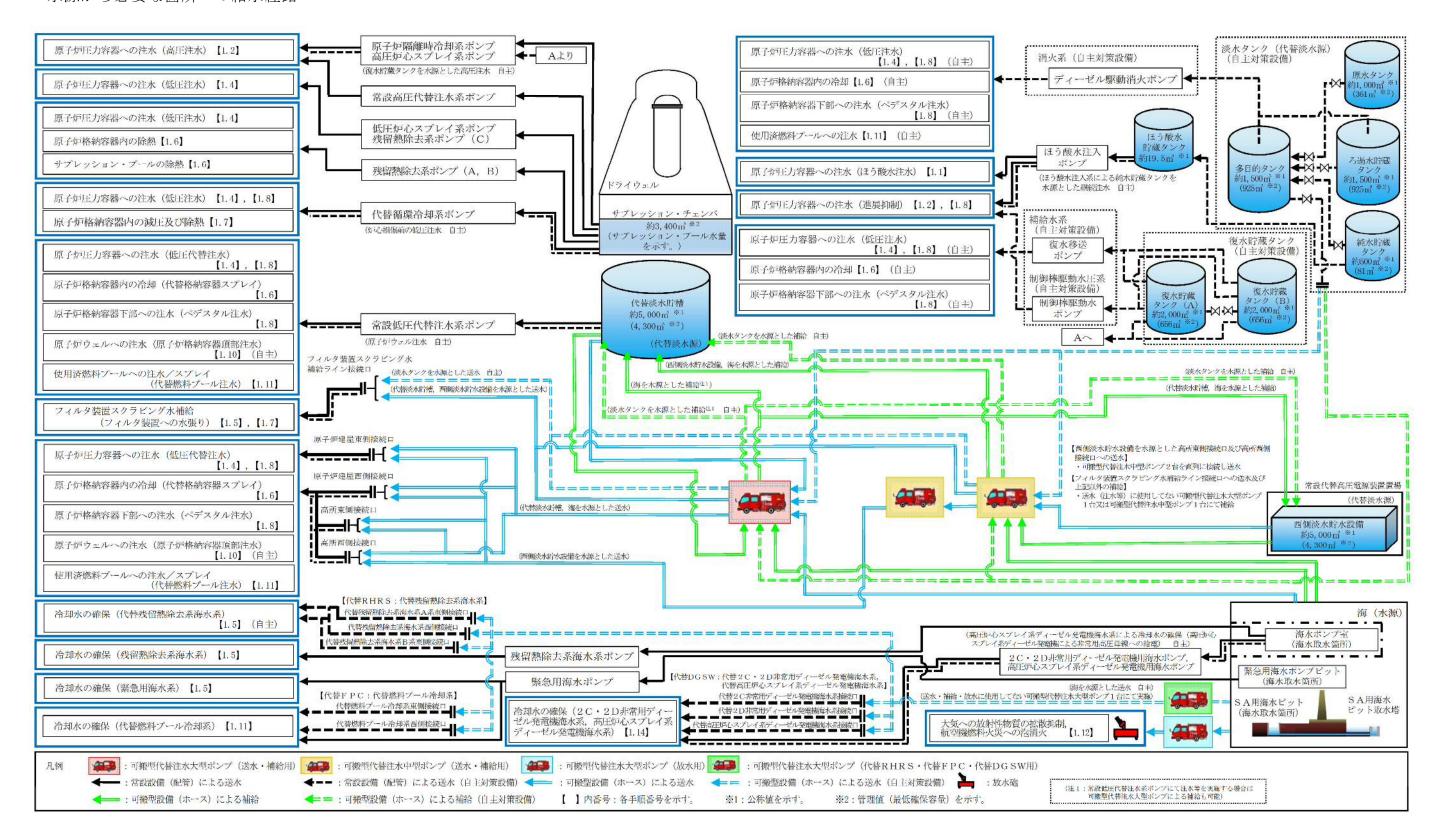
8. 取水源からの取水時の異物管理について

重大事故等時には、常設設備の水源より原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却、原子炉格納容器下部への注水、原子炉ウェルへの注水及び使用済燃料プールへの注水/スプレイを実施するが、常設設備の水源は水量が有限であるため、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽、西側淡水貯水設備、淡水タンク及び海(海水取水箇所(SA用海水ピット))を水源とした接続口への直接送水又は注水等で使用している水源への補給を実施する。

常設設備へ送水する際は、津波等の自然災害の影響により、取水箇所にがれき等の漂流物が浮遊又は水底に堆積していることが懸念されるが、可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプユニットについては、吸込み部を水面より低く着底しない位置に固定して設置するため、漂流物の影響を受けにくい。また、水中ポンプユニットの吸込み部にはストレーナを設置しているため、異物の吸込み防止を図ることが可能である。



可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ 付属の水中ポンプユニット



判断基準の解釈一覧

			手順	判断基準記載內容	解釈		
1.13.2.1 水源を利用した	(4)	復水貯蔵タ ンクを水源	a. 原子炉冷却材圧力バ ウンダリ高圧時の復 水貯蔵タンクを水源	(a) 原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵 タンクを水源とした原子炉圧力容器 への注水	原子炉水位低 (レベル3) 以上	原子炉水位 (狭帯域) 等にて原 子炉水位低 (レベル3) 以上	
対応手順		とした対応 手順	水灯廠グラクを水源 とした原子炉圧力容 器への注水	(b) 高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵 タンクを水源とした原子炉圧力容器 への注水	原子炉水位低 (レベル3) 以上	原子炉水位 (狭帯域) 等にて原 子炉水位低 (レベル3) 以上	
1.13.2.3 水源を切り替え	(1)	原子炉隔離 時冷却系及 び高圧炉心	a. 原子炉隔離時冷却系 による原子炉圧力容 器への注水時の水源 の切替え	-	サプレッション・プール水位 が, -50cm以下	サプレッション・プール水位指 示値が-50cm以下	
るための対応手順		スプレイ系 の水源の切 替え	b. 高圧炉心スプレイ系 による原子炉圧力容 器への注水時の水源 の切替え	_	サプレッション・プール水位 が, -50cm以下	サプレッション・プール水位指 示値が-50cm以下	

操作手順の解釈一覧

			手順		操作手順記載内容	解釈	
1.13.2.1 水源を利用した	(4)	復水貯蔵タ ンクを水源	a. 原子炉冷却材圧力。 ウンダリ高圧時の行 水貯蔵タンクを水泡	・ タンクを水源とした原士炉圧刀谷奋 ・ への注水	原子炉隔離時冷却系系統流量 指示値の上昇	原子炉隔離時冷却系系統流量が 約142m ³ /hまで上昇	
対応手順	「源を利用した して 大きがた		とした原子炉圧力を 器への注水		高圧炉心スプレイ系系統流量 指示値の上昇	高圧炉心スプレイ系系統流量が 約1,440m ³ /hまで上昇	
			a. 可搬型代替注水中3	(a) 西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる代替淡水貯槽への補給			
		代替淡水貯 槽へ水を補 給するため の対応手順	ポンプ又は可搬型付 替注水大型ポンプル よる代替淡水貯槽 の補給(淡水/海	(b) 淡水タンクを水源とした可搬型代替 注水中型ポンプ又は可搬型代替注水	代替淡水貯槽の水位が規定水 位に到達	代替淡水貯槽の有効水量が 4,300m ³ になる水位に到達	
1.13.2.2 水源へ水を補給			水)	(c) 海を水源とした可搬型代替注水中型 ポンプ又は可搬型代替注水大型ポン プによる代替淡水貯槽への補給			
するための対応 手順	(2)	西側淡水貯		(a) 代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給			
	(=/	内間である 水砂備へ水 を補給する ための対応 手順	a. 可搬型代替注水大型 ポンプによる西側 水貯水設備への補系 (淡水/海水)	(b) 淡水ダンクを水源とした可搬型代替 ・ ・ ・	西側淡水貯水設備の水位が規定水位に到達	西側淡水貯水設備の有効水量が 4,300m ³ になる水位に到達	
		丁/収		(c) 海を水源とした可搬型代替注水大型 ポンプによる西側淡水貯水設備への 補給			

弁番号及び弁名称一覧

統一名称	弁名称	弁番号	操作場所
原子炉隔離時冷却系復水貯蔵タンク水供給弁	RCIC CST水供給弁(TSW)	E51-F010 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下2階RHR(A)Hx室(管理区域)
原子炉隔離時冷却系サプレッション・プール水供給 弁	S/P水供給弁	E51-F031 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下2階RCICポンプ室(管理区域)
原子炉隔離時冷却系ポンプ出口弁	RCICポンプ出口弁	E51-F012 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下2階RCICポンプ室(管理区域)
原子炉隔離時冷却系蒸気供給弁	RCIC蒸気供給弁	E51-F045 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下2階RCICポンプ室(管理区域)
原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁	RCIC注入弁	E51-F013 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟4階東側(管理区域)
高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁(復水貯蔵タン ク)	HPCSポンプ入口弁(CST) (TSW)	E22-F001 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下1階(管理区域)
高圧炉心スプレイ系ポンプ入口弁 (サプレッション・プール)	HPCSポンプ入口弁(S/P) (TSW)	E22-F015 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟地下2階HPCSポンプ室(管理区域)
高圧炉心スプレイ系注入弁	HPCS注入弁	E22-F004 (MO)	中央制御室 原子炉建屋原子炉棟3階(管理区域)
原子炉建屋東側接続口の弁	(原子炉建屋東側接続口の弁) *1	_	屋外
原子炉建屋西側接続口の弁	(原子炉建屋西側接続口の弁) *1	_	屋外
高所東側接続口の弁	(高所東側接続口の弁) *1	_	屋外
高所西側接続口の弁	(高所西側接続口の弁) *1	_	屋外
フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口の弁	(フィルタ装置スクラビング水補給ライン接続口の弁)*1	_	屋外
予備ノズル弁	多目的タンク予備ノズル弁	TV2-428	屋外

※1:今後の検討によって弁名称は変更の可能性がある。

手順のリンク先について

重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等について、手順のリンク先を以下に取りまとめる。

リンク先一覧 (1/11)

	手順等	リンク先	
1.13.2.1 水源を利用し	た対応手順		
1.13.2.1(1) 代替淡水則	庁槽を水源とした対応手順(常設低圧代替注水系ポンプを使用するs	場合)	
1.13.2.1(1) a . 原子炽	戸冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子炉原	王力容器への注水	
		[1.4.2.1(1) a. (a)]	低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水
1. 13. 2. 1(1) a . (a)	低圧代替注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした原子 炉圧力容器への注水	[1.4.2.1(3) a. (a)]	低圧代替注水系(常設)による残存溶融炉心の冷却
		[1.8.2.2(1) a.]	低圧代替注水系(常設)による原子炉圧力容器への注水
1.13.2.1(1) b. 代替海	炎水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却		
	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による代替淡水貯槽を水	[1.6.2.1(1) a. (a)]	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容 器内へのスプレイ
1. 13. 2. 1(1) b . (a)	源とした原子炉格納容器内の冷却	[1.6.2.2(1) a. (a)]	代替格納容器スプレイ冷却系(常設)による原子炉格納容 器内へのスプレイ
1.13.2.1(1) c. 代替征	炎水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水		
1. 13. 2. 1(1) c . (a)	格納容器下部注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした 原子炉格納容器下部への注水	[1.8.2.1(1) a.]	格納容器下部注水系(常設)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水
1.13.2.1(1) d. 代替剂	炎水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水		
1. 13. 2. 1(1) d . (a)	格納容器頂部注水系(常設)による代替淡水貯槽を水源とした 原子炉ウェルへの注水	[1.10.2.1(1) a.]	格納容器頂部注水系(常設)による原子炉ウェルへの注水

リンク先一覧 (2/11)

手順等			リンク先
1.13.2.1(1) e. 代替海	炎水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ		
1. 13. 2. 1(1) e . (a)	常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水 ライン/常設スプレイヘッダ) を使用した使用済燃料プールへ の注水	[1.11.2.1(1) a.]	常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃 料プールへの注水
1.13.2.1(1) e. (b)	常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ	【1.11.2.2(1) a.】	常設低圧代替注水系ポンプによる代替燃料プール注水系 (常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの スプレイ
1.13.2.1(2) サプレッミ	ション・チェンバを水源とした対応手順		
1.13.2.1(2) a . 原子灯	戸冷却材圧力バウンダリ高圧時のサプレッション・チェンバを水源。	とした原子炉圧力容器への注	水
1. 13. 2. 1(2) a . (a)	高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした 原子炉圧力容器への注水 (中央制御室操作)	[1.2.2.1(1) a.]	中央制御室からの高圧代替注水系起動
1. 13. 2. 1(2) a . (b)	高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした 原子炉圧力容器への注水 (現場手動操作)	[1.2.2.1(1) b.]	現場手動操作による高圧代替注水系起動
1. 13. 2. 1(2) a . (c)	原子炉隔離時冷却系によるサプレッション・チェンバを水源と した原子炉圧力容器への注水 (現場手動操作)	[1.2.2.2(1) a.]	現場手動操作による原子炉隔離時冷却系起動
1. 13. 2. 1(2) a . (d)	原子炉隔離時冷却系によるサプレッション・チェンバを水源と した原子炉圧力容器への注水 (中央制御室操作)	[1.2.2.4(1)]	原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水
1.13.2.1(2) a. (e)	高圧炉心スプレイ系によるサプレッション・チェンバを水源と した原子炉圧力容器への注水	[1.2.2.4(2)]	高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水
1.13.2.1(2) a. (f)	高圧代替注水系によるサプレッション・チェンバを水源とした 原子炉圧力容器への注水 (溶融炉心のペデスタル (ドライウェ ル部) の床面への落下遅延・防止)	[1.8.2.2(1) f.]	高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水
1.13.2.1(2) b. 原子均	戸冷却材圧力バウンダリ低圧時のサプレッション・チェンバを水源。	とした原子炉圧力容器への注	水
1. 13. 2. 1(2) b . (a)		[1.4.2.3(1)]	残留熱除去系(低圧注水系)による原子炉圧力容器への注 水
1. 15. 2. 1 (2) D. (8)	残留熱除去系による原子炉圧力容器への注水	[1.4.2.1(2) a. (a)]	残留熱除去系(低圧注水系)電源復旧後の原子炉圧力容器 への注水
1. 13. 2. 1(2) b . (b)	低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水	[1.4.2.3(2)]	低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水
1.10.2.1(2) 0. (0)		[1.4.2.1(2) a. (b)]	低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水

リンク先一覧 (3/11)

手順等			リンク先
1.13.2.1(2) c . サプ	レッション・チェンバを水源とした原子炉格納容器内の除熱		
		[1.6.2.3(1)]	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格 納容器内へのスプレイ
1.13.2.1(2) c. (a)	残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系)による原子炉格納容 器内の除熱	[1.6.2.1(2) a. (a)]	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ
		[1.6.2.2(2) a. (a)]	残留熱除去系電源復旧後の原子炉格納容器内へのスプレイ
		[1.6.2.3(2)]	残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)によるサ プレッション・プールの除熱
1.13.2.1(2) c. (b)	残留熱除去系(サプレッション・プール冷却系)によるサプレ ッション・プールの除熱	[1.6.2.1(2) a. (b)]	残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱
		[1.6.2.2(2) a. (b)]	残留熱除去系電源復旧後のサプレッション・プールの除熱
1.13.2.1(2) d. サプ	ー レッション・チェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水及び原-	子炉格納容器内の除熱	
1. 13. 2. 1(2) d . (a)	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水	[1.4.2.1(1) a. (c)]	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水
1. 13. 2. 1(2) d . (b)	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却	[1.4.2.1(3) a. (b)]	代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却
1.13.2.1(2) d. (c)	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱	[1.7.2.1(1) a.]	代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱
1. 13. 2. 1(2) d . (d)	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水 (溶融炉心のペデスタル (ドライウェル部) の床面への落下遅延・防止)	[1.8.2.2(1) c.]	代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水
1.13.2.1(3) ろ過水貯	蔵タンク又は多目的タンクを水源とした対応手順		
1.13.2.1(3) a . 原子	戸冷却材圧力バウンダリ低圧時のろ過水貯蔵タンク又は多目的タンク	クを水源とした原子炉圧力容	字器への注水
		[1.4.2.1(1) a. (d)]	消火系による原子炉圧力容器への注水
1. 13. 2. 1(3) a . (a)	消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした 原子炉圧力容器への注水	[1.4.2.1(3) a. (c)]	消火系による残存溶融炉心の冷却
		[1.8.2.2(1) d.]	消火系による原子炉圧力容器への注水

リンク先一覧 (4/11)

	手順等		リンク先	
1.13.2.1(3) b. ろ過水	1.13.2.1(3) b. ろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却			
1. 13. 2. 1(3) b . (a)	消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	[1.6.2.1(1) a. (b)]	消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	
1. 13. 2. 1 (3) D . (a)	何久示による原丁が俗利在品門へのAプレイ	[1.6.2.2(1) a. (b)]	消火系による原子炉格納容器内へのスプレイ	
1.13.2.1(3) c. ろ過水	貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした原子炉格納容器下部への	の注水		
1.13.2.1(3) c. (a)	消火系によるろ過水貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした 原子炉格納容器下部への注水	[1.8.2.1(1) c.]	消火系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水	
1.13.2.1(3) d. ろ過水	貯蔵タンク又は多目的タンクを水源とした使用済燃料プールへの	主水		
1. 13. 2. 1(3) d . (a)	消火系による使用済燃料プールへの注水	【1.11.2.1(1) d.】	消火系による使用済燃料プールへの注水	
1.13.2.1(4) 復水貯蔵タ	ンクを水源とした対応手順			
1.13.2.1(4) a . 原子炉	院却材圧力バウンダリ高圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原子が	戸圧力容器への注水		
1. 13. 2. 1(4) a . (a)	原子炉隔離時冷却系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水	本資料に記載		
1. 13. 2. 1 (4) a . (b)	高圧炉心スプレイ系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉 圧力容器への注水	本資料に記載		
1.13.2.1(4) a. (c)	制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水	[1.2.2.3(1) b.]	制御棒駆動水圧系による原子炉圧力容器への注水	
1.13.2.1(4) b. 原子炉	1.13.2.1(4) b. 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水			
		[1.4.2.1(1) a. (e)]	補給水系による原子炉圧力容器への注水	
1.13.2.1(4) b. (a)	補給水系による原子炉圧力容器への注水	[1.4.2.1(3) a. (d)]	補給水系による残存溶融炉心の冷却	
		[1.8.2.2(1) e.]	補給水系による原子炉圧力容器への注水	

リンク先一覧 (5/11)

手順等			リンク先	
1.13.2.1(4) c. 復水貯	1.13.2.1(4) c. 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却			
1 10 0 1(4)		[1.6.2.1(1) a. (c)]	補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	
1. 13. 2. 1(4) c . (a)	補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	[1.6.2.2(1) a. (c)]	補給水系による原子炉格納容器内へのスプレイ	
1.13.2.1(4) d. 復水貯	蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下部への注水			
1. 13. 2. 1(4) d . (a)	補給水系による復水貯蔵タンクを水源とした原子炉格納容器下 部への注水	[1.8.2.1(1) d.]	補給水系によるペデスタル(ドライウェル部)への注水	
1.13.2.1(5) 西側淡水貯	水設備を水源とした対応手順			
	水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによる送水 /海水)		本資料に記載	
1.13.2.1(5) b. 原子炉	冷却材圧力バウンダリ低圧時の西側淡水貯水設備を水源とした原	子炉圧力容器への注水		
	低圧代替注水系(可搬型)による西側淡水貯水設備を水源とし た原子炉圧力容器への注水	[1.4.2.1(1) a. (b)]	低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水 (淡水/海水)	
1. 13. 2. 1(5) b . (a)		[1.4.2.1(3) a. (e)]	低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)	
		[1.8.2.2(1) b.]	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水 (淡水/海水)	
1.13.2.1(5) c. 西側淡	水貯水設備を水源とした原子炉格納容器内の冷却			
1. 13. 2. 1(5) c . (a)	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による西側淡水貯水設備を水源とした原子炉格納容器内の冷却	[1.6.2.1(1) a. (d)]	代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納 容器内へのスプレイ (淡水/海水)	
1. 15. 2. 1 (5) C . (a)		[1.6.2.2(1) a. (d)]	代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ (淡水/海水)	
1.13.2.1(5) d. 西側淡水貯水設備を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給				
1. 13. 2. 1(5) d . (a)	可搬型代替注水中型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水 補給	[1.5.2.1(1) a. (b)], [1.5.2.1(2) a. (b)]	フィルタ装置スクラビング水補給	
1. 10. 2. 1 (0) (1. (a)		[1.7.2.1(1) b. (c)], [1.7.2.1(2) a. (c)]	フィルタ装置スクラビング水補給	

リンク先一覧 (6/11)

手順等			リンク先
1.13.2.1(5) e. 西側淡	水貯水設備を水源とした原子炉格納容器下部への注水		
1.13.2.1(5) e. (a)	格納容器下部注水系 (可搬型) による西側淡水貯水設備を水源 とした原子炉格納容器下部への注水	[1.8.2.1(1) b.]	格納容器下部注水系 (可搬型) によるペデスタル (ドライウェル部) への注水 (淡水/海水)
1.13.2.1(5) f. 西側淡	水貯水設備を水源とした原子炉ウェルへの注水		
1. 13. 2. 1(5) f . (a)	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水	[1.10.2.1(1) b.]	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注 水(淡水/海水)
1.13.2.1(5)g. 西側淡	水貯水設備を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ		
1. 13. 2. 1(5) g . (a)	代替燃料プール注水系による注水ライン/常設スプレイヘッダ を使用した使用済燃料プールへの注水	[1.11.2.1(1) b.]	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ による代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイ ヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海 水)
1. 13. 2. 1(5) g . (b)	代替燃料プール注水系による常設スプレイヘッダを使用した使 用済燃料プールへのスプレイ	【1.11.2.2(1) b. 】	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプ による代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使 用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)
1.13.2.1(6) 代替淡水貯	[・] 槽を水源とした対応手順(可搬型代替注水大型ポンプを使用するな	場合)	
1.13.2.1(6) a . 代替淡水/海	水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水(淡 i水)	本資料に記載	
1.13.2.1(6) b. 原子炉	i冷却材圧力バウンダリ低圧時の代替淡水貯槽を水源とした原子炉F	E力容器への注水	
		[1.4.2.1(1) a. (b)]	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水 (淡水/海水)
1. 13. 2. 1(6) b . (a)	低圧代替注水系(可搬型)による代替淡水貯槽を水源とした原 子炉圧力容器への注水	【1.4.2.1(3) a. (e)】	低圧代替注水系(可搬型)による残存溶融炉心の冷却(淡水/海水)
		[1.8.2.2(1) b.]	低圧代替注水系(可搬型)による原子炉圧力容器への注水 (淡水/海水)
1.13.2.1(6) c. 代替淡	水貯槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却		
1. 13. 2. 1(6) c . (a)	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による代替淡水貯槽を 水源とした原子炉格納容器内の冷却	[1.6.2.1(1) a. (d)]	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)
		[1.6.2.2(1) a. (d)]	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による原子炉格納容器内へのスプレイ(淡水/海水)

リンク先一覧(7/11)

手順等			リンク先	
1.13.2.1(6) d. 代替淡	1.13.2.1(6) d. 代替淡水貯槽を水源としたフィルタ装置スクラビング水補給			
1. 13. 2. 1 (6) d . (a)	可搬型代替注水大型ポンプによるフィルタ装置スクラビング水	[1.5.2.1(1) a. (b)], [1.5.2.1(2) a. (b)]	フィルタ装置スクラビング水補給	
1. 13. 2. 1 (6) d . (a)	補給	[1.7.2.1(1) b. (c)], [1.7.2.1(2) a. (c)]	フィルタ装置スクラビング水補給	
1.13.2.1(6) e. 代替淡	水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水			
1. 13. 2. 1(6) e . (a)	格納容器下部注水系 (可搬型) による代替淡水貯槽を水源とした原子炉格納容器下部への注水	[1.8.2.1(1) b.]	格納容器下部注水系(可搬型)によるペデスタル(ドライウェル部)への注水(淡水/海水)	
1.13.2.1(6) f. 代替淡	水貯槽を水源とした原子炉ウェルへの注水			
1. 13. 2. 1(6) f . (a)	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水	[1.10.2.1(1) b.]	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注 水(淡水/海水)	
1.13.2.1(6)g. 代替淡	水貯槽を水源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ			
1. 13. 2. 1(6) g . (a)	代替燃料プール注水系による注水ライン/常設スプレイヘッダ を使用した使用済燃料プールへの注水	【1.11.2.1(1) b. 】	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)	
1. 13. 2. 1(6) g . (b)	代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノズルを使用した 使用済燃料プールへの注水	【1.11.2.1(1) c. 】	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへ の注水(淡水/海水)	
1. 13. 2. 1(6) g . (c)	代替燃料プール注水系による常設スプレイヘッダを使用した使 用済燃料プールへのスプレイ	【1.11.2.2(1) b. 】	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)	
1. 13. 2. 1(6) g . (d)	代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノズルを使用した 使用済燃料プールへのスプレイ	[1.11.2.2(1) c.]	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールス プレイ(淡水/海水)	

リンク先一覧 (8/11)

手順等			リンク先
1.13.2.1(7) 淡水タンク	を水源とした対応手順		
•	ンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注 ポンプによる送水		本資料に記載
1.13.2.1(7) b. 淡水夕	ンクを水源としたフィルタ装置スクラビング水補給		
1. 13. 2. 1(7) b . (a)	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによ	[1.5.2.1(1) a. (b)], [1.5.2.1(2) a. (b)]	フィルタ装置スクラビング水補給
1. 13. 2. 1(1) D . (a)	るフィルタ装置スクラビング水補給	[1.7.2.1(1) b. (c)], [1.7.2.1(2) a. (c)]	フィルタ装置スクラビング水補給
1.13.2.1(8) 海を水源と	した対応手順		
1.13.2.1(8) a. 海を水	源とした可搬型代替注水大型ポンプによる送水	本資料に記載	
1.13.2.1(8) b. 原子炉	i冷却材圧力バウンダリ低圧時の海を水源とした原子炉圧力容器への	の注水	
	低圧代替注水系(可搬型)による海を水源とした原子炉圧力容 器への注水	[1.4.2.1(1) a. (b)]	低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水 (淡水/海水)
1. 13. 2. 1(8) b . (a)		[1.4.2.1(3) a. (e)]	低圧代替注水系 (可搬型) による残存溶融炉心の冷却 (淡水/海水)
		[1.8.2.2(1) b.]	低圧代替注水系 (可搬型) による原子炉圧力容器への注水 (淡水/海水)
1.13.2.1(8) c. 海を水	源とした原子炉格納容器内の冷却		
1.10.0.1(0)	代替格納容器スプレイ冷却系(可搬型)による海を水源とした 原子炉格納容器内の冷却	[1.6.2.1(1) a. (d)]	代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ (淡水/海水)
1. 13. 2. 1(8) c . (a)		[1.6.2.2(1) a. (d)]	代替格納容器スプレイ冷却系 (可搬型) による原子炉格納容器内へのスプレイ (淡水/海水)
1.13.2.1(8) d. 海を水源とした原子炉格納容器下部への注水			
1. 13. 2. 1(8) d . (a)	格納容器下部注水系 (可搬型) による海を水源とした原子炉格 納容器下部への注水	【1.8.2.1(1) b. 】	格納容器下部注水系 (可搬型) によるペデスタル (ドライウェル部) への注水 (淡水/海水)

リンク先一覧 (9/11)

	手順等		リンク先	
1.13.2.1(8) e. 海を水	1.13.2.1(8) e. 海を水源とした原子炉ウェルへの注水			
1. 13. 2. 1(8) e . (a)	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注水	【1.10.2.1(1) b. 】	格納容器頂部注水系(可搬型)による原子炉ウェルへの注 水(淡水/海水)	
1.13.2.1(8) f. 海を水	源とした使用済燃料プールへの注水/スプレイ			
1.13.2.1(8) f. (a)	海を水源とした代替燃料プール注水系による注水ライン/常設 スプレイヘッダを使用した使用済燃料プールへの注水	[1.11.2.1(1) b.]	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(注水ライン/常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへの注水(淡水/海水)	
1. 13. 2. 1 (8) f . (b)	海を水源とした代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノ ズルを使用した使用済燃料プールへの注水	【1.11.2.1(1) c.】	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールへ の注水(淡水/海水)	
1. 13. 2. 1(8) f . (c)	海を水源とした代替燃料プール注水系による常設スプレイへッ ダを使用した使用済燃料プールへのスプレイ	【1.11.2.2(1) b. 】	可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系(常設スプレイヘッダ)を使用した使用済燃料プールへのスプレイ(淡水/海水)	
1. 13. 2. 1 (8) f . (d)	海を水源とした代替燃料プール注水系による可搬型スプレイノ ズルを使用した使用済燃料プールへのスプレイ	【1.11.2.2(1) c. 】	可搬型代替注水大型ポンプによる代替燃料プール注水系 (可搬型スプレイノズル)を使用した使用済燃料プールス プレイ(淡水/海水)	
1.13.2.1(8)g. 海を水	源とした残留熱除去系海水系による冷却水の確保			
1. 13. 2. 1(8) g . (a)	残留熱除去系海水系による冷却水の確保	[1.5.2.3(1)]	残留熱除去系海水系による冷却水確保	
1.13.2.1(8) h. 海を水	源とした最終ヒートシンク(海)への代替熱輸送			
1. 13. 2. 1 (8) h . (a)	海を水源とした緊急用海水系による冷却水の確保	[1.5.2.2(1) a.]	緊急用海水系による冷却水確保	
1. 13. 2. 1 (8) h . (b)	海を水源とした代替残留熱除去系海水系による冷却水の確保	[1.5.2.2(1) b.]	代替残留熱除去系海水系による冷却水確保	
1.13.2.1(8) i . 海を水	1.13.2.1(8) i. 海を水源とした大気への放射性物質の拡散抑制			
1. 13. 2. 1(8) i . (a)	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大気へ の放射性物質の拡散抑制	【1.12.2.1(1) a.】	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用) 及び放水砲による大 気への放射性物質の拡散抑制	

リンク先一覧(10/11)

	手順等		リンク先
1.13.2.1(8) j. 海をオ	x源とした航空機燃料火災への泡消火		
1. 13. 2. 1(8) j . (a)	可搬型代替注水大型ポンプ (放水用), 放水砲, 泡消火薬剤容器 (大型ポンプ用)及び泡混合器による航空機燃料火災への泡消火	【1.12.2.2(2) a.】	可搬型代替注水大型ポンプ(放水用),放水砲,泡消火薬 剤容器(大型ポンプ用)及び泡混合器による航空機燃料火 災への泡消火
1.13.2.1(8) k. 海をオ	x源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心ス	スプレイ系ディーゼル発電機	海水系による冷却水の確保
1. 13. 2. 1(8) k . (a)	2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確保	[1.14.2.7(1)]	非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電
1. 13. 2. 1 (8) k . (b)	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系による冷却水の確 保	[1.14.2.4(1) b.]	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母 線への給電
1.13.2.1(8)1. 海を	水源とした2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心	スプレイ系ディーゼル発電	幾海水系への代替送水
1. 13. 2. 1(8) 1 . (a)	2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水	[1.14.2.5(1)]	代替海水送水による電源給電機能の復旧
1.13.2.1(8)m. 海を	水源とした代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱		
		[1.11.2.4(1) a. (a)]	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱
1.13.2.1(8) m. (a)	代替燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱	[1.11.2.4(1) a. (b)]	緊急用海水系による冷却水(海水)の確保
		[1.11.2.4(1) a. (c)]	代替燃料プール冷却系として使用する可搬型代替注水大型 ポンプによる冷却水(海水)の確保
1.13.2.1(9) ほう酸水則	庁蔵タンクを水源とした対応手順		
1.13.2.1(9) a. ほう酢	食水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器へのほう酸水注入		
1. 13. 2. 1(9) a . (a)	非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)原子炉制御「反応度制御」	[1.1.2.1(2)]	非常時運転手順書 II (徴候ベース) 原子炉制御「反応度制御」
1.13.2.1(9) a. (b)	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器への注水	[1.2.2.3(1) a.]	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入及 び注水
1.13.2.1(9) a. (c)	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入	[1.8.2.2(1) g.]	ほう酸水注入系による原子炉圧力容器へのほう酸水注入
1.13.2.2 水源へ水を補	給するための対応手順		
1.13.2.2(1) 代替淡水斯	・ でである。		

リンク先一覧(11/11)

手順等		リンク先		
1.13.2.2(1) a. 可搬型	1.13.2.2(1) a. 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給(淡水/海水)			
1. 13. 2. 2(1) a . (a)	西側淡水貯水設備を水源とした可搬型代替注水中型ポンプによ る代替淡水貯槽への補給	本資料に記載		
1.13.2.2(1) a. (b)	淡水タンクを水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型 代替注水大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給	本資料に記載		
1.13.2.2(1) a. (c)	海を水源とした可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水 大型ポンプによる代替淡水貯槽への補給	本資料に記載		
1.13.2.2(2) 西側淡水貯	水設備へ水を補給するための対応手順			
1.13.2.2(2) a. 可搬型	代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水設備への補給(淡水/海オ	<)		
1. 13. 2. 2(2) a . (a)	代替淡水貯槽を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西 側淡水貯水設備への補給	本資料に記載		
1. 13. 2. 2(2) a . (b)	淡水タンクを水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側 淡水貯水設備への補給	本資料に記載		
1.13.2.2(2) a. (c)	海を水源とした可搬型代替注水大型ポンプによる西側淡水貯水 設備への補給	本資料に記載		
1.13.2.3 水源を切り替;	えるための対応手順			
1.13.2.3(1) 原子炉隔離	時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源の切替え			
1. 13. 2. 3(1) a .	原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水時の水源の 切替え	本資料に記載		
1. 13. 2. 3(1) b.	高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の 切替え	本資料に記載		
1.13.2.3(2) 淡水から海	1.13.2.3(2) 淡水から海水への切替え			
1. 13. 2. 3(2) a .	代替淡水貯槽へ補給する水源の切替え	本資料に記載		
1. 13. 2. 3(2) b.	西側淡水貯水設備へ補給する水源の切替え	本資料に記載		
1.13.2.3(3) 外部水源か	1.13.2.3(3) 外部水源から内部水源への切替え			
1. 13. 2. 3(3) a .	外部水源(代替淡水貯槽)から内部水源(サプレッション・チェンバ)への切替え	本資料に記載		

1.14 電源の確保に関する手順等

< 目 次 >

- 1.14.1 対応手段と設備の選定
 - (1) 対応手段と設備の選定の考え方
 - (2) 対応手段と設備の選定の結果
 - a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備
 - (a) 代替交流電源設備による給電
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備
 - (a) 代替直流電源設備による給電
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備
 - (a) 代替所内電気設備による給電
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備
 - (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電
 - (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電
 - (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - e. 代替海水送水による対応手段及び設備
 - (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備
 - f. 燃料補給のための対応手段及び設備
 - (a) 燃料給油設備による給油
 - (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

- g. 手順等
- 1.14.2 重大事故等時の手順
- 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順
 - (1) 代替交流電源設備による給電
- 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順
 - (1) 代替直流電源設備による給電
 - a. 所内常設直流電源設備による給電
 - b. 可搬型代替直流電源設備による給電
 - (2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保
 - a. 常設直流電源喪失時の直流125V主母線盤2A及び2B受電
- 1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順
 - (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電
 - a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電 気設備への給電
 - (2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電
 - a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電
 - b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電
- 1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順
 - (1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電
 - a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電
 - b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電
 - c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電
 - d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電
 - (2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電
 - a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電

- b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電
- c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電
- 1.14.2.5 代替海水送水による対応手順
 - (1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧
- 1.14.2.6 燃料の補給手順
 - (1) 燃料給油設備による各機器への給油
 - a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油
 - b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油
- 1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順
 - (1) 非常用交流電源設備による給電
 - (2) 非常用直流電源設備による給電
 - (3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電機への給油
- 1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順
- 1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択

1.14 電源の確保に関する手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故 等が発生した場合において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中における発電用原子炉内 の燃料体(以下「運転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷 を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切に整 備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

【解釈】

- 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又 はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。
- (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の確保
 - a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著 しい損傷を防止するために必要な電力を確保するために必要な手順 等を整備すること。
 - b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十分な余 裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給電が開始できる こと。
 - c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行え るようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない 状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。

d) 所内電気設備(モーターコントロールセンター (MCC)、パワーセンター (P/C) 及び金属閉鎖配電盤(メタクラ) (MC)等)は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保する対処設備を整備しており,ここでは,この対処設備を活用した手順等について説明する。

1.14.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

外部電源が喪失した場合において,非常用高圧母線及び直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として,非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。

また,非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から供給された電力 を各負荷へ分配するための設計基準事故対処設備として,非常用所内電気 設備を設置している。

これらの設計基準事故対処設備のうち,非常用交流電源設備及び非常用 直流電源設備が健全であれば,これらを重大事故等対処設備と位置付け重 大事故等の対処に用いるが,設計基準事故対処設備が故障した場合は,そ の機能を代替するために,各設計基準事故対処設備が有する機能,相互関 係を明確にした(以下「機能喪失原因対策分析」という。)上で,想定す る故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第 1.14.1-1図及び第1.14.1-2図)。

重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全て のプラント状況において使用することは困難である が、プラント状況によっては、事故対応に有効な設 備。

選定した重大事故等対処設備により,技術的能力審査基準(以下「審査 基準」という。)だけでなく,設置許可基準規則第五十七条及び技術基準 規則第七十二条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備 が網羅されていることを確認するとともに,自主対策設備との関係を明確 にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。 非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。

- 2 C 非常用ディーゼル発電機(以下「2 C D/G」という。)
- ・2D非常用ディーゼル発電機(以下「2D D/G」という。)
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(以下「HPCS D/G」という。)
- 2 C非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク
- 2 D非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク
- 2 C D/G~メタルクラッド開閉装置(以下「M/C」という。) 2 C電路

- · 2D D/G~M/C 2D電路
- ・HPCS D/G~M/C HPCS電路
- ・2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ
- ・2 D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ
- ・2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ~2 C D/G流路
- ・2 D非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ~2 D D/G流路
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路
- ・軽油貯蔵タンク
- ・2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・2 C非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁
- ・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁 非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。
 - ·125V系蓄電池A系
 - 125V系蓄電池 B 系
 - ·125V系蓄電池HPCS系
 - 中性子モニタ用蓄電池A系
 - ・中性子モニタ用蓄電池B系
 - ・直流125V充電器A~直流125V主母線盤2A電路
 - ·直流125V充電器B~直流125V主母線盤2B電路
 - ・直流125V充電器HPCS~直流125V主母線盤HPCS電路

- ・120/240V計装用主母線盤2A~直流±24V中性子モニタ用分電 盤2A電路
- ・120/240V計装用主母線盤2B~直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電路
- ·125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路
- ·125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路
- ·125V系蓄電池HPCS系~直流125V主母線盤HPCS電路
- ・中性子モニタ用蓄電池A系~直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電路
- ・中性子モニタ用蓄電池B系~直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電路

機能喪失原因対策分析の結果,設計基準事故対処設備の故障として,非常用高圧母線への交流電源による給電及び直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに非常用所内電気設備の故障を想定する。

設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因から選定した対応手 段及び審査基準,基準規則からの要求により選定した対応手段と,その対 応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。

なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応に使用する重大 事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第 1.14.1-1表に整理する。

- a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備
 - (a) 代替交流電源設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常 用高圧母線2C・2D・HPCSへの給電ができない場合は、代替交 流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要 な電力を確保する。

i) 常設代替交流電源設備による給電

常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備及び代替所内電気設備へ給電する手段がある。

常設代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

- 常設代替高圧電源装置
- ・常設代替高圧電源装置~緊急用M/C~M/C 2C及び2D電路
 - ・緊急用M/C~緊急用モータコントロールセンタ (以下「MC C」という。) 電路
 - 燃料給油設備
- ii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備へ 給電する手段がある。

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電で使用する設備 は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機~パワーセンタ (以下 「P/C」という。) 2 D電路
- iii) 可搬型代替交流電源設備による給電

可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電す

る手段がある。

可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

- 可搬型代替低圧電源車
- ・可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側) 又は(東側)~P/C 2 C 及びP/C 2 D 電路
- ・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(水処理建屋)~P/C 2 C及び2D電路
- •可搬型代替低圧電源車~常用MCC(屋内開閉所)~P/C 2 D電路
- •燃料給油設備
- (b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置~緊急用M/C~M/C 2 C及び2 D電路、緊急用M/C~緊急用MCC電路、常設代替高 圧電源装置燃料移送系配管・弁及び燃料給油設備は重大事故等対処 設備として位置付ける。

可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち,可搬型代替低圧電源車,可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)~P/C 2C及びP/C 2D電路,並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設備の故障で

交流電源が喪失した場合においても, 炉心の著しい損傷等を防止する ために必要な電力を確保できる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため、自主対策設備として位置付ける。あわせて、その理由を 示す。

・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機~P/C 2 D電路

耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(水処理建屋)~P/C 2 C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車~常用MCC(屋内 開閉所)~P/C 2D電路

耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

- b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備
 - (a) 代替直流電源設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。

i) 所内常設直流電源設備による給電

非常用交流電源設備の故障により直流125V充電器A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。

所内常設直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

- ·125V系蓄電池A系
- · 125V系蓄電池 B 系
- ·125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路
- ·125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路

ii) 可搬型代替直流電源設備による給電

非常用交流電源設備の故障,所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。

可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

- 可搬型代替低圧電源車
- 可搬型整流器
- ・可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)~可搬型整流器~直流125V主母線盤2A及び2B電路
- 燃料給油設備

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

所内常設直流電源設備による給電で使用する設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備のうち,可搬型 代替低圧電源車,可搬型整流器,可搬型代替低圧電源車~可搬型代替 低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)~可搬型整流器~直流125V主 母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備と して位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設備の故障で 直流電源が喪失した場合においても,炉心の著しい損傷等を防止する ために必要な電力を確保できる。

c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備

(a) 代替所内電気設備による給電

設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失 し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続す る重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路 を確保し、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、常設 代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電する手段が ある。

また, 非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は, 重大事故等

が発生した場合において, 共通要因で同時に機能を喪失することなく, 少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。

なお,緊急用125V系蓄電池は,常設代替直流電源設備に位置付ける。常設代替直流電源設備は,全交流動力電源喪失から24時間以上にわたり,緊急用125V系蓄電池から電力を供給できる設計とする。

代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図及び第1.14.1-4図に示す。

- · 緊急用M/C
- ・緊急用P/C
- · 緊急用MCC
- 緊急用電源切替盤
- ·緊急用直流125V主母線盤
- ·緊急用125V系蓄電池
- ・緊急用125V系蓄電池~緊急用直流125V主母線盤電路

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、緊急用M/ C,緊急用P/C,緊急用MCC,緊急用電源切替盤,緊急用直流 125V主母線盤,緊急用125V系蓄電池及び緊急用125V蓄電池~緊急用 直流125V主母線盤電路は重大事故等対処設備と位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設備である非 常用所内電気設備が機能喪失した場合においても,炉心の著しい損傷 等を防止するために必要な電力を確保できる。

- d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備
 - (a) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電 設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の 故障によりM/C 2C及び2Dへの給電ができない場合は、代替交 流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要 な電力を確保する。
 - i) 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電 常設代替交流電源設備からM/C 2 C・2 D及び代替所内電気 設備へ給電する手段がある。

常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

- 常設代替高圧電源装置
- ・常設代替高圧電源装置~緊急用M/C~M/C 2 C及び 2 D 電路
- ・緊急用M/C~緊急用MCC電路
- 燃料給油設備
- ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線へ の給電

HPCS D/GからM/C 2C(又は2D) へ給電する手段がある。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への 給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図 に示す。

- · HPCS D/G
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク
- · M/C HPCS
- M/C 2 E
- ・HPCS D/G~M/C HPCS~M/C 2E~M/C2 C及び2D電路
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路
- ・軽油貯蔵タンク
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁
- iii) 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線へ の給電

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2Dへ給電する手段がある。

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁
- ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機~P/C 2D電路

iv) 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、給電す る手段がある。

可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-3図に示す。

- 可搬型代替低圧電源車
- ・可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)~P/C 2C及び2D電路
- ・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(水処理建屋)~P/C 2C及び2D電路
- ・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(屋内開閉所)~P/C 2D電路
- 燃料給油設備
- (b) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電 設計基準事故対処設備である2C・2D非常用ディーゼル発電機の 故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代 替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために 必要な電力を確保する。
 - i) 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機の故障により直流125V充電器 A・Bを経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交 流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまで の間、所内常設直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電 する手段がある。

所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用す

る設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

- ·125V系蓄電池A系
- ·125V系蓄電池B系
- ·125V系蓄電池A系~直流125V主母線盤2A電路
- ·125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路
- ii) 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤へ の給電

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機の故障,所内常設直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は,HP CS D/G及び直流125V予備充電器を組合わせて直流設備へ給電する手段がある。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。

- · HPCS D/G
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク
- · M/C HPCS
- · MCC HPCS
- ·直流125V予備充電器
- ・HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HPCS~直流 125V予備充電器~直流125V主母線盤2A及び2B電路
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPC SD/G流路
- ・軽油貯蔵タンク
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ

- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁
- iii) 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機の故障により,所内常設直流 電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合 は,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型 代替直流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。

可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14.1-4図に示す。

- 可搬型代替低圧電源車
- 可搬型整流器
- ・可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)~可搬型整流器~直流125V主母線盤2A及び2B電路
- 燃料給油設備
- (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備

常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、常設代替高圧電源装置、常設代替高圧電源装置~M/C 2C及び2D電路、緊急用M/C~緊急用MCC電路、常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク、M/C HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼ

ル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G,軽油貯蔵タンク,高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ 系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として 位置付ける。

可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電で使用する 設備のうち,可搬型代替低圧電源車,可搬型代替低圧電源車~可搬型 代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)~P/C 2C及び2D 電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する 設備のうち、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系、125V系蓄電池A 系~直流125V主母線盤2A電路及び125V系蓄電池B系~直流125V主母 線盤2B電路は重大事故等対処設備として位置付ける。

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への 給電で使用する設備のうち、HPCS D/G、125V系蓄電池HPC S、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク、M/C HPCS、MCC HPCS、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 用海水ポンプ、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~ HPCS D/G流路、軽油貯蔵タンク、高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備として位置付ける。

可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電で使用する設備のうち,可搬型代替低圧電源車,可搬型整流器,可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)~可搬型整流器~直流125V主母線盤2A及び2B電路並びに燃料給油設備は重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設備の故障で 交流電源が喪失した場合においても,炉心の著しい損傷等を防止する ために必要な電力を確保できる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・M/C2E, M/C HPCS~M/C 2E~M/C 2C又は 2D電路

耐震性は確保されていないが、M/C 2Eを経由する電路の健全性が確認でき、HPCS D/Gが健全であり、かつ高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料タンク,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料移送系配管・弁及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機~P/C 2D電路

耐震性は確保されていないが、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機等が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

•可搬型代替低圧電源車~常用MCC(水処理建屋)~P/C 2

C及び2D電路並びに可搬型代替低圧電源車~常用MCC(屋内開閉所)~P/C 2D電路

耐震性は確保されていないが、電路が健全である場合において、重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段 として有効である。

・直流125V予備充電器、HPCS D/G~M/C HPCS~MC
 C HPCS~直流125V予備充電器~直流125V主母線盤2A及び
 2 B電路

耐震性は確保されていないが、HPCS D/Gが健全であり、かつ直流125V予備充電器を経由する電路の健全性が確認できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を確保するための手段として有効である。

- e. 代替海水送水による対応手段及び設備
 - (a) 代替海水送水による電源給電機能の復旧

2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gの機関冷却用の海水供給機能が喪失することにより、2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電ができない場合は、可搬型代替注水大型ポンプにより2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する手段がある。

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2 C・2 D D/G又は HPCS D/Gの電源給電機能の復旧で使用する設備は以下のとおり。概要図を第1.14.1-5図に示す。

• 2 C D/G

- 2 D D/G
- · HPCS D/G
- ・可搬型代替注水大型ポンプ
- ・可搬型代替注水大型ポンプ~2C・2D D/G及びHPCSD/G流路
- · 燃料給油設備

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

代替海水送水による電源給電機能の復旧のうち、2 C D/G、2 D/G及びHPCS D/Gは重大事故等対処設備として位置付ける。

これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は,審査 基準及び基準規則に要求される設備が全て網羅されている。

(添付資料1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設備の故障で 交流電源が喪失した場合においても,炉心の著しい損傷等を防止する ために必要な電力を確保できる。

また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備 であるため,自主対策設備として位置付ける。あわせて,その理由を 示す。

・可搬型代替注水大型ポンプ,可搬型代替注水大型ポンプ~2C・2D D/G及びHPCS D/G流路

車両の移動,設置及びホース接続等に時間を要し,想定する事故シーケンスに対して有効性を確認できないが,2C・2D D/G又はHPCS D/Gが使用可能な場合は,2 C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し,2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能を確保することで,2C・2DD/G又はHPCSD/Gの電源給電機能を復旧できるため,重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手段として有効である。

また、耐震性は確保されていないが、流路の健全性が確認 できた場合において、重大事故等の対処に必要な直流電源を 確保するための手段として有効である。

- f. 燃料補給のための対応手段及び設備
 - (a) 燃料給油設備による給油
 - i) 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油

重大事故等の対処で使用する可搬型代替低圧電源車,窒素供給 装置用電源車,可搬型代替注水中型ポンプ,可搬型代替注水大型 ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)等を必要な期間 継続して運転させるため,燃料給油設備により給油する手段があ る。

可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備は以下のとおり。

- ・可搬型設備用軽油タンク
- ・タンクローリ
- ii) 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油

重大事故等の対処で使用する常設代替高圧電源装置を必要な期間継続して運転させるため、燃料給油設備により給油する手段がある。

軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する 設備は以下のとおり。

- ・軽油貯蔵タンク
- ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ
- ·常設代替高圧電源装置燃料移送系配管 · 弁

(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備

可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油で使用する設備のう ち,可搬型設備用軽油タンク,タンクローリは重大事故等対処設備と して位置付ける。

軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油で使用する設備 のうち、軽油貯蔵タンク、常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ及び 常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁は重大事故等対処設備とし て位置付ける。

これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備 が全て網羅されている。

(添付資料1.14.1)

以上の重大事故等対処設備により,重大事故等の対処で使用する設備の燃料を確保し,必要な期間運転を継続することができる。

g. 手順等

上記「a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備」,「b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備」,「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」,「c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備」,「d. 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手段及び設備」,「e. 代替海水送水による対応手段及び設備」及び「f. 燃料補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。

これらの手順は、運転員等**1及び重大事故等対応要員の対応として「非常時運転手順書Ⅱ(徴候ベース)」、「非常時運転手順書Ⅱ(停止時徴候ベース)」、「AM設備別操作手順書」及び「重大事故等対策要領」に定める(第1.14.1-1表)。

また,重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する (第 1.14.1-2表)。

さらに,他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定 した給電手段との関連性についても整理する。

※1 運転員等:運転員(当直運転員)及び重大事故等対応要員(運 転操作対応)をいう。

- 1.14.2 重大事故等時の手順
- 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順
 - (1) 代替交流電源設備による給電

送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大規模自然災害が発生した場合,並びに外部電源,2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる給電が見込めない場合に,発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるM/C 2C(又は2D)の電源を復旧する。重大事故等対応は,非常用母線の2C又は2Dのいずれかの給電で行うことができるため,判断基準の明確化の観点から,2Cを優先する手順としている。

M/C 2 C (又は 2 D) 受電操作完了後,直流 125V 充電器へ交流電源を供給する。

常設代替交流電源設備の起動操作を行い,常設代替交流電源設備による P/C 2 C (又は 2 D) へ給電を行う。常設代替交流電源設備による

給電ができない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を行う。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)による給電を行う。可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)による給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電を行う。可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電を行う。可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)

代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。

- 1. 常設代替交流電源設備
- 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機
- 3. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)
- 4. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)
- 5. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)

上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

[常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電 準備開始の判断基準]

外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によ

りM/C 2 C・2 D・HPCSへ給電できない場合。

[緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]

外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により, M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合。

[可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2 C 及びP/C 2 D 受電準備開始の判断基準]

外部電源喪失, 2 C・2 D・H P C S D/G, 常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合。

[可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)の起動 並びにP/C 2C及びP/C 2D受電準備開始の判断基準]

外部電源喪失, 2 C・2 D・H P C S D/G, 常設代替高圧電源装置, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)による給電ができない場合。

[可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動 並びにP/C2C及びP/C2D受電準備開始の判断基準]

外部電源喪失,2C・2D・HPCS D/G,常設代替高圧電源装置,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機,可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)及び可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電ができない場合。

(b) 操作手順

[優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C又はM/C 2 D受電の場合]

常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備を経由した非常用 所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1 -3図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。

[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動]

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替高 圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動を指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて常設代替高圧電源装置(2台)を起動し、発電長に常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動が完了したことを報告する。**1
- ※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑦へ 「常設代替高圧電源装置 (2台) の現場からの起動の場合
- ③中央制御室からの起動に失敗した場合,発電長は,災害対策本部 長代理に常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動を依頼す る。
- ④災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に常設代替高圧電源 装置(2台)の現場からの起動を指示する。
- ⑤重大事故等対応要員は、屋外(常設代替高圧電源装置置場)にて常設代替高圧電源装置(2台)を起動し、災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置(2台)の起動が完了したことを報告する。
- ⑥災害対策本部長代理は,発電長に常設代替高圧電源装置(2台)の 現場からの起動が完了したことを連絡する。

[代替所内電気設備受電]

- ⑦発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所 内電気設備への給電開始を指示する。
- ⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」 とし、緊急用M/Cを受電する。
- ⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cへの給電を確認する。
- ⑩運転員等は,発電長に常設代替高圧電源装置(2台)による代替所 内電気設備への給電が完了したことを報告する。
- 「常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動]
 - ①発電長は,運転員等に常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室 からの追加起動を指示する。
 - ②運転員等は、中央制御室にて常設代替高圧電源装置(3台)を追加 起動し、発電長に常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室から の追加起動が完了したことを報告する。**2
 - ※2 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順⑰へ
- 「常設代替高圧電源装置 (3台) の現場からの追加起動の場合]
 - ③中央制御室からの起動に失敗した場合,発電長は,災害対策本部 長代理に常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動を依頼する。
 - ④災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に常設代替高圧電源 装置(3台)の現場からの追加起動を指示する。
 - ⑤重大事故等対応要員は,屋外(常設代替高圧電源装置置場)にて常設代替高圧電源装置(3台)を追加起動し,災害対策本部長代理に常設代替高圧電源装置(3台)の追加起動が完了したことを報告する。

- ⑩災害対策本部長代理は,発電長に常設代替高圧電源装置(3台)の 現場からの追加起動が完了したことを連絡する。
- ⑩発電長は、運転員等に常設代替高圧電源装置(5台)による緊急用 M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電開始を指示する。
- ®運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2 C (又は 2 D)の 受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常が ないことを外観点検により確認する。
- ⑨運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。
- ②運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cを経由したM/C 2C
 (又は2D)受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、
 P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C(又は2D)、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。
- ②運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2 C (又は2D), P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する(又は給電を確認する)。
- ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C(又は2D)、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ②運転員等は、発電長に常設代替高圧電源装置(5台)による緊急 用M/Cを経由した非常用所内電気設備への給電が完了したこと

を報告する。

なお,遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2 C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの遮断器操作ができない場合は,現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2 D受電の場合]

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給 電準備開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋 ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示 する。
- ③発電長は、運転員等に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備開始を指示する。
- ④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2D

- への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑥重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建 屋ガスタービン発電機の停止状態に異常がないことを、外観点検 により確認する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機が運転し ている場合は停止する。
- ⑦重大事故等対応要員は,緊急時対策室建屋内にて緊急時対策室建 屋受電用ブレーカを「OFF」にする。
- ⑧重大事故等対応要員は,緊急時対策室建屋内で電磁接触器の制御 ケーブルのリフト及び動力仮設ケーブルを接続する。
- ⑨重大事故等対応要員は、緊急時対策室建屋内で給電するP/C側の受電用ブレーカを「ON」にする。
- ⑩重大事故等対応要員は、P/C側の受電用ブレーカにて緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。
- ①災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機によるP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡す る。
- ⑩発電長は、災害対策本部長代理に緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機によるP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。
- ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に緊急時対策室建屋 ガスタービン発電機によるP/C 2Dへの電路への給電開始を 指示する。
- ⑭重大事故等対応要員は, 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機を

起動しP/C 2D間の電路への給電を実施し,災害対策本部長 代理に緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電を開始し たことを報告する。

- ⑤災害対策本部長代理は、発電長に緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機によるP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連 絡する。
- ⑩発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に非常用所内 電気設備の受電開始を指示する。
- ①運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの緊急時対策 室建屋受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系 を受電する。
- ®運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 D及びMCC 2D系の必要な負荷へ給電する。
- ⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2D及びMCC 2 D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異 常がないことを外観点検により確認する。
- ②運転員等は,発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したこと を報告する。

遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

[優先3. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2 C 及びP/C 2 D 受電の場合]

可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順

の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び 第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャート を第1.14.2.1-8図に示す。

[可搬型代替低圧電源車の起動]

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備開 始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2 C・2 Dへの給電準備開始を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2 C・2Dへの給電準備開始を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(2台)を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車(2台)の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。
- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電 前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がない ことを外観点検により確認する。
- ⑥運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備と してP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」と

- し、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。
- ②重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車からP/C 2C・2D間の連絡母線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し,災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したことを報告する。
- ⑧災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による P✓ C 2 C · 2 D への給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑨発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/ C 2 C・2 D間の連絡母線への給電を依頼する。
- ⑩災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(2台)の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。
- ②災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車(2台)によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。
- 33発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示す

る。

- ④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2Dの受電 前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がない ことを外観点検により確認する。
- ⑤運転員等は、中央制御室にてP/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」とし、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。
- ⑩運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する (又は給電を確認する)。
- ⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2 D及びMC C 2 C系・2 D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ®運転員等は,発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したこと を報告する。

なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2 C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

[優先4. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続) の起動並びにP/C 2 C 及びP/C 2 D 受電の場合]

可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャートを第1.14.2.1-10図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A (又はB)及びP

- /C 2A-2 (又は2B-2)を介したP/C 2C (又は2 D) への給電準備開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCC A(又はB)及びP/C 2A-2(又は2B-2)を介したP/C 2C(又は2D)への給電準備開始を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C (又は2D) への給電準備開始を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、水処理建屋北側に可搬型代替低圧電源車 (2台)を配置し、可搬型代替低圧電源車から水処理MCC A (又はB)まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型 代替低圧電源車(2台)の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケー ブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。
- ⑤重大事故等対応要員は,原子炉建屋付属棟内にTP/C 2A-2 (又は2B-2) からP/C 2C (又は2D) 間に仮設ケーブルを敷設し,接続する。
- ⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2A-2 (又は2B-2)及びP/C 2C (又は2D)の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2A-2 (又は2B-2)及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電

- 長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C(又は2D)への 給電準備が完了したことを報告する。
- ⑧重大事故等対応要員は、水処理MCC A(又はB)にて可搬型 代替低圧電源車からP/C 2C(又は2D)への電路への健全 性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代 替低圧電源車による水処理MCC A(又はB)を介したP/C 2C(又は2D)への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による水 処理MCCを介したP/C 2C(又は2D)への給電準備が完 了したことを連絡する。
- ⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水 処理MCCを介したP/C 2C(又は2D)への電路への給電 を依頼する。
- ①災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C(又は2D)への電路への給電開始を指示する。
- ②重大事故等対応要員は、水処理建屋北側にて可搬型代替低圧電源車(2台)の起動及び並列操作によりP/C 2C(又は2D)への電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による水処理MCCを介したP/C 2C(又は2D)への電路への給電が完了したことを報告する。
- ③災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車(2台) による水処理MCCを介したP/C 2C(又は2D)への電路 への給電が完了したことを連絡する。
- ④発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示す

る。

- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C(又は2D) の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C(又は2D)の可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2C(又は2D)及びMCC 2C系(又は2D系)を受電する。
- ①運転員等は、中央制御室にてP/C 2D(又は2C)の連絡遮断器を「入」とし、P/C 2D(又は2C)及びMCC 2D系(又は2C系)を受電する。
- ®運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。
- ⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2 D及びM C C 2 C系・2 D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保 護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ②運転員等は,発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したこと を報告する。

なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2 C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

[優先5. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]

可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.1-9図に、タイムチャート

を第1.14.2.1-10図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2 を介したP/C 2C・2Dへの給電準備開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCC及びP/C 2B-2を介したP/C 2 C・2Dへの給電準備開始を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2 C・2Dへの給電準備開始を指示する。
- ④重大事故等対応要員は,屋内開閉所南側に可搬型代替低圧電源車 (2台)を配置し,可搬型代替低圧電源車から開閉所MCCまで 可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを,可搬型代替低圧電源車 (2台)の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運 転用制御ケーブルを敷設し,接続する。
- ⑤重大事故等対応要員は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2B-2からP/C 2D間に仮設ケーブルを敷設し、接続する。
- ⑥運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態 において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを 外観点検により確認する。
- ⑦運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備としてP/C 2B-2及びP/C 2C・2Dの受電遮断器及び負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離するとともに、P/C 2C・2Dの負荷抑制のため、必要な負荷以外の遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2Dへの給電準備が完了したこ

とを報告する。

- ⑧重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車からP/C 2D間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを報告する。
- ⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑩発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開 閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電を依頼する。
- ①災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電開始を指示する。
- ②重大事故等対応要員は、開閉所MCCにて可搬型代替低圧電源車 (2台)の起動及び並列操作によりP/C 2Dへの電路への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを報告する。
- ③災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車(2台)による開閉所MCCを介したP/C 2Dへの電路への給電が完了したことを連絡する。
- ④発電長は,運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示する。
- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの受電前状態

において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを 外観点検により確認する。

- ⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2Dの可搬型代替低圧電源車からの受電遮断器を「入」とし、P/C 2D及びMCC 2D系を受電する。
- ⑩運転員等は、中央制御室にてP/C 2Cの連絡遮断器を「入」 とし、P/C 2Cを受電する。
- ®運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する。
- ⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2 C・2 D及びM C C 2 C系・2 D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保 護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ②運転員等は、発電長に非常用所内電気設備の受電が完了したこと を報告する。

なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのP/C 2 C・2Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

(c) 操作の成立性

[優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電の場合]

[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動及び代替所 内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台)の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台)の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3台)の起動及びM/C2C(又は2D)受電完了まで92分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動及び非常用所 内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転 員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3台) の起動及びM/C2C(又は2D)受電完了まで88分以内で可能 である。なお,中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係 る時間を考慮すると92分以内で可能である。

また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護 具、照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.1)

[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2 D受電の場合]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転 員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機によるP/C2D受電完了まで160分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.2)

[優先3. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2 C 及びP/C 2 D 受電の場合]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転 員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから可搬型代替低圧電源車の起動完 了まで170分以内で可能である。

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからP/C2C・2D受電まで180分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.3)

[優先4. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施

した場合、作業開始を判断してからP/C 2C及びP/C 2D受電まで455分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.4)

[優先5. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C2C

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.5)

- 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順
 - (1) 代替直流電源設備による給電
 - a. 所内常設直流電源設備による給電

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合,所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から,24時間にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤 2 A・2 Bへ給電する。

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失後, 充電器を経由した直流母線(直流125V主母線盤)への給電から, 125V系蓄電池A系・B系による直流母線(直流125V主母線盤)への給電に自動で切り替わるこ

とを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため、全交流動力電源 喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に,常設代替交流電源設備又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し,その後,直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。又は,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によりP/C 2Dを受電し,その後,直流125V主母線盤2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。

(a) 手順着手の判断基準

[所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準]

全交流動力電源喪失により,直流125V充電器A及び直流125V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。

[必要な負荷以外の切り離しの判断基準]

125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。

(b) 操作手順

所内常設直流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第

1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池HPCS系、中性子モニタ用蓄電池A系、中性子モニタ用蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.7(2) 非常用直流電源設備による給電」にて整備する。

[所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認]

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。
- ③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池A系・B系による直流 125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流125V 分電盤2A系・2B系への自動給電状態に異常がないことを直流 125V主母線盤2A・2Bの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤2A・2B、直流125VMCC 2A系及び直流 125V分電盤2A系・2B系へ自動給電されていることを報告する。

[必要な負荷以外の切離し]

④発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池A系・B系の延命処置として、自動給電開始から1時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない負荷を切り離し、自動給電開始から8時間後に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。

⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて125V系蓄電池A系・B系の延命処置として必要な負荷以外の切り離しを実施し、発電長に必要な負荷以外の切り離しが完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

[所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認]

125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの 給電については、運転員の操作は不要である。

[必要な負荷以外の切離し]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合,必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切り離しの作業完了まで60分以内で可能である。

また、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間後に現場にて必要な負荷以外の切り離しを行い、作業完了まで、必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから540分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.6)

b. 可搬型代替直流電源設備による給電

外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に, 125V系 蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない 場合に, 可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型 代替直流電源設備により直流電源を必要な機器に給電する。

また、上記給電を継続するために電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

交流動力電源喪失後,125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に,常設代替交流電源設備,緊急時対策室ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。

(b) 操作手順

可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設 備への給電準備開始を依頼する。
- ②発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。
- ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。
- ④重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東

側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、 可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源 車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可 搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低 圧電源車接続盤(西側)については、屋外の地下に設置されてい るため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車 用動力ケーブルの敷設、接続を行う。

- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B)の受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認し、発電長に非常用所内電気設備の受電準備が完了したことを報告する。
- ⑥重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(可搬型整流器経由)から直流125V主母線盤2A(又は2B)までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑦災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。
- ⑨災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。
- ⑩発電長は、運転員等に非常用所内電気設備の受電開始を指示す

る。

- ①重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し,可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し,災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。
- ②災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が 完了したことを報告する。
- ③運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤及び直流125V主母線盤2A(又は2B)の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認する。)とし、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して直流125V主母線盤2A(又は2B),直流125V MCC2A系及び直流125V分電盤2A系(又は2B系)を受電する。
- ④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B)、直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系(又は2B系)にて遮断器用制御電源等の必要な 負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)する。
- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B),直流125V MCC 2A系及び直流125V分電盤2A系(又は2B系)の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑤運転員等は、発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による非常用所内電気設備への給電が完了したことを報告する。

(c) 操作の成立性

現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合,作業開始を判断してから直流125V主母線盤2A(又は2B)の受電完了まで250分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明 及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.7)

(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保

a. 常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 2 A 及び 2 B 受電

外部電源,非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備による給電が可能な場合,P/C 2 C 又は 2 D を受電後,直流 125V 充電器 A (又は B) から直流 125V 主母線盤 2 A (又は 2 B) へ給電し,遮断器の制御電源を確保する。

なお、M/C 2C、M/C 2D、P/C 2C及びP/C 2Dの受電時は、当該遮断器の制御電源が喪失していることから、 手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。

給電手段,電路構成及びM/C 2 C並びにM/C 2 D受電前準備については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。

- 1. 常設代替交流電源設備
- 2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機
- 3. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)

- 4. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)
- 5. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)

(a) 手順着手の判断基準

直流 125V 主母線盤 2 A及び 2 Bの電圧が喪失した場合で、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2 C, M/C 2 D, P/C 2 C又はP/C 2 Dへの給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。

(b) 操作手順

常設直流電源喪失時の直流 125V 主母線盤 2 A及び 2 B受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1. 14. 2. 1-3 図, 第 1. 14. 2. 1-5 図, 第 1. 14. 2. 1-7 図及び第 1. 14. 2. 1-9 図に, タイムチャートを第 1. 14. 2. 1-4 図, 第 1. 14. 2. 1-6 図, 第 1. 14. 2. 1-8 図及び第 1. 14. 2. 1-10 図に示す。

なお、常設代替交流電源設備、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機又は可搬型代替交流電源設備のいずれかの手段によるM/C 2C, M/C 2D,P/C 2C又はP/C 2Dへの給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。

(c) 操作の成立性

操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と 同様である。

[優先1.常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C (又は 2 D) 受電の場合]

「常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動及び代替所

内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台)の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転 員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施 した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台) の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3台)の起動及びM/C2C(又は2D)受電完了まで92分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動及び非常用所 内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3台)の起動及びM/C2C(又は2D)受電完了まで88分以内で可能である。なお,中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.8)

[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2 D受電の場合]

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C2D受電完了まで160分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

[優先3. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D 受電の場合]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからP/C2C及び2D受電完了まで180分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.9)

[優先4. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運

転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからP/C2C及びP/C2D 受電完了まで455分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。

[優先5. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続) の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからP/C2C及びP/C2D受電完了まで455分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順

- (1) 代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電
 - a. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による代替所内電 気設備への給電

非常用所内電気設備であるM/C 2 C及びM/C 2 Dが機能喪失した場合,又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に,常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備から代替所内電気設備へ給電することで,発電用原子炉の冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。

代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。

- 1. 常設代替交流電源設備
- 2. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)

また、上記給電を継続するために常設代替交流電源設備である常設代替高圧電源装置又は可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

[常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電準備開始の判断 基準]

外部電源喪失により緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合。 [可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電準備開始の判断基準]

外部電源喪失時に、常設代替高圧電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合。

(b) 操作手順

[優先1. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] 常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-1図に、タイムチャートを第1.14.2.3-2図に示す。

なお、電路構成については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2C又はM/C 2D受電の場合]のうち、代替所内電気設備への給電と同様

である。

[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動]

操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電の場合]の操作手順①~②と同様である。

[常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動の場合]

操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2 C又はM/C 2 D受電の場合]の操作手順③~⑥と同様である。

[代替所内電気設備受電]

- ⑦発電長は,運転員等に常設代替高圧電源装置(2 台)による代替 所内電気設備への給電開始を指示する。
- ⑧運転員等は、中央制御室にて緊急用M/Cの受電遮断器を「入」 とし、緊急用M/C,緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。
- ⑨運転員等は、中央制御室にて緊急用M/C,緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。
- ⑩運転員等は給電を確認し,発電長に常設代替高圧電源装置(2台) による代替所内電気設備への給電が完了したことを報告する。

なお、遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用M/ Cの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入 して電路を構成する。

[優先2. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電の場合]

可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第

1. 14. 2. 1-2図に、概要図を第1. 14. 2. 3-3図に、タイムチャートを 第1. 14. 2. 3-4図に示す。

「可搬型代替低圧電源車の起動]

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替低圧電源車による緊急用 P/Cへの給電準備開始を依 頼する。
- ②災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備開始を指示する。
- ③発電長は、運転員等に可搬型代替低圧電源車による緊急用 P/C への給電準備開始を指示する。
- ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(2台)を配置し、可搬型代替低圧電源車から可搬型代替低圧電源車接続盤まで可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルを、可搬型代替低圧電源車(2台)の間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。
- ⑤運転員等は、中央制御室及び原子炉建屋付属棟内にて給電準備と して緊急用 P/Cの受電遮断器を「切」とし、発電長に可搬型代 替低圧電源車による緊急用 P/Cへの給電準備が完了したことを 報告する。
- ⑥重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車から緊急用P/C間の連絡母

- 線までの電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを報告する。
- ⑦災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替低圧電源車による緊急用P/Cへの給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑧発電長は、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車による P✓ C 2 C · 2 D間の連絡母線への給電を依頼する。
- ⑨災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2 C・2 D間の連絡母線への給電開始を指示する。
- ⑩重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(2台)の起動及び並列操作によりP/C 2C・2D間の連絡母線への給電を実施し、災害対策本部長代理に可搬型代替低圧電源車によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを報告する。
- ①災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替低圧電源車(2台)によるP/C 2C・2D間の連絡母線への給電が完了したことを連絡する。

[代替所内電気設備受電]

- ⑩発電長は,運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。
- ③運転員等は、中央制御室にて緊急用P/Cの連絡遮断器を「入」 とし、緊急用P/C及び緊急用MCCを受電する。
- ④運転員等は、中央制御室にて緊急用P/C及び緊急用MCCの必要な負荷へ給電する。
- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてP/C 2C・2D及びM

CC 2C系・2D系の受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。

⑩運転員等は,発電長に代替所内電気設備の受電が完了したことを 報告する。

なお, 遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からの緊急用 P / C の遮断器操作ができない場合は, 現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

(c) 操作の成立性

[優先1.常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電の場合] [常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動及び代替所 内電気設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台)の起動及び緊急用M/C受電完了まで4分以内で可能である。

[常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気 設備受電]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2台)の起動及び緊急用M/C受電完了まで40分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。

[優先2. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受電の場合]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転

員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから可搬型代替交流電源設備による緊急用P/Cへの給電完了まで180分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明及び通信連絡設備を整備する。

- (2) 代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電
 - a. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電

外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。

緊急用125V系蓄電池は、常設代替高圧電源装置(又は可搬型代替交流電源設備)による給電を開始するまで24時間以上にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。

なお、蓄電池は充電時に水素が発生するため、バッテリー室の換気を 確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失により,非常用所内電気設備から代替所内電気設備への給電が喪失し,緊急用M/Cの母線電圧が喪失した場合

(b) 操作手順

常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第

- 1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-5図に、タイムチャートを第 1.14.2.3-6図に示す。
 - ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に常設代替直 流電源設備による代替所内電気設備への自動給電状態の確認を指

示する。

- ②運転員等は、中央制御室にて緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2 C・ 2 D低電圧」警報により確認する。
- ③運転員等は、中央制御室にて緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電状態に異常がないことを緊急用直流125V主母線盤の電圧指示値により確認し、発電長に緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125VMCC及び緊急用直流125V計装分電盤へ自動給電されていることを報告する。

(c) 操作の成立性

常設代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。

b. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電

外部電源喪失の後,緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に,常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず,直流125V主母線盤2A・2Bの電源給電機能が喪失しており,緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失時に,緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に,常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合。

(b) 操作手順

可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第

- 1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.3-7図に、タイムチャートを第 1.14.2.3-8図に示す。
 - ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切 替盤の給電準備開始を依頼する。
 - ②発電長は、運転員等に可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備の受電準備開始を指示する。
 - ③災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備開始を指示する。
 - ④重大事故等対応要員は、原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を配置し、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器から可搬型代替低圧電源車接続盤までの間に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブル及び可搬型整流器用ケーブルを敷設し、接続する。なお、可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)については、屋外の地下に設置されているため、水が滞留している場合は排水後に可搬型代替低圧電源車用動力ケーブルの敷設、接続を行う。
 - ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤の 受電前状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点 検により確認し、発電長に代替所内電気設備の受電準備が完了し たことを報告する。

- ⑥重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車(可搬型整流器経由)から可搬型代替直流電源設備用電源切替盤までの間の電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し,災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑦災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器による可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電準備が完了したことを連絡する。
- ⑧発電長は,災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備による 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を依頼する。
- ⑨災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電開始を指示する。
- ⑩発電長は、運転員等に代替所内電気設備の受電開始を指示する。
- ①重大事故等対応要員は,原子炉建屋西側接続口又は原子炉建屋東側接続口にて可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を起動し,可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電を開始し,災害対策本部長代理に可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを報告する。
- ②災害対策本部長代理は,発電長に可搬型代替直流電源設備による 可搬型代替直流電源設備用電源切替盤への給電が完了したことを 連絡する。
- ③運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて可搬型代替直流電源設備用電源切替盤の配線用遮断器を「緊急用MCC側」へ切り替え、緊急用直流125V主母線盤の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)し、可搬型代替直流電源設備用電源切替盤を経由して緊急用

直流125V主母線盤, 緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V 計装分電盤を受電する。

- ④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤にて遮断器用制御電源等の必要な負荷の配線用遮断器を「入」(又は「入」を確認)とする。
- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて緊急用直流125V主母線盤、緊急用直流125V MCC及び緊急用直流125V計装分電盤の受電状態において異臭・発煙・破損等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑩運転員等は,発電長に可搬型代替直流電源設備による代替所内電 気設備の受電が完了したことを報告する。
- (c) 操作の成立性

現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて実施した場合,作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤の受電完了まで250分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明 及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.11)

- 1.14.2.4 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替電源による対応手順
- (1) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電
 - a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により,常設代替高圧電源装置から非常用高圧母線へ給電することで,非常用所内電気設備に接続する発電用原子炉の冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に

必要となる設備の電源を復旧する。

上記給電を継続するために燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより常設代替交流電源設備で ある常設代替高圧電源装置への燃料給油を実施する。燃料の給油手順 については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び2 C ・ 2 D D/Gの故障によりM/C 2 C・ 2 D へ給電できない場合。

(b) 操作手順

常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-3図に、タイムチャートを第1.14.2.1-4図に示す。

操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の [優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電の場合]の操作手順と同様である。

(c) 操作の成立性

上記の操作の【常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、常設代替高圧電源装置(3台)の起動及びM/C2C(又は2D)受電完了まで92分以内で可能である。

また、【常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動及び非常用所内電気設備受電】において、中央制御室対応を運転員等

(当直運転員) 1名, 現場対応を運転員等(当直運転員) 2名及び重大事故等対応要員2名にて作業を実施した場合,常設代替高圧電源車(3台)の起動及びM/C 2 C (又は 2 D) 受電完了まで88分以内で可能である。なお,中央制御室での常設代替高圧電源装置起動失敗に係る時間を考慮すると92分以内で可能である。

操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の [優先1.常設代替高圧電源装置によるM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電の場合]の操作の成立性と同様である。

b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2 C・2 Dの母線電圧が喪失している状態で、HP CS D/GからM/C HPCS及びM/C 2 Eを経由して非常用所内電気設備であるM/C 2 C (又は2 D) へ給電する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び $2C \cdot 2D$ D/Gの故障により、M/C 2 C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置による給電ができない場合において、HPCS D/G、M/C HPCS、M/C 2E及びM/C 2C(又は2D)の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。

(b) 操作手順

HPCS D/GによるM/C 2 C・2 Dへの給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-1図に、タイムチャートを第1.14.2.4-2図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS

- D/GによるM/C HPCS及びM/C 2Eを経由したM/C 2C (又は2D) への給電準備開始を指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C 2 E の予備変圧器受電遮断器を「切」とする。
- ③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及 びM/C 2C(又は2D)及びP/C 2C・2Dの負荷遮断器 を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチを隔離する。
- ④運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCS及 びM/C 2 Eを経由してM/C 2 C (又は2 D) に給電するために必要となる遮断器用インターロックの解除を実施する。
- ⑤運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C (又は2D) の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ⑥運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑦発電長は、運転員等にHPCS D/GによるM/C 2C(又は2D)への給電開始を指示する。
- ⑧運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動(又は運転 状態を確認)し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断 器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電す る。
- ⑨運転員等は、中央制御室にTM/C HPCSからM/C 2 E受電のための連絡遮断器を「入」として、M/C 2 Eを受電す

る。

- ⑩運転員等は、中央制御室にてM/C HPCSからM/C 2Eを経由したM/C 2C(又は2D)受電のための連絡遮断器を「入」とするとともに、P/C 2C・2Dの連絡遮断器を「入」として、M/C 2C(又は2D)、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系を受電する。
- ①運転員等は、中央制御室又は原子炉建屋付属棟内にてM/C 2C(又は2D)、P/C 2C・2D及びMCC 2C系・2D系の必要な負荷へ給電する(又は給電を確認する)。
- ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、M/C 2E、M/C 2C(又は2D)、P/C 2C・2D、MCC 2C系・2D系及びHPCS MCCの受電状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検により確認する。
- ③運転員等は、発電長にHPCS D/GによるM/C 2C(又は 2D)への給電が完了したことを報告する。

遮断器用制御電源の喪失により中央制御室からのM/C 2 C (又は2D)及びP/C 2 C・2 Dの遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからHPCS D/GによるM/C 2C・2Dへの給電まで95分以内で可能である。

円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照

明及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.13)

c. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により,非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から非常用所内電気設備であるP/C 2Dへ給電する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び2C・2Dの機能喪失により、M/C 2C・2 Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置及びH PCS D/Gからの給電ができない場合において、緊急時対策室 建屋ガスタービン発電機の使用が可能な場合

(b) 操作手順

概要図を第1.14.2.1-5図に、タイムチャートを第1.14.2.1-6図に示す。

操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先2.緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D 受電の場合]と同様であるため、当該手順にて実施する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名,現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機によるP/C2Dまで160分以内で可能である。

操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の

[優先2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電の場合] と同様である。

(添付資料1.14.2.14)

d. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電

外部電源喪失, 2 C・2 D D/G及び常設代替高圧電源装置の故障により, 非常用所内電気設備であるM/C 2 C・2 Dの母線電圧が喪失した場合は, 可搬型代替交流電源設備により非常用所内電気設備であるP/C 2 C・2 Dに給電する。

また、上記給電を継続するために可搬型設備用軽油タンク及びタンクローリを用いて可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失によりM/C 2 C・2 Dの母線電圧が喪失している状態で、常設代替高圧電源装置、HPCS D/G及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機からの給電ができない場合。

(b) 操作手順

可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.1-7図に、タイムチャートを第1.14.2.1-8図に示す。

操作手順は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の[優先3.可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側) 又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D 受電の場合]の操作手順と同様である。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名及び重大事故等対応要員6名にて作業を実施した場合、作業開始してからP/C2C・2D受電まで180分以内で可能である。

操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」の [優先3.可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及びP/C 2D受電の場合]の操作の成立性と同様である。

(添付資料1.14.2.15)

- (2) 非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給電
 - a. 所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失,常設代替高圧電源 装置及び可搬型代替低圧電源車による交流電源の復旧ができない場合, 所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から,24時間以上 にわたり非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2 A・2 Bへ給電 する。

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失後,充電器を経由した直流母線(直流125V主母線盤)への給電から,125V系蓄電池A系・B系による直流母線(直流125V主母線盤)への給電に自動で切り替わることを確認する。125V系蓄電池A系・B系の延命のため,125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤 2 A・2 Bへの自動給電開始から1時間経過するまでに,中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し,その後,125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2 A・2 Bへの自動給電開始

から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

所内常設直流電源設備から直流母線へ給電している24時間以内に,常設代替高圧電源装置又は可搬型代替低圧電源車によりP/C 2C・2Dを受電し、その後、直流125V主母線盤2A・2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電する際は水素が発生するため、バッテリー室の換気を確保した上で、蓄電池の回復充電を実施する。

(a) 手順着手の判断基準

【所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への自動給電確認の判断基準】

外部電源喪失及び2C・2D D/G機能喪失により,直流125V 充電器A,直流125V充電器B,直流±24V充電器A及び直流±24V充 電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。

【必要な負荷以外の切り離しの判断基準】

125V系蓄電池A系・B系から直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から1時間以内に常設代替高圧電源装置による代替所内電気設備への給電がなく、常設代替高圧電源装置による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めない場合。

(b) 操作手順

所内常設直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。

操作手順は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常

用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。

(c) 操作の成立性

操作の成立性は「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による 給電」の操作の成立性と同様である。

(添付資料1.14.2.16)

b. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電外部電源喪失, 2 C・2 D D/G及びM/C 2 C・2 Dの故障により, 非常用所内電気設備である直流125V充電器A・Bの交流入力電源が喪失している状態で, HPCS D/G, M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって, さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は, HPCS D/GからM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由して非常用所内直流電気設備である直流125V主母線盤2A(又は2B)へ給電する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、M/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合。

(b) 操作手順

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への 給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.4-3図に、タイ ムチャートを第1.14.2.4-4図に示す。

①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等にHPCS D/GによるM/C HPCS及び直流125V予備充電器を経由し た直流125V主母線盤2A(又は2B)への給電準備開始を指示す る。

- ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて給電準備として直流125V充電器A・Bの出力遮断器を「切」とする。
- ③運転員等は、中央制御室にて給電準備としてM/C HPCSの 負荷遮断器を「切」とし、動的負荷の自動起動防止のため操作ス イッチを隔離する。
- ④運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCS、直流 125V予備充電器及び直流125V主母線盤2A(又は2B)の受電前 状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないこ とを外観点検により確認する。
- ⑤運転員等は、発電長にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2A(又は2B)への給電準備が完了したことを報告する。
- ⑥発電長は、運転員等にHPCS D/Gによる直流125V主母線盤 2A(又は2B)への給電開始を指示する。
- ⑦運転員等は、中央制御室にてHPCS D/Gを起動(又は運転 状態を確認)し、M/C HPCSのHPCS D/G用受電遮断 器を「入」とし、M/C HPCS及びMCC HPCSを受電す る。
- ⑧運転員等は,原子炉建屋付属棟内にてMCC HPCSから直流 125V予備充電器受電のための配線用遮断器を「入」として,直流 125V予備充電器を受電する。
- ⑨運転員等は、原子炉建屋付属棟内にてM/C HPCSから直流 125V予備充電器を経由した直流125V主母線盤2A(又は2B)受 電のための配線用遮断器を「入」として、直流125V主母線盤2A (又は2B)を受電する。

⑩運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて直流125V主母線盤2A(又は2B)への給電状態に異常がないことを発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を運転員等(当直運転員)2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからHPCSD/Gによる直流125V主母線盤2A(又は2B)への給電まで90分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明 及び通信連絡設備を整備する。

(添付資料1.14.2.17)

c. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電

外部電源及び2C・2D D/Gの機能喪失時に,125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電開始から24時間以内に,常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備による直流125V充電器A・Bの交流入力電源の復旧が見込めず,125V系蓄電池A系・B系が枯渇するおそれがある場合に,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A(又は2B)に給電する。

また、上記給電を継続するために可搬型代替低圧電源車への燃料給油を実施する。燃料の給油手順については、「1.14.2.6 燃料の補給手順」にて整備する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源喪失及び2 C・2 D D/G機能喪失後,125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2 A・2 Bへの自動給電開始から24時間以内に、常設代替高圧電源装置及び可搬型代替低圧電源車による

給電操作が完了する見込みがない場合。

(b) 操作手順

可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.2-3図に、タイムチャートを第1.14.2.2-4図に示す。

操作手順は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」の操作手順と同様である。

(c) 操作の成立性

操作の成立性は「1.14.2.2(1) b. 可搬型代替直流電源設備による 非常用所内電気設備への給電」の操作の成立性と同様である。

(添付資料1.14.2.12)

1.14.2.5 代替海水送水による対応手順

(1) 代替海水送水による電源給電機能の復旧

外部電源喪失時に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプの故障等により2C・2D D/G又はHPCS D/Gによる給電ができない場合に、可搬型代替注 水大型ポンプにより2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水を送水し、2C・2D D/ G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する。

(a) 手順着手の判断基準

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ・電動機等の故障により 2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gによる給電ができない状態で、 2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gの使用が可能な場合。

(b) 操作手順

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による 2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能の復旧の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.1-1図及び第1.14.2.1-2図に、概要図を第1.14.2.5-1図に、タイムチャートを第1.14.2.5-2図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策本部長代理に 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ 系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始を依頼する。
- ②災害対策本部長代理は、可搬型代替注水大型ポンプから2C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディー ゼル発電機海水系への代替送水を行うことを決定し、プラントの 被災状況に応じて代替送水のための水源から接続口の場所を決定 する。
- ③災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための水源から接続口の場所を連絡し、2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成開始を依頼する。
- ④災害対策本部長代理は,重大事故等対応要員に水源から接続口までの代替送水準備開始を指示する。
- ⑤発電長は、運転員等に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系 又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準 備開始を指示する。
- ⑥重大事故等対応要員は、可搬型代替注水大型ポンプを指示された

水源の場所に配置し、ホースを可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプに接続後、可搬型代替注水大型ポンプ付属の水中ポンプを水源の水面へ設置する。

- ⑦重大事故等対応要員は、指定された水源から接続ロヘホースを敷設・接続し、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水準備完了を災害対策本部長代理に報告する。
- ⑧運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成を実施し、発電長に代替送水のための系統構成が完了したことを報告する。
- ⑨発電長は、災害対策本部長代理に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水のための系統構成が完了したことを連絡する。
- ⑩災害対策本部長代理は、発電長に2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への 代替送水開始を連絡する。
- ①災害対策本部長代理は、重大事故等対応要員に可搬型代替注水大型ポンプの起動、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことの確認を指示する。
- ②発電長は、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉 心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始後のディ

- ーゼル機関入口圧力が規定圧力値以上であることの確認を指示する。
- ③重大事故等対応要員は、指定された接続口の弁を全開後、可搬型 代替注水大型ポンプを起動し、災害対策本部長代理に可搬型代替 注水大型ポンプの起動が完了したことを報告する。
- ④災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプを起動したことを連絡する。
- ⑤重大事故等対応要員は、ホースの水張り及び空気抜きを実施す る。
- ⑩重大事故等対応要員は、代替送水中は可搬型代替注水大型ポンプ 付の圧力計を確認しながら規定圧力値以上になるよう可搬型代替 注水大型ポンプを操作する。
- ①重大事故等対応要員は、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを確認し、災害対策本部長代理に2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水開始及び2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の送水状態に漏えい等異常がないことを報告する。
- ®運転員等は、中央制御室にてディーゼル機関入口圧力が規定圧力 値以上であることを確認する。
- ⑨災害対策本部長代理は、発電長に可搬型代替注水大型ポンプによる2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水が開始されたことを連絡する。

- ②発電長は、運転員等に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの 起動並びに負荷上昇操作を開始し、電源供給機能の復旧を指示す る。
- ②運転員等は、中央制御室にて2C・2D D/G又はHPCS D/Gの起動並びに負荷上昇操作を実施する。
- ②運転員等は、発電長に2C・2D D/G又はHPCS D/Gの 起動並びに負荷上昇操作が完了し、電源給電機能が復旧したこと を報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名、現場対応を重大事故等対応要員8名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2C・2D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2C・2DD/G又はHPCSD/Gの電源給電機能の復旧まで300分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護具,照明 及び通信連絡設備を整備する。

1.14.2.6 燃料の補給手順

- (1) 燃料給油設備による各機器への給油
 - a. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,窒素供給装置 用電源車,可搬型代替注水中型ポンプ,可搬型代替注水大型ポンプ及び タンクローリ(走行用の燃料タンク)に給油する。

上記設備に給油するため,可搬型設備用軽油タンクとタンクローリを

接続し、タンクローリへ軽油の給油を行う。

(a) 手順着手の判断基準

[可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油]

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,窒素供給 装置用電源車,可搬型代替注水中型ポンプ,可搬型代替注水大型ポ ンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)を使用する場合。

「タンクローリから各機器への給油]

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,窒素供給 装置用電源車,可搬型代替注水中型ポンプ,可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)の燃料保有量及び燃料消費率からあらかじめ算出した給油時間*1となった場合。

- ※1 給油間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が枯渇するまでに給油することを考慮して作業に着手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備の燃料保有量及び燃料消費率から燃料が枯渇する前に給油することとし、同一箇所での作業が重複する際は適宜、給油間隔を考慮して作業を実施する。
 - •可搬型代替低圧電源車:運転開始後約2.2時間
 - 窒素供給装置用電源車:運転開始後約2.2時間
 - ・可搬型代替注水中型ポンプ:運転開始後約3.5時間
 - ・可搬型代替注水大型ポンプ:運転開始後約3.5時間
 - ・タンクローリ(走行用の燃料タンク):1回/1日

(b) 操作手順

可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油手順の概要は以下のと おり。概要図を第1.14.2.6-1図,第1.14.2.6-3図に,タイムチャー トを第1.14.2.6-2図,第1.14.2.6-4図,第1.14.2.6-5図に示す。

- [可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油]
 - ①災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへ軽油の 給油開始を指示する。
 - ②重大事故等対応要員は、給油操作に必要な装備品・資機材を準備 のうえ車両保管場所へ移動し、タンクローリの健全性を確認す る。
 - ③重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール付近へタンクローリを配置する。**2
 - ④重大事故等対応要員は、可搬型設備用軽油タンクのマンホール(上蓋)を開放し、車載ホースをタンクローリの吸排口に接続し、車載ホースの先端を可搬型設備用軽油タンクに挿入する。
 - ⑤重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作 を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側 のマンホール(上蓋)を開放する。
 - ⑥重大事故等対応要員は、車載ポンプを起動し、可搬型設備用軽油 タンクからタンクローリへの給油を開始する。
 - ⑦重大事故等対応要員は、車載タンク上部のマンホール(上蓋)からの目視により、車載タンクへの吸入量(満タン)を確認し、車載ポンプを停止する。
 - ⑧重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール(上蓋)を閉止する。また、24時間に1回、タンクローリ(走行用の燃料タンク)への給油を行う。
 - ⑨重大事故等対応要員は、車載ホース及び可搬型設備用軽油タンク

のマンホール (上蓋) を復旧し, 災害対策本部長代理に可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了を報告する。

[タンクローリから各機器への給油]

- ⑩災害対策本部長代理は、手順着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員にタンクローリによる給油対象設備への給油を指示する。
- ①重大事故等対応要員は、給油対象設備の給油口付近へタンクロー リを配置する。
- ②重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンクを開放 し、ピストルノズルを車載燃料タンクに挿入する。
- ③重大事故等対応要員は、タンクローリ付属の各バルブの切替操作 を実施し、車載タンク上部にて2室あるタンクのうち使用する側 のマンホール(上蓋)を開放する。
- ④重大事故等対応要員は、車載ポンプを作動し、タンクローリから 給油対象設備への給油を開始する。
- ⑤重大事故等対応要員は、給油対象設備の車載燃料タンク油量・油 面計により、給油量(満タン)を目視で確認し、車載ポンプを停 止する。
- ⑩重大事故等対応要員は、タンクローリの各バルブの切替操作を実施し、車載タンク上部のマンホール(上蓋)を閉止する。
- ①重大事故等対応要員は、ピストルノズル及び車載燃料タンクを復 旧し、災害対策本部長代理にタンクローリから給油対象設備への 給油完了を報告する。
 - ※2 重大事故等対応要員は,可搬型代替低圧電源車,可搬型代替注水大型ポンプ,窒素供給装置用電源車及び可搬型代替

注水中型ポンプ等を7日間連続運転継続させるために、タンクローリの車載タンクの軽油の残量及び可搬型代替低圧電源車及び可搬型代替注水大型ポンプの定格負荷運転時の給油間隔に応じて、操作手順③~⑰を繰り返す。

(c) 操作の成立性

「可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油」

タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施 した場合,作業開始を判断してから可搬型設備用軽油タンクか らタンクローリの車載タンクへの給油完了までの所要時間を, 初回は放射線防護具着用,可搬型重大事故等対処設備保管場所 への移動,使用する設備の準備を含め90分以内,2回目以降は50 分以内で可能である。なお,タンクローリ(走行用の燃料タン ク)への給油を合わせて行う場合,110分以内で可能である。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護 具,照明及び通信連絡設備を整備する。

「タンクローリから各機器への給油]

重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合,作業開始を判断してからタンクローリにて各可搬型設備への給油完了までの 所要時間を30分以内と想定する。

円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防護 具,照明,通信連絡設備を整備する。

なお、燃料消費量が最大になる場合に使用する設備の燃料が 枯渇しないように以下の時間までに給油を実施する。

・可搬型代替低圧電源車の燃料消費率は、定格容量にて約 110L/hであり、起動から枯渇までの時間は約2.2時間。

- ・可搬型代替注水大型ポンプの燃料消費率は、定格容量にて 約200L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5時間。
- ・窒素供給装置用電源車の燃料消費率は,定格容量にて約 110L/hであり,起動から枯渇までの時間は約2.2時間。
- ・可搬型代替注水中型ポンプの燃料消費率は、定格容量にて 約35.7L/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5時間。
- ・タンクローリ (走行用の燃料タンク) の燃料消費量は,1日 当たり約54Lであることから,24時間に1回給油を行う。

また,事象発生後7日間,可搬型代替低圧電源車,可搬型代替注水大型ポンプ,窒素供給装置用電源車,可搬型代替注水中型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)の運転を継続するために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約168.6kLである。また,可搬型設備用軽油タンクは210kL以上となるよう管理する。

(添付資料 1.14.2.19)

b. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油

重大事故等の対処に必要となる常設代替高圧電源装置に対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプにより自動で給油する。

なお、常設代替高圧電源装置は、運転開始後約2時間にわたり電力を供 給できる燃料を保持しており、その燃料が枯渇するまでに自動で給油され ていることを確認する。

- (a) 手順着手の判断基準 常設代替高圧電源装置を起動した場合。
- (b) 操作手順

軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.6-6図に、タイムチャートを第1.14.2.6-7図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切り替えを指示する。
- ②運転員等は、軽油貯蔵タンク出口弁を閉から開への切り替え及び 常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置の自動へ切 り替えを行い、発電長に軽油貯蔵タンク出口弁の開から閉への切 替操作及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプのスイッチ位置 の自動へ切り替えをしたことを報告する。

(c) 操作の成立性

上記の操作は、中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断し軽油貯蔵タンクから常設代替 高圧電源装置への給油完了まで15分以内で可能である。

また,事象発生後7日間,常設代替高圧電源装置の運転を継続する ために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約352.8kLであり,軽油貯 蔵タンクは,約400kL以上となるよう管理する。

(添付資料 1.14.2.20)

1.14.2.7 設計基準事故対処設備による対応手順

(1) 非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電

2 C・2 D D/G及びHPCS D/Gが健全な場合は、自動起動信号 (非常用高圧母線電圧低)による起動、又は中央制御室から手動起動し、 非常用所内電気設備であるM/C 2 C・2 D・HPCSに給電する。

 $2C\cdot 2DD$ D/G及びHPCS D/Gの運転により消費された燃料は,

燃料油デイタンクの油面が規定値以下まで低下すると燃料移送ポンプが自動起動し、軽油貯蔵タンクから燃料油デイタンクへの給油が開始される。 その後燃料給油の完了に伴い、燃料移送ポンプが自動停止する。

(a) 手順着手の判断基準

外部電源が喪失した場合又はM/C 2 C・2 D・H P C S の母線電圧がないことを確認した場合。

(b) 操作手順

非常用交流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.2.7-1図に、タイムチャートを第1.14.2.7-2図に示す。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に2C・2D D/G及びHPCS D/Gによる非常用所内電気設備への自動 給電状態の確認を指示する。
- ②運転員等は、発電長に2C・2D D/G及びHPCS D/Gが自動起動信号(非常用高圧母線電圧低)により起動し、受電遮断器が投入された(M/C 2C・2D・HPCSが給電する)ことを報告する。あるいは、中央制御室からの手動操作により2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入した(M/C 2C・2D・HPCSが給電した)ことを発電長に報告する。

(c) 操作の成立性

「2C·2D D/G及びHPCS D/Gの自動起動]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し、受電遮断器が投入される(M/C 2C・2D・

HPCSが給電する) ことの確認完了まで1分以内で可能である。 [2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御室からの手動起動]

中央制御室対応を運転員等(当直運転員)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから2C・2D D/G及びHPCS D/Gを起動し,受電遮断器が投入(M/C 2C・2D・HPC Sが給電する)完了まで2分以内で可能である。

中央制御室に設置されている操作盤からの遠隔操作であるため, 速やかに対応できる。

なお、2 C D/G又は2 D D/Gが使用でき、常設代替高圧電源装置及び残留熱除去系海水系ポンプの機能が喪失している場合において、代替循環冷却系及び緊急用海水系による原子炉格納容器の減圧及び除熱を行うために、非常用交流電源設備から代替所内電気設備への給電を行う。

(2) 非常用直流電源設備による給電

外部電源喪失及び2 C・2 D・HPCS D/Gの機能喪失後,充電器を経由した直流母線(直流 125V 主母線盤及び直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤)への給電から、125V 系蓄電池A系・B系、125V 系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流母線(直流 125V 主母線盤及び直流 ±24V 中性子モニタ用分電盤)への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後、125V 系蓄電池A系・B系については、蓄電池の延命のため、直流 125V 主母線盤 2 A及び直流 125V 主母線盤 2 Bの不要な負荷の切り離しを実施する。なお、外部電源喪失及び2 C・2 D・HPCS D/Gの機能喪失後 1 時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない

直流 125V 主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、外部電源喪失及び 2 C・2 D・H P C S D/Gの機能喪失後 8 時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施する。

(a) 手順着手の判断基準

全交流動力電源喪失により,直流125V充電器A,直流125V充電器B,直流125V充電器HPCS,直流±24V充電器A及び直流±24V充電器Bの交流入力電源の喪失が発生した場合。

(b) 操作手順

非常用直流電源設備による非常用所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第1.14.2.8-1図に、概要図を第1.14.2.2-1図に、タイムチャートを第1.14.2.2-2図に示す。なお、125V系蓄電池A系、125V系蓄電池B系による給電手段については、「1.14.2.2(1) a. 所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電」にて整備する。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による非常用所内電気設備への自動給電状態の確認を指示する。
- ②運転員等は、中央制御室にて直流125V充電器HPCS及び直流±24V充電器A・Bの交流入力電源が喪失したことを「非常用高圧母線2C・2D低電圧」警報により確認する。
- ③運転員等は、中央制御室にて125V系蓄電池HPCS系による直流 125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A・2Bへの自動給電状態に異常がないことを直流125V主母線盤 HPCSの電圧指示値により確認し、発電長に直流125V主母線盤 HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへ自動

給電されていることを報告する。

(c) 操作の成立性

125V系蓄電池HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤HPCS及び直流±24V中性子モニタ用分電盤2A・2Bへの給電については、運転員の操作は不要である。

(3) 軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電機への給油

重大事故等時に設計基準事故対処設備である2C・2D D/G及びHPCS D/Gが健全であれば、2C・2D D/G及びHPCS D/Gに対して、燃料給油設備である軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプにより自動で給油をする。

- (a) 手順着手の判断基準2 C・2 D D/G及びHPCS D/Gを起動した場合。
- (b) 操作手順

軽油貯蔵タンクから2C・2D D/G及びHPCS D/Gへの 給油手順の概要は以下のとおり。

- ①発電長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等に2C・2D 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機による2C・2D D/G及びHPCS D/G への自動燃料給油状態の確認を指示する。
- ②運転員等は、原子炉建屋付属棟内にて2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプのスイッチ位置が自動になっていることを確認し、発電長に自動燃料給油状態になっていることを報告する。

(c) 操作の成立性

軽油貯蔵タンクから2C・2D非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプを用いての2C・2D D/G及びHPCS D/Gへの給油については、運転員の操作は不要である。

1.14.2.8 その他の手順項目について考慮する手順

可搬型代替注水大型ポンプにより送水を行う手順については,「1.13 重 大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。

操作の判断,確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に 関する手順等」にて整備する。

1.14.2.9 重大事故等時の対応手段の選択

重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対応手段の選択フローチャートを第 1.14.2.8-1 図に示す。

(1) 代替電源(交流)による対応手段

全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷,原子炉格納容器の破損,使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電力を確保するための給電手段として,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による給電がある。

短期的には低圧代替注水設備(常設)への給電,中期的には発電用原子 炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系への給電が主な目的と なることから,これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり, かつ短時間で電力供給が可能である常設代替交流電源設備(優先1)によ る給電を優先する。

常設代替交流電源設備から給電できない場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機(優先2)から給電する。緊急時対策室建屋ガスタービン発電機から給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)(優先3)から給電する。可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)から給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)(優先4)から給電する。可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)から給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)から給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)から給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)から給電できない場合は、可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)(優先5)から給電する。

上記の手順を連続して実施した場合,直流125V主母線盤の受電完了まで約1294分で実施可能であり,所内常設直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。

(2) 代替電源(直流)による対応手段

全交流動力電源喪失時,直流母線への直流電源が給電できない場合の対応手段として,所内常設直流電源設備,常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。

原子炉圧力容器への注水として用いる原子炉隔離時冷却系及び高圧代替 注水系,発電用原子炉の減圧に用いる逃がし安全弁(自動減圧機能),原 子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる格納容器圧力逃がし装置への給電 が主な目的となる。短時間で給電が可能であり、長期間にわたる運転が期 待できる手段から優先して準備する。

全交流動力電源の喪失により直流125V充電器A・Bを経由した直流125V 主母線盤2A・2Bへの給電ができない場合は、代替交流電源設備による 給電を開始するまでの間,125V系蓄電池A系・B系及び緊急用125V系蓄電池を使用することで24時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転及び逃がし安全弁(自動減圧機能)の作動等に必要な直流電源の給電を行う。

なお、所内常設直流電源設備及び常設代替直流電源設備は、直流125V充電器A・B及び緊急用直流125V充電器の交流入力電源の喪失と同時に非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2B及び代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に無停電で自動給電される。

全交流動力電源喪失後,24時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は,可搬型代替直流電源設備を用いて直流 125V主母線盤2A・2B及び緊急用直流125V主母線盤へ給電する。

代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合は,直流125V充電器 A・B及び緊急用125V充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。

直流125V蓄電池A系・B系が枯渇した場合は、遮断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、直流125V充電器盤A・Bを経由して直流125V主母線盤2A・2Bに給電して直流電源の機能を回復させる。

第1.14.1-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (1/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
設計基準事故対処設備		非常用交流電源設備による給電	・2 C 非常用ディーゼル発電機(以下「2 C D / G」という。) ・2 D 非常用ディーゼル発電機(以下「2 D D / G」という。) ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機(以下「4 P C S D / G」という。) ・2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・3 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・3 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・2 C D / G~メタルクラッド開閉装置(以下「M / C」という。) 2 C 電路・2 D D / G~M / C 2 D 電路・2 D D / G~M / C 4 P P C S 電路・2 C 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ・3 圧炉が、プレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ・3 圧炉が、プレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ・2 C カ / G流路・2 D 非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ~2 C D / G流路・2 D カ / G流路・3 D / G流路・3 D / G流路・3 E 圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ・3 E 圧炉がプ・2 C ま常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・3 下 イーゼル発電機燃料移送系配管・弁・5 原圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・6 原圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・6 原圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・7 で ア で で 発電機燃料移送系配管・弁・8 正 原 で テ の スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の で で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の ア で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の ア で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の ア で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の ア で ア イ 系 ディーゼル 発電機燃料移送系配管・弁・3 下 の ア で ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア ア	重大事故等対処設備	非順(ストリング) 非順(ベラング) 非書 (人) になる はいまま (大) になる はいまま (大) になる はいまま (大) になる はいます (大) になる はいます (大) になる はいます (大) になる

^{※1 125}V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、 運転員による操作は不要である。

^{※2} 緊急用 125V 系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (2/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
設計基準事故対処設備	_	非常用直流電源設備による給電	 ・125V系蓄電池 A系*1 ・125V系蓄電池 B系*1 ・125V系蓄電池 B系*1 ・中性子モニタ用蓄電池 A系*1 ・中性子モニタ用蓄電池 B系*1 ・直流125V充電器 A~直流125V主母線盤 2 A電路 ・直流125V充電器 B~直流125V主母線盤 2 B電路 ・直流125V充電器 HPCS~直流125V主母線盤 HPCS電路 ・120/240V計装用主母線盤 2 A~直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A電路 ・120/240V計装用主母線盤 2 B~直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B電路 ・125V系蓄電池 A系~直流125V主母線盤 2 A電路 ・125V系蓄電池 B系~直流125V主母線盤 2 B電路 ・125V系蓄電池 HPCS系~直流125V主母線盤 125V系蓄電池 HPCS電路 ・125V系蓄電池 HPCS系~直流125V主母線盤 HPCS電路 ・中性子モニタ用者電池 B系~直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A ・中性子モニタ用蓄電池 B系~直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 A ・中性子モニタ用器電池 B系~直流±24V中性子モニタ用分電盤 2 B 	重大事故等対処設備	非常書 II (ス) 「電板手順後」 「電板手順後」 「電源供給回復」 「電子書 II (本) 「中山 「中山 「中山 大手順」 「中山 大手順」 「中山 大手順」 「中山 大手順 大手順 大手順 大手順 大手順 大手順 大手順 大手順 大手順 大手順

^{※1 125}V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は, 運転員による操作は不要である。

^{※2} 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (3/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
		常設代替交流電源設備による給電	・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置〜緊急用M/C〜M/ C 2 C 及び2 D 電路 ・緊急用M/C〜緊急用モータコントロールセ ンタ(以下「MCC」という。)電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常 (徴源 年順 書 II (後原 ベース) 「電源 供給 回 東常 II (作品) 「停止 時 電源 復 旧 」 「停止 時 電源 復 旧 」 A M 設書 故等対策 要領
代替交流電源設備による給電	2 C・2 D 非常用ディーゼル発 電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪 失)	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機	・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料 タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料 移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料 移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機〜パワ ーセンタ(以下「P/C」という。) 2 D電 路	自主対策設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース)「電源供給回車事Ⅱ ・電源供給回車事Ⅲ ・事車車事でである。 ・では、一次) ・「停止時電源復旧」 ・「停止時電源復旧」 ・「格別操作手順書 ・「本のでする。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のです。 ・ 「本のです。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のです。 ・ 「本のでする。 ・ 「本のです。 ・ 「本ので。 ・ 「本ので。 ・ 「本ので 。 ・ 「本 で 。 ・ 「 本 で 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		可搬型代替交流電	・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源 車接続盤(西側)又は(東側)~P/C 2 C及びP/C 2D電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース)「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅲ (停止時徴候ベース)
		原設備による給電	・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(水処理 建屋)~P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(屋内開 閉所)~P/C 2D電路	自主対策設備	「停止時電源復 旧」 AM設備別操作 手順書 重大事故等対策 要領

^{※1 125}V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、 運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (4/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
代替直流電源設	直 2 C・2 D 非常用ディーゼル発電機 電機 高圧炉心スプレイ系 備 ディーゼル発電機 こ (全交添飾力電源車	非常用所内電気設備への給電所内常設直流電源設備による	 125V系蓄電池A系*1 125V系蓄電池B系*1 125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2A電路 125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路 	重大事故等対処設備	非常II (電板手順 書) (電板) (電
設備による給電		非常用所内電気設備への給電可搬型代替直流電源設備による	 可搬型代替低圧電源車 可搬型整流器 可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)~可搬型整流器~直流125V主母線2A及び2B電路 燃料給油設備 	重大事故等対処設備	非常田 (徴級ペース) 「電源供給回」 非常田 (管源供給回」 非常田 (停止時徴候ベース) 「停止時ででである。 「停止時ででである。 「停止時ででである。 「原は、一名」 「のない。」 「のない。 「のな。 「のない。 「のな。 「の。 「のな。 「のな。 「のな。 「のな。 「のな。 「の。 「の。 「の。 「の。 「の。 「の。 「の。 「の。 「の。 「の
代替所内電気設備による給電	2 C・2 D 非常用ディーゼル発 電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪 失)	代替所内電気設備への給電代替所内電気設備による	·緊急用M/C ·緊急用P/C ·緊急用MCC ·緊急用電源切替盤 ·緊急用125V系蓄電池* ² ·緊急用直流125V主母線盤 ·緊急用125V系蓄電池~緊急用直流125V主母線 盤電路	重大事故等対処設備	非常 II (徴 ベース) 「電源供給回復」 非常 II (で

^{※1 125}V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、 運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (5/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
±1±		非常用高圧母線への給電常設代替交流電源設備による	・常設代替高圧電源装置 ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁 ・常設代替高圧電源装置〜緊急用M/C〜M/ C 2 C及び2 D電路 ・緊急用M/C〜緊急用MCC電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常田 (徴 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (
ディーゼル発電機機能喪失時の	イーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源に イーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源に (失)	非常用高圧母線への給電高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による	・HPCS D/G ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・M/C HPCS ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ボンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ボンプ〜HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送系配管・弁	重大事故等対処設備	非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース)「電源供給回復」 非常時運転手順書Ⅲ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」
交流電源			・M/C 2E ・HPCS D/G~M/C HPCS~M/C 2E~M/C2C及び2D電路	自主対策設備	AM設備別操作 手順書
電		よる非常用低圧母線への給電緊急時対策室建屋ガスタービン発電機に	・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料 タンク ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料 移送ポンプ ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機用燃料 移送系配管・弁 ・緊急時対策室建屋ガスタービン発電機~P/ C2D電路	自主対策設備	非常田 (徴ペース) 「電源供給回復」 非常田 (電源供給回復」 非常田 (神運転手順 書田 (中上時でである) 「停止時でである。 日」 AM設帯 ののである。 日」 AM設帯 ののである。 日本 ののである ののである。 日本 ののである ののでの ののである ののである ののである ののである ののである ののでも ののでも ののでも ののでも ののでも ののでも ののでも のので

^{※1 125}V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、 運転員による操作は不要である。

^{※2} 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (6/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
代替交流電源に 非常用ディーゼル発電	ディ 2 C・2 D 『 l 非常用ディーゼル発 【 ゼ 電機	非常用低圧母線,可搬型代替交流電源	・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型代替低圧電源車〜可搬型代替低圧電源 車接続盤(西側)又は(東側)〜P/C2 C及び2D電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順 書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順 書Ⅱ (停止時徴候ベ ース) 「停止時電源復
による給電機機能喪失時の	ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪 失)	線への給電源設備による	・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(水処理 建屋)~P/C 2C及び2D電路 ・可搬型代替低圧電源車~常用MCC(屋内開 閉所)~P/C 2D電路	自主対策設備	旧」 AM設備別操作 手順書 重大事故等対策 要領
非常用ディーゼル発電	ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給ディーゼル発電機機能喪失時の代替直流電源による給発 系 乗 系 乗 要 系 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗	直流125V主母線盤への給電所内常設直流電源設備による	 125V系蓄電池A系*1 125V系蓄電池B系*1 125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2A電路 125V系蓄電池B系~直流125V主母線盤2B電路 	重大事故等対処設備	非常時運転手順 書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順 書 II (停止時徴候ベ ース) 「停止時電源復 旧」 AM設備別操作 手順書
喪失時の代替直流電源に		直流125V主母線盤への高圧炉心スプレイ系ディーゼル発	・HPCS D/G ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタンク ・M/C HPCS ・MCC HPCS ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路 ・軽油貯蔵タンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ	重大事故等対処設備	非常時運転手順 書I (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順 書I (停止時徴候ベ ース) 「停止時電源復 旧」
₽		の給電	 ・直流125V予備充電器 ・HPCS D/G~M/C HPCS~MCC HPCS~直流125V予備充電器~直流125V主 母線盤2A及び2B電路 	自主対策設備	- AM設備別操作 手順書

^{※1 125}V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は, 運転員による操作は不要である。

^{※2} 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (7/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
代替直流電源による給電非常用ディーゼル発電機機能喪失時の	2 C・2 D 非常用ディーゼル発 電機 高圧炉心スプレイ系 ディーゼル発電機 (全交流動力電源喪 失)	直流125V主母線盤への給電可搬型代替直流電源設備による	・可搬型代替低圧電源車 ・可搬型整流器 ・可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低圧電源 車接続盤(西側)及び(東側)~可搬型整流 器~直流125V主母線盤2A及び2B電路 ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常田 (徴 ベース) 「電源供給回復」 非常 (で で で で で で で で で で で で で で で で で で
代替海水送水による		電源給電機能	・2C D/G ・2D D/G ・HPCS D/G ・燃料給油設備	重大事故等対処設備	非常時運転手順 書II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順 書II (停止時徴候ベ
る電源給電機能の復旧	機 能 の 復	機能の復旧	・可搬型代替注水大型ポンプ・可搬型代替注水大型ポンプ~2C・2D D /G及びHPCS D/G流路	自主対策設備	ース) 「停止時電源復 旧」 AM設備別操作 手順書 重大事故等対策 要領
燃料給油設備による給油	_	可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油	・可搬型設備用軽油タンク・タンクローリ	重大事故等対処設備	重大事故等対策 要領

^{※1 125}V系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、 運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は,運転員による操作は不要である。

対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (8/8)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応 手段	対処設備		手順書
燃料給油設備による給油		軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油	・軽油貯蔵タンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・常設代替高圧電源装置燃料移送系配管・弁	重大事故等対処設備	非常明 書II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順 (停み) 「停止時徴候ベース) 「停止時間で (停止時間で (停止時間で (中重に) 日」 AMと は の の の の の の の の の の の の の の の の の の

^{※1} 125V 系蓄電池A系・B系・HPCS系及び中性子モニタ用蓄電池A系・B系からの給電は、 運転員による操作は不要である。 ※2 緊急用125V系蓄電池からの給電は、運転員による操作は不要である。

第1.14.1-2表 重大事故等対処に係る監視計器

監視計器一覧 (1/7)

1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順		ĵ	重大事故等の対応に	M.H. 0 -) - (31 HI)
(1) 代替交流電源設備による給電	手順書			監視パラメータ (計器)
#常時運転手順書I (後條ペース)	1.14.2.1 代替電源(交流	E) に』	こる対応手順	
ででは、	(1)代替交流電源設備に	よる給	電	
電源供給回復	非常時運転手順書Ⅱ			275kV東海原子力線 1 L電圧
電源供給回復 本常時運転手順書 (停止時後條ベース)	(徴候ベース)	判		275kV東海原子力線2L電圧
#常時選転手順書 I (停止時驚候ペース) 「停止時電線使用」 A M設備別操作手順書 重大事故等対策要領 電源 A M設備別操作手順書 電源 電源 電源 電源 電源 電源 電源 本書時選転手順書 I (停止時電線使一ス) 「停止時電線性目	「電源供給回復」	断	電循	
M/C 2 日本田		基	电协	· ·
「停止時電源復旧」		华		M/C 2D電圧
展示				M/C HPCS電圧
本の報告別操作手順書 重大事故等対策要領 北常時運転手順書 I (後候ペース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書 II (後候ペース) 「停止時電源復旧」 本 M 設備別操作手順書	「停止時電源復旧」			緊急用M/C電圧
# 作			電源	M/C 2C電圧
電液・対策要領 常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数常設代替高圧電源装置発電機周波数層設置を設定した。 「電源供給回復」	AM設備別操作手順書	操		M/C 2D電圧
# 常時運転手順書 II (後候ベース) 「停止時電源後間と	子上去 46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.46.4	作	W == 15 +4 +4 == == 12 NE VII.	常設代替高圧電源装置発電機電圧
#常時運転手順書 II (後候ペース) 判 電源性監視	里大争议寺对束安镇			
でである。			直連転監視	常設代替高圧電源装置発電機電力
でである。	北党時運転壬順聿 Π			275kV東海原子力線 1 L電圧
電源供給回復 上で		和		
基本 単原 単原 一度 一度 上度 上度 上度 上度 上度 上度	(10.10)	断	#.W	154kV原子力1号線電圧
#常時運転手順書 II (停止時電源復旧)	电冰闪相口 [8]	基	電源	M/C 2C電圧
(停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 A M設備別操作手順書 重大事故等対策要領 重大事故等対策要領 重大事故等対策要領 事常時運転手順書II (後候ペース) 「電源供給回復」 「停止時徴候ベース」 「停止時徴候ベース」 「停止時でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	非常時運転手順書Ⅱ	準		M/C 2D電圧
電源				M/C HPCS電圧
A M設備別操作手順書	「停止時電源復旧」		**	P/C 2C電圧
株			電源	P/C 2D電圧
重大事故等対策要領	AM設備別操作手順書		緊急時対策室建屋ガ	■
# 常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」		IF		
物質	重大事故等対策要領		転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力
1	非常時運転手順書Ⅱ			275kV東海原子力線 1 L電圧
電源供給回復	(徴候ベース)	判		
# 常時運転手順書 II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」	「電源供給回復」	断世	電源	154kV原子力1号線電圧
#常時運転手順書II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 A M設備別操作手順書 重大事故等対策要領 1. 14. 2. 2 代替電源(直流)による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 非常時運転手順書II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書II (復候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 「停止時電源復旧」 「停止時電源復旧」 「標本時電源復旧」 「本本・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・				
「停止時電源復旧」		_		M/C 2D電圧
AM設備別操作手順書				P/C 2 C電圧
A M設備別操作手順書 作 可搬型代替低圧電源 可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力 1. 14. 2. 2 代替電源 (直流) による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 非常時運転手順書 II (徴候ベース)	「停止時電源復旧」		電源	P/C 2D電圧
1	A N (記) 供用提 / C 工 l 后 击			<u> </u>
重大事故等対策要領 車連転監視 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順(1)代替直流電源設備による給電 非常時運転手順書II (徴候ベース) 「電源供給回復」 判 断 基準 非常時運転手順書II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 判 断 基準 非常時運転手順書II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 車流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 A M設備別操作手順書 車流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧	AM政师別採作于順書	作		
1. 14. 2. 2 代替電源 (直流) による対応手順 (1)代替直流電源設備による給電 非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書 II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 「停止時電源復旧」 AM設備別操作手順書 1. 14. 2. 2 代替電源 (直流) による対応手順 275kV東海原子力線 1 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 M/C 4 P C S電圧 直流125V主母線盤 2 A電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧 直流125V主母線盤 H P C S電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 H P C S電圧 直流125V主母線盤 B 電圧	重大事故笔社等更領		単連転監視	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
(1)代替直流電源設備による給電 非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 非常時運転手順書 II (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」 「停止時電源復旧」 「電源 AM設備別操作手順書 「電源 (1)代替直流電源設備による給電 275kV東海原子力線 1 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 M/C 4 P C S電圧 直流125V主母線盤 2 A電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 H P C S電圧		E) 1.7 1	L	1
#常時運転手順書II (徴候ベース) 電源 電源 275kV東海原子力線 2 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 M/C 2 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 M/C 4 D電圧 直流125V主母線盤 2 A電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧 直流125V主母線盤 4 B電圧 直流125V主母線盤 4 B電圧 直流125V主母線盤 4 B電圧 直流125V主母線盤 4 B電圧 直流125V主母線盤 4 B電圧 直流125V主母線盤 4 B電圧 M/C 4 BT M/C				
非常時運転手順書 II (徴候ベース) 「電源供給回復」 判 断 基準 電源 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C2C電圧 M/C2D電圧 M/C2D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 M/C3D電圧 直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧				275kV東海原子力線1L雷圧
(徴候ベース) 電源 「電源供給回復」 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 M/C 4 P C S電圧 M/C H P C S電圧 (停止時徴候ベース) 直流125V主母線盤 2 A電圧 「停止時電源復旧」 直流125V主母線盤 2 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧 直流125V主母線盤 B電圧	非常時運転手順書Ⅱ	निधा		
「電源供給回復」 基準 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 M/C 2 D電圧 M/C 4 P C S電圧 値流125V主母線盤 2 A電圧 値流125V主母線盤 2 B電圧 値流125V主母線盤 2 B電圧 値流125V主母線盤 H P C S電圧 値流125V主母線盤H P C S電圧 値流125V主母線盤H P C S電圧 値流±24V中性チモニタ用分電盤 2 A電圧		判無		
# M/C 2 D電圧 M/C HPCS電圧 M/C HPCS電圧 直流125V主母線盤 2 A電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧 直流125V主母線盤 1 B電圧 直流125V主母線盤 1 B電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧 直流125V主母線盤 1 B電圧 直流125V主母線盤 1 B電圧		基	電源	
# 常 時 運 転 手 順 書 II (停止 時 徴 候 ベース) 「停止 時 電 源 復 旧」				
「停止時電源復旧」 連流125V主母線盤2B電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流125V主母線盤HPCS電圧 直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧	非常時運転手順書Ⅱ			
操作	(停止時徴候ベース)			
AM設備別操作手順書	「停止時電源復旧」	711		直流125V主母線盤2B電圧
AM設備別操作手順書 直流 ±24V中性子モニタ用分電盤 2 A電圧		操作	電源	直流125V主母線盤HPCS電圧
	AM設備別操作手順書	11		直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧
直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧				直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧

監視計器一覧 (2/7)

	ī	重大事故等の対応に	
手順書	_	Aの要似等の対応に Aの要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
1.14.2.2 代替電源(直流			
(1)代替直流電源設備に			
(1) THE PURPLE VIEW VIEW	J. W/H		275kV東海原子力線1L電圧
 非常時運転手順書Ⅱ	判		275kV東海原子刀線 I L 電圧 275kV東海原子力線 2 L 電圧
(徴候ベース)	断	電源	154kV原子力1号線電圧
「電源供給回復」	基	电恢	M/C 2 C電圧
	準		M/C 2D電圧
非常時運転手順書Ⅱ			直流125V主母線盤2A電圧
(停止時徴候ベース)		電源	直流125V主母線盤 2 A 電圧 直流125V主母線盤 2 B 電圧
「停止時電源復旧」			可搬型代替低圧電源車発電機電圧
	操	可搬型代替低圧電源	可搬型代替低圧電源車発電機電力
AM設備別操作手順書	作	車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機周波数
 重大事故等対策要領		可搬型整流器運転監	可搬型整流器電圧
里八争以守刈泉安頃		視	可搬型整流器電流
1.14.2.2 代替電源(直流	 		
1.14.2.2 1.骨电源(直侧 (2)常設直流電源喪失時(
非常時運転手順書Ⅱ	-> XEE 1911		275kV東海原子力線1L電圧
(徴候ベース)	判		275kV東海原子力線2L電圧
「電源供給回復」	断	震派	154kV原子力1号線電圧
	基	電源	M/C 2C電圧
非常時運転手順書Ⅱ	準		M/C 2D電圧
(停止時徴候ベース)			M/C HPCS電圧
「停止時電源復旧」			緊急用M/C電圧
		電源	M/C 2 C電圧
AM設備別操作手順書	操作		M/C 2D電圧
 重大事故等対策要領	11-	常設代替高圧電源装 置運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧常設代替高圧電源装置発電機周波数
重八争队守利永安院			常設代替高圧電源装置発電機電力
1. 冷叶 写			275kV東海原子力線 1 L電圧
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース)	判		275kV東海原子力線 2 L電圧
「電源供給回復	断	老 海	154kV原子力1号線電圧
电你厌和回復]	基	電源	M/C 2C電圧
 非常時運転手順書Ⅱ	準		M/C 2D電圧
(停止時徴候ベース)			M/C HPCS電圧
「停止時電源復旧」		電源	P/C 2C電圧
	操	电你	P/C 2D電圧
AM設備別操作手順書	作	緊急時対策室建屋ガ	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧
	''	スタービン発電機運	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数
重大事故等対策要領		転監視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力
北帝吐安起子原李五	本山		275kV東海原子力線1L電圧
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース)	判断		275kV東海原子力線2L電圧
(徴候ペース) 「電源供給回復	基	電源	154kV原子力1号線電圧
	準		M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧
 非常時運転手順書Ⅱ			
(停止時徴候ベース)		電源	P/C 2C電圧
「停止時電源復旧」			P/C 2D電圧
	操		
AM設備別操作手順書	作	可搬型代替低圧電源	可搬型代替低圧電源車発電機電圧
~		車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機周波数 可搬型代替低圧電源車発電機電力
重大事故等対策要領			門掀空八貨似工电你平知电機電刀

監視計器一覧 (3/7)

		監視パラメータ(計器)
		<u>m.</u> (元・ソ / (日 f f f f f f f f f f f f f f f f f f
判断基準	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C2C電圧 M/C2D電圧 緊急用M/C電圧
	電源	緊急用M/C電圧
操作	常設代替高圧電源装置運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電圧 常設代替高圧電源装置発電機周波数 常設代替高圧電源装置発電機電力
判断基準	電源	275kV東海原子力線 1 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧
榀	電源	P/C 2C電圧 P/C 2D電圧
作	可搬型代替低圧電源 車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機周波数
		可搬型代替低圧電源車発電機電力
判断基準	電源	275kV東海原子力線 1 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧
操作	電源	緊急用直流125V主母線盤電圧
判断基準	電源	275kV東海原子力線 1 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 緊急用M/C電圧 緊急用P/C電圧 緊急用直流125V主母線盤電圧
	電源	緊急用直流125V主母線盤電圧
操作	可搬型代替低圧電源 車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数
	可搬型整流器運転監 視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流
	備よ 判断基準 操作 判断基準 操作 判断基準 操作 判断基準 操作 判断基準	断基準 電源 電源 電源 常置 電源 電源 電源 可車 大視 電源 可車 大視 電源 型監 四車 大視 電源 電源 電源 電源 電源 電源 電源 電源 電源 世級 電源 世級 世級 電源 世級 世級 電源 中車 電源 中車 電源 中車 電源 中車 電流 一項 要 中車 電流 中国 電流 中国 電流 中国 電流 中国 電流 中国 電流 中国

監視計器一覧 (4/7)

		重大事故等の対応に					
手順書		必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)				
1.14.2.4 非常用ディー	ブル発'	電機機能喪失時の代替電源	原による対応手順				
(1)非常用ディーゼル発電機機能喪失時の代替交流電源による給電							
a . 常設代替交流電源	a. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電						
非常時運転手順書Ⅱ			275kV東海原子力線 1 L電圧				
(徴候ベース)	判		275kV東海原子力線 2 L電圧				
「電源供給回復」	断基	電源	154kV原子力1号線電圧				
	進		M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧				
非常時運転手順書Ⅱ	'		M / C / Z D 电圧				
(停止時徴候ベース)			緊急用M/C電圧 緊急用M/C電圧				
「停止時電源復旧」		電源	系芯用M/C 電圧 M/C 2 C電圧				
	 操	电恢	M/C 2 D電圧				
AM設備別操作手順書	作		常設代替高圧電源装置発電機電圧				
		常設代替高圧電源装置	常設代替高圧電源装置発電機周波数				
重大事故等対策要領		運転監視	常設代替高圧電源装置発電機電力				
1.14.2.4 非常用ディー1	ブル発'	電機機能喪失時の代替電源					
(1)非常用ディーゼル発	電機機	能喪失時の代替交流電源	による給電				
b. 高圧炉心スプレイ	イ系デ	ィーゼル発電機による非常	常用高圧母線への給電				
			 275kV東海原子力線1L電圧				
			275kV東海原子力線2L電圧				
非常時運転手順書Ⅱ	判		154kV原子力1号線電圧				
(徴候ベース)	断基	 電源	M/C 2 C電圧				
「電源供給回復」	進		M/C 2D電圧				
非常時運転手順書Ⅱ	'		M/C HPCS電圧				
# 市 時 連 転 子 順 香 Ⅱ (停 止 時 徴 候 べ ー ス)			緊急用M/C電圧				
「停止時電源復旧」			M/C 2 C電圧				
			M/C 2D電圧				
AM設備別操作手順書		電源	M/C 2 E電圧				
220000000000000000000000000000000000000	操作		M/C HPCS電圧				
重大事故等対策要領	15	IIDCS D / C 海転	HPCS D/G発電機電圧				
1		HPCS D/G運転 監視	HPCS D/G発電機電力				
			HPCS D/G発電機周波数				
1.14.2.4 非常用ディー							
		後能喪失時の代替交流電源					
	量ガス	タービン発電機による非常					
非常時運転手順書Ⅱ			275kV東海原子力線1L電圧				
(徴候ベース)	判		275kV東海原子力線2L電圧				
「電源供給回復」	断基	電源	154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧				
非常時運転手順書Ⅱ	準		M/C 2D電圧 M/C 2D電圧				
作品財運転子順音 II (停止時徴候ベース)			M/C HPCS電圧				
「停止時電源復旧」			P/C 2 C電圧				
		電源	P/C 2D電圧				
AM設備別操作手順書	操	緊急時対策室建屋ガス	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電圧				
	作	タービン発電機運転監	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機周波数				
重大事故等対策要領		視	緊急時対策室建屋ガスタービン発電機電力				

監視計器一覧 (5/7)

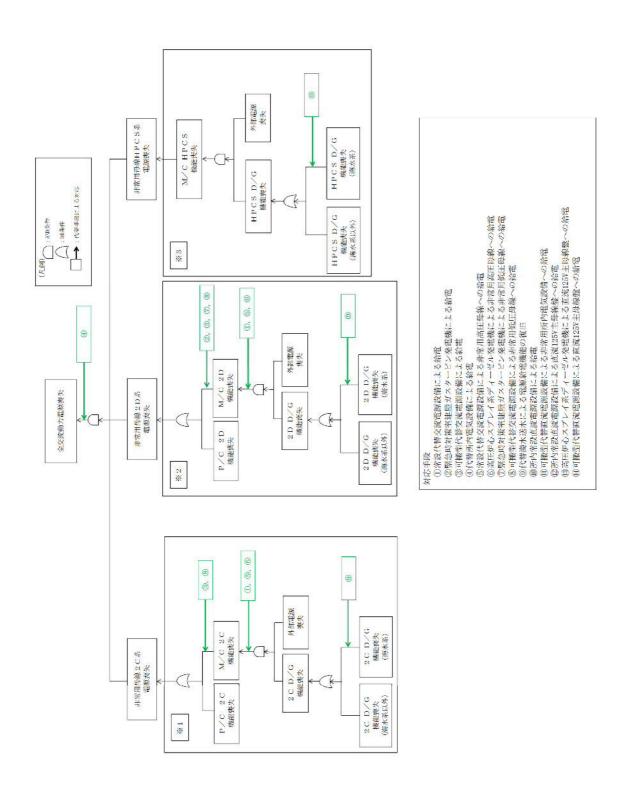
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)
1.14.2.4 非常用ディー			
		能喪失時の代替交流電源	• • •
d . 可搬型代替交流	電源設備	请による非常用低圧母線△	
			275kV東海原子力線1L電圧
			275kV東海原子力線 2 L電圧
	判		154kV原子力1号線電圧
非常時運転手順書Ⅱ	断	電源	M/C 2C電圧
(徴候ベース)	基準	HE IVA	M/C 2D電圧
「電源供給回復」	毕		緊急用M/C電圧
			P/C 2C電圧
非常時運転手順書Ⅱ			P/C 2D電圧
(停止時徴候ベース)			275kV東海原子力線 1 L電圧
「停止時電源復旧」			275kV東海原子力線 2 L電圧
		電源	154kV原子力1号線電圧
AM設備別操作手順書	操		P/C 2C電圧
	作		P/C 2D電圧
重大事故等対策要領	''	- the red to do to	 可搬型代替低圧電源車発電機電圧
		可搬型代替低圧電源	可搬型代替低圧電源車発電機周波数
		車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電力
1.14.2.4 非常用ディー			
		能喪失時の代替直流電源	
a. 所内常設直流電	源設備に	こよる直流125V主母線盤〜	-の給電
	Т		275kV東海原子力線 1 L電圧
非常時運転手順書Ⅱ	Mail		275kV東海原子力線2L電圧
(徴候ベース)	判断		154kV原子力1号線電圧
「電源供給回復」	基	電源	M/C 2C電圧
	準		M/C 2D電圧
非常時運転手順書Ⅱ			M/C HPCS電圧
(停止時徴候ベース)			直流125V主母線盤2A電圧
「停止時電源復旧」			直流125V主母線盤2B電圧
77 — 712/2/2013	操	電源	直流125V主母線盤HPCS電圧
AM設備別操作手順書	作		直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧
			直流 ± 24V中性子モニタ用分電盤 2 B 電圧
1.14.2.4 非常用ディー	ー ゼル発冒	- 『機機能喪失時の代替電源	
		能喪失時の代替直流電源	
		ーゼル発電機による直流	=
			275kV東海原子力線1L電圧
			275kV東海原子力線 2 L電圧
非常時運転手順書Ⅱ	判		154kV原子力1号線電圧
(徴候ベース)	断	春海	M/C 2 C電圧
「電源供給回復」	基	電源	M/C 2D電圧
	準		M/C HPCS電圧
非常時運転手順書Ⅱ			P/C 2 C電圧
(停止時徴候ベース)			P/C 2D電圧
「停止時電源復旧」		電源	M/C HPCS電圧
. > c=0./#cm/1/E //; -> 6-2	操	电你	, =
AM設備別操作手順書	作	HPCS D/G運転	HPCS D/G発電機電圧
		監視	HPCS D/G発電機電力
		=	HPCS D/G発電機周波数

監視計器一覧 (6/7)

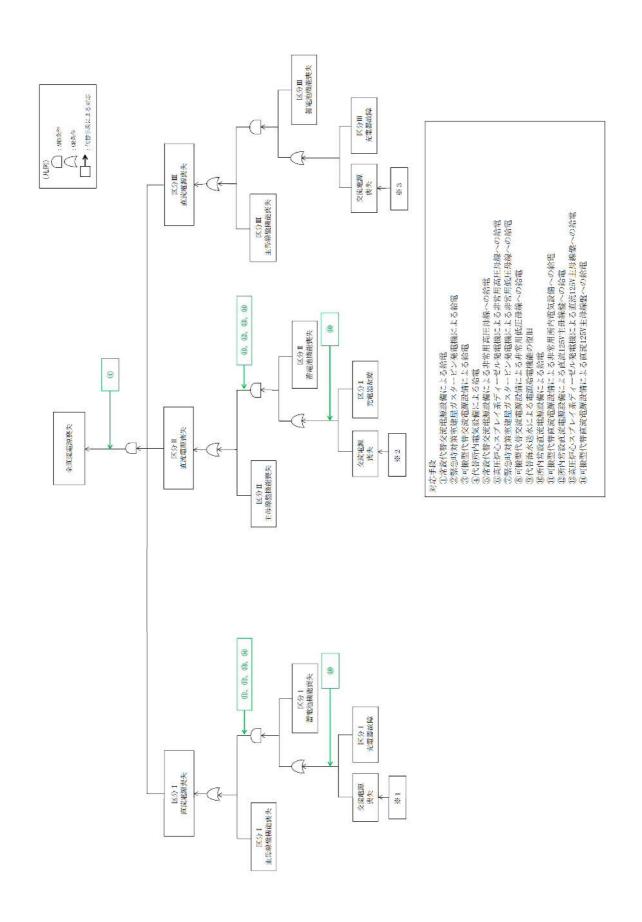
手順書		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)
	ル発電 電機機		による給電
非常時運転手順書Ⅱ (徴候ベース) 「電源供給回復」	判断基準	電源	275kV東海原子力線 1 L電圧 275kV東海原子力線 2 L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 直流125V主母線盤 2 A電圧 直流125V主母線盤 2 B電圧
非常時運転手順書Ⅱ (停止時徴候ベース) 「停止時電源復旧」		電源	直流125V主母線盤2A電圧 直流125V主母線盤2B電圧
AM設備別操作手順書 重大事故等対策要領	操作	可搬型代替低圧電源 車運転監視	可搬型代替低圧電源車発電機電圧 可搬型代替低圧電源車発電機電力 可搬型代替低圧電源車発電機周波数
		可搬型整流器運転監 視	可搬型整流器電圧 可搬型整流器電流
1.14.2.5 代替海水送水に (1)代替海水送水による			
AM設備別操作手順書	判断基準	電源	275kV東海原子力線1L電圧 275kV東海原子力線2L電圧 154kV原子力1号線電圧 M/C 2C電圧 M/C 2D電圧 M/C HPCS電圧
重大事故等対策要領	操	電源	M/C 2 C電圧 M/C 2 D電圧 M/C H P C S電圧
	作	可搬型代替注水大型 ポンプ運転監視	2 C非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 2 D非常用ディーゼル発電機機関入口圧力 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機機関入口圧力
1.14.2.6 燃料の補給手順 (1)燃料給油設備による			
	判断基準	補機監視機能	可搬型設備用軽油タンク(1)~(8)レベル タンクローリレベル
重大事故等対策要領	操作	補機監視機能	可搬型設備用軽油タンク(1)~(8)レベル タンクローリレベル
AM設備別操作手順書	判断基準	補機監視機能	軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル
	操作	補機監視機能	軽油貯蔵タンク(A)レベル 軽油貯蔵タンク(B)レベル

監視計器一覧 (7/7)

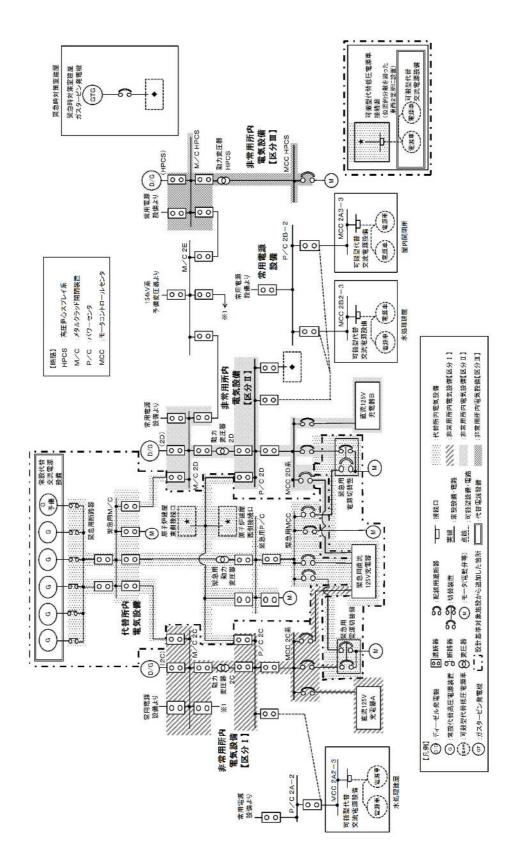
手順書		重大事故等の対応に	監視パラメータ(計器)
1.14.2.7 設計基準事故対		必要となる監視項目 ************************************	
	–	#による対応手順 非常用所内電気設備への∶	公舍
(1) 乔韦用交流电源政備(トチの	が市用別(Y) 电X(政/開 [・]	
			275kV東海原子力線1L電圧
	判		275kV東海原子力線 2 L 電圧
	断基	電源	154kV原子力1号線電圧
	推		M/C 2C電圧
	-		M/C 2D電圧
			M/C HPCS電圧 M/C 2C電圧
		電源	M/C 2 D電圧
		电你	M/C ZD電圧 M/C HPCS電圧
			2 C D/G発電機電圧
			2 D D/G発電機電圧
 非常時運転手順書Ⅱ			HPCS D/G発電機電圧
(徴候ベース)			2 C D/G発電機電力
「電源供給回復」		$2 \cdot C \cdot 2 \cdot D \cdot HPCS$	2 D D/G発電機電力
		D/G運転監視	HPCS D/G発電機電力
非常時運転手順書Ⅱ 非常時運転手順書Ⅱ			2 C D/G発電機周波数
(停止時徴候ベース)	Let		2 D D/G発電機周波数
「停止時電源復旧」	操 作		HPCS D/G発電機周波数
	16		軽油貯蔵タンク(A)レベル
			軽油貯蔵タンク(B)レベル
			2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンクレベ
			ル
			2 D非常用ディーゼル発電機燃料油デイタンクレベ
		補機監視機能	N.
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイタ
			ンクレベル
			DGSW海水流量(2C)
			DGSW海水流量 (2D) DGSW海水流量 (HPCS)
1 14 0 7 三型 甘海市北上	l. An ⇒n. Æ	キラ トットトナル	DGSW海水流重 (HPCS)
1.14.2.7 設計基準事故效 (2)非常用直流電源設備			
			275kV東海原子力線1L電圧
	判		275kV東海原子力線 2 L電圧
非常時運転手順書Ⅱ	断	香·厄	154kV原子力1号線電圧
(徴候ベース)	基	電源	M/C 2C電圧
「電源供給回復」	準		M/C 2D電圧
			M/C HPCS電圧
非常時運転手順書Ⅱ			直流125V主母線盤2A電圧
(停止時徴候ベース)	操		直流125V主母線盤2B電圧
「停止時電源復旧」	作	電源	直流125V主母線盤HPCS電圧
	''		直流±24V中性子モニタ用分電盤2A電圧
			直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電圧



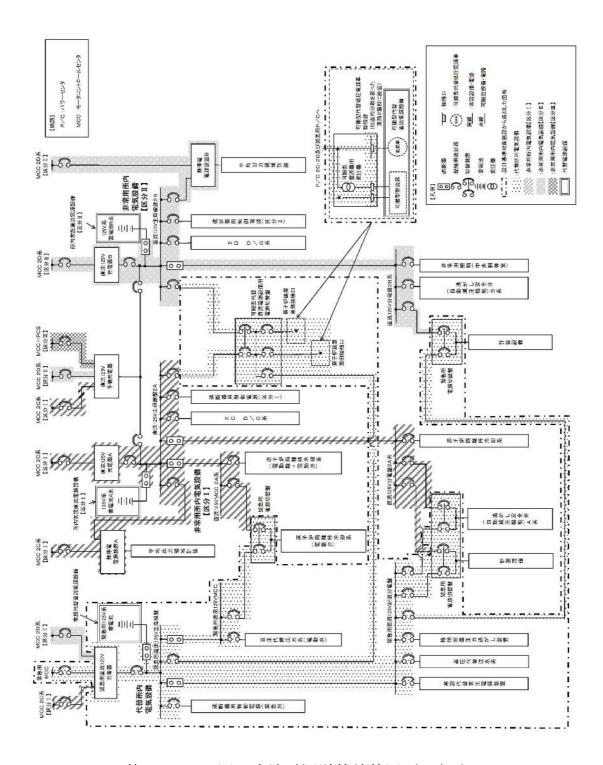
1.14.1-1 図 機能喪失原因対策分析(交流)



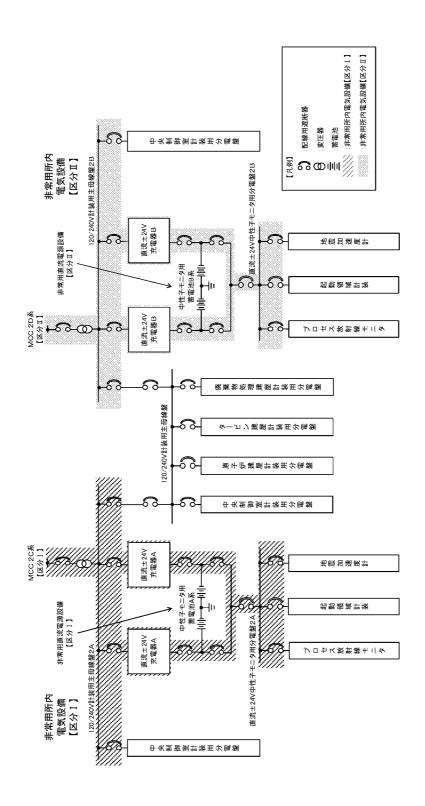
第1.14.1-2 図 機能喪失原因対策分析(直流)



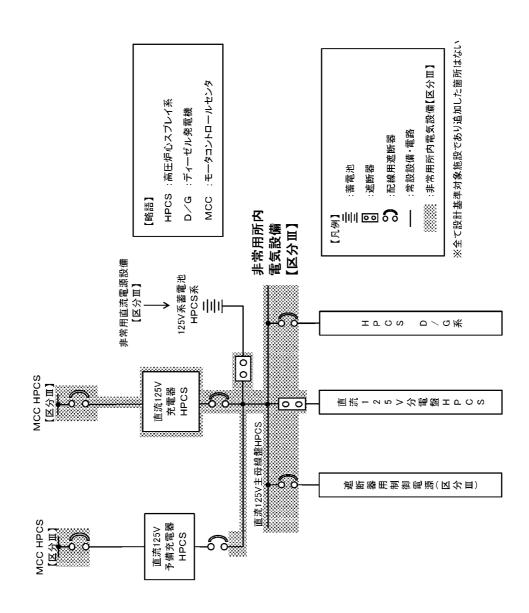
第1.14.1-3図 交流電源単線結線図



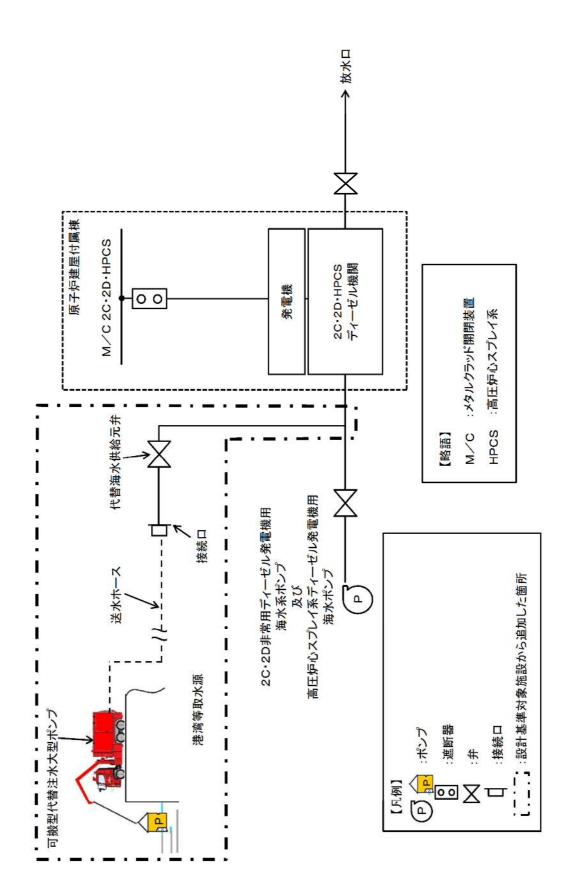
第1.14.1-4図 直流電源単線結線図(1/3)



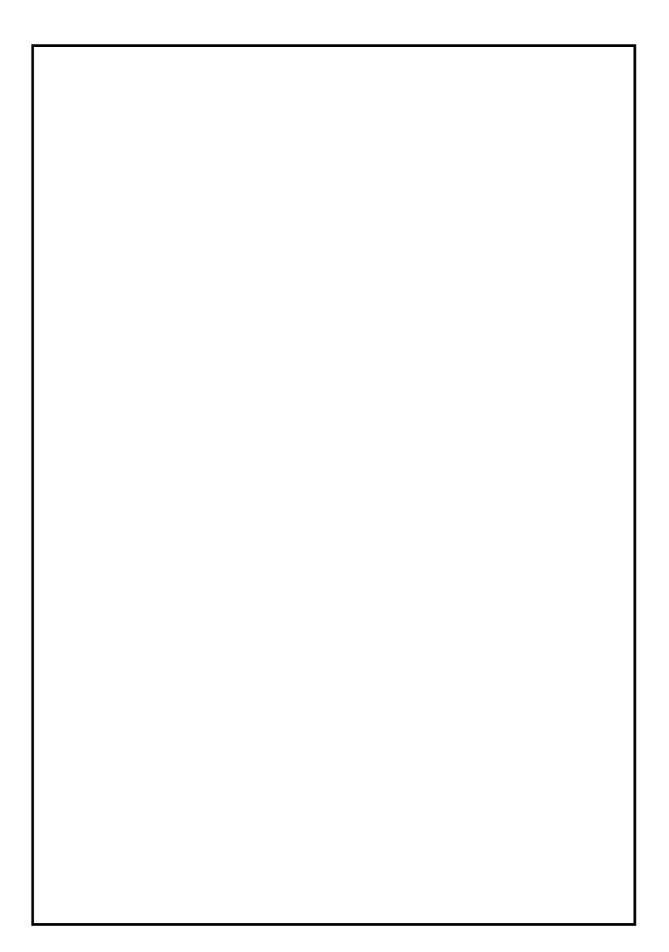
第1.14.1-4図 直流電源単線結線図(2/3)



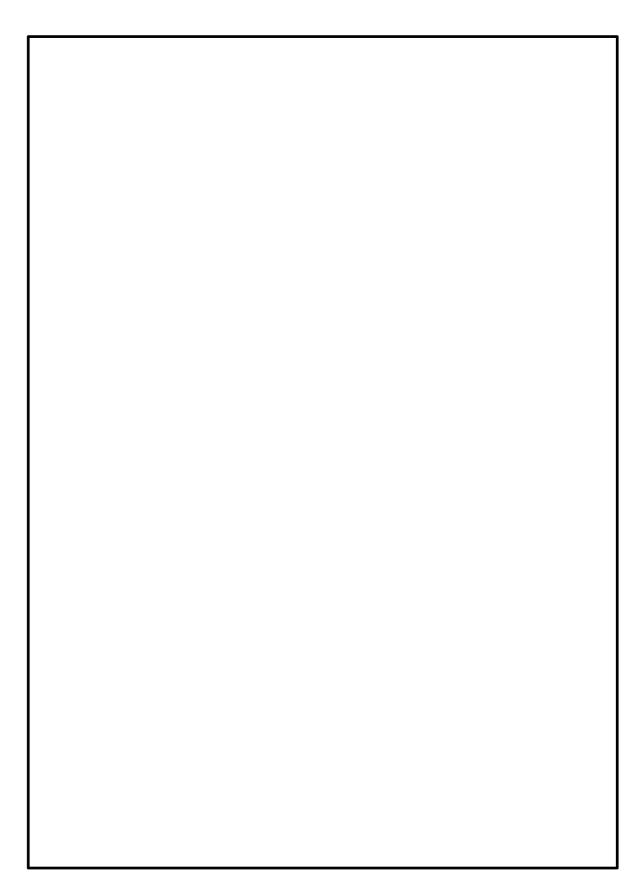
第1.14.1-4図 直流電源単線結線図 (3/3)



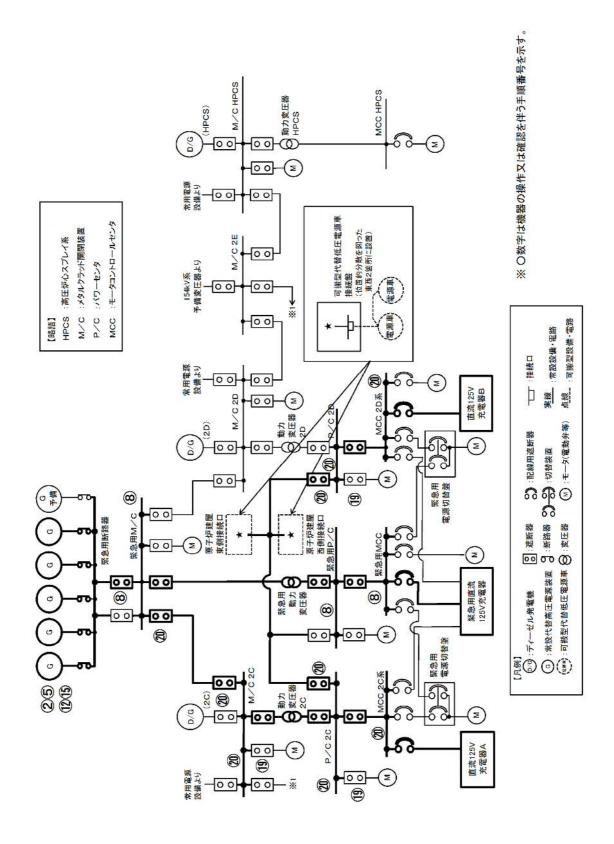
第1.14.1-5図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図



第1.14.2.1-1図 EOP「交流/直流電源供給回復」における対応フロー



第1.14.2.1-2図 停止時EOP「交流/直流電源供給回復」における対応フロー



第 1.14.2.1-3 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電の概要図

#設代替高圧電源装置2台起動及V緊急用母線受電4分									"	経過時間(分)	[分)			1 8		L,	#
実施箇所・必要人員数 解設代替高圧電源装置2台起動及び緊急用母線受電4分 運転員等 (中央制御室) 解設代替高圧電源装置 (2台) による緊急用母線受電4分 (中央制御室) 株設化替高圧電源装置 (2台) による緊急用母線受電準備 (当電電監員) 株設・日母線受電準備 (当電電監員) 重先事故等 対応要員 「						30	40	20	09	70	80	90	_				
 運転員等 (当直連転員) 1 (中央制御室) 2 (当直連転員) 1 (中央制御室) 1 (中央制御室) 2 (当直連転員) 1 (中央制御室) 1 (中央制御室) 2 (当直連転員) 1 (中央制御室) 2 (当直連転員) 1 (中央制御室) 2 (当直連転員) 1 (中央制御室) 2 (当直連転員) 1 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 2 (計算代替高圧電源装置2台起動) 3 (計算代替高圧電源装置2台起動) 3 (計算代替高圧電源装置2台起動) 3 (計算代替高圧電源装置2台起動) 3 (計算代替高圧電源装置2台起動) 3 (計算代替高圧電源装置2台超動) 3 (計算代码) 3 (计算代码) 3 (计程码) 3		実施箇所・必要人員数	常設个	·替高压電	源装置(2台)(云	よる緊急	用母線	受電4分								
(当直通時) 1 (中央制御室) 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 実施箇所・必要人員数 常設代替高圧電源装置(2台)による緊急用母線受電準備(当直運転員) 緊急用母線受電準備(計量電影量) 緊急用母線受電準備(計量電影量) 「	常設代替交流電源設備による代券所の場合の			常設代		(源装置)	2台起動	及び緊急	急用母絲 	受量——							
実施箇所・必要人員数 (当直達起員) (中央制御室) 経過時間(分) 重大事故等 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 発過時間(分) 発過時間(分) 発過時間(分) 運転員等 (中央制御室) 緊急用母線受電準備 (中央制御室) 緊急用母線受電準備 (特高圧電源装置起動準備) (特高圧電源装置起動準備) 重大事故等 対応要員 2 (特高圧電源装置起動準備) (特高圧電源装置と台起動)	への給電【常設代替高工電源装置を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開始を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	(当直運転員) 1 (中央制御室)															
実施箇所・必要人員数 「10 20 30 40 50 60 70 80 50 100 運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 「20 30 40 50 60 70 80 50 100 重大事故等 対応要員 「10 20 30 40 50 60 70 80 50 100 (当直運転員) (中央制御室) 「10 20 30 40 50 60 70 80 50 100 重大事故等 対応要員 「20 30 40 50 60 70 80 50 100	2																
実施箇所・必要人員数 常設代替高圧電源装置(2台)「こよる緊急用母線受電準備 (当直運転員等 (中央制御室) 緊急用母線受電準備 (中央制御室) 緊急用母線受電準備 (中央制御室) (中央制御室) (中央 (中央 (中央 (中央 (中央 (中央 (中央 (中央 (中央 (中央									347	器報學:数	(\$						
常設代替高圧電源装置(2台)による第一						30	40	20	1	0/	8-	06	Ī	i		-	補
 運転員等 (当直運転員) (中央制御室) 重大事故等 2 		実施箇所・必要人員数	純	3代替高压	電源装置	[(2台)]	こよる緊	急用母約	泉受電40	₹							
(当直運転員) 1 (中央制御室) (中央制御室) (中央制御室) 2 (中央事故等 2 (中产事故等 2 (中央事故等 2 (中产事故等 2 (中产事的等 2 (中产事故等 2 (中产事的等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事的等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事故等 2 (中产事的等 2 (中	H	4年					那班	桑急用母	線受電	準備							
(中央制御室) 重大事故等 対応要員	# 4⁄	(当直運転員) 1						桑急用母	:線受電								
重大事故等 2	把 ^含	(中央制御室)															
里大等双等 2 公応要員 2		‡ = + +					.替高圧	電源装置	置起動準	備							
	(F)							常設代替	高压電	原装置27	台起動						
		, ,															

※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、 現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

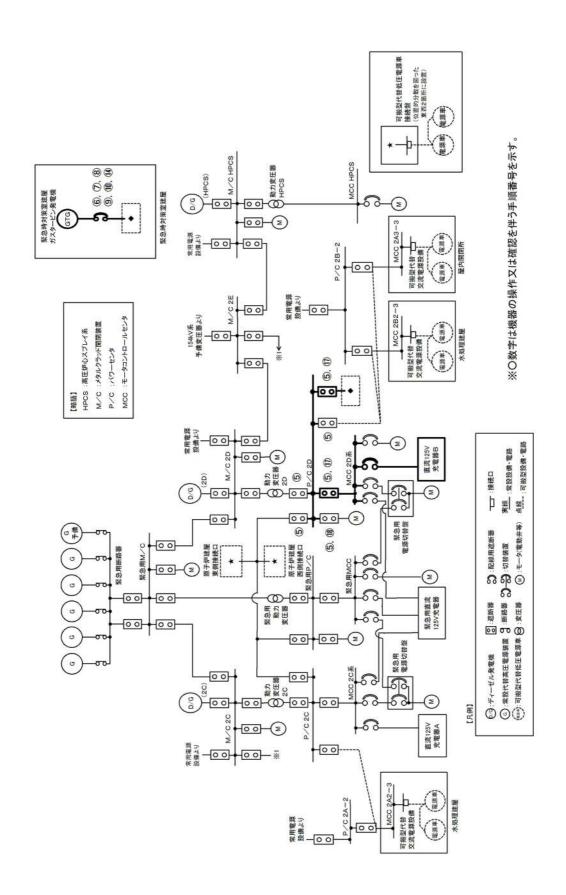
第 1.14.2.1-4 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電手順のタイムチャート (1/2)

								数	経過時間(分	(条)			#/
			우 –	20 	30	- 40	- 20	09 –	0/_	8 -	06 -	100	 雇 A
日虹の訓書	宝饰街所• 必要人昌物	常設	代替	高圧電源装置(2台)による緊急用母線受電4分	置(2台)に	よる緊急	用母線受	5電4分					
ž Š	シスペス ショラ シストス	D			乖	设代替高	圧電源装	5置(3台)	追加起	常設代替高圧電源装置(3台)追加起動87分▽		▽非常用母線受電92分	
			₩ ₩	設代替高圧	電源装置	電源装置2台起動及び緊急用母線受	及び緊急	第用母線	海				
代替交流電	FIRM!					非常	常用母線受電準	電準備					
備による非所内閣の設	(国国海叛員) (中央制御室)				常設	代替高	電源装置	压電源装置3台追加起動	起動		1		
の給電[常設												事業 事	
代替高圧電源装 ┗ 雪の中央制御室 □	運転員等									非常	用母線	受電準備	
うの起動】	(当直運転員) 2												
	(現場)												

10
常設代替高圧電源装置(2台)による緊急用母線受電40分

※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、 現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。

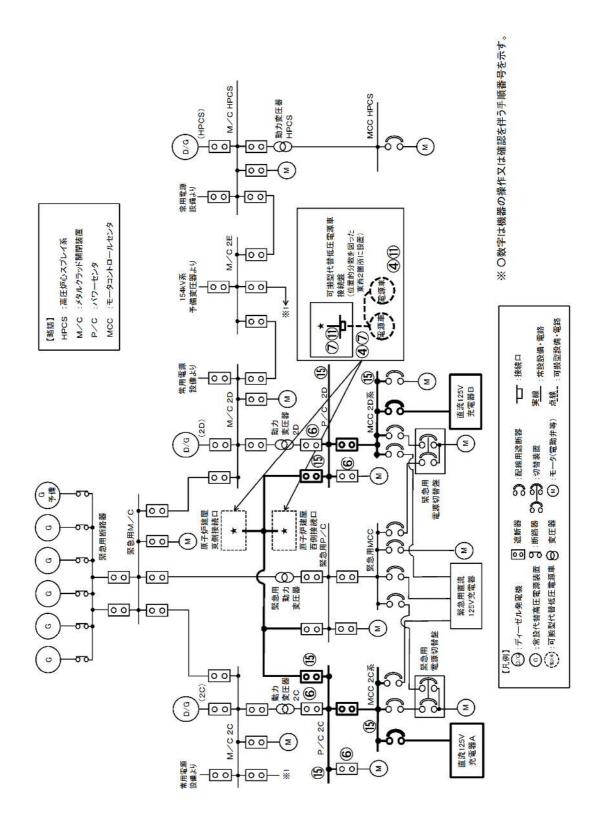
第 1.14.2.1-4 図 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2 C 又はM/C 2 D 受電手順のタイムチャート (2/2)



第 1.14.2.1-5 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2 D受電の概要図

									術	経過時間(分)	次								
		10	20	30	40	50	09	70	80	06	100	110	120	130	140 1	150 1	160	170 180	0 備考
手順の項目	実施箇所・必要人員数											·	ガスターし	ごの発電技	ガスタービン発電機の起動及び非常用母線受電160分	及び非常	田田	:電160分	
											(Poll	電源ケーブル接続140分	ブル接続	140分	D		D		
	*************************************		采	ガスタービン発電機起動前準備	ン発電機	起動前準(##												
	(当直運転員) 1													非常用	非常用母線受電		1		
	(中央制御至)																		
			Ť	ガスタービン発電機起動前準備	ノ発電機	起動前準(##												
1					1	電源構成													
緊急時対策至健屋ガスタービン発	(司但连乾員) (現場)																		
数による非常 み組入の終電																			
				光	スタービ	ガスタービン発電機起動前準備	動前準備	+1===											
				2.			7-	ケーブル接続前準備	前準備										
	重大事故等 6 対応要員 6												7-7	ケーブル接続					
															ケーブ,	ケーブル接続状態確認	態確認		
															<i>A</i>	ガスター	ガスタービン発電機起動	雪機記動	

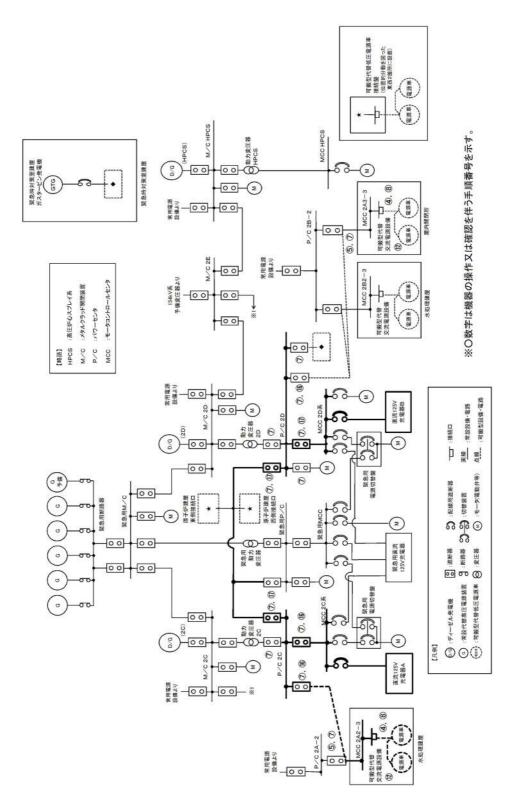
第 1.14.2.1-6 図 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2 D受電手順のタイムチャート



第 1.14.2.1-7 図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2 C 及 びP/C 2 D 受電の概要図

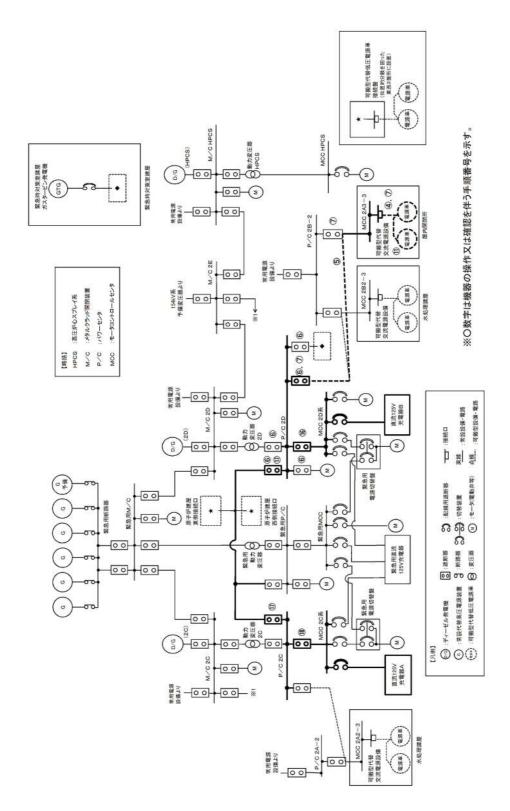
									类	経過時間(分)	②									
		- 10	- 20	20 30 I I		40 50 60 1 1	09 -	65 -	8 -	06 -	100	110	120	130	110 120 130 140 150 160 170 180	150	160	170	180	龍
手順の項目	実施箇所・必要人員数	数											ガスター	ボン発電	ガスタービン発電機の起動及び非常用母線受電160分	及び非常	岩用母線	受電160%		
			ı									電源ケー	電源ケーブル接続140分	[140分	Δ		Δ			
	第		ガス	タービン	発電機起	ガスタービン発電機起動前準備														
	(当直運転員)													非常	非常用母線受電	#	1			
	一 (計算電子)																			
			ガス	タービン	発電機起	ガスタービン発電機起動前準備														
1	運転員等				電源	電源構成														
然心時凶波至輝屋ガスタービン発売が、	(司昌建等6月/ (現場)			H	H															
による非形像への終電																				
2				ガス	タービン	発電機起	ガスタービン発電機起動前準備													
	:						7—;	ケーブル接続前準備	前準備											
	重大事故等対応要員	9											7	ケーブル接続						
															7-2	ケーブル接続状態確認	大態 確認			
															26	ガスな	ボスタードン発雷機制制	重排料型		

第1.14.2.1-8 図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2C及 びP/C 2D受電手順のタイムチャート



(水処理建屋での接続)

第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備(常用MCCへの接続)の起動並 びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電の概要図(1/2)



(屋内開閉所での接続)

第 1.14.2.1-9 図 可搬型代替交流電源設備(常用MCCへの接続)の起動並 びに P/C 2 C及び P/C 2 D受電の概要図(2/2)

										経過時間(分)	<u>(</u> ₹)				1				
		은 -	- 20	e -	9 -	- 20	09	6 -	8 -	06	100 -	110	120	130	140 7	430 440	0 450	0 460	======================================
手順の項目	実施箇所·必要人員数									回	型代替化	£压電源:	車の起動	(2台) 並)	可搬型代替低圧電源車の起動(2台)並びにP/C 2C及び2D母線受電455分	2CAU2E)母線受	重455分	
													電源ケー	ブル敷設	電源ケーブル敷設・接続435分	D		D	
	新 冒油駅		車口	慢型代替	低压電泳	可搬型代替低压電源車起動前準備	前準備												
	(当直運転員)														非常用	非常用母線受電		Λ	
	(中央制御室)										E								
															移動. 可搬	可搬型代替低压電源車起動前準備	電源車	起動前準	##
代替交流	運転員等																		
電源設備による 代替所内電気設	(国国建転員) (現場)																		ı
備への給電に水処理建設を																			
				宣	般型代替	低压電源	可搬型代替低压電源車起動前準備	5 華											
			L		HD.	則保管場	所から水	西側保管場所から水処理建蜃への移動・配置	への移動	助·配置									
	重大事故等 6 対応要員 6														ケーブル敷設	弘			
															\ll	7	ケーブル接続		
													可搬型代	替低压置	可搬型代替低圧電源車(2台)起動	起動			

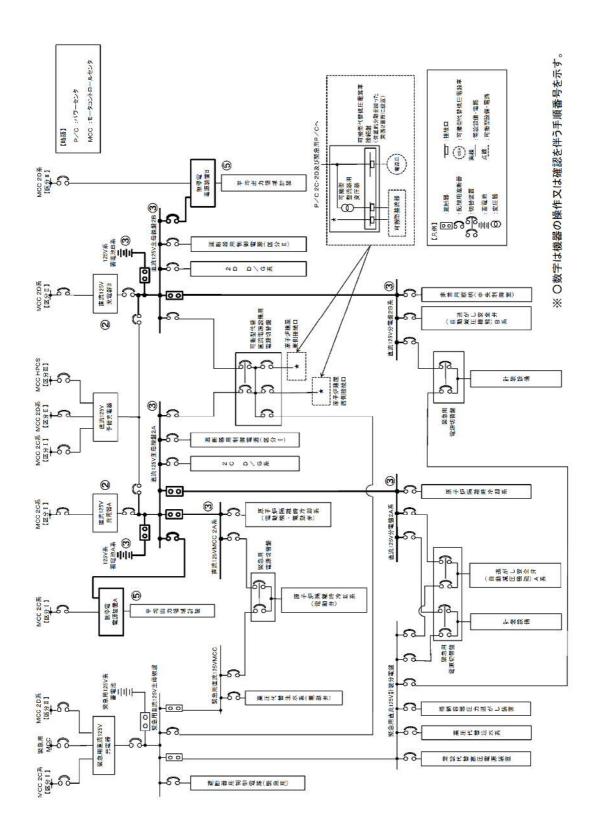
(水処理建屋での接続)

第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備(常用MCCへの接続)の起動 並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電手順のタイムチャート (1/2)

											松過B	経過時間(分)				ĺ	4				
			₽ -	2 -	၉ -	4 -	- 50	09 (02 -	8 -	06 0	100 -		120	110 120 130 140	140	430	440 450	450	460	確
手順の項目	実施箇所·必要人員数	h									IΠ	可搬型代	学低压 電	源車の起	可搬型代替低圧電源車の起動(2台)並びIこP/C 2C及び2D母線受電455分	ัชเะP.	C 2C3	:び2D母{	象受電46	5公	
														電源ケ	電源ケーブル敷設・接続435分	设.接続		D	,	D	
	新四排			Ē	搬型代	替低压電	[源車起]	可搬型代替低压電源車起動前準備													
	(当直運転員)	Ļ														卅	非常用母線受電	小田		1	
	(中央制御翼)																				
										1						移勤.	可搬型化	可搬型代替低压電源車起動前準備	原車起動	曹操	
2代替交流	運転員等/小平電车-9/	L																			
電源設備による代替所内電気設																					
)給電																					
- H					ļα.	J搬型代	替低压罩	可搬型代替低圧電源車起動前準備	動前準備												
							西側保管	場所から	屋内開	割所への	西側保管場所から屋内開閉所への移動・配置	B+cc l									
	華大事故等 対応要員 6	_														ケーブ	ケーブル敷設				
																	≪,	ケーブル接続	接続		
														可搬型	可搬型代替低压電源車(2台)起動	電源車(2台)起動	_			

(屋内開閉所での接続)

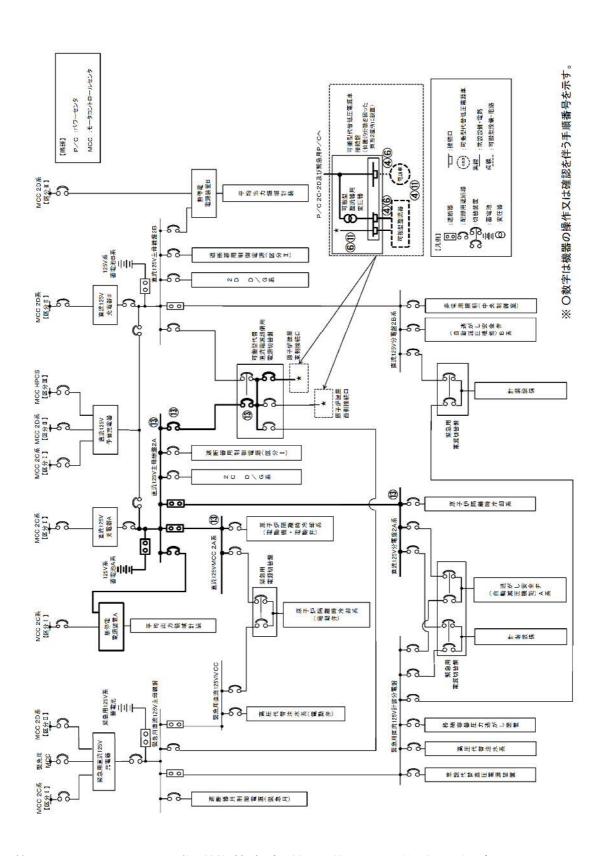
第 1. 14. 2. 1-10 図 可搬型代替交流電源設備(常用MCCへの接続)の起動 並びにP/C 2 C及びP/C 2 D受電手順のタイムチャート (2/2)



第1.14.2.2-1図 所内常設直流電源設備による給電手順の概要図

									松圖	経過時間(時間	指)					#	#	
				-	$\wedge \forall$	8 –		6 –	\sim		20 	21	22		23 2		ir	
			中 共	凯角	室内	におい	バ簡	中央制御室内において簡易な操作に	軽作に									
手順の項目 実物	実施箇所·必要人員数		4 8	不要	負荷の	り切り	難に	不要	よる不要負荷の切り離し 不要負荷切り離し	カリ離(,							
				□□	7	▽完了 1時間		∇完了	ig 7:	9時間					24時間▽	→		
				K	要負礼	青の切	不要負荷の切り離し	_										
	運転員等	<u> </u>																
	(当直運転員) (中央制御室)	_														<u> </u>		
																<u> </u>		
、② 非 市	海 計 三 二								本分數	負荷0	▼不要負荷の切り離し	د						
	(当直運転員)	- 																
	(現場)																	
	運転員等操作なし	0	123	※	機調	fA系		1.42	直流1	25V±1	事 機 審	2A-2E	125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの自動給電	動給電		給電開始後24時間連続給電	引連続給電	

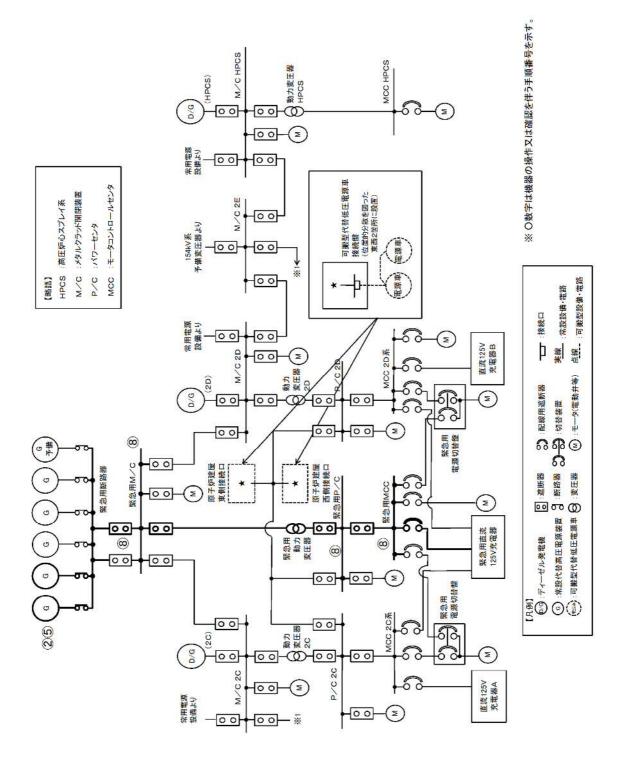
第1.14.2.2-2 図 所内常設直流電源設備による給電手順のタイムチャート



第1.14.2.2-3 図 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要図

	550 # #		D		1				和意味を配子がである。	続ロへの移動・配	種の野敷器面も同様	6
	10 250	可樂型代音直流電源機構による直流125V主母線建2A・2Bの受電250分									接続	
	20	日の要			東南部						ケーブル権機	
	210 220 230 240 	#2A·2	D 55		直流125V主母線盤2A(又は2B)受電操作。受電流認						1	1
	220	は日	電源ケーブル数数・接続、可能型代替低圧電源車及び可能型整流器起動230分		3) 安電机							the said that the said the sai
	210	13年1255	整旅器集		XI32E			200				-
	- 200	による道	山雅面		\$\$2A							
	96—	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	原車及び	題特	5V主母							10.00
	8-	日本	低压電影	非起動的	直流12					数数		100
	170 180	老型代	理代替	移動,可撒型代替直流電源設備起動前準備						ケーブル敷設		ŀ
	180	la.	糖,可装	5替直流						7		
	150		数股·接	可能型件				- 60			55 55	
	140		アーブル	彩製								
(長)	0		推派小				H					
起出現	110 120 130											
SE	120											
									# H			
	00-								彩製・画			
	6-								をロへの		22	
	8-							- 8	馬剛接級		6	
	۳_							學計仁	西側保管場所から原子炉建隆西側接続ロへの移動・配置			
	09							重相助	十重の			ļ
	09							可接型代替直流電源設備起動前準備	管場所,			
	0_							には同別	西側保		8	
	4						H	可撥型化		F		
	8-				F		F		Е			
NEWS TOOK	50											
2000	₽-											
		额		-		7		- 10		9		
		実施留所·必要人員数		200 mm 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	排電場開	(現場)				★大學技術 生計算車	K ()	
		●限の項目					可振型代替直接	神滅技術による一帯技田県内神仙	設備への希腊			

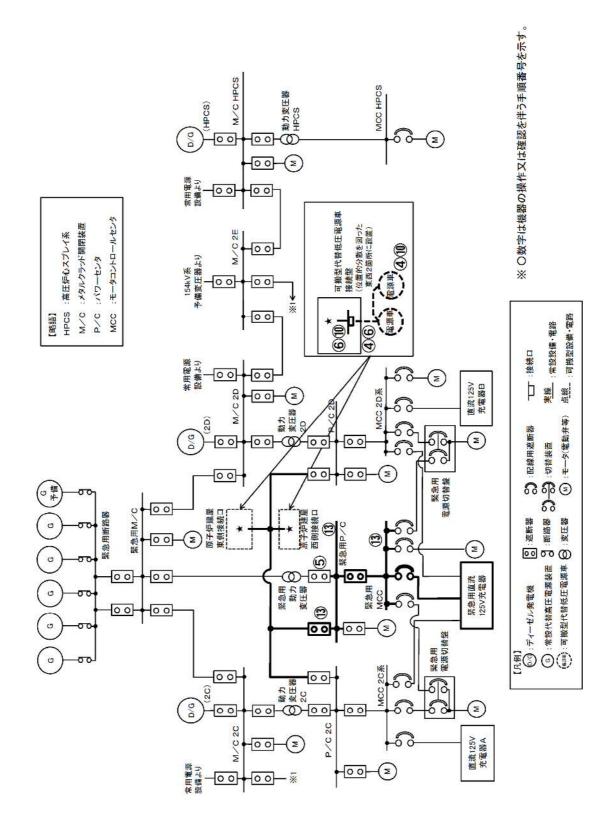
第1.14.2.2-4 図 可搬型代替直流電源設備による給電手順のタイムチャート



第 1.14.2.3-1 図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順の概要図

							雑	経過時間(分)	(分)			
		01	20	- 39	40	20	09 -	70 -	80	06	100	 備 *
手順の項目	実施箇所・必要人員数	常設代替高	代替高圧電源装置(2台)による緊急用母線受電4分	置(2台)1	こよる緊急	9用母線	受電4分		24			
常設代替交流電 源設備による代 替所内電気設備 への給電[常設代 替高圧電源装置 の中央制御室か らの起動]	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)		常設代替高圧電源装置2台起動及び緊急用母線受電	王事源装	1820年2月2日	助及び緊	急用母線	衙				
		10	20	- 30	40	- 20	- 09 - 09	経過時間(分)	(分)	06-	100	
手順の項目	実施箇所·必要人員数	常設代權	常設代替高圧電源装置(2台)による緊急用母線受電40分 ア	装置(2台	(でよる)	餐息用母	镍受電40.	Æ	Ģ.	***************************************		
常設代替交流電源設備による代替所内電気設備を必必可能の	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)				^	緊急用母線受電緊急用母線受電	緊急用母線受電準備緊急用母線受電	中				
への桁車LR設化 替高圧電源装置 の現場からの起 動】	重大事故等 对応要員 2			純	代替高月	E電源装 常設代権	常設代替高圧電源装置起動準備 常設代替高圧電源装置2台起動	(構 (海			
		*	タイムチャ	-1-02	ダートは、現場から	中央制御の記動場	室からの 作を行う	が記録代表ことを判断	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	源装置のとする。	※ タイムチャートのスタートは、中央制御室からの常設代替高圧電源装置の起動失敗により、 現場からの起動操作を行うことを判断した時とする。	

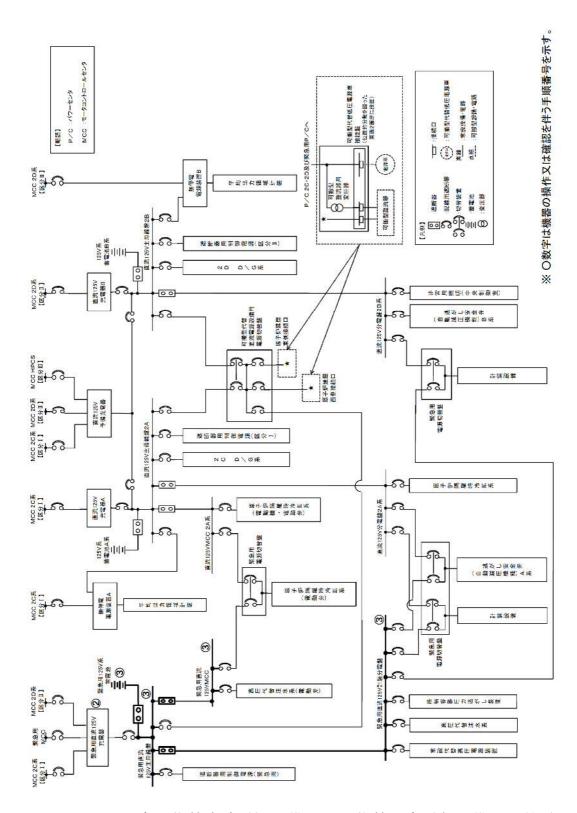
第1.14.2.3-2 図 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電手順タ イムチャート



第 1.14.2.3-3 図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用P/C受 電の概要図

								経過時間(分)	*								======================================
10 20	0 1	8 -	- 49	- 20	9 -	۶ -	& -	8 -	<u>8</u> -	- 19	120	130	140	120	1 9	170 180	
									可搬型	计替低压	電源車電	源車の	動(2台)	可搬型代替低圧電源車電源車の起動(2台)及び緊急用母線受電190分	用母線受	第180分	
3											電源ケ	電源ケーブル敷設・接続160分	設·接続		٥	D	
司	10	骸型代	可搬型代替低压電源車起動前準備	原車起動前	1準備								#	非常用母線受電	學	^	
						1,3								- 13		22	
									4					- 12			
10.		8	300	200	33	33	8	3	33	- 8	100	##P	移動,可搬	型代替低	压電源車	可搬型代替低压電源車起動前準備	榧
		,	可搬型代替	機型代替低圧電源車起動前準備	車起動前	推											
			EI	西側保管場所から原子炉建屋西側接続ロへの移動・配置	折から原-	子炉建屋	西側接続	ロへの移	·動·配置	3000							西側保管場所から 西ス紀華展車画雄
												4	ケーブル敷設	謟			統ロへの移動・配
		0	3												ケーブル接続	ン接続	直の所受時間も同様 様
										ļu	可搬型代替低压電源車(2台)起動	替低压電	原車(2台)起動			

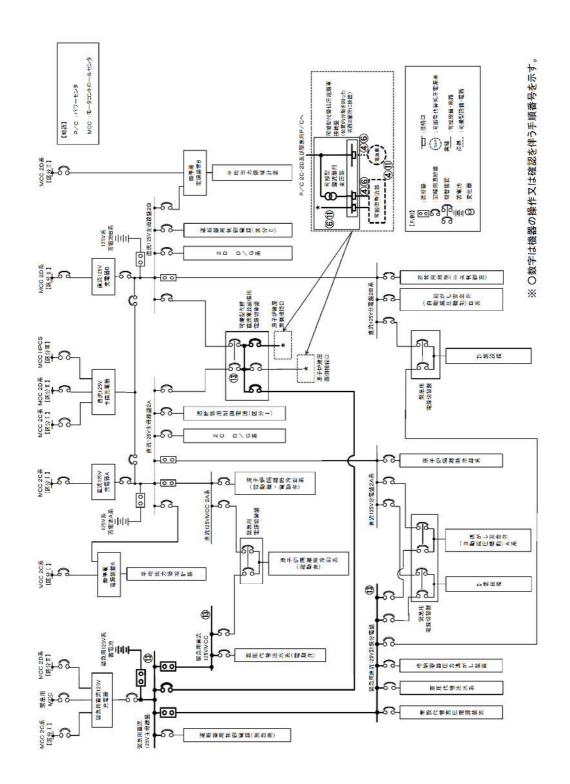
第 1. 14. 2. 3-4 図 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤 (西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用 P/C受電の手順のタイムチャート



第1.14.2.3-5 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図

						経過時	経過時間(時間)[分]	[公]				
			- [6] -	2 3 [120] [180]	3 [180] -	\sim	20 [1200] 	21 [1260] 1	20 21 22 23 24 [1200] [1260] [1320] [1440] 	23 [1380] 	24 [1440]	華
手順の項目	実施箇所·必要人員数						-			24時間		2.
	運転員等 (当直運転員) (中央制御室)											
常設代替直流電 5設備による代替			移動,	緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電確認	√系蓄電:	池による	緊急用直	流125V主	母線盤へ	の自動総	電確認	
所内電気設備への給電	運転員等 (当直運転員) (現場)	2								5 10	3 3	
		- 1		-		1						
	運転員操作なし	0	緊急用12	緊急用125V系蓄電池による	池による	\approx	緊急用直流125V主母線盤への自動給電	125V主母	・線盤への	自動給電		給電開始後24時間連続給電

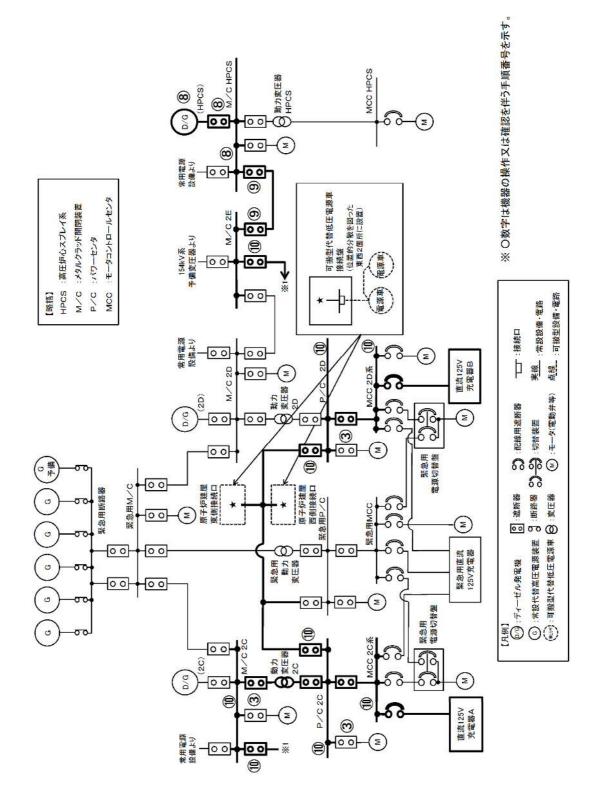
第 1.14.2.3-6 図 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電手順のタイムチャート



第1.14.2.3-7図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電の概要図

														経過時間(分	(多)												
			01	20	30	9	20	09	70	80	90	100	110 12	20 13		40 150		100	170 180	0 190	200	0 210	0 220	230	240	250	 在
						_																		1			
手順の項目	実施箇所-必要人員数	₩																日	型代替直	流電源計	金にた。	5緊急用	可扱型代替直流電源設備による緊急用直流125V主母線盤の受電 250分	非母緣都	の役職	250分	
															電源ケー	電源ケーブル布設・接続、可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器起動	9.接続	可勝型4	Ł替低压	電源車及	び可義	1整流器	記動 230分	> ◊		D	
																移動,可	可搬型代替直流電源設備起動前準備	査直流電	原設備起	動前準備	_						
	通机图等																			緊急	用面流1	57主母	緊急用直流125V主母線盤受電操作。		受電確認		1
	(到周知和)	7																									
搬型代替直流																											
観察設備による余数におりません					可搬型	搬型代替直)	流電源設	備起動	聖州郡																		
くの結婚						西側角	官管場所 ;	から原子	炉建屋西	保管場所から原子炉建屋西側接続ロへの移動・配置	への移動	y-配置															西画条配場引かり 西上信辞
	斯大事故事 处外第四	9																4	ケーブル布設								第ロくの物
																								4	ケーブル接続	簽続	造の所要時間も同様
																				搬型代	低压電	機型代替低圧電源車·可搬型整流器起動	州線研館	器起動	_		<u>•</u>

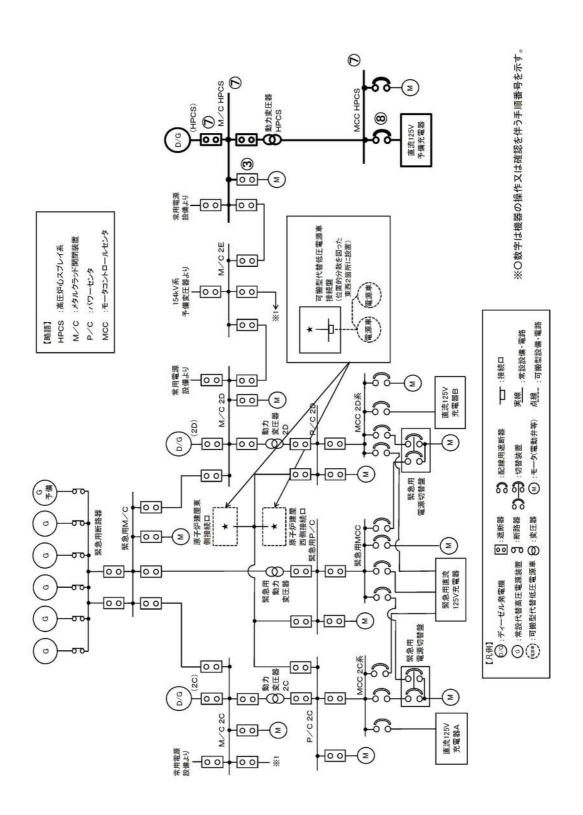
第 1. 14. 2. 3-8 図 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電 手順のタイムチャート



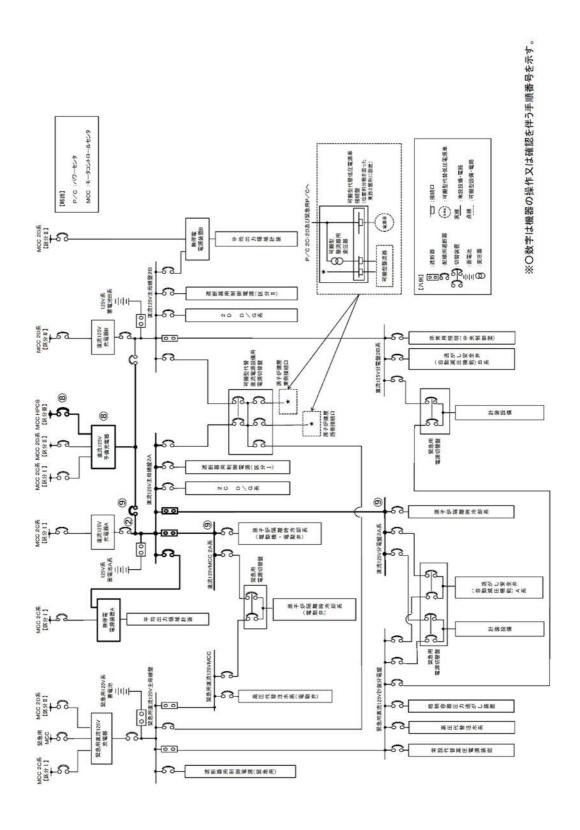
第 1.14.2.4-1 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母 線への給電手順の概要図

							经過用	経過時間(分)			
		10 20 30 40 50 60 70 80	30	- 4	50	09 -	07 -	80 -	06 -	90 100	: 雇 老
手順の項目	事体簡形・必要人自数		Ĥ	SS D/	HPCS D/GによるM/C 2C(Xは2D)への給電95分	/C 2C	(XI\$2D	うへの給	(電95分		
I K									\triangleright		
	英四 4 5 5				M/C F	HPCS 2	E-2C(X	(1\$2D)	受電前準	M/C HPCS・2E・2C(又は2D)受電前準備,インターロック解除	
	明明							_	HPCS	HPCS D/G起動, M/C HPCS受電	
るM/C ZEを介 した非常用所内	(中央制御									→ M/C 2E·2C(Xは2D)受電	
電気設備(M/C	神神						114	多動, M	/C HP	移動、M/C HPCS・2E・2C(又は2D)受電前確認	
の給電	(当直運転員) 2										
	(現場)										

第 1. 14. 2. 4-2 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母 線への給電手順のタイムチャート



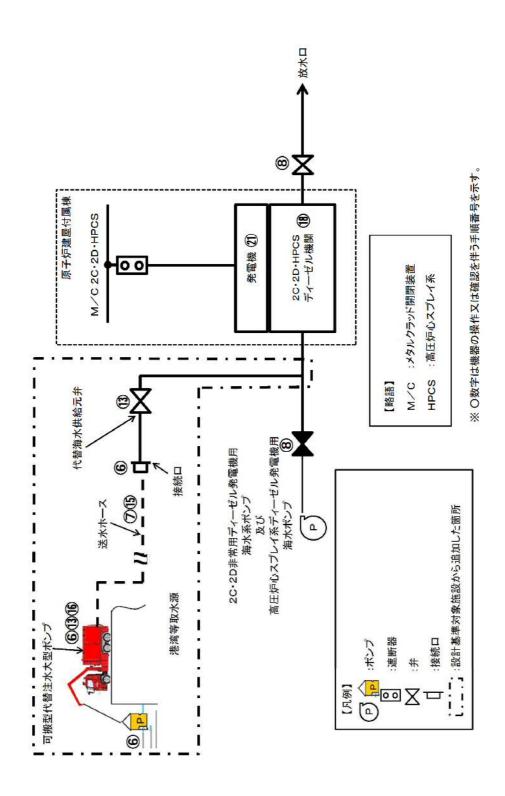
第 1.14.2.4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主 母線盤への給電手順の概要図(1/2)



第 1. 14. 2. 4-3 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主 母線盤への給電手順の概要図 (2/2)

								经過品	経過時間(分)			
		Q -	20	90	40	20	09	07-	8-	06	100	無
手順の項目	実施箇所・必要人員数		HPCS	D/G	よる直流	125V主岳	HPCS D/Gによる直流125V主母線盤2A(又は2B)への給電90分 マ	(XI\$2E	3)への約	電90分		
	811							M	C HPC	S短電前	M/C HPCS受電前準備、インターロック解除	
シスプレ	(当直運転員) 1								HPC	S D/C	HPCS D/G起動, M/C HPCS受電	
系ディーゼル発電 機に LZ 声法	(中央制									<u></u>	▼ 直流125V主母線盤2A(又は2B)受電	
非画	運転自衛							移動	M/C	HPCS.	移動, M/C HPCS·125V 予備充電器	
の給電	(当直運転員) 2							·車	₹125V主	母線盤2,	直流125V主母線盤2A(又は2B)受電前確認	
	(6/16/											

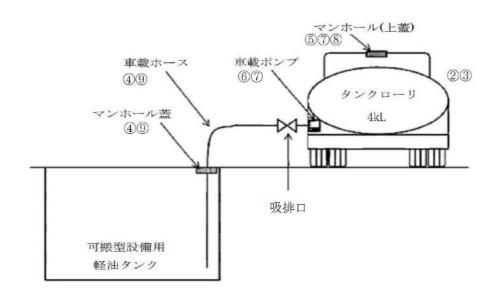
第 1. 14. 2. 4-4 図 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流 125V 主母線盤への給電直流 125V 主母線盤手順のタイムチャート



第1.14.2.5-1図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順の概要図

第1.14.2.5-2 図 代替海水送水による電源給電機能の復旧手順のタイムチャ

ート



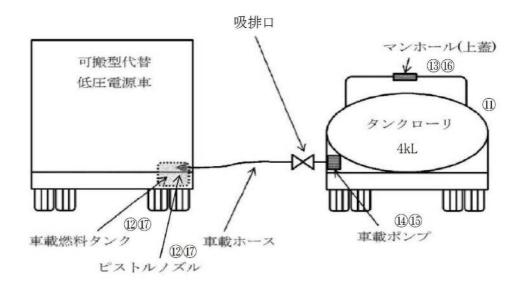
※ 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。

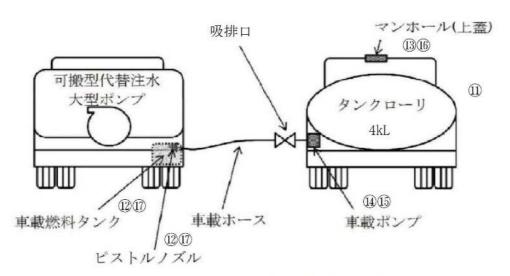
第 1.14.2.6-1 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油の概要 図

#	 か		※:防護具着用,可搬型設備保管場所への移動,使用する設備	の準備等			
	06 -	790分	>				
	06 08 07 0	可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了90分	U 8				後片付け
	0 -	-17~G					級
_	09 -	らタンクロ			給油準備		
経過時間(分)	- 20	タンクか		リ配置	然	無無	
経過	40	備用軽油	* # #	裏理1一ロケベタ			
	30	可搬型設	出動準備**	K			
	10 20 30		i i				
	₽-		3				
		宣数	1.7		2		
		実施箇所・必要人員数			重大事故等对応要員		
		手順の項目		14年 田野 田野 はんごん	ら長年以前に対ゴマノンなのなンクローゴへの結ゴ	2	

			ASSOCIATION DESCRIPTION OF THE	The STATE ST	-69000000000000000000000000000000000000	经证	経過時間(分)	20110000	to Acceptant States	Carteria de Carteria de Carteria de Carteria de Carteria de Carteria de Carteria de Carteria de Carteria de Car	COMPANY TO COMPOSITION COMPANY	
			10	10 20	90-	40	20	09	70	70 80 90	06	
手順の項目	実施簡所・必要人員参	刺刺	搬型設備	用軽油夕	可機型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油完了50分	ーロぐべ	くの総	由完了50	尔	12	8	
I		\$					D					
			タンクロ	タンクローリ配置	9.52							
可機型設備用軽油タンク	重大事故等			給油準備	押							
(2回目) (2回目) (2回目)		7	粉油		8 8							
					移	後片付け						

第 1. 14. 2. 6-2 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油手順の タイムチャート





※ 〇数字は機器の操作又は確認を伴う手順番号を示す。

第1.14.2.6-3 図 タンクローリから各機器への給油手順の概要図

		220200000000000000000000000000000000000				経道	経過時間(分)					
			01	10 20 30	30	40	50	09	70	80	70 80 90	
手順の項目	実施箇所・必要人員数		ş	6	ダンクロ ▽30分	-1,8v5	金额器	ダンクローリから各級器への給油完了 ∇30分	9R 1-	ž.		以降、各機器への給油を繰り返し、タンクローリの軽油発量に応じて可機型設備用設 コーリの転出設備用設 油タンクからタンクローリへの給油を繰り返す
			移動。	~								※1.可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)の可機型設備用
			製	新州州								経油タンクから東側接続口に配置されている可物型影響への移
タンクローリから				給油%2	55							製を製品 ままれて 自動を かった 関係を かった はままれま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま はまま は
各機器への給油	2 电影台友			**	紫海海							※ 主要者に1000円 1000円 対を移定
				(AIII	給油**2				8			
				SHIE	## 後片付け	414						

第 1.14.2.6-4 図

注:移動時間及び給油時間は、対象機器の配置場所及び燃料タンク容量により前後する。

可搬型重大事故等対処設 タンクローリは、 以下に、タンクローリから各機器へ燃料給油を行う場合を示す。なお、 備保管場所(西側)に配備しているものとする。

分, 給油準備時間を1台5分として10分, 給油時間を1台3分として6分,後片付けを5分としてトータル25分 移動時間を4 へ給油する場合は、 ・西側淡水貯水設備近傍に設置されている可搬型代替注水中型ポンプ(2台)

・原子炉建屋東側の可搬型代替低圧電源車接続盤近傍に配置されている可搬型代替低圧電源車(2台)へ給油する 場合は、移動時間を9分、給油準備時間を1台5分として10分、給油時間を1台3分として6分、後片付けを

移動時間を9分,給油準備時間を1台5分として5分,給油時間を3分,後片付けを5分としてトータル 22 分と想定する。 ・原子炉建屋東側の可搬型代替低圧電源車接続盤近傍に配置されている窒素供給装置用電源車へ給油する場合は、 分としてトータル30分と想定する。

近による。 ・原子炉建屋西側の可搬型代替低圧電源車接続盤近傍に配置されている可搬型代替低圧電源車(2台)へ給油する 場合は、致動時間ある分、絵油進備時間を1台5分として10分、給油時間を1台3分として6分、後片付けを5 場合は、移動時間を6分、給油準備時間を1台5分として10分、給油時間を1台3分として6分、後片付けを 分としてトータル 27分と想定する。

移動時間を6分,給油準備時間を1台5分として5分,給油時間を3分,後片付けを5分としてトータル19分と ・原子炉建屋西側の可搬型代替低圧電源車接続盤近傍に配置されている窒素供給装置用電源車へ給油する場合は、 想定する。

箈 移動時間を8分, ·SA用海水ピットに配置されている可搬型代替注水大型ポンプ (1台) へ給油する場合は、 油準備時間を5分,給油時間を8分,後片付けを5分としてトータル26分と想定する。

・タンクローリ(走行用の燃料タンク)(1台)へ給油する場合は,移動時間は不要とし,給油準備時間を5分, 油時間を10分,後片付けを5分としてトータル20分と想定する

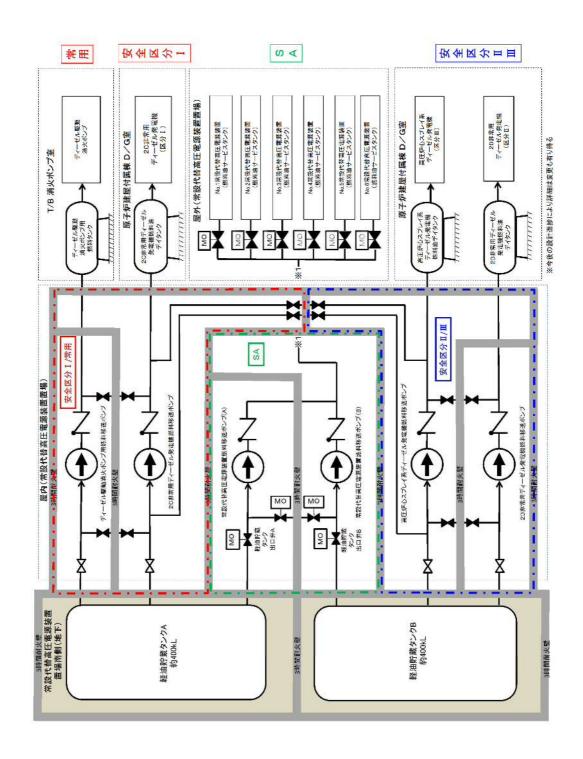
結

なお、上記の他に、ホイールローダ、消防設備等の可搬型設備にも給油を行う

タンクローリから各機器への給油手順のタイムチャート

垂			[於在共編]	可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ (44L, 1音)への補給	[統治対象] タンクローリから可能型代替低圧電源車 (2台)及(0中間を登集供給装置用電源車 (1台)への終出 [統治関属(日安):約2.2時間]	(常田対象] タンクローリから可勝型代替注水大型ボック(か)への高油	[格/用面陽 (月女):約3.5時間]	[給油対象] タンクローリから可能型代替注水中型ボ	ンプ(2台)への統治 【統油間隔(目安):約2.2時間】	
2	Ī				†	Ť		†		
	\sim	/			1	1		Ť		
00	- 58				1	Þ		Ť		
30	≈ +				1	†		1		
**	5.4 -		0		1	1		1		
					1	<u> </u>	 →	▷		
C	2-					1		↑ Þ		
	22+				1	↑ >	\longrightarrow	1		
ē	5 -				D 1	1		1		
0.00	22+		0		1	Ť		Ť		
				`	1	<u> </u>	 →	<u></u> ↑		
	==				>	1		f		
g.	≈+				1	↑ >	\longrightarrow	<u> </u>		
-	≥↓				>	Ť		†		
	2		0		1	1		†		
1	Ť			•	1	!	\longrightarrow	Þ		
(E)					<u> </u>	1		1		
#) #	4				† *	1		Þ		
盐					, i	1		1		
数:	2-		0	\longrightarrow	†	1		Ť		
Ç	2+			-	1	1		↑ ▷		
	=4				†	Þ	\rightarrow	1		4
						1		1		楽
	2+				1	D	\longrightarrow	Ť		知
	ວ າ →				D 1	1		†		棚 二 ※
			0		1	1		î		(水)
					1) 		⊳		俗(補給時間約50分) 両の燃料消費量を考慮し給油を実施する。
	`†				>	Ť		ı		a a a a a a a a a a a a a a a a a a a
q	- α				1	↑ ▷	 →	<u> </u>		(本 (5) (4) (5) (4) (4) (5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	۰,			→	>	1		Ţ		補 車然 医
		_	0		†	† †		† †		く ±:
	4 —				1	†		1		- 4 - 4 - 4
	m-				Ť	Ť		†		アーゲー ながれ
-	~				1	1		Ť		7.5.4 の
					†	1		1		ン路舗がつる
					1	1		1		祖 李 章 數 數
- 1	1					2		1		語 か 同 弱 ら 複
	:	実施箇所 ·必要人員数			· 一 一 一 一					○:回搬型股備用数ゴタンクからダンクローリへの補給 (補給時間約30分) ▽・ダンクローリから各機器への給当 注:上記以外の日糖型設備を使用する場合は、各単高の燃料消費量を巻
		手順の項目			可務型設備用軽油タ	ソンならを機器への格益				

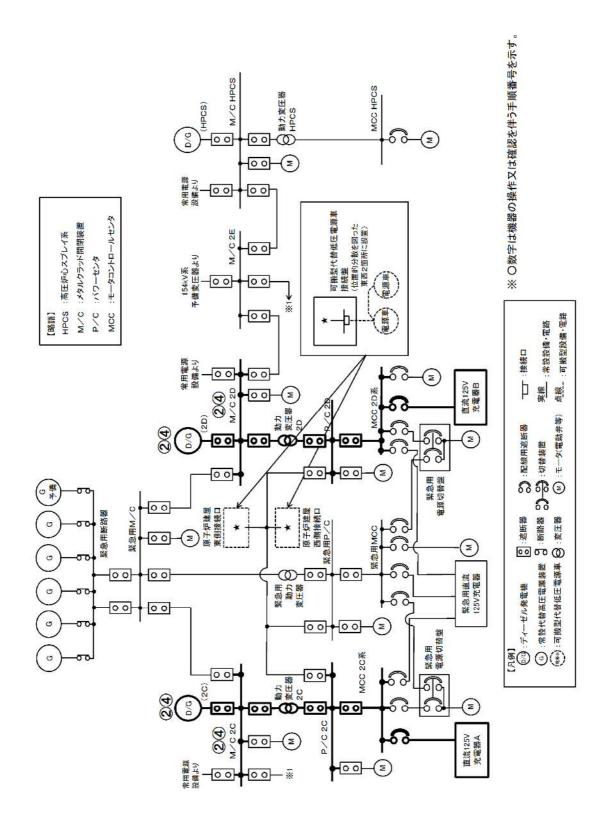
第 1.14.2.6-5 図 可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ, タンクローリ から各機器への給油7日間サイクルタイムチャート



第 1.14.2.6-6 図 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の 概要図

	二 第 6			
	_			
	_			
	_			
	06 	₹		
	70 80 90)給油15;		
	Ï	装置への		
寺間(分)	09	 計圧電源		展認
経過時間(50	設代替属		3油状態
	40	常をよう		る自動給
	30	燃料給油設備による常設代替高圧電源装置への給油15分		
	20	燃料		※ 本 本 本 本 大
		\triangleright	移動	#2x
	10 20 1 1		¥	
		数	-	-
		実施箇所•必要人員	運転員等	(中央制御室)
		手順の項目	軽油貯蔵タンクか ら常設代替高圧	

第1.14.2.6-7図 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油手順の タイムチャート



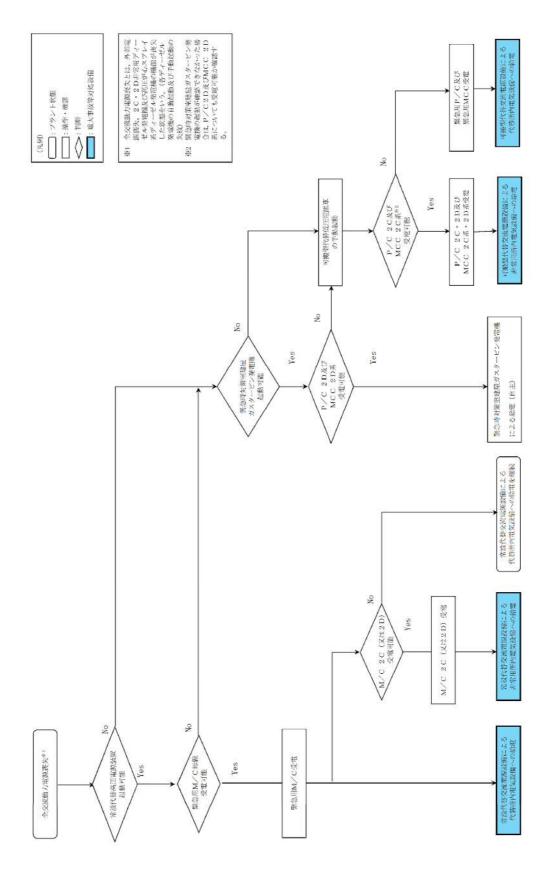
第1.14.2.7-1図 非常用交流電源設備による給電手順の概要

I	雇 化										
経過時間(分)	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100	3(X1\$2D	/ 非常用所内電気設備への給電の確認(1分)	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による	非常用所内電気設備への給電確認						
	<u> </u>	_	D _i			<u> </u>					
		 実施箇所·必要人員数	実施箇所·必要人員数 運転員等 (当直運転員) (中央制御室)								
手順の項目 非常用交流電源 設備による非常用 所内電気設備へ の給電[2C・2D D/G及びHPCS							の指表しても D/G及びHPCS	D/Gの自動起 計			

1	: 篇 化			ı	1	ı			ı	T	ı
経過時間(分)	40 50 60 70 80 90 100	2C(又は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCSディーゼル発電機による ▽ 非常用所内電気設備への給電(2分)	2C(又は2D, HPCS)非常用ディーゼル発電機の中央制御室からの起動による	備への給電							
	10 20 30	は2D)非常用ディーゼル発電機及びHPCS 非党用所内雷気設備への終電(9分)	2C(X(\$2D, HPC)	非常用所内電気設備への給電							
					1						
		実施箇所・必要人員数		運転員等 (当直運転員) (中央制御室)							
手順の項目 非常用交流電源 設備による非常用 所内電気設備へ の給電[2C・2D D/G及びHPCS D/Gの中央制御						室からの起動】					

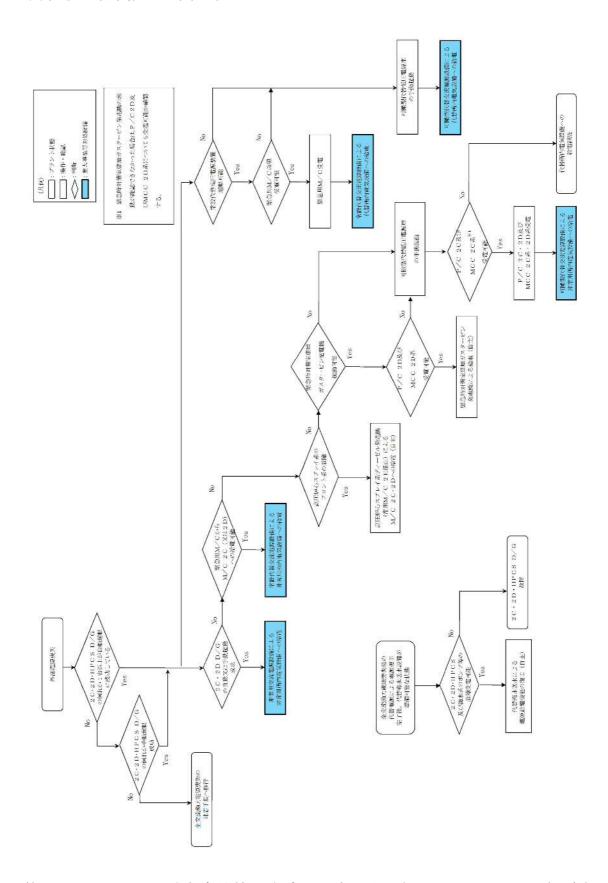
第1.14.2.7-2 図 非常用交流電源設備による給電手順のタイムチャート

(1)交流電源喪失時 (1/2)



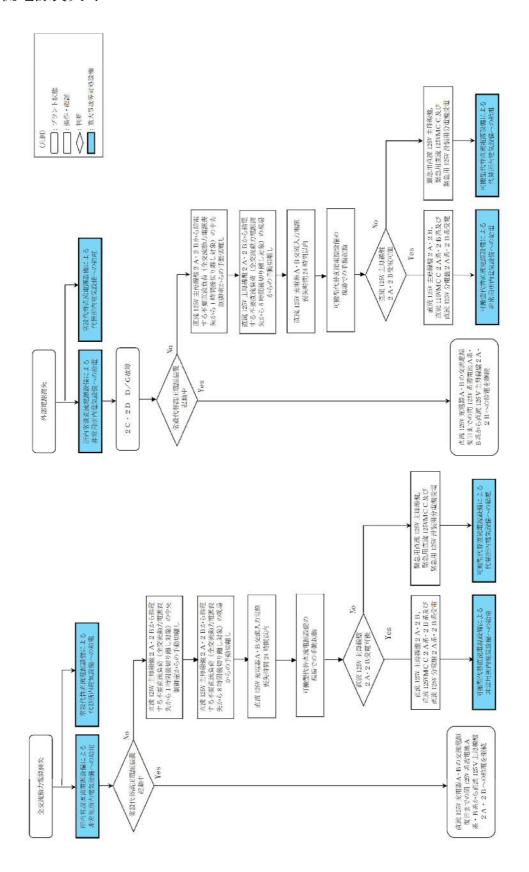
第1.14.2.8-1 図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (1/3)

(1)交流電源喪失時 (2/2)



第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (2/3)

(2) 直流電源喪失時



第1.14.2.8-1図 重大事故等発生時の対応手段選択フローチャート (3/3)

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(1/6)

技術的能力審查基準 (1.14)	番号	設置許可基準規則 (57条)	技術基準規則 (72条)	番号
【本文】 発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことにより重大事故者しいを変勢いて炉が変勢とした場合において炉がの著り、野藤槽内燃料体等の著しい損傷及び運転料件はりる発電用原子炉子炉内燃料体(以下、「運転停止中における発電用序炉子炉内燃燃料体」という。)の著しい確保するために必要な電力を切に必要な電力を切に必要なであっために必要なでは変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変が、変	•	【本文】 発電用原子炉施設には、設計基準事故 対処設備の電源が喪失したことによりの 著しい損傷、原子炉格納損傷、促進を持った場合に器の破損、転槽内燃料体等の著しい損傷を防めに 必要な設備を設けなければならない。 発電用原子炉施設置される非常れる。 発電用原子炉施設置される非常力にない。 発電用原子炉施設置される非常力にない。 発電用原子炉施設置される非常力にない。条電源及び前項の規定により設置される非常対策設置体のほか、表生した場合において炉点の表生により重な対事故が発生した場合において炉点の著を担け、貯蔵等の情傷が要失したこととにより、中で、対し、財職等の著し、財職を器の破損、財職等の者といり、対し、財職等の者といり、対し、財職等の者といり、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	【本文】 発電用原子炉施設には、設計基準事故対 発電用原子炉施設には、設計基準事 放	(9)
【解釈】 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。	_	【解釈】 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	【解釈】 1 第1項に規定する「必要な電力を確保するために必要な設備」とは、以下に掲げる措置及はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための設備をいう。	-
(1) 炉心の著しい損傷等を防止する ために必要な電力の確保 a) 電源が喪失したことにより重		a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備(電源車及びバッ テリ等) を配備すること。	a) 代替電源設備を設けること。 i) 可搬型代替電源設備(電源車及びバッテ リ等) を配備すること。	6
大事故等が発生した場合におい て、代替電源により、炉心の著し		ii) 常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること。	i) 常設代替電源設備として交流電源設備 を設置すること。	7
い損傷、原子炉格納容器の破損、 貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷 及び運転停止中原子炉内燃料体 の著しい損傷を防止するために 必要な電力を確保するために必要な手順等を整備すること。	2	ii)設計基準事故対処設備に対して、独立性を有し、位置的分散を図ること。	iii)設計基準事故対処設備に対して、独立性 を有し、位置的分散を図ること。	8
b)所内直流電源設備から給電されている24時間以内に、十分な余裕を持って可搬型代替電源設備に繋ぎ込み、給電が開始できること。	3	b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに8時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は降接する電気室等において簡易を含まない。その後、必要な負荷以外を切り離して残り16時間の合計24時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。	b) 所内常設蓄電式直流電源設備は、負荷切り離しを行わずに 8 時間、電気の供給が可能であること。ただし、「負荷切り離しを行わずに」には、原子炉制御室又は隣接する電気室等において簡易な操作で負荷の単しを行う場合を含まない。その後、要な負荷以外を切り離して残り 16 時間の合計 24 時間にわたり、電気の供給を行うことが可能であること。	•
		c) 24 時間にわたり、重大事故等の対応に 必要な設備に電気(直流)の供給を行う ことが可能である可搬型直流電源設備を 整備すること。	c) 24 時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気(直流)の供給を行うこと が可能である可搬型直流電源設備を整備すること。	10
c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意すること。	_	d) 複数号機設置されている工場等では、 号機間の電力融通を行えるようにあらか じめケーブル等を敷設し、手動で接続で きること。	d) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通を行えるようにあらかじめケーブル等を敷設し、手動で接続できること。	_
d)所内電気設備(モーターコントロールセンター(MCC)、パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖に電盤(メタクラ)(MC)等)は、少かるで機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。	4	e) 所内電気設備(モーターコントロールセンター (MCC)、パワーセンター (P/C) 及び金属閉鎖配電盤 (メタクラ) (MC)等)は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。	e) 所内電気設備(モーターコントロールセンター (MCC)、パワーセンター (P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC)等)は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。	111
_	-	2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。 a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り雕し、原子炉制御室又は隣接する町間しを行う場合を含まない。)を行わずに8時間、その後、必要な負荷以外を切り雕して残り16時間の合計24時間にわたり、重大事故等の対応に必要な設備に電気系統の特に高い信頼性を有する所内常設定電源設備(3系統目)を整備すること。	2 第2項に規定する「常設の直流電源設備」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための設備とする。 a) 更なる信頼性を向上するため、負荷切り離し(原子炉制御室又は隣接す切り離し寄室等において着の金書ない。)を行わずに8 中間、その後、必要な負荷以外を切り離して事故等の対応に必要な設備に電気の特に高いの情能を高い信頼性を有する所内常設直流電源設備(3 系統目)を整備すること。	_

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (2/6)

	重大事故等対処認	设備				自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
	2 C D/G	既設				
	2 D D/G	既設				
	HPCS D/G	既設				
	2 C 非常用ディーゼル発電機燃料油 デイタンク	既設				
	2 D非常用ディーゼル発電機燃料油 デイタンク	既設				
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機燃料油デイタンク	既設				
	2 C 非常用ディーゼル発電機用海水 ポンプ	既設				
	2 D非常用ディーゼル発電機用海水 ポンプ	既設				
非	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機用海水ポンプ	既設				
非常用交流	軽油貯蔵タンク	既設	① ⑤			
流電	2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ	既設				
電源設備に	2 D非常用ディーゼル発電機燃料移 送ポンプ	既設		_	_	_
による	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機燃料移送ポンプ	既設				
よる給電	2 C D/G~M/C 2 C電路	既設				
	2 D D/G~M/C 2 D電路	既設				
	HPCS D/G~M/C HPCS 電路	既設				
	2 C 非常用ディーゼル発電機用海水 ポンプ~2 C D/G流路	既設				
	2 D非常用ディーゼル発電機用海水 ポンプ~2 D D/G流路	既設				
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機用海水ポンプ~HPCS D/G流路	既設				
	2 C 非常用ディーゼル発電機燃料移 送系配管・弁	既設				
	2 D 非常用ディーゼル発電機燃料移 送系配管・弁	既設				
	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機燃移送系配管・弁	既設				

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (3/6)

	重大事故等対処詞	殳備				自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
	125V 系蓄電池 A 系 125V 系蓄電池 B 系	既設既設	7176 H 7			
	125V 系蓄電池HPCS系 中性子モニタ用蓄電池A系	既設 既設	}			
	中性子モニタ用蓄電池B系 直流 125V 充電器A~直流 125V 主母	既設 既設	_			
非	線盤 2 A 電路 直流 125V 充電器 B ~直流 125V 主母	既設	① ⑤			
非常用直	線盤2B電路 直流125V 充電器HPCS~直流125V 主母線盤HPCS電路	既設				
流電源	120V/240V 計装用主母線盤 2 A~直流±24V 中性子モニタ用分電盤 2 A電路	既設		_	_	_
設備によ	120V/240V計装用主母線盤2B~直流±24V中性子モニタ用分電盤2B電路	既設		_		
よる給電	125V 系蓄電池 A 系~直流 125V 主母線 盤 2 A 電路	既設	-			
电	125V 系蓄電池 B 系~直流 125V 主母線 盤 2 B 電路	既設	1			
	125V 系蓄電池HPCS系~直流 125V 主母線盤HPCS電路	既設]			
	中性子モニタ用蓄電池A系~著奥流 ±24V 中性子モニタ用分電盤2A電路	既設				
	中性子モニタ用蓄電池B系〜著奥流 ±24V中性子モニタ用分電盤2B電路	既設				
常設	常設代替高圧電源装置	新設			緊急時	緊急時対策室建屋 ガスタービン発電機
段 代 替 交	常設代替高圧電源装置〜緊急用M/ C〜M/C 2 C 及び 2 D 電路	新設	①		電策機室	緊急時対策室建屋 ガスタービン発電機用燃料タンク
代替交流電源設	緊急用M/C~緊急用MCC電路	新設	© 5 7 8	_	に 建 よ	緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機用燃料移送ポンプ
設備 に よ	燃料給油設備	新設			給電 名電 ド	緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機燃料移送系配管・弁
る	We du 보면 하면 하면	49 I BX			ン 発	緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機~P/C 2D電路
可設 搬	可搬型代替低圧電源車	新設	9			可搬型代替低圧電源車~常用MCC (水処理建屋)~P/C 2C及び 2D電路
(備による給)	可搬型代替低圧電源車~可搬型代替 低圧電源車接続盤(西側)又は(東側) ~P/C 2C及びP/C 2D電路	新設	① ② ⑤ ⑥	_	_	了规划小井 似了感源主 类用MCC
· 給電源	燃料給油設備	新設	8			可搬型代替低圧電源車~常用MCC (屋内開閉所) ~ P / C 2 D電路
所内常	125V 系蓄電池 A 系	既設				
設直流	125V 系蓄電池 B 系	既設	① ②			_
電源設備に	125V 系蓄電池A系~直流 125V 主母線 盤 2 A電路	既設	(5) (9)			
備による	125V 系蓄電池B系~直流 125V 主母線盤 2 B電路	既設				

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (4/6)

	重大事故等対処	没備				自主対策設備
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応番号	備考	手段	機器名称
可搬	可搬型代替低圧電源車	新設				
搬型代替直流電	可搬型整流器	新設	① ② ③			
源設備に	可搬型代替低圧電源車~可搬型代替 低圧電源車接続盤(西側)及び(東 側)~可搬型整流器~直流125V主母 線盤2A及び2B電路	新設	(5) (6) (8) (10)		_	_
よる給電	燃料給油設備	新設				
	緊急用M/C	新設				
代替	緊急用 P / C	新設				
代替所内電	緊急用MCC	新設	① ②			
気設備	緊急用電源切替盤	新設	(4) (5) (7)	_	_	_
気設備による給電	緊急用直流 125V 主母線盤	新設	8			
給電	緊急用 125V 系蓄電池	新設				
	緊急用 125V 系蓄電池~緊急用 125V 主母線盤電路	新設				
	常設代替高圧電源装置	新設	O Ø 6 0 8		緊急時	緊急時対策室建屋 ガスタービン発電機
非常用高圧品	常設代替高圧電源装置~緊急用M/ C~M/C 2 C及び 2 D電路	新設		_	非常用低圧母線 非常用低圧母線	緊急時対策室建屋 ガスタービン発電機用燃料タンク
高圧母線へ	緊急用M/C~緊急用MCC電路	新設				緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機用燃料移送ポンプ
圧母線への給電流電源設備による	燃料給油設備				八の給電ビン発電機に	緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機燃料移送系配管・弁
					よる	緊急時対策室建屋ガスタービン 発電機~P/C 2D電路
					÷	HPCS D/G 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 雌株料油ディタンク
					高圧炉心スプ	機燃料油デイタンク M/C HPCS M/C 2E
	_	_	_	_	非常用高圧母線	HPCS D/G~M/C HPCS ~M/C 2E~M/C 2C及び2 D電路 高圧炉心スプレイ系
					静への	ディーゼル発電機用海水ポンプ
					への給電	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機用海水ポンプ~HPCS D/G 流路
					による	軽油貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機燃料移送ポンプ
						高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電 機燃料移送系配管・弁

審査基準,基準規則と対処設備との対応表(5/6)

	重大事故等対処設備					自主対策設備		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応 番号	備考	手段	機器名称		
可搬非刑	可搬型代替低圧電源車	新設				可搬型代替低圧電源車~常用MCC (水処理建 屋) ~P/C 2C及び2D電路		
非常用低圧母線への給電搬型代替交流電源設備による	可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低 圧電源車接続盤(西側)及び(東側) 電路	新設	① ② ⑤ ⑥ 8	_	_	可搬型代替低圧電源車~常用MCC (屋内開閉 所) ~P/C 2 D電路		
の給電	燃料給油設備	新設				別)で下/C 2D电路		
直所	125V 系蓄電池 A 系	既設						
流 125V 主母	125V 系蓄電池 B 系	既設	1) 2)	_	_			
直流 125V 主母線盤への給電所内常設直流電源設備による	125V 系蓄電池 A 系~直流 125V 主母線盤 2 A 電路	既設	5 9			_		
電る	125V 系蓄電池 B 系~直流 125V 主母線盤 2 B 電路	既設						
可直搬	可搬型代替低圧電源車	新設						
流 125V 主母	可搬型整流器	新設	0 0 0 0 0 0		_			
直流 1257 主母線盤への給電直流 1257 主母線盤への給電	可搬型代替低圧電源車~可搬型代替低 圧電源車接続盤(西側)及び(東側) ~可搬型整流器~直流 125V 主母線盤 2 A及び2B電路	新設						
^電 る	燃料給油設備	新設						
						2 C D/G		
					代替海水光	2 C D/G		
_	_		_	_		HPCS D/G		
					源給電機	可搬型代替注水大型ポンプ		
					能の復旧	可搬型代替注水大型ポンプ~2 C・2 D D/ G及びHPCS D/G流路		
						燃料給油設備		

審査基準,基準規則と対処設備との対応表 (6/6)

	重大事故等対処設化	備			自主対策		
手段	機器名称	既設 新設	解釈 対応 番号	備考	手段	機器名称	
の機型設備用軽油タン	可搬型設備用軽油タンク	新設					
代の給油をからから	タンクローリ	新設					
常設代妹軽	軽油貯蔵タンク	新設					
常設代替高圧電源装置への	常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ	新設	_	-	-	-	
か 給油	常設代替高圧電源装置燃料移送系配管·弁	新設					

重大事故対策の成立性

- 1. 常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電
 - a. 操作概要

外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2D・HPCSへ給電できない場合は、常設代替高圧電源装置 (2台) により代替所内電気設備に給電する。

外部電源喪失及び2 C・2 D・H P C S D/Gの機能喪失によりM/C 2 C・2 D・H P C S へ給電できない場合は、常設代替高圧電源装置(3台)の追加により代替所内電気設備である緊急用M/Cを介して非常用所内電気設備であるM/C 2 C (又は2 D) に給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟地下1階,地下2階(非管理区域) 屋外(常設代替高圧電源装置置場)

c. 必要要員数及び操作時間

常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電]

必要要員数:1名(運転員等(当直運転員)1名)

所要時間目安^{*1}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2 台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要 時間を4分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

[常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)1名,重大事故等対応要員 2名)

所要時間目安^{*2}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2 台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要 時間を40分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間 [常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動及び非常 用所内電気設備受電]

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)3名)

所要時間目安^{※3}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3 台)の起動及びM/C 2C(又は2D)受電完了 までの所要時間を常設代替高圧電源装置の中央制 御室からの起動の場合92分以内。

※3 所要時間目安は、模擬により算定した時間 [常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動及び非常用所内 電気設備受電]

必要要員数:5名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 2名)

所要時間目安^{※4}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3 台)の起動及びM/C 2C(又は2D)受電完了 までの所要時間を88分以内。

※4 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライト を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具 (全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋)を装備又は 携行して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。









現場操作盤

2. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機の起動及びP/C 2D受電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失により、M /C 2C・2Dの母線電圧が喪失している場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機により非常用所内電気設備であるP/C 2Dに給電する。

b. 作業場所

緊急時対策室建屋エリア 原子炉建屋付属棟地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名),重大事故等対応要 員6名)

所要時間目安^{*1}:作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタ ービン発電機の受電完了までの所要時間を160分以 内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性 を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており, 夜間におい

ても接近可能である。また, アクセスルート上に支障となる 設備はない。

- 3. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動並びにP/C 2 C 及びP/C 2 D 受電
 - a. 操作概要

外部電源喪失, 2 C・2 D・H P C S D / G 及び常設代替高圧電源装置及び緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による給電ができない場合は,可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により非常用所内電気設備である P / C 2 C・2 D に給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋西側可搬型代替低圧電源車設置エリア又は原子炉建屋東側可搬型代替低圧電源車設置エリア

原子炉建屋付属棟地下1階, 地下2階(非管理区域) 原子炉建屋付属棟

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

「可搬型代替低圧電源車の起動」

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安^{*1}:作業開始を判断してから可搬型代替低圧電源車(2 台)の起動完了までの所要時間を170分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

[非常用所内電気設備受電]

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安^{*2}:作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電完

了までの所要時間を180分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明, ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。





可搬型代替低圧電源車



低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車)



操作盤

- 4. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)の起動並びに P/C 2C及びP/C 2D受電
 - a. 操作概要

外部電源喪失,2 C・2 D・H P C S D/G,常設代替高圧電源装置,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)による給電が出来ない場合は,可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により非常用所内電気設備である P/C 2 C・2 D に給電する。

b. 作業場所

水処理建屋

原子炉建屋付属棟地下1階又は地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

[非常用所内電気設備受電]

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安**²:作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電完 了までの所要時間を455分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手

袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。





可搬型代替低圧電源車



低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車)



操作盤

- 5. 可搬型代替交流電源設備(常用MCC(屋内開閉所)接続)の起動並び P/C 2C及びP/C 2D受電
 - a. 操作概要

外部電源喪失、2 C・2 D・HPCS D/G、常設代替高圧電源装置,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機、可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)及び(東側)接続)及び可搬型代替交流電源設備(常用MCC(水処理建屋)接続)による給電が出来ない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により非常用所内電気設備であるP/C 2 C・2 Dに給電する。

b. 作業場所

屋外

屋内開閉所

原子炉建屋付属棟地下1階又は地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

[非常用所内電気設備受電]

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安^{※2}:作業開始を判断してからP/C 2C・2D受電完 了までの所要時間を455分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明, ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。 また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。





可搬型代替低圧電源車



低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車)



操作盤

6. 所内常設直流電源設備による給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合は,所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

125V系蓄電池A系・B系は、全交流動力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全交流動力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

なお、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの 自動給電については、運転員の操作は不要である。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟1階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電のうち、中央 制御室外において不要直流負荷の切り離しに必要な要員数及び所要時間は 以下のとおり。

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)3名)

所要時間目安*1:540分以内

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライト を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具 (全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋)を装備又は 携行して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。

連絡手段:携行型有線通話装置,電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備より,中央制御室との連絡が可能である。





不要直流負荷切離し (NFB)



不要負荷切離し (遮断器)

7. 可搬型代替直流電源設備による給電

a. 操作概要

外部電源及び2C・2D・HPCS D/Gの機能喪失時に,125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへ給電ができない場合は,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A(又は2B)へ給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋西側可搬型代替低圧電源車設置エリア又は原子炉建屋東側可搬型代替低圧電源車設置エリア

原子炉建屋付属棟1階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(運転員等(当直運転員)2名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安*1:250分以內

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他、ヘッドライト及びLEDライトを

携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。





可搬型代替低圧電源車





低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車) 操作盤



可搬型整流器

- 8. 常設代替高圧電源装置の起動及び緊急用M/C受電
- a. 操作概要

非常用所内電気設備であるM/C 2C及びM/C 2Dが機能喪失した場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合に、常設代替高圧電源装置(2台)により代替所内電気設備である緊急用M/C、緊急用P/Cに給電する。

- b. 作業場所 原子炉建屋付属棟1階
- c. 必要要員数及び操作時間

常設代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動]

必要要員数:1名(運転員等(当直運転員)1名)

所要時間目安**1:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2 台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要 時間を4分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間 [常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)1名,重大事故等対応要員 2名)

所要時間目安^{**2}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2 台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要 時間を40分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライトを携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具(全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。



現場操作盤

- 9. 可搬型代替交流電源設備(可搬型代替低圧電源車接続盤(西側)又は(東側)接続)の起動及び緊急用 P / C 受電
 - a. 操作概要

外部電源喪失時に、常設代替高圧電源装置による緊急用M/Cへの給電ができない場合は、可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により代替所内電気設備である緊急用P/Cに給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋西側可搬型代替低圧電源車設置エリア又は原子炉建屋東側可搬型代替低圧電源車設置エリア

原子炉建屋付属棟地下1階, 地下2階(非管理区域) 原子炉建屋付属棟1階

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替交流電源設備による代替所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

[非常用所内電気設備受電]

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安^{**2}:作業開始を判断してから緊急用 P / C 受電完了までの所要時間を180分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手

袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。





可搬型代替低圧電源車



低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車)



操作盤

10. 常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電

a. 操作概要

外部電源喪失により、緊急用直流125V充電器の交流入力電源が喪失した場合は、常設代替直流電源設備である緊急用125V系蓄電池から代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に自動給電する。

緊急用125V系蓄電池は、自動給電開始から常設代替交流電源設備(又は可搬型代替交流電源設備)による給電を開始するまで最大24時間にわたり、緊急用直流125V主母線盤へ給電する。

なお,緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電については,運転員の操作は不要である。

b. 作業場所

c. 必要要員数及び操作時間

常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電は,交流電源喪失後切替操作無しで行われる。

d. 操作の成立性

常設代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電は、交流電源喪 失後切替操作無しで行われる。

11. 可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電

a. 操作概要

外部電源喪失の後,緊急用125V系蓄電池による緊急用直流125V主母線盤への自動給電開始から24時間以内に,常設代替高圧電源装置及び可搬型代替交流電源設備による緊急用直流125V充電器の交流入力電源の復旧が見込めず,直流125V主母線盤2A・2Bの電源給電機能が喪失しており,緊急用125V系蓄電池が枯渇するおそれがある場合に,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により代替所内電気設備である緊急用直流125V主母線盤に給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋西側可搬型代替低圧電源車設置エリア又は原子炉建屋東側可搬型代替低圧電源車設置エリア

原子炉建屋付属棟1階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替直流電源設備による代替所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(運転員等(当直運転員)2名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安**1:作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備 による緊急用直流125V主母線盤の受電完了までの所 要時間を250分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

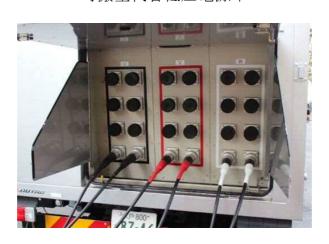
作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。 また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。





可搬型代替低圧電源車



低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車)



操作盤

12. 常設代替交流電源設備による非常用高圧母線への給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失によりM/C 2C・2 Dへ給電できない場合は、常設代替高圧電源装置(2台)により代替所内 電気設備に給電する。

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失によりM/C 2 C・2 Dへ給電できない場合は、常設代替高圧電源装置(3台)の追加により代替所内電気設備である緊急用M/Cを介して非常用所内電気設備であるM/C 2 C (又は2 D) に給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟地下1階,地下2階(非管理区域) 屋外(常設代替高圧電源装置置場)

c. 必要要員数及び操作時間

常設代替高圧電源装置の起動及びM/C 2C又はM/C 2D受電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

[常設代替高圧電源装置(2台)の中央制御室からの起動及び代替所内電気設備受電]

必要要員数:1名(運転員等(当直運転員)1名)

所要時間目安^{*1}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2 台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要 時間を4分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

[常設代替高圧電源装置(2台)の現場からの起動及び代替所内電気設備受電]

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)1名,重大事故等対応要員 2名)

所要時間目安^{*2}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(2 台)の起動及び緊急用M/C受電完了までの所要 時間を40分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間 [常設代替高圧電源装置(3台)の中央制御室からの追加起動及び非常 用所内電気設備受電]

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)3名)

所要時間目安^{**3}:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3 台)の起動及びM/C 2C(又は2D)受電完了 までの所要時間を常設代替高圧電源装置の中央制 御室からの起動の場合92分以内。

※3 所要時間目安は、模擬により算定した時間 [常設代替高圧電源装置(3台)の現場からの追加起動及び非常用所内 電気設備受電]

必要要員数:5名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 2名)

所要時間目安**4:作業開始を判断してから常設代替高圧電源装置(3 台)の起動及びM/C 2C(又は2D)受電完了 までの所要時間を88分以内。

※4 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライト

を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具 (全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手袋)を装備又は 携行して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。









現場操作盤

13. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用高圧母線への給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2 C・2 Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系含む)、M/C HPCS、M/C 2 E及びM/C 2 C(又は2 D)の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GによりM/C HPCS及びM/C 2 Eを経由してM/C 2 C(又は2 D)に給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟地下1階,地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

HPCS D/Gによる非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)3名)

所要時間目安*1:95分以內

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライト を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具 (全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋)を装備又は 携行して作業を行う。

移動経路:ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。

連絡手段: 携行型有線通話装置, 電力保安通信用電話設備(固定電話

機、PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備より、中央制御室との連絡が可能である。



M/C受電確認

14. 緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用低圧母線への給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの故障により非常用所内電気設備であるM/C 2 C・2 Dの母線電圧が喪失した場合は、緊急時対策室建屋ガスタービン発電機により非常用所内電気設備である P/C 2 Dに給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟地下1階(非管理区域)

緊急時対策室建屋エリア

c. 必要要員数及び操作時間

緊急時対策室建屋ガスタービン発電機による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安^{*1}:作業開始を判断してから緊急時対策室建屋ガスタ ービン発電機による給電開始までの所要時間を160 分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境: ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性 を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:ヘッドライト及びLEDライトを携帯しており, 夜間におい

ても接近可能である。また, アクセスルート上に支障となる 設備はない。

15. 可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電

a. 操作概要

外部電源喪失, 2 C・2 D D/G及び常設代替高圧電源装置の故障により,非常用所内電気設備であるM/C 2 C・2 Dの母線電圧が喪失した場合は,可搬型代替交流電源設備である可搬型代替低圧電源車により非常用所内電気設備である P/C 2 C・2 Dに給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋西側可搬型代替低圧電源車設置エリア又は原子炉建屋東側可搬型代替低圧電源車設置エリア

原子炉建屋付属棟地下1階、地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替交流電源設備による非常用低圧母線への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

「可搬型代替低圧電源車の起動]

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安*1:作業開始を判断してから可搬型代替低圧電源車(2 台)の起動完了までの所要時間を170分以内。

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

[非常用所内電気設備受電]

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)3名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安^{**2}:作業開始を判断してからP/C 2 C・2 D受電完 了までの所要時間を180分以内。

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。

連絡手段:携行型有線通話装置,衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,中央制御室及び災害対策本部との連絡が可能である。





可搬型代替低圧電源車



低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車)



操作盤

16. 所内常設直流電源設備による直流 125V 主母線盤への給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの機能喪失,常設代替交流電源設備,緊急時対策室建屋ガスタービン発電機及び可搬型代替交流電源設備による交流電源の復旧ができない場合は,所内常設直流電源設備である125V系蓄電池A系・B系から非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

125V系蓄電池A系・B系は、交流入力電源喪失から1時間経過するまでに、中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない直流125V主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、交流入力電源喪失から8時間経過するまでに、中央制御室外において必要な負荷以外の切り離しを実施することで、24時間以上にわたり直流125V主母線盤2A・2Bへ給電する。

なお、125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2A・2Bへの 自動給電については、運転員の操作は不要である。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟1階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

所内常設直流電源設備による非常用所内電気設備への給電のうち、中央 制御室外において不要直流負荷の切り離しに必要な要員数及び所要時間は 以下のとおり。

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)3名)

所要時間目安*1:540分以內

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライト を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具 (全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋)を装備又は 携行して作業を行う。

移動経路: ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。

連絡手段:携行型有線通話装置,電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備より,中央制御室との連絡が可能である。





不要直流負荷切離し (NFB)



不要負荷切離し (遮断器)

17. 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による直流125V主母線盤への給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2C・2D D/Gの故障により、非常用所内電気設備であるM/C 2C・2Dの母線電圧が喪失している状態で、HPCS D/G(高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系含む)、M/C HPCS及び直流125V予備充電器の使用が可能であって、さらに高圧炉心スプレイ系ポンプの停止が可能な場合は、HPCS D/GによりM/C HPCS及びM/C 2Eを経由してM/C 2C(又は2D)に給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋付属棟地下1階,地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:3名(運転員等(当直運転員)3名)

所要時間目安*1:90分以内

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:常用照明消灯時においても、ヘッドライト又はLEDライト を携行している。操作は汚染の可能性を考慮し放射線防護具 (全面マスク、個人線量計、綿手袋、ゴム手袋)を装備又は 携行して作業を行う。

移動経路:ヘッドライト・LEDライトを携行しており接近可能である。

連絡手段:携行型有線通話装置,電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可

能な設備より、中央制御室との連絡が可能である。



M/C受電確認

18. 可搬型代替直流電源設備による直流125V主母線盤への給電

a. 操作概要

外部電源喪失及び2 C・2 D D/Gの機能喪失時に,125V系蓄電池A系・B系による直流125V主母線盤2 A・2 Bへ給電ができない場合は,可搬型代替低圧電源車及び可搬型整流器を組み合わせた可搬型代替直流電源設備により非常用所内電気設備である直流125V主母線盤2 A(又は2 B)へ給電する。

b. 作業場所

原子炉建屋西側可搬型代替低圧電源車設置エリア又は原子炉建屋東側可搬型代替低圧電源車設置エリア

原子炉建屋付属棟1階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型代替直流電源設備による非常用所内電気設備への給電に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:8名(運転員等(当直運転員)2名,重大事故等対応要員 6名)

所要時間目安*1:250分以內

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他、ヘッドライト及びLEDライトを

携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アクセスルート上に支障となる設備はない。

連絡手段:携行型有線通話装置,衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備 (固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。





可搬型代替低圧電源車





低圧ケーブル接続箇所 (可搬型代替低圧電源車) 操作盤



可搬型整流器

19. 代替海水送水による電源給電機能の復旧

a. 操作概要

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系のポンプ等の故障により 2 C・2 D D/G又はHP CS D/Gの電源給電機能が復旧できない状態で、2 C・2 D D/G又はHP CS D/Gの使用が可能な場合に、2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系の冷却機能の代替手段として、可搬型代替注水大型ポンプにより 2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系に海水又は淡水を送水し、各ディーゼル機関を冷却することで、2 C・2 D D/G又はHPCS D/Gの電源給電機能を復旧する。

b. 作業場所

屋外 (原子炉建屋近傍)

原子炉建屋付属棟地下1階,地下2階(非管理区域)

c. 必要要員数及び操作時間

2 C・2 D非常用ディーゼル発電機海水系又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機海水系への代替送水による2 C・2 D D/G及びHPCS D/Gの電源給電機能の復旧に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

必要要員数:9名(運転員等(当直運転員)1名,重大事故等対応要員 8名)

所要時間目安*1:300分以內

※1: 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより,

夜間における作業性を確保している。

また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。

連絡手段:携行型有線通話装置,衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部及び中央制御室との連絡が可能である。





可搬型代替注水大型ポンプ



送水ホース

20. 可搬型設備用軽油タンクから各機器への給油

a. 操作概要

重大事故等の対処に必要となる可搬型代替低圧電源車,窒素供給装置用電源車,可搬型代替注水中型ポンプ,可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ(走行用の燃料タンク)に対して,可搬型設備用軽油タンクからタンクローリを使用し,燃料を給油する。

b. 作業場所

屋外(可搬型設備用軽油タンク近傍)

屋外(可搬型重大事故等対策設備近傍)

c. 必要要員数及び操作時間

可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油(初回)及びタンクローリから各機器への給油に必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。

「可搬型設備用軽油タンクからタンクローリへの給油」

必要要員数:2名(重大事故等対応要員2名)

所要時間目安^{**1}:初回 90分以内(防護具着用,可搬型重大事故等 対処設備保管場所への移動,使用する設備の準備 時間を含む)

: 二回目以降 50分以内(なお,タンクローリ(走行用の燃料タンク)への給油を合わせて行う場合 110分以内)

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

「タンクローリから各機器への給油]

必要要員数:2名(重大事故等対応要員2名)

所要時間目安※2:30分以内

※2 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

作業環境:車両の作業用照明,ヘッドライト及びLEDライトにより, 夜間における作業性を確保している。

> また,放射性物質が放出される可能性があることから,操作 は放射線防護具(全面マスク,個人線量計,綿手袋,ゴム手 袋)を装備又は携行して作業を行う。

移動経路:車両のヘッドライトの他,ヘッドライト及びLEDライトを 携帯しており、夜間においても接近可能である。また、アク セスルート上に支障となる設備はない。

連絡手段:携行型有線通話装置,衛星電話設備(固定型,携帯型),無線連絡設備(固定型,携帯型),電力保安通信用電話設備(固定電話機,PHS端末),送受話器(ページング)のうち,使用可能な設備により,災害対策本部との連絡が可能である。





ホース接続

ホース展張



可搬型設備用軽油タンクへのホース挿入 ピストルノズル (給油装置)



21. 軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置への給油

a. 操作概要

重大事故等の対処に必要となる常設代替高圧電源装置に対して、軽油貯蔵タンクから常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプを使用し、燃料を給油する。常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプによる軽油貯蔵タンクから常設代替高圧装置への燃料自動給油は、中央制御室でスイッチにより軽油貯蔵タンク出口弁の開及び常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプの自動起動操作にて行う。

b. 作業場所

中央制御室

c. 必要要員数及び操作時間

常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプによる軽油貯蔵タンクから常設代 替高圧装置への燃料自動給油に必要な要員数及び所要時間は以下のとお り。

[常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプによる軽油貯蔵タンクから常設 代替高圧装置への燃料自動給油]

必要要員数:1名(運転員等(当直運転員)1名)

所要時間目安*1:15分以內

※1 所要時間目安は、模擬により算定した時間

d. 操作の成立性

常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプによる軽油貯蔵タンクから常設代 替高圧装置への燃料自動給油は、中央制御室でスイッチ操作にて行う。

1. 必要な直流負荷以外の切り離しリスト (1/2)

【不要負荷の分類】

- ①事象発生1時間以降又は8時間以降の対策での使用を想定しない負荷
- ②全交流動力電源喪失事象における対策での使用を想定しない負荷
- ③常用系負荷

125V系蓄電池A系

操作場所	CKT	用途名称	使用時間	分類
原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室*1	_	平均出力領域計装(APRM) ch.A	1h	1)
	3C	直流125V分電盤 2 A - 2 ・275kV系保護装置,所内変圧器 ・主タービン,主発電機 ・再循環系,主蒸気漏えい抑制系 ・原子炉給水系,復水系,循環水系 他		①,③
	5A-1	M/C A-1制御電源(常用電源系)		3
原子炉建屋付属棟	5A-2	M/C 2A-2制御電源(常用電源系)		3
1階	5B-1	P/C 2A-1制御電源(常用電源系)		3
直流125V主母線盤2	5B-2	P/C 2A-2制御電源(常用電源系)		3
A	5C-1	P/C 2A-3制御電源(常用電源系)		3
	5C-2	中央制御室外原子炉停止装置盤		2
	6B-2	再循環系ポンプ低周波MGセットA 発電機遮断器用制御電源		1)
	6C-1	2 C D/G初期励磁電源	8h	2
	6C-2	2 C D/G制御電源	on .	2
	1	再循環系ポンプ低周波MGセットA 制御電源		1
	2	所内変圧器保護継電器盤		3
	3	安全保護系ロジックCH. A		1
原子炉建屋付属棟1	4	オフガス系制御盤		3
原丁炉建座竹偶馃 階	6	復水器水室制御盤		3
直流125V分電盤2A	8	安全保護系MGセットA制御盤		1
- 1	10	サービス建屋非常用照明]	1
	12	主発電機ロックアウト継電器G1		3
	13	タービン駆動原子炉給水ポンプA制御盤		3
	14	屋外電気設備故障表示		3
	20	安全保護系MGセットシャントトリップ		1

※1 切り離し操作場所は添付資料1.14.3-2に示す。

1. 必要な直流負荷以外の切り離しリスト (2/2)

125V系蓄電池B系

操作場所	CKT	用途名称	使用時間	分類
原子炉建屋付属棟 3階 中央制御室*1	_	平均出力領域計装(APRM) ch.B	1h	1)
	3C	直流125V分電盤 2 B - 2 ・275kV系保護装置, 主タービン, 主発電機 ・再循環系, 主蒸気漏えい抑制系 ・原子炉給水系, 復水系, 循環水系 他		①,③
	4A-1	M/C 2B-1制御電源(常用電源系)		3
	4A-2	M/C 2B-2制御電源(常用電源系)		3
原子炉建屋付属棟	4B-1	P/C 2B-1制御電源(常用電源系)		3
1階	4B-2	P/C 2B-2制御電源(常用電源系)		3
直流125V主母線盤2 B	4C-1	P/C 2B-3制御電源(常用電源系)		3
	4C-2	P/C 2B-5制御電源(常用電源系)		3
	5A-2	M/C 2E制御電源(常用電源系)		3
	5B-2	再循環系ポンプ低周波MGセットB 発電機遮断器用制御電源		1)
	5C-1	2 D D/G初期励磁電源		2
	5C-2	2 D D/G制御電源	8h	2
	1	再循環系ポンプ低周波MGセットB 制御電源		1)
	2	移動式炉内核計装		2
	3	安全保護系ロジックCH. B		1
	5	常用系故障表示]	3
原子炉建屋付属棟	7	サービス建屋直流電源		3
1階 直流125V分電盤2B	10	復水器電気防食装置盤		3
-1	14	主発電機ロックアウト継電器G2		3
	15	廃棄物処理設備監視盤		3
	19	タービン駆動原子炉給水ポンプ封水制御故障表 示		3
	20	安全保護系MGセットシャントトリップ]	1
	21	ドライウェル除湿装置故障表示		1

※1 切り離し操作場所は添付資料1.14.3-2に示す。

2. 中央制御室内における不要直流負荷切り離し操作場所の概要図

- 1. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2C (又は2
- D)) への給電時の中央制御室における動的負荷の自動起動防止措置(1/2)

操作対象制御盤	対象スイッチ
	残留熱除去系ポンプ (A)
	残留熱除去系ポンプ (B)
H10 D001	残留熱除去系ポンプ(C)
H 1 3 - P 6 0 1	残留熱除去系レグシールポンプ
	低圧炉心スプレイ系ポンプ
	低圧炉心スプレイ系レグシールポンプ
	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ A
	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ B
	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプC
H 1 3 – P 6 0 2	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプD
1113 F002	原子炉建屋床ドレンサンプポンプA
	原子炉建屋床ドレンサンプポンプB
	原子炉建屋床ドレンサンプポンプC
	原子炉建屋床ドレンサンプポンプD
	補機冷却系海水系ポンプ (A)
	補機冷却系海水系ポンプ (B)
C P = 3	原子炉補機冷却系ポンプ (A)
Cr - 3	原子炉補機冷却系ポンプ (B)
	タービン補機冷却水ポンプ (A)
	タービン補機冷却水ポンプ (B)
C P - 5	中央制御室換気系空気調和機ファン(A)
C P = 5	中央制御室換気系空気調和機ファン(B)

- 1. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2C (又は2)
- D)) への給電時の中央制御室における動的負荷の自動起動防止措置 (2/2)

操作対象制御盤	対象スイッチ
	中央制御室換気系フィルタ系ファン(A)
	中央制御室換気系フィルタ系ファン(B)
	SWGRエアーハンドリングユニットファン (A)
	SWGRエアーハンドリングユニットファン (B)
	バッテリー室エアーハンドリングユニットファン (A)
	バッテリー室エアーハンドリングユニットファン (B)
C P – 5	バッテリー室排気ファン(A)
	バッテリー室排気ファン(B)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機 (A)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機 (B)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機(C)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機 (D)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機(E)
	非常用ガス再循環系排風機(A)
C P = 6	非常用ガス再循環系排風機(B)
C F = 0	非常用ガス処理系排風機 (A)
	非常用ガス処理系排風機(B)

- 2. 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (P/C 2C (又は2
- D)) への給電時の中央制御室における動的負荷の自動起動防止措置(1/2)

操作対象制御盤	対象スイッチ
H 1 3 - P 6 0 1	残留熱除去系レグシールポンプ
	低圧炉心スプレイ系レグシールポンプ
	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ A
	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ B
	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプC
H 1 3 - P 6 0 2	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプD
1113 1002	原子炉建屋床ドレンサンプポンプA
	原子炉建屋床ドレンサンプポンプB
	原子炉建屋床ドレンサンプポンプC
	原子炉建屋床ドレンサンプポンプD
	原子炉補機冷却系ポンプ(A)
C P = 3	原子炉補機冷却系ポンプ(B)
C P - 3	タービン補機冷却水ポンプ (A)
	タービン補機冷却水ポンプ (B)
C P = 5	中央制御室換気系空気調和機ファン(A)
C P = 5	中央制御室換気系空気調和機ファン(B)

- 2. 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (P/C 2C (又は2
- D)) への給電時の中央制御室における動的負荷の自動起動防止措置 (2/2)

操作対象制御盤	対象スイッチ
	中央制御室換気系フィルタ系ファン(A)
	中央制御室換気系フィルタ系ファン(B)
	SWGRエアーハンドリングユニットファン (A)
	SWGRエアーハンドリングユニットファン (B)
	バッテリー室エアーハンドリングユニットファン (A)
	バッテリー室エアーハンドリングユニットファン (B)
C P – 5	バッテリー室排気ファン(A)
	バッテリー室排気ファン(B)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機 (A)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機 (B)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機(C)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機 (D)
	ドライウェル内ガス冷却装置送風機(E)
	非常用ガス再循環系排風機(A)
C P = 6	非常用ガス再循環系排風機(B)
C F = 0	非常用ガス処理系排風機 (A)
	非常用ガス処理系排風機(B)

1. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2C) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト

操作場所	名称	操作内容
原子炉建屋付属棟地下2階 M/C 2C	補機冷却系海水系ポンプ(A)	制御電源「切」
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(A)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ(A)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2C-1	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下2階 P/C 2C	原子炉補機冷却系ポンプ (A)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2C-2	制御電源「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (A)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-4	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 C D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2A	2 C D/G制御用電源	電源「切」
原子炉建屋付属棟地下1階 M/C 2D	補機冷却系海水系ポンプ (B)	制御電源「切」
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(B)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ(B)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2D-1	制御電源「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ(B)	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下1階	タービン建屋 MCC 2D-2	制御電源「切」
P/C 2D	タービン補機冷却水ポンプ(B)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-7	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-3	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-8	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-4	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 D D/G初期励磁電源	制御電源「切」
直流125V主母線盤2B	2 D D/G制御用電源	制御電源「切」

2. 常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2D) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト

操作場所	名称	操作内容
原子炉建屋付属棟地下2階 M/C 2C	補機冷却系海水系ポンプ(A)	制御電源「切」
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(A)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ(A)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2C-1	制御電源「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ(A)	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下2階	タービン建屋 MCC 2C-2	制御電源「切」
P/C 2C	タービン補機冷却水ポンプ (A)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-7	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-3	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-8	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-4	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	D/G 2C初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2A	D/G 2C制御用電源	電源「切」
原子炉建屋付属棟地下1階 M/C 2D	補機冷却系海水系ポンプ (B)	制御電源「切」
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(B)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ (B)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2D-1	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下1階 P/C 2D	原子炉補機冷却系ポンプ(B)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2D-2	制御電源「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (B)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-4	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 D D/G初期励磁電源	制御電源「切」
直流125V主母線盤2B	2 D D/G制御用電源	制御電源「切」

3. 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (P/C 2C) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト

操作場所	名称	操作内容
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(A)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ (A)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2C-1	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下2階	原子炉補機冷却系ポンプ(A)	制御電源「切」
P/C 2C	タービン建屋 MCC 2C-2	制御電源「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (A)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-4	制御電源「切」
	P/C 2C受電遮断器	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 C D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2A	2 C D/G制御用電源	電源「切」
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(B)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ(B)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2D-1	制御電源「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ(B)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2D-2	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下1階 P/C 2D	タービン補機冷却水ポンプ (B)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-7	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-3	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-8	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-4	制御電源「切」
	P/C 2D受電遮断器	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 D D/G初期励磁電源	制御電源「切」
直流125V主母線盤2B	2 D D/G制御用電源	制御電源「切」

4. 可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (P/C 2D) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト

操作場所	名称	操作内容
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(A)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ (A)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2C-1	制御電源「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ(A)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2C-2	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下2階 P/C 2 C	タービン補機冷却水ポンプ (A)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-7	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-3	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-8	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-4	制御電源「切」
	P/C 2C受電遮断器	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 C D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2A	2 C D/G制御用電源	電源「切」
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(B)	制御電源「切」
	制御棒駆動水ポンプ (B)	制御電源「切」
	タービン建屋 MCC 2D-1	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟地下1階	原子炉補機冷却系ポンプ (B)	制御電源「切」
P/C 2D	タービン建屋 MCC 2D-2	制御電源「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (B)	制御電源「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-4	制御電源「切」
	P/C 2D受電遮断器	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 D D/G初期励磁電源	制御電源「切」
直流125V主母線盤2B	2 D D/G制御用電源	制御電源「切」

5. 所内常設直流電源喪失時の常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2C) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト (1/2)

操作場所	名称	操作内容
	M/C 2A-2連絡	制御電源「切」 遮断器「切」
	補機冷却系海水系ポンプ(A)	制御電源「切」 遮断器「切」
原子炉建屋付属棟地下2階 M/C 2C	M/C 2E連絡	制御電源「切」 遮断器「切」
	2 C D/G受電	制御電源「切」 遮断器「切」
	緊急用M/C連絡	遮断器「入」*1
	P/C 2C受電	遮断器「入」**1
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	P/C 2D連絡	遮断器「入」
	制御棒駆動水ポンプ(A)	制御電源「切」 遮断器「切」
原子炉建屋付属棟地下2階 P/C 2C	タービン建屋 MCC 2C-1	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ(A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン建屋 MCC 2C-2	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-4	制御電源「切」 遮断器「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 C D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2A	2 C D/G制御用電源	電源「切」
原子炉建屋付属棟1階 直流125V充電器A	125V系蓄電池A系	電源「切」
	M/C 2B-2連絡	制御電源「切」 遮断器「切」
	補機冷却系海水系ポンプ(B)	制御電源「切」 遮断器「切」
原子炉建屋付属棟地下1階 M/C 2D	M/C 2E連絡	制御電源「切」 遮断器「切」
	2D D/G受電	制御電源「切」 遮断器「切」
	緊急用M/C連絡	制御電源「切」**2 遮断器「切」**2

- ※1 遮断器が「切」となっている場合は「入」とする。
- ※2 制御電源及び遮断器が「入」となっている場合は「切」とする。

5. 所内常設直流電源喪失時の常設代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2C) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト (2/2)

操作場所	名称	操作内容
原子炉建屋付属棟地下1階 P/C 2D	P/C 2D受電	制御電源「切」**1 遮断器「切」**1
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	P/C 2 C連絡	遮断器「入」
	制御棒駆動水ポンプ(B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン建屋 MCC 2D-1	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ (B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン建屋 MCC 2D-2	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-7	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-3	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-8	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-4	制御電源「切」 遮断器「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 D D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2B	2 D D/G制御用電源	電源「切」
原子炉建屋付属棟1階 直流125V充電器B	125V系蓄電池B系	電源「切」

^{※1} 制御電源及び遮断器が「入」となっている場合は「切」とする。

6. 所内常設直流電源喪失時の可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2D) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト (1/2)

操作場所	名称	操作内容
原子炉建屋付属棟地下2階 P/C 2C	P/C 2C受電	制御電源「切」 ^{※1} 遮断器「切」 ^{※1}
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	制御棒駆動水ポンプ (A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	P/C 2D連絡	遮断器「入」
	タービン建屋 MCC 2C-1	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ (A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン建屋 MCC 2C-2	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (A)	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-7	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-3	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-8	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2C-4	制御電源「切」 遮断器「切」
	P/C 2C受電遮断器	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 C D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤 2 A	2 C D/G制御用電源	電源「切」
原子炉建屋付属棟1階 直流125V充電器A	125V系蓄電池A系	電源「切」

^{※1} 制御電源及び遮断器が「入」となっている場合は「切」とする。

6. 所内常設直流電源喪失時の可搬型代替交流電源設備による非常用所内電気設備 (M/C 2D) への給電時の現場による受電前準備操作対象リスト (2/2)

操作場所	名称	操作内容
原子炉建屋付属棟地下1階 P/C 2D	P/C 2D受電	遮断器「入」**1
	原子炉冷却材浄化系再循環ポンプ(B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	P/C 2 C連絡	遮断器「入」
	制御棒駆動水ポンプ(B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン建屋 MCC 2D-1	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉補機冷却系ポンプ (B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン建屋 MCC 2D-2	制御電源「切」 遮断器「切」
	タービン補機冷却水ポンプ (B)	制御電源「切」 遮断器「切」
	原子炉建屋 MCC 2D-4	制御電源「切」 遮断器「切」
	P/C 2D受電遮断器	制御電源「切」
原子炉建屋付属棟1階	2 D D/G初期励磁電源	電源「切」
直流125V主母線盤2B	2 D D/G制御用電源	電源「切」
原子炉建屋付属棟1階 直流125V充電器B	125V系蓄電池B系	電源「切」

^{※1} 遮断器が「切」となっている場合は「入」とする。

1. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から緊急用電源切替盤 にて電源給電可能な設計基準事故対処設備の電動弁リスト (交流)

	弁名称	該当条文 (技術的能力)	設計基準事故 対処設備	重大事故等 対処設備
1	残留熱除去系C系注入弁	47条(1.4)	MCC 2D7/5A	緊急用MCC
2	低圧炉心スプレイ系注入弁	47条(1.4)	MCC 2C8/9D	緊急用MCC
3	残留熱除去系熱交換器(A)海水出口流量調節弁	48条(1.5)	MCC 2C5/7D	緊急用MCC
4	残留熱除去系熱交換器 (B) 海水出口 流量調節弁	48条(1.5)	MCC 2D3/4D	緊急用MCC
5	第一弁 (S/C側)	48条(1.5),50条(1.7), 52条(1.9)	_	緊急用MCC
6	第一弁(D/W側)	48条(1.5),50条(1.7), 52条(1.9)	_	緊急用MCC
7	第二弁	48条(1.5),50条(1.7), 52条(1.9)	_	緊急用MCC
8	第二弁バイパス弁	48条(1.5),50条(1.7), 52条(1.9)	_	緊急用MCC
9	残留熱除去系B系D/Wスプレイ弁	49条(1.6)	MCC 2D3/4B	緊急用MCC
10	残留熱除去系B系D/Wスプレイ弁	49条(1.6)	MCC 2D3/5C	緊急用MCC
11	残留熱除去系A系D/Wスプレイ弁	49条(1.6)	MCC 2C9/6B	緊急用MCC
12	残留熱除去系A系D/Wスプレイ弁	49条(1.6)	MCC 2C9/6C	緊急用MCC
13	残留熱除去系A系注入弁	50条(1.7)	MCC 2C8/2D	緊急用MCC
14	残留熱除去系熱交換器 (A) バイパ ス弁	50条(1.7)	MCC 2C5/6D	緊急用MCC
15	残留熱除去系熱交換器(A)出口弁	50条(1.7)	MCC 2C3/3B	緊急用MCC
16	残留熱除去系(A)ミニフロー弁	50条(1.7)	MCC 2C3/5D	緊急用MCC
17	格納容器下部注水系ペデスタル注入 ライン流量調整弁	51条(1.8)	MCC 2D8/3E	緊急用MCC
18	格納容器下部注水系ペデスタル注入 ライン隔離弁	51条(1.8)	MCC 2D8/4E	緊急用MCC
19	原子炉冷却材浄化系吸込弁	47条(1.4)	MCC 2D5/6E	緊急用MCC
20	ドライウェル隔離弁	51条	MCC 2C3/7B	緊急用MCC
21	ドライウェル隔離弁	51条	MCC 2C3/6C	緊急用MCC

2. 常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から緊急用電源切替盤にて電源給電可能な設計基準事故対処設備の電動弁リスト(直流)

	弁名称	該当条文 (技術的能力)	設計基準事故 対処設備	重大事故等 対処設備
1	原子炉隔離時冷却系ポンプ出口弁	45条(1.2)	直流125V MCC 2 A	緊急用直流 125V MCC
2	原子炉隔離時冷却系原子炉注入弁	45条(1.2)	直流125V MCC 2 A	緊急用直流 125V MCC

緊急用電源切替盤による電源切替操作方法について

1. 概 要

緊急用電源切替盤による電源切替は、以下の2通りの操作方法で実施する。

- a) 非常用所内電気設備からの給電より代替所内電気設備からの給電 へ切り替えを行う場合
- b) 代替所内電気設備からの給電より非常用所内電気設備からの給電 へ切り替えを行う場合

2. 操作方法

- a) 非常用所内電気設備からの給電より代替所内電気設備からの給電 へ切り替えを行う場合(図1 緊急用電源切替盤操作方法 参照)
 - ①中央制御室にて「緊急用電源切替盤の非常用所内電気設備より代替所内電気設備からの受電」への切替スイッチをONにする。
 - ②中央制御室にて緊急用電源切替盤の代替所内電気設備からの受電表示の確認を行う。(緊急用電源切替盤による電源切替操作完了)

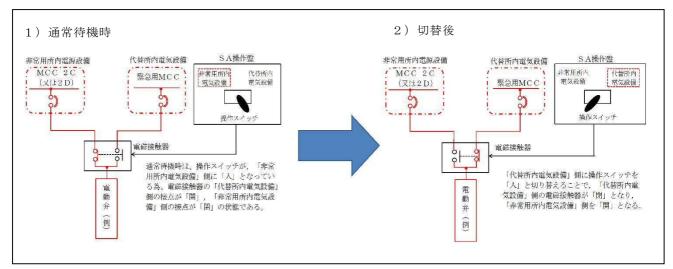
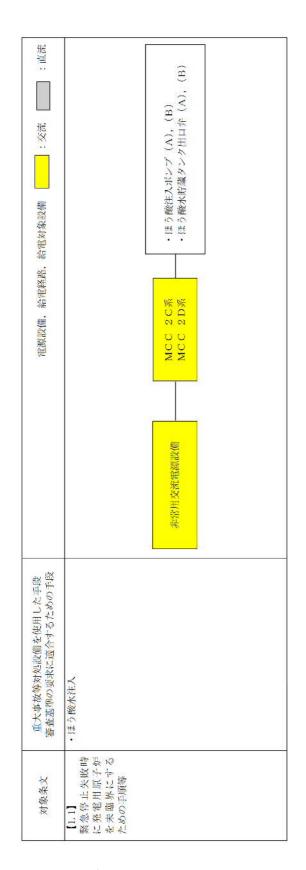


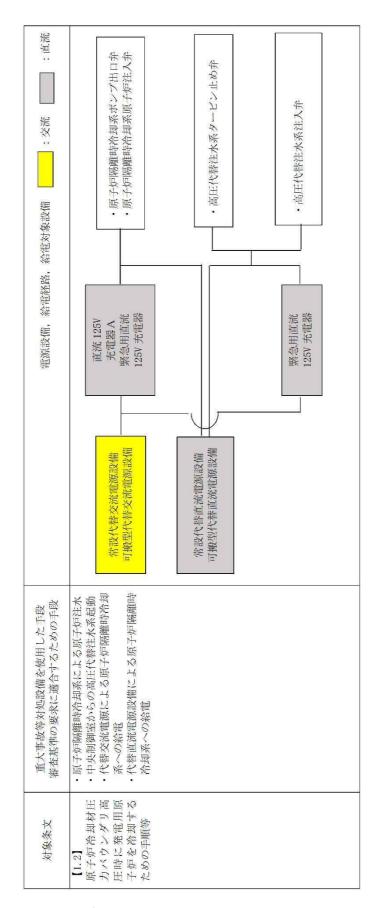
図1 緊急用電源切替盤操作方法

- b) 代替所内電気設備からの給電より非常用所内電気設備からの給電 へ切り替えを行う場合
 - ①中央制御室にて「緊急用電源切替盤の非常用所内電気設備より代替所内電気設備からの受電」への切り替えスイッチをOFFにする。
 - ②中央制御室にて緊急用電源切替盤の代替所内電気設備からの受電表示の確認を行う。(緊急用電源切替盤による電源切替操作完了)

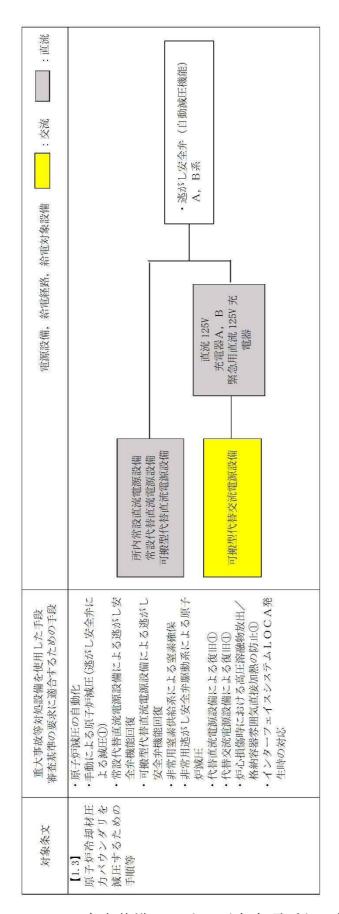
以上



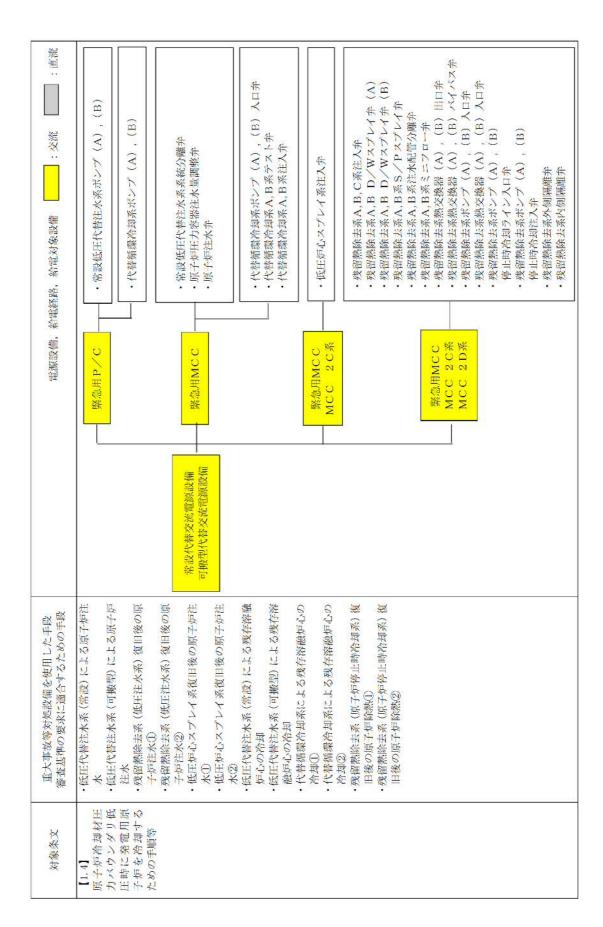
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(1/21)



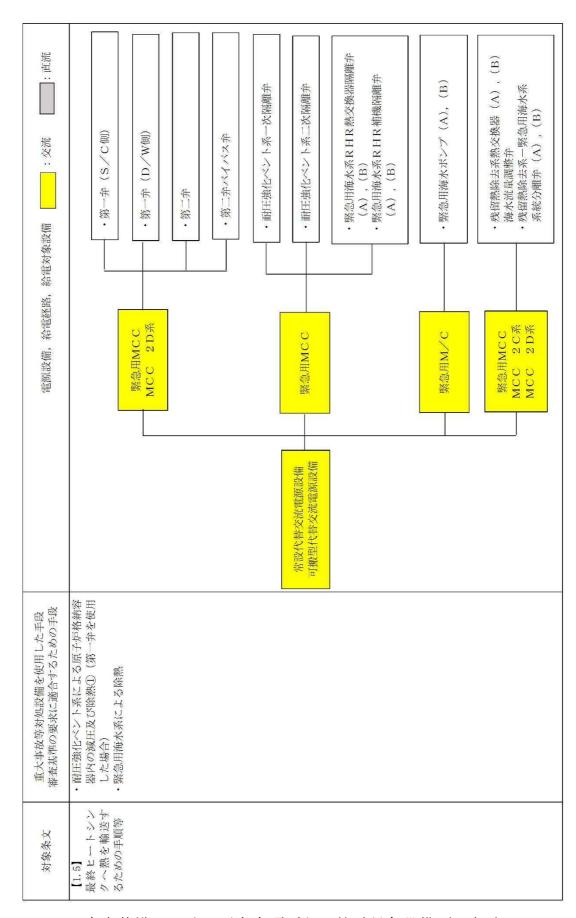
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(2/21)



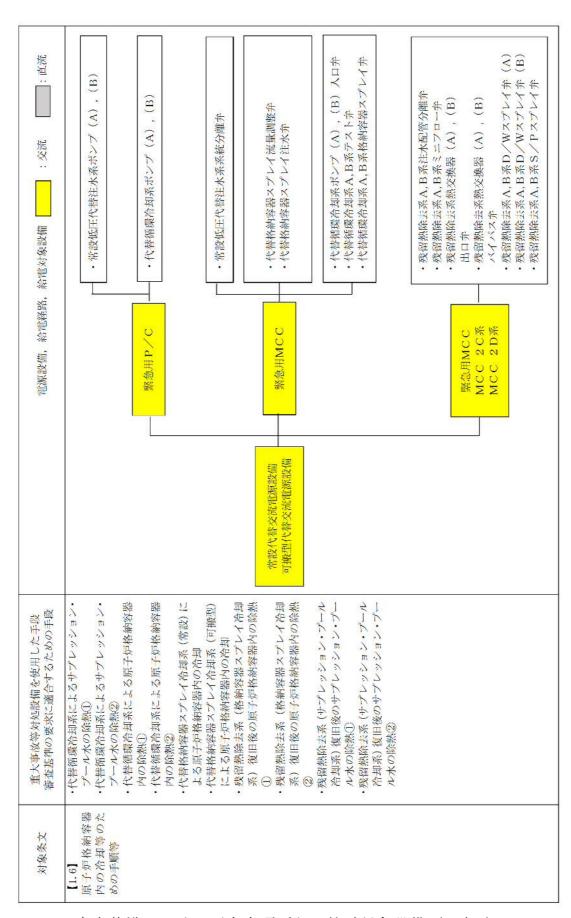
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(3/21)



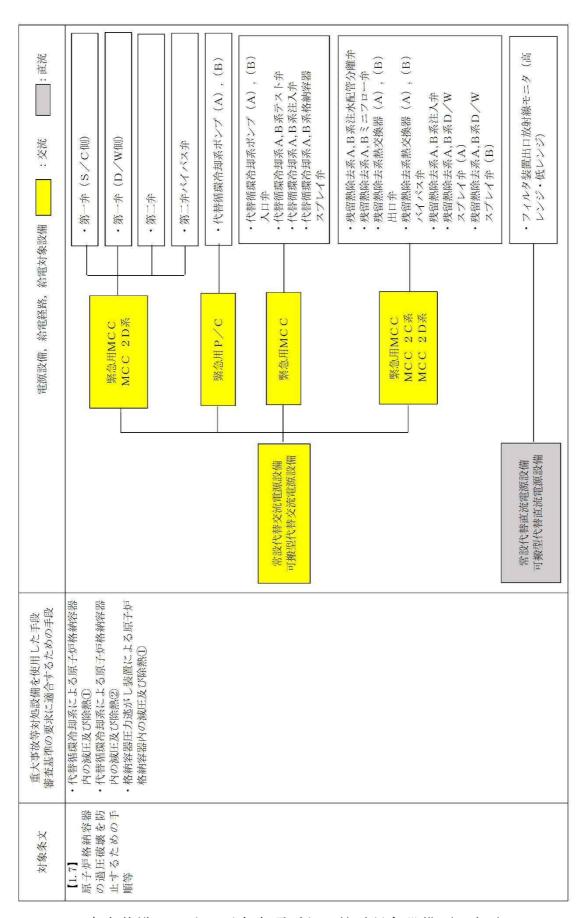
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(4/21)



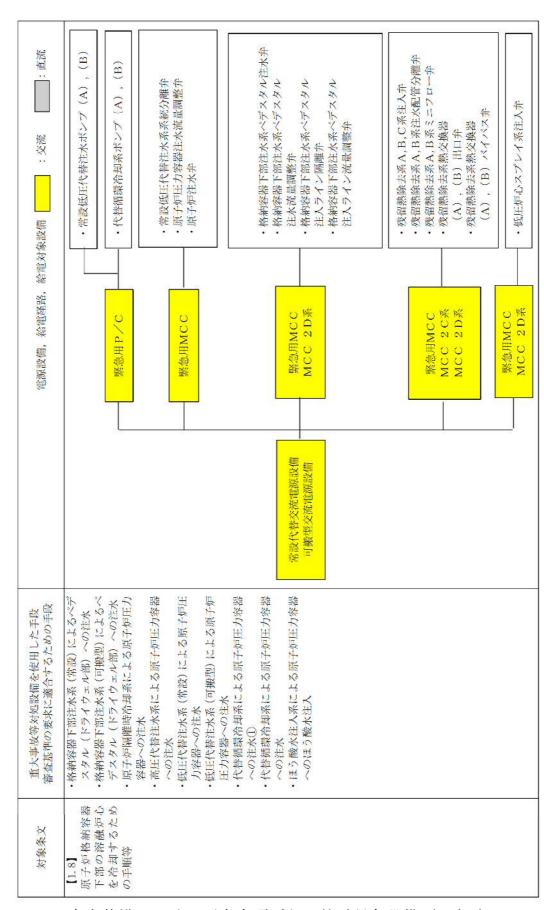
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(5/21)



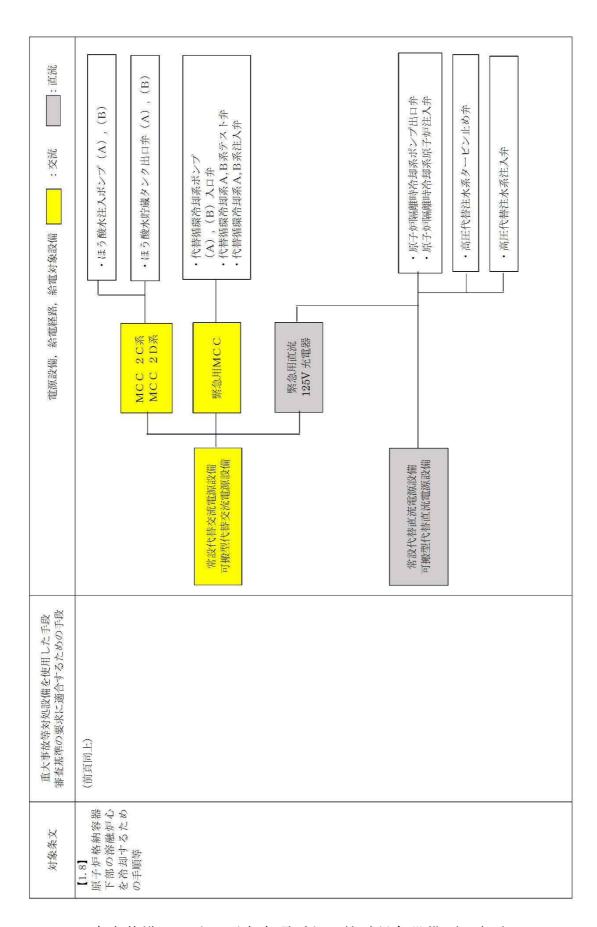
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(6/21)



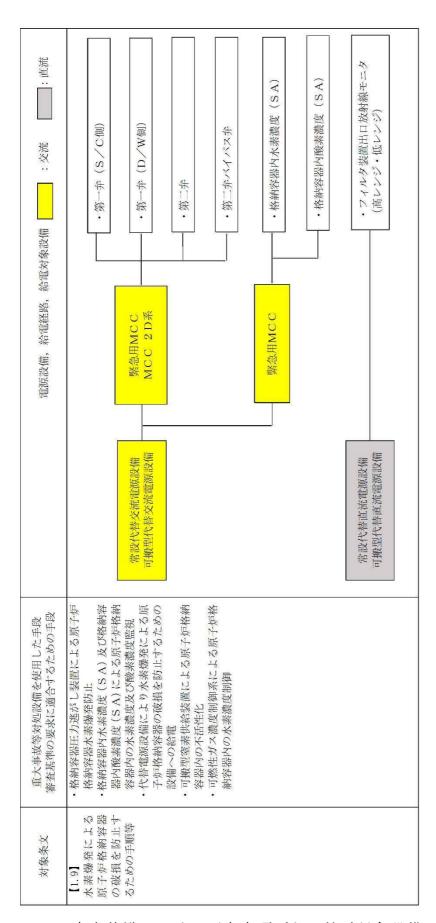
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(7/21)



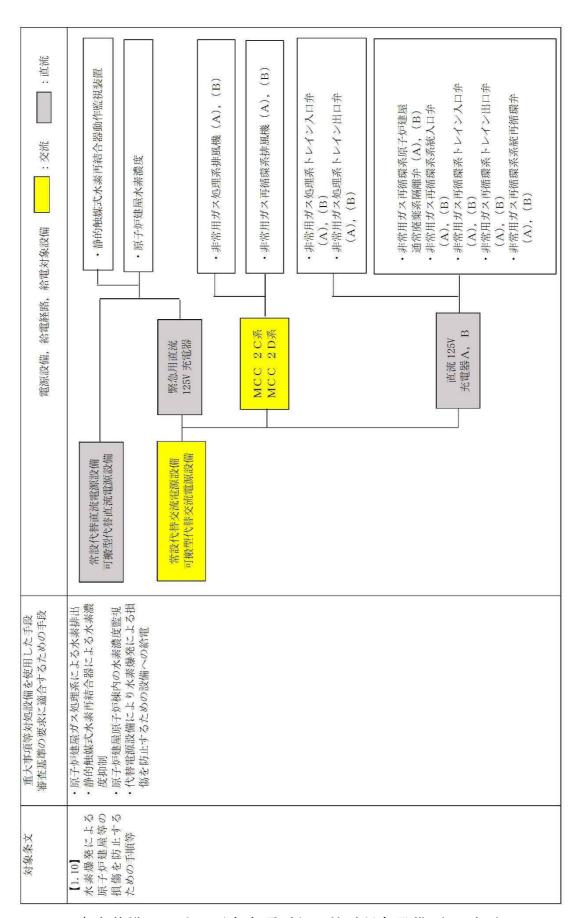
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(8/21)



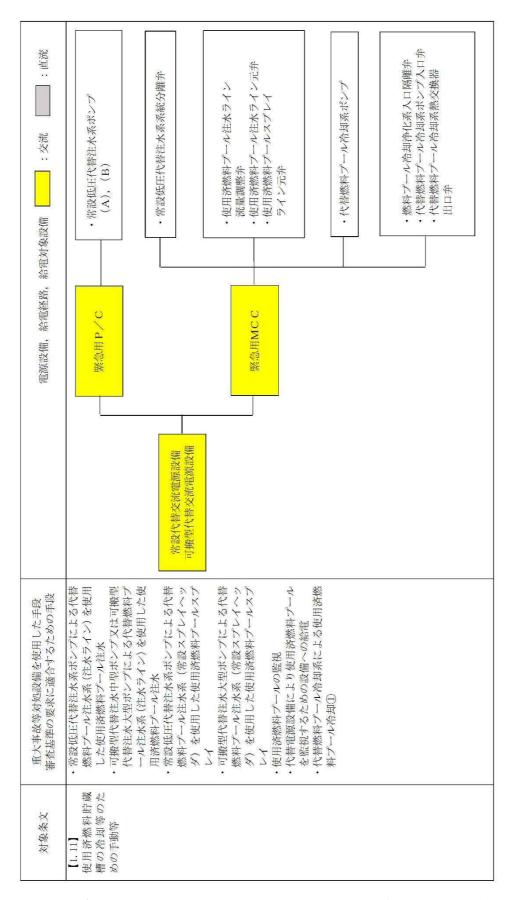
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (9/21)



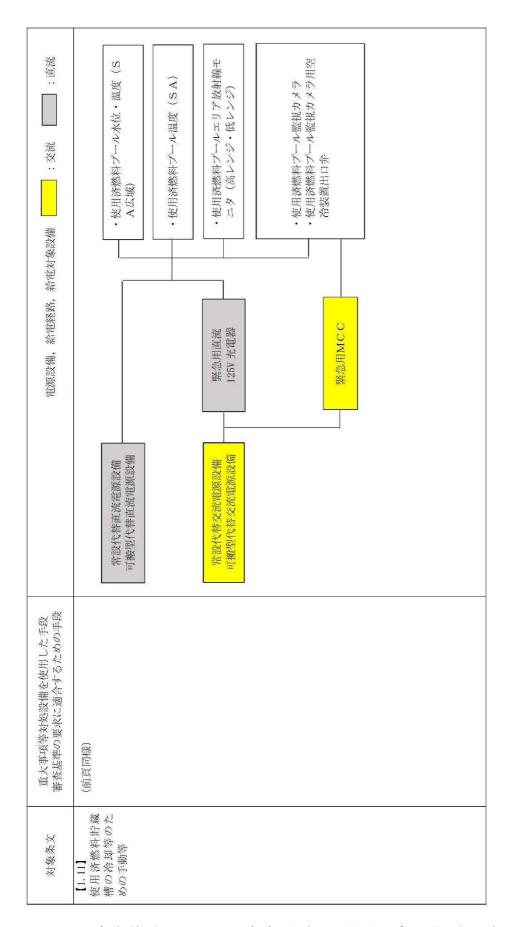
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(10/21)



審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(11/21)



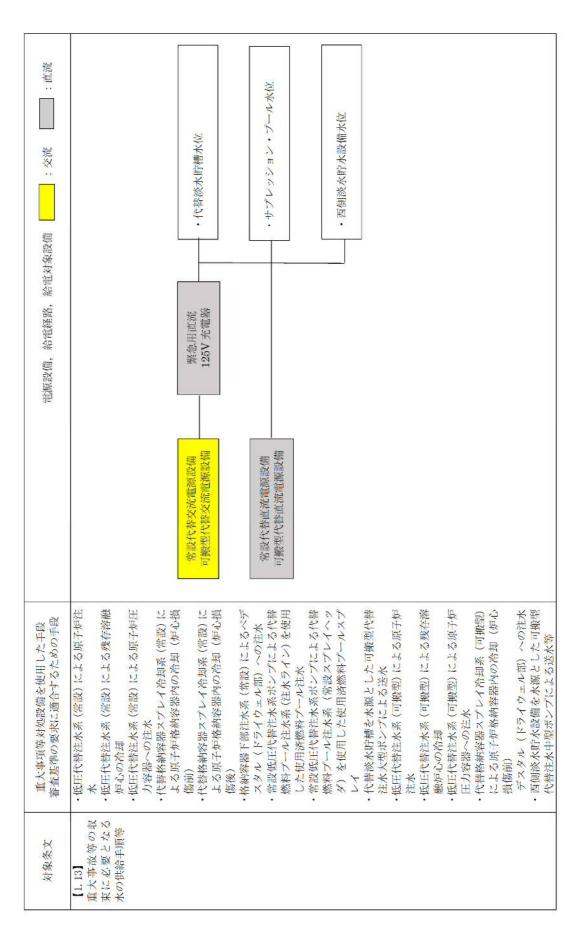
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(12/21)



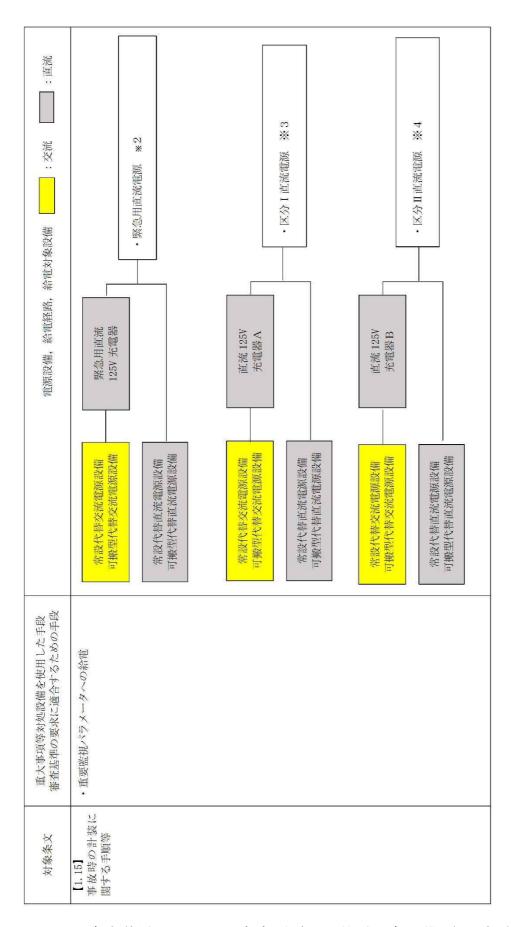
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(13/21)

電源設備,給電経路,給電対象設備 :交流 :直流	
重大事項等対処設備を使用した手段 審査基準の要求に適合するための手段	I
沙象条文	[1.12] 工場等外への放 射性物質の拡散 を抑制するため の手順等

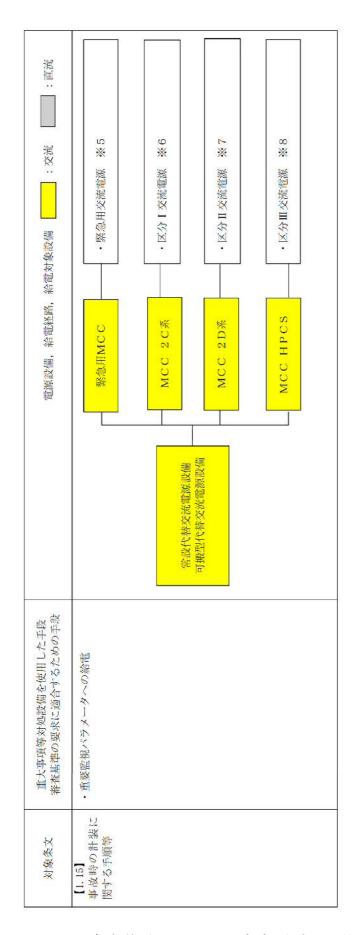
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(14/21)



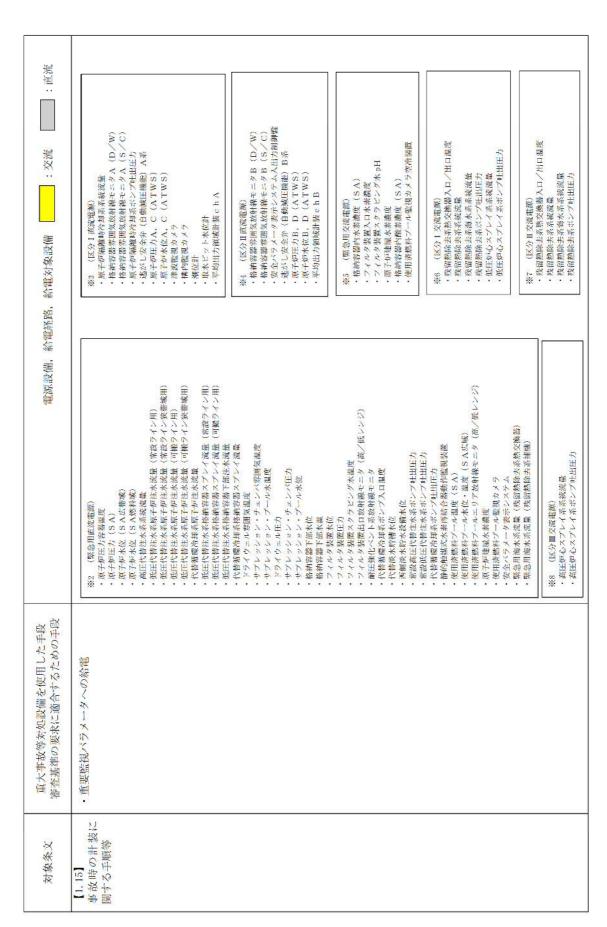
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(15/21)



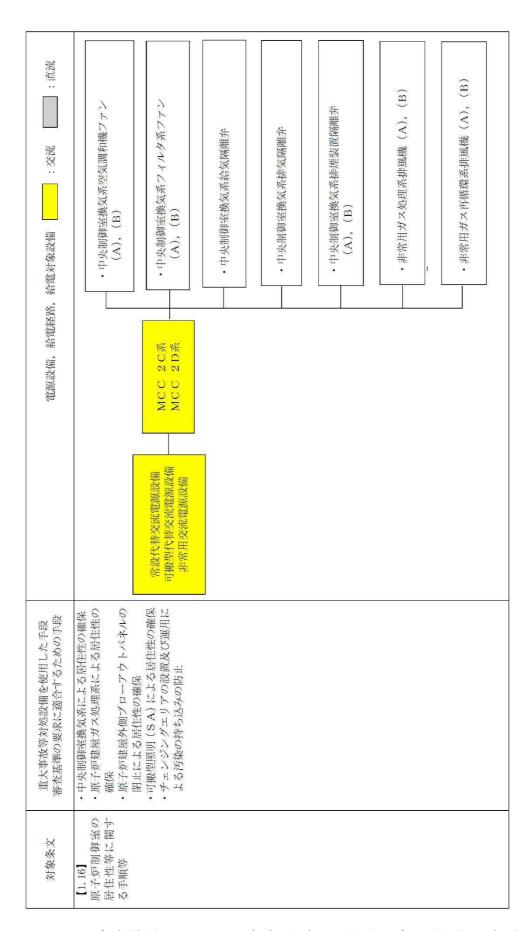
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (16/21)



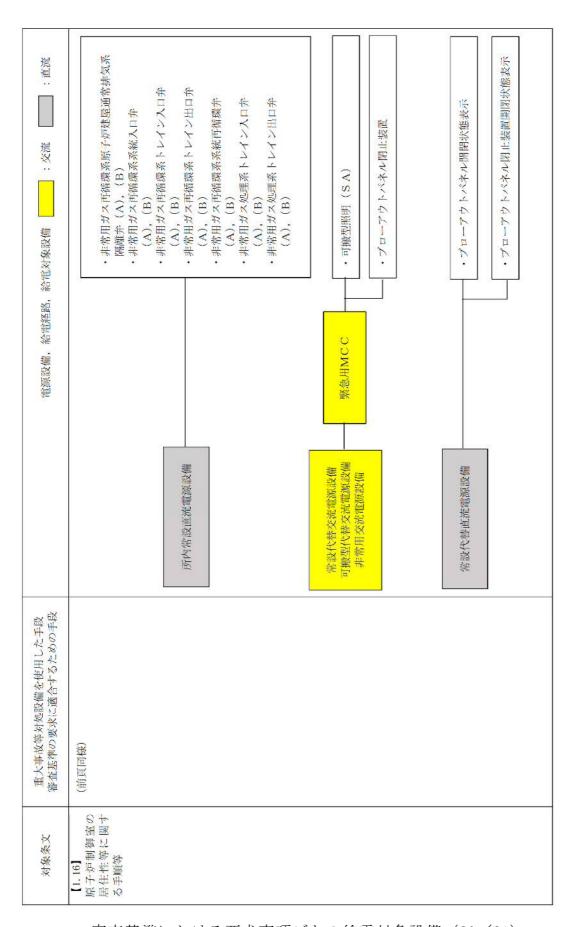
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備 (17/21)



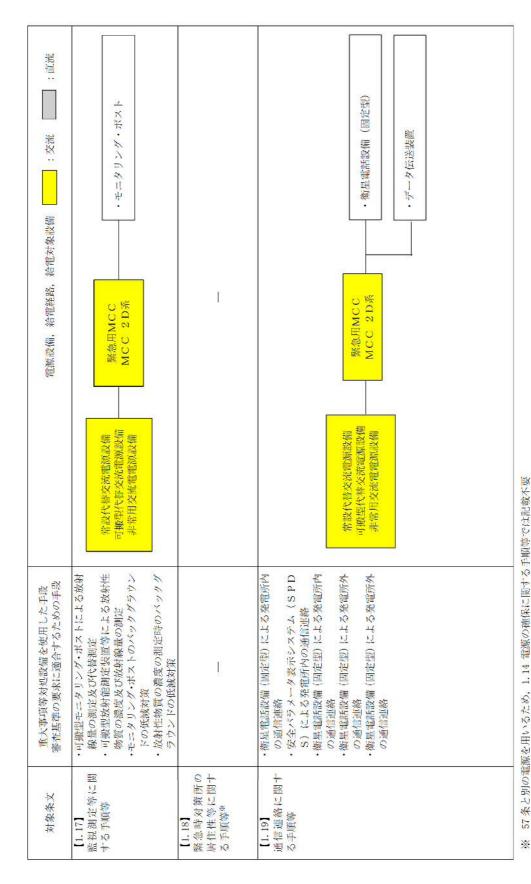
審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(18/21)



審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(19/21)



審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(20/21)



審査基準における要求事項ごとの給電対象設備(21/21)